

1930年関税法

外国との商取引を規律し、合衆国の工業を助長し、合衆国の労働者を保護及びその他の目的のための法律

合衆国議会の上院及び下院によって制定される。

第 I 編 合衆国関税率表

1

¹ 訳注：制定当時の 1930 年関税法の第 I 編は、有税品目表を規定し、第 II 編は、無税品目表を規定していた。なお、条の番号としては、第 I 編は、第 1 条のみで、そのなかに課税品目がパラグラフとして列記されており、第 II 編も同様に第 201 条のみで無税品目が、列記されている。この無税品目のパラグラフ番号は、有税品目からの通し番号（若干の欠番は、ある）となっていた。

この第 I 編と第 II 編は、関税分類法（公法 87-456、1962 年 5 月 24 日、76 Stat. 72）第 101 条(a)により、削除された。同条は、これに代えて第 I 編 合衆国関税率表を加えたが、これは、基本的な構成について規定するものの、具体的な規定は、国際貿易委員会の草案をそのまま法的な効力のあるものとして認めるものであった。統一システムの採用を規定した 1998 年包括貿易競争力法第 1204 条(a)も同様な規定であった。（具体的な規定ぶりについては、英語版の脚注を参照されたい。）

なお、「Harmonized Tariff Schedule of United States」は、あえて訳すと合衆国統一関税率表にでもなるが、Harmonized は、統一システムによるといった意味で使っているので、単に「合衆国関税率表」と訳し、「Tariff Schedule of United States」と区別する必要がある場合は、「Tariff Schedule of United States」を、適宜「旧合衆国関税率表」とする等訳しわけた。

第Ⅲ編 特別規定

第Ⅰ節 雑則

第 304 条 輸入物品及びその包装の表記

(a) 物品の原産地表示

次に規定する場合を除き、すべての外国原産の物品（又は(b)に規定する容器）で合衆国へ輸入されるものには、物品（又は(b)に規定する容器）の性質が許す限り、読みやすく、消えないように、かつ、永久的に、合衆国の最終の購買者に示すことができる方法で、はっきりと見やすい場所に、物品の原産地の英語名を表示しなければならない。財務長官は、規則により次の事項を定めることができる。

- (1) 原産地を表示するに足りる語句及び略字の特質を決定し、並びに印刷、型紙、捺印、荷札又はその他の合理的方法を規定し、又は物品（容器）のはっきりと見やすい場所を定めること。
- (2) 物品の原産地又は輸入後最終の購買者に引き渡されるまでに、通常その物品と結合される他の物品の原産地に関して、詐欺又は過誤が生じないために適当な言葉又は記号の付加を要求すること。
- (3) 次の場合に、物品の原産地表示の例外を認めること。
 - (A) 当該物品に表示ができない場合
 - (B) 当該物品が損傷なしに合衆国への積出し前に表示ができない場合
 - (C) 当該物品がその輸入について経済的に甚だ高価な費用なしに合衆国への積出し前に表示ができない場合
 - (D) 当該物品の容器への表示が充分その物品の原産地を表示する場合
 - (E) 当該物品が天然のままの物質の場合
 - (F) 輸入者の使用に供する目的で輸入され、かつ輸入されたままの状態であるかその他の状態であるかにかかわらず、販売に供されない場合
 - (G) 輸入者又はその費用で合衆国で加工しようとする場合。ただし、原産地隠匿の目的及びこの条の規定に基づく表示を抹消、破壊又は永久に隠匿する場合を除く。
 - (H) 最終購買者が物品の性質又は輸入の状況から、原産地表示がなくても原産地を必然的に知ることができると思われる場合
 - (I) 合衆国に輸入の時から 20 年以前に生産された物品の場合
 - (j) 1937 年 1 月 1 日以前 5 年以内に大量に輸入され、かつ、1937 年 7 月 1 日以降 2 年以内に財務長官がその期間原産地表示を必要としない旨を財務省週報に公告した等級又は種類の物品の場合。ただし、このパラグラフの規定は、1938 年 9 月 1 日以後において、鋸引の木材、電話、市内電車、電灯及び電信用の木製の柱並びに屋根板の束には適用しない。大統領は、1934 年 6 月 12 日の法律（19 U. S. C. 1351 to 1354）により締結された貿易協定を実行するための措置が必要であると認めるときは、このパラグラフのただし書きの効力を停止することができる。
 - (K) 当該物品が、その輸入後に経済的に甚だ高価な費用なしに表示ができない場合で、当該物品の輸入前の表示の欠如が輸入者、供給者、販売者又は船会社のこの条の遵守を無効にする意図がないこと

(b) 容器への表示

(a)(3)の規定により表示を要しない物品の場合、当該物品の直接の容器若しくはその他の容器又は財務長官が定める物品の容器について、合衆国の最終の購買者に示すことができる方法で、(a)(3)の規定が適用される物品に対する例外規定を含むこの条の規定に従って物品の原産地の英語名を表示しなければならない。物品が(a)(3)の(F)、(G)又は(H)の規定により原産地表示を要しない場合は、その物品の通常容器には、このサブセクションの規定に基づく原産地表示は要しない。輸入の際に通常使用される容器は、いかなる場合においてもその原産地の表示を要しない。

(c) 一定の管及び継手の表示

- (1) (2)に規定する場合を除き、鉄製、鋼製若しくはステンレス鋼製の管又は鉄製、鋼製若しくはステンレス鋼製、クロム合金鉄製若しくは鋳鉄製及び可鍛鋳鉄製の管継手で刻印、鋳型印、

エッチング、彫刻又は不滅インキによる刷り込みにより原産地の英語名を表示すべきものについては、(a)(3)に基づく例外は適用しない。

(2) 商品の性質上の理由により(1)に規定する5の方法の一つで表示することが技術的又は商業的に実行不可能な場合、当該物品は同等の永久的方法で表示するか、又は小口径の管若しくは管継手の場合は、容器又は包みに荷札をつけることにより表示しなければならない。

(d) 圧縮ガス用シリンダーの表示

圧縮ガスの輸送用及び貯蔵用に設計され、かつ、輸出の前に証明を受けているか否かにかかわらず、連邦規則第49編第178.36条から第178.68条までの安全基準に従って製造された圧縮ガス用シリンダーでそれぞれ刻印、鋳型印、エッチング、盛り上がり字体又は同等の永久的方法により原産地の英語名を表示すべきものについては、(a)(3)に基づく例外は適用しない。

(e) 鋳物

入口フレーム、木およびトレンチの格子、街灯柱、街灯柱の基部、鋳造電柱、ボラード、給水栓、ユーティリティボックス、マンホールのリング又はフレーム、カバー及びそれらの組立品でそれぞれ刻印、エッチング、鋳型印、彫刻又はこれらと同等の永久的な方法により原産地の英語名を設置後も見えるようになる場所に上部表面に表示すべきものについては、(a)(3)に基づく例外は適用しない。

(f) 一定のコーヒー及び茶の表示

(a)及び(b)の規定は、1995年1月1日に効力を有する合衆国関税率表第0901.21号、第0901.22号、第0902.10号、第0902.20号、第0902.30号、第0902.40号、第2101.10号及び第2101.20号に掲げる物品には適用しない。

(g) 香料の表示

(a)及び(b)の規定は、1995年1月1日に効力を有する合衆国関税率表第0904.11号、第0904.12号、第0905.00号、第0906.10号、第0906.20号、第0907.00号、第0908.10号、第0908.20号、第0908.30号、第0909.10号、第0909.20号、第0909.30号、第0909.40号、第0909.50号、第0910.10号、第0909.20号、第0909.30号、第0909.40号、第0910.50号、第0910.91号、第0910.99号、第1106.20号、第1207.40号、第1207.50号、第1207.91号、第1404.90号及び第3302.10号に掲げる物品並びに第0712.90.60号、第0712.90.8080号、第1209.91.2020号、第1211.90.2000号、第1211.90.8040号、第1211.90.8050号、第1211.90.8090号、第2006.00.3000号、第2918.13.2000号、第3203.00.8000号、第3301.90.1010号、第3301.90.1020号及び第3301.90.1050号に属する物品には適用しない。

(h) 一定の絹製品の表示

(a)及び(b)の規定は、次のいずれかに該当する物品には適用しない。

(1) 1997年1月1日に効力を有する合衆国関税率表第6214.10.10号に掲げる物品

(2) 1997年1月1日に効力を有する合衆国関税率表第5507項に掲げる物品

(i) 表示の欠如に対する付加税

輸入の際、この条の規定に基づく原産地表示がされていない物品（又は(b)に規定する容器）であって、輸出若しくは滅却又はこの条の規定に従い輸入後に表示（当該輸出若しくは滅却又は表示は、エントリーの清算前に税関の監督の下に行わなければならない、かつ、それまで税関の継続的な監視下にあるか否かを問わず認められる）されない物品は、輸入の際に有していたとみなされる価格の10%の関税を賦課、徴収され、納付しなければならない。当該関税は、刑罰の意味を持たず、及びその全部又は一部においても減免されず、いかなる理由においてもその支払いを免れることはできない。当該関税は、当該物品が通常に関税の支払いを免除されるか否かにかかわらず、法律により課される他の税に付加して賦課、徴収され、納付しなければならない。このサブセクションの規定の適用を免除されるための輸出若しくは滅却又は表示作業を監視する税関職員の報酬及び手当は輸入者が政府へ償還しなければならない。

(j) 原産地表示が行われるまでの引渡拒否

検査、調査及び鑑定のために税関の監視下に置かれる物品は、当該物品及びその輸入の他の物品（又はこれらの容器）が、この条の規定により原産地を表示し、又はこの条の(i)により支払われるべき関税の見積り額が供託されるまで、税関の監視下から開放が認められているか否かにかかわらず、引き渡されてはならない。この条の規定は、物品（又はその容器）を他の法律の規定により定められた特別な表示の手続きから除外するものと解釈してはならない。

(k) USMCA 国産品の取扱い

USMCA 国（合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に定義するもの。）の製品の資格がある物品に対するこの条の適用については

(1) (a)(3)(H)に基づく免除は、「必然的に知る」を「合理的に知る」と読み替えて適用する。

(2) 長官は、次に掲げる物品について、(a)の表示の要求を免除しなければならない。

(A) 美術作品（オリジナルに限る。）

(B) 合衆国関税率表第 6904.10 号、第 8541 項又は第 8542 項の物品

(3) (b)の規定は、(a)(3)の(E)若しくは(I)又はこのパラグラフの(B)の(i)若しくは(ii)に該当する物品の通常の容器には適用しない。

(1) 罰則

情報を隠匿する目的をもって、この法律の規定により要求される表示を抹消、破壊、撤去、隠蔽、曖昧化又は湮滅した者は、

(1) この条の最初の違反に対する有罪判決に基づき 100,000 ドル以下の罰金若しくは 1 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(2) この条の 2 回目以降の違反に対する有罪判決に基づき 250,000 ドル以下の罰金若しくは 1 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第 305 条 公序良俗に反する物品：輸入禁止

(a) 輸入禁止

何人も、合衆国に対する背信又は反発を宣伝又は促進するような事項を含むもの、合衆国の法律に対する強力な反抗を含むもの、合衆国内個人の生命、身体に対する障害の脅威を含むもの、わいせつな書籍、パンフレット、紙片、文書、広告、回章、プリント、写真、図画、その他の紙、又はそれ以外の材料による具象、画像若しくはイメージ、猥褻又は不道德な紙型、器具その他の物品、不法な堕胎のために用いられる薬剤、製薬その他の物品、宝くじ又は宝くじとして使用される紙片若しくは宝くじを宣伝するものを合衆国に輸入することは禁止される。これらの物品は、個別の輸入であるか又は輸入を認められる他の物品と同一の荷物に含まれているか否かにかかわらず、その輸入は認められない。このようなすべての物品又は荷物中に含まれた猥褻その他の禁止物品が、輸入者若しくはその代理人又は荷受人が知ることなく、若しくは承諾なしにその荷物の中に入れられたことを適当な税関職員が認める場合を除いて、これら物品を含む荷物の全部は、以下の規定により差し押さえられ、没収される。ただし、この規定する薬剤であってバルク状で輸入される場合及び当該目的のために包装されていないものはこのサブセクションの適用を受けない。更に財務長官は、その裁量に基づいて、いわゆる、古典又は承認若しくは公認された文学上又は科学上の価値ある書籍の輸入を認めることができる。ただし、裁量によりそれらの古典又は書籍の輸入を非商業的な輸入に限り認めることができる。更に、1993 年 1 月 1 日以後において、この条の規定は、カナダで印刷され合衆国の宝くじのために使用される宝くじ又は宝くじとして使用される紙片若しくは宝くじを宣伝するものには適用しない。

(b) 執行手続

当該書籍その他の物件が次において発見された後、以下に規定する地方裁判所の判決を待つために適当な税関職員によって差し押さえられ、保管される。当該税関職員の決定に対してはいかなる不服申立ても合衆国国際貿易裁判所に提訴することはできない。書籍その他の物件の差し押さえ後、当該税関職員は、次のいずれかを管轄する合衆国検事にそれに関する情報を送付する。

(1) 差し押さえを行った官署

(2) 当該書籍その他の物件の送付先

合衆国検事は、地方裁判所において差し押さえられた書籍その他の物件に対する没収及び滅却の手続きを開始するものとする。差し押さえられた書籍その他の物件が、この条によって輸入を禁止されている性質のものであるという判決を受けた場合は、滅却が命じられ、滅却される。差し押さえられた書籍その他の物件が、この条によって輸入を禁止されている性質のものでないという判決を受けた場合は、この条に基づく排除を受けずにエントリーされるものとする。当該手続において、利害関係を有するいかなる当事者も問題となる事実を陪審によって決定するように要求できる。また、いかなる当事者も通常の訴訟行為及び手続と同様に、上訴及び再審の権利を有する。

- (c) (a)及び(b)の規定にかかわらず、税関職員がわいせつ物品を合衆国へ輸入若しくはもたらされた後に発見し、又は合衆国へ輸入若しくはもたそうとするのを発見したときは常に、合衆国検事に対してこの条に基づく没収手続の開始のために事件を付託できる。当該手続は、当該物品が差し押さえられてから遅くとも 30 日以内に開始されなければならない。当該差押及び没収は、権利者が許される時間制限を過ぎて行動を延期することについて責任があり、又は手続が憲法上の主張に対する考慮中、延期されているときは、遅延による無効とはならない。
- (d) 没収手続の延期
合衆国による申立てに基づき、法廷は、この条に基づく行政上の没収手続を、関係する刑事上の事項が終了するまで停止しなければならない。
- (b)² 刑事手続における没収手続の条件
- (1) (a)にかかわらず、税関は刑事手続が適当であり、又はエントリーの時に差し押さえられた申立ての対象のわいせつ物品に関する刑事上の調査を正当であると思われるときは、その適当な税関職員は、直ちに当該差押に関する情報をその名宛人の居住地を管轄する合衆国検事に送付する。この差押に関する名宛人又は荷受人に対するいかなる通告も当該送付のときには、必要とされない。
 - (2) これらの情報を受領後、当該合衆国検事は、直ちにこの条に基づく没収のための該当物品の送付が、当該差押に関する刑事上の調査を処理する政府の能力に重要な影響を与えるか否かについての検事の意見を決定する。
 - (3) 合衆国検事が当該送付に関する刑事上の調査に支障はない判断したときは、当該合衆国検事は、直ちにその旨を関税庁に書面で通知する。適当な税関職員は、直ちに差押を名宛人又は荷受人に書面で通知し、差押を行った官署を管轄する合衆国検事に当該差押に関する情報を送付する。このサブセクションの(1)から(3)に規定する行動は、名宛人の居住地を管轄する合衆国検事が、このサブセクションの(2)において要求される決定が、この最終期限に合致した期間内に行われることができないことを証拠づける特定の明白な事実を含む書面で証明した場合を除き、没収の申立てが、差押の 14 日間に行われることに適合した期間内に行わなければならない。この場合、このサブセクションの(1)から(3)に規定する行動は、差押の 21 日間に行われることに適合した期間内に行わなければならない。
 - (4) 名宛人の居住地を管轄する合衆国検事が、その調査への物質的侵害がその照会の結果としておこると推定した場合、当該合衆国検事は、この条に基づく没収についての事項の照会がその差止めに関する刑事上の調査を処理する政府の能力に重要な影響を与えることを、差止めの 14 日以内にその証明の日付を記録する。その証明は、没収についての照会を保留することが必要であることを証拠づける特定の明白な事実を含めて発行しなければならない。
 - (5) (A) 刑事上の調査目的において、没収についての照会の保留をすでに要しないように事情が変更したら直ちにた合衆国検事は、その旨を関税庁に書面で通知し、(4)に規定する証明の写しも同様に送付する。
(B) 可能な刑事訴追のための合衆国検事へのいかなる照会に関しても、(5)(A)は適用されないので、合衆国検事は、直ちに関税庁に書面で当該事項の処分に関して、訴追を開始するか取下げするかを通知し、(4)に規定する証明の写しも同様に送付する。
(C) 適当な税関職員は、(A)又は(B)に規定する通報を受領後、直ちに差押の名宛人又は荷受人に通知し、(4)に規定する証明及び(A)又は(B)に規定する通報の写しを含む、差押に関する情報を差押を行った官署を管轄し、(A)又は(B)に規定する通報の日から 14 日間に、(a)に従って没収手続の開始する合衆国検事に送付する。(4)に規定する証明の写し及び(A)又は(B)に規定する通報は没収の申立てに添付するものとする。
- (c) 申立てに基づく延期
法廷は、合衆国による申立てに基づき正当な理由を示すために、この条に基づく行政上の没収手続を、関係する刑事上の事項が同一又は他の裁判所に継続している間停止しなければならない。

第 307 条 囚人労働物品：輸入禁止

² 訳注「(b) 刑事手続における没収手続の条件」「(c) 申立てに基づく延期」の項番号は、その前の番号と重複しているが原文どおりである (テキストにした U. S. Code にも "Soinoriginal. Twosubsecs. (b) and (c) have been enacted. Second subsecs (b) and (c) probably should be designated (e) and (f), respectively." とある。)

刑罰法令により外国において全部又はその一部が囚人労働、強制労働又は年季奉公労働若しくはこれらの併用により採掘又は生産加工された物品若しくは商品は、合衆国のいかなる港においてもエントリーを禁止され、従って輸入は禁止される。強制労働又は年季奉公労働若しくはこれらの併用により採掘又は生産されたすべての物品若しくは商品についてのこの条の規定は 1932 年 1 月 1 日から効力を発する。この条において、「強制労働」とは、その不履行に対する処罰によって威嚇して無理に行わせ、又はその労働者が自発的に提供しないような労働又は奉仕をいう。この条の適用において、「強制労働又は年季奉公労働」には、「強制又は年季奉公児童労働」を含む。

第 308 条 犬及び猫の毛皮製品の輸入禁止

(a) 定義

この条において、

(1) 猫の毛皮

「猫の毛皮」とは、フェリウス・カタスの動物の毛皮及び皮をいう。

(2) 州際通商

「州際通商」とは、合衆国の州、属領若しくは領地若しくはコロンビア特別又は外国との間の販売のための運送、貿易又は使用をいう。

(3) 関税法

「合衆国の関税法」とは、関税庁が執行又は管理するその他の法律及び規則をいう。

(4) 指定当局

「指定当局」とは、(b)(1)(A)に基づく禁止については、財務長官、(b)(1)(B)に基づく禁止については大統領（又はその指定した者）をいう。

(5) 犬の毛皮

「犬の毛皮」とは、カニス・ファミリアリウスの動物の毛皮及び皮をいう。

(6) 犬及び猫の毛皮製品

「犬及び猫の毛皮製品」とは、犬の毛皮、猫の毛皮又はその両方を一部又は全部に含み、又は構成要素としているいかなる種類の製品をいう。

(7) 者

「者」には、個人、共同経営体、会社、団体、組織、商業結合体、政府機関及び合衆国の司法管轄に属するその他の機関を含む。

(8) 合衆国

「合衆国」とは、合衆国関税率表の一般注釈 2 に規定する合衆国関税領域をいう。

(b) 禁止

(1) 総則

何人も次の行為は違法とする。

(A) 犬及び猫の毛皮製品を合衆国へ輸入し、又は合衆国から輸出すること

(B) 犬及び猫の毛皮製品を、合衆国の州際通商に導入し、州際通商に導入するために製造し、州際通商において販売し、取引をし、若しくは広告し、又は州際通商において販売の申し出をし、運送し若しくは配送すること

(2) 除外

このサブセクションは、死んだ個人的ペットの物の（剥製を含む。）非商業目的の輸入、輸出又は運送には適用しない。

(c) 罰則及び執行

(1) 制裁金

(A) この条又はこの条に基づく規則の規定に違反した者は、合衆国法典第 18 編又はその他の法律の規定により科せられるその他の制裁金又は刑罰に加えて、指定当局により次の額を超えない制裁金を科せられるものとする。

(i) 情を知り、及び故意の各違反につき 10,000 ドル

(ii) 重大な過失による各違反につき 5,000 ドル

(iii) 過失による各違反につき 3,000 ドル

(B) 禁止

指定当局は、ある者が、情を知り、及び故意又は重大な過失によるこの条又はこの条に基

づく規則の規定に違反して、最終行政決定で制裁金を科せられることになる常習的又は習慣的な行動を取りつづけていると認定した場合、毛皮製品の合衆国への輸入、又は合衆国における輸出、輸送、配送、製造若しくは販売を禁止することができる。

(C) 罰則の量刑の要素

このパラグラフに基づく、制裁金の額について、指定当局は、有責度、この条に基づく過去の違反歴、支払能力、違反の程度及びその他の公平上必要な要素を勘案するものとする。

(D) 告知

このパラグラフに基づく制裁金は、告知をされ、かつ、合衆国法典第 5 編第 554 条による聴聞の機会を与えられることなしに科されないものとする。

(2) 没収

この条又はこの条に基づく規則の規定に反して製造、取得、占有、販売、購入、販売若しくは購入の申し出、輸送、配送、受取、運送、船積み、輸入又は輸出された犬及び猫の毛皮製品は、合衆国に没収される。

(3) 執行

財務長官は、(b)(1)(A)に基づく禁止についてこの条の規定を執行するものとし、大統領は、(b)(1)(B)に基づく禁止についてこの条の規定を執行するものとする。

(4) 規則

この条の制定後 270 日以内に、指定当局は、公告及び意見を述べる機会を与えた後、この条の規定を執行する規則を制定するものとする。財務長官の規則は、国内か外国かを問わず、州際通商における販売又は消費を意図する物品に含まれる毛皮の種類を決定する手続の確実性を示すことにより、関税庁が承認することのできる試験研究所の方法を規定するものとする。ある物に含まれる毛皮の種類のための関税庁が承認した試験研究所の使用は、(b)の適用について、この条に基づく責任を解除するために必要なものではない。ただし、ある者が、輸入された物品が当該試験研究所で試験され、かつ、当該物品に犬又は猫の毛皮製品が発見されなかったことを証明できる場合、当該者が(6)の目的において合理的な注意をしていたかを決定する要素とすることができる。

(5) 懸賞金

指定当局は、この条又はこの条に基づく規則の規定の違反について、制裁金の賦課、禁止又は所有物の没収を確立させ、又は導く情報を提供した者に 500 ドル

(6) 確認防御

この条の違反で告発されている者は、当該者が、優越な証拠により当該者が次のことについて合理的な注意をしていたことを証明した場合、当該違反によってこの条に基づき科せられる処分に対抗することができる。

(A) 当該違反を申し立てられている物品の性質の決定

(B) 当該物品に添付された文書、包装及び表示が当該物品の性質について正確であることを確保すること

(7) 他の法との関係

この条のいかなる規定も、合衆国の関税法に基づく財務長官の職務及び責任をいかなる形であっても停止又は制限するものではない。

(d) 一定の違反者の名前の公表

指定当局は、すくなくとも毎年 1 回、合衆国関税領域内に存在するかしないか又は合衆国の司法管轄に服するかしないかを問わず、この条に基づき、故意又は重大な過失による違反で制裁金を科されることになった最終行政決定で対象となった供給者、生産者、販売者、輸入者又は輸出者の名称を連邦官報で公表するものとする。

第 309 条 特定の船舶及び航空機に対する供給品

(a) 関税及び内国税の免除

外国又は内国産品は、財務長官の定める規則により保税倉庫、保税倉庫以外の場所における税関監視又は外国貿易地帯から関税及び内国税を課せられることなく、若しくは内国税保税倉庫、醸造所、葡萄酒製造所構内又は葡萄酒保管のための保税構内から内国税を課せられることなく次の目的のために引き取ることができる。

- (1) 次のものへの供給（備品を除く。）
 - (A) 合衆国のために運行されている船舶又は航空機。
 - (B) 漁業若しくは捕鯨に従事し、又は現に外国貿易又は合衆国の大西洋岸と太平洋岸の港相互間、合衆国とその領土との間、ハワイと合衆国の他の部分との間若しくはアラスカと合衆国の他の部分との間の交易に従事する合衆国の船舶。
 - (C) 現に外国貿易又は合衆国とその領土との間、ハワイと合衆国の他の部分との間若しくはアラスカと合衆国の他の部分との間の交易に従事する合衆国の登録された航空機
 - (2) 次のものへの供給（備品を含む。）及び修理。
 - (A) 外国の軍艦。
 - (B) 漁業若しくは捕鯨に従事し、又は現に外国貿易又は当該交易が外国船舶に認められている場合において、合衆国の大西洋岸と太平洋岸の港相互間、合衆国とその領土との間、ハワイと合衆国の他の部分との間又はアラスカと合衆国の他の部分との間の交易に従事する外国船舶
 - (3) 当該交易が外国航空機に認められている場合において、合衆国とその領土との間、ハワイと合衆国の他の部分との間又はアラスカと合衆国の他の部分との間の交易に従事する及び合衆国とその領土との間、ハワイと合衆国の他の部分との間又はアラスカと合衆国の他の部分との間の交易に従事する外国において登録されている航空機への供給（備品を含む。）、地上支援、整備及び修理 このサブセクションに基づく無税引取りは、もっぱらハワイ又はアラスカと他の空港若しくは太平洋岸の港との間のみ運行する船舶又は航空機に対する石油製品には適用しない。
- (b) 戻税
保税倉庫、保税工場、保税倉庫以外の場所における税関監視又は外国貿易地帯から引き取られた物品、輸入品、国内において製造若しくは生産された物品で、合衆国船舶若しくは航空機又は外国船舶若しくは航空機に供給品（備品を含む。）として積載され、又は地上支援、整備若しくは修理のために搭載又は使用される物品は、この法律の戻税に関する規定の意味において輸出されたものとみなす。
- (c) 合衆国へ搬入又は返送される物品
この条又は第 317 条の規定により関税及び内国税を免除若しくは戻税が認められた物品で、その後当該船舶若しくは航空機から合衆国へ搬入又は返送されたものは、外国からの輸入品として取り扱われるものとする。
- (d) 互恵的特権
外国において登録されている航空機に対するこの条又は第 317 条の規定に基づく特権は、財務長官が商務長官から、当該外国が実質的に、合衆国に登録された航空機に関して互恵的特権を認め又は認めると決定した旨の勧告を受けた場合に限り認められる。商務長官が、ある外国がこの特権を認めることを中止又は中止しようとしていると決定した旨を財務長官に勧告する場合、この条又は第 317 条の規定に基づく特権は、その後当該外国において登録されている航空機に対しては適用しない。

第 310 条 沈没及び遺棄船舶から回収された物品の無税輸入

全部又はその一部が関税を課されるべき商品を積載した船舶が合衆国の管轄下にある河川、港湾又は水域で沈没してから 2 年を経過し、その所有者によって遺棄された場合、当該船舶を引き揚げる者は、船舶引き揚げ場所の最寄り港において当該船舶から発見された商品を関税を支払うことなく輸入することができる。ただし、財務長官が定める規則に従うものとする。

第 311 条 保税工場

全部又は一部が輸入又は内国税を課せられる材料によって製造される物品で、関税を課されず、又は内国収入印紙を貼付しないで輸出しようとする物品は、すべて、その目的のために、財務長官が定める規則に従い、かつ、財務省規則によって指定された第 6 種保税倉庫と同種の保税倉庫で製造され輸出されなければならない。ただし、当該物品の製造者は、先ず、法律のすべての条項及び財務長官が定める規則を忠実に守るための十分な担保を提供しなければならない。穀物、でん粉、砂糖（これらの全部又は一部の溶液、混合物を含む。）から蒸留酒を製造することは、保税工場においては認められない。

前段の規定によって設置された保税工場において、製造された物品が直接、当該工場から輸出され又はその目的のために任命された相応の職員の監督下に正当に運送されて直輸出される場合は、関税を免除され、収入印紙に関する要求を免除される。

1930年6月30日から90日以後に輸入された小麦から保税工場において製造された小麦粉は、当該小麦粉の輸出先の国において条約により適用される関税の軽減に等しい額を、小麦の輸入に対して支払われない限り、輸出のために保税工場から引き取ることはできない。当該製品の製造に使用される物品及びその荷作りに使用される包装箱、被覆物、容器、焼き印及び荷札は、財務長官が定める規則により内国税及び関税を支払うことなく保税工場に搬入し、又は輸入品は前述の規則に従って関税を徴収されずに保税倉庫から保税工場に搬入することができる。ただし、この特権は、保税工場の建設若しくは修繕に使用され、又は保税工場における業務遂行上使用される用具、機械若しくは装置については適用しない。

当該保税工場に移入した物品若しくは材料又はこれらから製造された物品は、直ちに輸出のために船積みし、又は外国若しくはフィリピン諸島へ直接輸出するために保税のまま運送するために、当該港の適当な税関職員によって任命された職員の監督下に、引取り若しくは移出することができる。この場合、その物品のマークその他、輸出の期日及び船名を記載してこの輸出のための船積み又は積込みのための輸送を証明するものとする。ただし、製造過程に生じる副産物（1874年3月24日の法律に基づく保税倉庫における精米から生じた屑を含む。）については、その屑又は副産物が外国から輸入されたときの法律によって課せられる関税に等しい額を支払い、国内消費用として引き取ることができる。ただし、不要材料はすべて政府の監督の下に滅却することができる。この条の規定により行われるすべての役務及び勤務は、正当に任命された税関職員の監督の下に、製造業者の費用で行わなければならない。適当な税関職員は、保税工場に移したすべての商品に関する詳細な計算書を保管しなければならず、製造業者は、担当税関職員の証明を受け、輸出品製造に使用したすべての輸入商品の明細表を含む誓約付月報を作成しなければならない。

業務開始以前に、保税工場の所有者は、当該工場において製造しようとするすべての部品の表を財務長官に提出し、製造の方法及びそれに使用されるべき成分の名称及び量を明細に示すものとする。

これらの規定により製造された物品は、財務長官が定める規則に従って輸出する目的に限り、保税倉庫へ運送のため又は移入するため引き取ることができる。ただし、全部が一国から輸入された葉たばこから製造された葉巻たばこで当該保税工場で製造されたものは、財務長官の定める規則により輸入した時の状態における葉たばこに対する関税を支払い、かつ、引取りの時の状態における葉巻たばこに対する内国税を支払うことにより国内消費用として引き取ることができる。当該葉巻たばこを入れた箱及び包装には、原料煙草の性質、原産地及び製造所を示すスタンプを押さなければならない。

改正法令第3433条の規定は、この法律に基づく保税工場及び移入商品に適用する。

第6種保税製造倉庫において精製された蒸留酒若しくは葡萄酒又は濃度調節してびん詰めされた蒸留酒は、この条の意義において製造されたものとみなされ、この条に規定する倉出し、又はこの条の規定に従い、プエルトリコで消費のために引取り若しくは再倉入れの後に引き取ることができる。ただし、消費のためにプエルトリコに引き取られるに際して、合衆国の関税法規によって課される関税は、すべての輸入品（輸入時の状態によって）並びに当該保税工場において蒸留酒又は葡萄酒の製造及び貯蔵のために使用された輸入容器について徴収される。

合衆国メキシコカナダ協定実施法第208条(a)に定義するUSMCAに基づく戻税の対象物品から保税工場で製造した物品は、同法第3条の規定により合衆国への輸入時点における状態及び質並びに重量によって関税を査定されない限り、戻税をすることはできない。この関税は、輸出の日から61日以内に支払われなければならない。ただし、当該61日以内に、当該製品に関し、そのUSMCA国において支払われた関税の額についての満足すべき証拠を提示したときはこの限りではなく、当該関税は、次のいずれか低い額を超えない額を免除又は軽減（第508条(b)(2)(B)の規定に基づく。）される。

- (1) 当該物品を合衆国に輸入されるときに課せられ又は課されるべき関税の総額
- (2) そのUSMCA国において当該物品に課された関税の総額

カナダがUSMCA国であることを終了しかつ米加自由貿易協定の運用の停止をその後終了するなら、米加自由貿易協定が有効な間は、1988年米加自由貿易協定実施法第204条(a)に基づく戻税適格物

品から保税工場で製造した物品は、合衆国への輸入時点における状態及び質並びに重量によって関税が支払われない限り、当該工場からのカナダへの輸出によって戻税をすることはできない。

合衆国チリ自由貿易協定実施法第 203 条(a)に定義するチリ F T A に基づく戻税の対象物品から保税工場で製造した物品は、合衆国への輸入時点における状態及び質並びに重量によって関税を査定されない限り、チリへの輸出のための引き取りを理由に戻税をすることはできない。この関税は、輸出の日から 61 日以内に支払われなければならない。ただし、当該関税は次のように軽減又は免除される。

- (1) 2004 年 1 月 1 日から 8 年間は 100%
- (2) 2012 年 1 月 1 日から 1 年間は 75%
- (3) 2013 年 1 月 1 日から 1 年間は 50%
- (4) 2014 年 1 月 1 日から 1 年間は 25%

第 312 条 保税精錬工場

(a) この条に定義された金属含有原料を熔解若しくは精錬し、又はその双方の業務に従事する工場において、所定の担保を提供したときは、熔解・精錬保税倉庫の指定を受けることができる。金属含有原料は、輸入の際、関税を納付することなく熔解・精錬保税倉庫に搬入し、当該保税倉庫内において国産若しくは外国産の金属含有原料とともに熔解若しくは精錬し、又はその双方を行うことができる。輸入された金属含有原料は、当該保税倉庫に搬入後、税関の監督の下、見本採取し、試金分析される。この場合の担保の額は、当該金属含有原料が国内において消費として輸入されたときに課される関税額に相当する額とする。また、この場合に課される担保の額は、その輸入された原料が、その担保の対象下に置かれている期間における関税適用率の変動により調整される。

(b) 担保は、次の各パラグラフに該当する場合、その全部又は一部を解除することができる。

- (1) 金属含有原料を処理した保税倉庫又はその他の熔解・精錬保税倉庫から、当該輸入された金属含有原料（ただし、(c)に規定する廃棄物を控除したもの。）に含まれた課税対象数量と同等の金属含有原料が熔解若しくは精錬により製造された産物に含まれた同種の金属の数量を輸出した場合。ただし、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定する USMCA 国へ同製品の輸出のために搬出された場合で、その輸入された金属含有原料が同法第 208 条(a)に規定する USMCA の関税戻税対象物品であるときは、当該原料に対する関税は納付しなけりばならず、その輸出の日から 61 日以内に当該担保は解除する。ただし、当該 61 日以内に当該製品について当該 USMCA 国に対し、関税が納付されたことを立証する書類を提出したとき（第 508 条(b)(2)(B)の規定に基づく。）には、次のいずれか低い額を超えない範囲において、当該原料に対する関税は免除又は軽減することができる。

(A) 当該原料を合衆国に輸入した場合に課される関税の総額

(B) 当該製品について、当該 USMCA 国に対して納付された関税の総額

- (2) 当該輸入された金属含有原料に含まれた金属の課税対象数量について、関税を納付した場合

- (3) 当該輸入された金属含有原料（ただし、(c)に規定する廃棄物を除く。）に含まれた課税対象数量と同等の金属含有原料を熔解又は精錬により、製造された産物に含まれた金属と同種の金属の数量を搬出することにより、当該担保を他の熔解・精錬保税倉庫に移管した場合

- (4) 輸入された金属含有原料（ただし、(c)に規定する廃棄物を除く。）に含まれた課税対象数量と同等の熔解又は精錬により製造された産物に含まれた金属と同種の金属の数量を搬出し、当該担保を熔解・精錬保税倉庫以外の保税倉庫に移管した場合で、輸出又は国内での消費のためにその他の倉庫から関税の戻税を受けたときは、この条の規定を適用する。ただし、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定する USMCA 国へ同製品の輸出のために搬出された場合で、その輸入された金属含有原料が同法第 208 条(a)に規定する USMCA の関税戻税対象物品であるときは、当該原料に対する関税は納付しなけりばならず、その輸出の日から 61 日以内に当該担保は解除する。ただし、当該 61 日以内に当該製品について当該 USMCA 国に対し、関税が納付されたことを立証する書類を提出したとき（第 508 条(b)(2)(B)の規定に基づく。）には、次のいずれか低い額を超えない範囲において、当該原料に対する関税は免除又は軽減することができる。

(A) 当該原料を合衆国に輸入した場合に課される関税の総額

- (B) 当該製品について、当該 USMCA 国に対して納付された関税の総額
- (5) 輸入された金属含有原料を最初に処理した工場において、当該原料（ただし、(c)に規定する廃棄物を除く。）に含まれた課税対象数量の金属を実際に搬出することなく、当該担保を他の熔解・精錬保税倉庫に移管した場合。ただし、その移管された担保の額を充たす同様の金属（その形態の如何を問わない。）が当該倉庫向けに輸送され、その時点において在庫することを条件とする。カナダが USMCA から脱退し、また、それに引き続き米加自由貿易協定の効力を一時停止する措置が解除され、同協定がその効力を有する期間内に(1)若しくは(4)の規定に基づくカナダ向けの輸出が行われたときは、当該担保は、その全部又は一部を問わず解除されない。ただし、当該金属含有原料が 1988 年米加自由貿易協定実施法第 202 条の規定する原産である場合を除く。
- (c) (b)(1)、(3)、(4)及び(5)の適用において、財務長官が必要に応じて確認する銅、鉛及び亜鉛以外の金属の廃棄物については、担保を軽減する。
- (d) 精錬された金属以外に熔解若しくは精錬された製品が輸出されたときは、当該担保は、その輸出された製品に含まれた金属の数量と同等の金属相当分を控除されなければならない。ただし、この場合において、財務長官が必要に応じて確認する特定輸出製品の生産については通常課されず、解除される担保の決定に当たっては、損失として認められる控除額に見合った額が控除される。ただし、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定する USMCA 国へ同製品の輸出のために搬出された場合で、その輸入された金属含有原料が同法第 208 条(a)に規定する USMCA の関税戻税対象物品であるときは、当該原料に対する関税は納付しなければならず、その輸出の日から 61 日以内に当該担保は解除する。ただし、当該 61 日以内に当該製品について当該 USMCA 国に対し、関税が納付されたことを立証する書類を提出したとき（第 508 条(b)(2)(B)の規定に基づく。）には、次のいずれか低い額を超えない範囲において、当該原料に対する関税は免除又は軽減することができる。
- (A) 当該原料を合衆国に輸入した場合に課される関税の総額
- (B) 当該製品について、当該 USMCA 国に対して納付された関税の総額
- カナダが USMCA から脱退し、それに引き続き米加自由貿易協定の効力を一時停止する措置が解除された場合、同協定が効力を有する期間内にカナダ向け製品の輸出するときは、このサブセクションに規定する担保は控除されない。ただし、当該製品が 1988 年米加自由貿易協定実施法第 204 条(a)に基づく戻税適格貨物である場合には、この限りではない。
- (e) 複数の熔解・精錬倉庫は、1 件の包括担保によりカバーすることができ、当該倉庫に在庫中の課税対象となる個々の金属の数量は、当該担保の支払義務を充たすよう集計される。
- (f) この条において、
- (1) 「金属含有原料」とは、合衆国関税率表第 26 類に規定する金属含有鉱物及びその他の金属含有原料又は同表第 71 類から第 83 類に規定する金属廃棄物、スクラップ及び熔解、精錬用の未加工の金属並びに金属含有分を回収するために加工される金属化合物をいう。
- (2) 「熔解若しくは精錬」とは、次の処理を行うための乾式冶金法、湿式冶金法、電気冶金法、化学的処理又はその他の処理のみを含むものをいう。
- (A) 金属含有原料からその含まれた金属分を減少させ、その金属回収の過程において、次の状態にすること。金属が輸入されたときは、未加工の金属として同表第 71 類から第 83 類に分類されるもの又は同表第 26 類に規定する金属の処理から直接得られる酸化物若しくはその他の化合物にすること。
- (B) 不純物若しくは不適格な化合物を除去するため、未加工の金属又は金属廃棄物及びスクラップを処理すること。
- (3) 「熔解若しくは精錬された製品」とは、熔解若しくは精錬の工程において直接得られる金属又は金属含有原料をいう。ただし、同表第 26 類に規定する金属含有鉱物を除く。
- (g) この条に規定により行われる労務及び提供されるサービスは、財務長官により任命される税関職員の監督の下に行われ、また、その費用は当該製造業者が負担するものとする。財務長官は、この条の規定を実施するに当たり必要な規定及び規則を制定する権限を有する。

第 313 条 戻税及び還付

- (a) 輸入品から製造された物品
輸入品を使用して、合衆国内において製造若しくは生産された物品を輸出し、又は税関の監

督の下に滅却されたときは、当該物品が輸出又は滅却する以前に使用されていないことを条件として、輸出又は滅却された商品に対して納付された関税額で財務長官が(1)に基づき定める規則により計算した額を戻税として還付する。ただし、輸入された小麦から製造された小麦粉若しくは副産物は、輸出又は滅却された場合においても還付されない。輸入品の加工により複数の製品が生産されたときは、戻税はその加工による分割時点において、それぞれの価額に応じて分配される。

(b) 戻税の代替品

(1) 一般

輸入された関税納付済の商品又はそれと同じ HTS の 8 桁に分類される商品が当該輸入品の輸入の時から 5 年以内に製造若しくは生産に使用された場合で、当該物品が輸出され、又は税関の監督下において滅却されたときは、輸出又は滅却された物品を製造又は生産した時に、輸入品が実際に製造に使用されたことはないという事実にかかわらず、その使用された商品が輸入されたものとみなし、財務長官が(1)に基づき定める規則により計算した額の戻税を認めることができる。ただし、この場合において、輸出又は滅却する以前に当該物品が使用されなかったことを条件とする。

(2) 商品の譲渡に関する要件

(A) 製造者及び供給者

輸入された商品又はそれと同じ HTS の 8 桁に分類される商品を製造若しくは生産に使用した商品に関して、物品の製造者又は生産者が、そのような輸入商品または他の商品を直接又は間接的に輸入者から受け取った場合に限り、(1)に基づき還付が認められる。

(B) 輸出者及び滅却者

輸出又は滅却された物品に関して、輸出者及び滅却者が当該物品を直接又は間接的に生産者から受け取った場合に限り、(1)に基づき還付が認められる。

(C) 譲渡の証拠

(A) に基づく商品の譲渡及び (B) に基づく物品の譲渡は、通常の業務の過程で保管される業務記録によって証明することができ、追加の譲渡証明書または製造証明書は要求されない。

(3) 材料の請求書又は式の提出

(A) 一般

輸入された商品又はそれと同じ HTS の 8 桁に分類される商品を製造若しくは生産に使用した商品に関して、戻税を請求する者が、請求書とともに、HTS の 8 桁番号および商品の数量によって商品および商品を識別する部品表または計算式を送信する場合に限り行われる。

(B) 部品表及び定義された式

この段落において、「部品表」及び「計算式」とは、製造又は製造された物品に組み込まれた各構成要素、各元素、材料、化学物質、混合物又は他の物質又は量を識別する通常の業務過程で保管される記録を意味する。

(4) 特定化学元素に関する特別規則

(A) 一般

(1)の適用について、特定化学元素は次のことができる。

(i) 輸入された商品又はそれと同じ HTS の 8 桁に分類される商品が(1)に規定する製造又は生産したとみなすこと。

(ii) 求められた化学元素と原材料が同じ HTS の 8 桁に分類可能かどうかにかかわらず、求められた化学元素を含む原材料の代わりに使用し、必要に応じて定量的に割り当てること・7

(B) 特定化学元素

このパラグラフにおいて、「特定化学元素」とは、アメリカ合衆国に輸入されている元素の周期表に記載されている元素若しくはそれらの元素を含む化合物又は、又は原材料に含まれている個別の元素をいう。

(c) 見本又は明細書に合致しない商品

(1) 還付の条件

輸出又は税関の監視下で滅却された商品が次のいずれにも該当する場合、財務長官が(1)に基づき制定する規則に従って計算した額が還付される。

(A) 関税が納付されている

- (B) 消費用として引取られた商品
 - (C) 次のいずれかである
 - (i) 見本若しくは明細書に合致しない、当該荷受人の同意を得ることなく積み出され又は又はその輸入の時に欠陥品として取り扱われた商品
 - (ii) 最終的には、輸入者又は輸入者から商品を受け取った人が小売販売をし、何らかの理由で輸入者又は輸入者から商品を受け取った人が返品を受け入れた商品
 - (D) 税関の管理下から解除された後 5 年以内に輸出のため、又は税関当局の監督下において滅却するために税関の管理下に差し戻された商品
- (2) 輸入申告の特定
- (1) (C) (ii) の適用において、還付は税関国境保護局の監督下において (1) (A) 及び (B) に規定する輸出又は滅却の 1 年前までに輸入された物品の輸入申告の特定により認められる。
- (3) 譲渡の証拠
- (1) に基づく物品の譲渡は、通常の商業過程での記録の保管で証明することができ、追加の譲渡の証明は要求されない。
- (d) 香料精剤、医薬用又はトイレット用の物品
- 内国税を納付した合衆国産のアルコールの一部を使用して、合衆国内において製造又は生産された香料精剤、医薬用若しくはトイレット用の物品（香水を含む。）を輸出したときは、実際に使用されたアルコールについて納付が確認された租税額と同額の戻税が認められる。
- 内国税が納税済であり、又はその税額が決定済である場合で、合衆国内で製造若しくは生産されたビン詰の蒸留酒及びワインが輸出されたときは、財務長官が承認し、内国歳入庁長官が定めた規則により当該ビン詰の蒸留酒及びワインについて納付が確認された額又は確定された額と同等の額の戻税を認める。ただし、蒸留酒の場合、その蒸留酒のビン詰業者又は包装業者が関税戻税請求書を提出しない限り、又は財務長官が承認し、内国歳入庁長官が定めた規則により当該蒸留酒等に輸出用としてスタンプ若しくは再スタンプが押印され、輸出用と表示されていない限り前段の規定は適用しない。
- (e) 魚類保存用の輸入塩
- 保税倉庫内の輸入塩は、漁業に従事する許可証を有する漁船により捕獲された魚類を保存し、又は合衆国の航海水域の海岸において魚類を保存するために使用することができる。また、当該塩は、前述の用途に使用されたことが立証された場合に限り、関税を免除する。
- (f) 輸入塩により塩漬にされた肉類の輸出
- 合衆国内において輸入塩を用いて塩漬にされた肉類（包装されたもの又は燻製にされたものであるかを問わない。）を輸出した場合で、当該肉類が輸入塩を用いて塩漬にされたものであることを立証したときは、当該肉類を塩漬にするために用いられた輸入塩について納付された関税額が 100 ドル以上の場合には還付する。
- (g) 外国向け船舶の建造用及び装備用資材
- この条の規定は、外国向け船舶及び外国籍船舶又は外国政府用船舶の建造用及び装備用に使用される資材に適用される。この規定は、当該船舶が輸出用でない場合にも適用する。
- (h) 外国において製造又は生産されたジェット機のエンジンで、部品を含む輸入品を使用し、合衆国内においてオーバーホール、修理、改造若しくは再調整されたエンジンが輸出された場合で、当該輸入品が実際に使用されたことが立証されたときは、当該商品について納付された関税額が 100 ドル以上の場合には還付する。
- (i) 輸出証明
- この条に基づき物品の輸出につき還付を請求する者は、物品の輸出証明を提出しなければならない。この輸出証明は次のことを行うものとする。
- (1) 輸出の日付及び事実並びに輸出者の身元を確定する。そして
 - (2) 通常の商業上の記録を保存、又は税関国境保護局長官の定める合衆国政府の電子輸出システム
- (k) 未使用の商品の戻税
- (1) 輸入品が連邦法の規定により関税、租税若しくは手数料が納付された輸入品である場合は、
 - (A) 輸入の日から起算して 5 年の満期日以前に
 - (i) 輸出又は
 - (ii) 税関の監督下において滅却され、かつ
 - (B) 当該輸出又は滅却以前に合衆国内において、使用されなかったときは、

財務長官が(1)に基づき定める規則により計算した額を戻税として還付する。輸出者（又は滅却した者）は、このパラグラフの規定により戻税請求権を有するが、当該権利を輸入者又は仲介者に譲渡することができる。

- (2) (4)、(5)及び(6)の規定を条件として、その輸入につき連邦法の規定により関税、租税又は手数料が納付された輸入品に関して、他の商品（輸入品又は国産品であるかを問わない。）が、
- (A) 当該輸入品と同じ HTS の 8 桁に分類されるものであり、
 - (B) 当該輸入品の輸入の日から起算して 5 年の満了日以前に輸出され、又は税関の監督下において滅却されたものであり、並びに
 - (C) 当該輸出又は滅却以前に、
 - (i) 合衆国内において使用されておらず、及び
 - (ii) このパラグラフの規定により戻税請求者に占有（委託期間中における所有権を含む。）されており、賃貸借施設内若しくは転送途上又は当該者の操業管理下のその他の形態にあり、かつ、その当事者が、
 - (I) 当該輸入品の輸入者であり、又は、
 - (II) 当該品を輸入した者又はその輸入品に係る関税を納付した者から、当該輸入品、同じ HTS の 8 桁に分類される商品又は輸入品と同じ HTS の 8 桁に分類される商品とが組み合わせられたものを、当該者に譲渡する旨の引渡証明書を受け取っている場合（及び当該商品の原産地にかかわらず、譲渡された商品が輸入品として取り扱われることになっている場合又は保留された商品が国産品として取り扱われることになっている場合。）

他の法律の規定にかかわらず、その他の商品が輸出又は滅却されたときは、財務長官が(1)に基づき制定する規則に従って計算した額を戻税として還付する。(A)の規定にかかわらず、輸入ぶどう酒と輸出ぶどう酒が同じ色であり、かつ輸入ぶどう酒と輸出ぶどう酒の価格差が 50%以内の場合、還付が認められる。物品の譲渡は、通常の業務の過程で保管される業務記録によって証明することができ、追加の譲渡証明書または製造証明書は要求されない。

- (3) 前述のこの条の規定により次に掲げる商品の戻税の対象となる製造若しくは生産に該当しない作業又は作業の組み合わせ（これらは、テスト、清掃、再包装、検査、分類、改造、冷凍、調合、修理、再作業、切断、裁断、調整、部品の取替え、ラベルの取替え、分解及び開梱を含むものとするが、これらに限定されない。）は、(1)(B)又は(2)(C)の適用上、当該商品の使用として取り扱わない。

- (A) (1)が適用される輸入品自体
- (B) (2)が適用される HTS の 8 桁に分類される商品

- (4)(A)(i) USMCA の発効後、USMCA 国に対する、同法第 208 条(a)(1)から(8)に掲げる商品以外の輸入品の代用品又は代替品の輸出は、このサブセクションの(2)に規定する輸出とはみなさない。

- (ii) このサブパラグラフにおいて「USMCA」、「USMCA 国」とは、合衆国メキシコカナダ協定実施第 3 条に規定するものをいう。

- (B) 2015 年 1 月 1 日以後は、チリに対する合衆国チリ自由貿易協定実施法第 203 条(a)(1)から(5)に掲げる商品以外の輸入品の代用品又は代替品の輸出は、このサブセクションの(2)に規定する輸出とはみなさない。前文の規定は、合衆国チリ自由貿易協定実施法第 203 条(a)(2)に規定する物品についてこのサブセクションの(2)に規定する未使用の戻し税の代用を認めるものではない。

- (5)(A) (2)の適用において、(B)に規定する場合を除き、輸入品の、HTS の 8 桁の品名が「その他」で始まる場合、当該物品を輸入品と HTS の 8 桁を元に代替することはできない。

- (B) (A)に規定する場合、物品はつぎのとき、輸入品に代替することができる

- (i) 当該物品と輸入品が 同一の統計用の HTS の 10 桁であり、かつ
- (ii) 当該物品の統計用の HTS の 10 桁が、「その他」で始まらない。

- (6)(A) (2)の適用において、還付の請求者は、物品又は輸入物品と同じ HTS の 8 桁に分類される商品の B 表による 10 桁の最初の 8 桁を用いることができる。

- (B) このパラグラフにおいて B 表とは、商務省の合衆国から輸出される国産及び外国貨物分類 B 表をいう。

- (k) 還付請求に対する責任

- (1) 一般

この条に基づき還付を請求する者は、還付請求の全額について責任を負う。

(2) 輸入者の責任

輸入者は、当該輸入者が輸入商品に関して他の者が行った還付請求について次のいずれか少ない額について責任を負う。

(A) 当該輸入商品について当該者が、還付請求した関税、内国税及び手数料

(B) 当該輸入商品について当該輸入者の承認により他の者が、還付請求した関税、内国税及び手数料。

(3) 共同及び連帯責任

(1) 及び(2)に掲げるものは共同かつ連帯して(2)に規定する額につき責任を負う。

(1) 規則

(1) 一般

この条に規定する特権としての支払金は、財務長官が制定する規定及び規則の遵守を条件とする。

(2) 還付の計算

(A) 一般

2015年貿易円滑化及び貿易執行法の制定の日から2年以内に、この条に基づいて財務長官は、還付額を算定する規則を定めるものとする。

(B) 未使用商品に関する請求

この項に基づく還付金額の計算を決定するために(A)によって要求される規則は、連邦法に基づいて輸入された商品の輸入時に課せられる関税、税金及び手数料の99%に等しい還付を規定しなければならない。また、商品の代替品がある場合を除き、品目毎に申告されている単位当たりの関税、税金、手数料の平均に基づいて、又は品目毎に申告されていない場合は、合衆国税関・国境保護局により割り当てられているように、還付を請求することすることができる。ただし次の場合はこの限りではない。

(i) 輸出される物品にあつては、還付金の額は、次の額の99%のうちいずれか少ない額とする。

(I) 当該輸入に係る商品について納付した関税、租税及び手数料の額;または

(II) 輸出物品が輸入された場合に当該輸出物品に適用される関税、租税及び手数料の額;

(ii) 滅却した物品の場合にあつては、還付金の額は、次に掲げる額とする。

(I) 次のうちいずれか少ない額の99%に等しい額

(aa) 当該輸入に係る商品について納付した関税、租税及び手数料の額;および

(bb) 破壊された物品が輸入された場合に破壊された物品に適用される関税、税及び手数料の額

(II) (x) に規定する廃棄の間に回収される材料の価額を控除する。

(C) 輸入品又は代替品が組み込まれた製品に関する請求

この項に基づく還付金額の計算を決定するために(A)によって要求される規則は、連邦法に基づいて輸出又は滅却される物品に組み込まれた輸入された商品の輸入時に課せられる関税、税金及び手数料の99%に等しい還付を規定しなければならない。また、商品の代替品がある場合を除き、品目毎に申告されている単位当たりの関税、税金、手数料の平均に基づいて、又は品目毎に申告されていない場合は、合衆国税関・国境保護局により割り当てられているように、還付を請求することすることができる。ただし次の場合はこの限りではない。

(i) 輸出される物品にあつては、還付金の額は、次の額の99%のうちいずれか少ない額とする。

(I) 当該輸入に係る商品について納付した関税、租税及び手数料の額;または

(II) 輸出物品が輸入された場合に当該輸出物品に適用される関税、租税及び手数料の額;

(ii) 滅却した物品の場合にあつては、還付金の額は、次に掲げる額とする。

(I) 次のうちいずれか少ない額の99%に等しい額

(aa) 当該輸入に係る商品について納付した関税、租税及び手数料の額;および

(bb) 破壊された物品が輸入された場合に破壊された物品に適用される関税、税及び手数料の額

(II) (x) に規定する廃棄の間に回収される材料の価額を控除する。

(D) 例外

(B) 及び(C)に定める計算は、(j)(2)に基づくぶどう酒に関する請求及び(p)に基づく請求であつてそれに代わるものには適用せず、次のようにする。

(i) (j)(2)に基づくぶどう酒の還付請求については、払戻額は、(B)(i)及び(B)

(ii)における制限に拘らず、輸入商品に関して納付された関税、税金及び手数料の99%に等しいものとする。

(ii) (p)に基づく還付請求については、払戻額は、(B) (i)、(B) (ii)、(C) (i)又は(C) (ii)に拘らず、(4)に定める制限に従うものとする。

(3) 規則の現状報告

長官は、2015年貿易円滑化及び貿易執行法の制定の日から1年以内に、(2)により要求される規則が最終となるまで毎年、当該規則の状況に関する報告書を議会に提出しなければならない。

(m) 支払いの財源

この法律の規定により認められた関税の戻税は、当該関税がすでにプエルトリコの財務省に納付されたときは、プエルトリコの関税収入金により支払われる。

(n) 自由貿易協定に基づく還付、免除又は減額

(1) このサブセクション及び(o)の適用において、

(A) 「USMCA 国」とは合衆国メキシコカナダ協定実施法第3条に規定するものをいう。

(B) 「USMCA の戻税対象物品」とは、合衆国メキシコカナダ協定実施法第208条(a)に規定するものをいう。

(C) (2)又は(o)(1)に規定する還付、免除若しくは軽減は、第508条(b)(2)(B)の規定を条件とする。

(D) 「チリ自由貿易協定戻し税対象品目」とは、合衆国チリ自由貿易協定実施法第203条(a)に規定する用語をいう。

(2) (a)、(b)、(f)、(h)、(p)及び(q)の適用において、USMCA 国に輸出された物品が、USMCA の戻税対象物品である場合で、当該物品に係る関税が次のいずれか低い額を上回るときは、還付、免除又は軽減することができない。

(A) 当該物品を合衆国に輸入した時に納付され、又は課される関税の総額

(B) 当該物品について、USMCA 国に納付された関税の総額

(3) カナダが USMCA 加盟国でなくなり、その後、合衆国・カナダ自由貿易協定の効力停止が終了した場合、(a)、(b)、(f)、(h)、(j) (2)及び(q)の適用において、当該協定が1988年合衆国・カナダ自由貿易実施法第204条(a)に基づく還付適格材から製造され又は適当な場合にこれに代替された物品の当該協定の適用中である期間におけるカナダへの出荷は、輸出としない。

(4)(A) (a)、(b)、(f)、(h)、(j)(2)及び(q)の適用において、チリへ輸出された産品がチリ F T A の対象産品の場合、(B)に規定するときを除き、関税を還付、免除又は軽減することができない。

(B) (A)に規定する関税は次の割合を還付、免除又は軽減することができる。

(i) 2004年1月1日から8年間は100%

(ii) 2012年1月1日から1年間は75%

(iii) 2013年1月1日から1年間は50%

(iv) 2014年1月1日から1年間は25%

(o) 特定の船舶及び輸入資材についての特別規則

(1) (g)の規定の適用において、

(A) USMCA 国の居住者又は政府により建造され、その所有権がある船舶の場合で、

(B) 当該船舶の建造及び装備に使用される輸入資材が USMCA の戻税対象物品であるときは、還付、免除若しくは軽減される関税額は、当該資材が合衆国に輸入されたときに納付若しくは賦課される関税の総額、又は当該 USMCA 国に対して納付された当該船舶の関税の総額のいずれか低い額を超えてはならない。

(2) カナダが USMCA から脱退した後、米加自由貿易協定の効力を一時停止する措置が解除されたときは、(g)の適用において、カナダ国民若しくはカナダ政府により建造され、又はそれらの者に所有権が帰する船舶は、外国人若しくは外国政府により建造され、又はそれらの者に所有権が帰する船舶とはみなさない。ただし、当該船舶の資材が1988年米加自由貿易協定実施法第204条(a)の規定に基づく戻税対象物品である場合を除く。

(3) (g)の規定の適用において、

(A) チリの居住者又は政府により建造され、その所有権がある船舶の場合で、

(B) 当該船舶の建造及び装備に使用される輸入資材が、合衆国チリ自由貿易協定実施法第203条(a)に規定するチリ F T A の戻税対象物品であるときは、

(4)に規定する場合を除き、当該物品につき関税の還付、免除若しくは軽減は行わない。

(4) (3)に規定する関税は次のように還付、免除若しくは軽減される。

- (A) 2004年1月1日から8年間は100%
- (B) 2012年1月1日から1年間は75%
- (C) 2013年1月1日から1年間は50%
- (D) 2014年1月1日から1年間は25%

(p) 完成石油製品の代替物

(1) 総則

この条の他の規定にかかわらず、

- (A) 適格物品と同質同量の物品（以下、このサブセクションにおいては「輸出物品」という。）が輸出され、
- (B) (2)に規定する要件が満たされ、及び
- (C) 当該輸出物品について戻税請求書が提出されたときは、還付は(4)に規定するところにより認められるものとする。

(2) 要件

(1)に掲げる要件とは、次のものである。

- (A) 輸出物品の輸出者が、
 - (i) 当該輸出物品の数量と同等の数量若しくはそれ以上の数量の適格物品を、製造又は生産したものであること
 - (ii) 当該輸出物品の数量に同等の数又はそれ以上の数量の適格物品を、(a)又は(b)に規定する製造業者若しくは生産者から、直接若しくは間接を問わず購入又は交換したものであること
 - (iii) 当該輸出物品の数量と同等の数量又はそれ以上の数量の適格物品を、輸入したものであること
 - (iv) 当該輸出物品の数量と同等の数量若しくはそれ以上の数量の適格物品を、直接若しくは間接を問わず、輸入者から購入又は交換したものであること
- (B) (A) (ii)の要件は、輸出物品の数量と同等の数量若しくはそれ以上の数量の適格物品を生産した製造業者又は生産者であること
- (C) (A) (i)若しくは(A) (ii)の要件は、当該輸出物品が(A) (i)若しくは(A) (ii)のいずれかに該当する適格物品を製造若しくは生産された期間中に輸出されること、又は当該期間の満了後 180日以内に輸出されたものであること
- (D) (A) (i)若しくは(A) (ii)の要件は、当該適格物品を製造した具体的な石油精製所又は生産設備が特定されること
- (E) (A) (iii)若しくは(A) (iv)の要件は、当該輸出物品が(A) (iii)若しくは(A) (iv)のいずれかの輸入適格物品がエントリーの日から 180日以内に輸出されたものであること
- (F) このサブセクションに別段の規定がある場合を除き、戻税請求者は、この条のすべての要件を満たす必要がある。この要件の中には、その関税の戻税請求が行われている物品の戻税請求権を立証する証明書の提出を含む。
- (G) 当該適格物品及び輸出物品の製造業者、生産者、輸入者、譲渡人、輸出者並びに戻税請求者は、規則により要求されるすべての記録を保有しなければならない。

(3) 適格物品等の定義

このサブセクションの適用において、

- (A) 「適格物品」とは、
 - (i) 次に掲げる物品をいう。
 - (I) 合衆国関税率表第 2707 項、第 2708 項、第 2709.00 号、第 2710 項、第 2711 項、第 2712 項、第 2713 項、第 2714 項、第 2715 項、第 2901 項及び第 2902 項並びに、第 2903.21.00 号、第 2909.19.14 号、第 2917.36 号、第 2917.39.04 号、第 2917.39.15 号、第 2926.10.00 号、第 3811.21.00 号及び第 3811.90.00 号に規定するもの
 - (II) 同表の第 3901 項から第 3914 項（合衆国関税率表第 39 類注 3 に規定する一次製品に係る項）に規定するもの
 - (ii) これらの物品は、
 - (I) 原油若しくは石油製品から(a)若しくは(b)に規定する製造又は生産をされたものであること、

(II) 輸入関税が納付済であること、又は

(III) (B)に規定する同種同質の物品又はこれらの組み合わせで譲渡されたもので、運送の証明又は生産が証明されたもので、配達の数量が購入又は交換した物品の数量を超えない数量であるもの

(III)に規定する譲渡された物品は、その原産地にかかわらず、運送証明又は生産及び運送証明に示されたところに従って、この条のために適確物品となる。運送証明又は生産及び運送証明を発行する者は、関税庁長官に対して、当該証明数量がもどし税数量を超えないこと及びその事実を示す適切な記録が保管されていることを証明しなければならない。

(B) 物品（輸入品、製造品、代替品又は輸出品を含む）は、適格物品と同種同質の物品であり、適格物品として合衆国関税率表の同じ8桁の分類に基づき商業ベースにより交換可能なもの、又は同表に引用された製品である場合には、このサブセクションの規定により代替されるものであること。2000年1月1日に合衆国関税率表の同じ8桁の分類であることにより適格物品である物品は、その後2000年1月1日後に異なる8桁の分類に再分類されたかされないかにかかわらず、前文の目的において同じ8桁の分類である物品とする。

(C) 「還付請求者」とは、当該輸出物品の輸出者又は代替製品もしくは輸出物品の精製業者、生産者若しくは輸入者をいう。このパラグラフの規定により戻税請求書を提出する資格を有する者は、その他の者に対し、当該請求書を提出するよう委任することができる。

(4) 戻税の限度額

このサブセクションの規定により戻税の額は、次に掲げる物品に係る戻税の額を超えてはならない。

(A) (2)(A)(i)若しくは(ii)の規定に基づく製造業者若しくは生産者によって、(a)若しくは(b)の規定により製造又は生産された物品

(B) (2)(A)(iii)又は(iv)の規定により輸入され、(j)に基づき請求が的確とされた物品

(5) エチルアルコールに関する特別規則

このサブセクションの適用において、エチルアルコール又はエチルアルコールの混合物の輸入について合衆国関税率表の第9901.00.50号に基づいて支払われる関税は、還付請求の根拠となる輸出物品がエチルアルコール又はエチルアルコールの混合物を含まない場合は、還付されない。

(q) 包装資材

(1) (c)及び(j)に基づく包装資材

包装材料は、輸入され、関税が支払われ、かつ、(c)若しくは(j)(1)の何れかに基づいて還付を請求され又は輸入され、関税が支払われ若しくは代替され、(j)(2)に基づいて還付を請求されたかにかかわらず、輸出により(1)に基づいて財務省長官が定める規則に従って計算した額の還付的確となるものとする。

(2) (a)及び(b)に基づく包装資材

包装材料は、(a)及び(b)の規定により製造された場合、輸出により(1)に基づいて財務省長官が定める規則に従って計算した額の還付的確となるものとする。

(3) 内容物

(1)及び(2)に規定する包装材料は、それが物品又は商品を含むか否かにかかわらず、また、それに含まれる物品又は商品が還付を受ける資格があるか否かにかかわらず、還付を受ける資格がある。

(4) 輸出前の意図された目的のための包装材料の使用

輸出前の意図された目的のための包装材料の使用は、(a)、(j)、(c)又は(B)(1)の適用において輸出前の包装材料の使用としては取り扱わない。

(r) 還付請求書の提出

(1) 還付の請求を行うのに必要な還付手続及び関税及び国境保護局が発行した書類を含むすべての書類は、その関税の還付が請求されている物品の輸出又は滅却の日から5年以内に、所定の手続により提出又は申請しなければならない。当該5年の期間内に当該還付請求手続が完了しないときは、当該請求権は放棄されたものとみなす。関税及び国境保護局における提出書類の処理遅延責任が存在することが立証された場合を除いて、当該期間の延長は認められない。

(2) この条のいずれかのサブセクションにより提出された還付請求申請は、当初提出された申請によっては還付は認められないが、この条の他のサブセクションにより認められる場合に

は、この条の他のサブセクションにより提出されたものとみなす。

- (3)(A) 関税及び国境保護局は、(1)に規定する制限にかかわらず、次の場合に還付請求の期限を18カ月を超えない期間延長することができる。
- (i) 請求者が還付請求を行うことが、1994年1月1日以後において大統領が大災害であると宣言した事件のために不可能であったことを関税及び国境保護局が納得するように立証し、かつ、
- (ii) 請求者が当該延長の申請を次のいずれか遅い日までに関税及び国境保護局に行った場合
- (I) (1)に規定する3年間の末日から1年を経過する日
- (II) このパラグラフの制定の日から1年を経過する日
- (B) このパラグラフに基づく申請に基づき与えられた延長が認められた場合、(t)及び第508条(c)(3)に基づく記録保存の期間は18カ月((A)(ii)が適用される場合は、当該請求の日後1年を経過する日を越さないものとする)延長される。
- (C) このパラグラフにおいて、「大災害」とは、ロバートTスタフォード災害救済緊急支援法(42U.S.c.5122(2))第102条(2)に定義するものをいう。
- (4) 2015年貿易円滑化及び貿易執行法の制定の日から2年後の日以後に提出されるすべての還付請求は、電子的に提出しなければならない。
- (s) 継承者による商品の指定
- (1) (b)の適用において、戻税請求継承者は、その継承日以後に、当該戻税継承者により製造された物品の戻税の根拠として、その継承日以前にその譲渡者により用いられた輸入品を指定することができる。
- (2) (j)(2)の適用において、戻税請求継承者は、次に掲げる商品とその継承日以後において、戻税請求継承者により保有された商品に係る戻税の根拠として、指定することができる。
- (A) 当該継承日以前に、当該譲渡者が輸入した商品
- (B) 輸入品、商業ベースにより交換可能な商品又は輸入品と商業ベースにより交換可能な商品を何らかの形で組み合わせたもの。ただし、当該譲渡者は、その継承日以前に当該商品を輸入した者及び当該商品の関税を納付した者から、当該商品を当該譲渡者に譲渡する旨の引渡証明書を受領済でなければならない。
- (3) このサブセクションの適用において、「戻税請求継承者」とは、他の者(このサブセクションにおいて、「譲渡者」という。)が契約書、合併書又は会社の決議書により次の権利を譲渡した相手方をいう。
- (A) 譲渡者の権利、特権、免除特権、権限、義務及び債務のすべて又は実質的にすべて
- (B) 譲渡者の資産及び部門、工場又はその他の業務部門に係る業務上の権利。ただし、当該譲渡においては、その譲渡された不動産、動産及び無形資産(戻税請求権、未完成品等は含まない。)の価値は、譲渡された戻税請求権又は未完成品の合計額を上回らなければならない。
- (4) このサブセクションの規定に基づく戻税は、譲渡者又は戻税請求継承者(譲渡者の記録を保有することを証明しなければならない。)の一方が、当該譲渡された商品について、譲渡者により請求されておらず、今後も請求されることがないことを証明しない限り支払われない。
- (t) 削除 公法114-125, Title IX, §906(1), Feb. 24, 2016, 130 Stat. 233.
- (u) エントリー品又は倉出し品の適格性
- 定期的に国内の消費用に供するためにエントリー又は倉出しされていないは、この条の規定する使用、輸出若しくは滅却に関する要件を充たさない。
- (v) 複数の戻税請求
- 戻税の請求に係る要件を充たすために輸出又は滅却された商品は、戻税に係るその他の請求の根拠とはならない。ただし、当該商品の構成要求などを対象とする請求の妥当な増額又は減額については、戻税額の支払計算上勘案される。
- (w) 特定農産品についての適用制限
- (1) 総則
- (j)(1)の規定を除き、関税割当により制定された割当外税率を適用される農産品には戻税を、適用しない。

(2) たばこへの適用

(1)の規定にかかわらず、関税割当により制定された割当外税率を適用されるすべてのたばこは、(a)の規定に定めるところにより戻税を、適用する。

(x) 回収品に対する戻税

(a)、(b)、(c)及び(j)において、「滅却」には輸入された貨物又は輸入された貨物から製造された貨物から回収された貨物について行われるものを含む。このサブセクションに基づき請求者に戻税として払い戻す関税額の決定において、申請者が取得する回収された貨物（利益及びロイヤリティ支払いに対する課税を含む。）の価値は、廃棄する輸入貨物の価格又は貨物の製造に使用若しくは使用に指定された輸入貨物の価格から控除するものとする。

(y) 合衆国の属領へ送付された物品

(j) (1)に記載する物品は、その商品が合衆国への輸入に際して関税が支払われ、かつ、当該商品が合衆国バージン諸島、アメリカ領サモア島、ウェーク島、ミッドウェー島、キングマン・リーフ・アイランド、グアム島、カントンの関税領域に入ったことを請求者が証明する場合は、この条に基づく還付を受けることができる

(z) 定義

この条において、用語の定義は次のようとする。

(1) 直接

「直接」とは、ある者から他の者への商品又は物品の中間的な移転を伴わない移転をいう。

(2) HTS

「HTS」とは合衆国関税率表をいう。

(3) 間接

「間接」とは、一人の者から他の者への一又は二以上の中間的な移転を伴う商品又は物品の移転をいう

第 315 条 関税率の適用の時期

- (a) 特に別段の規定がある場合を除き、国内消費用としてエントリーされ、又は保税倉庫より引き取られた物品に係るこの法律の規定若しくは他の法律の規定により課される関税の税率は、国内消費用としてエントリーされ、又は保税倉庫より引き取りに必要な書類が書面、電子式若しくは規則に基づき財務長官が定める他の方法によって関税庁に提出された時又はその時において必要な推定関税額若しくは確定関税額が納付された時の実行関税率を適用する。ただし、
- (1) 簡易郵便申告によりエントリーされる物品は、輸入申告の準備が完了した時の実行関税率を適用する。
 - (2) 数量割当又は関税割当によらない物品で、第 552 条の規定により最初の輸入港において、当該荷受人又はその代理人が指定した港まで即座に運送手続をする物品は、第 490 条の規定により然るべき税関職員の保管下に置かれることなく、運送のための輸入が承認された時の実効関税率を適用する。
 - (3) 第 505 条の規定により関税の納付がエントリーの時以後に行うことが認められている物品については、当該エントリーの時の実効関税率を適用する。
- (b) 国内消費のためにエントリーされた物品で、関税庁の保管から解除される以前に到達不能、貨物超過、ストライキ、天災若しくは予知し得ない偶発事態等により当初のエントリー予定港又は予定地点より移動された物品は、消費のために輸入申告した時の実効関税率を適用し、納付すべき関税は、(a)の規定により供託しなければならない。ただし、前段の規定は、当該物品がその移動日から 90 日以内に当該港又は地点に返送された場合で、財務長官の定める規則により当該エントリーの対象となった物品が、相違ないものであることを立証した場合に限り適用される。
- (c) 関税が従量税率により決定される場合、合衆国関税率表第 98 類及び第 562 条（特定の飲料及び保税倉庫の取扱い）の規定する場合を除き、その輸入の時における当該商品の数量に基づき課税又は徴収される。
- (d) 財務長官が、輸入品に対して確立し、統一的であると認める慣習により適用可能と認める以上の高税率の関税若しくは手数料を課する場合に制定する行政規則は、当該規則の公示が官報に掲載された日から 30 日以内に国内消費用としてエントリーされ、又は保税倉庫より引き取られた物品には効力を発しない。ただし、この規定は、ダンピング防止関税又は第 303 条（ウル

グアイラウンド協定法第Ⅱ編の施行日以前に効力を有するもの。)若しくは第701条に規定する相殺関税の課税には適用しない。また、このサブセクションの規定は、旧合衆国関税率表に代えて合衆国関税率表の施行に基づく関税率の引き上げに関しては、適用しない。

第316条 キューバ互惠条約に不影響

この法律のいかなる規定も1902年12月11日の合衆国とキューバとの間の商業相互協力条約又は1903年12月17日の法律第1章の規定を廃止し、効力を減じ、又は変更するものと解釈してはならない。

第317条 たばこ製品：特定の船舶及び航空機に対する供給

- (a) 製造されたたばこ、かぎたばこ、葉巻たばこ若しくは紙巻たばこの積込み又は引渡しは1939年内国歳入法典第2197条(a)に規定する合衆国内国歳入法の管轄外において消費する目的のときは、当該物品の輸出に適用される関税法及び内国歳入法に定める関税若しくは内国歳入税の納付を要しない輸出とみなす。
- (b) 第309条(a)(2)若しくは(3)に規定する船舶若しくは航空機の保守若しくは修理用として使用される各種器材(機器を含む。)としての商品又は当該航空機の地上整備用機器として使用される商品の積込み若しくは引渡しは、当該商品の輸出に適用される関税法及び内国歳入法に定める関税若しくは内国歳入税の納付を要しない輸出とみなす。地上整備用機器として使用される商品は、積込み又は引渡しについて輸入により課される租税以外の租税に関して内国歳入法に定める輸出とはみなさない。

第318条 緊急事態

- (a) 大統領が布告によって戦争状態その他の理由により緊急事態の存在を宣言する場合、大統領は、財務長官に対し、当該緊急事態が存在する間、あらゆる法律の実施のために規定されている時期を延長する権限を与え、並びに財務長官の定める規則に従って緊急援助活動に必要な食糧、衣類、各種薬品及びその他の供給品を無税輸入する権限を与えることができる。財務長官は、この条の規定に基づく行動を議会に報告しなければならない。
- (b)(1) 法律の他の規定にかかわらず、財務長官は、国家緊急事態法(50 U.S.C. 1601 以下)に基づき布告された国家緊急事態又は人の生命若しくは国家利益に対する特別な脅威に対応するため必要な場合、次のことを暫定的に行うことができる。
- (A) 税関官署又は開港を廃止し、統合し、又は移転すること
 - (B) 業務時間を変更し、いかなる場所においても変更された業務を行い、いかなる場所においても職員の数を変更すること
 - (C) 国家緊急事態又は特別な脅威に直接対応するため必要なあらゆる措置をとること
- (2) 法律の他の規定にかかわらず、関税庁長官は、人の生命若しくは国家利益に対する特別な脅威に対応するため必要な場合、暫定的に税関官署若しくは開港を閉鎖し、又は特別な脅威に対応するため必要なその他のより少ない措置を取ることができる。
- (3) 財務長官又は関税庁長官は、(1)又は(2)に基づく措置を取ってから72時間以内に下院歳入委員会及び上院財政委員会に報告しなければならない。

第319条 プエルトリコに輸入されるコーヒーの関税

プエルトリコの立法府は、プエルトリコへ輸入されるコーヒー(外国で生産され、合衆国からプエルトリコへ輸入されるコーヒーを含む。)に対し、関税を課す権限を有する。当該関税は、現在プエルトリコにおいて徴収されている関税についての法律が規定していると同様に徴収され、計算されなければならない。

第321条 行政上の免除

- (a) 財務長官は、規則により本来徴収すべき歳入金に不均衡な経費及び政府にとっての不都合を回避するため、次の措置を講ずる権限を有する。
- (1) 商品のエントリーに関して、供託された関税、手数料及び租税の合計額又は暫定的に査定された関税、手数料及び租税の合計額と当該申告に際して実際に発生した関税、手数料、租税及び利子の合計額との差額が、財務長官が規則により定めた額(ただし、20ドル以下とす

る。)のときはこれを無視すること。

- (2) 関税及び輸入により課された租税を免除される物品を認めること。ただし、個人が1日に輸入する物品の数量又は関税を免除される物品の輸出国における小売価額の合計額は、財務長官が定める金額を超えてはならないものとする。ただし、次に掲げる額以上のものとする。
- (A) 外国の個人から合衆国内の個人に対する贈呈品の場合には、100ドル。(ただし、バージン諸島、グアム及び合衆国領サモア内の個人からの贈呈品の場合には200ドルとする。)
- (B) 第I編第9804.00.30号、第9804.00.65号又は第9804.00.70号に基づく関税の免除に該当しない合衆国に入国する個人が個人用又は家庭用として持ち込む携帯品の場合には、200ドル
- (C) その他の場合には、800ドル
- このパラグラフの特権は、1件の注文又は1件の契約による商品がこのパラグラフの特典を得るために別送される商品には適用しない。
- (3) エントリーされた商品に係る関税、手数料、租税及び利子が20ドル以下又はそれ以上で規則により財務長官が指定した額以下のときは、当該商品に対する関税、手数料、租税又は利子を免除する。
- (b) 財務長官は規則により(a)に規定する除外事項の例外措置が(a)に合致するとき、又は歳入を保持若しくは不法な輸入を防止するため必要であるときは、当該例外措置を講ずる権限を有する。

第322条 国際運送及び救助活動：1970年米墨国境条約

- (a) 財務長官が規定する国際運送に用いられる車両及びその他の機器は、財務長官が定める規則若しくは訓令の範囲内又はその条件下において、関税法の適用対象から除外される。このサブセクションに基づき財務長官に与えられる権限は、通信衛星及びその構成物並びにその部品には及ばない。
- (b) 財務長官は、規則又は訓令により次に掲げる物品についてエントリー及びこれらの物品に係る関税又は輸入により課される租税を納付することなく、当該物品の輸入を認めることができる。
- (1) 航空機の事故に関連する捜索、救助、調査、修理及び海難救助に用いられる航空機、機器、供給物並びに部品
- (2) 大火災の場合に、緊急に一時的に使用する防火用、救助用及び救済用の機器並びに供給物
- (3) 洪水及びその他の災害の場合に、緊急に一時的に使用する救助用並びに救済用の機器並びに供給物
- (4) 1970年11月23日にアメリカ合衆国とメキシコ合衆国との間で調印された「国境としてのリオ・グランデ河及びコロラド河の未解決の国境問題を解決又は保持する条約」第III条に規定する、分離された地域の利用及び保有に合理的に関連する動産
- このサブセクションの権限により認められた物品で、このサブセクションに規定する目的以外に使用されたとき、又はこのサブセクションに認められた規則及び訓令により規定する時間内及び方法により輸出されなかったときは、当該物品は合衆国により没収する。

第323条 水産資源の保護

国際水産資源の利用及び保護に関する会議が招集され次第、大統領は、その権限内のあらゆる手段を講じて、当該資源に影響を及ぼす国内漁業を慣行又は政策する国に対して、当該資源の利用若しくは保護に関する交渉に加わるべく説得するよう努めなければならない。大統領及び当該交渉に加わることに賛同したその他の諸国の交渉への説得の後、ある国が、合衆国及びその他の諸国の利益に影響を及ぼす資源保護の慣行若しくは政策する国が当該交渉に加わらず、又は加わることを拒否した場合で、大統領が当該措置を適用する国に対して、交渉に加わらせるために有効であると認めるときは、大統領は、当該国の産物である魚類(その形態の如何を問わない。)に対する関税率を、1934年7月1日現在の税率の50%以上超えない範囲内において引き上げことができる。

第II節 合衆国国際貿易委員会

第330条 合衆国国際貿易委員会の組織

(a) 委員

合衆国国際貿易委員会（この編において、「委員会」という。）は、上院の助言及び承認により大統領が任命する 6 名の委員により構成される。委員に任命される要件は、合衆国市民であること、大統領の判断において国際貿易問題を処理する専門的知識と能力を有すること、同委員会の義務を果たし、又はその機能を効率的に発揮できる者であることが必要である。5 年間以上委員として在職した者（ただし、1974 年通商法の施行日³ 以前に委員として在職したものを除く。）は、委員として再任されない。委員のうち 3 名を超える者は同じ政党に属することは認められず、委員の任命に当たっては、異なる政党の者が実務上可能な限り交替で任命されなければならない。

(b) 任期

1975 年 6 月 16 日、1976 年 6 月 16 日、1977 年 6 月 16 日、1978 年 6 月 16 日、1979 年 6 月 16 日及び 1980 年 6 月 16 日に任期満了となる 1975 年 1 月 3 日現在在任中の委員の任期（本文に係るものを除く。）は、1976 年 12 月 16 日、1978 年 6 月 16 日、1979 年 12 月 16 日、1981 年 6 月 16 日、1982 年 12 月 16 日及び 1984 年 6 月 16 日にそれぞれ満了となる。当該任期満了日以降に任命された委員の任期は、その前任の委員が任命された任期の満了日から 9 年を経過した日に満了する。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 前任の委員が任期満了日以前に退任し、空席を埋めるために任命された委員については、当該前任委員の残余の期間について任命された場合
- (2) 後任の委員が任命され、又は適格とされるまでの間、その任期の満了後も委員として引き続き在職することができる場合

(c) 委員長及び副委員長；定員

(1) 委員会の委員長及び副委員長は、(3)に基づく資格を有する委員会の委員の中から大統領により指名されなければならない。大統領は、このパラグラフに基づく指名について議会に通知しなければならない。(2)に基づく任期の初日現在、大統領が当該任期中の委員長を指名していないときは、当該日に在職する次の委員が、大統領に指名された委員長が就任する日以前の任期について、委員長としての職務を遂行する。

- (A) 直前の任期中の委員長とは異なる政党に属する者であって、
- (B) 委員として最長の期間、継続して委員として在職している者。
- (2) 1978 年 6 月 16 日以降、委員会の委員長及び副委員長の任期は次の通りとなる。
 - (A) 最初の任期は、1978 年 6 月 17 日から起算し、1980 年 6 月 16 日に満了する。
 - (B) その後の各任期は、その直前の任期の終了日の翌日から起算し、2 年の期間で満了する。
- (3)(A) 大統領は、委員会の委員長を指名するに当たり、その直前の委員長と同じ政党に属する委員又は委員として継続して在職する期間が 1 年未満の委員を次期の委員長に指名してはならない。
- (B) 大統領は、委員会の副委員長を指名するに当たり、その任期の委員長と同じ政党に属する委員を副委員長に指名してはならない。
- (C) 委員が死亡、辞任、委員の解任又は任期の満了により委員長若しくは副委員長としての任期を全うできない場合、大統領は、その委員と同じ政党に属する委員をその残余の期間、委員長又は副委員長に指名する。このパラグラフの委員長の指名は、(A)に規定する 1 年間継続して在職する必要条件にかかわらず適用することができる。
- (4) 副委員長は、委員長が不在又は事故等により職務不能となった場合には委員長として職務を遂行する。委員長又は副委員長が空席の期間中においては、委員として最長の期間在職してきた委員が、委員長として職務を遂行する。
- (5) すべての委員は、委員として在職する以外は一切の業務、職業又は活動を積極的に行ってはならない。
- (6) 在任中の委員の過半数がその定員数を構成すべきものとする。ただし、委員会は、欠員のある場合においても機能する。

(d) ある場合の同数表決の効力

- (1) 手続において、委員会が次のことについて決定を行うことを要し、かつ、
 - (A) 1974 年通商法第 202 条に基づき、ある物品の輸入増加が同条(b)(1)に規定する重大な損害

³ 1974 年通商法の施行日は、1975 年 1 月 3 日である。

又はそのおそれ（以下このサブセクションにおいて、「重大なる損害」という。）を及ぼす実質的原因であるかないか、

(B) 1974年通商法第406条に基づき、市場攪乱が存在するかしないか

当該決定についての委員の投票が同数表決となった場合には、委員のいずれかのグループによる合意、決定が、本委員会の決定として大統領により見なされることができる。

(2) 1974年通商法第202条(b)又は第406条に基づき重大なる損害又は市場攪乱が存在することについて、委員会の肯定的決定があり、若しくは(1)に基づき、大統領が肯定的決定とみなす委員会の決定がある場合で、過半数の委員の投票が、(場合に依り)1974年通商法第202条(e)(1)に規定する認定若しくは勧告又は1974年通商法第406条に規定する勧告（以下このサブセクションにおいて、「救済認定」という）に合意できないときは、

(A) 3名以上の委員の過半数がその救済認定に合意する旨投票した場合には、当該救済認定は、1974年通商法第203条の適用について、委員会の救済認定とする。

(B) いずれも3名以上の委員を有する2つのグループが、それぞれ救済認定及び1974年通商法第204条(a)に基づく大統領報告に合意した場合、

(i) 大統領は、当該1つのグループにより合意された措置を行う。その上で他のグループにより合意された当該救済認定は1974年通商法第203条の適用について、委員会の救済認定とする。又は、

(ii) 大統領は、当該2つのグループにより合意された措置とは異なる措置を行い、又は何らの措置も行わない。この場合、当該いずれかのグループにより合意された救済認定は議会により、委員会の救済認定とみなされ、1974年通商法第203条の適用において委員会の救済認定として取り扱われる。

(3) (1)に該当する手続においては、重大なる損害又は市場攪乱が存在することについての決定について委員の投票が同数となった場合、委員会は大統領に対し、それぞれの委員のグループの決定を報告しなければならない。(2)に該当する何らかの議事においては、本委員会は大統領に対し、投票した委員のそれぞれのグループの救済認定を報告しなければならない。

(4) (2)(B)(ii)に該当する場合において、1974年通商法第203条(a)の適用において、1974年通商法第152条(a)(1)(A)の規定にかかわらず、同条(a)(1)(A)に規定する合同決議中の第2番目のブランクのスペースには、その適当な日付及び「1974年通商法第203条(c)(1)に基づき実施すべき措置は、
、
及び
の委員により合意された認定又は勧告である。」を記入しなければならない。(これらの3つのブランクのスペースにはその適当な委員の氏名を記入する。)

(5) 委員会が、委員会自身の発意、申立又は利害関係者の申立により、何らかの調査を行うことを授權されている場合、委員数の半分の委員が、当該調査を行うことに合意する旨投票した場合には、当該問題についての法律に基づく権限に従い、当該調査が行われなければならない。何らかの調査の過程において、委員会が聴問会を開催することを授權されている場合、委員数の半分の委員が公聴会の開催に合意する旨投票した場合には、当該問題についての法律に基づく権限に従い、当該公聴会が開催されなければならない。

(e) 予算割当の承認

(1) 1976年10月1日に始まる会計年度及びそれ以後の会計年度については、法律により次に規定する金額について、委員会に対して予算の割当を行うことができる。

(2)(A) 必要経費（コロンビア特別区及びその他の場所の会議室の賃借料を含む。）として委員会に対し、次の額の範囲内において予算の割当を行うことが認められる。

(i) 2003年度については、54,000,000ドル

(ii) 2004年度については、57,240,000ドル

(B) (A)に規定する年度において、その予算割当された承認額のうち、2,500ドル未満の額については、委員会の委員長の承認を条件として、接待贈答費として使用することができる。

(C) (A)の承認に基づき予算割当された金額は、行政官庁の要求により委員会が特別の研究、調査又は報告に関する予算の使用は、当該行政官庁が当該費用を償還する場合を除き、認められない。

(3) 1977年9月30日以降の各年度については、当該年度に予算割当されることが認められたその他の額に加え、法律により認められた給与、手当、退職金及びその他の職員手当の増額に必要な額として、委員会に対し予算を割当てることを認める。

- (4) 大統領が、議会に対して合衆国政府の予算を提出する前に、委員会は下院歳入委員会及び上院財務委員会に対し、委員会がその職務を遂行するのに必要な次期会計年度に計画された財源の総額を提出しなければならない。
- (f) 独立した監督官庁としての委員会
委員会は、合衆国法典第 44 編第 35 章の適用において、独立した監督官庁とみなす。

第 331 条 一般的権限

- (a)(1)(A) (2)の規定に規定するほか、委員会の委員長は、次の権限を有する。
- (i) 委員長は、必要と認める委員会の職員を任命（委員の個人的スタッフを除く。）し、又はその手当を決定すること（秘書を含む。）
- (ii) 第 5 編第 3109 条の規定により専門家及びコンサルタントのサービスを利用すること
- (iii) 委員会のその他の行政的機能を果たし、又はその責任を負うこと
- (B) 委員会の委員長は、委員会の活動を支援又は促進するために、個人の贈物、遺贈財産及び財産の遺贈物の動産又は不動産でを問わず、受入れ、保有、管理及び利用することができる。
- (C) (A)又は(B)の規定に基づく委員長のあらゆる決定は、在任中の委員の過半数の投票により否認される。
- (2) 在任中の委員の過半数の投票による承認を条件として、委員長は次に掲げる行為を行うことができる。
- (A) 委員会の業務に関し、個人的に相当の責任を負い、かつ、合衆国法典第 5 編第 5332 条の一般職階表（General Schedule）GS-15 と同等以上の待遇を受けている委員会の管理職を解任すること
- (B) 委員会の年次予算を編成すること
- (3) 委員会が責任を有する政策的事項に関して対外発表を行うに当たっては、委員会のいかなる委員も、当該政策事項に関して、委員会の見解であるとして、委員会の代表又は当該委員の見解として意見を表明することは認められない。ただし、委員会がその発表された方針を表決した場合を除く。
- (b) 公務員法の適用
公務員規則の規定により除外された職員を除き、委員会の職員は、すべて、人事局長より提供された有資格者リスト又は公務員法の規定により任命される。
- (c) 経費
調査又は本部以外の場所において公務を行う委員若しくは委員の部下に必要な交通費等を含む、委員会のすべての経費は、委員長の承認した科目別支払確認証を提示した後支払われる。（ただし、委員又は委員の部下の場合で、当該支払確認証が当該委員によって認められたものは除く。）
- (d) ワシントンにおける主たる事務所
委員会の主たる事務所はワシントン市内に置く。ただし、その事務所は他のすべての場所において、そのすべての職責を果たし、又はすべての権限を行使しするものとする。委員会は、1 名又は 2 名以上の職員若しくは委員会が任命する代理人により、合衆国内のすべて場所又はすべて外国に対し、その義務を果たすべく必要な照会を行うことができる。
- (e) ニューヨークにおける事務所
委員会は、すべての調査に関する指示又は調査の実施、統計資料の受領及び作成若しくは見本の選定、説明及びファイルするため、並びに義務を履行し、又は法律により与えられたすべての権限を行使するために、ニューヨーク港に事務所を設置及び維持することが認められる。
- (f) 公印
委員会は、法的効力を有する公印を採用することが認められる。

第 332 条 調査

- (a) 調査及び報告
委員会は、当国の関税法の運用とその財政上及び産業上の効果、原材料に対する関税率と製品若しくは半製品に対する関税率との関係、従価関税及び従量関税並びに従価従量併用関税の効果、関税法の数種類の関税表に係る、これらの関税表の整備と品目の分類に関するすべての問題を調査し、又は一般的に関税法と連邦の歳入との関係及び合衆国の産業と労働問題に対す

る効果を含めた関税法の運営状況を調査し、その調査の報告を次に定めるところにより提出しなければならない。

(b) 関税関係の調査

委員会は、合衆国及び外国との関税関係、商業上の協定、優遇条項、経済的同盟、輸出報奨金及び優遇運送料率の効果、国内生産量及び消費量との比較における輸入量並びにダンピング及び生産コストを含めた合衆国の競争力及び外国企業の競争力に関する条件、原因及び効果を調査することができる。

(c) パリ経済協定の調査

委員会は、パリ経済協定並びに欧州における同様の組織体及び取決めを調査することができる。

(d) 大統領及び議会に対する情報

大統領及び議会が情報及び資料並びに支援を確実に得ることができるようにするため、次に掲げる事項は委員会の義務とする。

(1) 委員会が実務上可能と考えるときは、随時、合衆国産の物品について合衆国内の主要な栽培、生産又は製造における加工費及び生産費を確認すること

(2) 委員会が合衆国に輸入される外国産の物品の加工費及び生産費を合衆国における加工費及び生産費と比較するために必要と認め、又は当該費用が合理的に確認される認めるときは、随時、当該輸入品の外国における主要な栽培、生産若しくは製造における加工費及び生産費を確認すること

(3) 代表的な合衆国の輸入品の種目若しくは品目の物品で、同種若しくは対比できる合衆国の物品を選定し、記載すること、又は合衆国の物品と同種若しくは対比できる当該輸入品を選定し、記載すること、又は委員会が妥当と認めるときは、随時、サンプルを入手し、ファイルすること

(4) 当該代表的な物品の輸入コストを確認すること

(5) 合衆国の物品について、合衆国内の主要な栽培、生産若しくは製造における栽培業者、生産者又は製造業者の販売価格を確認すること

(6) 価格差を示すその他のすべての事実又は合衆国の主たる市場における合衆国の物品と輸入品との間の競争力に影響を及ぼすその他のすべての事実を確認すること

(e) 定義

このサブセクション又は(d)において用いられる次に掲げる用語は、それぞれ次の意味を有する。

(1) 「物品」とは、栽培されたもの、生産されたもの、組立てられたもの、操作されたもの又は製造されたものの如何を問わず、あらゆる商品を含む。

(2) 「輸入コスト」とは、第 402 条(b)により決定される輸入品の取引価額に、当該商品を合衆国に持ち込む場合の関税を除く、当該取引価額に含まれていないあらゆる必要経費を加算した価額をいう。

(g) 大統領及び議会に対する報告

委員会は、自由に取り扱うことのできるすべての情報を合衆国大統領、下院歳入委員会及び上院財務委員会からの請求により随時、提供すべきものとし、大統領若しくはいずれかの委員会又は上院若しくは下院のいずれかにより求められた場合には、当該調査を行い、報告しなければならない。ただし、委員会は、委員会が業務上機密の情報であると考えるときは、当該情報の提供を差し控えることができる。ただし、業務上機密の情報を提供した者が、その提供の時点において、当該情報を同委員会により外部に提供されるものであることを承知している場合、又は当該提供者が当該情報を外部に提供することについて、後日同意した場合にはこの限りではない。委員会は、毎年 12 月の第 1 月曜日に議会に対し、その採用した方法の説明及び発生した一切の経費、その年におけるすべての報告の概要、その年に同委員会が投票により表決したすべての案件のリスト（それぞれの案件において、賛成投票した委員、反対投票した委員及び棄権した委員並びにその棄権の理由を記載したもの。）を報告しなければならない。当該年次報告書には、第 337 条により当該報告が行われた年に提出されたすべての訴えについて、それらの訴えが提出された日及びそれらの訴えに対してとられた措置、並びに当該年に係る条項により委員会が行ったすべての調査の状況及びそれらの調査の開始日を含まなければならない。

第 333 条 証言及び書類の提出

(a) 情報入手権限

委員会が法律により認められた調査に関連して、その委員会の機能と義務を果たすため、同委員会及びその正当に認められた職員は、(1) 調査対象物品の生産、輸入若しくは流通に携っている、いずれかの者、商社、協同組合、会社若しくは協会が保有する、当該調査の対象となっている物品に関する資料、書類又は記録を自由に入手し、又はその写を作成することができ、(2) 証人を召喚し、宣誓供述をとり、又は宣誓を行わせることができ、(3) 当該調査に関する問題についての帳簿若しくは書類を、いずれかの者、商社、協同組合、会社又は協会に対して提出するよう求めることができ、(4) 当該調査に関して保有中の情報を委員会が定める明細及び様式により、いずれかの者、商社、協同組合、会社又は協会に対して書面により提出するよう求めることができる。委員会のいずれの委員も、召喚令状に署名することができ、また、委員会の委員及び職員は、委員会により認められた場合には、宣誓及び確約を行わせ、証人を調査し、証言をとり、並びに証拠書類を受領することができる。

(b) 証人及び証拠書類

証人の出席及び書類による証拠の提出は、合衆国内のあらゆる場所の指定されたあらゆる聴聞会の席上において求めることができる。委員会は、召喚令状に応じない場合、その証人の出席又は証言について、合衆国地方裁判所又は属領裁判所の援助を求めることができ、当該尋問を行う管轄裁判所は、会社若しくはその他の者に対して発行された召喚令状に対する命令不服従又は命令を拒否した場合には、当該会社若しくはその他の者に対して委員会に出頭することを求める命令書、又はすでに命ぜられている場合には、書類による証拠を提出するよう求める命令書若しくはその問題に係る証拠を提出するよう求める命令書を発行することができる。

(c) 職務執行令状

委員会の要求に従い、裁判所は、この節の規定又はこの節により行われた委員会の命令に従うよう求める職務執行令状を発行する権限を有するものとする。

(d) 証言録取書

委員会は、訴訟手続又は調査のいずれかの段階において、委員会において未処理となっている訴訟手続若しくは調査についての証言録取書を徴求するため、証言を求めることができる。当該証言録取書は、委員会によって指名され、又は証言を行う権限を有する者から徴求することができる。当該証言は、その証言録取書を徴求する者又はその者の指示により書面に取りまとめるべき者とし、その上で当該証言者が提出しなければならない。いかなる者、商社、協同組合、会社若しくは協会も、証人がこの条の前述に規定するものと同様に、委員会に出頭し、証言を行い、書類による証拠を提出することを強制されるのと同じ方法により、委員会に出頭し、証言録取を行い、又は書類による証拠を提出することを強制される。

(e) 証人の手当及び旅費

委員会に出頭するよう求められた証人は、合衆国の裁判所に出頭する証人に対して支払われるものと同額の手当及び旅費を支払わなければならない。また、証言録取書を徴求される証人及びその他の者は、委員会の職員を除き、合衆国の裁判所において支払われる同額の手当及び旅費を受け取る権利を与えなければならない。

(f) 宣誓に基づく供述

委員会は、第 332 条(d)の規定によりすべての事実を確認するため、輸入者及び合衆国の栽培業者、生産者、製造者若しくは販売者に対し、これらの者が輸入、栽培、生産、組み立て、細工又は製造した物品の合衆国における販売価格を記載した明細書を、宣誓の下に提出するよう求める権利を有する。

(g) 裁判所の訴訟手続における代理

委員会は、あらゆる司法上の訴訟手続において、委員会の職員である弁護士、又は委員会が要請したときは合衆国司法長官により代理しされるものとする。

(h) 行政保護命令

委員会がこの編の規定により調査若しくはその他の訴訟手続に関連して発行した通信文書、私的な譴責状及びその他の書類並びに行政保護命令の違反又は違反のおそれのある者のファイルは、合衆国法典第 5 編第 552 条(b)(3)に規定する情報として取り扱われなければならない。

第 334 条 他の機関との協力

委員会は、適切な法律により財務省、商務省、連邦通商委員会、その他の省又は政府の独立官庁と協力して活動することができ、これらの省及び政府の独立官庁は、その業務において支持及び援助の目的のために委員会と十分協力し、並びに大統領の指令ある場合は、委員会の請求に従い、委員会のすべての調査目的に関係ある記録、書類及び情報を委員会に提出し、委員会に大統領の命ずる職員及び雇員を派遣しなければならない。

第 335 条 規定及び規則

委員会は、その機能と義務を遂行するに必要と思われる合理的な手続、規定及び規則を定める権限を有する。

第 336 条 生産費の均衡化

(a) 分類又は関税の変更

この法律により意図された議会の方針を有効なものとし、効果的に実行するために、委員会は、(1) 大統領の要求による場合、(2) 上院若しくは下院又はその双方の決議による場合、(3) 委員会自身の発議による場合、(4) 委員会の判断において、その然るべき十分なる理由がある場合には、利害関係者の申請があるときは、国産品と同種同類の外国品の生産費との差異を調査しなければならない。この調査の過程において、委員会は聴聞会を開催し、それについての公告を行い、並びにその利害関係者が当該聴聞会に出席し、証拠を提出し、及び意見を表明する然るべき機会をこれらの者に提供しなければならない。委員会は、生産費の差異に関する調査の結果及びその決定事項を大統領に報告しなければならない。委員会は、その調査によって、法律に基づき明確に定められた関税が、国産品の生産費と同種同類の外国品がその主たる競合国において生産されている場合に、その生産費の差異を均衡化していない場合又は当該格差を均衡化するに必要があると認めた場合には、当該報告書に法律により明確に確定すべき当該関税の増減率（その必要な分類の変更を含む。）を明記しなければならない。ただし、いかなる場合においても、当該関税率の増減は、法律により明確に確定された関税率をその合計の増減において 50%以上超えてはならない。

(c) 大統領による布告

大統領は、委員会の調査により生産費の差異を均衡化するために、当該関税率及び分類の変更が必要である認めるときは、この条に基づく委員会の報告に明記された関税率及び分類の変更を布告によって認可しなければならない。

(d) 関税率及び分類変更の有効期日

委員会の報告書に明記されたその関税率の増減及び分類の変更は、大統領の布告の日の 30 日後から効力を発する。

(e) 生産費の差異の確認

委員会は、この条により生産費の差異を確認する場合、次の事項を考慮しなければならない。

(1) 内国品の場合。(A) この条に定義される生産費、(B) 当該物品を合衆国内の主要市場又はその他の市場に運搬する場合に必要な運送費及びその他の費用、(C) 競争上、利益又は不利益となるその他の関係要因。

(2) 外国品の場合。(A) この条に定義される生産費、又は委員会が容易に確認できないときは、委員会が認めるそれらの証拠又はそれらの補足的証拠としてのインボイス価格の加重平均若しくは代表的な期間における価額の加重平均及び（若しくは）代表的な期間における卸売販売価格の平均価格（その価格は、主要競合国の主要市場において、通常の取引過程又は通常の卸売数量の物品のあらゆる購入者に対して自由に販売される物品の価格でなければならない。）、(B) 当該物品の合衆国内の主要市場への運搬に必要な運送費及びその他の費用、(C) 競争上、利益又は不利益となるその他の関係要因。これらの要因には、外国の政府、個人、パートナーシップ、会社又は協会により外国の生産者に与される便益を含む。

(f) 関税の変更の修正

前述の規定により施行された関税率の増減若しくは分類の変更は、当初の増減若しくは変更するときは、この条に規定する同様の方法若しくは同一の条件（施行時期を含む。）により修正又は廃止することができる。

(g) 無税品目表から有税品目表へ、又は有税品目表から無税品目表への振替の禁止

この条は、物品を有税品目表から無税品目表へ、若しくは無税品目表から有税品目表への振

替え、又は関税の方式を変更することを認めるものと解釈してはならない。第1編各パラグラフ又は改正法において、当該各パラグラフに規定する物品に対して特定の従価税率を超えてはならない旨規定されている場合には、この条の規定により決定される関税率は、その規定する最高の従価税率を超えてはならない。

(h) 定義

この条に関し、

- (1) 「国産品」とは、合衆国においてその全部若しくは一部が栽培又は製造された物品をいう。また、「外国産品」とは、外国においてその全部若しくは一部が栽培又は製造された物品をいう。
- (2) 「合衆国」とは、各州、準州及びコロンビア特別区を含む。
- (3) 「外国」とは、帝国、国、自治領、植民地、保護領又はこれらの区画（合衆国及びその保有領を除く。）をいう。
- (4) 「生産費」とは、内国産品又は外国産品の場合には、当該物品の生産の条件となる期間において、次のものを含む。(A) 原材料の価格又は費用、労務費及びその物品の生産並びに生産工程又は方法に要したその他の直接費、(B) 当該物品の生産に使用された機器及び財産の償却又は磨耗費を含む通常の一般経費並びに生産に係る資本財及び機器の調達に係る経費の賃借費又は金利、(C) あらゆる性質の容器及び包装物の費用並びに当該物品を引き渡しできる状態に置くために必要なその他の費用、手数料及び諸経費

(i) 大統領の規定又は規則

大統領は、この条の規定によりその職務を遂行するために必要なすべての規定及び規則を制定することができる。

(k) 法令制定前の調査

1922年関税法第315条の規定によりこの法律の制定前に行われた分類の変更又は関税率の増減について未だ大統領が布告していない調査を含む、あらゆる未完了の調査は、権利を害することなく却下しなければならない。ただし、当該調査において委員会が取得した情報及び証拠に対しては、この条の規定によりすべての調査において十分検討することができる。

第337条 輸入取引における不公正な行為

(a)(1) (2)を条件として、次の事項は違法であり、委員会がその存在を認めた場合は、他の規定のほかに、この条に定めるところにより処理しなければならない。

(A) 合衆国への物品（(B)、(C)及び(D)に定める物品を除く。）の輸入又は当該物品の所有者、輸入者若しくは販売受託者による販売における、不公正な競争方法及び不公正な行為であって、次の恐れ又は影響のいずれかがあるもの。

(i) 合衆国内の産業を破壊し、又は実質的に侵害すること

(ii) 産業の確立を妨げること

(iii) 合衆国の貿易及び商業の活動を制限し、又は独占すること

(B) 合衆国への輸入物品の所有者、輸入者若しくは受託販売者による、又は輸入後の合衆国内での販売であって、その物品が、次にいずれかに該当するもの。

(i) 法的に有効で施行できる合衆国特許又は合衆国法典第17編に基づいて登録された法的に有効で施行できる合衆国著作権を侵害するもの

(ii) 法的に有効で施行できる合衆国特許の請求範囲に含まれた方法に基づいて又はこれによってつくられ、生産され、加工され若しくは採掘されたもの

(C) 1946年商標法に基づいて登録された、法的に有効で施行できる合衆国商標を侵害する物品の合衆国への輸入又は所有者、輸入者若しくは販売受託者による輸入後の合衆国内での販売。

(D) 合衆国法典第17編第9章に基づいて登録された半導体集積回路配置利用権の侵害となる半導体チップ製品の合衆国への輸入若しくは輸入のための売買契約又は所有者、輸入者又は販売受託者による輸入後の合衆国内での販売。

(2) (1)の(B)、(C)及び(D)の規定は、特許権、著作権、商標権又は半導体集積回路配置利用権によって保護された物品に係る合衆国内の産業が存在するとき又は確立過程にあるときのみ適用される。

(3) (2)において、合衆国内の産業とは、関連する特許権、著作権、商標権又は関連する集積回路配置権によって保護された物品に関して、次の事項のいずれかが合衆国内で行われている

るときは、存在するとみなされる。

(A) 相当な設備投資

(B) 相当な労働雇用又は資本の利用

(C) エンジニアリング、研究及び開発又は特許の開発段階における実質的な投資

(4) この条において「所有者、輸入者又は販売受託者」とは、所有者、輸入者又は販売受託者の代理人を含む。

(b) 委員会による違反調査；

(1) 委員会は、宣誓に基づく訴えに基づき又は自らの発意によりこの条の違反を調査するものとする。当該調査を始めるに当たり、委員会は、連邦政府官報に掲載して調査の公告をするものとする。委員会は、いかなる調査もこれを完結し、当該調査の通知公告の日の後、可能な限り速やかに、この条に基づく決定をするものとする。迅速な判決を進めるため、委員会は、調査開始から 45 日以内に、委員会の最終決定の目標日を設定しなければならない。

(2) 委員会は、この条に基づく各調査の過程において、厚生省、司法省、連邦通商委員会等該当すると思われる他の各省庁と協議し、助言及び情報を求めるものとする。

(3) この条に基づく調査の過程において、委員会が当面の情報に基づいて当該事項の全部又は一部が第Ⅶ編サブタイトル B の範囲に入ることがあると考える理由があるときは、委員会は、その他の方法で当該条及びサブタイトルにより権限を与えられた処置ができるように、直ちに商務長官に通報しなければならない。委員会が提起された事案は、(A) 第 701 条又は第 731 条の範囲内にある申立てられた行為と結果のみに基づいている、(B) 合衆国法典第 17 編第 1008 条により行為が禁止される申立てられた著作権侵害に関係する、と考える理由を有するとき、この件についていかなる調査も終結又は開始しないものとする。委員会が提起された事案は、一部には第 701 条又は第 731 条の範囲に入る申立てられた行為と結果に基づいており、また一部には、前述条文の範囲内にある行為及び結果から独立し又は関係して、この条に基づく救済の根拠を確立することができる申立てられた行為と結果に基づいていると委員会が考える理由を有するとき、委員会はその件について調査を開始し又は継続することができる。委員会がこのパラグラフの事件について、商務長官又は行政当局（第 771 条(1)に規定する。）に通報した時は、委員会は、当該事件が最終決定のため長官又は行政当局にある間、その調査を停止することができる。委員会が、長官又は行政当局に通知した第 701 条又は第 731 条の範囲内の件に関して、又は第 701 条又は第 731 条に基づく行政当局による最終決定は、公正価格以下の販売又は補助金制度の問題及び前述の決定のために必要な件について、委員会に対し最終決定とする。

(c) 決定；再審

委員会は、この条に基づいて実施する各調査に関し、この条の違反の有無を決定しなければならない。ただし、委員会が、同意審決発令又は事件を仲裁に付する合意を含む、調査の関係者間の合意に基づき、決定を下す事なく、調査の全部又は一部を終結できる場合を除く。(d)又は(e)に基づく決定は、合衆国法典第 5 編第 5 章第 2 款の定めによる聴問会の通知及びその後の記録に残すものとする。すべての場合において、慣習法上及び衡平法上の抗弁をすることができる。被申立人は、委員会の定める方法により、反訴を行うことができる。反訴が委員会によって受理後、直ちに、当該反訴を行った被申立人は、反訴を行った当事者の、合衆国法典第 28 編第 1391 条により定める裁判地にある合衆国地方裁判所に、事件移送通知書を提出しなければならない。この条により提訴された反訴は、委員会の前の手続における元の申立ての日付に関連していなければならない。当該反訴の行動はこの条に基づく手続（この条に基づき行うことのできる慣習法上及び衡平法上の抗弁を含む。）を遅らせ又は影響を及ぼすことはない。(d)、(e)、(f)又は(g)に基づく委員会の最終決定により不利な影響を受けた者は、その決定が最終的になった後 60 日以内に、合衆国連邦巡回区控訴裁判所に、合衆国法典第 5 編第 7 章に従ってその決定に対する再審を上訴することができる。このサブセクションの前述の規定にもかかわらず、公衆衛生及び福祉、合衆国経済の競争状態、合衆国において類似の又は直接に競合する物品の生産並びに合衆国の消費者、保証金の額及び性格又は適切な救済についての調査結果に関する(d)、(e)、(f)又は(g)に基づく委員会の決定は、合衆国法典第 5 編第 706 条に従って再審を請求することができる。保証金の没収に関する(e)、(f)又は(j)及び開示又は訴訟の濫用に関する法的な制裁に関する(h)に基づく委員会の決定は、合衆国法典第 5 編第 706 条に従って再審を請求することができる。

(d) 輸入物品の排除

- (1) 委員会は、この条に基づく調査の結果、この条の違反があると決定したときは、この条の規定に違反した者が輸入した関係物品を合衆国への輸入を排除する命令をするものとする。ただし、委員会が当該排除によって公衆衛生及び福祉、合衆国における競争状態、合衆国における類似又は直接に競合する物品の生産並びに合衆国の消費者が受ける影響を考慮した後、前述の物品の輸入を排除すべきでないとは判定した場合はこの限りではない。委員会は、このサブセクションに基づく輸入排除命令措置を財務長官に通知するものとし、当該通知を受けた財務長官は、担当官を通じてその輸入を拒否するものとする。
- (2) 委員会の輸入物品の排除命令をする権限は、この条を違反していることを委員会によって決定された者に限定されなければならない。ただし、委員会が次の決定をした場合を除く。
 - (A) 輸入物品の一般的な排除が、指定した者の製品の排除命令を迂回するのを阻止する必要がある。
 - (B) この条の違反の傾向があり、違反物品の源を明らかにするのが困難である。

(e) 調査期間中の輸入排除、担保；適用手続；暫定的救済

- (1) この条に基づく調査の過程において、委員会がこの条の違反があると考える理由があると判断したときは、この条に違反していると考えられる理由のある者が輸入した関係物品の合衆国への輸入を排除するよう命令することができる。ただし、委員会が当該排除によって、公衆衛生及び福祉、合衆国経済における競争状態、合衆国における類似の又は直接に競合する物品の生産並びに合衆国消費者が受ける影響を考慮した後、前述の物品の輸入を排除すべきでないとは判定したときはこの限りではない。委員会は、このサブセクションに基づく当該輸入排除措置を財務長官に通報するものとする。当該通報を受領した財務長官は、担当官を通じて、当該輸入の通関を拒絶するものとする。ただし、当該物品が、申立人を損害から防ぐのに十分である委員会によって決定された額内で、財務長官が定める保証金に基づき通関の資格がある場合を除くものとする。委員会が、その後、被申立人がこの条の当該規定を違反していることを決定した場合、申立人のために、保証金を没収することができる。
- (2) 申立人は、このサブセクションに基づく命令の発令を委員会に申請することができる。委員会は、その調査の通告を連邦政府官報に公告した日の後 90 日を超えない日までにその申請に関する決定をするものとする。委員会は、複雑な案件に指定した場合は、90 日の期間を更に 60 日間延長することができる。委員会は、複雑な案件に指定した理由を連邦政府官報に公告しなければならない。委員会は、このサブセクションに基づく命令の発令の資格要件として、保証金の提供を申立人に要求することができる。委員会が、後に、被申立人がこの条の当該規定を違反していないことを決定した場合、保証金を被申立人のために没収することができる。
- (3) 委員会は、連邦民事訴訟規則により仮差押命令及び仮処分命令が認められるのと同じ程度において、このサブセクション又は(f)に基づき暫定的救済を与えることができる。
- (4) 委員会は、(1)及び(2)により保証金を没収する条件を規定しなければならない。

(f) 差止・没収命令；命令違反に対する制裁金

- (1) (d)又は(e)に基づく措置に加え若しくはこれに代わり、委員会は、この条に違反する者又はこの条に違反していると考えられる者に対し、関係する不公正な方法又は行為に従事することを禁止する命令を発令し、それらの者に送達することができる。ただし、当該命令により公衆衛生及び福祉、合衆国経済における競争状態、合衆国における類似の又は直接に競合する物品の生産、並びに合衆国消費者が受ける影響を考慮した後、委員会が当該命令を発令すべきでないとは判定したときは、この限りではない。委員会は、当該通知を受領したときはいつでも、また適切と思われる方法で、当該命令を修正又は撤回し、撤回したときは、状況により(d)又は(e)に基づいて措置することができる。(e)に基づく排除命令に加えて、又は代わりに暫定的な差止及び没収命令が発令される場合、委員会は、申立人にこのサブセクションに基づく命令の発令に必要なものとして、委員会によって決定された、被申立人を損害から防ぐために十分である額の保証金の提出を要求することができる。委員会が、後に、被申立人がこの条の当該規定を違反していないことを決定したときは、保証金を被申立人のために没収することができる。委員会は、(1)及び(2)により保証金を没収する条件を規定しなければならない。
- (2) 委員会が(1)に基づいて発令した命令が最終的なものとなった後これに違反した者は、当該

物品の輸入又は販売が命令に違反して行われた日一日につき、100,000 ドル又はその命令違反の日輸入又は販売された物品の国内価額の2倍の額のうち、いずれか大きい額を超えない額を制裁金として合衆国に没収され支払わなければならない。かかる制裁金は、合衆国の権利に帰するものとし、委員会が、コロンビア特別区又は違反の生じた地区の合衆国連邦地方裁判所に提起した民事訴訟で、合衆国のために回収することができる。かかる訴訟において、合衆国連邦地方裁判所は、委員会の前記最終的命令の実行に適切と考え、委員会が求める救済を織り込んだ命令的差止命令を発することができる。

- (g)(1)(A) この条に基づいてある者を相手取り申し立てが提起されたとき
(B) その者に申立て及び調査通知が送達されたとき
(C) その者が申立て及び通知に応ずることを怠り又はその他にその申立て及び通告に答弁のため出頭を怠ったとき
(D) その者が自分が怠っていない充分な理由を示すことができないとき、及び
(E) 申立て人が、その者に限られた救済を求めるとき
- 委員会は、申立てにおいて主張された事実が真実であると推定するものとし、要求ある時は、その者に限り、輸入排除若しくは輸入禁止命令又はその両者を発令するものとする。ただし、当該排除命令又は禁止命令によって、公衆衛生及び福祉、合衆国経済における競争状態、合衆国における類似の又は直接に競合する物品の生産並びに合衆国消費者が受ける影響を考慮した後、かかる排除又は禁止命令を発令すべきでないとして委員会が判定したときはこの限りでない。
- (2) この条の規定の違反に関する調査に異議を唱えるため、被申立て人が出頭したときは、物品の包括的輸入排除命令を発令する委員会の権限に加え、物品の原産地又は輸入者を問わず、物品の包括的輸入排除を、次の事項のいずれにも合致する場合に発令することができる。
(A) この条の規定の違反に関して調査に異議を唱えるために何者も出頭しない。
(B) 当該違反が確実な、信頼すべき、証拠により立証されている。
(C) (d)(2)の条件に合致している。
- (h) 委員会は、連邦民事訴訟規則の規則 11 及び規則 37 によって認められた範囲まで、開示手続の乱用及び訴訟手続の乱用に対して、制裁を規則通りに指示することができる。
- (i) 没収
- (1) 委員会は、(d)に基づく措置のほか次の場合には、この条に違反して輸入された物品が、差止められ没収されることを定める命令を発することができる。
(A) 物品の所有者、輸入者又は販売受託者であって、以前に合衆国へその物品の輸入を企てていたとき；
(B) 物品が以前に、(d)に基づいて発せられた排除命令を理由として合衆国への輸入を拒否されていたとき；及び
(C) 過去におけるかかる通関拒否において、財務長官が物品の所有者、輸入者又は販売受託者に、次の通知書を与えていたとき；
(i) 前述輸入排除命令及び
(ii) 更にこの上合衆国への物品の輸入を企てたときに課されるべき差止及び没収
- (2) 委員会は、このサブセクションに基づいて発せられた命令を財務長官に通報するものとし、財務長官は、当該通報を受領した時は、この条の規定に従って当該命令を実行する。
- (3) 財務長官は、このサブセクションに基づいて発せられた命令に従うべき物品の通関の企てがあるときは、その輸入の企てを直ちにすべての通関港に通知し(1)(C)に基づいて通報された者を確認する。
- (4) 財務長官は、次のことを行う。
(A) (d)に基づいて発令された命令を理由として、合衆国への通関が拒絶された物品の所有者、輸入者又は販売受託者への(1)(C)に記載の通知書の交付
(B) 委員会への当該通知書の写しの提出
- (j) 大統領への付託
- (1) 委員会が、この条の違反があると判定したとき又は(e)の目的に対して、かかる違反があると認める理由があると判定したときは、委員会は次のことを行う。
(A) 当該判定を連邦政府官報に公告すること、及び
(B) 当該判定及びその判定の根拠となる記録と共に、判定に関する、(d)、(e)、(f)、(g)又は(i)

に基づいて採った措置の写しを大統領に送付すること

- (2) 前述の判定の写しを大統領が受領した日の後の日に始まる 60 日間の終わる前に、大統領が、政策上の理由から前記判定を否認し、その否認を委員会に通知したときは、かかる通知の日付から発効して、かかる判定と、(d)、(e)、(f)、(g)又は(i)に基づいて取られたその判定に関する措置は、効力を有しないものとする。
- (3) (2)の規定を条件として、前述の判定は、(c)の目的を除いて、その連邦政府官報への公告とともに発効するものとし、それに関連して(d)、(e)、(f)、(g)又は(i)に基づいて取られた措置は、当該サブセクションに定められた通り有効とする。ただし、(d)に基づく輸入排除を命令され又は(f)に基づく禁止命令に服する物品は、最終決定となるまで、申立人から損害を防ぐために十分である委員会によって決定された額内で財務長官が定める担保に基づいて通関される資格があるものとする。当該決定が、最終となる場合には、担保を申立人のために没収することができる。委員会はこのサブセクションにより、担保を没収することのできる条件を規定しなければならない。
- (4) 大統領が前述の 60 日の期間内に前述の判定を否認しないとき又は委員会にその期間の終了前にその判定の承認を通知したときは、(3)及び(c)の目的のため、前述の判定はかかる期間の終了後の日又は委員会に対する大統領の承認の通知の日に、その場合に依じて、最終的となるものとする。

(k) 有効期間

- (1) (f)及び(j)に定める場合を除き、この条に基づく輸入排除若しくは命令は、委員会が当該輸入排除若しくは命令にいたらしめた条件がもはや存在しないと判定するまで又は通関からの排除若しくは差止命令のときは、その旨財務長官に通知するまで引続き効力を有するものとする。
- (2) 委員会により以前にこの条に違反しているとされていた者がこの条に違反していないとの判定又は(d)、(e)、(f)、(g)若しくは(i)に基づく輸入排除若しくは命令の修正若しくは取消を委員会に請願したときは、
 - (A) 当該請願に関する委員会での議事における挙証責任は、かかる請願者が負わなければならない。
 - (B) 次の根拠により当該請願に関する救済を委員会が与えることができる。
 - (i) 新しい証拠又は以前の審理手続において提出されたはずのない証拠、又は
 - (ii) 連邦民事訴訟規則に基づく判決又は命令からの救済を許可する根拠

(l) 政府輸入

(a)(1)に基づき特許権、著作権又は集積回路配置権に関する審理手続に基づく場合、(d)、(e)、(f)、(g)又は(i)に基づく輸入排除又は命令は、合衆国が、政府の許可又は同意を得て輸入しその用に供するためための物品又は合衆国のために輸入しその使用に供すべき物品には適用しないものとする。いかなる物品もこのサブセクションの施行がなければ、輸入が排除されていたか又は前サブセクションの規定に従って輸入されなかったであろう時はいつでも、不利な影響を受けた特許権、著作権又は集積回路配置権の所有者は、合衆国法典第 28 編第 1498 条の手続により米連邦請求裁判所における訴訟において、合理的な全額の補償を受ける資格があるものとする。

(m) 合衆国の領域

この条、第 338 条及び第 340 条において、「合衆国」とは、合衆国関税率表の一般注釈 2 に定義する合衆国の関税領域をいう。

- (n)(1) この条に基づく審理手続に関連して、委員会に提出され又は当事者間で交換された情報であって、委員会規則に従って正当に秘扱いと指定されたものは、(当該情報の制限的開示を許可した委員会の規則に基づいて発せられた保護命令に基づくものを除き)それを提出した者の同意を得ないで、いかなる者(2)に記載の者を除く。)にも開示してはならない。
- (2) (1)に含まれた禁止にかかわらず、前パラグラフに規定する事項は、次の者に開示することができる。
 - (A) 次の事項に直接関係している委員会の担当官又は職員
 - (i) 関連して当該事項が提出された調査の遂行又は関係手続
 - (ii) (e)、(f)又は(j)により提出された保証金の管理
 - (iii) (d)、(e)若しくは(g)により発令された排除命令、(f)により発令された差止・没収命令又は(c)により発令された同意審決の管理又は執行

- (iv) (d)、(e)、(f)、(g)又は(i)により発令された暫定又は永久命令若しくはこの条により発令された同意審決の修正若しくは廃止に関する手続
- (v) 調査又は関係手続の管理記録の維持
- (B) (j)に基づく審理に直接関与した合衆国政府の担当官又は職員
- (C) 関連してその事項が提出された調査又は関係手続の結果として、(d)、(e)又は(g)により輸入排除の執行に直接関係した合衆国関税庁の担当官又は職員

第 338 条 外国の差別待遇

(a) 附加税

大統領は、公益のために布告をもって外国の生産品又は外国籍船舶によって輸入される物品の全部若しくは一部に対して、次の場合、この法律に規定する新税又は附加税を制定及び公布することができる。

- (1) 当該外国が全部若しくは一部を合衆国において生産された物品の処分、通過又は再輸入において、第三国の同種品に対すると異なる不合理な賦課、徴収、規則又は制限を直接若しくは間接的に加える場合
- (2) 外国が合衆国通商に対し、直接又は間接的に法律、行政規則又は慣行により関税、とん税、港湾税、手数料、課金、徴収、分類、規則、条件、制限若しくは禁止事項に関し、第三国の通商に比べて合衆国通商を不利益な状態におくような方法で、差別待遇をする場合

(b) 輸入禁止

外国が前述のごとく合衆国通商に対して差別待遇をするばかりでなく、(a)に基づく大統領布告の公布後もその差別待遇を持続し、又は強化した場合は、大統領は、合衆国の利益に合致するときは、当該外国の生産物及びその船舶による輸入品であって公益に反しないものの輸入禁止を命ずる布告を更に発布することができる。

(c) 布告の適用

この条に基づく大統領の布告が、合衆国の利益に反しない場合は、その布告を当該外国の全部に対して適用し、公益のため必要がある場合は、いつでもその布告を停止又は廃止若しくは修正することができる。

(d) 通商上の不利益を相殺する課税

外国が合衆国通商に対し、不均等の課税又は差別待遇によって、なんらかの負担又は不利益を蒙らせたときは、大統領は、公益のため、布告をもって当該外国の生産品又は不利益を相殺するような従価 50 パーセント以下の新税又は附加税を制定及び公布することができる。この特定された新税又は附加税は、その布告後 30 日より布告中に列挙された商品が、当該外国から合衆国に輸入される場合に賦課、徴収される。ただし、(b)に基づいて輸入禁止を布告された物品は、輸入を禁止される。

(e) 第三国の利益を相殺する課税

ある外国が不均等な課税又は差別待遇を合衆国に与えたことによって何らかの利益が第三国のある産業に帰し、又は帰する見込みがあるとき及びこの条に規定する新税、附加税又は輸入禁止により不均等課税又は差別待遇を有効に阻止することができないため、何らかの利益が第三国のある産業に帰し、又は帰する見込みがあるときは、大統領は布告をもって第三国のかかる産業の一部又は全部の生産品に対し、その輸入に際し、その利益を相殺するような従価 50 パーセント以下の新税又は附加税を課する旨制定公布することができる。この税率は、その布告後 30 日より当該商品に対して実施される。

(f) この条に違反する輸入品の没収

この条に違反して輸入された物品は、歳入法により合衆国に没収された物品の場合と同様の規則、制限及び規定の下に、差押、告発及び没収される。この法律の規定は、輸入の直接的若しくは間接的とを問わず、外国において全部又は一部を生産された物品の合衆国への輸入に適用される。

(g) 委員会の差別待遇査定

(a)、(b)及び(e)に列挙する合衆国通商に対する他国の差別待遇の有無を探知、調査し、差別待遇の事実が判明した場合、これをその勧告と共に大統領に報告することは、委員会の義務である。

(h) 財務長官の定める規則及び細則

財務長官は、大統領がこの条の規定に基づいて公布する布告の実施に必要な規則及び細則を、大統領の認可を得て定めなければならない。

(i) 定義

この条において「外国」とは、別個の関税率又は別個の通商規則を実施する帝国、独立国、自治領、植民地又は保護領若しくはそれらの附属領（合衆国及びその所屬地を除く。）をいう。

第 339 条 貿易救済援助課

(a) 委員会の中に貿易救済援助課と称する独立の課を設立し、一般からの要求に応じてすべての情報を提供し、可能な限り関係者に対して次に掲げる支援及び助言を行う。

(1) 通商関係法に基づく利用可能な救済及び利益

(2) 当該救済及び利益に係る請願及びその申請手続並びにその関連届出日

(b) 貿易救済援助課は、通商法の運用に責任を有する官庁と相協力して、適格中小企業が次に掲げる事務について、技術的及び法律的な援助並びに助言を行う。

(1) 請願及び申請の作成及び提出（同課の見解に基づく軽薄な請願を除く。）

(2) 通商関係法に基づき利用可能な救済及び利益を求め、取得すること。（当該法律に基づくすべての行政上の見直し及び請願を含む。）

(c) この条の適用において、

(1) 「適格中小企業」とは、官庁の判断によりその規模が小さいこと、適切なる内部留保又は通商関係法に基づく請願、並びに救済及び特権申請書の作成及び提出に係る然るべき外部の支援を得るについての経済的能力を有しないすべての企業をいう。いずれかの企業が「適格中小企業」であるか否かの決定に当たっては、官庁は中小企業庁と協議でき、当該中小企業に対し、(b)により支援を行った他の官庁と協議すべきものとする。当該企業がこの条の適用において、適格中小企業であるか否かのいずれかの官庁による決定は、他の官庁又は裁判所によっても見直されない。

(2) 「通商関係法」とは、次のものをいう。

(A) 1974 年通商法第Ⅱ編第 1 章（19 U.S.C. 2251 et seq. 輸入競争によってもたらされた損害に関する章）

(B) 同法第Ⅱ編第 2 章及び第 3 章（労働者及び企業に対する調整支援に関する章）

(C) 1974 年通商法第Ⅲ編第 1 章（19 U.S.C. 2411 et seq. 外国の輸入制限及び輸出補助金に対する救済に関する章）

(D) 1930 年関税法第Ⅶ編（19 U.S.C. 1671 et seq. 相殺関税及びアンチダンピング関税の課税に関する編）

(E) 1962 年通商拡大法第 232 条（19 U.S.C. 1862 et seq. 国家安全保障にかかる保護措置に関する条）

(F) 1930 年関税法第 337 条（19 U.S.C. 1337 et seq. 輸入取引における不公正取引慣行に関する条）

第 341 条 委員会機能に対する妨害

(a) 委員会又はその職員に対する妨害又は教唆

いかなる者も、(1) 委員会の職員が、この法律により課せられた委員会の職務の遂行に対し、暴力、威嚇、脅迫又はその他の方法により妨害し、又は妨害を図ってはならない。(2) 委員会の委員又は職員に、委員会の権限内の事情に関して決定又は命令させ、若しくは行動を取らせるよう教唆し、又は教唆を図ってはならない。

(b) 罰則

この条の規定に違反した者は、1,000 ドル以下の罰金若しくは 1 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(c) 定義

この条において「者」とは、個人、団体、組合又はその他の組織若しくは個人の集合体をいう。

第Ⅲ節 外国貿易の振興

第 350 条 外国通商協定

- (a)(1) アメリカ産業の各種部門の特性とニーズに応じて、外国品が合衆国に持ち込まれることを規制することにより、合衆国品の外国市場を拡大するため（合衆国の農業、工業、鉱業及び商業の各種部門の良き関係を樹立し、並びにこれらを維持する一つの手段として）、合衆国内で外国品に対して市場への進出を与えることによって、外国市場がアメリカ産業の各種部門の販路の開発を要求及び可能にするために、大統領は、合衆国若しくは諸外国の現行の関税若しくはその他の輸入規制が合衆国の外国貿易に対して不当な負担をかけ、合衆国の外国貿易を阻害しているという事実を発見した場合、又は前述の目的が次の方法によって促進されるものであるという事実を発見した場合には、次の権限を有する。
- (A) 外国の政府及びその代行機関と外国通商協定を締結すること。ただし、1955年通商拡大法は、ガットとして知られている行政上の協定の議会による承認若しくは不承認を決定又は示すものであると解釈してはならない。
- (B) 現行の関税及びその他の輸入規制、追加的な輸入規制又は継続期間、並びに最低期間を宣言し、大統領がこの条で調印した外国通商協定を遂行するために必要若しくは適切な外国通商協定の対象となっている物品の現行の関税若しくは消費税の取り扱いを布告すること。
- (2) (1)(B)に基づくいかなる布告も、
- (A) 1934年7月1日現在、存在する関税率を50%以上引き上げてはならない。ただし、1934年7月1日現在、存在する従量税率は、1934歴年中に当該物品の輸入価額を基準としたその従価対応関税率（(D)(ii)の規定と同じ方法により決定されたもの。）に換算し、当該宣言において、当該従価対応関税率を50%以上を超えない従価率を定めることができる。
- (B) 物品を課税リスト及び無税リストとの間で振替えてはならない。
- (C) 1955年6月12日以前に大統領により調印された外国通商協定を遂行するために、又は1954年11月16日の連邦政府官報に掲載された交渉の用意ある旨の通知に関して、1945年1月1日現在、存在する関税率を50%以上引き下げてはならない。
- (D) 大統領が1955年6月12日以降、1958年7月1日以前に調印した外国通商協定を遂行するために、次の関税率の最低限度を下回る引き下げ（(C)に規定するものを除く。）を行ってはならない。
- (i) 1955年1月1日現在、存在する関税率を15%下回る関税率
- (ii) 対象物品が50%以上（又は50%以上の合計従価関税率を組み合わせたもの。）の従価関税率のときは、50%の従価関税率（又は50%の合計従価関税率を組み合わせたもの。）の従量関税率（又は従量関税率を含めた関税率を組み合わせたもの。）が適用されるいずれかの物品の場合、その従価対応関税率が大統領により代表期間として定められる期間中に大統領より50%以上であると決定されたときは、50%の従価税率又は税率（若しくは税率の組み合わせたもの。）とし、大統領が定める従価対応関税率は、当該期間中は50%であったものとする。第402条に規定する評価基準（当該物品に関しては、その代表期間中における基準。）は、大統領が前段を決定する際に、その利用が実務的に可能であると認める最大限まで利用しなければならない。
- (E) 1958年7月1日以降に大統領が調印した外国通商協定を遂行するため、いかなる関税率も(4)(A)に規定する最低関税率を下回る引下げを行ってはならない。
- (3)(A) (B)及び(C)の規定並びに(4)(B)の規定を条件として、(1)(B)の布告及び(5)に基づく一時停止の布告に関する規定は、当該布告に指定された時以降に発効しなければならない。
- (B) (2)(D)が適用される関税の引下げを行うときは、
- (i) 外国通商協定により引き下げられる関税率の合計が1955年1月1日現在、存在する関税率の15%を超えない場合、その最初に一時的に引き下げられる関税率は、1955年1月1日現在、存在する関税率の5%を上回ってはならない。
- (ii) (i)に規定するものを除き、外国通商協定に基づく合計引下率の1/3以上の引下げは、当初に一時的に引き下げてはならない。
- (iii) 分割引き下げの最初の部分の引下げが行われた後、その残りの部分の引下げは、それに先立つ直前の引下げの部分の実施期間が合計して1年未満の場合には、実施してはならない。
- (C) (2)(D)(i)に規定する代案が適用される関税の引下げのいかなる部分も、1955年7月1日より起算して3年の期間の満了後に発効してはならない。当該引下げのいずれかの部分が

実施されたときは、このパラグラフの適用において、合衆国の法律又は合衆国の法律に基づく措置の理由により当該引下げ部分が実施されていない期間中において、その後の期間は、当該3年の期間の満了点における決定において除外される。

(D) (1955年6月12日以降、大統領が署名した外国通商協定を遂行するために)、大統領が物品に課税される関税額の算出を簡素化する決定した場合、大統領は、次のいずれか小さい額を超えない範囲において、(2)(C)若しくは(D)、(4)(A)若しくは(B)又は(B)に定められた限度を超えても差し支えない。

(i) その限度額とそれ以下の位の数値との差額

(ii) 従価の2分の1%

従量税率の場合（又は従量税率を含む複合税率。）、(ii)に規定する1/2%は、従価税率の条件によりすべてが説明されていない従価対応関税率が定められるのと同じ方法によって、(2)

(D)(ii)の適用において、決定されなければならない。

(4)(A) (1)(B)に規定する布告は、1958年7月1日以降大統領が調印した外国通商協定を遂行するために、次の最低関税率を下回る引下げを行ってはならない。

(i) 1958年7月1日現在、存在する関税率を20%引き下げる関税率

(ii) (2)(B)の規定に基づく1958年7月1日現在、存在する税率を2%下回る従価税率

(iii) 50%の従価税率、又は従量税率若しくは従量税率を含む複合税率を適用する物品のときは、あらゆる関税率（又は複合税率。）。ただし、その従価対応関税率を50%の従価関税率を定めた場合に限る。

(ii)及び(iii)の規定及び(B)(ii)の規定は、従価税率を組み合わせたものを適用する物品のときは、当該関税率の合計に対して適用される。また、従量税率又は従量税率を含む関税率を組み合わせたものを適用する物品のときは、代行期間（当該期間が1958年7月1日を含むか否かを問わない。）において、従価税率の条件によりすべてが認定されていない従価対応関税率と同じ方法によって、(2)(D)(ii)の適用において、決定される従価税率対応を基礎に適用される。

(B)(i) (A)(i)に規定する関税率の引下げを実施する場合、当該引下げは、最初は年4回を超えないこととし、最初に実施される1回の引下率の合計は、1958年7月1日現在、存在する関税率の10%を超えてはならない。また、当該日以降、関税率が引き上げられるときは、外国通商協定の規定により10%又は引下げの合計の1/3のいずれか大きい方を上回ってはならない。

(ii) (A)(ii)に規定する関税率の引下げを実施する場合、当該引下げは、最初は年4回を超えないこととし、最初に実施される1回の引下率の合計は、従価税率の1%を超えてはならない。また、1958年7月1日以降、関税率が引き上げられているときは、外国通商協定の規定により1%又は引下げの合計の1/3のいずれか大きい方を上回ってはならない。

(iii) (A)(iii)に規定する関税率の引下げを実施する場合、当該引下げは、最初は年4回を超えないこととし、最初に実施される引下率合計は、外国通商協定の規定により当該引下げの合計の1/3を上回ってはならない。

(C) (A)に規定する関税率の引下げを実施する場合、(A)(i)により引き下げられた部分又はその直前に行われた引下げの部分とその合計期間で1年未満のときは、その1回目の引下げ部分の後には、最初に実施されないものとし、最初の部分の実施期間が合計で3年以上となっている場合にも実施されないものとする。また、(A)(ii)の引下げのいかなる部分も、1962年7月1日に始まる4年の期間の満了後は、最初には実施されないものとする。引下げのいずれかの部分が実施されたときは、前述の(i)及び(ii)の適用において、合衆国の法律又はそれに基づく措置の理由により当該引下げの部分を実施されない期間中の以後の期間は、3年の期間又は場合によっては4年の期間を満了する決定をする場合は除く。

(6) 大統領は、この条に基づき行われた布告の全部又は一部をいかなる時においても終了することができる。

(b) この条のすべて条項又は1962年通商拡大法のいかなる条項も、この条又はキューバ以外の諸国との協定に従った通商拡大法により制定された関税率に関し、1902年12月11日に合衆国とキューバ共和国との間において締結された商業互恵条約の規定の適用を阻害し、又はこの条により締結されたキューバとの協定、又はキューバにおいて栽培、生産若しくは製造された物品

の現行特惠関税措置を修正する 1962 年通商拡大法の発効を排除するものと解釈してはならない。この法律又は 1962 年通商拡大法のいかなる条項も、他の外国（フィリピンを除く。）の同様の産物に適用される関税率を上回ることのない関税率のキューバの産物（特惠関税免税物品を含む。）に対する適用を排除するものと解釈してはならない。当該関税率の適用が何らかの特惠関税取扱措置を含むか否かは問わないものとする。キューバの製品に対する関税率は、

- (1) 1955 年 6 月 12 日以前に大統領が調印した外国通商協定を遂行するため、キューバの製品に関して、1945 年 1 月 1 日現在、存在する関税率の 50%以上引き下げてはならない。
 - (2) 大統領が 1955 年 6 月 12 日以降、1962 年 7 月 1 日以前に締結した外国通商協定を遂行するため、(a)(2)(C)若しくは(D)又は(4)(A) ((a)(3)(B)、(C)及び(D)並びに(4)(B)及び(C)の適用される規定を条件とする。)に規定するいずれかの代案を下回る引下げを行ってはならず、キューバ製品に適用される関税率に関連するものとして、このパラグラフの適用を読むものとする。キューバ製品に関しては、(a)(2)(D) (ii)又は(4)(A) (iii)の限度率は、当該製品が資格を有する特惠措置の絶対的利益を維持するために求められる限りにおいて超えることができる。
 - (3) 1962 年 6 月 30 日後 1967 年 7 月 1 日以前に締結された外国通商協定を実施するため、当該製品に関し、1962 年 7 月 1 日現在、存在する関税率（その設定方法の如何を問わず、及び議会の立法又はその他により一時停止されているかを問わない。）に 1962 年通商拡大法第 II 編を適用した最低税率を下回る引下げを行ってはならない。
- (c)(1) この条において使用する「関税及びその他の輸入規制」とは、(A) 輸入関税の関税率及び形式並びに品目の分類、及び(B) 輸入の際又は輸入規制により課せられた関税以外の限度、禁止、手数料及び取立金を含む。
- (2) この条の適用において、
- (A) (d)に規定するものを除き、「1934 年 7 月 1 日現在、存在する」、「1945 年 1 月 1 日現在、存在する」、「1955 年 1 月 1 日現在、存在する」及び「1958 年 7 月 1 日現在、存在する」とは、当該日現在、存在していた関税率（その設定方法の如何を問わず、及び議会の立法又はその他により一時停止されているかを問わない。）をいう。ただし、1951 年通商協定延長法第 5 条(19 U.S.C. sec. 1362)の規定に基づく措置の理由によって実行されている関税率を除く。
 - (B) 「存在する」とは、いずれの日を特定することなく、外国通商協定の締結又は布告に関する事項について用いられた場合には、当該貿易協定が締結された日現在、存在していたものをいう。
- (d)(1) 戦争中若しくは緊急事態中において、関税率が協定若しくはその他の方法により引き上げられ又は引き下げられた場合、その後の関税率の引上げ又は引下げは、当該協定若しくはその他の方法により実施された戦後若しくは緊急事態終結後の関税率を基準として計算されなければならない。
- (2) 合衆国が戦争若しくは緊急事態の終結後、外国通商協定に基づき、特定物品に対する関税率を撤回又は修正する無条件の権利を得たときは、この条の適用において「1945 年 1 月 1 日現在、存在する」とみなされる当該物品に対する関税率は、当該協定が締結されなかった場合に存在すべき関税率とする。
 - (3) 布告の対象とされた外国通商協定の全部が 1945 年 7 月 5 日以前に大統領により終了されているときは、当該外国通商協定の適用において、この条に基づく布告は行わない。
- (f) 産業界、農業界及び労働界からの情報並びに助言
大統領は、この条に基づく外国通商協定を交渉中の期間においては、当該協定に関して、産業界、農業界及び労働界からの情報並びに助言を求めることを議会の意見として宣言する。

第IV編 行政上の規定

第 I 節 定義及び全国税関電算化計画

第A款 定義

第 401 条 雑則

この編又は第 III 編第 I 節において、

(a) 船舶

「船舶」とは、水上の運送手段として使用され、又は使用することができるあらゆる種類の水陸船若しくはその他の装置を含む。ただし、航空機は含まない。

(b) 車両

「車両」とは、陸上の輸送手段として使用され、又は使用することができるあらゆる種類乗物若しくはその他の装置を含む。ただし、航空機は含まない。

(c) 商品

「商品」とは、あらゆる種類の貨物、製品及び動産をいい、輸入を禁止された商品及び合衆国法典第 31 編第 5312 条に規定する支払手段を含む。

(d) 者

「者」とは、パートナーシップ、団体及び会社を含む。

(e) 船長

「船長」とは、船舶の指揮権を有する者をいう。

(f) 昼

「昼」とは、午前 8 時から午後 5 時までの時間をいう。

(g) 夜

「夜」とは、午後 5 時から午前 8 時までの時間をいう。

(h) 合衆国

「合衆国」とは、合衆国のすべての領土及び保有地を含む。ただし、バージン諸島、米領サモア、ウェーク島、ミッドウェー諸島、キングマン環礁、ジョンストン島及びグアム島を除く。

(i) 税関の職員；税関職員

「税関の職員」及び「税関職員」とは、財務省関税庁（以下、「関税庁」という。）のすべての職員又は沿岸警備隊の士官、准士官若しくは下士官又は関税庁の義務を果たすべく法律若しくは財務長官により指名された代理人若しくはその他の者（外国の法執行官を含む。）をいう。

(j) 関税水域

「関税水域」とは、外国籍船舶に対し、合衆国当局が公海上において乗船、検査、搜索、差押若しくはその他の取締りが外国政府と合衆国との条約又はその他の協定により合衆国の法律を強制することができる場合には、当該条約若しくは協定により当該行為を行うことができ、又は許可された合衆国の沿岸の所定の距離以内の水域をいい、また、その他の船舶の場合には、合衆国の沿岸 4 リーグ以内の水域をいう。

(k) 「領海外を出入りする船舶」とは、次の船舶をいう。

(1) 関税水域の内外を問わず、合衆国の沿岸で発見され、又は近寄らない船舶でその経歴、素行、特性若しくは位置から見て、合衆国の法律に違反して合衆国に商品を持ち込み、又は持ち込みを助長し、若しくは容易とするために使用され、又は使用されるおそれがあると合理的に認められる船舶

(2) (1)に記載の船舶を接近したすべての船舶

(l) 長官

「長官」とは、財務長官又はその委任を受けた者をいう。

(m) 規制物資

「規制物資」とは、規制物資法第 102 条(6)(21 U.S.C. 802(6)) に規定するものをいう。この法律の適用において、規制物資は、その輸入が次の許可を得てない限り、合衆国への輸入が禁止された商品とみなす。

(1) 然るべきライセンス又は許可

(2) 規制物資の輸出入に関する法律の許可

(n) 「電子送信」とは、データ又は情報をコンピュータ・モデム及びコンピュータ・ネットワーク等から構成される電子データ交換システムを通じて送信することをいう。

(o) 「電子エントリー」とは、関税庁に対し、次のものを電子式送信することをいう。

(1) 商品のエントリーに必要なエントリー情報

(2) 商品の分類及び評価、統計資料の照合並びに適用される法律の遵守しているか否かの決定に必要なエントリー・サマリー情報

(p) 「電子データ交換システム」とは、情報を電子的に送信することが可能な、関税庁長官が認めたあらゆるメカニズムをいう。

(q) 「全米関税自動化計画」とは、第 411 条により確立した計画をいう。

- (r) 「輸入実績一覧表」とは、財務長官が定める規則により、関税庁が特定期間中の輸入品に対する関税、租税及び手数料を適切に評価し、正確な統計資料を収集し、又は他法令の適用要件（税関の監視下からの解除に関連する要件を除く。）が充足されているか否かを決定することが可能な特定期間の末時点において、関税庁に対し電子式により送信されるデータ又情報をいう。
- (s) 「事後適合手続」とは、輸入者が第484条(a)(1)(B)に基づき求められる書類若しくは情報又は輸入実績一覧表を提出又は送信する際に決定していない商品の受入れに関する要素以外のエントリー要素が、一定期間後に関税庁に提供されるという条件の下で輸入者の要請により開始される電子処理をいう。この事後適合手続は、清算記録の保持、再清算及び異議申立ての目的のためのエントリーとみなす。

第402条 価額

(a) 総則

- (1) この法律に特に別段の規定ある場合を除き、輸入品は、この法律の適用において、次の価格を基準に評価しなければならない。
- (A) (b)に規定する取引価額
- (B) (A)により価額が決定できないとき、又は決定されたとしても(b)(2)の理由により使用できないときには、(c)に規定する同種品の取引価額
- (C) (B)により価額が決定されないときは、(c)に規定する類似品の取引価額
- (D) (C)により価額が決定できないとき、及び輸入者が(2)の代替評価を要求しないときは、(d)に規定する控除価額
- (E) (D)により価額が決定できないときは、(e)に規定する算定価額
- (F) (E)により価額が決定できないときは、(f)に規定する価額
- (2) (1)(C)に規定する価額が輸入品に関して決定できない場合に当該輸入者が、財務長官が規定する期間内に担当税関職員に要求するときは、(1)(D)に規定する控除価額ではなく(1)(E)に規定する算定価額を基準に当該商品进行评估しなければならない。当該商品の算定価格がその後決定できない場合に控除価額が(1)(D)により決定できるときは、当該商品は、(1)(F)の価格を基準に評価することはできない。
- (3) 商品の輸入者の文書による要求及び情報の開示に関する法律の規定に従い、担当税関職員は、この条に基づいて当該商品の価額がどのように決定されたか文書による説明を当該輸入者に提供しなければならない。

(b) 輸入品の取引価額

- (1) 輸入品の取引価額は、合衆国への輸出のために販売された時の現実に支払われた又は支払われるべき価格に、次の費用を加算したものとする。
- (A) 輸入品に関して買主が負担する包装費
- (B) 輸入品に関して買主が負担する販売手数料
- (C) 適当に割当てられた援助の価格
- (D) 合衆国への輸出のための当該輸入品の販売の条件として買主が直接又は間接に支払うことを要求される輸入品に係るロイヤルティ又はライセンス料
- (E) 直接又は間接に売主が取得する輸入品の転売後、処分後又は使用後に発生する利益
- 輸入品のために現実に支払われた又は支払われるべき価格に(A)から(E)に掲げた項目（それ以外の項目は除く。）に帰属する価額が加算しなければならないが、これらの価額はそれぞれ、(i) 現実に支払われた又は支払われるべき価格に別途含まれないもの、及び(ii) 十分な情報に基づくものに限られる。前段の価額の理由の如何にかかわらず、十分な情報が利用できないときは、当該輸入品の取引価額は、この条の目的において決定することのできない価格として取り扱われなければならない。
- (2)(A) (1)により決定された輸入品の取引価額は、次の場合に限り、この法律の目的における当該商品の評価額とされなければならない。
- (i) 買主による輸入品の処分又は使用に関する制限が存在しない場合。ただし、次の制限を除く。
- (I) 法律によって課され、又は要求される制限
- (II) 当該商品を転売することのできる地理的地域を限定する制限
- (III) 当該商品の価格に実質的に影響を及ぼさない制限

- (ii) 当該輸入品の販売又は現実に支払われた又は支払われるべき価格が、当該輸入品に関する価額を決定することができない条件又は理由に従う必要がない場合
 - (iii) 買主による輸入品の転売後、処分後又は使用後に発生する収益のいかなる部分も(1)(E)により適切な調整をすることができないときは、直接又は間接に売主が取得しない場合
 - (iv) 買主及び売主が関連しない場合又は売主及び買主が関連するが、当該取引価額がこのサブセクションの目的において(B)により承認できる場合
- (B) 当該輸入品の販売状況の調査が、関連する買主と売主との関係が現実に支払われた又は支払われるべき価格の影響を及ぼさない場合、又は当該輸入品の取引価額が次の価額に近似している場合、当該関連する買主と売主との間の取引価額は、このサブセクションの目的において承認する。
- (i) 合衆国における関連しない買主に対する販売における同種品又は類似品の取引価額
 - (ii) 同種品又は類似品に対する控除価額又は算定価額
- ただし、比較のために使用される前述の(i)、(ii)に規定する価額は、それぞれ当該輸入品と同時期又はほぼ同時期に合衆国に輸出された商品に関係している場合に限る。
- (C) (B)に基づく比較のために使用される価額を適用する際には、当該販売に関する次に掲げるものの相違（当該相違が買主によって提供された又は別に担当税関職員が入手した十分な情報に基づいている場合。）を勘案しなければならない。
- (i) 商業レベル
 - (ii) 数量
 - (iii) (1)に規定する費用、手数料、価額、料金及び利益
 - (iv) 売主及び買主が関連する販売においては売主に生じないが、売主及び買主が関連しない販売においては売主に生ずる費用
 - (3) 現実に支払われた又は支払われるべき価格及び(1)に規定する費用又はその他の項目と区別することができるときは、輸入品の取引価額に次の費用は含まない。
 - (A) 次のものために発生した通常の費用又は手数料
 - (i) 合衆国へ輸入後における当該商品の建設、組み立て若しくは整備又は当該商品に関して提供される技術援助
 - (ii) 輸入後の商品の輸送
 - (B) 輸入により当該輸入品に対して一般に支払われる関税及びその他の連邦税、並びに合衆国における売主が通常支払義務を負う当該商品に関する又は当該商品の価額によって算定される連邦物品税
 - (4) このサブセクションの適用において、
 - (A) 「現実に支払われた又は支払われるべき価格」とは、売主に対して又は売主のために輸入品に関して買主により行われた又は行われるべき支払いの総額（直接又は間接を問わず、輸出国から合衆国の輸入地への当該商品の国際運送に付帯する輸送、保険及び関連する役務に対する費用、手数料又は支出を除く。）をいう。
 - (B) 合衆国への当該商品の輸入の日以後に、買主と売主との間で行われた現実に支払われた又は支払われるべき価格の払戻し又は減額は、(1)に基づく取引価額を決定する際に考慮してはならない。
- (c) 同種品及び類似品の取引価額
- (1) 同種品又は類似品の取引価額とは、次の輸入品の取引価額（(b)によりこの法律上、評価価額として認めることのできるもので、(2)により調整されたもの。）
 - (A) 評価対象商品に関して、場合により同種品又は類似品
 - (B) 合衆国に輸出する時又はほぼ同時期の合衆国へ輸出された評価対象商品
 - (2) このサブセクションにより決定される取引価額は、場合により同種品又は類似品の販売と同じ商業レベル及び実質的に同一の数量における評価対象商品の販売にその基準を置かなければならない。これらの販売が見出されないときは、異なった商業レベル若しくは異なった数量における同種品若しくは類似品の販売又はその両方での販売が使用されなければならない。その差異は勘案の上、調整されなければならない。このパラグラフに基づく調整は、十分な情報に基づかなければならない。輸入品に関してこのパラグラフを適用する際に、同種品又は類似品に対する2以上の取引価額を決定するときは、こ

これらの輸入品は、これらの価額のうち低い方又は最も近いものを基準に評価しなければならない。

(d) 控除価額

(1) このサブセクションの適用において、「関連商品」とは、評価対象商品、同種品又は類似品をいう。

(2)(A) 評価対象商品の控除価額は、次の価格 ((3)により調整されるもの。)のうち、関連商品が合衆国において販売する時及び状態により決定される価格とする。

(i) 関連商品が評価対象商品の輸入の日又はほぼ同日に輸入された状態で販売する場合の価格は、関連商品が同日又はほぼ同日に最大数量で販売された単位価格

(ii) 関連商品が輸入された状態で販売するが、評価対象商品の輸入の日又はほぼ同日に販売されない場合の価格は、評価対象商品の輸入の日以後 90 日以内に関連商品が最大数量で販売された単位価格

(iii) 関連商品が輸入された状態で販売されず、評価対象商品の輸入の日以後 90 日以内に販売されなかった場合の価格は、評価対象商品が更に加工された上、当該輸入の日以後 180 日以内に最大数量で販売された単位価格。この規定は、輸入者が当該方法を選択し、財務長官が規定する期限内にその旨を担当税関職員に通知した場合に限り、商品の評価に適用する。

(B) (A)の適用において、商品が最大数量で販売される単価は、当該販売が行われたところの輸入後の商業レベルにおいて ((A)(i)又は(ii)が適用される場合。)、又は更に加工を施した後の最初の商業レベルにおいて ((A)(iii)が適用される場合。)、(i) 他のいかなる単位価格で販売される総量より大きく、(ii) 単位価格を立証するに十分な量で、当該商品が関連しない者に対して販売された単位価格とする。

(3)(A) (2)により決定される価格は、次に掲げる費用に等しい価額だけ減額されなければならない。

(i) 輸出国の如何を問わず、関連商品と同一の等級又は種類の輸入品の合衆国における販売に関連して通常支払われた又は支払われるべき同意される口銭又は利潤及び一般経費として通常支払われる追加額

(ii) 輸出国から合衆国への関連商品の国際的船積に関して生ずる輸送及び保険の実費と関連費用

(iii) 合衆国内の輸入地から引渡し場所までの当該商品の積出しに関して生ずる輸送及び保険の通常費用及び関連費用。ただし、これらの費用は、(i)の一般経費に含まれない場合に限る。

(iv) 輸入を理由として、関連商品について一般に支払われる関税及びその他の連邦税並びに合衆国における売主が通常支払義務を負う当該商品に関する又は当該価額によって算定される連邦物品税、及び

(v) (ただし、価格が(2)(A)(iii)によって決定される場合に限る。) その価額が該当加工費に関する十分な情報に基づいている範囲での輸入後の当該商品の加工によって付加された価額

(B) (A)の適用において、

(i) 利潤及び一般経費に関する控除は、輸入者の利潤及び一般経費が同じ等級又は種類の輸入品が合衆国における販売に反映される利潤及び一般経費と矛盾しないときは、輸入者の利潤及び一般経費を基準としなければならない。この場合の控除は、十分な情報から決定する当該販売に反映される通常の利潤及び一般経費を基準にしなければならない。

(ii) 輸入品の販売に関して輸入者に課される国税又は地方税は、一般経費として取り扱わなければならない。

(C) (2)により決定される価格は、関連商品に関して、場合により輸入者又は買主が負担する包装費に相当する価額を増額しなければならない (ただし、この費用は別途含まれていない場合に限る。)

(D) 輸入品の控除価額を決定する目的においては、関連商品の輸出のための生産又は販売に関連する使用のための援助を提供する者への販売は考慮されなければならない。

(e) 算定価額

(1) 輸入品の算定価額は、次に掲げる価額の合計とする。

- (A) 輸入品の生産に使用される資材、製造及びあらゆる種類のその他の加工の費用又は価額
 - (B) 合衆国への輸出のために輸出国の生産者によってなされる当該輸入品と同じ等級又は種類の商品の販売に通常反映される額に相当する利潤と一般経費の価額
 - (C) 援助価額。ただし、(A)又は(B)に含まれていない場合に限る。
 - (D) 梱包費
 - (2) (1)の適用において、
 - (A) 内国税が当該商品の生産に使用される資材の輸出により免除又は還付されるときは、(1)(A)の資材の費用又は価額には、当該資材又はその性質に直接に適用され、輸出国によって課される内国税の額は含めない。
 - (B) 当該生産者の利潤及び経費が合衆国への輸出のために輸出国の生産者によってなされた当該輸入品と同じ等級又は種類の商品に通常反映される利潤及び一般経費と矛盾しないときは、(1)(B)に規定する利潤及び一般経費の価額は、当該生産者の利潤及び一般経費を基準としなければならない。この場合、(1)(B)に基づく価額は、当該販売における当該生産者の通常の利潤及び一般経費であって、十分な情報から決定されたものを基準としなければならない。
 - (f) 他の価額を決定又は使用することができない場合の価額
 - (1) 輸入品の価額がこの法律の適用において、(b)から(e)までにより決定又は使用できない場合、当該商品の価額は、これらの各サブセクションにおいて規定する方法に、ある価額に達するために必要な範囲で合理的に調整を加えた上で、これらの方法から導き出された価額によりこの法律の適用において、評価しなければならない。
 - (2) 輸入品は、この法律の適用において、次を基礎として評価することはできない。
 - (A) 合衆国で生産された商品の合衆国内での販売価格
 - (B) 2つの価額のうち、いずれか高い方で輸入品の評価する制度
 - (C) 輸出国の国内市場における商品の価格
 - (D) 評価する商品の同種品又は類似品に対する(e)に基づいて決定する価額以外の生産費
 - (E) 合衆国以外の国へ輸出する商品の価格
 - (F) 評価のための最低価額
 - (G) 恣意的又は架空の価額
- このパラグラフは、第VII編に基づく外国市場価格⁴又は合衆国価額⁵の確認、決定若しくは評価に関しては適用してはならない。
- (g) 特別規則
 - (1) この条の適用において、次の各サブパラグラフに掲げる者は、関連する者として取扱わなければならない。
 - (A) 兄弟姉妹（両親が同一であるか片親による血縁かを問わない。）、配偶者、被相続人及び直系卑属を含む同一家族の構成員
 - (B) 組織の役員又は取締役及びその組織
 - (C) 各個人がその他の組織の役員又は取締役でもあるときは、組織の役員又は取締役及びその他の組織の役員又は取締役
 - (D) パートナー
 - (E) 雇用者及び被雇用者
 - (F) 組織の社外議決権株式の5%又はそれ以上を直接又は間接に所有、支配又は保有する者及びその組織
 - (G) 直接若しくは間接にある者を支配し、ある者によって支配され、又はある者と共有の支配のもとにある2若しくはそれ以上の者
 - (2) この条の適用において、商品（同種品及び類似品を含むがこれに限定されない。）は、特定の産業又は産業部門で生産された商品のグループ又は部類に含まれるときは、その他の商品と同じ等級又は種類として取扱わなければならない。
 - (3) この条の適用において、商品の評価に関して輸入者、買主又は生産者によって提出さ

⁴ 「外国市場価額」は、「一般価額」と改正すべきもの。

⁵ 「合衆国価額」は、「輸出価額」と改正すべきもの。

れた情報は、この情報の作成が一般に認められている会計原則に準拠した場合には、当該情報が作成された会計方法を根拠に担当税関職員より却下することはできない。「一般に認められている会計原則」とは、次のものに関する一般的に承認された合意又は実質的権限のある証拠を指すものである。

- (A) どの経済的財源及び負債として記録されるべきか、
- (B) 資産及び負債におけるどの変化が記録されるべきか、
- (C) 資産並びに負債及びこれらの変化がどの様にして算定されるべきか、
- (D) どの情報が開示され、またどの様に開示されるべきか、また、
- (E) どの財務諸表を作成されるべきか、

一般に認められている会計原則のある特定の方式の適用可能性は、当該商品の価額を立証しようと努めるその基礎に依拠する。

(h) 定義

この条において、

- (1)(A) 「援助」とは、次の何れかが合衆国への当該商品の輸出のための生産又は販売に関連した使用のために輸入貨物の買主によって直接又は間接に、無償又は割引かれた費用で供給された場合における次のもの何れかを意味する。
 - (i) 当該輸入品に組込まれる資材、構成要素、部品及び類似した品目
 - (ii) 輸入品の生産に使用される工具、ダイス、鋳型及び類似した品目
 - (iii) 輸入品の生産において消費される商品
 - (iv) 合衆国以外の他の地域で行われ、当該輸入品の生産に必要なエンジニアリング、開発、技術、デザイン作業並びに設計及びスケッチ
- (B) (A) (iv) が適用される役務又は作業が次に掲げる役務又は作業に該当する場合、この条の適用において、援助として取り扱ってはならない。
 - (i) 合衆国内に居住する個人により行われる役務又は作業
 - (ii) その個人が当該輸入貨物の買主の被雇用者又は代理人として行動している間に、この個人によって行われる役務又は作業、及び、
 - (iii) 合衆国内で行われる他のエンジニアリング、開発、技術、デザイン作業又は設計若しくはスケッチに付随する役務又は作業
- (C) この条の適用において、次のものが (A) (iv) に規定する援助の価額の決定に際して適用される。
 - (i) 公知の状態において入手できる援助の価額は、当該援助のコピーを取得する費用とする。
 - (ii) 援助の生産が合衆国及び1以上の外国で行われた場合、援助の価額は、合衆国以外で付加された当該援助の価額とする。
- (2) 「同種品」とは、
 - (A) あらゆる点において評価される商品と同一であり、並びに当該商品と同一国及び同一者によって生産された商品、又は
 - (B) (A) の要件に適合する商品を発見することができない場合 (又は(b)(2)(B)(i)の適用上、当該要件に適合する商品を発見することができるか否かにかかわらず)、あらゆる点において評価される商品と同一であり、当該商品と同一国で生産された商品であるが、同一者によって生産されたものでない商品。この用語には、次に該当するエンジニアリング、開発、技術、デザイン作業又は設計若しくはスケッチを組み込み又は反映する商品を含まない。
 - (I) 合衆国への商品の輸出のための生産又は販売に関連する使用のために、当該商品の買主によって無償又は割引かれた費用で供給されたもの、及び
 - (II) 合衆国内で実施されるために、援助とされないもの
- (3) 「包装費」とは、合衆国向けに船積みのため梱包された商品を正常な状態に維持するために使用された労務に対するものか、材料に対するものかに関わらず、何らかの性質の容器及び覆い並びに包装の費用を意味する。
- (4) 「類似品」とは、次に掲げる商品をいう。
 - (A)(i) 評価される商品と同一国及び同一者によって生産された商品
 - (ii) 特徴及び構成材料において評価される商品と類似した商品

- (iii) 評価される商品と商業的に交換可能な商品、又は
- (B) (A)の要件に適合する商品を見ることができない場合（又は(b)(2)(B)(i)を適用上、当該要件に適合する商品を見ることができるか否かにかかわらず）、
 - (i) 評価される商品と同一国で生産されたが、同一者によって生産されたものでない商品、及び
 - (ii) (A)(ii)及び(iii)に示す要件に適合する商品
 この用語は、次に該当するエンジニアリング、開発、技術、デザイン作業又は設計若しくはスケッチを組み込み又は反映する商品を含まない。
 - (I) 合衆国への商品の輸出のための生産又は販売に関連する使用のために、当該商品の買主によって無償又は割引かれた費用で供給されたもの、及び
 - (II) 合衆国内で実施されるために、援助とされないもの
- (5) 「十分な情報」とは、次の掲げるものを決定するためにこの条により要求された価額の相違又は調整の正確性を立証する情報をいう。
 - (A) 次に掲げる価額の総額。
 - (i) (b)(1)により現実に支払われた又は支払われるべき価格に付加された価額
 - (ii) (d)(3)に基づく利潤若しくは一般経費又は追加加工による価値として控除された価額、又は
 - (iii) 利潤又は一般経費として(e)(2)により追加された価額
 - (B) (b)(2)(C)の適用において、勘案された差額、又は
 - (C) (c)(2)により行われた調整

第B款 全米税関電算化計画

第411条 全米税関電算化計画

(a) 計画の策定

財務長官は、全米税関電算化計画（以下、この款においては「計画」という。）を制定し、商業輸入手続を処理するために自動化及び電算システム化する。また、計画には次の既存及び計画中の構成要素を含む。

(1) 既存の構成要素

- (A) 商品の電子エントリー
- (B) 必要情報の電子エントリーサマリー
- (C) インボイス情報の電子送信
- (D) マニフェスト情報の電子送信
- (E) 関税、手数料及び租税の電子納税
- (F) 清算及び再清算の電子処理
- (G) 検査用のハイリスク・エントリーの電子選別（貨物審査基準及びエントリー・サマリー審査基準）

(2) 計画中の構成要素

- (A) 異議申立ての電子送信及び状況把握
- (B) あらゆる場所における関税庁へのエントリー情報の電子送信（第414条に基づく遠隔地からの送信を含む。）
- (C) 輸入実績一覧表及び事後適合手続の電子送信
- (D) 担保の電子送信
- (E) 電子制裁金手続
- (F) 戻税の請求、記録又はエントリーの電子送信
- (G) この款の目的を達成するために関税庁が発案したその他の構成要素

(b) 計画への加入

財務長官は、規則によりこの計画への加入資格の基準を設定する。長官は、規則の定めるところにより、(a)に規定する情報又はこの款に基づき個別に関税庁に提出を求められる情報の電子送信を求めることができる。

(c) 外国貿易地帯

2000年1月1日までに、財務長官は、この計画に基づき外国貿易地帯からの商業輸入のデー

タの参入を規定しなければならない。

(d) 国際貿易情報システム

(1) 設立

(A) 一般

財務長官(この項において「長官」という。)は、「国際貿易データシステム」(ITDS)として知られる電子取引データ交換システムの確立を監督する。ITDS は、自動商業環境(一般に「ACE」と呼ばれる)が完全に稼動する日までに稼動するものとする。

(B) 目的

ITDS の目的は、参加するすべての連邦政府機関が必要とする標準的な電子輸出入データの収集と配布のために、合衆国税関国境保護局が運営する単一のポータル・システムを確立することにより、冗長な情報要件を排除し、商取引の流れを効率的に規制し、国際貿易に関する法律と規制を効果的に執行することである。

(C) 参加

(i) 一般

貨物の輸入及び輸出の通関又は許可に書類を必要とするすべての連邦政府機関は、ITDS に参加しなければならない。

(ii) 免除

行政管理予算局長は、合衆国の死活的な国益に基づいて、連邦政府機関の参加要件の全部又は一部を免除することができる。

(D) 協議

長官は、税関国境保護局及びその他の機関と協議し、合衆国への貨物の入国に必要なデータに関する書類の提出、発行及び保管のための書類から電子形式への移行を支援する。その際、局長は、ITDS への統一的なデータ提出要件、手続、スケジュールの策定について、商業業務諮問委員会を含む民間セクターの利害関係者と協議するものとする。

(E) 調整

長官は、参加機関間での ITDS の運用を調整する責任を負い、税関国境保護局は、ITDS を維持する責任を負う

(2) データ要素

(A) 一般

機関間運営委員会 ((3)の規定により設立されたもの) は、ITDS に参加する機関と協議の上、輸出入情報の収集及び保護に適用される法律と整合的な形で、ITDS において収集、保管及び共有されるデータ項目の標準的な集合を定義するものとする。機関間運営委員会は、データ要素の標準的なセットを必要に応じて更新するために、データ要素を定期的にレビューしなければならない。

(B) 確約及び義務

機関間運営委員会は、ITDS のデータ要件が、世界税関機構 (WCO) 及び世界貿易機関 (WTO) の加盟国としての貨物の通関及び移動に関する合衆国の確約及び義務と両立することを確保するものとする。

(3) 機関間運営委員会

機関間運営委員会(この条において、「委員会」という。)を設置する。委員会の委員には、長官(委員会の議長となる。)、予算管理局长及び ITDS に参加する各機関の長が含まれるものとし、委員会は、長官が ITDS の実施及び参加を監督することを支援する。

(4) 情報技術インフラ

(A) 一般

長官は、ITDS に参加する各機関の長及び機関間運営委員会と協力して、各機関が以下の事項を確実に実施できるようにするものとする。

(i) ITDS の運用を支援し、すべてのデータを ITDS に電子的に提出するために必要な情報技術インフラを開発し、維持する。

(ii) ITDS の運用及び維持に必要な情報を当局と合衆国税関国境保護局との間で共有するための覚書を締結するか、又は必要なその他の措置をとること;

(iii) 2016年6月30日までに、1985年統合包括予算調整法第13031条(f)(4) (19U.S.C. 58c(f)(4))に基づいて認可された自動商業環境コンピュータシステムの運用上の機能に組み込

むために、合衆国税関及び国境保護局が貨物の通関を許可するのに必要な許容基準及びデータ要素を特定し、合衆国税関国境保護局長官に送付する。および

(iv) ITDS は、2016 年 12 月 31 日までに、輸入貨物の通関及び輸出貨物の通関に必要な許可、免許又は証明の申請を除き、標準的な一連のデータ及びその他の関連文書を利用者から受け取る主たる手段として利用する。

(B) 解釈規定

このパラグラフのいかなる規定も、現在行われている法執行機関の捜査を危うくし、又は国の安全を危うくするいかなる措置もとることを要求するものと解釈してはならない。

(5) 報告

大統領は、毎会計年度終了前に上院財政委員会及び下院歳入委員会に報告書を提出するものとする。各レポートには次の情報が含まれるものとする。

(A) ITDS 実施状況

(B) 連邦政府機関による ITDS への参加の範囲

(C) 機関の参加に対する残りの障壁

(D) 世界税関機構及び世界貿易機関が定めた適用基準との整合性

(E) ITDS の技術的及びその他の改善に関する勧告

(F) 合衆国税関国境保護局における自動商業環境の開発、実施、管理の状況。

(6) 議会の意向

議会の意向としては、ITDS への機関の参加は連邦政府の重要な優先事項であり、長官は、参加機関と、ITDS の維持に責任を負う合衆国税関国境保護局内の局との間で、ITDS の運営を緊密に調整するものとする。

(7) 解釈規定

この条のいかなる規定も、合衆国法典第 13 巻第 301 条 (g) を修正又は補足するものと解釈してはならない。

(8) 定義

「業務諮問委員会」とは、2015 年貿易円滑化及び貿易執行法第 109 条に従って設置された諮問委員会又はその後継委員会をいう。

第 412 条 計画の目的

この計画の目的は、関税庁により管理又は執行されるすべての規則が、次の方法により確実に管理及び執行することにある。

(1) 一定及び調和した方法

(2) 実務上可能な限り、業務活動の通常の流れを極力妨げない方法

(3) これらの規則が遵守される方法

第 413 条 計画の実施及び評価

(a) 全般的な計画プラン

(1) 総則

財務長官は、北アメリカ自由貿易協定実施法が制定された日から 180 日以内に全般的な計画プランを作成し、委員会に提出しなければならない。この全般的な計画プランには、次の事項を記載しなければならない。

(A) 計画の最終的な状態の一般的な説明

(B) 第 411 条(a)(1)に掲げた計画の既存の構成要素の説明

(C) 第 411 条(a)(2)に掲げた計画中の構成要素が軌道に乗る見込み

(2) 追加情報

(1)により求められる追加情報は、全般的な計画プランに次の説明を含める。

(A) 計画の既存の構成要素が現在充足されている範囲、及び計画中の構成要素が第 412 条に規定する計画の目的を達成するとみられる程度

(B) 次に対して既存の構成要素が現在有する効果及び計画中の構成要素が有すると思われる効果

(i) 計画に係る輸入者、ブローカー及びその他のユーザー並びに、

(ii) 関税庁の業務、運営、処理及びシステム

(b) 実施プラン、テスト及び評価

(1) 実施プラン

財務長官は、第 411 条(a)(2)に掲げる計画中の各構成要素について、次の事項を実施する。

- (A) 実施プランを開発すること
- (B) 当該構成要素の実行の可能性を評価するためにテストすること
- (C) 当該構成要素が計画の目的を達成するためにどの程度貢献するか評価すること
- (D) 当該実施プラン、テスト結果及び評価報告書を委員会に提出すること

財務長官は、(A)により実施プランを開発し、(C)により構成要素を評価する際、税関公報にコメントを求める旨を公表し、輸入者、ブローカー、荷送人及びその他の関係者を含めた貿易関係者と協議する。

(2) 実施

- (A) 財務長官は、(1)に規定する計画の構成要素を(1)(D)が実施された日から 30 日又はその日以後に永久的に実施する。
- (B) (A)の適用において、当該 30 日には、次の期間を除外する。
 - (i) 上院又は下院がいずれかの日まで 3 日以上休会となっているために開会されていない日又は議会が無期限に休会となっている日
 - (ii) 土曜日及び日曜日は、(i)に基づく上院又は下院がに開会されていない場合にも、除外されない。

(3) 評価及び報告

財務長官は、次の事項を実施しなければならない。

- (A) 計画に加入している者に対するユーザーの満足度調査を展開すること
- (B) ユーザーの満足度調査の結果を 2 年毎（会計年度）に評価し、評価報告書を 2 年目の会計年度の末日から 90 日以内に委員会に提出すること
- (C) 第 411 条(a)(1)(G)に掲げる計画の既存の構成要素に関して、議会に対し次の報告書を提出すること
 - (i) この条が制定された日⁶から 180 日以内並びに第 411 条(a)(2)(B)及び(C)に掲げる計画中の構成要素の実施日以前に、当該構成要素の評価書
 - (ii) この条の制定された日* 以降の 3 会計年度における構成要素に関する報告書。
- (D) 1994 年度及びその後 2000 年度まで毎年、各年度の末日から 90 日以内に第 411 条(a)(2)に掲げる計画中の各構成要素の実施状況及びそのユーザーへの効果に関する評価書を委員会に提出すること

財務長官は、このパラグラフの規定を実施するため、税関公報にコメントを求める旨を公表するとともに、輸入者、ブローカー、荷送人及びその他の関係者を含めた貿易関係者と協議しなければならない。

(c) 委員会

この条の適用において、「委員会」とは、下院歳入委員会及び上院財務委員会をいう。

第 414 条 遠隔地からの送信

(a) 主要エントリー情報

(1) 総則

計画の加入者は、次に該当する場合、検査のための商品のエントリーに指定された地域以外の場所（以下、この条においては「遠隔地」という。）から税関に対して、商品の電子エントリーを送信することができる。

- (A) 関税庁が、加入者を当該送信方法に関して、(2)(A)に記載された能力を有する者と認めた場合
- (B) 加入者が、当該遠隔地から送信することを選択した場合

(2) 要件

(A) 総則

遠隔地から送信する資格を得るため、計画加入者は、個々の商品のエントリーベースに

⁶ この条が制定された日は、1993 年 12 月 8 日である。

より次の機能を有する者とする。

(i) 商品の電子エントリー

(ii) 必要情報の電子エントリー・サマリー

(iii) インボイス情報の電子送信（税関より求められた場合。）

(iv) 関税、手数料及び租税の電子納税

(v) 財務長官が規則により規定する計画の既存の構成要素及び計画中の構成要素の範囲内のその他の電子機能

(B) 要件の免除の制限

関税庁は、遠隔地のエントリー送信を実施するために、この条により定められた加入要件の免除又は権利放棄を認めてはならない。

(3) この条の規定に基づく送信の条件

財務長官は、加入者が次に該当する場合、その加入者が遠隔地送信に加入することを禁止し、又は遠隔地送信の加入から除外することができる。

(i) 一切の遵守すべき要件を充足しない場合、及び遠隔地の送信に関する操作基準を充たさない場合

(ii) 適用する一切の法律及び規則を遵守しない場合

(4) 他の方法による送信

計画加入者は、遠隔地から電子エントリー情報を送信することができるが、場合によっては(d)に規定する指定された場所においてエントリーに関する書類を送付することができる。

(b) 追加エントリー情報

(1) 総則

(a)の規定により資格を与えられている計画加入者は、遠隔地からのエントリー情報を送信することについて、関税庁が当該加入者を(2)に基づく要件を充たしていると認めたときは、遠隔地からのエントリー・サマリー情報の受け入れに先立ち又は受け入れ時点において、提出すべく追加情報を電子送信することができる。

(2) 要件

財務長官は、計画加入者がこのサブセクションの適用において、計画の既存及び計画中の構成要素の範囲内において保有しなければならない能力の一覧表を公表又は定期的に更新しなければならない。

(3) 追加情報の送信

(A) 情報を電子受信できる場合

(1)に基づき遠隔地から追加情報を送信する資格を与えられた計画加入者は、関税庁が電子受信できるすべての情報を電子送信しなければならない。

(B) 他の方法による送信

計画加入者は、関税庁が追加情報を電子受信できないときは、当該情報に関する書類を適当な送付場所に送付しなければならない。

(C) 適当な場所

(B)の適用において、「適当な場所」とは、次の場所をいう。

(i) 1999年1月1日前に指定された場所

(ii) 1998年12月31日後の場合は、

(I) 当該書類を提出するよう求められたときは、その指定された場所

(II) 当該書類の提出を求められていないときは、関税庁により指定された遠隔地又は指定された場所

(D) その他

計画加入者は、(1)により遠隔地から追加情報を電子送信する資格を有するが、場合によっては当該情報に関する書類を指定された場所に送付することができる。

(c) 輸入後のエントリー・サマリー情報

(a)に基づくエントリー情報及び(b)に基づく追加情報を遠隔地から電子送信する資格を有する計画加入者は、エントリー・サマリー後、関税庁より求められた情報を関税庁により指定された遠隔地において送信することができる。

(d) 定義

この条において、

- (1) 「指定された場所」とは、商品の税関検査の目的から、エントリーの送信者により指定された関税地区内の税関官署をいう。
- (2) 「計画加入者」とは、商品のエントリーに関して、第 484 条(a)(2)(B)によりエントリーを行う資格を有するあらゆる団体をいう。

第Ⅱ節 船舶及び車両の報告、入港手続及び取卸し

第 431 条 積荷目録

(a) 総則

第 434 条により入港手続すること又は合衆国改正法令第 4197 条 (46 U. S. C. App91) に基づき許可を受けることを求められたすべて船舶は、(d)に規定する要件を充たした積荷目録を有しなければならない。

(b) 積荷目録の作成

関税庁により求められるすべての積荷目録は、(d)により規定する要件に従い、当該船舶、航空機若しくは車両の長若しくは責任者、又は当該船舶、航空機若しくは車両の所有者若しくは運行者の権限を有する代理人により署名、作成、交付若しくは電子送信されなければならない。積荷目録は、船荷証券の発行者により提供された船荷証券のデータにより補足することができる。その形態のいかんを問わず、積荷目録若しくは船荷証券のデータ中に脱漏又は誤りの不正が発生したときには、当該船舶、航空機若しくは車両の所有者若しくはオペレーター又は当該誤り若しくは不正等の責任者は、法律の規定により制裁金若しくはその他の罰則を課されなければならない。関税庁は、これらの者に対して然るべき措置を講じることができる。

(c)(1) (2)に規定する場合を除き、次の情報が当該船舶又は航空機の積荷目録中に含まれているときは、公表の対象となる。

(A) 輸入者又は荷受人の住所、氏名及び出荷者の住所、氏名。ただし、輸入者又は荷受人が財務長官が承認した手続により 2 年ごとの証明書を発行し、当該情報の取り扱いを対外秘とするよう求めている場合に限る。

(B) 貨物の一般的性格

(C) 貨物の個数及び総重量

(D) 船舶、航空機又は運送手段の名称

(E) 船積港又は積載空港

(F) 積卸港又は取卸空港

(G) 積荷の原産地の国名

(H) 貨物又は包装に付された商標

(2) (1)に掲げた情報は、次に該当する場合には公表してはならない。

(A) 財務長官が積荷ごとのベースにより当該公表は、個人的又は財産的な損害をもたらすおそれがあると肯定的決定をした場合

(B) 当該情報が、合衆国法典第 5 編第 552 条(b)(1)の規定により除外されている場合

(3) 財務長官は、(1)に掲げる情報を適切な時期に公表することを認めるため、積荷目録を入手する手続を設定する。当該手続には、積荷目録から公表してはならない情報が、一般大衆に洩れることを防ぐための然るべき規定を含む。

(d) 規則

(1) 総則

財務長官は、次の事項を規定しなければならない。

(A) (a)により要求される積荷目録の様式並びにその中に含まれるべき情報及びデータを明記すること

(B) 当該積荷目録の提出者の選択又は(2)の規定に基づく書状及び船積書類が、手続を明確に示した要約書により説明されるようにすること

(C) (a)により要求される積荷目録の提出方法及び電子送信による提出方法を規定すること

(D) (b)の船荷証券のデータに基づく積荷目録を補足する方法を規定すること

(2) 書状及び船積書類

(1)(B)の適用において、

(A) 関税庁は、書状及び船積書類に関して次の事項を求めることができる。

- (i) 書状及び船積書類を原産地の国別に分けること
- (ii) 個々に明確に示された積荷については必要としない追加の検査手続
- (B) 標準サイズの封筒及び標準サイズの書類の包みは、税関検査の目的から大きな積荷書類と区別しなければならない。
- (C) 「書状及び書類」とは、次のものをいう。
 - (i) 合衆国関税率表の一般注釈 4(c)に規定するデータ
 - (ii) 同表第 4907 項に規定する有価証券及びその他これに類する価格の証拠書類。ただし、合衆国法典第 31 編第 53 章に規定する支払手段を除く。
 - (iii) 個人的な通信文書（紙、カード、写真、テープ又はその他の媒体であるかないかを問わない。）

第 431A 条 水上輸送貨物の書類

(a) 適用性

この条は、合衆国の港から船舶によって輸送されて輸出されるすべての貨物に適用する。

(b) 必要な書類

- (1) この条の対象である荷主（1984 年船舶法第 3 条(17)(B)（46U.S.C. App. 1702(17)(B)）に規定する船舶外一般荷主である海上運送取扱人を含む。）は、この条の対象である船舶運送貨物がこのサブセクションに規定する正規の書類が付されていない限り、合衆国の港における積込みを申し出、又は申し出ようとしてはならない。
- (2) このサブセクションにおいて、貨物が海貨ターミナルオペレーターに引渡し後 24 時間を経過するまで（いかなる場合においても貨物当該船舶の出航 24 時間前までに）以内に、荷主が船舶運行者又はその代理人に船積書類の完全な一揃いを提出した場合、当該貨物は正規の書類が付されているものとする。
- (3) 船積書類の完全な一揃いには次のものが含まれるものとする。
 - (A) 輸出申告を必要とする船積みについては、輸出申告の写し、又は荷主が自動輸出システムで電子的に当該申告を行う場合は、完全な船荷証券、国際輸送番号（ITN）を含む、マスター若しくはこれと同等の輸送指示
 - (B) 輸出申告を必要としない船積みについては、輸出申告を必要としない旨の荷主の声明及び長官が規則で規定するその他の書類又は情報
- (4) 長官は、規則により、荷主がこのサブセクションで要求されている書類又は情報の関税庁への送付の時、方法及び形式を定めるものとする。

(c) 書類のない貨物の積込みの禁止

- (1) 1984 年船舶法第 3 条(14)（46U.S.C. App. 1702(14)）に規定する海貨ターミナルオペレーターは、この条の対象である貨物がこの条に規定する正規の書類により船舶運行業務が行われていない限り、積込み、又は積込もうとしてはならない。
- (2) ある船舶運送者が他の船舶運送者の船舶に積み替える旨を登録した場合、登録した運送者は、当該船舶の運航者に当該貨物はすでにこの条に基づき書類が付されている旨を通知しなければならない。当該船舶の運航者は当該通知を当該船舶から取り降ろした貨物の引き取りにおいて信用することができる。

(c) 書類のない貨物の積込みの禁止

- (1) 1984 年船舶法第 3 条(14)（46U.S.C. App. 1702(14)）に規定する海貨ターミナルオペレーターは、この条の対象である貨物がこの条に規定する正規の書類により船舶運行業務が行われていない限り、積込み、又は積込もうとしてはならない。
- (2) ある船舶運送者が他の船舶運送者の船舶に積み替える旨を登録した場合、登録した運送者は、当該船舶の運航者に当該貨物はすでにこの条に基づき書類が付されている旨を通知しなければならない。当該船舶の運航者は当該通知を当該船舶から取り降ろした貨物の引き取りにおいて信用することができる。

(d) 書類が付されていない貨物の報告

(1) 総則

船舶運行者は、当該運行者が運送した貨物でこの条に基づく書類が付されていないもの及び海貨ターミナルに到着後 48 時間以上置かれているもの並びに当該貨物の海貨ターミナルでの位置を関税庁へ通報しなければならない。

(2) 海運同盟

海運同盟（又は運送者が貨物を他の運送者の船舶に移す取り決め）の当事者である運送者の場合、登録を引き受けた運送者は書類が付されていない貨物の報告に責任を有するものとする。ただし、当該運送が行なわれた船舶の運送者の場合はこの限りでない。

(3) その他の船舶への再割当

このサブセクション及び(f)において、貨物が海貨ターミナルの運営者に引き渡され、その後他の船舶での運搬のために再割当された場合、先に割当てた船舶での運送を反映して情報が提出され、かつ、(b)の他の要求が満たされているとき、当該貨物は書類が付されているものとみなす。前段の規定にかかわらず、当該貨物が当初割当てられた船舶以外の船舶での運送につき貨物の再割当を直ちに税関に通知することは船舶運送者の義務とする。

(4) 複数のコンテナ

1の運送が複数のコンテナで構成される場合、(1)に規定する48時間び期限は、当該運送の最後のコンテナが海貨ターミナルの運営者に引き渡された時から起算する。海貨ターミナルの運営者に1の運送が異なったときに引き渡される複数のコンテナで構成される運送を運送者に通報することは貨物を引き渡す者の義務とする。

(e) 制裁の算定

(b)に違反したことを発見された者は、当該貨物の価格又は実際の運送費用のいずれか高い額の制裁金を合衆国に支払う責任がある。

(f) 書類が付されていない貨物の没収

(1) 当該運行者が運送した貨物でこの条に基づく書類の付されていないもの及び海貨ターミナルに到着後48時間以上置かれているものは、検査され、没収される。

(2) 当該貨物の荷主は海貨ターミナル運営者及び船会社に対して関税庁の命令及び指示に基づき貨物が留置された期間について関税庁により通知、検査及び没収された書類が付されていない貨物の運賃及び適用可能な費用の責任を有する。当該貨物が関税庁に没収されなければ、海貨ターミナル運営者及び船会社は、運賃及び適用可能な費用の額について貨物の留置権を有する。

(g) 他の規定の効力

この条の規定は、貨物の書類又は運送に関して他の法律、規則または命令により義務を負い、又は要求される遵守に関して、遡及又は義務の免除を構成し、意味し適用されるものではない。

第433条 船舶、車両及び航空機の到着報告

(a) 船舶の到着

(1) 合衆国又はバージン諸島内の港又は場所に到着した、

(A) 外国の港又は場所からのあらゆる船舶

(B) 国内の港から到着したの外国籍船舶

(C) エントリー未済の外国貨物を積載したあらゆる合衆国籍船舶、又は

(D) 領海外に出入りする船舶に訪船したあらゆる船舶又は領海外に外国貨物を受け取ったあらゆる船舶の船長は、直ちに財務長官が規則により定める最寄りの税関官署又はその他の場所に報告しなければならない。

(2) 財務長官は規則により次の事項を行うことができる。

(A) (1)の到着を報告する方法を規定すること

(B) 到着報告する期限を延長すること。ただし、到着後24時間以内とする。

(b) 車両の到着

(1) 車両は、財務長官が指定した国境越境地点においてのみ、合衆国に到着することができる。

(2) 財務長官により別途認められた場合を除き、当該車両の責任者は、車両が国境越境地点において合衆国に到着後、直ちに当該越境地点において指定された税関官署の税関職員に対し、

(A) 到着を報告し、

(B) 点検のために当該車両、並びにすべての者及びすべての商品（手荷物を含む。）を示さなければならない。

(c) 航空機の到着

外国の空港又は場所から合衆国又はバージン諸島に到着したすべての航空機の機長は、財務長官が規則により定める事前通知、到着報告及び着陸要件に従わなければならない。

(d) 書類の提出

船長、車両の責任者又は航空機の機長は、財務長官が規則により定める情報、データ、書類、紙若しくは積荷目録を関税庁に対して提出又は電子データ交換システムにより送信しなければならない。

(e) 出発及び取卸しの禁止

法律により別途認められた場合を除き、船舶、航空機若しくは車両は、合衆国又はバージン諸島に到着後、次の行為を行うことができる。ただし、財務長官が定める規則に従って行う場合に限る。

- (1) 到着した港、場所又は空港を出発すること
- (2) 乗客又は商品（手荷物を含む。）を降ろすこと

第 434 条 入港手続；船舶

(a) 正式な入港手続

合衆国内の港又は場所に到着後 24 時間（又は(c)(2)により別途規定する期間。）以内に、

- (1) 外国の港又は場所から到着したあらゆる船舶、
- (2) 国内の港から到着したあらゆる外国籍船舶、
- (3) エントリー未済の外国貨物を積載したあらゆる合衆国籍船舶、又は
- (4) 領海外に出入りする船舶を訪船したあらゆる船舶及び領海外において貨物を受け取り又は引き渡したあらゆる船舶の船長は、法律に別段の規定がある場合を除き、財務長官が規則により定める最寄りの税関官署又はその他の場所において、正式の入港手続を行わなければならない。

(b) 仮入港手続

財務長官は、規則により船長に対し、正式の入港手続に代えて船舶の仮入港手続を関税庁に行い、又は正式の入港手続に先立って行うことを認めることができる。仮入港を認めるに当たって関税庁は、施行している法律を遵守を確保するために、十分な隻数の船舶に乗船するものとする。

(c) 規則

財務長官は規則により、次のことを行うことができる。

- (1) (a)若しくは(b)又はその両方に基づく入港手続の方法及びその様式を定め、並びに当該規則には、入港手続を電子データ交換システムにより行うことができるよう規定すること
- (2) 次のことを規定すること
 - (A) 正式の入港手続は、到着後 24 時間以内又は 24 時間以上の期間内において行うべきものとするが、いかなる場合にもその到着後 48 時間以内とする。
 - (B) 正式の入港手続は、その到着前においても行うことができる。
- (3) 関税庁に対し、定められた条件のもとに、指定された港以外の場所において船舶の入港又は仮入港を認める権限を与えること

第 436 条 到着、報告、入港手続及び出港許可の要件の違反に対する罰則

(a) 違法行為

次に掲げる行為は、違法である。

- (1) 第 431 条、第 433 条若しくは第 434 条又は合衆国改正法令第 4197 条 (46 U. S. C. App. 91) の規定の遵守を怠ること
- (2) 事実を開示することなく、第 431 条、第 433 条(d)若しくは第 434 条又は合衆国改正法令第 4197 条 (46 U. S. C. App. 91) に基づき関税庁に対して、偽造、変造若しくは虚偽の書類、紙、情報、データ若しくは積荷目録を電子式又はその他の方法で提出又は送信すること
- (3) 第 434 条若しくは第 644 条又は合衆国改正法令第 4197 条 (46 U. S. C. App. 91) 若しくは 1958 年連邦航空法第 1109 条 (46 U. S. C. App. 1509) で要求される入港手続又は出港許可の取得を怠ること
- (4) (1)から(3)に掲げる各条に基づく規則を遵守を怠り、又はこれらに違反すること

(b) 制裁金

(a)に掲げる違反を犯した船長、車両の責任者又は機長は、初犯のときは、5,000 ドルの制裁金に処し、及び再犯については、違反毎に 10,000 ドルの制裁金に処し、並びに当該違反に使用

された輸送機関は差押又は没収する。

(c) 刑事罰

(b)に基づく制裁金に加え、(a)に掲げる違反を意図的に犯した船長、車両の責任者又は機長が有罪とされたときは、2,000 ドル以下の罰金若しくは1年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。ただし、当該輸送機関が合衆国への輸入を禁止されている商品（船舶以外の輸送機関の航海用品又はこれに準ずるものを除く。）を積載していることが発見された場合には、それらの者は、加えて10,000 ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(d) 追加の制裁金

商品（船舶以外の輸送機関の航海用品又はこれに準ずるものを除く。）を正確に報告又は入港手続を行っていない輸送機関により合衆国に輸入若しくは持ち込まれた場合、当該船長、車両の責任者又は機長は、当該商品相当額の制裁金に処し、当該商品が輸入者又は荷受人により正式な輸入手続が行われていない場合には、当該商品を差押又は没収することができる。当該商品が第584条に掲げる規制物質に該当する場合、当該船長、車両の責任者若しくは機長は、当該条に規定する制裁金に処する。

(e) 郵便物への制裁金

(1) 郵政公社が2002年通商法第343条(a)(3)(K)(vii)(I)に違反して輸送物を受理した場合は、合衆国郵政公社に対して制裁金が科される。

(2) 制裁金の修正

(A) 合衆国税関国境保護局は、合衆国税関国境保護局が合衆国郵政公社次のようであると判断した場合には、(1)に基づいて課される制裁金を軽減又は免除するものとする。

(i) 2002年通商法第343条(a)(3)(K)の遵守においてエラー率が低い

(ii) 2002年通商法第343条(a)(3)(K)(vii)(I)違反に関して合衆国税関国境保護局に協力している

(iii) 2002年通商法第343条(a)(3)(K)(vii)(I)の将来の違反を防止するための是正措置を講じている。

(B) 書面による通知

合衆国税関国境保護局は、(1)に基づいて課される制裁金を軽減又は免除するための(A)の権限の個別の行使に関して、郵政公社に書面による通知を发出するものとする。

(3) 継続的な遵守の欠如

合衆国税関国境保護局が合衆国郵政公社が次のようであると認定した場合、合衆国税関国境保護局が満足する是正措置がとられるまで、合衆国郵政公社に対して制裁金を科することができる。

(A) 2002年通商法第343条(a)(3)(K)(vii)(I)違反を繰り返している

(B) 2002年通商法第343条(a)(3)(K)(vii)(I)違反に関して合衆国税関国境保護局と協力していない。

(C) 2002年通商法第343条(a)(3)(K)の遵守においてエラー率が増加している。

第438条 外国籍船舶書類の違法返還

当該船舶が入港した港の税関が発行した正式の出港許可書を提出するまでに、外国の領事が第434条の規定に基づく当該領事に預託された登録証又はそれに代わる書類を外国籍船舶の船長に引き渡すことは違法とする。この条の規定に違反した領事は、5,000ドル以下の罰金に処する。

第441条 船舶の入港手続及び出港許可の要件に係る例外措置

次に掲げる船舶は、第434条の規定に基づく入港手続又は合衆国改正法令第4197条(46 U. S. C. App. 91)の規定に基づく出港許可を取得することを要しない。

(1) 戦争用船舶、並びに郵便及び公文書の輸送機関として使用し、その船籍を有する国の法律により通商に関する乗客又は商品の運送用に使用することが認められていない公用船

(2) 合衆国の港と外国の港との間を1週間に3回以上往復する旅客用船舶、又はフェリーボートとして乗客、荷物若しくは商品を運送をする専用船。ただし、当該船舶の船長は、到着後24時間以内に権限を有する税関職員に当該荷物若しくは商品について報告しなければならない。

(3) 旅行者を乗せて合衆国領バージン諸島と英国領バージン諸島との間を往復する、次に該当す

る船舶

- (A) 形態の如何を問わず、合衆国の関税法又は航海法に一切違反していない船舶
 - (B) 領海外に出入りする船舶を一切訪船していない船舶
 - (C) 船舶の船長が、法律によりエントリーを要する物品を積載しているときに、到着後、直ちに関税庁に当該物品を報告した場合
- (4) 次に該当するレクレーション用として証明された合衆国船舶、又は貿易に関与しない未証明の合衆国遊覧船
- (A) 第 433 条の報告及び合衆国の関税法及び航海法の規則を遵守している船舶
 - (B) 領海外に出入りする船舶を一切訪船していない船舶
 - (C) 船舶の船長又は乗船中の他の者が、法律によりエントリー又は申告を必要とする物品を積載しているときに、到着後、直ちに関税庁に当該物品を報告した場合
- (5) 遭難により寄港した船舶又は燃料用石炭、石油、航海用品若しくは船用品を積み込みのために寄港した船舶で、乗客又は燃料用石炭、石油、航海用品若しくは船用品以外の商品を積卸しない船舶で、到着後 24 時間以内に出港する船舶。ただし、当該船舶の船長、所有者又は代理人は、権限を有する税関職員に対して、当該船舶の到着及び出港の日時並びに積載した燃料用石炭、石油、航海用品又は船用品の数量を報告しなければならない。
- (6) 積み込み待ち若しくは埠頭待ち若しくは水先案内人を乗船させるため若しくは水先案内待ち又は沿岸警備隊の指示のため荷物のミシガン州デトロイト川の水域においてベリ島鉦地に投錨を求められる船舶ですでにオハイオ州トレンド港の手続で、第 434 条の規定に基づく入港手続又は合衆国改正法令第 4197 条の規定に基づく出港許可を取得したもの

第 442 条 残余貨物

外国の港又は場所向けの積荷目録記載の商品を積載した船舶は、この法律の規定に基づく報告及び入港手続を行った後、当該商品を荷揚げすることなく又は税金を支払うことなく、当該商品を外国の仕向港へ移動することができる。外国の港又は場所から最初に到着し、入港した港以外の合衆国の港向けの積荷目録記載の商品を積載した船舶は、当該商品を取卸しすることなく港から港又は場所から場所へ移動することができる。

第 446 条 船内に保管する用度品及び備蓄品

外国の港より合衆国に到着した船舶は、関税を納付することなく石炭及びその他の燃料供給品、船用品、航海用品及び当該船舶の合法的な装備品を船内に保管することができる。当該船舶から取卸し及び引き取られた用度品、船用品、航海用品又は装備品は輸入品として取り扱わなければならない。ただし、外国の港と合衆国との間を往来する定期航路の船舶で、何らかの理由により入港が遅れた船舶の燃料用石炭、石油、船用品、航海用品又は合法的な装備品は、権限を有する税関職員の許可及び税関の監督の下に、延着した船舶から同一の航路及び所有者、並びに外国との取引に従事する他の船舶に、関税を納付することなく積み替えることができる。

第 447 条 入港手続及び取卸しの場所

開港以外の港で、船舶の入港手続を行い、又は船舶の貨物若しくはその一部の取卸しすることは違法である。ただし、正当な理由を提示した場合、関税庁長官は、規則により同税関長が指定した開港以外の港で入港手続することを認めることができる。また、バラ積貨物を積載した船舶は、入港後、関税庁が当該貨物の陸揚げが必要と認めたときは、税関職員の監督の下、当該貨物を取卸しのために財務長官が指定するその他の場所に移動することができる。この場合、当該税関職員の報酬及び諸経費は、当該当事者より政府に対して支払わなければならない。

第 448 条 取卸し

(a) 許可及び仮入港手続

第 441 条の規定（入港手続又は出港許可を要しない船舶に関する規定。）を除き、商品、乗客若しくは手荷物は、当該船舶の入港手続又は車両の到着報告が行われ、関税庁により当該貨物の陸揚許可書が発行又は電子データ交換システムにより送信されるまで、第 434 条に規定する入港手続を要する船舶又は第 433 条の規定する到着報告を要する車両から取卸ししてはならない。関税庁は、船舶の入港手続又は車両の到着報告が行われた後、当該船舶の船長若しくは当

該車両の責任者に対して、商品又は手荷物を取卸しを認められた電子データ交換システム又はその他の方法よりの許可することができる。ただし、(b)に規定する場合を除き、取卸しされる商品又は手荷物は、エントリーが行われ、引取許可が与えられるまで取卸し場所において保留されなければならない。また、輸入された商品が取卸しされる船舶又は車両の所有者は、貨物のエントリーに先立ち、取卸し場所から移動する許可が未発行の商品について関税の納付義務を有する。船長若しくは車両の所有者若しくは船長又はこれらの代理人は、法律又は規則により定められた期間内に、エントリー未済の取卸し商品若しくは手荷物について、関税庁に対し通知しなければならない。財務長官は、規則により当該通知が行われなかった船荷証券について 1,000 ドル以下の制裁金を課すことができる。当該制裁金は、第 618 条により軽減又は免除することができる。当該エントリー未済の商品若しくは手荷物は、第 490 条に基づく運送者の管理下から離れるまでは、当該輸入に係る船舶の船長若しくは車両の責任者又はこれらの代理人が責任を負わなければならない。

(b) 特別引渡許可

財務長官は、規則により即時引き渡しが必要な腐敗しやすい物品及びその他の物品について、正規のエントリー前に引渡特別許可書を発行する権限を有する。

第 449 条 開港における取卸し

第 442 条及び第 447 条（残余貨物及びバラ積貨物に関する条項。）に規定する場合を除き、を除き、海路の船舶により輸入された商品及び手荷物は、当該船舶の目的地である開港において取卸ししなければならない。ただし、(1) 当該船舶が他の開港に入港することを何らかの理由により強制され、関税庁が商品又は手荷物を当該港において取卸しする許可書を発行した場合、(2) 財務長官がその目的地の港が緊急事態のために、当該船舶が他の開港に入港することを認めた場合を除く。取卸しされた商品又は手荷物は、輸入された他の商品又は手荷物と同様にエントリーすることができるとともに、引取請求者のない商品又は手荷物として取り扱われ、その所有者の経費及びリスクにより保管することができ、又はエントリーすることなく、当該目的地までの運送のため、当該商品を取卸しした船舶に再び船積することができる。

第 450 条 日曜日、休日又は執務時間外の取卸し

外国の港又は場所から合衆国に到着したい商品、手荷物若しくは乗客、又はある港から他の港へ運送される保税商品若しくは手荷物は、日曜日、休日又は執務時間外に運送された航空機、船舶又は車両から取卸ししてはならない。ただし、財務長官が定める規則より権限を有する税関職員が発給した特別許可による場合を除く。

第 451 条 特別補償

船舶若しくは車両の船長、所有者若しくはこれらの代理人又は車両の責任者は、取卸しの特別許可前に、1911 年 2 月 13 日の法律第 5 条(U.S.C, 1952 edition, titl 19, sec 26 7)の規定により夜間、日曜日若しくは休日に取卸しを行う場合に、税関職員及び雇員の報酬及び経費について財務長官が定めた保証金を支払い、又は当該金額の担保を提供しなければならない。当該担保及び保証金に代えて、船舶若しくは車両又は定期船若しくは定期路線の車両の所有者又は代理人は、1 年以内の期間において、当該船舶及び車両から取卸しする特別許可の発給を受けようとする場合は、財務長官が定める金額の保証金を提出しなければならない。船舶若しくは車両の船長、所有者若しくは責任者、又は一般運送業者若しくはその代理人、又は商品若しくは手荷物の所有者、荷受人若しくはその代理人より夜間、日曜日又は休日に税関職員若しくは雇員の時間外勤務の請求があった場合、権限を有する税関職員は、その業務が可能なときは、正規の勤務時間内に適法に行うべき業務を遂行するよう税関職員若しくは雇員に命じなければならない。ただし、当該業務を請求を行う者が十分な額を保証し、又は当該税関職員及び雇員の報酬及び経費の一定の額の担保を提供した場合に限る。当該税関職員又は雇員は、夜間、日曜日若しくは休日に商品の取卸し又は船積みを命ぜられた場合と同じ方法及び同じ条件で、一定の報酬の率を定め、支払わせる権利を与えなければならない。この条の規定は、当該命令が公共の利益について、税関職員及び雇員に対して夜間、日曜日又は休日に通常の勤務時間に職務を行うよう命令する財務省の現行の権限を損ねるものと解してはならない。ただし、この条、第 450 条及び第 452 条、並びに 1911 年 2 月 13 日の法律第 5 条の規定は、同法第 5 条の規定が船舶及び輸送機関の船長、所有者、

代理人若しくは荷受人に対して報酬の支払いを要求する限りにおいては、合衆国とカナダ間又は合衆国とメキシコ間の公道の車両、橋梁、トンネル若しくはフェリーボートの所有者、運航者若しくは代理人には適用されず、公道、橋梁、トンネル若しくはフェリーボートを利用した自動車、トローリーカー、徒歩若しくはその他の公道の運輸手段により合衆国に到着し、又は合衆国から離れる商品、手荷物若しくは乗客の積み卸しには適用しない。合衆国とカナダ間又は合衆国とメキシコ間の公道、橋梁、トンネル若しくはフェリーボートを利用した自動車、トローリーカー、徒歩若しくはその他の公道の運輸手段により合衆国に到着し、又は合衆国を離れるあらゆる商品、手荷物若しくは乗客の開港及び税関において、権限のある税関職員は、財務長官が定める規則により日曜日及び休日も含めた毎日の 24 時間中において、財務長官の裁量により当該商品、手荷物若しくは乗客の検査及び通過を容易にするために必要と認める時間に税関職員及び雇員に勤務を命じることができる。夜間、日曜日若しくは休日の勤務命令を受けた税関職員又は雇員は、合衆国とハード C. マイヤーズとの訴訟事件における合衆国最高裁の判例（320 U. S. 561）に基づく現行法に従って報酬を支払われなければならない。ただし、当該税関職員及び雇員に対して支払われるすべての報酬は、合衆国により支払われなければならない。公道の車両、橋梁、トンネル若しくはフェリーボート又はその他の者の所有者、運航者若しくは代理人側においては、これらに関してライセンス、保証金、義務、債務、財務保証又は支払いは一切要しない。この条において用いられる「フェリーボート」とは、前述の支払金を要することなく行われる税関の業務時間中、少くとも 1 時間に 1 回以上の頻度により定期的に運航して合衆国に到着する船舶を利用した乗客サービスをいう。

第 452 条 日曜日、休日又は夜間の船積み

保税運送のためにエントリーした商品若しくは手荷物、又は戻税を受けて輸出する商品若しくは手荷物、又は税関の監督の下に船積みをするその他の商品若しくは手荷物は、夜間、日曜日又は休日に船舶又は車両に積込むことはできない。ただし、輸入品又は保税運送貨物の取卸しについて同一の条件及び限度内において、権限のある税関職員から特別許可書を発給された場合はこの限りでない。

第 453 条 商品又は手荷物の積卸し；制裁

税関職員が発行した特別許可書又は許可を得ることなく、船舶若しくは車両に商品若しくは手荷物を積卸しをしたときは、当該船舶の船長若しくは当該車両の責任者及び情を知って関与した者、又はその幫助をした者、又は当該商品若しくは手荷物を移動若しくは保管した者は、積卸しされた商品若しくは手荷物の価額に等しい額の制裁金を科し、当該商品若しくは手荷物は没収する。当該価額が 500 ドル以上の場合には、商品を積卸した船舶又は車両は没収する。

第 454 条 乗客の下船／下車；制裁

税関職員が発行した特別許可書又は許可を得ることなく、船舶若しくは車両から乗客が下船／下車したときは、当該船舶の船長若しくは車両の責任者及び情を知って関与した者、又はその幫助をした者は、最初に降ろした乗客については 1,000 ドル、それ以後に降ろした乗客については一人につき 500 ドルの制裁金に処する。

第 455 条 検査官の乗船又は下船

船舶又は車両が外国の港若しくは場所から到着する地区の税関職員は、船舶又は車両が当該地区内に停泊中の間は、乗船することができ、必要であると認める場合には、1 地区から他の場所に移動する間においても、当該船舶若しくは車両の貨物及び内容を検査するため、その取卸しを監督するため、歳入の保全を図るために法律若しくは税関の規則に基づくその他の義務を遂行するため、1 名若しくはそれ以上の検査官又は他の税関職員を乗船させることができる。検査官又はその他の税関職員は、歳入の保全のために必要と認めるときは、船舶若しくは車両のハッチ、その他の連絡通信装置又は出口を船舶等の積卸作業以外の時間において、税関の封印若しくはその他の適切な締め具により封印することができる。当該締め具は、検査官又はその他の税関職員の許可なく開封してはならない。検査官若しくはその他の税関職員は、悪天候の期間中又は貨物の取卸しが危険若しくは歳入減となるような事態の場合は、船舶若しくは車両に対して貨物の取卸しを中止又は一時停止することができる。検査官若しくは他の税関職員の任務の遂行を妨害した

船舶の経営責任者、所有者、所有者の代理人又は船員は、500 ドル以下の制裁金に処する。

第 456 条 各港間の検査官の補償及び経費；返済

一港から他港に移動し、引返す船舶若しくは車両に従事している検査官又はその他の税関職員
の補償は、当該船舶の船長又は所有者によって、その検査官又はその他の税関職員の生活に実際
要した費用とともに政府に返済されなければならない。ただし、当該費用の代わりに当該船舶又
は車両は、この検査官又はその他の税関職員に対し、乗客に提供される待遇を与えることができ
る。

第 457 条 取卸しの時期

税関職員は、外国の港から到着した船舶若しくは車両に積載された商品が、当該船舶若しくは
車両の入港報告がなされた日から 25 日以上放置されている場合には、当該商品を占有し、その所
有者の経費及びリスクにより当該商品を取卸しさせることができ、又は当該商品の歳入を保全す
るため 1 名若しくはそれ以上の検査官若しくは税関職員を船舶若しくは車両に派遣させること
ができる。検査官若しくは税関職員が、当該船舶若しくは車両に乗船のための生活の補償又は諸経
費は、当該船舶若しくは車両の船長又は所有者が政府に対して返済しなければならない。

第 458 条 バラ積み貨物の取卸しの時期

取卸しの期限は、一人の荷受人に仕向けられ、指定された港に到着したバラ積み貨物だけを積
載した船舶には適用しない。ただし、当該船舶の船長が、当該貨物の引渡しのために長時間を要
求したときは、職務を要求された検査官又はその他税関職員の補償は、船舶入港の日から 25 日
を越えて取卸しに要した日について、当該船舶の船長又は所有者が補償しなければならない。

第 459 条 個人の報告義務

(a) 運搬具以外を利用して到着した個人

財務長官により別途定められた場合を除き、船舶、車両又は航空機以外の手段により合衆国
に到着した個人は、

- (1) 財務長官により指定された国境通過地点からのみ入国し、
- (2) 直ちに、当該通過地点において指定された税関官署の税関職員に対し、
 - (A) 到着報告をし、
 - (B) 自ら出頭してすべての物品を検査のために提示しなければならない。

(b) 報告された運搬具により到着した個人

財務長官により別途定められた場合を除き、第 433 条若しくは第 644 条又は 1958 年連邦航空
法第 1109 条の規定若しくは適用される規則に基づく報告済の運搬具により合衆国に到着した
乗客又は乗員は、権限のある税関職員により当該運搬具を離れることを認められるまで、当該
運搬具の中に滞在しなければならない。乗客及び乗員は、当該運搬具を離れた後、直ちにすべ
ての物品とともに指定された税関官署に報告しなければならない。

(c) 報告されていない運搬具により到着した個人

財務長官により別途定められた場合を除き、法律又は(b)に規定より報告されていない運搬具
により合衆国に到着した個人は、税関職員に対して直ちに通知し、又は当該搭乗してきた運搬
具に関する然るべき情報とともにその到着の旨を報告し、同人の携帯品を税関の検査及び点検
のために提示しなければならない。

(d) 指定された税関官署から離れる場合

財務長官により別途定められた場合を除き、(a)、(b)又は(c)により指定された税関官署に申告
すべきすべての者は、権限を有する税関職員の許可がない限り、当該官署を離れてはならない。

(e) 違法行為

次の行為は、違法とする。

- (1) (a)、(b)又は(c)の規定を遵守しないこと
- (2) 事実を開示することなく税関職員に対して、(a)、(b)又は(c)により偽造、変造又は虚偽の書
類等を提出すること
- (3) (d)の規定に違反すること
- (4) (a)、(b)、(c)若しくは(d)を施行するために制定される規則を遵守せず、又は違反すること

(f) 制裁金

(e)に掲げる事項に違反した者は、初犯の場合は 5,000 ドル、再犯の場合には、その都度 10,000 ドルの制裁金に処する。

(g) 刑事上の罰則

(f)に掲げる制裁金のほか、(e)の規定に意図的に違反した者で有罪とされた場合は、5,000 ドル以下の罰金若しくは1年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

第 461 条)商品及び手荷物の検査

隣接国から輸入又は搬入されたすべての商品又は手荷物は、財務長官が法律又は命令で別に規定する場合を除き、到着した最初の開港の税関職員の立会いの下に取卸しされ、税関職員による検査を受けなければならない。当該税関職員は、トランク、旅行鞆、袋、手提鞆その他の容器若しくは施錠された車両の所有者、代理者又はその他の責任若しくは所有権を有する者に、検査のためそれらを開披させ又は開披するための鍵その他の手段を提供させることができる。

第 462 条 没収

当該所有者、代理者又はその他の者が税関職員の要求に不服申立てを行う場合、税関職員は、当該トランク、旅行鞆、袋、手提鞆その他の容器若しくは施錠された車両を留置し、開披後直ちにその内容を検査しなければならない。有税品又は輸入禁止品がその中に発見されたときは、その内容品全部及び容器又は車両は没収する。

第 463 条 船舶及び車両に対する封印

隣接国から輸入される商品の最初の到着港における不必要な検査を避けるため、当該商品の輸入に使用する船舶の船長又は車両の責任者は、当該商品が積載される場所に駐在する合衆国税関職員に申請することができ、当該税関職員は、船舶又は車両に封印することができる。封印された船舶又は車両は、財務長官の規定する規則により当該商品の仕向港に向かうことができる。

第 464 条 船舶及び車両に対する封印に関する罰則

当該船舶の船長又は車両の責任者が適当な時期に仕向地に向かわなかった場合、正当な税関職員に船舶又は車両を引き渡さなかった場合、財務長官の規則に従わなかった場合、仕向港以外の場所に商品若しくはその一部を卸した場合、又は当該商品を売却若しくはその他の処分をした場合は、重罪とし、1,000 ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。当該船舶又は車両は、積荷とともに没収される。

第 466 条 船舶の装備品及び修理部品

(a) 合衆国の法律により外国貿易若しくは沿岸貿易に従事する免許を得た船舶又は貿易に使用される船舶に対し、外国において購入されたボートを含む装備品若しくはその部分品、修理用部分品若しくはその資材又は外国における修理費は、当該船舶が最初に到着した合衆国の港において、エントリーを行い、外国におけるそれらの費用の50%の従価税を納付しなければならない。当該船舶の所有者若しくは船長が故意若しくは情を知ってこの条に規定する報告、エントリー若しくは関税の納付を怠った場合、又は正当な理由もなく購入若しくは修理に関して虚偽の申告をした場合、又は正当な理由もなくこれらに関する重要な事項について虚偽の申告を行うことを幫助若しくは教唆した場合は、財務長官が定める額を限度として、当該所有者が補償し、当該船舶は差押又は没収する。この条の適用において、当該装備品若しくはその部分品の据付けに関して、船舶の正式な乗組員に対し、外国において支払われた報酬は、装備品若しくはその部品又は修理の費用には含まない。

(b) 通知書

権限を有する税関職員は、違反が行われたことを証明する正当な理由がある場合、又は訴訟手続をとることを決定した場合には、当該違反者に対して処罰告知書を送付する旨の通知書を交付する。当該通知書には次の事項を記載する。

- (1) 違反に関する概要の説明
- (2) 適用法律及び規則の明示
- (3) 違反を立証する証拠の開示

- (4) 関税の推定損失額及び制裁金予定額
- (5) 当該処分について、口頭及び書面による不服申立を行うことのできる旨の通知
- (c) 違反
- (b)の規定により交付された通知書について犯則嫌疑者が意義申立てを行った場合、権限を有する税関職員は、当該通知書に掲げる(a)の違反が行われたか否かを決定する。税関職員は、違反がないものと決定したときは、その旨を当該通知書が交付された者に対して書面により速やかに通知しなければならない。税関職員は、違反があったものと決定したときは、当該違反者に対して処罰告知書を発行しなければならない。当該処罰告知書には、(b)(1)から(4)に規定する事項を明記しなければならない。
- (d) 船舶の所有者若しくは船長が、
- (1) 通常に航海中の船舶が悪天候又はその他の天災によりやむを得ず外国の港に入港し、本来の目的港に到着できるよう当該船舶の安全性及び航海機能を確保するために、装備品を購入若しくは修理を行うことを余儀なくされたこと
- (2) 当該装備品若しくはその部分品、修理部分品又は資材が合衆国内において製造若しくは生産されたものであり、装備品の据付け又は修理に必要な作業が合衆国の居住者又は船舶の正規の乗組員によって行われたものであること
- (3) 当該装備品若しくはその部分品、資材又は労力が、積荷の保護、包装若しくは支えるために使用されたものであること、又はバラ積貨物を管理するための一時的な船内の隔壁若しくはその他の類似のものの建造のため、又は液体貨物の運送のためのタンクの準備（永久的な修理又は改造を除く。）に使用されたものであることの十分な証拠を提供した場合、財務長官は、関税を免除又は還付することを認め、当該船舶は没収しない。徴税官がその所有者又は船長の供述から、当該申請がなされた前年内に行われた装備品若しくはその部分品又は資材及び修理がこの条の規定により正当に行われたものであり、これらに係る関税が確実に納付されたことを確認しない限り、許可証若しくは登録証又はそれらの更新を行なってはならない。当該所有者若しくは船長が供述を拒否し、又は虚偽の供述をしたときは、当該船舶を差押え及び没収する。
- (e)(1) (a)に規定する船舶が合衆国の港を出発後、2年又はそれ以上経過して合衆国の港に到着した場合は、この条に規定する関税は次の物品に適用する。
- (A) 漁網及び網製品
- (B) 当該船舶が合衆国の港から出港後6カ月以内に購入したその他装備品及びその部分品、修理部品及び資材、又は行った修理
- (2) 当該船舶が本来、乗客若しくは物品の運送用に設計又は使用されている場合で、当該船舶の装備品、部分品若しくは資材を取得するため、又は修理のためのみに合衆国から離れた場合には、(1)の規定は適用しない。
- (f) 合衆国関税率表一般注釈3(c)(iv)に該当する合衆国民間航空機については、外国において購入された装備品若しくはその他の部分品、使用された修理用部品若しくは資材の費用、又は修理費に対して、(a)に規定する関税は適用しない。
- (g) 漁網及び網製品の購入及び修理
- 積載重量500トンを超える合衆国マグロ引網漁船又は1972年海洋哺乳類保護法第104条(19 U.S.C. 1374)により合衆国マグロ漁船協会宛に発給された包括許可に基づく漁船証明書を携行する合衆国マグロ引網漁船に供する次の物品で、1979年10月1日以後1982年1月1日前にエントリーされたときは、(a)に規定する関税は適用しない。
- (1) 装備品又はその部分品であるマグロ引網及び網製品
- (2) 当該網及び網製品用の修理部品又は修理に用いられる資材
- (3) 当該網及び網製品の修理費
- (h) 船舶の外国での修理
- (a)に規定する関税は、次の事項には適用しない。
- (1) 合衆国の法律により登録され、貨物用コンテナーとして使用されるLASH船（はしけ積載船）のはしけについて、外国で購入した装備品、装備品の部分品、修理部分品若しくは資材の費用、又は外国において行われた修理費
- (2) 合衆国の法律により登録された外国貿易若しくは沿岸貿易に従事する貨物船で、合衆国内、海上又は外国において船舶上に設置若しくは使用することを当該船舶の所有者若しくは船長

が証明することのできる予備の修理部品若しくは資材（網及び網製品を除く。）の費用。ただし、外国から輸入される予備部品が合衆国へ輸入された時に、合衆国関税率表の分類により関税が納付されている場合に限る。

- (3) 合衆国に入港する前に装着された予備部品の費用。ただし、外国から輸入される予備部品が合衆国へ輸入された時に、合衆国関税率表の分類により関税が納付されている場合に限る。

第 467 条 特別検査、尋問及び搜索

船舶が外国の港若しくは場所又は合衆国の領土若しくは保有地の港若しくは場所から、合衆国内又はバージン諸島の港若しくは場所に、直接又は合衆国内若しくはバージン諸島の他の港若しくは場所を経由して到着した場合、到着した港又は場所の権限を有する税関職員は、財務長官が定める規則及び財務長官又は関税庁が執行権限を有する法律、規則若しくは訓令により当該船舶から下船若しくは積卸された乗客、手荷物若しくは商品を検査、尋問又は搜索することができる。前述の規定は、乗客、手荷物若しくは商品が税関職員により既に検査、尋問又は搜索されているか否かを問わない。

第三部 関税の確定、徴収及び払戻

第 481 条 インボイス；内容

(a) 総則

合衆国に輸入される商品のインボイス及びこの条に規定する規則により財務長官が認めた電子式によるその相当物は、財務長官が定める書面、電子式又はその他方式に次の事項を明記しなければならない。

- (1) 商品の予定開港
- (2) 商品が売買又は売買予約された年月日、場所、売主及び買主。売買以外の目的で輸入される場合には、その船積地、船積年月日、荷送人及び荷受人
- (3) 当該商品の品目が一般に知られている商業上の名称、等級、品質及び輸出国の販売者又は製造者により販売された商品の荷印、個数若しくはシンボル・マーク並びに当該商品の梱包物の荷印及び個数を含む、商品の詳細
- (4) 当該商品が船積された国若しくは場所における重量及び容量、又は合衆国における重量及び容量
- (5) 商品が購買又は購買契約の履行のため船積されるときは、購買通貨による各品目の購買価格
- (6) 商品が購買又は購入契約の履行以外のため船積されるときは、当該取引が通常用いられる通貨による各品目の価額。当該価額がないときは、通常の販売取引又はその輸出国の卸売数量により売却された場合の当該製造者、売主、荷送人若しくは所有者が受領した又は受領すると思われる通貨による価格
- (7) 金貨、銀貨又は紙幣にかかわらず、通貨の種類
- (8) 当該売主又は荷送人が承知している名称及び金額別の当該商品に係るすべての費用。当該売主又は荷送人当該インボイス価格に含まれた費用の金額を承知していない場合には、すべての項目別費用（手数料、保険料、運賃、箱代、コンテナ代、カバー代及び包装費を含む。）。
- (9) 商品の輸出について認められた項目別のすべての割引、払戻金及び奨励金
- (10) 財務長官が規則により要求する当該商品の適切な評価、検査及び分類に必要なその他の事項

(b) 購買目的以外の船積及び製造者以外による船積

商品を購買目的以外で製造者以外の者により合衆国内の者に対し、船積された場合、当該船積者は、当該商品の購買年月日、購入地、売主及び金貨、銀貨若しくは紙幣別の売買通貨による支払価格をインボイスに記載しなければならない。

(c) 輸入者による情報の提供

インボイスに記載すべき情報は、財務長官が規則により定める手段、様式、方法及び期限内に、第 484 条(a)(2)(B)に規定する「記録上の輸入者」としての資格を与えられた者により提供することができる。

(d) 規則に基づく例外

財務長官は、適当と認めるときはこの条の例外規則を定めることができ、この条により求められた分割インボイス、電子式インボイス、船荷証券若しくはその他の書類又はその一部を提出又は電子送信を認めることができる。

第 484 条 商品のエントリー

(a) 要件及び期限

(1) 第 490 条、第 498 条、第 552 条及び第 553 条に規定する場合を除き、(2)(B)により「記録上の輸入者」の資格を与えられた者は、自ら又は当該者が書面により承認した代理人が、次の手続きを行わなければならない。

(A) 関税庁に次を提出してエントリーすること

(i) 商品を税関の保管からの解除の決定を関税庁が行うのに必要な書類又は電子データ交換システムによる情報

(ii) 輸入実績一覧表を提出する通知書

(B) 商品の申告価額、分類品目及び関税率、並びに関税庁が次の事項を行うために必要なその他の書類又は電子データ交換システムに関するその他の情報

(i) 商品について適切な関税額の評価を行うため

(ii) 商品について正確な統計資料を収集するため

(iii) その他適用される法律の要件（税関の保管からの解除に必要な要件以外。）を充たしているか決定するため

(2)(A) 輸入品に関して(1)により要求される書類若しくは情報は、財務長官が規則により定める方法及び期限内に提出又は送信しなければならない。当該規則は、歴月中になされる輸入実績一覧表の提出、エントリー又は保税倉庫からの倉出しについて規定しなければならない。提出期限は、規則により定められる期限内とするが、当該歴月の翌月 20 日を超えてはならない。

(B) 商品のエントリーがこの条により行われるとき、必要な書類又は情報は、所有者若しくは商品の買主、又は第 641 条により当該商品の所有者、買主若しくは荷役人により指名された有効な許可証を保有する者により提出又は電子送信されなければならない。荷受人が商品の所有者又は買主である旨をエントリーの際に申告したとき、関税庁は、義務を負うことなく、その申告を受理することができる。この法律の適用において、記録上の輸入者は、この条により要求される書類又は情報を提出する資格者の一人とする。

(C) 財務長官は、このサブセクションを運用する規則を定めるに際し、輸入統計の正確性及び時期を確実にするため、輸入の分類及び価額に関する詳細な統計の手続を制定しなければならない。当該統計データの誤りの訂正は、直ちに統計局長宛に送信しなければならない。同局長は、同局に保管中の統計を訂正しなければならない。財務長官は、可能な限り歳入を確保するため、商品の輸出入を管理する法律を実行するため、合衆国商業の促進するため、及び輸入品の記録上の輸入者を平等に取り扱うために規定しなければならない。

(b) 事後適合手続

(1) 総則

財務長官が規定する規則に従って確認したエントリーの要素に関する輸入実績一覧表を提出することを選択することができる。その旨選択した場合、輸入実績一覧表の提出を宣言しなければならない。宣言は、長官の定める方法で、かつ、(a)(1)(B)に基づく書類若しくは情報が求められるとき若しくは輸入実績一覧表を関税庁に提出若しくは送信するとき又は関税庁がその自由裁量に認めるより遅いときまでに行わなければならない。当該事後適合手続は、規則で定めるところにより記録上の輸入者により当該ときに当該方法で提出することができるが、輸入実績一覧表の提出意図の表明後 15 カカ月以内とする。ダンピング防止関税及び相殺関税の評価に関する事後適合手続の場合は、関税庁がダンピング防止関税又は相殺関税の検討期間が終了した旨を当該輸入者に対して通知した日から 90 日以内に提出しなければならない。事後適合手続に先立ち、記録上の輸入者は、財務長官が定める規則により担保又はその他の保証を提供しなければならない。

(2) ダンピング防止関税／相殺関税に関する規則

財務長官は、商務長官と協議の上、ダンピング防止関税及び相殺関税の徴収に用いられる事後適合手続を必要に応じて適合させる規則を定めるものとする。

(c) 商品の解除

関税庁は、財務長官が定める規則によりエントリー及び商品の税関管理からの解除を承認することができる。関税庁職員は、当該規則により税関の管理から解除された商品の搬出について、すべての者に対して責任を負わない。

(d) 署名及び内容

(1) エントリーは、電子データ交換システムによる提出を除き、記録上の輸入者又はその代理人により署名されなければならない。電子式により提出された場合、データの送信は、記録上の輸入者又はその代理人により証明されなければならない。これらの者は、同人が承知する限りの真実及び正確な手続業務を受理するために合衆国の居住者でなければならない。当該送信は、署名された書類と同様に同一の範囲において当該者を拘束しなければならない。エントリーは、財務長官が求める当該輸入に関する事実を記載しなければならない。規則により求められるインボイス、船荷証券、証明書及び書類、又は電子送信されたその相当物を添付しなければならない。

(2) 長官は、エントリーの書類の内容を規定する規則の定めるところにより、輸入された貨物が貨物又は包装に表示されている商標を含め、1946年7月5日の法律（一般に1946年商標法として知られる。）第45条その他の適用可能な法律に違反して商標権を侵害しているかいないかを決定するために必要な情報を含む書類を求めなければならない。

(e) インボイスの提出

財務長官は、規則により長官が必要と認める方法、形式及び条件によりインボイス若しくはその一部又は電子式によるその相当物の提出を規定することができる。

(f) 統計上の列挙

財務長官、商務長官及び合衆国国際貿易委員会は、これらの者により必要と考えられ、かつ合衆国に輸入されるすべての商品及び合衆国から輸出されるすべての商品を含む詳細にわたる品目を、統計上の必要に応じてその都度列挙すべきものとし、かつまた、国内の生産についての統計上のプログラム及び貿易統計の国際的調和を達成するためのプログラムに関連して、当該列挙された品目との整合性を求めるべきものとする。すべての輸入エントリー及び輸出許可は、輸入されたすべての商品及び輸出されたすべての商品の種類及び数量並びにそれぞれの品目の総数量の価額について、当該列挙された詳細の品目に則つた正確な明細書を含むものとし、又は添付しなければならない。

(g) 生産コスト明細書

財務長官が定める規則により関税庁は、輸入品の評価のために当該製造者又は生産者の輸入商品の生産コスト確認書が必要と考えた場合は、これらの者に対し、当該生産コストを示す確認書を求めることができる。

(h) 電子式によるデータ送信の容認

承認済の電子データ交換システムにより送信されたエントリー又はその他の情報は、当該エントリー又は情報の証拠書類としての行政上の手続及び司法上の手続により容認されなければならない。

(i) 外国貿易地帯の運営についての特別規則

(1) 総則

法律の他の規定にかかわらず、(3)に規定する場合を除き、一の地帯から任意の7日間に引き取られるすべての貨物（異なる種類、タイプ、区分の貨物を含む。）は、当該地帯の運営者又は利用者の選択により、当該貨物が地帯から引き取られる7日間の初日以前に申請される単一の見込みエントリー又は解除とすることができる。当該見込みエントリー又は解除は、1985年統合包括予算調整法第13031条(a)(9)(A)（19 U.S.C. (a)(9)(A)）の適用については、単一のエントリー又は解除とみなし、同法第13031条に基づくすべての手数料の免除及び制限（同条(b)(9)(A)に規定する手数料の最高額及び最低額を含め）適用する。見込みエントリー又は解除のエントリーサマリーは、当該7日間に外国貿易地帯から実際に引き取られた貨物のみを対象とするものとする。

(2) その他の要件

財務長官は、地帯の運営者又は利用者に対して次のことを要求することができる。

(A) 関税庁が認める電子データ交換を使用して次のことを行うこと

(i) (1)に規定するエントリーの提出

(ii) エントリーに対して課せられる関税、手数料及び税の納付

- (B) 関税庁に対して、当該貨物につき、財政を確保し、他の連邦政府機関の要請を満足させる会計、運送及びその他の統制を履行すること
- (3) 制限
 - (1)の規定は、法律によりエントリーが禁止されている貨物及び税関監視から開放前にエントリーサマリーを行うことが求められている貨物には適用しない。
- (4) 外国貿易地帯、地帯
 - このサブセクションにおいて、「外国貿易地帯」、「地帯」とは、1934年7月18日の法律（一般に外国貿易地帯法として知られる）に基づき設立された地帯をいう。
- (j) 一取引の物品の多数のエントリーの扱い
 - 物品がひとつのものとして取引されかつ送付された場合で、次のいずれかに該当する場合は、関税庁は、事前の輸入者の申請に基づき、当該分離された船積みをエントリーのために一取引として扱うことができる。
 - (1) 物品の大きさ又は性質のために未完成又は分解された状態で異なった船積みとして運送されるもの
 - (2) 運送者がすべての物品を一の船積みに含めることができない（運送者の主張による）とき

第 484a 条 輸入とみなさない宇宙からの回収物品

次に該当する場合、宇宙にある期間中において、製造工程若しくはその他の手段により当該物品の価値が高められ、又は改良されているか否かを問わず、宇宙から回収された物品は、輸入とみなさず、当該物品のエントリーは要しない。

- (1) 合衆国民により操縦され、又は合衆国民の制御による宇宙船に搭載されて、先に合衆国の税関領域から打上げられた物品で、
 - (A) すべてが合衆国民により所有され、
 - (B) 大部分が合衆国民により所有され、又は
 - (C) 合衆国により所有されている
- (2) 宇宙にある間は当該宇宙船にのみ搭載され、又は(1)(A)から(c)の要件に合致する他の宇宙船に搭載されて保管若しくは利用される物品
- (3) 宇宙船に搭載され、又は(1)(A)から(c)の要件に合致する他の宇宙船に搭載されて宇宙から関税領域に直接回収された物品

第 484b 条 合衆国のボートショーでの販売のために輸入される大型ヨットの課税の繰延べ

(a) 通則

他のいかなる法律の規定にかかわらず、(b)に規定する大型ヨットの定義に合致する船舶で有税のものは、合衆国のボートショーでの販売のために輸入される場合、関税を支払うことなく輸入することができる。関税の支払いは、この条に従って当該ヨットが売却されるまで繰延べられる。

(b) 定義

この条において「大型ヨット」とは全長が79フィートを超える船舶であって、主にリクリエーション又は娯楽のために用いられるもので、すでに製造者又は販売者から消費者に販売されたものをいう。

(c) 課税の繰延べ

合衆国のボートショーでの販売のために大型ヨットで有税のものが、輸入される場合、記録上の輸入者が次のことを行う場合、関税は賦課されず、かつ、徴収されない。

- (1) 関税庁に対して当該大型ヨットが、この条に従って合衆国のボートショーでの販売のために輸入されることを証明する。
- (2) 輸入の日から6月の間、当該大型ヨットが合衆国関税率表第8903.91.00号又は第8903.92.00号により課せられるべき関税の額の2倍に相当する額の担保を提供する。

(d) 販売後の手続

(1) 関税の供託

大型ヨット（合衆国のボートショーでの販売のために輸入され、この条の規定により課税の繰延べをされたものに限る。）が輸入後6月以内に販売された場合

- (A) エントリーが完結され、かつ、関税（合衆国関税率表第8903.91.00号又は第8903.92.00

号に規定する適用可能な率及び輸入の時の当該大型ヨットの価格で計算したもの)を関税庁に供託されなければならない。

(B) (e)(2)によって求められる供託した担保は、輸入者に返還されなければならない。

(e) 保稅期間の満了後の手続

(1) 総則

課税を繰延べてエントリーされた大型ヨットが、輸入後 6 月以内に販売又は輸出のいずれもがされない場合

(A) エントリーが完結され、かつ、関税(合衆国関税率表第 8903. 91. 00 号又は第 8903. 92. 00 号に規定する適用可能な率及び輸入の時の当該大型ヨットの価格で計算したもの)を関税庁に供託されなければならない。

(B) (e)(2)によって求められる供託した担保は、輸入者に返還されなければならない。

(2) 追加的要件

保稅期間の延長は認められない。保稅期間に従って輸出された大型ヨットは当該輸出から 3 月の間は、(課税の繰延べの便益を受けて)合衆国のボートショーでの販売のために再度到着してはならない。

(f) 規則

財務長官は、この条の規定を実施するために規則及び細則を定める権限を有する。

第 485 条 申告

(a) 要件

第 484 条の規定により輸入申告を行う記録上の輸入者はすべて、財務長官が定める様式及び方法により、宣誓のもとに次の事項を記載した申告書を作成の上提出し、又は電子式により送信しなければならない。

(1) 当該商品が、売買取引若しくは売買契約により輸入されたものであるか、又は当該商品は売買取引若しくは売買契約以外により輸入されたものであるか否か

(2) 当該商品が売買若しくは売買契約のときは、インボイスに記載された価格が正確なものであること、又は当該商品が売買取引若しくは売買契約以外により確保されたときは、当該インボイスの価額若しくは価格についての記載事項はその申告者の承知若しくは確信する場合において正確なものであること

(3) インボイスのその他の記載事項又はエントリーとともに提出されたその他の書類若しくは当該エントリーのすべての記載事項は、正確及び適正なものであること

(4) 価格又は記載事項が正確又は適正でないことを示す申告者が受領したあらゆるインボイス、紙、書状、書類若しくは情報を直ちに権限を有する税関職員に提出する考えがあること

(b) 書籍及び定期刊行物

財務長官は、継続する部、番号若しくは巻により出版及び輸入され、無税エントリーされる書籍、雑誌、新聞及び政府定期刊行物の場合の申告のための規定を定める権限を有する。

(c) 代理人

エントリーが第 484 条の規定により代理人が行い、当該代理人がその記録上の輸入者の申告書を保有していない場合、当該代理人は、当該申告を行うための担保を提出しなければならない。

(d) 記録上の輸入者の増額された関税の納付義務

次の場合、記録上の輸入者は、追徴される関税又は増額された関税を納付する義務を負わない。

(1) 同人がエントリーした時に当該商品の実際の所有者ではないことを申告した場合

(2) 同人が所有者の氏名及び住所を提出した場合

(3) 当該エントリーの日から 90 日以内に、財務長官が定める規則により追徴される関税及び増額された関税を納付する意思が当該所有者にある旨の申告書を同人が提出した場合。当該所有者は、記録上の輸入者としての一切の権利を有していなければならない。

(e) 売買及び売買以外による輸入形態の区分

財務長官は、商品を売買取引又は売買契約により輸入する場合の申告書様式及び商品を売買取引若しくは売買契約以外により輸入する場合の申告書様式を別々に定める。

(f) 死亡者又は破産者；パートナーシップ及び会社

商品が死亡者又は債権者に譲渡した破産者に対して仕向けられた場合、遺言執行者若しくは遺産管理人、又は合衆国法典第 11 編に基づくときは、当該破産者の破産管財人若しくは受託者を、記録上の輸入者とみなす。当該商品がパートナーシップに仕向けられた場合は、そのパートナーのいずれか 1 名の申告が必要であり、会社に仕向けられた場合の申告は、当該会社のいずれか 1 名の経営責任者により行うことができる。記録上の輸入者が個人、パートナー又は会社のいずれかの場合も、当該申告は、その事実を承知した者及び当該個人、パートナーシップのメンバー又は会社のいずれかの経営責任者により当該申告を行うことを特に認められた者により行うことができる。

(g) 引渡し不能のため積み戻された輸出品

合衆国関税率表一般注釈 4(e)が適用される商品の輸入に関し、先に行われた当該商品の輸出により利益を得た者又は合衆国に対する義務を履行した者は、財務長官が定める規則により当該商品の積み戻しに関し、合理的な期間内に関税庁に対してその旨を通知しなければならない。

第 486 条 宣誓させる権限

(a) 税関職員

次に掲げる税関職員及び雇員は、職務遂行上ある事項について出頭した者に対し、法律又は法律に基づき定められた規則により要求され、又は認められた宣誓を行わせることができる。

(1) 大統領により任命されたあらゆる税関職員。(2) 当該税関職員の首席補佐又は税関職員若しくは財務長官により現場税関職員として指名されたあらゆる税関職員若しくは雇員。(3) 財務長官により指名された合衆国関税庁の職員又は雇員

(b) 郵便局長

税関職員が駐在していない合衆国の郵便局の局長若しくは次長は、郵便により送られてきた価額 100 ドル以下の商品の輸入者による通関書類の記載事項について、必要な宣誓を行わせる権限を有する。

(c) 無報酬

この条の規定により宣誓を行わせるときの報酬及び手数料は、一切要求又は受領してはならない。

(d) 宣誓に代わる確認

財務長官が規則に基づき、関税庁が宣誓を行わせることの法律により要求する書類は、財務長官がその他の要求に代わる申告に基づき規定する様式により確認することができる。

第 487 条 エントリー価額；改訂

記録上の輸入者又はその代理人は、財務長官が定める規則によりエントリーする時に、輸入者の見解により当該商品の価額に応じて引き上げ又は引き下げすることができるインボイスに記載された費用又は価額を増額又は減額することができる。

第 490 条 一般的命令

(a) 未完結なエントリー

(1) 次の各サブパラグラフに該当する場合、運送業者（(c)が適用される場合を除く。）は、エントリーされていない商品の保税倉庫に通知しなければならない。

(A) 法律又は財務長官が定める規則により規定する期限内に、あらゆる輸入品のエントリーが行われていない場合

(B) 暫定関税額、手数料又は利子が未納付となっているため、輸入品のエントリーが未完結となっている場合

(C) 関税庁の判断により、書類未提出又はその他の理由のため、輸入品のエントリーができない場合

(D) あらゆる商品が正確又は合法的にインボイスに作成されていないと関税庁が認めた場合

(2) (1)により通知が行われた後、保税倉庫は、当該荷受人のリスク及び経費負担により当該商品の運送及び保管について手配しなければならない。当該商品は、次に掲げる時まで保税倉庫に留置されなければならない。

(A) エントリーが行われ、又は完了し、必要書類を提出する時

- (B) エントリーに必要な情報及びデータが認められた電子データ交換システムにより関税庁に送信する時
- (C) 当該書類の提出又はデータの送信のための担保を提出する時
- (b) 税関による保管の要請
商品の荷受人、又は当該輸入品の船舶の所有者若しくは船長又は車両の責任者の要請により、あらゆる商品は、当該船舶の入港手続又は当該車両の到着報告後 1 日の猶予期間終了後において、関税庁により保管することができ、当該商品は、エントリーが完了するまでの間、当該荷受人のリスク及び経費負担により取卸し及び保管することができる。
- (c) 政府の商品
次に該当する輸入商品は、財務長官が規則に基づき定める規定及び手続により保管又は処分されなければならない。
 - (1) (a)(1)の(A)から(D)に規定する輸入品
 - (2) 合衆国政府宛に仕向けられ輸入品、又は合衆国政府が所有する輸入品

第 491 条 所有者不明の商品；没収された蒸留酒、ワイン及びビールの処分

- (a) すべての暫定関税額、租税、手数料、利子、倉庫保管料若しくはその他の手数料を支払うことなく、当該輸入の日から 6 カ月間、第 490 条の規定に基づく保税倉庫内に留置されているエントリー済又はエントリー未済の商品（第 557 条によりエントリーされた商品を除く。ただし、保税運送又は輸出のためにエントリーされた商品を含む。）は、所有者不明の商品及び政府に対し所有権を放棄した商品とみなされ、財務長官が定める規則に基づき、関税庁により評価及び公売されるものとする。火薬及びその他の爆発物並びに損傷、洩れ又はその他の原因によりその価額が減少する商品並びに、第 490 条の規定により保税倉庫に 6 カ月間留置することを許可された場合に、その他の理由により、その売却代金が関税、租税、手数料、利子、倉庫保管料及びその他の費用を充当できないときは、直ちに財務長官が定める規則により公売することができる。この条又は第 559 条の規定により公売の対象となる商品は、当該商品に対して発生したすべての関税、租税、手数料、利子、倉庫保管料並びにその他の手数料及び経費を公売前に納付したときは、消費のためにエントリー又は倉出しすることができる。ただし、当該商品が公売の対象となった後、関税、租税、手数料、利子、料金及び経費が公売前に支払われないときは、輸出することができず、倉入れのエントリーすることができない。この条並びに第 493 条及び第 559 条の適用において、関税、租税、利子及び手数料の計算は、当該商品が公売の対象となった時において適用される税率に基づく。
- (b) 合衆国に所有権が帰属する通知
(a)に規定する 6 カ月の期間が終了した時は、関税庁は当該商品の公売に代えて、すべての利害関係者に、当該商品の所有権がその通知の日から 30 日以後の日に先取特権又は財産上の負担が一切存在しない形で合衆国に帰属する通知を行うことができる。ただし、当該 30 日前に次の事項が行われた場合はこの限りではない。
 - (1) 当該商品の消費のためのエントリー又は倉出しされ、及び
 - (2) 当該商品に対して発生したすべての関税、租税、手数料、転送料、倉庫保管料及びその他の経費が支払われた場合
- (c) 留置、移管、滅却又はその他の処理
(b)の規定により商品の所有権が合衆国に帰属した場合、財務長官が定める規則により当該商品は公共に使用するため関税庁に保留され、他の連邦機関、州若しくは地方自治体に移管し、滅却し、又は他の方法により処分することができる。当該保留又は移管された商品に関して発生した一切の移管料、倉庫保管料又は経費は、受け取り側の機関が支払わなければならない。
- (d) 申立
(b)の規定により商品の所有権が合衆国に帰属したことにより、いずれかの者が当該商品に関する相当の権利を喪失した場合には、(b)の規定により合衆国に所有権が帰属した日から 30 日以内に、当該者は財務長官が認める方法により当該所有権又は権利を立証することができ、又は(b)に規定する通知を受領していない旨を財務長官に立証することができる。財務長官は、時宜を得た正当な申立を受理し、その事実及び状況が間違いのないことを確定した場合で、当該者に対して、当該商品が売却され、又は正当な賠償請求書が提出されている場合には、当該者が第 493 条により受領していたと思われる額を合衆国の国庫から支払うことができる。当該申立

に関する財務長官の決定は、すべての当事者に対して最終的かつ決定的なものとする。

- (e) 合衆国関税庁により執行される法律の規定、略式命令又は裁判所の命令により政府に没収された蒸留酒、ワイン及びビールは、評価の上、次にとおり処分する。
- (1) 財務長官の判断により、医学用、科学用若しくは機械的な目的又はその他の公共の目的から当該蒸留酒、ワイン、及びビールのニーズのある政府機関で、予算割当による資金をこれらに支出できる機関に対する引き渡す
 - (2) 財務長官の判断により、医学用として当該蒸留酒、ワイン及びビールのニーズのある慈善機関への贈与する
 - (3) 財務長官が定める規則により行われる関税庁による公売。ただし、当該公売前に財務長官は、(1)又は(2)の規定により当該蒸留酒、ワイン及びビールのニーズが政府機関又は慈善機関にないことを確認しなければならない。
 - (4) 滅却

第 492 条 所有権が放棄された商品又は没収された商品の滅却

改正法令第 3369 条（タバコ及びかぎタバコに関する規定。）及び 1926 年歳入法第 901 条（蒸留酒に関する規定）に規定する場合を除き、前述の条項若しくは関税法のその他の規定により所有権が放棄された商品又は政府に没収された商品で内国歳入税の対象となる商品で、関税庁が租税の納付に充当できる額により売却できないと判断する場合には、入札による売却を行うことなく、直ちに滅却し、公共に使用するために保留し、又は財務長官が定める規則に基づく他の方法により処分する。

第 493 条 売却代金

商品保管料、経費、関税、租税及び手数料、並びに運賃、費用又は共同海損分担金のすべての先取特権を控除した後の第 491 条に基づく売却代金の剰余金は、当該売却日から 10 日以内に関税庁に対して売却に係る賠償請求がなされず、当該商品を輸入した船舶の船長に対して所有者からの賠償請求がなされない場合は、合衆国の国庫に供託する。当該所有者は、その利益を正当に立証した場合には、財務省から売却代金の剰余金を受け取る権利を有する。

第 494 条 重量及び容積の計測費用

インボイス又はエントリーに当該商品の重量、数量又は容積の記載がない場合、これらを確定する費用は、当該商品の税関の保管から引き取られる前に荷受人から徴求しなければならない。

第 495 条 組合証書

税関の事務処理に関連する目的のために、組合が法律諸規定により証書を作製するよう要求される場合、当該組合員による証書の作製は、他の組合員が作製した場合と同様に他の組合員にも責を生ずる。訴訟及び告訴は、この証書に基づき全員が証書を作製した場合と同様に全員に対してこれを行うことができる。

第 496 条 手荷物の検査

権限のある税関職員は、合衆国に到着するすべての旅行者に対し、当該旅行者により行われた申告及びエントリーの有無に関わらず、手荷物の中に含まれる物品及び関税課税物品、免税物品又は輸入禁止品を確認するため、手荷物を検査することができる。

第 497 条 申告不履行の制裁

(a) 総則

- (1) 次に掲げる物品はすべて没収され、当該者は、当該物品に関して(2)の規定により処罰される。
 - (A) 申告及びエントリーが行われ、又は送信されていない物品
 - (B) 当該手荷物の検査の開始前に次のいずれかが示されていない物品
 - (i) 書面による申告及びエントリーが求められている場合の当該者による記述
 - (ii) 書面による申告及びエントリーが求められていない場合の口頭の説明
- (2) (1)に該当する物品に課せられる制裁金の金額は、次に掲げる額と同額とする。

- (A) 当該物品が輸入管理対象物品である場合、500 ドル又は当該物品の価額の 1,000% に等しい額のいずれか高い額
 - (B) 当該物品が輸入管理対象物品ではない場合、当該物品の価額
- (b) 輸入管理対象物品の価額
- (1) この法律の他の規定に関わらず、輸入管理対象物品の価額は、この条の適用において、当該物品が消費者に対して不法に売却されるものと考えられる価格に等しいものし、その価額はと協議の上決定する額に等しいものとする。
 - (2) 財務長官が合衆国司法長官は、輸入管理対象物品が消費者に対して不法に売却されると考えられる価格の決定方法を定めることができる。

第 498 条 規則に基づくエントリー

(a) 特定の商品に対する承認

財務長官は、次の商品の申告及びエントリーに関する規則及び規定を定める権限を有する。

- (1) 次に該当する商品
 - (A) 船積商品の総額が財務長官が規則により定める額以下の商品。ただし、2,500 ドル以下のもの
 - (B) 商品の分類若しくは種類又は取引の種類により、商業上の取り扱い及びリスクの考え方が異なる商品
 - (2) 合衆国の製品で、当該船積商品の総額が財務長官が定める金額以下の場合、及び当該製品が次に該当する輸入品
 - (A) 再輸出前に修理又は改装のために輸入されるもの
 - (B) 外国の買主より受取拒否又は返品され、その代金の確保のために合衆国に輸入されるもの
 - (3) 当該荷主側の過失以外の火災若しくは海上の災害又はその他の理由により航海中に損傷を受けた商品
 - (4) 難破船又は座礁船から回収された商品
 - (5) 売買取引又は売買契約以外の目的で輸入され、売却のために輸入されるもの以外の外国で使用済の家庭用品及び見回り品
 - (6) 外国の個人から贈答品として合衆国内の個人宛に送られてきた物品
 - (7) 合衆国に到着した乗客の携行品又は旅行者の手荷物の中に入れられた物品
 - (8) 合衆国に到着した乗客の職業上の用具
 - (9) 外国で死亡した合衆国の市民の見回り品
 - (10) 合衆国の最初に到着した港における第 465 条及び第 466 条に規定する商品（船舶及び鉄道車両用の供給、修理及び装備に関連する商品。）
 - (11) 財務長官の判断により、当該商品の価額を申告することができない商品
 - (12) 第 201 条パラグラフ 1631⁷に規定する商品
- (b) 一般規定の適用
- 財務長官は、第 484 条又は第 485 条の規定（一般的な商品のエントリー及び申告に関する規定。）を規則及び規定の中に含める権限を有する。

第 499 条 商品の検査

(a) 通関検査

(1) 総則

法律又は規則により検閲、検査若しくは評価することを要する輸入品については、当該貨物が検閲、検査若しくは評価され、又は当該関税庁より当該貨物はインボイスに真実のまま正確に記載され、合衆国の法律の要件を充満しているものと認める旨の報告がされるまでは、税関の保管から引き渡されてはならない。（ただし、財務長官又は関税庁が、その適用される法律、規則及び訓令を強制することを認められたこれらの法律等が正確に遵守されることを保証するために、財務長官により定められた保証若しくはその他の担保を提供した場合は除く。）

⁷ 第 201 条パラグラフ 1631 は、1962 年 5 月 24 日付公法 87-456 第 101 条(a)、により削除

(2) 検査

関税庁は、次の行為を行う。

- (A) 評価若しくはその他の目的のために開封され、検査されるインボイス若しくはエントリーに記載された商品の包装物又は数量を指定すること
- (B) 当該目的のため規則により財務長官が指定する場所に、当該包装物又は数量の商品を送付するよう指示すること
- (C) 当該目的のため財務長官が必要と認める追加の包装物又は数量の商品を要求すること
- (D) 関税庁が執行する法律の遵守を確実なものにするため、当該船積商品の十分な数量を検閲及び十分な数量のエントリー物品を検査すること

(3) 未記載の物品

包装物中にインボイス又はエントリーに明記されていない物品が含まれている場合は、関税庁の判断により当該物品は次の理由によりインボイス又はエントリーから除外されたものとする。

- (A) 売主、荷主、所有者、代理人、記録上の輸入者又はエントリーを行った者の不正の意思がある場合、当該物品が発見された包装物全体の内容物は、差押の対象となる。
- (B) 不正の意思がない場合、当該物品の価額は、エントリー価額に加算され、関税、手数料及び租税は、その合計額に基づき納付しなければならない。

(4) 不足

包装物の数量、重量又は容量が検査の結果不足していることが判明した場合、当該不足を発見した者は、関税庁に報告しなければならない。関税庁は、関税の決定に当たってその不足分についての調整を行わなければならない。

(5) 引取りのために必要な情報

検査が行われた場合に引取りに必要な情報は、検査が行われた港の税関に対し、電子式又は書面により提供しなければならない。当該情報がない場合においても、検査を行う税関の権限を限定するものではない。

(b) 分析研究所

(1) 民間の分析研究所の認可

関税庁は、輸入品の特性、数量又は成分を確定する分析（その他の場合は、関税庁の研究所で実施する。）するために使用される合衆国内の民間の研究所を認可するための財務長官が公布する規則により手続を定め、実施する。当該規則には、次の事項を定める。

- (A) 研究所がこのサブセクションの目的のための認可を取得し、保持する研究所の必要条件
- (B) 認可の一時停止又は取消しに関する条件。当該条件には、100,000ドル以下の制裁金を含めることができ、当該罰則は、生じた歳入の損失を(1)により資格を与えられた検査官又は研究所から回収する費用を加算する。ただし、関税庁は、
 - (i) 検査官又は研究所が当該輸入者と共謀の上、意図的な悪意により当該分析書若しくは検査報告書を偽った場合に限り、損失した歳入の回収を図ることができ、及び
 - (ii) 専門家の判断により善意の相違による場合は、罰則を科さず、損失した歳入の回収を図ってはならない。
- (C) 認可及び定期的な更新についての合理的な手数料を課す場合の規定
この条に基づく認可又は更新のための手数料の徴収は、1985年統合包括予算調整法第13031条(e)(6)(19 U.S.C. 58c(e)(6))の規定により禁止されない。

(2) 不利な認可の決定に対する異議申立て

認可を申請している研究所又は認可された研究所は、この条により当該資格を無効、一時停止若しくは取消し又は合衆国法典第28編第169章に基づく国際貿易裁判所の措置により課せられた制裁金に係る決定若しくは命令に対し、当該決定又は命令が行われた日から60日以内に異議申立てを行うことができる。

(3) 認可された研究所による分析

商品の記録上の輸入者により要求があった場合、関税庁は、当該輸入者に対し、当該輸入者の経費負担において(1)に規定する認可された研究所による分析のために当該商品の代表的サンプルを引き取る権限を有する。エントリーされた商品に関し、荷受人より提出された(1)に規定する認可済の研究所からのテスト結果は、関税庁研究所により取得された検査結果が

ない場合に、関税庁により受け入れることができる。ただし、この場合、当該荷受人は、分析されたサンプルが当該エントリーされた商品から採取したものであることを証明しなければならない。このサブセクションの規定は、関税庁がサンプル若しくは商品を独立して検査若しくは分析する権限を、その方法の如何を問わず制限又は排除するものと解釈してはならない。

(4) 分析の手續及び方法並びに分析結果の情報の入手方法

関税庁により用いられた分析の手續及び方法並びに関税庁により行われた分析の結果に関する情報は、次により入手可能とされなければならない。

(A) 分析の手續又は方法が次に該当する場合を除き、これらの情報の入手はいずれの者に請求しても入手可能なものとする。

(i) 当該手續又は方法に関する著作権若しくは特許権の所有者の私的財産である場合

(ii) 取締りのために関税庁により開発されたものである場合

(B) 分析の結果に関する情報は、当該荷受人及び当該代理人の要請により提供されなければならない。ただし、当該情報が次に該当する情報を公表する場合を除く。

(i) 著作権又は特許権の保有者の私的財産である場合

(ii) 取締りのために関税庁により開発されたものである場合

(5) 雑則

このサブセクションの適用において、

(A) 民間の研究所への委任は、民間の検査員に委任する場合を含む。

(B) 民間の研究所が分析を実施する資格の賦与とは、関税庁に対して権限が賦与又は委任された、輸入品の輸入許可の可否、数量、成分若しくは特性に関する要素の決定責任の範囲内に限定された、当該研究所の機能の遂行についての認可をいう。

(c) 留置

関税庁以外の機関が権利をする権限のある商品の場合を除き、次の規定を適用する。

(1) 総則

商品が税関検査のために提示された翌日から5日(週末及び休日を除く。)以内に関税庁は、当該商品の引取許可又は留置の決定をしなければならない。当該5日以内に引き取られない商品は、留置商品とみなす。

(2) 留置の通知

関税庁は、商品を留置することを決定した日から5日(週末及び休日を除く。)以内に、当該輸入者又は留置商品に利害関係のあるその他の者に通知書を発行しなければならない。当該通知書は、当該輸入者又はその他の利害関係者に対して次の事項を記載しなければならない。

(A) 留置に着手すること

(B) 留置する特別の理由

(C) 予想される留置期間

(D) 分析の性質又は行われる照会事項

(E) 情報が関税庁に提供されたときは、その留置の処理を促進する当該情報の性質

(3) 分析の結果

当該輸入者又は留置商品に利害関係のある他の者からの要請により、関税庁は、当該当事者に対し、当該商品について関税庁が行った分析の結果の通知書の写し並びにその分析の手續及び方法の説明書(ただし、当該手續若しくは方法が著作権若しくは特許権の所有者の私的財産である場合、又は取締りのために関税庁により開発されたものである場合を除く。)を提供しなければならない。分析の結果及びその説明書は、詳細に記載され、分析及び結果の複製及び分析が可能になるようにしなければならない。

(4) 差押及び没収

法律により別段の規定がある場合を除き、留置商品は、差押又は没収することができる。

(5) 決定を怠った場合の影響

(A) 留置商品に関する最終決定を関税庁が、当該商品が税関の検査のために提示された日から30日以内に、又は法律により特別に認められた場合は、当該期間より長い期間以内に行うことを怠ったときは、第514条(a)(4)の適用において、当該商品を除外する関税庁の決定が行われたものとみなす。

- (B) 合衆国法典第 28 編第 1581 条の適用において、当該商品を除外する決定に対する異議申立てが、当該申立ての日から 30 日以内にその全部若しくは一部について認められず、又は却下されたときは、当該 30 日目の日に却下されたものとみなす。
- (C) 裁判所は、合衆国法典第 28 編第 2639 条の規定に関わらず、留置の措置が一旦行われたときは、関税庁が証拠の優勢により通関に関する決定が十分な根拠のもとに行われなかったものと確定した場合を除き、当該商品の留置を取り消し、返還する命令を含め（ただし、これらに限定されない。）、然るべき救済措置を講じなければならない。

第 500 条 評価、分類及び清算手続

関税庁は、財務長官が定める規則及び規定により次の措置を講じることができる。

- (a) 第 402 条の規定に基づき、財務長官の権限に基づく合理的な方法及び手段を用い、商品の価格を確認若しくは推定することにより、当該商品の最終的な評価を確定すること並びにインボイス、宣誓供述書、申告書若しくはその他の書類に記載された費用又は生産費に関する報告を確定すること
- (b) 当該商品の最終分類及び適用関税率を確定すること
- (c) 当該商品に対して納付されるべき最終的な関税額を確定し、並びに納付を要する関税、租税及び手数料の増加額若しくは追加額又は供託された関税、租税及び手数料の剰余金を確定すること
- (d) 当該商品のエントリー又は事後適合手続を清算すること
- (e) 当該輸入者、荷受人若しくは代理人に対し、財務長官が規則で定める様式及び方法により当該清算の通知書を交付又は電子データ交換システムにより送信すること

第 501 条 関税庁による任意の再清算

輸入者、荷受人若しくは代理人に対して交付又は送信された当初の清算が通知された日から 90 日以内に提出された異議申立書にかかわらず、第 500 条若しくは第 504 条に基づく清算又はこの条に基づく当該清算に関する再清算は、いかなる点についても税関国境取締局によって行うことができる。当該再清算の通知は、第 500 条(e)に基づく当初の清算に規定する方法により交付又は送信されなければならない。

第 502 条 評価及び分類の規則

(a) 財務長官の権限

財務長官は、法律に反しない規則及び規定（関係商品のエントリー前に、拘束力のある教示手続を定める規則を含む。）を制定及び公布し、並びに開港における輸入品の正確、公平若しくは統一された評価又は分類及びその関税の査定額を確実にするために必要な情報を公開することができる。財務長官は、税関職員に対して、輸入品を評価し、若しくは分類し、又は評価若しくは分類の援助を行うために、ある開港から他の港への出張を指示し、又はあらゆる港の税関職員に対して、他の港に提出された商品のエントリーを再審査するよう指示することができる。

(b) 税関職員の職務

歳入法の執行に係る財務長官の一切の指示を実施又は遂行することがすべての税関職員の職務とする。歳入法の解釈又は用語について問題が生じたときは、財務長官の決定がすべての税関職員を拘束する。

第 503 条 課税価格

第 520 条(c)（誤りの訂正を認める再清算に関するもの。）又は第 562 条（取扱倉庫からの倉出しに関するもの。）に規定する場合を除き、従価税率又は商品の価額を基礎若しくは商品の価額により規定される税率の対象となる輸入品の課税価格は、第 500 条に基づく清算又は第 501 条により行われた調整に従って決定された評価額とする。ただし、輸入品の再評価を含む合衆国国際貿易裁判所の最終判決又は命令により再清算が要求された場合、当該課税価格は、当該裁判所により決定された最終評価額とする。

第 504 条 清算の期限

(a) 清算

エントリーの清算が(b)に基づき延期された場合又は法令若しくは裁判所の命令により一時差し止められた場合を除き、次に掲げる日から1年以内に清算されない商品は、当該記録上の輸入者によりエントリーされた時における関税率、価額、数量及び関税額により清算されたものとみなす。ただし、第751条(a)(3)に規定する場合はこの限りではない。第500条(e)の規定にかかわらず、清算の通知書は、エントリーが清算されたものとみなし交付しない。

- (1) 当該商品のエントリー日
- (2) 倉入申告書に記載されたすべての商品の最終倉出しの日
- (3) 第505条(a)の規定により関税の額が、エントリーの日又は倉庫から倉出し日以後に供託することが認められるときは、消費のために商品を倉庫から倉出した日
- (4) 事後適合手続が提出又は提出されることになっている場合は、第484条により提出する日又は提出されるべき日

(b) 延期

財務長官は、次に掲げる場合、エントリーの清算の期限を延期することができる。

- (1) 商品の適切な評価若しくは分類に必要な情報又は適用法令の遵守を確実なものとするための必要な情報が、関税庁において入手不能の場合
 - (2) 記録上の輸入者が当該延期を申請し、その然るべき理由を挙げた場合
- 財務長官は、このサブセクションにより延期通知書を当該記録上の輸入者及び記録上の輸入者の保証人に対して交付する。当該通知書は、財務長官が規則により定める様式及び方法（電子送信を含む。）に基づき交付する。このサブセクションにより延期されるエントリーの清算は、(a)に規定する該当日から4年の満期日において、当該記録上の輸入者によりエントリーした時の関税率、価額及び関税額に基づき清算されたものとみなす。

(c) 一時停止の通知

エントリーの清算が一時停止された場合、財務長官は、規則により一時停止の通知を財務長官が適切と認める方法に基づき、記録上の輸入者及びその権限を有する代理人並びに当該記録上の輸入者の保証人に対して交付するよう要求する。

(d) 一時停止の取消し

第751条(a)(3)に規定する場合を除き、法令又は裁判所の命令により行われた一時停止措置が取消された場合、関税庁は、清算が(b)に基づいて延期されない限り、商務省、その他の機関又はエントリーが行われた場所を管轄する裁判所からの取消通知書を受領後6カ月以内に、当該エントリーの清算をしなければならない。当該通知書を受領後6カ月以内に関税庁により清算されないエントリー（(b)の規定に基づき延期された清算に関するエントリーを除く。）は、当該記録上の輸入者よりエントリーされた時の税率、価額、数量及び関税額によりエントリーの清算が行われたものとみなす。

第505条 関税及び手数料の納付

(a) 推定関税額及び手数料の供託

包括納付によるエントリー又は商品の倉庫への倉入れ若しくは運送若しくは担保に基づくエントリーを除き、記録上の輸入者は、エントリーの時又は財務長官が規則により定める時（エントリー又は引き取りから10業務日以後であってはならない。）までに、当該商品につきその納付すべき推定関税額及び手数料を供託しなければならない。自動商業環境における包括納付のモジュールの開発次第、かつ、2004年10月1日までに、参加する記録上の輸入者又は輸入者の代理人は、商品のエントリーについての推定関税額及び手数料を、当該商品のエントリー又は引取りのいずれか早いものが行なわれた月の翌月の15日までに供託しなければならない。

(b) 清算又は再清算するときに発生する関税、手数料及び利子の徴収又は還付

関税庁は、清算若しくは再清算により納付すべき関税及び手数料の増加額又は追加額並びにこれらについて発生した利子を徴収し、又は供託された過納金及びこれらについて発生した利子を還付する。清算又は再清算により納付すべき関税、手数料及び金利は、当該納付通知書の発行日から30日以内に納付しなければならない。供託された過納金及びその利子の還付は、当該清算の日又は再清算の日から30日以内に支払われなければならない。

(c) 利子

関税、手数料若しくは利子の納付不足額に係る査定利息は、荷受人が供託すべき推定関税額、手数料及び金利の供託の日から、その該当するエントリー又は事後適合手続の清算又は再清算の日までの間について、財務長官が定める利率により計算する。供託された過納金に係る利子は、当該記録上の輸入者が推定関税額、手数料及び利子を供託した日又は第 502 条(d)に基づく請求の場合は、当該請求が行われた日から、その該当するエントリー又は事後適合手続の清算又は再清算の日までの間について、財務長官が定める利率により計算する。財務長官は、このサブセクションに規定する各供託からの利子を計算する代わりに総計データをもとにした、輸入者が使用できる代替の中間利息計算法を定めることができる。

(d) 滞納

納付すべき関税、手数料及び金利が(b)に規定する 30 日の期間内に全額納付されなかった場合、未納残高は、滞納として清算の日又は再清算の日から残額が全額納付された日までの間、財務長官が定める利率により 30 日毎の利子が発生する。30 日以内に納付された場合、利子は発生しない。

第 506 条 放棄及び損傷に対する減額

次の事項に該当する場合は、財務長官が定める規則により関税の評価額及び清算額を減額する。

(1) 30 日以内の商品の放棄

商品の検査を行うことなく引き取られた場合は、エントリー後 30 日以内又は商品の検査のために関税庁に送られた場合は、引き取り後 30 日以内にエントリーされたインボイス若しくは通関申告書に記載された同一の品目若しくは種類の全商品の総額の 5%若しくはそれ以上に相当する商品を輸入者が合衆国に対して放棄した場合、及び規定の 30 日以内に関税庁が指示する場所に放棄したものを引き渡した場合。ただし、関税庁が当該商品は引渡し不能商品として滅却されたものと認めた場合を除く。

(2) 腐敗しやすい物品の宣告

果物若しくはその他の腐敗しやすい物品が、開港において保健衛生官若しくはその他の法的機関当局により陸揚げ後 10 日以内に使用不能と宣告された場合、並びに当該宣告後の 5 日以内に当該荷受人が、インボイスの明細、所在地及び輸入に係る船舶若しくは車両の名称を記載した通知書を関税庁に提出し、又は電子式若しくはその他の方法により送信した場合。

第 507 条 風袋及び減量

(a) 総則

財務長官は、輸入品について合理的かつ公正な風袋の別表の制定を含め、風袋の確定に係る規則を制定し、公表する権限を有する。ただし、(この条に別に規定する場合を除き) 商品若しくは同様の商品について通常認められない過剰な水分及び不純分以外の減量又は不純物についての控除は、一切認められない。

(b) 原油及び石油製品

原油及び石油製品の輸入に係る風袋の確定については、輸入原油若しくは石油製品の中に含まれ、又は存在するすべての検出可能な水分及び不純物を控除する。

第 508 条 記録の保管

(a) 要件

- (1) 所有者、輸入者、荷受人、記録上の輸入者、通関申告者又はその他の当事者であって、
 - (A) 合衆国の関税領域に商品を輸入し、還付請求書を提出し、又は担保のもとで運送若しくは保管される商品を運送若しくは保管した者、又は
 - (B) 情を知って、担保のもとで運送又は保管される商品の合衆国の関税領域へ、又は関税領域からの輸入、転送又は保管をした者
- (2) (1)に規定する者の代理人
- (3) その活動が申告書若しくはエントリー又はその両方の提出を必要とする者は、次の事項の記録を検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。(この条の適用において、当該記録には明細書、申告書、書類及び電子式により作成されたデータ又は機械により読み取り可能なデータを含むが、これらに限定されない。)
 - (A) すべて活動又は記録を含めた情報のこの法律に求められる活動に関するもの

- (B) 通常の業務において、一般的に保管されているもの。
- (b) USMCA 国との輸出入
- (1) 定義
- このサブセクションにおいて、
- (A) USMCA、
- 「USMCA」及び「USMCA 国」とは、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定するものをいう。
- (B) USMCA 原産地証明
- 「USMCA 原産地証明」とは、USMCA に基づく原産の商品としての資格を有することの証明をいい、USMCA 第 5.2.1 条により定められたものをいう。
- (2) USMCA 国への輸出
- 合衆国から USMCA 国に輸出される製品について、USMCA の原産地証明書を作成するか又は書面による代理を提供する者は、財務長官が定める規則に従って、当該製品の原産地に関連する次のものを含むすべての記録及び関連文書(証明書又はその写しを含む)を作成し、保管し、かつ、検査のために提出しなければならない。
- (A) 物品の購入、価格、価額及び輸送並びにその代金の支払;
- (B) 製品の生産に使用されるすべての材料(間接材料を含む。)の購入、原価、価額及び輸送並びにこれらに対する支払;および
- (C) 輸出された形態の製品の生産又は販売された形態の材料の生産
- (3) カナダ協定に基づく輸出
- 米加自由貿易協定が有効な期間中に合衆国が当該協定を適用する場合、商品をカナダへ輸出する者又は輸出させることを承知している者は、当該輸出に係る次の記録(原産地証明書又はその写しを含む。)を検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。
- (i) 当該商品の購入、コスト、価額及び支払い、
- (ii) 当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購入、コスト、価額及び支払い
- (iii) 当該商品の生産。
- (4) 米国への輸入
- (A) 一般
- USMCA 加盟国から米国に輸入された製品について USMCA に基づく関税上の特惠待遇を要求する輸入者は、労働大臣の財務長官が定める規則に従い、次のものを作成し、保管し、かつ、検査しなければならない。
- (i) 輸入に関連する記録及び関連文書;
- (ii) 輸入者が証明を完了した場合には、製品(証明書又はその写しを含む)の原産地に関連するすべての記録及び関連文書;および
- (iii) 製品が、合衆国への輸送中に、製品を良好な状態に保存し又は合衆国へ輸送するために必要な積卸しその他の作業以外の追加の生産その他の作業を行わなかったことを証明するために必要な記録及び補助書類。
- (B) 車両生産者
- USMCA に基づく特惠関税待遇の請求の対象となる物品を所有する車両生産者は、財務長官及び労働長官が公布した規則及び規則に従って、特惠待遇を受けるための車両の資格を得るための労働価値の内容並びに鉄鋼及びアルミニウムの購入要件に関連する検査及び検査の記録並びに補助書類を作成し、保管し、かつ提出しなければならない。
- (5) 保存期間
- (A) USMCA 加盟国への輸出
- (2)の規定の適用を受ける者であって、合衆国から USMCA 加盟国に輸出される製品について、USMCA 原産地証明書を作成し、又は書面による代理を提供するものは、当該原産地証明書に関連して同項により要求される記録を、当該原産地証明書が作成された日の後少なくとも 5 年間保存しなければならない。
- (B) カナダ協定に基づく輸出
- (3) により要求される記録は、次の場合を除くほか、長官が定める期間保管する。
- (i) 記録の保存期間は、適当な場合には、入国、調整の申請又は輸出の日から五年を超え

てはならない

(ii) 取戻請求の記録は、当該請求の清算日から3年目まで保管しなければならない。

(C) 米国への輸入

(i) 一般

(4)(A)の規定の適用を受ける輸入者は、当該製品の輸入の日の後少なくとも五年間、(A)の規定により要求される記録及び関連文書を保管する。

(ii) 車両生産者

(4)(B)の適用を受ける車両生産者は、合衆国・メキシコ・カナダ協定施行法第202A条(c)(1)及び(2)に基づいて要求される証明書を提出した日から少なくとも5年間、(4)(B)により要求される記録及び補助書類を保管しなければならない。

(d) 制限事項

この条及び第509条の適用において、国内の取引において輸入者に対して商品を発注する者は、次に掲げる場合を除き、本人が承知の上で商品を輸入してはならない。

(1) 当該発注者がその輸入の条件を管理している場合

(2) 技術データ、鋳型、機器、その他の生産支援物、資材、構成部品若しくは部品が当該発注者により供給されている場合で、その者が当該技術データ等が当該輸入商品の製造又は生産に使用されることを承知している場合

(e) (b)の罰則

(1) USMCAの輸出に関連

(b)(2)又は当該パラグラフを実施するために制定された規則により求められる記録を保管することを怠った者は、次のいずれか重い罰則を科する。

(A) 10,000ドル以内の制裁金

(B) 関税法により適用される一般的な記録保管義務に係る罰則

(2) カナダ協定の輸出に関するもの

(b)(3)又は当該パラグラフを実施するために制定された規則により求められる記録を保管することを怠った者は、10,000ドル以内の制裁金に処する。

(f) 合衆国チリ自由貿易協定に基づき輸出される物品の原産地の証明

(1) 定義

このサブセクションにおいて、

(A) 記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する記録及び書類をいい、次のものを含む。

(i) 当該商品の購買、コスト、価額及び支払い、

(ii) 可能な場合、当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購買、コスト、価額及び支払い

(iii) 可能な場合、輸出のときの状態における貨物の生産

(B) チリ原産地証明書

「チリ原産地証明書」とは、合衆国チリ自由貿易協定第4.13条に基づく証明書で、同協定に基づく原産が適格である商品についてのものをいう。

(2) チリへの輸出

合衆国から輸出する製品についてチリFTA原産地証明書を作成及び発給する者は、当該商品の原産地に関するすべての記録(当該原産地証明書又はその写しを含む。)及びその裏付け書類を、原産地規則及び財務長官が定める規則に従って検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。

(3) 保管期間

記録及び裏付け書類は、チリFTA原産地証明書を発給する者により、発給の日から5年間、保存されなければならない。

(g) 合衆国ドミニカ共和国中央アメリカ自由貿易協定に基づき輸出される物品の原産地の証明

(1) 定義

このサブセクションにおいて、

(A) 記録及び記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する

る記録及び書類をいい、次のものを含む。

(A) 記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する記録及び書類をいい、次のものを含む。

(i) 当該商品の購買、コスト、価額及び支払い、

(ii) 可能な場合、当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購買、コスト、価額及び支払い

(iii) 可能な場合、輸出のときの状態における貨物の生産

(B) CAFTA- DR 原産地証明書

「CAFTA- DR 原産地証明書」とは、合衆国チリ自由貿易協定第 4.16 条に基づく証明書で、同協定に基づく原産が適格である商品についてのものをいう。

(2) CAFTA- DR 国への輸出

合衆国から輸出する産品についてチリ F T A 原産地証明書を作成及び発給する者は、当該商品の原産地に関するすべての記録（当該原産地証明書又はその写しを含む。）及びその裏付け書類を、原産地規則及び財務長官が定める規則に従って検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。

(3) 保管期間

記録及び裏付け書類は、CAFTA- DR 原産地証明書を発給する者により、発給の日から 5 年間、保存されなければならない。

(h) 合衆国ペルー貿易促進協定に基づき輸出される物品の原産地の証明

(1) 定義

このサブセクションにおいて、

(A) 記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する記録及び書類をいい、次のものを含む。

(i) 当該商品の購買、コスト、価額及び支払い、

(ii) 可能な場合、当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購買、コスト、価額及び支払い

(iii) 可能な場合、輸出のときの状態における貨物の生産

(B) PTPA 原産地証明書

「PTPA 原産地証明書」とは、合衆国ペルー貿易促進協定第 4.15 条に基づく証明書で、同協定に基づく原産が適格である商品についてのものをいう。

(2) ペルーへの輸出

合衆国から輸出する産品について PTPA 原産地証明書を作成及び発給する者は、当該商品の原産地に関するすべての記録（当該原産地証明書又はその写しを含む。）及びその裏付け書類を、原産地規則及び財務長官が定める規則に従って検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。

(3) 保管期間

記録及び裏付け書類は、PTPA 原産地証明書を発給する者により、発給の日から 5 年間、保存されなければならない。

(i) 合衆国大韓民国自由貿易協定に基づき輸出される物品の原産地の証明

(1) 定義

このサブセクションにおいて、

(A) 記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する記録及び書類をいい、次のものを含む。

(i) 当該商品の購買、コスト、価額及び支払い、

(ii) 可能な場合、当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購買、コスト、価額及び支払い

(iii) 可能な場合、輸出のときの状態における貨物の生産

(B) KFTA 原産地証明書

「KFTA 原産地証明書」とは、合衆国大韓民国自由貿易協定第 6.15 条に基づく証明書で、同

協定に基づく原産が適格である商品についてのものをいう。

(2) 大韓民国への輸出

合衆国から輸出する商品について KFTA 原産地証明書を作成及び発給する者は、当該商品の原産地に関するすべての記録（当該原産地証明書又はその写しを含む。）及びその裏付け書類を、原産地規則及び財務長官が定める規則に従って検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。

(3) 保管期間

記録及び裏付け書類は、KFTA 原産地証明書を発給する者により、発給の日から 5 年間、保存されなければならない。

(j) 合衆国コロンビア貿易促進協定に基づき輸出される物品の原産地の証明

(1) 定義

このサブセクションにおいて、

(A) 記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する記録及び書類をいい、次のものを含む。

(i) 当該商品の購買、コスト、価額及び支払い、

(ii) 可能な場合、当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購買、コスト、価額及び支払い

(iii) 可能な場合、輸出のときの状態における貨物の生産

(B) CTPA 原産地証明書

「CTPA 原産地証明書」とは、合衆国コロンビア貿易促進協定第 4.15 条に基づく証明書で、同協定に基づく原産が適格である商品についてのものをいう。

(2) コロンビアへの輸出

合衆国から輸出する商品について CTPA 原産地証明書を作成及び発給する者は、当該商品の原産地に関するすべての記録（当該原産地証明書又はその写しを含む。）及びその裏付け書類を、原産地規則及び財務長官が定める規則に従って検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。

(3) 保管期間

記録及び裏付け書類は、CTPA 原産地証明書を発給する者により、発給の日から 5 年間、保存されなければならない。

(k) 合衆国パナマ貿易促進協定に基づき輸出される物品の原産地の証明

(1) 定義

このサブセクションにおいて、

(A) 記録及び裏付け書類

「記録及び裏付け書類」とは、(2)に基づく輸出された物品に関する物品の原産地に関する記録及び書類をいい、次のものを含む。

(i) 当該商品の購買、コスト、価額及び支払い、

(ii) 可能な場合、当該商品の生産について用いられた間接資材を含むすべての資材の購買、コスト、価額及び支払い

(iii) 可能な場合、輸出のときの状態における貨物の生産

(B) PTPA 原産地証明書

「PTPA 原産地証明書」とは、合衆国ペルー貿易促進協定第 4.15 条に基づく証明書で、同協定に基づく原産が適格である商品についてのものをいう。

(2) パナマへの輸出

合衆国から輸出する商品について PTPA 原産地証明書を作成及び発給する者は、当該商品の原産地に関するすべての記録（当該原産地証明書又はその写しを含む。）及びその裏付け書類を、原産地規則及び財務長官が定める規則に従って検査及び検閲のために作成、保管及び提示しなければならない。

(3) 保管期間

記録及び裏付け書類は、PTPA 原産地証明書を発給する者により、発給の日から 5 年間、保存されなければならない。

(g) 罰則

(f)、(g)、(h)、(i)、(j)若しくは(k)又は当該パラグラフを実施するために制定された規則により求められる記録及び裏付け書類を保管することを怠った者は、次のいずれか重い罰則を科する。

- (1) 10,000 ドル以内の制裁金
- (2) 関税法により適用される一般的な記録保管義務に係る罰則

第 509 条 帳簿及び証拠の検査

(a) 権限

エントリーの正確性を保証するため、納付を要する関税、手数料及び租税についての納付義務を確定するため、合衆国の国庫に帰属する関税、手数料及び租税の額を確定するため、制裁金及び罰則の履行義務を確定するため、又は合衆国関税庁により運用される合衆国の法律の遵守を確実なものとするために行われる調査及び照会に当たって、財務長官（ただし、地区税関長又は特別審理官以下の階級の者に財務長官の権限を委任することは認めない。）は、次の行為を行うことができる。

- (1) 合理的な事前通知のもとに、当該事前通知書に規定する合理的な明細に基づくすべての記録（この条の適用において、明細書、申告書、書類又は電子式により作成されたデータ若しくは機械による読取り可能なデータを含むが、これらに限定しない。）で、調査及び照会に関する記録を検査し、又は検査させること。ただし、次の場合を除く。

(A) 当該記録が法律又は商品のエントリーに係る規則により求められるとき（関税庁がエントリーの時において、提示を求めるか否かを問わない。）は、提出を求められた時から合理的な期間内に関税庁に提出しなければならない。この場合において、求められる項目の件数、種類及びその経過年数が勘案されなければならない。

(B) (A)により要求された者がその要求に応じなかったときは、(g)の規定により罰する。

- (2) 合理的な事前通知より次の者に対して、召喚状に記載の日時に合衆国内の関税領域内の場所において権限を有する税関職員の面前に出頭（ただし、当該者が当該召喚状を送達された場所から 100 マイル以上離れた場所に出頭するよう命ぜられた場合は、立会人を要しない。）し、(d)(1)(A)に規定する記録を提出し、又は宣誓の下に当該調査若しくは照会に関する証言を行うよう召喚すること。

(A) 次に該当する者。

(i) 商品を合衆国関税領域に輸入若しくは承知の上で輸入させた者又は USMCA（合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に定義するもの。）のもとで特惠関税待遇の要求の対象である車両生産者

(ii) 商品を USMCA 国（合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に定義するもの。）又はカナダにおいて米加自由貿易協定が有効な期間中若しくは合衆国が当該協定をカナダに適用している期間中にカナダ向けに輸出した者又は承知の上で輸出させた者

(iii) 保税倉庫に運送され、若しくは運送途上にある商品又は保管された商品を、運送若しくは保管した者又は承知の上で当該運送若しくは保管させた者

(iv) 関税庁に申告書、通関申告書又は還付請求書を提出した者

(B) (A)に規定する経営責任者、職員又はそれらの者の代理人

(C) (A)に規定する輸入又はその他の活動に関する記録を保有、保管又は管理中の者

(D) その他妥当と認められる者

- (3) 調査又は照会に関係すると認められる者に対し、宣誓の下に証言を行わせ、又はその他の者に行わせること。

(b) 定期的な監査手続

- (1) この条に基づく定期的な監査（保税倉庫又は一般的な外国貿易地域における数量確認は含まない。）を行う場合、関税庁の監査官は、監査前に当該監査に必要な推定所要時間を監査を受ける者に示さなければならない。当該監査中に追加時間が必要な場合、関税庁の監査官は、その追加の推定所要時間を直ちに示さなければならない。

- (2) 関税庁の監査官は、監査の開始前に当該監査の関係者に対し、監査開始協議において監査目的の説明及び推定終了日を通知しなければならない。当該監査官は、現場監査が終了したときは、当該監査の結果を説明する監査終了協議の日程を決定しなければならない。

- (3) (5)に規定する場合を除き、監査結果を説明する監査終了協議を関税庁の監査官が開催する

ことなく、予定監査終了日又は実際の監査終了日を経過した場合、当該監査を受けた者は、権限を有する規則に基づき指定される職員に対して、当該協議の開催を書面により請願することができる。当該職員は、その請願書を受領後 15 日以内に当該協議を開催しなければならない。

(4) (5)に規定する場合を除き、関税庁の監査官は、監査終了会議の日から 90 日以内に正式な監査報告書を作成しなければならない。ただし、権限を有する規則に基づき指定される職員が当該監査を受けた者に対し、監査報告の遅延理由及び完成予定日を書面により通知した場合は、この限りではない。合衆国法典第 5 編第 552 条の免除規定を適用後、正式な監査報告書の写しを当該報告書の作成日から 30 日以内に当該監査を受けた者に送付しなければならない。

(5) (3)及び(4)の規定は、関税庁が監査の結果に関する正式な調査を開始した後は適用しない。

(6)(A) このサブセクションに基づく監査の進行中、関税庁が明示した監査の期間及び範囲において関税庁が関税若しくは手数料の過納又は数量若しくは価格の過大申告を認定した場合、歳入の不足又は第 592 条に規定する制裁金の計算において、当該過納又は過大申告が規制の法律を侵害するために行なわれた場合で関税庁は当該過納又は過大申告を最終精算において当該過納又は過大申告を過小納付又は過小申告と相殺するものとして取り扱わなければならない。

(B) このパラグラフは、第 520 条に基づき認められたもの以外の払い戻しを認めるものではない。

(c) 召喚状の送達

この条により発行される召喚状は、当該召喚状に指定されたあらゆる者に送達することができる。自然人に対する送達は、当該召喚状の手交により行うことができる。国内若しくは外国の法人又はパートナーシップ若しくはその他の会社組織となっていない団体に対する召喚状の送達は、経営責任者、支配人若しくは総支配人又は召喚状の送達を受領を指名若しくは法律により定められた権限を有するその他の支配人に対して送達することができる。召喚状を送達した者が署名した送達証明書は、当該召喚の強制措置について適用する公聴会の事実の証拠となる。記録の提出を求める命令状は、当該記録の合理的な明細を命令状に記載しなければならない。

(d) 第三者の召喚のための特別手続

(1) このサブセクションの適用において、

(A) 「記録」とは、次のものを含む。

(i) 第 508 条の規定により保管することとなっている記録

(ii) 合衆国への輸入が禁止されている商品に関するものと認められる記録

(B) 「召喚」とは、(a)により発行された召喚状を意味し、記録の提出又は記録に関する証言を行うことを求めるものをいう。この用語は、課税された者又は判決が下された者の債務の取立を支援するために発行される召喚状を意味しない。

(C) 「第三者の記録保管者」とは、次の者をいう。

(i) 通関業者。ただし、当該通関業者がエントリーに係る記録上の輸入者である場合を除く。

(ii) 弁護士

(iii) 会計士

(2) 召喚状が次の事項に該当する場合、当該召喚の通知は、記録を検査又は証言する日として定められた召喚日以前の合理的な期間内に、特定された者に交付しなければならない。

(A) 召喚状が第三者の記録保管者に対しても送達される場合

(B) 召喚状が、当該召喚状に含まれた記録の記載事項中に特定された者（その召喚された者を除く。）の第 508 条に規定する取引に係る記録の提出又は証言を求める場合

当該通知書には、その送達された召喚状の写しを添付し、又は(5)(B)に基づく召喚を延期する指示を含まなければならない。

(3) (2)により求められる通知は、当該通知書が(b)に規定する方法により送達を受ける資格を有する者に対して送達された場合、又は当該者の最新の住所宛に内容証明郵便若しくは書留郵便により郵送された場合には、有効なものとする。

(4) (2)の規定は、次に掲げる召喚には適用しない。

- (A) 召喚状が発行された者の関税、手数料若しくは租税の納付義務に関して、当該者又は当該者の経営責任者若しくは雇員に召喚状が送達された場合
- (B) 特定された者の第 508 条に規定する取引の記録が作成又は保管されているか否かを確定する場合
- (5) 他の法律又は規則にかかわらず、(2)により召喚の通知を受けるべく者は、次の権利を有する。
 - (A) 第 510 条に基づく当該召喚の強制措置に関するあらゆる手続を調停する権利、及び
 - (B) 当該記録が検査又は証言される日として、召喚状に確定された日以前に次のことが行われた場合は、召喚に応じることを延期する権利
 - (i) 召喚に応じない旨の通知書を召喚される者に交付した場合、及び
 - (ii) 召喚に応じない旨の当該通知書の写しを(2)に規定する通知書に記載された財務長官が指名する者及びその事務所宛に書留郵便又は内容証明郵便により郵送した場合
- (6) (2)により求められる通知書が次に該当する場合、召喚により提出を求められる記録は、検査することができない。
 - (A) (5)(B)により召喚に応じない旨の通知書に認められた期限内に、又は
 - (B) (5)(B)の要件が充たされているとき。ただし、管轄権を有する裁判所が発行した当該記録の検査を認める旨の命令又は召喚を延期する者の同意に基づく場合を除く。
- (7) (2)及び(5)の規定は、財務長官の申請により裁判所が申し立てられた事実及び状況に基づき通知を行うことが、検査に関する記録を隠匿、湮滅若しくは変更した場合、又は脅迫、贈賄、共謀によって他の者からの情報の連絡を妨げようとした場合、又は訴追、証言若しくは記録の提出を回避するために逃亡を企てたと認める十分な根拠がある場合は、いかなる召喚に関しても適用しない。
- (e) 記録及び情報のリスト
関税庁は、(a)(1)(A)により保管及び作成を求められる記録又はエントリー情報のリストを確認し、公表する。
- (f) 記録保管社内管理規定
 - (1) 総則
輸入関係者と協議した後、関税庁は、規則により記録保管社内管理規定を制定し、第 508 条(a)に列挙された者は、(2)に基づき関税庁が承認した後、参加することができる。記録保管社内管理規定への参加は、記録保管者の任意とする。
 - (2) 証明
記録保管者は、当該規定により制定された一般的記録保管要件を充足した後、又は記録保管者及び関税庁の要求に合致した代替の規定を協議した後、記録保管社内管理規定の参加者として証明される。証明の要件は、輸入業務の規模及び性質並びに輸入量が勘案される。証明されるために記録保管者は、次の事項を立証しなければならない。
 - (A) 維持又は提出すべき記録の性質及びその保管期間を含めた記録保管の法的要件を理解していること
 - (B) 必要とする記録の作成、維持及び提出を行う雇員に対して、記録保管の要件を説明する手順が整っていること
 - (C) 必要とする記録を作成及び維持し、並びに当該記録を関税庁に提出する手順が整っていること
 - (D) 規定に基づく記録保管の管理について、信頼のおける 1 名又は 2 名以上の責任者を指名していること、及び当該者が関税庁の記録保管の要件を熟知していることを含む義務を有していること。
 - (E) 関税庁により認められた原記録に係る記録保管の手順を有していること、又は関税庁により認められている場合は、原記録以外の代替の記録若しくは記録保管様式に係る記録保管の手順を有していること
 - (F) 記録保管自社管理規定又は協議済みの代替規定の要件に変更及び違反が発生したときに関税庁に通知する手順を有していること、並びに当該規定に関する違反若しくは問題について関税庁から通知を受けたときにとるべき是正措置の手順を有していること
- (g) 罰則
 - (1) 定義

このサブセクションの適用において、「情報」とは、(a)(1)(A)に規定するすべての記録をいう。

(2) 要求が不履行となった場合の影響

(4)に規定する場合を除き、(a)(1)(A)に基づく情報の法律に基づく要求を履行しなかったときは、次の規定を適用する。

(A) その不履行が要求された情報を保管、記憶若しくは検索すべき者の意図的に行われたときは、当該商品の1件ごとの引取りについて100,000ドル以下の制裁金又は当該商品の評価額の75%に等しい額のいずれか小さい額の制裁金に処する。

(B) その不履行が要求された情報を保管、記憶又は検索すべき者の過失によるときは、その商品の1件ごとの解放について、10,000ドル以下の制裁金又は当該商品の評価額の40%に等しい金額のいずれか小さい額の制裁金に処する。

(C) 要求された情報に関して(A)又は(B)により課せられた制裁金のほかに、当該情報が第I編によるコラム1特恵税率の適格商品に関する場合、当該商品のエントリーは、

(i) 未清算のときは、コラム1最恵国税率により清算し、又は

(ii) 当該要求のあった日の2年以内に清算されたときは、第514条又は第520条の期間制限の規定にかかわらず、コラム1最恵国税率により再清算しなければならない。

ただし、(i)又は(ii)に基づく清算又は再清算は、関税庁がコラム2を適用する決定をしたときは、当該税率を適用しなければならない。

(3) 罰則の免除

いずれかの者が次の事項を証明したときは、このサブセクションに基づく罰則を科さない。

(A) 要求された情報の喪失が天災若しくはその他の自然災害又は当該者若しくはその代理人の過失によらない災害によるものであること

(B) 関税庁が認めるその他の証拠に基づき、当該要求がすでに実質上、充たされていること

(C) 要求された情報は、エントリーの時に関税庁に提出し、保管されていること、又はそれ以前の要求に応じて提出済みであること

(4) 罰則の非排他性

このサブセクションにより科せられるすべての罰則は、法律により規定するあらゆる他の罰則に加えて科せられる。ただし、次の場合を除く。

(A) 要求された情報が重大な怠慢のため第592条により科せられる罰則

(B) 第641条により科せられる懲戒措置

(5) 免除又は軽減

この条により科せられた罰則は、第618条の規定により免除又は軽減することができる。

(6) 税関による召喚状

このサブセクションは、税関による召喚状の発行又は強制措置を行うことを関税庁が制限若しくは排除するものではない。

(7) 代替の罰則

(A) 総則

次に該当する記録の保管者が特別の情報の開示にかかる、その要求された記録若しくは情報を提出しなかったとき、又は関税庁が受け入れる代替の方法により情報を提供しなかったときに関税庁は、当該行為が意図的なものでない場合、又は反復的な違反行為ではない場合には、制裁金刑に代えて、当該記録保管者に対し、違反注意書を発行することができる。

(i) (f)に基づく記録保管社内管理規定の参加者として認められた者

(ii) 通常適切なる手続を遵守しており、この規定の要件を遵守している者

当該記録保管者により違反が繰り返されているときは、罰則通知書が送付され、関税庁が認める方法により是正措置が講ぜられるまで、この規定に基づく証明書を取り消すことができる。

(B) 罰則通知書の内容

(A)により発行される罰則通知書は、次の事項を記載しなければならない。

(i) 当該記録保管者は、記録保管要件に違反した状況

(ii) 要求された記録又は情報の内容

(iii) 今後要求のあった記録又は情報を提出しない場合には、当該記録保管者は制裁金に

処せられることとなる旨の警告

(C) 罰則通知書に対する対応

記録保管者は、(A)に基づく罰則通知書を受領後、妥当な期間内に関税庁に対して、当該違反の再発を防止するために講じた措置を通知しなければならない。

(D) 規則

財務長官は、このパラグラフの規定を実施するための規則を制定しなければならない。当該規則にはその要求された情報の提出期限を明記することができ、このパラグラフの適用において、繰り返された違反の定義を規定することができる。記録保管義務に関連した違反に係る罰則は、輸入の総件数と対比した義務の履行状況、要求された記録の性質及び当該記録保管者の協力状況を勘案しなければならない。

第 510 条 司法上の強制

(a) 裁判所の命令

第 509 条により召喚された者が当該召喚に応じなかった場合、合衆国地方裁判所は、当該者がいかなる地区において発見され、若しくは居住し、又は業務を行っているかにかかわらず、当該者に対して法律の適用が決定され次第、通知及び聴取を行った後、当該者に対して召喚に応じる旨の命令書を発行する権限を有する。当該裁判所の命令に従わないときは、法廷侮辱罪として当該裁判所により処罰され、当該裁判所は制裁金を科すことができる。

(b) 制裁

(1) いずれかの者が第 509 条の規定により合法的な召喚命令を無視又は拒否し、裁判所の命令を拒否したことにより、侮辱罪として有罪の判決が下された後、引続き侮辱行為を行った場合、財務長官は、次の措置を講じることができる。

(A) 当該者が直接的、間接的又は同人の利益のために合衆国の関税領域に商品を輸入することを禁止すること

(B) 権限を有する税関職員に対して、直接的、間接的又は同人の利益のために当該者が輸入した商品の引取りを差し止めるよう指示すること

(2) いずれかの者が(1)(B)により財務長官が指示書を発行した日から 1 年を経過した後、当該侮辱行為を続けている場合、権限のある税関職員は、当該指示に基づき税関の監督下にあるすべての商品を公売又は関税法に基づきその他の方法により処分することができる。

(3) (1)及び(2)により科せられる制裁は、法廷侮辱罪により科せられる罰則のほかにも科せられる。

第 512 条 関税受領書の預託

未確定の関税又は課せられた関税率若しくは関税額に対する異議申立中に納付された関税に係る税関職員に対して支払われた金銭は、合衆国の国庫に歳入金として供託されなければならない。関税の確定又は支払われた金銭について法的に課し、徴収すべき関税率若しくは関税額に関する訴訟の結果待ちのために税関職員が保留してはならない。

第 513 条 税関職員の免責特権

税関職員は、次の事項についていかなる者に対しても一切の債務を負わない。

(1) 輸入品の評価若しくは分類又は当該商品に対する関税、手数料及び租税に関するあらゆる規則又は決定

(2) 輸入品に係る賦課金、費用、関税、手数料及び租税の徴収

(3) いずれかの者がこの法律に基づき異議申立て又は税関職員の決定に対して申立を行う権利を有するその他の事項

第 514 条 関税庁の決定に対する異議申立て

(a) 決定の最終性

(b)、第 501 条（自発的再清算に関する規定）、第 516 条（国内の利害関係者による請願に関する規定）及び第 520 条（還付及び誤りに関する規定）に規定する場合を除き、関税庁による決定は、関税庁が行った次に掲げる事項の命令及び決定事項の法的有効性を含め、すべての者（合衆国政府及びそのあらゆる職員を含む。）に対して最終的かつ確定的なものとする。ただし、この条に基づき異議申立書が提出された場合、又は異議申立ての却下に対する争いに係る民事訴

訟が、その全部若しくは一部を問わず、合衆国法典第 28 編第 2636 条に規定する期間内において、同編第 169 章の規定により合衆国国際貿易裁判所において開始された場合はこの限りではない。

- (1) 商品の評価額
- (2) 課税される関税の分類、税率及び税額
- (3) 財務長官の権限内におけるすべての種類の賦課金又は強制取立金
- (4) 関税法の規定に基づく商品のエントリー若しくは引渡しの除外、又は税関の管理のための再引渡の要求。ただし、第 337 条により請願が認められる決定を除く。
- (5) エントリーの清算若しくは再清算又はこれらに係る調停若しくは修正
- (6) 払戻請求に対する支払いの拒絶
- (7) 第 520 条(c)又は(d)に基づくエントリーの再清算の拒否

合衆国国際貿易裁判所の判決若しくは命令が最終的なものとなった場合には、同裁判所に提出された書類は、それに従い実施される関税庁に対する判決若しくは命令の写しとともに返却されなければならない。

- (b) 第 516A 条により再審査することができる第 303 条(ウルグアイラウンド協定法第 II 編の施行前に効力を有していたもの)又は第 IV 編の決定に関する関税庁の決定はすべての者(合衆国政府及びそのあらゆる職員を含む。)に対して最終的かつ確定的なものとする。ただし、第 516A 条に規定する決定を争う民事訴訟が合衆国国際貿易裁判所において開始され、又は 516A 条(g)(2)が適用される決定の二国間の再審査が第 516A 条(g)により開始された場合はこの限りではない。

(c) 異議申立て

(1) 総則

(a)に基づく決定に対する異議申立ては、財務長官が定める規則により書面又は電子データ交換システムによる電子送信により行わなければならない。異議申立ては、次の事項を明確、かつ、具体的に明記しなければならない。

- (A) (a)に規定する異議申立てが行われる各決定
- (B) (1)に規定する決定により影響を及ぼす商品の種類
- (C) 異議の性質及びその理由
- (D) 規則により財務長官が求めるその他の事項

商品のエントリーにつき 1 件のみの異議申立てを行うことができる。ただし、当該エントリーが異なるカテゴリーの商品を対象としている場合には、個々のカテゴリーについて個別の異議申立てを行うことができる。商品のいずれか一つのカテゴリー又は合衆国メキシコカナダ協定実施法第 202 条に基づく原産地の決定について、それが異議申立ての主題である場合には、権限を有する異なる者により行われた個別の異議申立ては、1 件の異議申立ての一部とみなされる。(a)に規定する決定に係る原異議申立ての主題ではない異議を申し立てる異議申立ては、財務長官が定める規則により改訂することができる。この場合、この条に基づき提出されていたはずの異議申立ての有効期限の満了前に随時、その定められた異議申立書の形式と方法に従い改訂する。有効な異議申立書又はその改訂書により提起された異議申立てを裏付ける新しい根拠は、第 515 条に基づく異議申立ての処理前においては随時、同条により当該異議申立ての再審査に関連して配慮を求めるために提出することができる。

- (2) 第 485 条(d)及び第 557 条(b)に規定する者を除き、次の者は、(a)に規定より決定された商品に関して、異議申立てを行うことができる。

- (A) 当該通関書類に記載された輸入者若しくは委託引受人又はこれらの者の保証人
- (B) 賦課金又は強制取立金の支払人
- (C) 通関又は引渡しを求める者
- (D) 関税払戻請求書の提出者
- (E) 合衆国メキシコカナダ協定実施法第 202 条に基づく原産地の決定に関し、当該商品に係る USMACA 原産地証明書(第 508 条で定義するものをいう。)を作成、署名した輸出者又は生産者である場合には、当該決定が行われた当該商品の輸出者又は生産者
- (F) (A)から(E)に規定する者の権限を有する代理人

- (3) (a)に規定する決定、命令又は判決に対する異議申立ては、次に掲げる日から 90 日以内に関税庁に対して行わなければならない。

- (A) 清算又は再清算の通知した日

(B) (A)が適用されない状況にあるときは、異議申立てが行われた決定の日保証人が差し入れた保証状に基づき支払いを行うべしとの通知書に対してこれを法律上異議とする保証人は、当該通知書の郵送日から 90 日以内に異議申立てを行わなければならない。他の当事者が時期を逸することなく異議申立てを行っていない場合には、当該保証人はその異議申立てにおいて、このサブセクションに明記された通り、他の権限を有する者が異議申立てを行う期限を延期すべく、共謀により当該申立てを行わない旨を証明しなければならない。

(d) 再清算の異議申立てに対する制限

エントリーの再清算は、当該エントリーを解決するものではないので、当該再清算に関係のない問題に関する関税庁の決定に対する異議申立ては受理される。

(e) ある種の決定に関する事前通知

(f)に規定する場合を除き、(c)(2)(E)に規定する輸出業者又は生産業者は、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 202 条に基づく原産地に関する不利な決定について事前通知を受けなければならない。財務長官は、規則により当該事前通知を行う期間を設定し、関税庁に対して輸出業者又は生産業者がこの条に基づく権利を行使できるよう、当該通知書に通関番号及び必要と考えるその他のエントリー情報を含めることを認めることができる。

(f) 国土安全保障省税関国境取締局又は入国管理税関執行局は、輸入者、輸出者又は生産者が商品を合衆国メキシコカナダ協定実施法第 202 条に規定する原産地規則に基づく適格貨物である虚偽又は根拠のない意思表示を行うおそれがあることを発見したときは、財務長官が制定した規則により当該輸入者、輸出者又は生産者による意思表示の対象である「商品と同一の商品のエントリーに関し、当該者が税関国境取締局又は入国管理税関執行局が認める方法で、当該者が行う意思表示が同第 202 条の規則に従って行われていることを明示するまで、USMCA（同法第 3 条で定義するものをいう。）に基づく優遇的措置を行うことを拒否することができる。

(g) 合衆国チリ自由貿易協定に基づく優遇措置の停止

税関国境取締局又は入国管理税関執行局は、輸入者が商品を合衆国チリ自由貿易協定実施法第 202 条に規定する原産地規則に基づく適格貨物である虚偽又は根拠のない意思表示を行うおそれがあることを発見したときは、財務長官が制定した規則によりその者が輸入した商品と同一の商品のエントリーに関し、当該者が税関国境取締局又は入国管理税関執行局が認める方法で、当該者が行う意思表示が同第 202 条の規則に従って行われていることを明示するまで、合衆国チリ自由貿易協定に基づく優遇的措置を行うことを拒否することができる。

第 515 条 異議申立ての再審査

(a) 行政の再審査及び決定の修正

(b)に基づき異議申立ての早期処理が要望されない限り、権限を有する税関職員は、第 514 条により異議申立てが行われた日から 2 年以内に検討し、当該異議申立ての全部又は一部を認めるか否かを決定しなければならない。過大に評価若しくは徴収された関税、手数料若しくは強制取立金は、免除又は還付され、正当と認められる払戻金は支払わなければならない。第 514 条に基づく異議申立てを行うことのできる期限内に行った異議申立者の要請があった場合、当該異議申立ては、財務長官が規則により定める状況、様式及び方法により他の権限を有する税関職員が再審査を行うことができる。ただし、このサブセクションの第 1 センテンスに規定する 2 年の制限期間内に行わなければならない。再審査の申立てが受理されてから 30 日以内に権限を有する税関職員は、申立てを許容するか却下しなければならない。許容の場合、異議申立ては再審査を行う税関職員へ送付されるものとする。異議申立ての却下通知書は、財務長官が定めた様式及び方法により郵送しなければならない。当該通知書は、その却下の理由の説明及び当該異議申立者に対し、第 514 条に基づく異議申立ての却下を争う民事訴訟を提起する権利を有する者である旨の説明を含めなければならない。

(b) 異議申立ての早期処理の要望

第 514 条により提出された異議申立ての早期処理の要望書は、当該異議申立ての提出と同時にまたはその後のいつでも、権限を有する税関職員に対して内容証明郵便又は書留郵便により郵送することができる。合衆国法典第 28 編第 1581 条の適用において税関国境取締、早期処理の要望書の内容証明郵便又は書留郵便により郵送した日より 30 日以内に、その全部又は一部についての承認又は却下の決定がなされていない異議申立ては、当該要望書が郵送された日から 30

日後に却下されたものとみなす。

- (c) 異議申立者は、再審査申請が誤り若しくは不当に棄却され、又は然るべき権限もなく却下されたと考える場合は、再審査申請書の却下を取り消す要望書を税関国境取締局長官に提出することができる。当該要望書は、却下の通知があった日から 60 日以内に提出しなければならない。関税国境取締局長官は、当該要望書を再審査することができ、並びに再審査申請が却下された時の関税庁の情報に基づく場合は、再審査申請を取消し及び異議申立てを却下することができる。関税庁長官が要望された日から 60 日以内に対応しなかった場合、当該要望は、却下されたものとみなす。異議申立てのあらゆる却下は、合衆国法典第 28 編第 2636 条の適用において、当初の却下の日から発効する。異議申立て又は再審査申請により国際貿易裁判所が対応を開始したときは、当該異議申立て又は申請に関する行政上の措置はすべて終了しなければならない、当該措置の開始後にとられた行政的措置はすべて無効となる。
- (d) 異議申立が時期を逸することなく適切に提出されたにもかかわらず、適切な指示のないままに却下された場合、関税庁は、その職権により、又は異議申立てが却下された日以後 90 日以内に権限を有する港税関長に提出した異議申立者の要求に基づき、当該異議申立ての却下を無効とすることができる。

第 516 条 国内の利害関係者による申請

(a) 関税分類及び関税率の要請；申請

(1) 財務長官は、利害関係者からの書面による要請に基づき、当該利害関係者により製造、生産若しくは卸売された品目又は種類の指定された輸入品の分類及び関税率を決定しなければならない。当該利害関係者がその評価額、分類又は関税率が正しくないと認めるときは、財務長官に対し次の事項を記載した申請書を提出することができる。

- (A) 商品の明細
- (B) 適切と認める評価額、分類又は関税率
- (C) その理由

(2) この条において用いられる「利害関係者」とは、指定された輸入品と同一の品目又は種類の物品の次に掲げる者をいう。当該用語には、加盟者の大部分が(A)、(B)又は(C)に掲げる者による団体を含む。

- (A) 合衆国国内における製造業者、生産業者又は卸売業者
- (B) 合衆国内において製造、生産若しくは卸売に従事する業界の代表的な公認の組合又は一般に認められた組合又は労働者のグループ
- (C) 合衆国における製造業者、生産業者若しくは卸売業者である商社又は会社

(3) 第 771 条(4)(E)により指定された輸入品と同一の品目又は種類の農産物加工品を生産する業界の一部であると考えられる未加工の農産物の生産業者は、この条の適用において、当該農産物加工品を生産する利害関係者としてみなす。

(b) 申請の決定

財務長官は、当該利害関係者により提出された申請書を受領し、検討した結果、評価額、品目又は関税率が不相当と認めるときは、適切な評価額、品目又は関税率を決定し、当該決定を当該申請者に対して通知しなければならない。当該申請者への通知が税関週報に掲載された日から 30 日以上経過した後、消費用にエントリーされた商品又は消費用に倉庫から引き取られた商品は、財務長官の決定に従って評価、分類又は関税率について査定されなければならない。

(c) 決定された価格、分類又は関税率の申請の異議

財務長官は、(a)により提出された申請書に関する評価額、分類又は関税率が適切と認めるときは、申請者に対して通知しなければならない。当該申請者は、財務長官の決定について不満があるときは、通知の日から 30 日以内に評価額、分類又は関税率について異論がある旨を通知することができる。当該申請者からの通知を受領次第、財務長官は、適切な評価額、分類又は関税率に関する決定及びその申請者の争いたいとする希望を公表させ、並びに申請者に対し、その申請者が指定した港におけるエントリーの清算を得た商品に対して行われた評価額、分類又は関税率に関して論争できるよう、また、財務長官の決定の発表が行われた後エントリーされた商品の通関（この場合、その申請者が論争することを希望する旨の通知書に指定された開港をいう。）及び委託引受人に関する情報を通知しなければならない。財務長官は、当該港の権限の有する税関職員に対し、当該エントリーの最初の清算が行われた年月日とその申請者に対

して直ちに通知するよう指示しなければならない。

- (d) 合衆国法典第 28 編第 169 章に基づく行動の申立にかかわらず、財務長官が発表した決定の対象となる性質の商品（合衆国国際貿易裁判所又は連邦巡回区控訴裁判所の決定を発表した日又はその日以前に財務長官の決定の発表とは相矛盾する形で、消費のためにエントリーされ、若しくは消費のために保税倉庫から倉出しされたとき）は、評価若しくは分類され、又はその両方が行われた上で、財務長官の決定に従って清算されなければならない。この法律に別段の規定がある場合を除き、これらのエントリーの最終的清算は、すべての当事者に対し終局的なものでなければならない。
- (e) 委託引受人又はその代理人は、合衆国国際貿易裁判所に利害関係者として出頭し、聴聞を受ける権利を有する。
- (f) 訴訟原因が、合衆国国際貿易裁判所又は連邦巡回区控訴裁判所の決定により、その全部又は一部が正当なものとして認められた場合には、財務長官が発表した決定の対象となる性質の合衆国官報に財務長官又は行政当局が裁判所の決定通知を発表した日以降、消費費用としてエントリーされ、又は消費費用として倉出しされた商品は、当該裁判における最終的な司法決定に基づく評価、分類及び関税の査定に従い、エントリーは清算され、又は必要な場合はその最終決定に基づいて再清算されなければならない。当該裁判所の決定の通知は、その裁判所の決定が行われた日から 10 日以内に発表されなければならない。
- (g) この条に基づき必要な手続を実施するため、財務長官は規則を定めるなければならない。

第 516A 条 相殺関税及びアンチダンピング関税の手続の司法審査

(a) 決定事項の再審査

(1) 決定事項の再審査

次の決定が官報に公告された日から 30 日以内に、その発生した問題にかかる手続の当事者である利害関係者は、合衆国国際貿易裁判所に、同裁判所の定める規則に基づく内容ならびに様式、方式及び形式による召喚状及び告訴状であって、当該決定の基礎となった事実認定又は法的結論を争うものを同時に提出することにより訴訟を提起することができる。

- (A) 第 702 条(c)又は第 732 条(c)に基づく行政当局による調査を開始しないとの決定
- (B) 第 751 条(b)に基づく委員会による、状況の変化に基づき決定を見直さないとの決定
- (C) 実質的な損害、実質的な損害のおそれ又は実質的な妨げの合理的な兆候の有無に関する第 703 条(a)又は第 733 条(a)に基づく委員会による否定的決定
- (D) 第 751 条(c)(3)に基づく行政当局又は委員会の最終決定

(2) 記録された決定の再審査

(A) 総則

次の日から 30 日以内に、その発生した問題にかかる手続の当事者である利害関係者は、合衆国国際貿易裁判所に、同裁判所の定める規則に基づく内容ならびに様式、方式及び形式による召喚状を提出し、その後 30 日以内に当該決定の基礎となった事実認定又は法的結論を争う告訴状を提出することにより訴訟を提起することができる。

(i) 官報に次の事項が公告された日

- (I) (B) (ii)、(iii)、(iv)、(v)又は(vi)に規定する決定の告示
- (II) (B)(i)に規定する決定に基づくアンチダンピング関税又は相殺関税命令
- (III) (B) (vii)に規定する決定の実施の告示

(ii) (B) (vi)に規定する決定の郵送日

(B) 再審査可能な決定事項

(A)に基づき争うことのできる決定は次の通りとする。

- (i) 第 705 条又は第 735 条に基づく行政当局又は委員会による肯定的最終決定 ((ii)に規定する部分を除き、当該決定の否定的部分を含む)。
- (ii) 第 705 条又は第 735 条に基づく行政当局又は委員会による否定的最終決定 (提訴者の選択により、特定の会社又は製品を除く肯定的最終決定の特定部分を含む)。
- (iii) (1)に基づき再審査可能な決定以外の、第 751 条に基づく行政当局又は委員会による最終決定
- (iv) アンチダンピング関税調査又は相殺関税調査を一時停止する第 704 条又は第 734 条に基づく行政当局による決定 (ダンピングマージンの規模又は計算された正味相殺可能

な補助金の規模を変更する継続的調査又は当該一時停止協定が締結された時点における、かかる計算の基礎となる理由に基づき行われた何らかの最終決定を含む)。

(v) 第 704 条(h)又は第 734 条(h)に基づく委員会による、有害な効果についての決定

(vi) 特定の種類の貨物が、ダンピング認定又はアンチダンピング関税若しくは相殺関税命令中の貨物の種目又は種類の範囲内に入るか否かに関する行政当局による決定

(vii) 第VII編の決定に関連して、ウルグアイラウンド協定法第 129 条に基づき行政当局又は委員会によって行われた決定

(viii) 第 753 条(a)(1)に基づく委員会の決定

(3) 例外事項

(2)(A)(i)(II)により課せられた制限事項にかかわらず第 705 条又は第 735 条に基く行政当局による肯定的最終決定事項に対しては、第 705 条又は第 735 条に基く委員会による否定的最終決定の官報による公告後 30 日以内に(2)(A)の規定に基づき、訴訟を提起して争うことができる。

(4) 手続及び手数料

合衆国法典第 28 編第 169 章に定められた手続及び費用は、この条に基づき訴訟に使用される。

(5) 自由貿易地域国からの貨物についての事案の期限

このサブセクションの何らかの別段に規定にかかわらず、(g)の規定が適用される何らかの決定の場合、このサブセクションに基づく訴訟は次の各サブパラグラフのいずれかが適用される日までに行うことができないものとし、かつこのサブセクションに基づく訴訟を開始する期限も進行しない。

(A) (1)(B)又は(2)(B)(i)、(ii)又は(iii)に規定する決定については、当該決定が官報に発表後 31 日目の日

(B) (2)(B)(iv)に規定する決定については、当該自由貿易協定国の政府が当該決定通知書を受領後 31 日目の日

(C) (g)(8)に基づき、二国間小委員会が検討を開始した案件の決定については次の日の翌日とする

(i) 二国間小委員会が管轄権の欠如を理由として、その決定の検討を取り止めた日

(ii) (1)、(2)又は(3)に基づく決定の再審査を求める利害関係者がサブセクション(g)(3)(B)に基づく通知書を時機を逸することなく提供した日。

当該利害関係者が、当該二国間小委員会による却下の決定があった後、このサブセクションに基づく召喚状及び告訴状を提出した場合で、かつ、二国間小委員会による却下の決定に関して、特別再審査委員会開催の要求がされた場合は、

(I) このサブセクションに基づく司法面からの検討は、当該要求を同委員会が検討中は一時停止しなければならない。

(II) 特別再審査委員会が、二国間小委員会の却下の決定を取消、又は差し戻した場合、合衆国国際貿易裁判所は、当該訴えを却下しなければならない。

(D) 合衆国国際貿易裁判所による検討が行われる決定については、

(i) (g)(12)(B)に基づき USMCA 第 10.12 条が一時停止された旨の告示が官報に掲載された日の翌日、又は、

(ii) (g)(12)(D)に基づき問題解決の告示が官報に掲載された日の翌日

(E) (2)(B)(vii)に規定する決定については、当該決定の実施の公告が官報に掲載された日の 31 日後

(b) 再審査の基準

(1) 救済措置

裁判所は次に該当すると認められる決定、判定又は結論を違法と判示しなければ、ならない。

(A) (a)(1)(A)、(B)又は(C)に基づき提起された訴訟において、恣意的、気まぐれなもの若しくは裁量権の乱用又はその他法に準拠していないもの

(B)(i) (a)(2)に基づき提訴された訴訟において、記録されている実質的証拠によって支持されていないもの又はがなく、又はその他法に準拠していないもの

(ii) (a)(1)(D)に基づき執られた措置で、恣意的、気まぐれなもの若しくは裁量権の乱用又

はその他法に準拠していないもの

(2) 審査のための記録

(A) 総則

このサブセクションの適用において、当事者が別に規定する場合を除き、当該記録は次のものによりなるものとする。

- (i) 当該行政上の訴訟手続の期間中において、長官、行政当局又は委員会に提出され、又はこれらのものが取得した一切の情報の写。これらには当該訴訟事件に関する一切の政府のメモ類及び第 777 条(a)(3)により保管するよう求められている一方的な会議の記録を含む。
- (ii) 決定、会議又は公聴会のすべての謄本又は記録及び官報に掲載されたすべての告示の写し。

(B) 機密資料又は特権的資料

あらゆる書類、論評又は情報に含まれた機密事項又は特権的事項はこの条に基づくあらゆる裁判において保持されるべきものとする。上記にかかわらず、裁判所は非公開で機密の資料、又は特権的資料を取り調べ、又は当該資料を裁判所が命ずる条件により開示することができる。

(3) 合衆国カナダ又は USMCA 二国間小委員会による決定の効果

(a)に基づき提訴されたあらゆる訴訟において決定を下すに当たっては、合衆国の裁判所は合衆国カナダ自由貿易協定又は USMCA 第 10.12 条に基づく開催された二国間小委員会又は特別審査委員会の最終決定により拘束されないが、これを勘案することができる。

(c) エントリーの清算

(1) 決定に基づく清算

当該清算が、(2)に基づき裁判所により差止められている場合を除き、(a)に基づき争われている長官、行政当局又は委員会の決定により対象となっている性質の貨物のエントリーは、それらの貨物がその決定と相矛盾することとなる合衆国国際貿易裁判所又は連邦巡回区控訴裁判所の決定の告示が、長官又は行政当局により官報に掲載された日以前に消費用としてエントリーされ、又は保税倉庫より倉出しされたものである場合、長官、行政当局又は委員会の決定に基づき清算されなければならない。裁判所の決定の係る告示は裁判所の決定後 10 日以内に掲載されなければならない。

(2) 差止め命令的救済

(a)(2)に規定する長官、行政当局又は委員会による決定について、利害関係者より、当該救済の要請があり、かつ、要請のあった救済はその状況に基づき行われるべきことが正当に示された場合には、合衆国国際貿易裁判所は、長官、行政当局又は委員会の決定の対象である一部又は全部貨物の清算を差し止めることができる。

(3) 最終処理のための差し戻し

この条に基づき提起された訴訟の最終決定が、長官、行政当局又は委員会の公告した決定と矛盾する場合には、当該案件は、裁判所の最終処理と矛盾することのない処理を行うために、財務長官、行政当局又は同委員会に適宜差し戻されなければならない。

(d) 利害関係者の地位

第 303 条又は第 VII 編に基づく手続の当事者であった利害関係者は、利害関係者として合衆国国際貿易裁判所に出廷し、また聴聞を受ける権利を有する。訴訟を提起した者は、当該裁判所の規則に定められた様式、方式及び形式により、並びに所定の期限内に、この条に基づく訴訟を提起した旨を、当該すべての利害関係者に対し通知しなければならない。

(e) 最終決定に基づく清算

訴訟原因の全部又は一部が合衆国国際貿易裁判所又は連邦巡回区控訴裁判所の決定により正当なものと認められた場合には、次の通関申告は当該訴訟における裁判所の最終決定に従って清算されなければならない。当該裁判所の決定の告示は、その裁判所の決定後 10 日以内に発表されなければならない。

- (1) 発表された長官、行政当局又は同委員会の決定の対象となる性質の貨物で、かつ当該貨物は、長官又は行政当局が裁判所の決定の告示を官報に掲載した日以降に消費用としてエントリーされ、又は消費用として保税倉庫から倉出しされた貨物のエントリー
- (2) エントリーの清算が、(c)(2)の規定に基づき差し止められたエントリー

(f) 定義

この条の適用上、次の用語はそれぞれ次に掲げる意味を有する。

- (1) 行政当局
「行政当局」とは、第 771 条(1)に規定する行政当局をいう。
 - (2) 委員会
「委員会」とは、合衆国国際貿易委員会をいう。
 - (3) 利害関係者
「利害関係者」とは、第 771 条(9)に規定するいずれかの者をいう。
 - (4) 長官
「長官」とは、財務長官をいう。
 - (5) 協定
「協定」とは、米加自由貿易協定をいう。
 - (6) 合衆国事務局長
「合衆国事務局長」とは、次の者をいう。
 - (A) USMCA 第 10. 16 条に規定する合衆国事務局長
 - (B) 協定第 1909 条に規定する合衆国事務局長
 - (7) 当該自由貿易協定事務局長
「当該自由貿易協定事務局長」とは、次に掲げる当該自由貿易協定加盟国の事務局長をいう。
 - (A) USMCA 第 10. 16 条に規定する事務局長
 - (B) 協定第 1909 条第 5 号に規定する事務局長
 - (8) 当該自由貿易協定加盟国
「当該自由貿易協定加盟国」とは、アンチダンピング関税又は相殺関税の手続が関係する自由貿易地域の国をいう。
 - (9) 自由貿易地域国
「自由貿易地域国」とは、次のものをいう。
 - (A) USMCA がカナダに対して有効な期間で、かつ、合衆国がカナダに対して USMCA を適用している期間のカナダ
 - (B) USMCA がメキシコに対して有効な期間で、かつ、合衆国がメキシコに対して USMCA を適用している期間のメキシコ
 - (C) 次の期間のカナダ
 - (i) カナダが(A)に基づく自由貿易地域国でない場合で、かつ、
 - (ii) 協定がカナダに対して有効であり、かつ、合衆国がカナダに対して同協定を適用している場合。
 - (10) USMCA
「USMCA」とは、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定するものをいう。
- (g) 自由貿易地域国の貨物を対象とする相殺関税及びアンチダンピング関税の決定の再審査
- (1) 決定という用語の定義
このパラグラフの適用において、「決定」とは、上記は当該決定が行政当局の定めるところにより、自由貿易地域加盟国の貨物の種目又は種類に関する訴訟手続との関連において行われた場合の次に規定する決定をいう。
 - (A) (a)(1)(B)
 - (B) (a)(2)(B)(i)、(ii)、(iii)又は(vi)
 - (2) 二国間小委員会による決定の特殊な再審査
決定の二国間小委員会による再審査が協定又は USMCA 第 10. 12 条に基づき求められた場合、その後は、(3)及び(4)に規定する場合を除き、
 - (A) 当該決定は、(a)によって見直され得ないものとする。
 - (B) 合衆国のいかなる法廷も、職務執行令状その他の形式で、当該決定の法律問題又は事実問題の再審査を行う権限又は管轄権を有しない。
 - (3) 二国間小委員会による特殊な再審査の例外事項
 - (A) 総則
決定が、次に該当する場合、(a)に基づき再審査することができる。

- (i) 合衆国又は当該自由貿易協定加盟国のいずれもが協定又は USMCA 第 10.12 条に基づく二国間小委員会による検討を求めている決定
 - (ii) 合衆国又は当該自由貿易協定加盟国のいずれもが原決定の再審査を求めている、(a)に基づき開始された司法審査の直接の結果として行われた改定決定
 - (iii) 協定又は USMCA の加盟発効前において、(a)に基づき開始された司法審査の直接の結果として行われた決定
 - (iv) 二国間小委員会が行った決定で、二国間小委員会により再審査することができない決定
 - (v) USMCA 第 10.13 条に基づき二国間小委員会の再審査が終了した決定
 - (vi) USMCA 第 10.13 条に基づき特別審査委員会の再審査が終了した決定
- (B) 特別規則
- (A)(i)又は(iv)に規定する決定は、その再審査の開始を求める者が、当該再審査を開始する意向の通知書を時機を逸することなく次の者に対して送付した場合にのみ、(a)に基づく再審査を行うことができる。
 - (i) 合衆国事務局長及び当該自由貿易協定事務局長、
 - (ii) その提起された問題に係る訴訟手続の当事者であるすべての利害関係者及び、
 - (iii) その場合に依じて、行政当局又は委員会。
- 当該通知書は、当該決定に適用される(a)(5)(A)、(B)に規定する日の 20 日後までにその通知書が送達された場合、時機を逸することなく送付されたものとする。ただし、(8)(A)(iii)に基づき、二国間小委員会による再審査の要求期間が停止されている場合、司法審査を開始する意向である旨の通知書を送付する期間で終了していないものは、当該一時停止措置が行われている間、停止する。当該通知書は、当該行政当局が委員会と協議の上、規則に従い定める内容により、かつ、当該様式、方式及び形式によらなければならない。
- (4) 合憲性問題にかかる特殊な二国間小委員会の再審査の例外
- (A) 二国間小委員会再審査制度の合憲性
協定第 19 章に基づく二国間小委員会紛争処理制度を実施する 1988 年合衆国カナダ自由貿易協定実施法の規定若しくは USMCA 第 10 章二国間小委員会紛争処理制度を実施する合衆国メキシコカナダ協定実施法の規定又はこれらによる改正が憲法に違反するものであるとする根拠に基づく何らかの決定に関する確認判決又は差し止め救済は、当該訴訟の管轄権を有する、コロンビア特別区控訴裁判所のみに対して提訴できる。
 - (B) その他の合憲性問題の再審査
制定され、又は効力を有する合衆国の法に基づいて発生した合憲性問題（(A)が適用される問題を除く。）のみに関する何らかの決定については、その再審査は(a)に基づいて行うことができる。このサブパラグラフに基づく再審査に関するかかる訴訟は、合衆国国際貿易裁判所の 3 名の判事による小委員会が指定されなければならない。
 - (C) 再審査の開始
(a)に規定する期限にかかわらず、二国間小委員会による再審査が完了した旨の告示が官報に掲載後 30 日以内に、その発生した問題にかかる訴訟手続の当事者であるいずれかの利害関係者は、当該裁判所のルールに従って訴訟を提起することにより、(A)又は(B)に基づき、訴訟を開始することができる。
 - (D) 適当な裁判所への訴訟の移送
(A)又は(B)に基づき、いずれかの裁判所に何らかの訴訟が提起された場合において、かつまた当該裁判所が、その訴訟は他の裁判所に提起されるべきであったと考えた場合には、当該訴訟が提起された裁判所は、当該訴訟を他の裁判所に移送しなければならない。当該訴訟はその移管した裁判所に実際に提起された日に、その移管を受けた裁判所において提起されたのと同様に、訴訟手続がおこなわれなければならない。
 - (E) 不真面目な申立て
不真面目な(A)又は(B)に基づく申立ては却下され、かつ、合衆国法典第 28 編第 1927 条及び連邦民事訴訟規則により制裁に服しなければならない。
 - (F) 担保
 - (i) (A)に係る訴訟
連邦民事訴訟規則ルール 65(c)の担保要件は、(A)に基づき開始された訴訟に関して適

用する。

(ii) (B)に関する訴訟

当該再審査を求める者が、まず裁判所が当該命令又は差し止めを軽率に、又は誤って発したことにより、いずれかのものが被るあらゆる損失、経費又は損害を補償するに足る十分なるものとして裁判所が定める金額の担保を添えて合意書を提出する場合を除き、(B)に基づいて開始された何らかの訴訟に基づく請求は一切受理されず、また一時的制限命令又は一時的な又は恒久的差し止め命令も下されない。裁判所が当該訴訟にかかる問題の決定の合憲性を支持する場合には、その裁判所は、その勝訴側の当事者に対し、そのものが負担した費用、経費ならびにあらゆるコストを与えなければならない。ただし、裁判所がその相手方の当事者の立場が十分に正当なるものと判断し、又は特殊な事情のために上記の決定が不当であると判断した場合はこの限りではない。

(G) 小委員会の記録

二国間小委員会における訴訟手続の記録は、(A)又は(B)に基づく再審査の記録の一部とはみなさない。

(H) (A)の訴訟において下された裁判所の命令についての最高裁への上告

法律の他の規定にかかわらず、(A)に基づき提訴された訴訟について、コロンビア特別区控訴裁判所が下した最終判決はいずれも、合衆国最高裁判所に上告により再審査されることができる。当該上告は、当該命令が発効後 10 日以内に提出された上告状により行われ、上告趣意書は、当該命令が発効後、30 日以内に提出しなければならない。(A)に基づき提訴された訴訟に関して下されたいかなる命令も最高裁判所の 1 裁判官により中止されない。

(5) エントリーの清算

(A) 申請

協定又は USMCA 第 10.12 条に基づき二国間小委員会の再審査が求められた何らかの決定の場合には、(c)の規定にかかわらず、このパラグラフに規定する規則が適用される。

(B) 一般的規定

協定又は USMCA 第 10.12 条の規定に基づき、二国間小委員会の再審査が求められた何らかの決定の場合には、当該決定の対象となる貨物の通関申告は、当該行政当局又は委員会の決定に基づき清算されなければならない。ただしこの場合、当該決定とは相矛盾する二国間小委員会又は特別審査委員会の最終決定の告示が、行政当局により官報に掲載された日以前に当該貨物が消費用としてエントリーされ、又は消費用として保税倉庫から倉出しされた場合に限るものとする。かかる決定の告示は、同小委員会又は委員会の決定後 10 日以内に発表されなければならない。

(C) 清算の一時停止

(i) 総則

(B)の規定にかかわらず、協定又は USMCA 第 10.12 条の規定に基づき二国間小委員会の再審査が求められた、(a)(2)(B)(iii)又は(vi)に規定する決定の場合には、当該行政当局は、その発生した問題にかかる訴訟手続の当事者であり、また当該二国間小委員会の参加者である。本訴訟手続の利害関係者からの要請により、その再審査の最終処理待ちとなっている、当該再審査に当該決定の対象となる貨物のこれらの通関の清算を引き続き差し止めるよう命じなければならない。

(ii) 通知

当該利害関係者が(i)に基づき要求を行うと同時に、その利害関係者は、その要求書の写しを合衆国事務局長、当該自由貿易協定事務局長及びその発生した問題にかかる訴訟手続の関係者であるすべての利害関係者に対して送達しなければならない。

(iii) 一時停止の適用

(i)に基づき清算の一時停止を引き続き求めている利害関係者が、外国の製造業者、生産業者又は輸出業者又は合衆国の輸入業者である場合、その清算の継続的一時停止は、かかる製造業者、生産業者、輸出業者又は輸入業者により製造され、生産され、輸出され、又は輸入された貨物のエントリーに対してのみ適用される。(i)に基づき清算の一時停止を引き続き求めている利害関係者が、第 771 条(9)(C)、(D)、(E)又は(F)に規定する利害関係者である場合には、その清算の継続的一時停止は協定又は USMCA 第 10 章に基づき開催された二国間小委員会の決定により影響を受けるエントリーに対してのみ適用さ

れる。

(iv) 司法審査

このパラグラフに基づき行政当局又は合衆国関税庁によりとられたいかなる措置も司法審査の対象とはならないものとし、合衆国のいかなる法廷も、職務執行令状その他の形式で、当該決定の法律問題又は事実問題の再審査を行う権限又は管轄権を有しない。

(6) 差し止め命令による救済

(4)(B)に基づく事案を除き、協定第 1904 条又は USMCA 第 10.12 条に基づき、二国間小委員会の再審査が求められる、何らかの決定には、(c)(2)の規定は適用しない。

(7) 協定第 1904 条又は USMCA 第 10.12 条に基づく国際的義務の励行

(A) 差し戻しに対する対応措置

協定第 1904 条又は USMCA 第 10.12 条に基づき、何らかの決定が二国間小委員会又は特別審査委員会に付託された場合において、又は同小委員会又は同特別委員会がその決定を当該行政当局又は委員会に差し戻す決定をした場合、その行政当局又は委員会はその小委員会又はその特別委員会により定められた期間内にその小委員会又はその特別委員会の決定に矛盾しない措置を講じなければならない。その行政当局又は委員会の講ずる措置は司法審査の対象とならないものとし、合衆国のいかなる法廷も、職務執行令状その他の形式で、当該決定の法律問題又は事実問題の再審査を行う権限又は管轄権を有しない。

(B) (A)が憲法違反とされた場合の適用

(A)の規定が(4)(A)及び(H)の規定に照らして憲法違反であるとされた場合には、このパラグラフの規定は有効となるべきものとする。この場合、大統領は合衆国のために、当該決定を二国間小委員会又はその特別審査委員会の定める期間内に、当該行政当局又は委員会に差し戻すという同小委員会又は同特別委員会の決定すべてを受諾する権限を有する。大統領が当該決定を受け入れたとき、当該行政当局又は委員会は小委員会又は特別委員会により定められた期間内に、かかる決定に矛盾しない措置を講じなければならない。大統領、当該行政当局又は委員会によりとられたいかなる措置も司法審査の対象とはならないものとし、合衆国のいかなる法廷も、職務執行令状その他の形式で、当該決定の法律問題又は事実問題の再審査を行う権限又は管轄権を有しない。

(8) 二国間小委員会による再審査の要求

(A) 利害関係者が二国間小委員会による再審査を求める場合

(i) 一般的規定

決定が行われた手続の当事者である利害関係者は、当該決定に適用される(a)(5)(A)、(B)又は(E)に規定する日の後 30 日以内に、合衆国事務総長に対し要求書を提出することにより、当該決定の二国間小委員会による再審査を要求することができる。合衆国事務総長の当該要求書の受領は、協定第 1904 条第 4 号又は USMCA 第 10.12 条に規定する二国間小委員会の再審査の要求とみなす。当該通知書は、当該行政当局が委員会と協議の上、規則に従い定める情報を含み、かつ、当該様式、方式及び形式によらなければならない。

(ii) USMCA に基づく二国間小委員会の再審査の要求停止期間

(i)の規定にかかわらず、二国間小委員会の再審査の要求が認められる期間は、USMCA 第 10.12 条に基づいて行われる二国間小委員会の再審査中止命令の有効期間中、停止される。

(B) 二国間小委員会の再審査要求書の送達

(i) 利害関係者による送達

(A)に基づき、何らかの決定の二国間小委員会による再審査の要求書が提出された場合には、当該要求を行った者は、その写しを郵便により、又は手交により、その発生した問題にかかる手続の当事者であったその他の利害関係者及び、その場合に応じて当該行政当局又は委員会に対し送達しなければならない。

(ii) 合衆国事務総長による送達

手続のいずれかの利害関係者が、当該自由貿易協定事務総長に対して要求書を提出して、決定の二国間小委員会による再審査を要求した場合、合衆国事務総長は当該要求書の写しを郵送により、その発生した問題にかかる手続の当事者であったその他の利害関係者及び、その場合に応じて、当該行政当局又は委員会に対し当該写しを送達しなければならない。

- (C) 二国間小委員会による再審査要求の限界
- (A)に基づく利害関係者による要求がない場合には、合衆国は協定第 1904 条又は USMCA 第 10.12 条に基づく何らかの決定の二国間小委員会による再審査の要求を行うことを要しない。
- (9) 小委員会手続への出席
- 協定第 19 章又は USMCA 第 10 章に基づき開催される二国間小委員会による手続の場合には、当該行政当局及び委員会は、その行政当局又は委員会の職員である代理人を出席させなければならない。その発生した問題にかかる手続の当事者であった利害関係者は、当該二国間小委員会に弁護士を出席させ、代理させる権利を有する。
- (10) 種目又は種類の決定の通知
- 決定が(a)(2)(B)(vi)に規定するものであり、かつ、(2)に従うものである場合、当該行政当局は要求あり次第、いずれかの利害関係者に対して、協定第 1904 条第 4 号又は USMCA 第 10.12 条に基づく決定の通知書を当該自由貿易協定加盟国の政府が受領した日を通知すべきものと
- (11) USMCA 第 10.12 条の一時停止措置の一時停止及び終了
- (A) 第 1904 条の一時停止
- USMCA 第 10.13 条により設置された特別委員会が何らかの肯定的決定を行ったときは、通商代表は USMCA 第 10.13 条に従い、USMCA 第 10.12 条の運用を一時停止することができる。
- (B) 一時停止措置の終了
- 特別委員会が再開され、USMCA 第 10.13 条に規定する何らかの肯定的決定を行った場合には、USMCA 第 10.12 条の運用の一時停止措置は終了しなければならない。
- (12) USMCA に基づく二国間小委員会又は特別審査委員会による再審査の終了の場合の司法審査
- (A) USMCA 第 10.12 条の一時停止及び終了
- (i) 一時停止の告知
- USMCA 第 10.12 条の運用が、USMCA 第 10.13 条に基づき一時停止された旨の通知が通商代表又は(f)(9)(A)又は(B)に規定する国の政府により行われ次第、合衆国事務総長は官報に USMCA 第 10.12 条の一時停止措置の告示を掲載しなければならない。
- (ii) 一時停止の終了の告知
- USMCA 第 10.12 条の運用が、USMCA 第 10.13 条に基づき終了された旨の通知が通商代表又は(f)(9)(A)又は(B)に規定する国の政府により行われ次第、合衆国事務総長は官報に USMCA 第 10.12 条の終了の告示を掲載しなければならない。
- (B) USMCA 第 10.12 条の一時停止措置に基づく司法審査にかかる最終決定の移管
- USMCA 第 10.12 条の運用が、USMCA 第 10.13 条に基づき一時停止された場合には、
- (i) (C)に規定する認められた者による要求あり次第、二国間小委員会による再審査又は特別審査委員会による再審査の対象である最終決定は、(a)に基づく再審査を行うために、裁判所により定められる規則に従い合衆国国際貿易裁判所に移送されなければならない。又は、
- (ii) 次の場合、二国間小委員会による再審査の完了後 60 日以内に行われ(C)に規定する認められた者による要求があったときは、二国間小委員会による再審査の主題であった最終決定は、(a)に基づく再審査を行うために、裁判所が定める規則に従い、合衆国国際貿易裁判所に移送されなければならない。すなわち、
- (I) 二国間小委員会による再審査がその一時停止措置の実施日前 30 日以内に完了し、かつ、
- (II) 特別審査委員会による再審査が未だ要求されていない場合。
- (C) 司法審査を行うために最終決定を移送するよう要求することを認められた者
- (B)に基づき最終決定を国際貿易裁判所に移管すべしとする要求は次に掲げる者により行われることができる。
- (i) 合衆国が SMCA 第 10.13 条に基づき事実の陳述を行った場合で、かつ USMCA 第 10.12 条の運用が USMCA 第 10.13 条に基づき一時停止されたときは、
- (I) (f)(9)(A)又は(B)に規定する関係国の政府、
- (II) 二国間小委員会又は特別審査委員会による再審査の当事者であった利害関係者、又は、

- (III) その要求された同小委員会による再審査に関連する、当該手続の当事者であった利害関係者（同小委員会による再審査会議に出席する旨の通知書の提出期限が到来していない者に限る。）
- (ii) (f)(10)(A)又は(B)に規定する国が、SMCA 第 10.13 条に基づき事実の陳述を行った場合で、かつ USMCA 第 10.12 条の運用が USMCA 第 10.13 条に基づき一時停止された場合には、
 - (I) 当該国の政府、
 - (II) 当該国の国民で、かつ二国間小委員会又は特別審査委員会による再審査の当事者であった利害関係者
 - (III) その要求された同小委員会による再審査に関連する、当該手続の当事者であった利害関係者（同小委員会による再審査会議に出席する旨の通知書の提出期限が到来していない者に限る。）
- (D) 問題が解決され次第行う司法審査のための移管
 - (i) 通商代表が USMCA 第 10.13 条の規定により(f)(9)(A)又は(B)に規定するいずれかの国の政府と問題を解決した場合には、かつまた司法審査を行うことがかかる問題解決の1つの条件となっている場合には、二国間小委員会による再審査又は特別審査委員会による再審査の主題である最終決定は、(ii)に規定する要求あり次第、(a)に基づく再審査を行うため、裁判所が定める規則に従い、合衆国国際貿易裁判所に移管されなければならない。
 - (ii) (i)に規定する要求は次の者により行われるものとする。
 - (I) (i)に規定する国、
 - (II) 二国間小委員会又は特別審査委員会の再審査にかかる利害関係者、又は、
 - (III) その要求された同小委員会による再審査に関連する、当該手続の当事者であった利害関係者（同小委員会による再審査会議に出席する旨の通知書の提出期限が到来していない者に限る。）

第 517 条 相殺関税及びアンチダンピング関税命令の回避に関する主張の調査手続

(a) 定義

この条の適用上、次の用語はそれぞれ次に掲げる意味を有する。

- (1) 行政当局

「行政当局」とは、第 771 条(1)に規定する行政当局をいう。
- (2) 局長

「局長」とは、合衆国税関国境取締局長をいう。
- (3) 対象商品

「対象商品」とは、次の対象である商品をいう。

 - (A) 第 736 条に基づくアンチダンピング関税命令
 - (B) 第 706 条に基づく相殺関税
- (4) 申告

「申告」とは合衆国関税領域への消費のための申告又は保税倉庫からの引取りの申告をいう。
- (5) 回避
 - (A) 一般

(B)に規定する場合を除き、「回避」とは、文書若しくは電子的に送信されたデータ若しくは情報、書面若しくは口頭による陳述、又は重大かつ虚偽の行為若しくは重大な脱漏により、対象商品を合衆国関税領域に輸入することであって、その結果、当該商品に関して現金供託若しくはその他の担保又は適用されるアンチダンピング若しくは相殺関税の額が減額され又は適用されないこととなるものをいう。
 - (B) 誤記の除外
 - (i) 一般

(ii)に規定する場合を除き、「回避」には、次の方法による合衆国の関税領域への対象商品の申告は含まない。

 - (I) 文書または電子的に送信されたデータまたは情報、書面または口頭の声明、あるいは誤記の結果として誤っている行為

(II) 誤記から生じる省略。

(ii) 過失行為のパターン

局長は、ある者が (i) (I) 又は(II)にいう誤記により対象商品を合衆国の税関領域への申告したこと及びその誤記がその者の過失行為のパターンの一部であることを決定する場合は、(i) に拘らず、その者がその対象商品を回避により合衆国の税関領域への申告したことを決定することができる。

(iii) 電子的誤信

(ii) の適用において、電子システムによる最初の誤記の単なる非意図的な反復は、過失行為のパターンを構成しない。

(iv) 解釈規則

局長が、ある者が、(i) (I) 又は(II)にいう誤記により、合衆国の税関領域への申告した決定した場合に、対象産品に適用されるすべての義務の支払を回避するものと解してはならない。

(6) 利害関係者

(A) 一般

「利害関係者」とは、次の者をいう。

(i) 対象産品の外国の製造者、生産者、輸出者又は合衆国の輸入者である事業者又はその構成員の過半数が当該商品の生産者、輸出者若しくは輸入者である事業者団体；

(ii) 国産同種の産品の合衆国の製造者、生産者又は卸売業者；

(iii) 合衆国で国産同種の産品の製造、生産又は卸売に携わる産業の代表である労働者の認定された組合又は公認された組合若しくはグループ；

(iv) 会員の過半数が合衆国で国産同種の産品を製造、生産又は卸売りをする業者の事業者団体；

(v) 国内同種製品につき(ii)、(iii)又は(iv)に掲げる利害関係人をその構成員の過半数とする団体；および

(vi) 対象産品が第 771 条(4)(E) に定義される加工農産物である場合は、次のいずれかを代表する連合団体又は事業者団体

(I) 加工業者

(II) 加工業者・生産者

(III) 加工業者・栽培業者

(B) 国内類似製品

(A) の適用上、「国産同種の産品」とは、同種又は対象産品と特徴及び用途が最も類似している製品をいう。

(b) 調査

(1) 一般

局長は、(2)に規定する申立て又は(3)に規定する照会を受領した後 15 業務日以内に、当該申立て又は照会において提供された情報が、対象産品が回避により合衆国の関税領域に入ったことを合理的に示唆すると判断した場合には、調査を開始しなければならない。

(2) 申立て

このパラグラフに規定する申立てとは、ある者が合衆国の関税領域内に、以下のような方法でカバードグッズを不法侵入したという主張である。

(A) 利害関係人により局長に提出される、かつ

(B) 申立てを行った当事者が合理的に入手可能な情報を添付しています。

(3) 照会

このパラグラフに規定する照会とは、ある者が合衆国の関税領域に対象産品を回避により持ち込んだことを合理的に示唆する、商務省又は合衆国国際貿易委員会を含む他の連邦政府機関から局長に提出される情報である。

(4) 行政当局による検討

(A) 一般

局長が、(2)に規定する申立てを受領した場合であって、争点となっている商品が対象産品であるか否かを決定することができないときは、次のことを行わなければならない。

(i) 当該事項を行政当局に付託し、当該商品が第 7 編の行政当局の権限に基づく対象産品であ

るか否かを決定する

(ii) 申立てをした当事者及び調査に参加したその他の利害関係人に付託を通知すること。

(B) 決定、局長への移送

商品に関して (A) (i) の規定に基づく付託を受けた後は、行政当局は、当該商品が対象商品であるか否かを決定し、かつ、当該決定を速やかに局長へ通知するものとする。

(C) 期限の遵守

このパラグラフに基づく付託及び決定に必要な期間は、この条に基づく期限の計算には算入しない。

(D) 解釈規則

このパラグラフの如何なる規定も、このパラグラフに基づく行政当局の決定に関して、第 516A 条(a)(2)に基づく合衆国国際貿易裁判所における訴訟を開始する利害関係人の権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

(5) 申立てと照会の統合

(A) 一般

局長が、適当と認め定した場合、(2)に規定する申立て及び(3)に規定する照会、局長がそうすることが適切であると決定した場合は、単一の調査に統合することができる。

(B) 時間的要件への効果

局長が複数の主張又は照会を (A) に基づく単一の調査に併合する場合は、局長が最初に当該主張又は照会を受領した日を、調査の開始の時期に関して(1)に基づく要件の適用上使用する。

(6) 情報-健康及び安全を保護するための共有

局長は、対象商品に関して(1)に基づく調査を行う過程において、当該対象商品が消費者に健康又は安全上のリスクをもたらすおそれがあると疑う理由がある場合は、そのリスクを軽減する目的で、適当な連邦政府機関に情報を提供しなければならない。

(7) 技術援助及び助言

(A) 一般

局長は、請求があったときは、適格な小規模事業者に対し、当該事業者が (2)に規定する主張を準備し、提出することができるようにするための技術的援助及び助言を提供しなければならない。ただし、当該主張が提出された場合は、それがこのサブセクションに基づく調査の開始又は当該主張に対処するためのその他の措置につながらないと長官が結論したときは、技術的援助を否認することができる

(B) 適格な小規模事業者の定義

(i) 一般

このパラグラフにおいて、「適格な小規模事業者」とは、その規模が小さいことから、(2)に規定する申立てを準備し提出するにあたり、十分な内部資源も適格な外部支援を得る財政的能力も有していないと局長が決定する企業をいう。

(ii) 否定。見直し可能性

ある企業が、適格な小規模事業者あるか否かに関する局長の決定は、他の機関又は法廷による見直しを受けない。

(c) 決定

(1) 回避の決定

(A) 一般

(B) に規定する場合を除き、(b)に基づく対象商品に関する調査を局長が開始した日から 300 暦日以内に、局長は、当該対象商品が回避により合衆国の関税領域に入ったか否かについて、実質的証拠に基づいて決定をしなければならない。

(B) 追加期間

局長は、(A) に基づく決定をするための期間を、局長が次の両方の事項を決定した場合は、60 暦日を超えない期間延長することができる。

(i) 捜査が次の理由により極めて複雑である。

(I) 調査対象となる取引の数と複雑さ；

(II) 提示された問題の新規性

(III) 調査対象事業体数

(ii) (A) の規定による決定を行うためには、更に時間を要する。

(2) 追加情報の収集及び確認の権限

対象商品に関して(1)に基づく決定を行うに際し、局長は、次の方法を含め、局長が適切と認める方法により決定を行うために必要な追加情報を収集することができる。

(A) 次の者に対する当該対象商品に関する調査票の交付

(i) 当該対象商品に関して(b)(1)に基づく調査を開始するに至った(b)(2)に基づく主張を提出した利害関係人；

(ii) 当該対象商品を回避により合衆国の関税地域に持ち込んだと申し立てられている人；

(iii) 当該対象商品の外国における生産者又は輸出者である者

(iv) そのような保証商品が輸出された国の政府

(B) 関連情報の現地確認を含む検証の実施。

(3) 不利な推論

(A) 一般

局長は、(2)(A)(i)、((ii)又は(iii)に規定されている団体又は者が、情報請求に従うための団体又は者の能力を最大限に発揮することによって協力しなかったと認める場合は、(1)に基づく決定をする際に、当該団体又は者の利益に反する推論を用いて、決定を行うために利用可能な事実の中から選択することができる。

(B) 適用

(A)に規定する推論は、(2)(A)(ii)又は(iii)に規定された者に関して、同一取引又は審査中の取引に関係する他の者が局長が求める輸入又は輸出書類等の情報を提供したか否かに関係なく、同サブパラグラフに基づいて使用することができる。

(C) 不利な推論の定義

(A)に基づいて使用される不利な推論には、次から得られる情報に基づくものを含めることができる。

(i) 合衆国税関国境保護局に提出された貿易救済法の回避の申し立て；

(ii) 不公正貿易法の回避に関する他の調査、手続その他の行為についての局長の決定

(iii) その他の利用可能な情報。

(4) 通知

対象商品について(1)に基づく決定をした日から五業務日以内に、局長は、

(A) 当該対象商品について (b)(1)に基づく調査を開始する結果となった (b)(2)に基づく主張を提出した各利害関係人に対し、決定の通知を提供しなければならない。これには決定の根拠についての説明を含めることができる。

(B) 調査において発見された情報であって、局長が適用されるすべての法令に従い、合衆国の関税領域への商品の輸入に関する輸入者の教育に役立つと認めるものを、局長が適切と認める方法で輸入者に提供することができる。

(d) 決定の効果

(1) 一般

局長は、(c)に基づく決定であって、対象商品が回避によって合衆国の税関領域に入った旨のものを行ったときは、次の事項を行わなければならない。

(A) (i) 当該決定に係る対象商品であって、当該対象商品について (b)の規定による調査を開始した日以後その決定の日までに行われた当該対象商品の清算を停止すること。；または (ii) 局長が既に (e)(1)に従って当該対象商品の清算を停止している場合は、当該記入事項の清算を引き続き停止すること；

(B) 第 504 条 (b) に基づく局長の権限により

(i) 当該調査開始日前に決定された当該対象商品の清算中の未経過期間を延長

(ii) 局長が既に(e)(1)に従って当該対象商品の清算するための期間を延長している場合は、該対象商品を清算するための期間を延長し続けること；

(C) 行政当局に当該認定を通知し、行政当局に対し次のことを請求すること。

(i) (A) 及び (B) に掲げる輸入について適用されるアンチダンピング関税又は相殺関税の率を決定すること。；

(ii) その時点でそのような輸入についての率が決定できない場合には、その輸入に適用される現金預託の率を決定し、その率が決定でき次第、適用されるアンチダンピング関税又は相殺

関税の査定率を提示すること。；

(D) (2)の規定に基づき管行政当局から受領した指示に従い、A)及び(B)に掲げる輸入について、現金預託の納付を要求し、かつ、課税を査定すること。

(E) 次のような、局長が適当と認める追加の執行措置をとる。

(i) 第 592 条又は第 596 条に基づく手続の開始；

(ii) 関連する連邦政府機関と協議の上、特に 1985 年統合結包括予算調整法第 13031 条(f)(4)(19U. S. C. 58c (f)(4))に基づいて承認された自動標的化システム及び自動商業環境を通じて回避に関して関係しうる輸入者その他の者並びに者を特定するための規則の制定又は改正

(iii) 回避に関する認定にかかる商品について、不完全又は誤った記載の申告をを繰り返していた輸入者に当該商品の輸入時に推定される関税を預託することの要求すること

(iv) 記録の全部または一部を合衆国入国管理・税関取締局に照会し、調査又は犯罪捜査を行うこと。

(2) 行政当局との協力

(A) 一般

行政当局は、(1)(C) に基づく局長からの通知を受領したときは、速やかに、局長に対して適用される現金預託の率及びアンチダンピング関税若しくは相殺関税の率並びに必要な清算指示を与えなければならない。

(B) 製造者又は輸出者が不明である場合の特別規則

局長及び行政当局は、(1)(C) に基づく通知に係る商品の生産者又は輸出者を決定することができない場合は、行政当局は、生産者又は輸出者に適用される最高額の現金預金又は反ダンピング又は相殺関税を適用可能な現金預託又は反ダンピングの査定率—それぞれ、第 736 条若しくは第 706 条に基づくアンチダンピング命令若しくは相殺関税命令、又は 1921 年のアンチダンピング法に基づく認定若しくは第 751 条に基づいて行われた行政見直しの率、として特定しなければならない。

(e) 暫定措置

対象商品に関して (b)に基づく調査を開始した後 90 暦日以内に、局長は、当該対象商品が回避によって合衆国の税関領域に入った合理的な疑いがあるか否かを調査に基づいて決定し、また、局長がその合理的な疑いがあると決定したときは、局長は次のことをしなければならない。

(1) 調査開始日以後に発生した当該対象商品の各清算未済申告の清算の停止；

(2) 第 504 条(b)に基づく局長の権限に従い、調査開始日前に申告された当該対象商品の各非清算申告を清算するための期間の延長

(3) 第 623 条に基づく局長の権限に従って、合衆国の歳入を保護するために局長が必要と認める追加措置をとること。これには、単一取引保証金若しくは追加担保の要求又は当該対象商品に関する現金保証金の提供を含む。

訳文

(f) 行政見直し

(1) 一般

局長が、対象商品が回避により合衆国の関税領域に入ったか否かに関して(b)に基づく決定をした後 30 業務日以内に、当該対象商品を回避により入ったと決定された者又は当該対象商品に関して(b)(1)に基づく調査の開始に至った(b)(2)に基づく主張を提出した利害関係人は、局長に対し、当該決定の新たな再審査を求める請求をすることができる。

(2) 審査期間

(1) に基づく決定に対する審判請求が提出されてから 60 営業日以内に、局長は決定の審査を完了しなければならない。

(g) 司法審査

(1) 一般

局長が(c)に基づく決定について(f)に基づく見直しを完了した後 30 業務日以内に、当該対象商品が回避により合衆国の税関領域内に入ったか否かについて、当該対象商品に回避により入ったと認定された者又は当該対象商品に関して(b)(1)に基づく調査の開始に至った(b)(2)に基づく主張を提出した利害関係人は、合衆国国際貿易裁判所に、(c)に基づく認定及び(f)に基づく見直しが(c)及び

(f)に従って行われた否かについて審査を求めることができる。

(2) 審査基準:

(c)に基づく認定及び(f)に基づく見直しがこの項に従って行われるか否かを決定するに際し、合衆国国際貿易裁判所は、次の事項を審査する。

(A) 局長が(c)及び(f)に基づくすべての手続を完全に遵守したか否か

(B) 決定、認定又は結論が恣意的であるか、気まぐれであるか、裁量権の濫用であるか、又はその他法に従っているかいないか。

(3) 解釈規定

このサブセクションの規定は、他の法律の規定に基づく利害関係人に対する司法審査の利用可能性に影響を及ぼすものではない。

(h) 他の民事訴訟及び刑事訴訟並びに捜査に関する解釈規定

(c)に基づく決定、(f)に基づく見直し、又はこの条に基づいて局長がとる行為は、如何なる個人又は団体も、民事、犯罪、又は行政上の調査若しくは手続を伴って、連邦法又は州法の他の規定（条を含む）に従って手続することを妨げ、又はその他の影響を及ぼし若しくはその権限を制限するものではない。

第 520 条 還付及び誤り

(a) 財務長官は、次の場合、関税又はその他の受取金を還付する。

(1) 供託金が過大の場合

エントリーの清算若しくは再清算の時又は事後適合手続の時において、法律により求められる以上の金額が関税として供託され、又は納付されたことが判明した場合

(2) 手数料、費用及び強制取立金

法律により求められる方法により関税及び租税以外の手数料、費用若しくは強制取立金が誤って、又は過大に徴収されたことが判明した場合

(3) 制裁金、罰金及び没収

制裁金、罰金又は没収により国庫に供託された額が実際には発生せず、又は最終的に供託された額より少ない額が発生したと決定された場合、又は供託された金額よりも少ない額に軽減若しくは免除された場合

(4) 清算前の場合

エントリーの清算又は事後適合手続以前において、事務的な誤りにより過大な関税、手数料、公租若しくは強制取立金が供託され、又は納付されたことが確認された場合

(b) 当該還付金の支払いに必要な資金は、国庫の一般基金から毎年充当することが認められる。

(c) 関税庁は、有効な異議申立書が提出されない場合においても財務長官が定める規則に従い、次の事項を是正するためにエントリーの再清算又は事後適合手続をすることができる。

(1) 事務上の誤り、事実の誤解又はその他の不注意。これらは電子式送信に基づくもの若しくは電子式送信に含まれたもの、法律の解釈上の誤りによるもの、輸入業者にとって不利なもの、記録上から明白なもの又はエントリー、清算若しくはその他の税関における業務において書類上の証拠から確定したものにかかわらず、清算又は強制的取り立ての日から1年以内に税関職員のもとで、誤り、間違い又は不注意によることが確認されたものをいう。

(2) エントリーの日から1年以内に家庭用品又は手回品の評価に係る還付申請書が、そのエントリーの日から1年以内に財務長官により指名された者に提出されたもの

(d) 自由貿易協定原産地規則に基づく適格物品

自由貿易協定原産地規則に基づく適格物品

関税庁は、規則の定めるところにより、有効な異議申立書が提出されているか否かにかかわらず、当該輸入業者が当該輸入の日から1年以内に規則に基づき次の事項を含む申請を行い、当該輸入の時において優遇関税の取り扱いの要求を行っていないときは合衆国チリ自由貿易協定実施法第 202 条、合衆国ドミニカ共和国中央アメリカ自由貿易協定実施法第 202 条、合衆国オマーン自由貿易協定実施法第 202 条、合衆国ペルー貿易促進協定実施法第 203 条、合衆国韓国自由貿易協定実施法第 202 条、合衆国コロンビア貿易促進協定実施法第 203 条、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 202 条（製造物手数料を除く。）に定める原産地規則に基づき適格な関税（製造物手数料を含む。）納付済物品の過大な還付について財務長官が定める規則によりエントリーの再清算をすることができる。

- (1) 当該輸入の時における適用可能な規定により適格な物品である旨の申告書
- (2) 適用される証明その他の原産地証明書の写し、及び
- (3) 関税庁が要求する当該物品の輸入に係るその他の書類

第 522 条 通貨の換算

〔「税の引下げ、政府の歳入及びその他の目的を規定する法律」と題する 1894 年 8 月 27 日の法律第 25 条の改正規定〕

第 523 条 会計検査

財務長官又は財務長官により指名された職員若しくは雇員は、財務長官が定める規則及び指示により次の行為を行わねければならない。

- (1) 税関職員の金銭の受領及び支出並びに商品の受領及び処理について検査すること
- (2) 財務長官が指示する範囲内において、関税及び租税の課税額並びに払戻金を検証すること

第 524 条 弁済費の供託

関税収入の徴収に係る割り当て予算から支出された弁済のための費用又は経費の受領は、雑収入として国庫に納付せず、1907 年 3 月 4 日に制定された「1908 年 6 月 30 日に終了する会計年度において、政府の国内雑支出及びその他の目的のための歳出授権に関する法律」に規定するように当該割当予算勘定に還付金として供託しなければならない。

第 526 条 合衆国の商標を付した商品

(a) 輸入禁止

(d)に規定する場合を除き、合衆国の市民又は合衆国国内で創立若しくは組織された法人又は協会が所有する商標で、合衆国に住所を有する者が 1905 年 2 月 20 日に制定された「外国との又は州間での若しくはインディアン部族との間の通商において使用される商標の登録をを認可し、及び保護するための法律」の規定により特許商標局に登録した商標が外国で製造された商品自体又はラベル、看板、印刷物、包み、包み紙若しくは容器に付いている場合、及びそれらの商標の登録証明書の写しが同法第 27 条に規定する方法によって財務長官に提出されている場合は、それらの商標の所有者の書面による同意が通関手続の際に提出されない限り、当該商品を合衆国内に輸入することは違法とする。

(b) 差押え及び没収

この条の規定に違反して合衆国に輸入された商品は、関税法違反による差押え及び没収の対象になる。

(c) 差止命令及び損害賠償

当該商品の取引を行う者に対し、合衆国内において当該商品の取引の禁止することができ、又は当該商品を輸出若しくは破壊又はその商標を除去若しくは抹消することを要求することができ、及び 1905 年 2 月 20 日の法律の規定により商標の不当な使用のために生じた損害及び利益に対して責任を負わなければならない。

(d) 免除

- (1) この条及び 1946 年 7 月 5 日の法律第 42 条(60 Stat. 440; 15 U.S.C. 1124)の商標規定は、合衆国に入国する者の携帯品がその者の個人的使用のための物品であり、販売を目的としない場合で、(A) その物品が(2)により長官が規定する種類及び数量の範囲内であり、(B) その者が合衆国に到着した日以前の 30 日以内にこのサブセクションに基づく免除の適用を受けていない場合は、当該物品の輸入には適用されない。
- (2) 長官は、このサブセクションが規定する免除の対象となる物品の種類及び数量を決定及び当該リストを官報で公表しなければならない。長官は、個々の種類の商標付き物品の数量を決定するに当たり、個人使用のための物品を通常小売で購入する場合の数量を考慮しなければならない。
- (3) このサブセクションに基づき商標法の輸入規制を免除された物品が、輸入の日より 1 年以内に売却された場合は、当該物品又はその価格（輸入者が償うもの。）を没収の対象とする。司法の命令に基づく売却又は死者の財産の清算のための売却は、このサブパラグラフの規定を適用しない。

- (4) 長官は、このサブセクションの規定の実行に必要な規則を定めることができる。
- (e) 偽りの商標(1946年7月5日の法律第45条(一般にランハム法として知られる。60 Stat. 440; 15 U.S.C. 1124)の定義に基づく。)の付いた商品で同法第42条の規定に違反して合衆国に輸入されたものは、差押えし、商標の所有者の書面による同意のない場合は、関税法違反により没収する。長官は、当該商品を差押えする際、商標の所有者に通知し、没収後、滅却しなければならない。商品が危険でなく又は健康に害を及ぼす恐れがない場合は、これに代えて、商標の所有者の同意を得て、長官は、可能な場合は、商標を抹消し、差押物品を次の方法で処分することができる。
- (1) 当該商品を必要とすると連邦政府、州政府、地方政府の機関に引渡す
 - (2) 当該商品を必要とすると慈善施設に贈与する
 - (3) 没収より90日以降に長官が定める規則により関税庁が公売する。ただし、長官は、当該売却を行う前に(1)及び(2)の規定により当該商品の必要とする連邦政府、州政府、地方政府の機関及び慈善施設がないことを決定しなければならない。
- (f) 制裁金
- (1) 販売又は公衆に配付するために、(e)に基づいて差し押さえられる物品の輸入を直接に行い、財政的助力その他の方法又は幫助若しくは教唆する者は、制裁金を課される。
 - (2) 当該違反の初犯については、制裁金は長官が公布する規則に基づき決定される当該物品が真正品であった場合の価格を超えない額とする
 - (3) 当該違反の初犯については、制裁金は長官が公布する規則に基づき決定される当該物品が真正品であった場合の価格を超えない額とする
 - (4) (f)に基づく制裁金の賦課は、関税庁の裁量の範囲内とし、法律によって認められる制裁金若しくは刑事罰又はその他の補償に加えて課せられる。

第527条 外国の法律に反する野性の哺乳類動物及び鳥類の輸入

(a) 輸入禁止

ある独立国、属国、州又は他の行政区域の法律又は規則が、生死の如何を問わず、野性の哺乳類動物若しくは鳥類を捕獲、殺害、所有又は合衆国への輸出を制限しているとき、又は未加工、加工の如何を問わず、野性の哺乳類動物、鳥類の部分又は製品の合衆国への輸出を制限しているときは、1930年6月17日から90日以後は、当該野性の哺乳類動物若しくは鳥類又はその一部若しくは製品を当該独立国、属国、州又はその他の行政区域から直接的、間接的を問わず、合衆国へ輸入してはならない。ただし、当該独立国、属国、州又は他の行政区域から当該哺乳類動物若しくは鳥類又はその一部若しくは製品が輸出された港又は場所を管轄する合衆国領事が、当該独立国、属国、州又はその他の行政区域の法律又は規則に違反して捕獲又は輸出されたものでないことを証明したときは、この限りでない。

(b) 没収

前サブセクションの規定に違反して合衆国へ輸入された哺乳類動物又は鳥類は、その生死の如何に問わず、又はその一部若しくは製品は、その未加工、加工の如何を問わず、関税法により差押え及び没収する。没収した当該物品は、財務長官の裁量及び財務長官が定める規則により連邦若しくは州の省若しくは局、又は学会若しくは博物館に展覧、科学若しくは教育上の目的のため保管し、又は滅却し、又は(野性の哺乳類動物の頭部又は角を除き)法律で定める方法により売却することができる。

(c) この条の除外規定

この条の規定は、次の場合は適用しない。

(1) 輸入禁止

この法律の規定又は刑法第241条若しくはその他の法律によって輸入を禁止された品目

(2) 科学又は教育上の目的

野性の哺乳類動物若しくは鳥類は、生死の如何を問わず、又はその一部又は製品は、加工、未加工の如何を問わず、科学又は教育上の目的のため輸入されたもの

(3) 渡り鳥

渡り鳥(合衆国の法律又は渡り鳥の保護に関して、輸入の日有効な条約を合衆国と締結している国の法律によって、当該鳥の狩猟期が定められているもの)は、輸入の時に当該鳥の所持が合衆国又は当該条約相手国の法律によって禁じられていない場合、当該合衆国の狩

猟旅行からの帰途にある真の狩猟者によって合衆国へもたらされたもの

第 528 条 関税と解釈してはならない諸税

合衆国の法律によって課される税金又は他の費用は、関税収入に関する法律の適用において、当該税金又は費用を課す法律を関税と明示し、又は関税法により課される税として取り扱う趣旨の条項を含んでいない限り、関税とは解釈してはならない。この条のいかなる規定も、合衆国国際貿易裁判所又は合衆国連邦巡回区控訴裁判所の管轄権を限定又は制限するものと解釈してはならない。

第 529 条 他の機関のための料金の徴収

関税庁が、何らかの理由で政府機関に代わって手数料を徴収する場合、関税庁が負担した管理費及びその他の費用は、徴収した手数料の中から返済しなければならない。

第IV節 商品の保税運送及び保税倉庫での保管

第 551 条 保税運送人

財務長官が定める規則並びに期間及び条件により次に掲げる者は、申請により税関の管理下から最終引取許可がされていない保税商品の運送人としての指定を長官の裁量により受けることができる。

- (1) 合衆国内の商品輸送用の鉄道、汽船、その他の輸送用路線又はルートを所有又は運営する商品の一般輸送業者
 - (2) 契約運送人として営業することを合衆国の機関が認可した契約運送人、及び
 - (3) 小口運送業者として営業することを合衆国の機関が認可した小口運送業者
- 自家用運送者は、申請により、当該規則並びに当該申請者による保税商品の輸送に関する合衆国の歳入を保護するために長官が定めることのできる特別な期間及び条件に従って、前センテンスに基づく保税貨物の運送人としての指定を長官の裁量により受けることができる。

第 552 条 直輸送のためのエントリー

合衆国の開港に到着した爆発物及び輸入禁制品以外の商品は、荷受人又はその代理人及び荷受人が指定した保税運送者により指示された他の開港まで評価されることなく保税運送するための財務長官が定めた規定及び規則により、当該港においてこの法律に規定するエントリーをすることができる。

第 553 条 運送及び輸出のためのエントリー

- (a) 爆発物及び輸入禁制品以外の商品で、積荷目録、船荷証券、積荷受取証又はその他の文書により外国に送られることが証明されている商品は、評価又は関税を納付することなく、保税運送人が合衆国を通過する保税輸送のためのエントリーができ、財務長官が定める規則により輸出することができる。外国向けの商品で輸入禁制品を含まない荷物又は手荷物が合衆国に到着した場合は、所有者及び当該商品を輸送のために占有している運送人の要求により、財務長官が定める規則に従って、関税の査定又は納付を行うことなく、保税運送人により合衆国を経由する保税輸送のためのエントリーを行うことができる。保税一般輸送業者の設備を合理的に利用することができない場所においては、財務長官が定める規則に基づき、その商品を保税一般輸送業者以外の者により輸送することができる。
- (b) (a)の規定にかかわらず、カナダで印刷された宝くじ、宝くじとして使用することのできる紙片及び宝くじの広告についての合衆国を経由する保税輸送のエントリーは、長官が定める規則に基づき関税の査定又は納付を行うことなく許可される。ただし、この規則は、旅行者の個人用荷物における宝くじ物資の輸送を認めることはできない。

第 553A 条 保税貨物に関する報告書

(a) 報告

局長は、2007年6月30日までに、上院商業・科学・運輸委員会、上院財政委員会、上院国土安全保障・政府問題委員会、下院国土安全保障委員会、下院運輸・インフラ委員会及び下院歳入

委員会に対し、以下を含む報告書を提出しなければならない。

- (1) 到着港で保税でのエントリーを終了する計画
 - (2) 到着港と目的地港または輸出港の間の保税でのエントリーの100%の調整を確実にするのに必要な人員の査定
 - (3) 期限超過の保税運送の調査状況の評価及び期限超過の保税運送の十分な調査を確保するために必要な資源の評価
 - (4) 自動商業環境（エース）内の保税貨物追跡計画
 - (5) 保税貨物の輸送に特定の技術が必要かどうかの評価
 - (6) 到着港が保税貨物の輸送に関する追加情報を要求すべきかどうかの評価
 - (7) 保税貨物を対象とし検査するための基準の評価
 - (8) 国内及び国際貿易への影響の評価を含む、保税運送の輸送時間短縮の実現可能性の評価。
- (b) 定義

この条において、「局長」とは、国土安全保障省において合衆国税関国境保護に責任を負う局長をいう。

第 553A 条⁸ パイプラインで輸送される商品の記録保管

税関の管理下にあるパイプラインで輸送される商品は、パイプライン輸送業者が発行する船荷証券又は同等の受領文書に基づいて、数量の基礎を計算することができる。関税庁は、詐欺的行為を疑う合理的な理由がない場合、パイプライン輸送業者が荷主に対して発行し、荷受人が受領した船荷証券又は同等の受領文書により同一性を確認する。荷主、パイプライン運営者及び荷受人は、第 508 条及び第 509 条の記録保管要件に従わなければならない。

第 554 条 隣接国経由の運送

当局者の同意の上で、保税又は関税納付済の輸入品並びに合衆国の生産品及び製品は、財務長官が定める諸規則により隣接国を経て合衆国の一港より他港へ運送することができる。ただし、当該運送が修正された改正法第 4347 条、第 46 編第 883 条付表又はこの法律の第 588 条に違反する場合はこの限りでない。

第 555 条 保税倉庫

(a) (b)に規定するほか、倉入れのためにエントリーされた輸入品、税関職員が占有した輸入品又は差押物品を保管するため、又は保税貨物を製造するため、又は輸入商品を再包装、仕分け及び洗浄するために、建物又は建物の一部及び他の囲い地を保税倉庫として財務長官により指定することができる。当該倉庫には、倉庫の所有者若しくは経営者とその所有者若しくは荷受人の商品のみを保管するための私設保税倉庫、又は一般輸入品を保管するための公設保税倉庫がある。税関の管理下から最終引取許可がされていない輸入品が当該建物で保管される前に、保税倉庫の所有者又は借主は、当該倉庫における商品の供託、保管若しくは取扱いにより生ずる、若しくは関連する損失又は費用について政府に保証するために、財務長官が認める額及び担保を提出しなければならない。この法律に他の規定がある場合を除き、保税倉庫は、輸入品の保管のみに使用されるものとし、税関職員により管理され、当該税関職員は、倉庫の経営者と共に、倉庫に保管されたすべての商品を共同管理する。保管された商品に関するすべての労働は、倉庫を管理する税関職員の監督の下、所有者又は経営者の負担で行わなければならない。商品の倉庫への搬入及び倉庫からの搬出を監督するよう任命された税関職員及び他の税関職員に対する報酬は、当該倉庫の経営者より政府に返済されなければならない。

(b) 免税販売業者

- (1) 免税販売業者は、このサブセクション及びこのサブセクションを執行するために長官が定めた規則により免税品を販売し、輸出のため関税領域から引取ることができる。
- (2) 免税販売業者は、次に掲げる領域内のいかなる場所に設置することができる。
 - (A) 免税品の購入者が関税領域を出発するために 1912 年 8 月 24 日付法律 (37 Stat. 434) 第 1 条で定められた開港
 - (B) 免税品の購入者が関税領域を出発する時に通過する出国点から 25 法定マイル以内の地

⁸ 第 553A 条はふたつある。1993 年に追加されたものと、2006 年に追加されたものである。

域

- (C) 業者から販売された免税品が関税領域から出発する個人により関税領域内に所在する国際空港を経由して輸出されることについての合理的な確信を示すことができる場合、1912年8月24日付法律(37 Stat. 434)第1条で定められた開港又は通過開港から25法定マイル以内の地域
- (3) 各免税販売業者は、
- (A) 自らが販売した免税品が関税領域から輸出されることを合理的に立証するための手続を確立しなければならない。
- (B) 免税販売企業が空港店である場合、長官が定める規則により免税品を個人へ販売する数量を限定する措置を確立及び実行しなければならない。
- (C) 当該業者から購入される免税品について、次の事項を明確に記載した注意書きを営業場所内の目立つ場所に表示しなければならない。
- (i) 当該商品は、連邦の関税又は税金が全く課せられていないこと
- (ii) 当該商品を関税領域に持ち帰る場合は、申告を要し、当該商品には、連邦の関税及び税金が課されること
- (iii) 当該商品は、持ち込む外国の関税法及び規則の対象となること
- (D) 個々の商品について、免税販売業者が販売したことを示す印又はその他の識別標識を付けることを要しない。ただし、当該商品を申告せず、関税領域に持ち帰ったことを長官が発見した場合は、この限りでない。
- (E) 倉出しのためのエントリーがされた商品が免税販売業者に運びこまれた後は、許可を受けることなく商品を販売可能な単位に再包装することができる。
- (F) 免税品は、次により引渡すことができる。
- (i) 免税販売業者が空港店である場合、
- (I) 空港内の乗客の立ち入りが関税領域を出発しようとする乗客に限定される領域において、購入者(若しくは購入者とともに旅行している家族又は同伴者)に引渡す。
- (II) 特定の出発便の出国場所において、購入者(若しくは購入者とともに旅行している家族又は同伴者)に引渡す。
- (III) 乗客の手荷物として運ぶため、購入者が搭乗する航空機に搭載する、又は
- (IV) 免税販売業者が(I)、(II)、(III)に規定する方法で輸出のために引渡すよう努力したが、それができなかった場合、他の合理的な方法で引渡す。
- (ii) 免税販売業者が国境店である場合、
- (I) 商品の保管場所若しくは反対側の出国場所で引渡す、又は
- (II) 1987年包括貿易法の制定以前に長官が承認した場所で引渡す。
- (4) 州若しくは地方又はその他の政府当局が空港、海港又はその他の出国場所の施設に対する管轄権との関連で、輸出のために当該施設から引き渡す又は通過させる商品の免税販売業者の経営に、免許又は他の形式の承認を必要とする場合は、当該業者に必要とされる免許又は承認をすでに取得していることを免税販売業者の経営者が長官に証明しない限り、経営に付随する商品を保税倉庫からの倉出し及び当該施設に転送若しくは通過してはならない。
- (5) このサブセクションの規定は、免税販売業者が関税領域を出発する個人又はその個人のために免税品以外の商品を販売及び引渡すことを禁じるものではない。ただし、他の商品は、小売のために使用される保税施設以外の保税倉庫施設で保管してはならない。
- (6)(A) (B)に規定する場合を除き、免税販売業者から購入した商品を関税領域に持ち帰った場合、合衆国関税率表第98類第IV節の規定に基づく免税の対象に該当しない。
- (B) 合衆国の属領に立ち寄り、出発し、又は経由する旅行の場合を除き、合衆国の居住者が購入した(A)に規定する商品は、免税請求についての適当な要請を満たす場合、合衆国関税領域に戻ったのち、合衆国関税率表第9804.00.65号、第9804.00.70号又は第9804.00.72号に基づく免税を受けることができる。他の法律の規定にかかわらず、当該商品は、当該免税の適格性を決定するために、居住者が貴国した旅行に付随して得られた物とみなす。
- (7) 長官は、規則により免税販売業者のための保税倉庫を区別して定めなければならない。このパラグラフを施行するための規則は、免税販売業者のそれぞれ異なった性質の特性を考慮しなければならない。
- (8) このサブセクションの適用において、

- (A) 「空港店」とは、関税領域内にある国際空港より関税領域を出発する個人又はその個人のために商品を引渡す免税販売業者をいう。
 - (B) 「国境店」とは、航空機以外の輸送手段によって、陸若しくは海の国境から関税領域を出発する個人又はその個人のために商品を引渡す免税販売業者をいう。
 - (C) 「関税領域」とは、合衆国の関税領域及び外国貿易地帯をいう。
 - (D) 「免税販売業者」とは、関税領域を出発する個人又はその個人のために保税倉庫から空港若しくはその他の出国場所で引渡される、関税地域以外で使用する免税品を販売する者をいう。
 - (E) 「免税品」とは、免税販売業者が販売した商品で、関税領域から輸出されるまでの間に連邦の関税及び税金を課されない商品をいう。
 - (F) 「出国場所」とは、関税領域を出発するための実際の出口にごく近い領域をいい、空港の場合は、ゲート・ホールディング・エリアを含むが、ゲート・ホールディング・エリアで引渡される免税品が関税領域から輸出されるという合理的な保証がある場合に限られる。
 - (G) 「個人使用数量」とは、再販以外の使用のための適正数量をいい、世帯又は家族の消費及び他人への贈り物のための合理的数量を含む。
- (c) 国際旅行用品
- (1) 定義
この条において、
 - (A) 「国際旅行用品」とは、免税品又は国産品であつて国際線の航空機の乗客に販売するために搭載されるもので、免税販売業者の営業に付随するもの以外のものをいう。
 - (B) 「待機場所」とは、保税倉庫の所有者によって管理される、カート上での国際旅行用品の取扱いをするための保税倉庫の物理的領域外の場所をいう。
 - (C) 「免製品」とは、輸入により課せられる関税及び租税の責任を関税領域外へ輸出することを条件に留保されているものをいう。
 - (D) 「取扱い」とは、国際旅行用品の包装、洗浄、選別又はカートからの取り出し若しくは搭載をいう。
 - (E) 「カート」とは、航空機上で輸出のために国際旅行用品を収納する可搬性の容器をいう。
 - (2) 国際旅行用品のための保税倉庫
長官は、規則により、外国の目的地に向けて搭載した航空機が出発する場所にある国際旅行用品の貯蔵及び取扱いをするためのことなつた種類の保税倉庫を設けることができる。
 - (3) 国際旅行用品及び保税倉庫の取扱い並びに待機場所についての規則
 - (A) 国際旅行用品の貯蔵及び取扱いをするために設立された保税倉庫の所有者は、当該倉庫における商品の供託、保管若しくは取扱いにより生ずる、若しくは関連する損失又は費用について政府に保証するために、財務長官が認める額及び担保を提出しなければならない。当該倉庫の所有者の担保は、待機場所における国際旅行用品の取扱いについても保証するものとする。
 - (B) 国際旅行用品についての国際線航空会社から倉庫の所有者への責任の移転は、当該航空会社空会社が国際旅行用品の管理を、保税倉庫に倉入れし、又は待機場所で取り扱う目的で引き渡した場合に生じるものとする。
 - (C) 国際旅行用品についての倉庫の所有者から国際線航空会社への責任の移転は、倉庫の所有者が国際旅行用品の管理を、引き渡した場合に生じるものとする。
 - (D) 長官は、当該所有者及び国際線航空会社に合衆国へ到着したカートの配備及び当該カートにあるすべての物品についての記録を保管することを求める規則を制定することができる。

第 556 条 保税倉庫：設置規則

財務長官は、保税倉庫の設置並びに倉庫の管理、運営、作業及び倉庫に搬入された商品の引取り及び商品の供託のための計算について政府の利益を保護するために必要な諸命令、諸規則を制定することができる。

第 557 条 倉入れのためのエントリー：保管期間：戻税

(a)(1) 生鮮食品及び爆竹以外の爆発物を除き、関税の対象となる商品(国際旅行用品を含む。)は、

倉入れ手続を行うことにより、所有者、購入者、輸入者又は荷受人の経費及びリスクによって保税倉庫に入れることができる。当該商品は、輸入の日から5年以内に、倉出しする日の法律により当該商品に課される関税率に基づき関税及び費用を納付することにより、消費のために倉出しすることができる。また、当該商品は、外国へ輸出若しくは輸出に係る運送のために、又はバージン諸島、アメリカ領サモア、ウェーク島、ミッドウェイ諸島、キングマン環礁、ジョンストン島若しくはグアム島への船積み若しくは船積みに係る運送のために、関税を納付することなく搬出することができ、又は他の港若しくは場所の倉庫への再搬入に係る運送若しくは同一港内の他の保税倉庫に転送するために、搬出することができる。ただし、

(A) 当該商品を保税倉庫に置くことのできる期間は、輸入の日から5年を超えてはならない。

(B) タービン燃料は、搬出する数量と同一の数量の燃料が搬出する日から30日以内に使用することを証明するときは、第309条に基づく使用のために関税を納付することなく搬出することができる。ただし、当該30日以内に使用することを証明できる数量を超えて搬出した燃料は、搬出した日から40日以内に関税（合衆国法典第26編第6621条に定める利子率に基づく搬出の日以後の利子を含む。）を供託しなければならない。

(2) 関税が納付された商品で、引き続き保税倉庫におかれ、又はその他の方法で税関職員の管理下で保管されていたものは、外国へ輸出し、若しくは輸出のための運送のため、又はバージン諸島、アメリカ領サモア、ウェーク島、ミッドウェイ諸島、キングマン環礁、ジョンストン島若しくはグアム島への船積み若しくは船積みのための運送のために、財務長官が定める規則により輸入された日から5年以内に、倉入れ又は倉出しことができ、当該倉入れ又は倉出し及び輸出又は船積みの際に、当該商品に対して納付された関税は払戻される。

(b) (a)の規定により倉入れ手続を行った商品を同サブセクションに規定する目的のために倉出しする権利は、財務長官が定める規則により、並びに譲受人が財務長官が定める額及び条件を有する担保を提出することによって、譲渡することができる。担保には、権利譲渡の対象商品に関する未払いの本税、増加税及び追加税、輸入に対して課される未払いの費用及び取立金を支払う義務を含む。当該譲渡は、変更することができず、この条に規定される担保に基づき譲受人が引き受ける義務に関するすべての関税責任を譲渡人から解放するものとし、譲渡前に譲渡人が有するこの条及び第562条並びに第563条で規定される特権に関する権利を譲受人に授与する。譲受人は、権利譲渡の対象商品に関して、同人が合衆国に支払った額の合法的な払戻しを受ける権利を有し、第514条に基づく譲渡人が有していた抗議書を提出する権利も有することができる。清算の通知は、財務長官が定める形式及び方法によって、譲受人に与えられるものとする。譲受人は、当初の譲渡に関連するこのサブセクションの規定に従って、商品を搬出する権利をさらに譲渡することができる。

(c) 法律の規定に従って担保に基づきエントリーされた商品は、荷受人の要求及び経費により商品の関税以外の費用が支払われ、税関の監督下に置かれた担保期間内に、輸出に代わり減却することができ、当該商品の減却手続は、関税を納付することなく清算するものとし、徴収された関税はすべて払戻す。

(d) 記録上の輸入者又は譲受人が、第505条により長官が定める規則により関税を後納することを許可されたときは、関税を納付することなく消費のために搬出することができる。

第558条 商品引取後の不免除又は不払戻し

(a) 例外

概算済み又は清算済みの関税の免除、減税、還付若しくは払戻しは、政府の管理下から解除された後の商品が輸出又は減却されても認められない。ただし、次の場合を除く。

(1) 関税の払戻しが法律により明示されている物品が輸出される場合

(2) 善意及び正規のエントリーがなされた禁制品が合衆国の法律及び財務長官が定める規則により、その後輸出又は減却される場合

(3) 法律の規定により担保に基づきエントリーされた商品が第557条の規定により担保期間内に減却され、又は死亡、事故による出火若しくはその他の不慮の災難によって担保期間内に消失され、その破壊について、財務長官が認める証拠が提出された場合。この場合に生じる関税は、免除又は払戻しされ、保税下において物品が輸出されたものとみなす。

(b) 第304条(h)の規定により税関の管理から一旦解除された後に物品が輸出又は税関の監督下に

において滅却された場合、同条(h)に規定する表示税以外の関税の支払いは、当該輸出又は破壊により免除しない。

第 559 条 5 年経過後に放棄されたとみなされる倉庫の貨物

関税又は費用を納付することなく輸入の日から 5 年以上経過して保税倉庫に蔵置されている商品は、政府に対して放棄されたものとみなされ財務長官が定める規則により売却し、第 493 条に規定する請求者のない商品の場合と同様、売却収益は国庫に帰属され、関税、費用及び経費を差し引いた残額があるときは、所有者又は荷受人に支払わなければならない。関税及び費用が納付されており、輸入の日から 5 年以上経過して保税倉庫に蔵置されている商品は、もはや税関職員の管理又は統制下に置かれていないものとみなす。

第 560 条 保税倉庫の賃借契約

財務長官は、税関庁舎内に保税商品を蔵置するために利用できる場所を確保することができ、又は請求者のない商品若しくは政府が保管を要求するその他の輸入品の保管のために建物を賃借し、賃借した建物の一部を保税商品の蔵置のために確保することができる。ただし、公共保税倉庫がすでに設置され、運営されている港においては、政府が所有又は賃借する建物の一部を保税商品の保管のために使用することはできない。賃借するすべての建物は、公費によって賃借され、保管料及びその他の料金は供託され、税関の収入金として計算される。当該保管料率は、当該開港において商品の保管及び取り扱いを営利目的で行う保管及び同様のサービスの料金より低くなくてはならない。税関職員は、保税倉庫を全体又は部分的に所有したり、又は公共倉庫若しくは保税倉庫として今後、設置される予定の建物に関して、賃借若しくは使用の契約又は協定を結んではならない。使用される建物の賃借契約は、3 年を超えてはならず、当該建物に対する賃借料の全部又は一部を前払いしてはならない。

第 561 条 公共倉庫

政府が所有又は借用する建物であって、税関の管理下から引取許可がされない商品の最終引取りのための保管に使用される建物は、「公共倉庫」として認められる。

第 562 条 倉庫における取扱い

財務長官が特別に許可する場合を除き、梱、樽、箱若しくはその他の包装物単位、又は、ばら荷の場合は、輸入した全量若しくは 1 トン以上の量でなければ搬出してはならない。輸入者の申請により商品の安全又は保存のために商品の再包装又は転送が必要であると税関職員が認めた場合を除き、いかなる商品も、輸入された時の包装状態で搬出されなければならない。ただし、財務長官の許可及び税関の監督下において、商品の洗浄、仕分け、再包装又はその他の状態へ変更は、経営者の経費により、それらの目的のために設立された保税倉庫内で行うことができるが、製造することはできない。また、次の場合は当該倉庫から搬出することができる。

- (1) 合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条(4)に規定する USMCA 国へ同法第 208 条(a)(1)から(8)に規定する商品を、関税を納付することなく輸出する場合
- (2) 同法第 208 条(a)に規定する USMCA 戻し税の対象となる商品を USMCA 国へ輸出する場合。ただし、
 - (A) 状態の変更により最終評価価格の増額又は減額が必要になる場合は、保税倉庫から搬出する時の状態、数量及び重量における商品の関税を評価することなく搬出することはできず、及び
 - (B) 関税は、輸出の日より 61 日以内に納付しなければならない。ただし、その 61 日目までに USMCA 加盟国に納付した関税の額に関する証明書が提示された場合、関税を免除又は次のいずれか低い額を超えない範囲において減額（第 508 条(b)(2)(B)の規定に基づく。）することができる。
 - (i) 合衆国に輸入した時に納付した、又は納付すべき関税の総額
 - (ii) USMCA 国に納付した関税の総額
- (3) チリ、USMCA 国以外の外国又は(4)の規定に基づきカナダ向けに関税を納付することなく輸出する場合
- (4) カナダへ関税を納付することなく輸出する場合（カナダが USMCA 国から脱退し、その後、米

加自由貿易協定の効力停止が解除された場合)。ただし、関税の納付免除は、米加自由貿易協定の有効期間内において、次に掲げる商品を輸出する場合に限り適用される。

- (A) 保税倉庫内で単に洗浄、仕分け又は再包装された商品
- (B) 1988年米加自由貿易協定実施法第204条(a)において払戻し対象物品とされてい商品
- (5) パージン諸島、アメリカ領サモア、ウェーク島、ミッドウェイ島、キングマン環礁、ジョンストン島又はグアム島へ関税を納付することなく船積みする場合
- (6)(A) チリへ関税を納付することなく輸出する場合で、当該物品が合衆国チリ自由貿易協定実施法第203条(a)の(1)から(5)に規定する種類の貨物で、かつ、
- (B) 当該物品が合衆国チリ自由貿易協定実施法第203条に規定するチリFTA戻し税の対象物品を含むときは、
 - (i) 状態の変更により最終評価価格の増額又は減額が必要になる場合は、保税倉庫から搬出する時の状態、数量及び重量における商品の関税を評価することなく搬出することはできず、
 - (ii) 関税は、輸出の日より61日以内に納付しなければならない。ただし、当該関税は次のように軽減又は免除される。
 - (I) 2004年1月1日から8年間は100%
 - (II) 2012年1月1日から1年間は75%
 - (iii) 2013年1月1日から1年間は50%
 - (iv) 2014年1月1日から1年間は25%

消費又は(4)に規定する免税が適用されないカナダへの輸出のために、状態の変更に基づく最終評価価格の増額又は減額が必要な場合は、倉出しする時の状態、数量又は重量に基づく関税を納付することにより商品を保税倉庫から倉出しすることができる。消費のために倉出しする商品の関税の評価基準は、調整最終評価価格とし、関税率が商品の価格に基づく場合、又は商品の価格により何らかの方法で調整される場合の関税率は、調整最終評価価格若しくはその最終評価価格により調整される。羊毛の精練又は炭化は、この条の規定に基づく製造工程とはみなさない。財務長官が定める規則によりエントリーされ、税関が継続的に管理している輸入品は、この条の規定により税関の監督下において、荷受人のリスク及び経費により取扱うことができる。ただし、当該取扱いは、歳入保全上又は適切な税関業務執行上、保税倉庫で行う必要がない場合は、保税倉庫以外の場所で行うことができる。

第563条 損失の酌量；倉庫貨物の放棄

(a) 酌量

税関の管理下にあるすべての商品は、損害、品質低下、損失若しくは損傷に基づく関税の減額又は酌量は行わない。ただし、鑑定官倉庫に保管中の商品が損失若しくは盗難、又は保税倉庫若しくは鑑定官倉庫に蔵置中の商品、保税運送中の商品、保税状態にない税関職員の管理下にある商品若しくは開港内で税関職員の監視下にある陸揚げ前の商品が、偶発的な火災又はその他の不慮の事故により実際に生じた商品の全部若しくは一部の損傷若しくは破損について、財務長官に十分な証拠が提出され、商品の全部若しくは一部に課せられる関税を必要に応じて減額又は払戻す認可、及びその払戻金を他に充当しない財務省予算から支払う認可、及び必要に応じて保税倉庫若しくは保証金の取消しの認可、又は支払義務の完了を裁判所に登記する認可を受けた場合を除く。ただし、輸入の日から3年を経過した後に発生した保税倉庫蔵置商品の損傷又は破損については、減額又は払戻しできない。当該商品に対する関税の減額又は払戻しについての財務長官の決定は、すべての者に対して最終的かつ決定的なものとする。

財務長官は、このサブセクションの規定の執行に必要な規則を定める権限を有し、その規則により請求された減額又は払戻しの額が25ドル以下の場合、及び輸入者が税関職員の決定に従うことに同意した場合は、税関職員に対し、関税を減額又は払戻す権限を与えることができる。この場合の税関職員の決定は、すべての者に対して最終的かつ決定的なものとする。

この法律の発効の日に、1922年関税法第563条の規定に基づき、合衆国関税裁判所に係属中の事件は、当事者の同意及び法廷の許可に基づき、このサブセクションの規定に従って検討及び最終決定するために、財務長官又は税関長へ移管することができる。

(b) 放棄

財務長官が定める規則及びその規則により課される条件に従い、荷受人は、最初に輸入した

日から3年以内に保税倉庫にある商品を政府に対して放棄することができ、当該商品に対する関税は、必要に応じて免除又は払戻すことができる。ただし、放棄される商品は完全な包装状態でなくてはならず、保税倉庫（保税取扱倉庫以外のもの。）蔵置中に再包装されることなく、当初の包装状態のまま放棄されなければならない。

第 564 条 先取特権

検査のために鑑定官倉庫に送られた輸入品、倉庫搬入手続が行われた輸入品又は税関職員の保管となった輸入品の運賃、費用又は共同海損分担金に対する先取特権が存在について、税関職員が書面による通知を受けた場合、当該税関職員は、前述の先取特権が履行又は取り消された証拠が提出されるまでは、公営倉庫又は保税倉庫から当該商品を搬出する許可を拒否することができる。合衆国の権利は、当該先取特権の届出により損害又は影響を受けることはないものとし、合衆国又はその職員は、搬出許可の拒否の結果生じる損失又は損害に対し責任を負わない。先取特権の通知が提出された商品が没収又は放棄により売却された場合、当該商品に対して支払うべき運賃、費用及び共同海損分担金は、他の合法的な費用及び経費が支払われる場合と同一の方法で、売却収益から支払われなければならない。この条の規定は、あらゆる州の法規若しくは慣習法又は管轄裁判所の命令により商品に対する先取特権を前述の目的のためにその他の方法で所有する通関業者に対しても適用する。

第 565 条 運搬

倉入れ手続済の商品の運搬は、

- (1) 関税庁より任命され、免許を受けた運搬者、又は
 - (2) 保税商品運送のために第 551 条により指定された運送業者
- が行うものとし、当該運送業者は、運搬中に生ずる商品の損失又は損害から政府を保護するため、関税庁が定めた違約金に対する保証を提出しなければならない。鑑定官倉庫で検査を受けるよう指定された商品及び請求者のない税関職員が管理する商品の運搬は、財務長官によって契約又はその他の方法で指定された者によって行われるものとし、商品の所有者の保護及び歳入の保護のために財務長官が定める規則に基づき行われなければならない。

第V節 取締規定

第 581 条 船舶への乗船

- (a) すべての税関職員は、合衆国内若しくは税関水域内、又は税関職員が権限を与えられている場合の密輸防止法により設定された税関取締区域内のいかなる場所、又は税関職員が権限を与えられた担当区域内外のいかなる場所において、何時でも、あらゆる船舶又は車両に乗り込むことができ、積荷目録、その他の文書及び書類を検査することができ、並びに当該船舶又は車両及びそれらのいかなる部分及びそれらに積載されているあらゆる者、トランク、小荷物又は積荷を検査、検閲及び捜索することができる。また、この目的のために当該船舶又は車両に信号し、停止させることができ、強制力を行使するために必要なすべての権力を用いることができる。
- (b) 財務省職員及び財務省より権限を与えられた者は、合衆国内又は税関水域内のいかなる場所のあらゆる船舶に乗船ことができ、及び航海法を執行するために当該船舶に信号し、停止させ、乗船することができる。また、航海法に違反した者を逮捕し、又は逃亡若しくは逃亡を試みた場合には追跡の上、逮捕することができる。
- (c) 偽造、変造又は虚偽の書類を提示した場合の罰則
この規定により検査される船舶の船長が、偽造、変造又は虚偽の書類若しくは文書であることを知りながら、その事実を明らかにせず、偽造、変造又は虚偽の文書を検査官に提出したときは、当該船舶を没収するほか、船長を 500 ドル以上 5,000 ドル以下の罰金に処する。
- (d) 権限を与えられた場所において、税関職員により、又は税関が使用し、適切な記章を掲げた船舶の信号によって停止を命じられた船舶若しくは車両は、停止しなければならない。その停止命令に従わなかったときは、追跡を受け、船長、所有者、運航者又は責任者は 1,000 ドル以上 5,000 ドル以下の制裁金に処する。
- (e) 船舶又は車両を検査の際、没収、制裁金又は刑罰に処せられるべき合衆国法律に違反した又

は違反するために引き渡わそうとしている当該船舶若しくは車両、又はこれらに積載し、これらにより合衆国内に持ち込まれた商品若しくはその一部が判明したときは、当該船舶又は車両は差押えられ、当該違反に携わった者は逮捕する。

- (f) 担当区域内及び区域外において、歳入に関する法律により差押えすべき船舶、車両又は商品を差押及び確保すること、逮捕すべき者を逮捕すること、並びに当該差押又は逮捕のために必要なすべての権力を用いることは、税関職員の義務である。
- (g) 税関水域内又は水域外の船舶からその船舶に付属するボート又はその船舶と共に所有、管理若しくは操縦されるボートによって、商品が合衆国内に不法に持ち込まれようとしている又はすでに持ち込まれた場合、当該船舶は、合衆国内で使用されたものとみなし、この条の規定を適用する。
- (h) この条の規定は、合衆国の法律を公海上の外国籍船舶に対して執行することを合衆国官憲に認められた乗船、検査、捜索、差押又はその他の方法を外国政府との条約に違反して合衆国の法律を執行するあらゆる合衆国職員に許可又は命じるものと解釈してはならない。ただし、当該官憲又はその他が当該外国政府との特別な取り決めにより権利を与えられた場合又は許可された場合を除く。

第 582 条 個人及び手荷物の捜索；規則

財務長官は、個人及び手荷物の捜索のための規則を定めることができる。財務長官は、女性の検査及び捜索のため、女性検査官を採用する権限を有する。外国から合衆国内に入国するすべての者は、当該規則により政府の権限のある公務員又は代理人による拘留及び捜索に従わなければならない。

第 583 条 外国郵便物の検査

(a) 検査

(1) 総則

合衆国の関税法及び(2)に掲げる法律の規定を含む関税庁が執行するその他の法律の遵守を確保するため、税関職員はこの条の規定に従って、捜査令状なしに合衆国郵政公社により輸出のために送付される国内差出の郵便及び合衆国郵政公社により輸入又は輸出される合衆国を通過する外国郵便を国境において留置し及び検査を行うことができる。

(2) 規定する法律の規定

このパラグラフに規定する法律の規定は次のものとする。

- (A) 合衆国法典第 31 編第 3316 条（支払い手段の輸出又は輸入の報告）
- (B) 合衆国第 18 編第 1461 条、第 1463 条、第 1465 条及び第 1466 条並びに第 11 章（わいせつ物及び児童ポルノ）
- (C) 規制物質輸入及び輸出法第 1003 条（規制物質の輸出）（21 U.S.C. 953）
- (D) 1979 年輸出管理法（50 U.S.C. App 2401 以下）
- (E) 武器輸出取締法第 38 条（22 U.S.C. 2778）
- (F) 国際緊急経済権限法（50 U.S.C. 1701 以下）

(b) 検査に対して封印されていない郵便及びその他の郵便の検査

合衆国の郵便法令により検査に対して封印されていない郵便、税関告知書が添付されている郵便及び差出人又は名宛人が検査に同意することが書かれている郵便は、税関職員により検査することが出来る。

(c) 検査に対して封印されている重さが 16 オンスを超える郵便の検査

(1) 総則

合衆国の郵便法令により検査に対して封印されている重さが 16 オンスを超える郵便は、(2)に定めるところにより、当該郵便に次のものの 1 以上が含まれている合理的疑いがある場合、税関職員により検査することが出来る。

- (A) 合衆国法典第 18 編第 1956 条に規定する支払い手段
- (B) 合衆国法典第 18 編第 2333a 条(a)に規定する大量破壊兵器
- (C) 規制物質法第 202 条の表 I、II、III 及び IV に掲げる薬物その他の物質（21 U.S.C. 812）
- (D) 合衆国法典第 18 編第 793 条から第 798 条のいずれかに違反して伝達される国防及び関連の情報

- (E) 合衆国法典第 18 編第 1715 条又は第 1716 条に違反して郵送される物品
- (F) 合衆国法典第 18 編第 17 章 (わいせつ) 又は第 110 章 (児童への性的搾取及びその他の虐待) に違反して郵送される物品
- (G) 1979 年輸出管理法 (50 U. S. C. App 2401 以下) に違反して郵送される物品
- (H) 武器輸出取締法第 38 条 (22 U. S. C. 2778) に違反して郵送される物品
- (I) 国際緊急経済権限法 (50 U. S. C. 1701 以下) に違反して郵送される物品
- (J) 対敵通商法 (50 U. S. C. App 1 以下) に違反して郵送される物品
- (K) 関税庁が執行するその他の法律に関係する物質

(2) 制限

何人も、閲読の前に次のようでない限り、(1)の権限に基づき、検査に対して封印されている郵便に含まれる信書を閲読し、又は他の者に閲読を許してはならない。

(A) 連邦刑事刑事手続規則の規則 41 に基づく捜査令状が発給されている。

(B) 差出人又は名宛人が当該閲読について書面に認めている

(d) 検査に対して封印されている重さが 16 オンス以下の郵便の検査

この条の他の規定にかかわらず、(a)(1)の規定は、合衆国の郵便法令により検査に対して封印されている重さが 16 オンス以下の郵便には適用しない。

第 584 条 虚偽又は記載漏れの積荷目録；制裁

(a) 総則

- (1) 合衆国向けのあらゆる船舶の船長及び車両の責任者が、職員（関税庁であるか沿岸警備隊の職員であるかを問わない）が要求する積荷目録を提出しないときは、1,000 ドルの制裁金に処する。船用品を含む当該船舶又は車両内において発見又は陸揚げされた商品が、当該積荷目録に未記載若しくは不一致なときは、当該船舶の船長若しくは車両の責任者、当該船舶若しくは車両の所有者又は商品と積荷目録の不一致に直接若しくは間接的に責任を有する者は、10,000 ドル又は発見若しくは陸揚げされた貨物の国内価格に等しい額のいずれか低い額の制裁金に処する。また、当該船舶の船長、高級船員若しくは乗組員又は当該車両の所有者若しくは責任者が所有する商品若しくは荷受人となる商品は、没収され、積荷目録に記載された商品が船舶又は車両で確認できないときは、当該船舶若しくは車両の船長、その他の責任者、所有者又は商品と積荷目録の不一致に直接若しくは間接的に責任ある者は、1,000 ドルの制裁金に処する。ただし、当該積荷目録が、意図的な不正行為によらない損失若しくは紛失、事故による汚損、又は事務的な誤り若しくはその他の誤りによる間違い、及び船舶若しくは車両において発見されなかった商品のいかなる部分も船長の報告に明記されている以外の方法で陸揚げされなかったことを関税庁が認めたときは、当該制裁金は科さない。このサブセクションの適用において、「事務的な誤り」とは、積荷目録の準備、作成又は提出（電子又はその他の方法によるもの。）において怠慢によらない、不注意又は印刷上の誤りをいう。
- (2) 発見された商品にヘロイン、モルヒネ、コカイン、イソニペカイン若しくはあへんを含んでいるときは、当該船舶の船長若しくは車両の責任者又は当該船舶若しくは車両の所有者又はヘロイン、モルヒネ、コカイン、イソニペカイン若しくはあへんが当該商品に含まれていることに直接又は間接的に責任を有する者は、発見された物 1 オンスにつき、1,000 ドルの制裁金を処する。発見された商品にスモッキングあへん、吸入に調合したあへん又はマリファナを含んでいるときは、当該船舶の船長若しくは当該車両の責任者又は当該船舶若しくは車両の所有者又はスモッキングあへん、吸入用に調合したあへん、マリファナが当該商品に含まれていることに直接又は間接的に責任を有する者は、発見された物 1 オンスにつき、500 ドルの制裁金に処する。発見された商品に天然あへんを含んでいるときは、当該船舶の船長若しくは当該車両の責任者又は当該船舶若しくは車両の所有者又は天然あへんが当該商品に含まれていることに直接又は間接的に責任を有する者は、発見された物 1 オンスにつき、200 ドルの制裁金に処する。当該制裁金は、第 594 条ただし書（一般運送業者が使用する船舶又は車両の免除に関する規定。）にかかわらず、当該船舶に対する先取特権の設定を告訴により執行することができる。ただし、船長、士官船員（免許の取得者及び未取得者並びに下級士官を含む。）、当該船舶の所有者のあらゆる者が、当該麻薬類が積載されていることを知らず、細心の注意を払っても知ることができなかったことを裁判所が認めたときは、商取引における一般運送業者としてのいずれかの者に使用されている船舶の船長又は所有者は、当該制裁

金を科されないものとし、当該船舶は、先取特権の対象とはならない。当該船舶の出港許可は、当該制裁金が支払われるまで、又はその支払いについて税関が認める担保が提出されるまでは差し止めることができる。このパラグラフの規定は、法律の他の規定に基づくあらゆる船舶又は車両の没収を妨げるものではない。このパラグラフで用いられる「あへん」及び「マリファナ」とは、それぞれ、規制物質法第 102 条(18)及び第 102 条(16) (21 U. S. C. 802(18) and 802(16)) で規定するものをいう。

(3) 合衆国への輸入が禁止されている商品（船用品を除く。）が、純トン数 500 トンを超えない船舶で発見されたときは、この条又は法律により規定される他の刑罰に加えて、当該船舶は、差押及び没収する。

(b) 手続

(1) 関税庁は、(a)(1)の違反があると確信する正当な理由があり、処分が正当であると決定したときは、制裁金の請求書を発行又は電子送信する意図がある旨の通知を、関係者に対し発行又は電子送信する。当該通知には、次の事項を記載する。

(A) 商品について説明すること

(B) 積荷目録における誤りの詳細を示すこと

(C) 嫌疑が掛けられているすべての法律及び規則を明記すること

(D) 違反を立証する重大な事実すべてを開示すること

(E) 正当な関税に損失がある場合は、その見積り額を示し、また、すべての状況を考慮して制裁金額を査定したこと、及び

(F) 当該制裁金の請求書の発行に対する、口頭及び書面による異議申立てを行う正当な機会が与えられることをその関係者に知らせること

制裁金額が 1,000 ドル以下の(a)(1)に規定する違反は、このサブセクションの通知は要しない。

(2) (1)により発行された通知に対し関係者が異議申立てを行う場合、関税庁は、その異議申立てを検討した後に、通知によって申立てられた(a)(1)の違反の事実について決定する。関税庁は、違反がないものと決定した場合、直ちに通知を送付した相手に対し、当該決定についての報告を発行又は電子送信する。関税庁は、違反があったと決定した場合、当該者に対し、制裁金の請求書を発行又は電子送信する。制裁金の請求書は、(1)(A)から(E)に規定する情報のすべての変更を明記するものとする。

第 586 条 不法な荷卸し又は積替え

(a) 外国の港若しくは場所から到着した船舶又は領海外において商品の受領若しくは引渡しを行った領海内を出入りする船舶の船長で、合衆国税関水域内に到着後、当該商品の荷卸しのための場所に到着前の何時において、いかなる商品（航海用貯蔵物資を含む）を当該船舶から荷卸しすることを許可した者は、商品の価格の 2 倍に相当する制裁金（ただし、10,000 ドル以上）に処し、当該船舶及びその積荷並びに荷卸しされた商品は、差押及び没収する。

(b) 外国の港若しくは場所から到着した船舶又は領海外において商品の受領若しくは引渡しを行った領海内を出入りする船舶の船長で、合衆国への輸入禁制品又は蒸留酒、ワイン若しくはその他のアルコール類を含んだ商品（船用品を含む。）を、当該商品若しくはその一部が法律に違反して合衆国に持ち込まれ、又は持ち込まれるおそれがあることを知りながら、又は持ち込まれるおそれのある状況下にいながら、合衆国税関水域に隣接する公海上において当該船舶から他の船舶への積替え又は受渡しを認めた者は、商品の価格の 2 倍に相当する制裁金（ただし、10,000 ドル以上）に処し、商品を荷卸しした船舶及びその積荷並びに荷卸しされた商品は、差押及び没収する。

(c) 外国の港若しくは場所から到着した船舶又は領海外において商品の受領若しくは引渡しを行った領海内を出入りする船舶の船長で、合衆国への輸入禁制品又は蒸留酒、ワイン若しくはその他のアルコール飲料を含んだ合衆国行きの商品（船用品を含む。）を、合衆国税関水域に隣接する公海上において許可なく、合衆国のあらゆる船舶又は合衆国の市民、合衆国に住所を定める者若しくは合衆国で組織された法人が所有するその他の船舶に積替え若しくは受渡しを認めた者は、商品の価格の 2 倍に相当する制裁金（ただし、10,000 ドル以上）に処し、商品を荷卸しした船舶及びその積荷並びに荷卸しされた商品は、差押及び没収する。

(d) この条の規定に違反して船舶から荷卸しされた商品（船用品を含む。）が、他の船舶に積替え若しくは受渡しを行ったときは、当該商品を受領した船舶の船長及び積替えを幫助した者は、

商品の価格の2倍に相当する制裁金（ただし、10,000ドル以上）に処し、当該船舶及びその積荷並びに荷卸しされた商品は、差押及び没収する。

- (e) 合衆国市民がいかなる場所又は外国人が合衆国内若しくは税関水域内において、この条の規定により船舶が没収のあそれのある商品の荷卸し又は積替えに従事し、又は当該行為を幫助した者は、法律により規定される他の刑罰に加えて、15年以下の拘禁刑に処する。
- (f) 事故、天候不良若しくはその他の必要性により船舶の積荷若しくは物資の一部を荷卸し又は積替えを行ったときは、できる限り早い時期に当該船舶の船長及び積荷又は備品の積替えを受けた船舶の船長は、当該荷卸し又は積替えを行った区域の税関又は当該船舶が最初に到着する区域の税関に通知し、当該荷卸し又は積替えが事故、天候不良若しくはその他の避けがたい原因により行った旨の証拠を提出しなければならない。関税庁が当該荷卸し又は積替えが実際に事故、天候不良若しくはその他の必要性により行われたものと認めたときは、この条で規定する刑罰は科さない。

第 587 条 領海内を出入りする船舶の検査

- (a) 領海内を出入りする船舶又は税関水域内若しくは密輸防止法に規定する税関取締区域内において、法律で規定するライトの点灯を怠った船舶（避けがたい原因による場合は除く。）、第 581 条に規定する追跡の対象となった船舶又は第 581 条(h)に規定する外国政府との特別協定により合衆国税関水域外で検査することが許可されている外国籍船舶に対し、税関職員は、何時でも乗船及び検査することができ、第 581 条の規定は、税関職員の担当区域の内外を問わず適用する。また、税関職員は、当該船舶を検査する際、船舶の積荷及び航海について、当該船長に宣誓させた上、尋問することもでき、積荷を検査するために当該船舶を最も便宜な合衆国の港に移動させることができる。当該船舶の船長が税関職員の合法的な指示を拒否し、船舶、積荷又は航海に関する質問に事実どおりに返答しないときは、500ドル以上 5,000ドル以下の制裁金に処する。当該船舶又は積荷を税関職員が検査した結果、合衆国向けの課税対象商品が発見され、又は当該船舶に積載されていたことが発覚したときは、当該船舶及び積荷は差押及び没収する。合衆国への輸入禁制品又は蒸留酒、ワイン若しくはその他のアルコール飲料（船用品を除く。）が、当該船舶において発見され、又は当該船舶に積載されていたことが発覚したとき、当該貨物は、合衆国向けであるものとみなす。
- (b) 合衆国内、税関水域内若しくは密輸防止法が設定する税関取締区域内のいずれかの場所において発見された貨物積載船舶が、その後軽くなっていること、空荷の状態であること又は積荷若しくはその一部を荷卸ししたことを発見され、船長が合衆国への輸入禁制品又は蒸留酒、ワイン若しくはその他のアルコール類を含んだ積荷若しくはその一部を合法的に荷卸しされた港又は場所を正確に説明できないとき、当該船舶は、差押及び没収する。
- (c) この条の規定は、ある外国の港から別の外国の港に航行する善意の船舶で、風及び天候が許す限り本来の航路を航行中の船舶を没収の対象にするものと解釈してはならない。

第 588 条 外国の港を経由する合衆国各港間の運送

全部又は一部が外国人に属する船舶により合衆国内の港又は場所間の商品の運送に関する規定を避ける目的で、商品を合衆国内の港又は場所において全部又は一部が外国に属する船舶に積載し、外国の港又は場所に行き、そこから合衆国内の他の港又は場所向けに同一又は他の船舶（外国籍、合衆国籍の如何を問わない。）に再積載したときは、当該商品は、当該最終の港又は場所に到着した際に合衆国により差押及び没収され、当該船舶は、純トン数1トンにつき50セントのトン税を支払わなければならない。

第 589 条 税関職員の執行権限

財務長官の指示により、税関職員は次の事項を行うことができる。

- (1) 小火器を携帯すること
- (2) 合衆国官憲により発行された命令、令状、召喚状、出廷命令又はその他の手続を執行すること
- (3) 税関職員の面前で違反した合衆国に対する犯罪又は逮捕すべき者が重罪を犯し、若しくは犯していると思われる正当な理由が税関職員にある場合は、税関職員の面前以外で違反した合衆国の法律により重罪と認める犯罪について、令状なしに逮捕すること、及び

(4) 財務長官が指定する他の法律執行義務を実行すること

第 590 条 航空機による密輸

(a) 総則

法律に違反する商品を合衆国内に持ち込むおそれがあることを知りながら、若しくはその目的をもって、航空機の機長が商品を輸送すること又は当該航空機に搭乗している個人が商品を所有することは違法行為とする。

(b) 海上積替え

航空機及び公海上又は合衆国税関水域上にある船舶との間で、長官より権限を与えられていない者が次により商品を積替えることは違法行為とする。

(1) 次のいずれかの場合

(A) 航空機が合衆国市民により所有又は合衆国において登録されている場合、又は、

(B) 船舶が合衆国の船舶（密輸防止法第 3 条(b) (19 U. S. C. 1703(b)) に定義する船舶。）の場合

(2) 船舶又は航空機の国籍にかかわらず、当該積替えが当該商品又はその一部を不法に合衆国に持ち込むことを目的とした状況において行われた場合

(c) 制裁金

この条の規定に違反した者は、当該違反に関する商品の価格の 2 倍に相当する制裁金（ただし、10,000 ドル以上とする。）に処する。商品の中に規制物資を含んでいる場合の価格は、第 497 条(b)に基づいて決定しなければならない。

(d) 刑事罰

この条の規定に意図的に違反した者は、(c)により制裁金を科するとともに次の刑に処す。

(1) 当該商品に規制物資を含んでいないときは、10,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(2) 当該商品に規制物資を含んでいるときは、25,000 ドル以下の罰金若しくは 20 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(e) 差押え及び没収

(1) (2)に規定する場合を除き、この条に違反して使用され、又は違反を幫助若しくは容易にするために使用された船舶又は航空機は、当該違反により告発されている者の有無にかかわらず、関税法により差押及び没収することができる。

(2) (1)の規定は、一般運送業者が運航する船舶又は航空機には適用しない。

(f) 商品の定義

この条で使用する「商品」とは、合衆国への輸入が禁止又は制限されている商品のみをいう。

(g) 商品積替えの目的

この条において制裁金を科すに当たっては、合衆国の領海から 250 マイル以内における次の行為は、商品の運送又は所有が違法であることの明白な証拠となり、当該行為が当該商品又はその一部を合衆国内に違法に持ち込むことを目的とした積替えであることを示す状況にあるとみなす。また、当該行為は、(e)若しくは第 596 条の運用に際して、航空機又は船舶がこの条に違反して使用され、又は当該違反を幫助若しくは容易にするために使用されたことについての明白な証拠となる。

(1) 適用する法律によりライトの表示が義務づけられている時に、航空機又は船舶がライトを点灯せず運航されていたとき

(2) 適用する法律により設置してはならない補助燃料タンクが航空機にあるとき

(3) 税関職員又はその他の政府関係当局が要求した時、次の事項が正確に判別できないとき

(A) 船舶の名称又は船籍国

(B) 航空機の登録番号及び登録国

(4) 偽りの登録番号、偽り登録国又は船舶の場合は、偽りの船名が外部に表示されているとき

(5) 輸入が禁止又は制限されている商品が積荷目録に記載されず積載されているとき

(6) 積荷目録に記載されず、又は麻薬に関する単一条約若しくはその他の国際条約により要求される許可書又は免許状を添付されていない規制物資が積載されているとき

(7) 密輸のために建設若しくは装備された仕切り又は設備が存在するとき

(8) 税関職員又はその他の政府関係当局が呼びかけた時、船舶が停止しなかったとき

第 592 条 故意、重過失及び過失に対する制裁

(a) 禁止

(1) 総則

合衆国が正当な関税、租税又は手数料の全部若しくは一部を損失するか否かにかかわらず、何人も、故意、重過失又は過失により次の行為を行うことはできない。

(A) 次の手段により合衆国市場へ商品を持ち込み、提出し、又は持ち込み若しくは提出を企てること

(i) 重大かつ虚偽の書類、電子送信によるデータ、情報、書面、口頭による陳述若しくは行為

(ii) 重大な怠慢行為

(B) その他の者による(A)の違反を幫助又は教唆すること

(2) 例外

事務的誤り又は事実の錯誤は、過失行為が反復的に行われていない限り(1)の違反に該当しない。最初の事務的誤りが電子システムにより無意識に繰り返された場合は、過失行為が反復的に行われたものとみなさない。

(b) 手続

(1) 制裁事前通知

(A) 総則

関税庁に(a)の違反を確信する正当な理由があり、手続が正当な権利であると決定した場合、関税庁は、制裁金請求書を発行する意図がある旨の書面による通知書を関係者に対して発行しなければならない。当該通知書には、次の事項を記載しなければならない。

(i) 商品について説明する事項

(ii) エントリー若しくは提出したこと、エントリー若しくは提出を企てたこと、又はエントリー若しくは提出を幫助又は周旋したことの詳細を示す事項

(iii) 違反嫌疑を立証するすべての法律及び規則を明示する事項

(iv) 嫌疑された違反を立証するすべての重大な事実を開示する事項

(v) 嫌疑された違反が故意、重過失又は過失によるものであるかを示す事項

(vi) 正当な関税、租税又は手数料に損失が生じる場合はその見積額を示し、すべての状況を考慮して制裁金額を査定したことを示す事項

(vii) 査定された額の制裁金請求書が発行されるべきでない理由について、口頭及び書面による異議申立てを行う機会が与えられる旨をその関係者に知らせる事項

(B) 例外

次に該当する場合、(A)の規定は適用しない。

(i) (a)の違反に関する輸入が非商業的な性質であるとき

(ii) (2)により発行された制裁金請求書の制裁金額が 1,000 ドル以下のとき

(2) 制裁金請求書

(1)により発行された通知書により関係者が異議申立てを行った場合、関税庁は、当該異議申立てを検討した後に、通知書に記載されている(a)の違反が実際に行われたか否かについて決定する。関税庁は、違反がないと決定したときは、通知書を送付した者に対して、当該決定を書面により直ちに発行する。関税庁は、違反があると決定したときは、当該者に対して、書面による制裁金請求書を発行する。当該制裁金請求書は、(1)(A)(i)から(vii)までに規定する情報のすべての変更を明記する。当該者は、第 618 条により制裁金の免除又は軽減を要求する口頭及び書面による陳情を行う機会が与えられる。第 618 条に基づくすべての手続が決着した時、関税庁は、関係者に対し、最終決定及びその決定の基礎となった事実認定並びに法律の結論を明示した書面による声明を提供する。

(c) 制裁金の上限

(1) 故意

(a)の故意による違反は、商品の国内価格を超えない範囲で制裁金を科する。

(2) 重過失

(a)に定める重過失による違反は、次の額を超えない範囲で制裁金を科する。

(A) 次のうち、いずれか低い額

- (i) 商品の国内価格、又は
- (ii) 合衆国が損失若しくは損失のおそれのある正当の関税、租税又は手数料の4倍
- (B) 違反が関税、租税又は手数料の査定に影響を与えないときは、商品の課税価格の40%
- (3) 過失
 - (a)の過失による違反は、次の額を超えない範囲で制裁金を科する。
 - (A) 次のうち、いずれか低い額
 - (i) 商品の国内価格
 - (ii) 合衆国が損失又は損失のおそれのある正当な関税、租税又は手数料の2倍
 - (B) 違反が関税の査定に影響を与えないときは、商品の課税価格の20%
- (4) 事前開示
 - (a)の違反が正式な調査の前又はその調査の開始を知ることなく関係者が当該違反を開示した場合、商品は、差し押さえすることができず、(c)により査定される制裁金は、次の額を超えてはならない。
 - (A) 違反が故意による場合、
 - (i) 開示の時又は未払いの額の計算について関税庁が通知してから30日（又は関税庁が定めるより長い期間）以内に当該者が正当な関税、租税又は手数料の未払金を支払ったときは、合衆国が損失又は損失のおそれのある正当な関税、租税又は手数料の100%と等しい額
 - (ii) 当該違反が関税の査定に影響を与えないときは、課税価格の10%
 - (B) 違反が過失又は重過失によるときは、開示の時又は未払いの額の計算について関税庁が通知してから30日（又は関税庁が定めるより長い期間）以内に当該者が正当な関税、租税又は手数料の未払金を支払ったときは、合衆国が損失又は損失のおそれのある正当な関税、租税又は手数料の額に対する利子（1986年内国歳入法典第6621条で適用される一般的利子率により清算の日から計算されたもの。）

正式な調査の開始を知らなかったと主張する者は、知らなかったことを立証する責任を負う。この条の適用において、関税庁が(a)に規定する違反の原因となった事実及び状況が発覚又は情報を入手して書面に記録した日を開示された当事者及び開示した情報があった日とみなし、違反についての正式の調査が開始されたものと解する。
- (5) USMCAの申請に関する事前開示
 - 輸入者が長官の制定した規則により自発的及び直ちに修正申告を行い、納付すべき関税を納付した場合、合衆国メキシコカナダ協定実施法第202条に基づく優遇措置の不当な申請を行ったことに対する(a)の制裁金は科されない。
- (6) 合衆国チリ自由貿易協定に基づく原産地の事前開示
 - 輸入者が財務長官の制定した規則により自発的及び直ちに修正申告を行い、納付すべき関税を納付した場合、合衆国チリ自由貿易協定実施法第202条に基づく原産品の適格性の不当な申請を行ったことに対する(a)の制裁金は科されない。
- (7) 合衆国シンガポール自由貿易協定に基づく原産地の事前開示
 - (A) 輸入者が財務長官の制定した規則により自発的及び直ちに修正申告を行い、納付すべき関税を納付した場合、合衆国シンガポール自由貿易協定実施法第202条に基づく原産品の適格性の不当な申請を行ったことに対する(a)の制裁金は科されない。
 - (B) (A)に規定する規則において、財務長官は(A)に規定する修正申告及び関税の納付の期限を、輸入者が原産品の適格性の不当な申請を行った日以後1年を下回らない期限であるように定めることができる。
- (8) 差押え
 - ある者が(a)の規定に違反して、当該者が支払不能となり、合衆国の司法管轄区から離れたため、又はその他の理由で合衆国の歳入の保護するため、又は禁止若しくは制限されている商品の合衆国関税領域への持ち込みを防止するために差押えが不可欠であると思われる合理的な理由が長官にあるときは、当該商品を差押えすることができ、法律に規定する期限内に制裁金が支払われない時は、制裁金査定額により没収することができる。長官は、差押えが行われた後の合理的な期間内に、関係者に対して、差押の理由を記載した書面による報告書を発行しなければならない。このサブセクションにより商品を差し押さえた後、長官は、(c)により査定する最大の制裁金額を超えない保証が供託されたとき、当該商品が制限品の場合

は還付することができ、その他の商品（禁制品を除く。）の場合は還付しなければならない。

(d) 正当な関税、租税又は手数料の損失

第 514 条の規定にかかわらず、合衆国が(a)の違反のため正当な関税、租税又は手数料について損失を被ったとき、関税庁は、制裁金が査定されているか否かにかかわらず、当該正当な関税、租税及び手数料の返還を請求しなければならない。

(e) 国際貿易裁判所の訴訟手続

法律の他の規定にかかわらず、この条により請求した制裁金を徴収するために合衆国が国際貿易裁判所において開始する訴訟手続は、

(1) 制裁金額を含め、すべての問題を新たに審理しなければならない。

(2) 制裁金が故意による場合、合衆国は、明確で納得のいく証拠により嫌疑された違反であることを立証する義務がある。

(3) 制裁金が重過失による場合、合衆国は、嫌疑されている違反のすべての要素を立証する義務がある。

(4) 制裁金が過失による場合、合衆国は、違反となった行為又は怠慢を立証する義務があり、違反嫌疑者は、当該行為又は怠慢が過失により生じたものでないことを立証する義務がある。

(f) USMCA 加盟国への輸出に関する虚偽の証明書

(1) 総則

(2)に規定するほか、合衆国から輸出される産品が合衆国・メキシコ・カナダ協定実施法第 202 条に規定する原産地規則に基づき原産品である旨の USMCA 原産地証明(第 508 条で定義するものをいう。)について、故意、重過失又は過失により虚偽の証明を行うことは違法とする。

(a)の違反に適用するこの条の手続及び制裁金は、このサブセクションの違反に適用する。

(2) USMCA の原産地証明書を発行した輸出者又は生産者が、当該証明書が誤った情報を含んでいる、又は誤った情報に基づいていると信じる理由を有した後速やかに、当該輸出者又は生産者が、当該証明書を提出したすべての相手に対して、証明書の虚偽に関する書面の通知を自発的及び直ちに提供する場合には、この項に基づく罰則は課されない。

(a)の違反に適用するこの条の手続及び制裁金は、(1)の違反に適用する。ただし、

(3) 例外

次の場合、(1)に違反した者とはみなさない。

(A) USMCA 原産地証明書を提出した時の情報は正確であったが、その後の状況の変化により誤りとなった場合で、かつ

(B) 当該者が原産地証明書を提出したすべての者に対して、当該変化に関する書面による通知を自発的及び直ちに提出した場合。

(g) 合衆国チリ自由貿易協定に基づく原産地に関する虚偽の証明書

(1) 総則

(2)に規定するほか、合衆国から輸出する物品が合衆国チリ自由貿易協定実施法第 202 条に基づく原産地規則の適用を受けるときは、チリ F T A 原産地証明書(第 508 条(f)(1)(B)に定義するもの)を故意、重過失又は過失により虚偽の証明を行うことは違法とする。(a)の違反に適用するこの条の手続及び制裁金は、このサブセクションの違反に適用する。

(2) 虚偽の情報の即時かつ自発的な開示

このサブセクションに基づく制裁金は、チリ F T A 証明書を発給した輸出者又は生産者が当該証明が虚偽の情報を含み、又は基づいていると信じるべき理由を入手した後直ちに、当該輸出者又は生産者が自発的に当該虚偽の情報についての書面による通知を当該証明書が発給されたすべての者に行う場合は課されない。

(3) 例外

次の場合、(1)に違反した者とはみなさない。

(A) チリ原産地証明書を提出した時の情報は正確であったが、その後の状況の変化により誤りとなった場合で、かつ

(B) 当該者が原産地証明書を提出したすべての者に対して、当該変化に関する書面による通知を自発的及び直ちに提出した場合。

第 592A 条 特定の違反に関する特別規定

(a) 特定の違反者の氏名の公表

(1) 公表

合衆国の関税領域以外に所在する生産者、製造業者、供給者、販売者、輸出業者又はその他の者で、

(A) 関税庁より第 592 条の規定により制裁金の請求を受け、及び

(B) 第 618 条の規定により請求に関する申立が提出された場合で、行政的救済措置が尽くされた後に同条の最終決定がなされた者について、

財務長官は、(2)に規定する関税法違反を列挙したリストを作成し、当該リストを官報で公表することができる。当該リストは、毎年 3 月 31 日までに及び 9 月 30 日までに公表しなければならない。

(2) 違反

(1)で規定する関税法違反は、次の行為をいう。

(A) 繊維又は衣料製品について虚偽の原産地を記載した書類を使用し、又は記録上の輸入者が後に使用できるようそれらの書類を提供すること

(B) 繊維又は衣料製品の関税領域へのエントリーに関して、偽造されたビザ、ライセンス、許可書、船荷証券若しくはそれらに類する書類を使用し、又は後に記録上の輸入者が使用できるように偽造されたビザ、ライセンス、許可書、船荷証券若しくはそれらに類する書類を提供すること

(C) 原産地に関する虚偽のラベルが貼られた繊維又は衣料製品の製造、生産、供給又は販売を行うこと

(D) 繊維若しくは衣料製品の正規の原産地を隠匿する目的又は輸入割当若しくは自主規制協定を免れる目的で原産地以外の国を通過して繊維若しくは衣料製品の輸送を幫助又は教唆すること

(3) リストからの削除

(1)の規定により公表されたリストに氏名が記載されている者は、長官に対して、当該リストから自己の氏名を削除する申立をすることができる。氏名が公表されてから 3 年以内に、当該者が(2)に掲げる違反を犯していないことを長官が確認した場合、長官は、(1)に基づくリストの次回公表時に、当該者の氏名をリストから削除しなければならない。

(4) 今後の輸入のために必要とする適切な注意

(A) 輸入者及びその他の者の責任

(1)の規定により氏名が公表された後に、氏名を公表された者が直接的又は間接的に生産、製造、供給、販売、輸出又は輸送した繊維若しくは衣料製品をエントリー、合衆国市場への持ち込み又は持ち込もうとした記録上の輸入者に対し、財務長官は、当該繊維又は衣料製品の原産地を正確に記載した書類、包装又はラベルを添付するために適切な注意を払ったことについて財務長官が認める証明を行うよう要求する。当該注意の中には、リストに掲載された者の情報源を単に信頼したものは含まない。

(B) 適切な注意の怠慢

関税庁は、商品の原産地が添付書類に記載された国と異なると判断した場合、記録上の輸入者が第 484 条(a)に違反しているか否かを判断するために、(A)に掲げる適切な注意の怠慢の有無を決定する。

(b) ハイリスク国のリスト

(1) リスト

繊維又は衣料製品の輸送に関する不法な活動又は繊維若しくは衣料製品に関する合衆国の輸入割当を免れるために計画された活動を行ってきた国が、それらの活動を停止させるために合衆国当局との協力に努力したことを実証できないときは、大統領又は商務長官、財務長官、その他適切な省庁及び機関の長の助言により大統領が指定した者は、該当国のリストを公表することができる。当該リストは、毎年 3 月 31 日までに官報において公表しなければならない。リストに掲載された後、第 1 センテンスに規定する不法な活動を停止するために合衆国当局との協力に努力したことを実証した国は、当該リストから削除され、できる限り早急に官報において公表しなければならない。

(2) 今後の輸入のために必要とされる適切な注意

(A) 記録上の輸入者の責任

製品に添付された書類、包装又はラベルに記載された原産地が(1)に基づき公表されたり

ストに掲載された国となっている繊維又は衣料製品をエントリー、合衆国の商業への持ち込み又は持ち込もうとしている記録上の輸入者に対し、財務長官は、当該輸入者、荷受人又は購入者が当該繊維又は衣料製品の原産地を確認するため適切な注意を払ったことについて財務長官が認める証明を行うよう要求する。

(B) 適切な注意の怠慢

関税庁は、商品の生産国が添付書類に記載された国と異なると判断した場合、記録上の輸入者が第 484 条(a)に違反しているか否かを判断するために、(A)に掲げる適切な注意の怠慢の有無を決定する。

(3) 定義

このサブセクションの適用において、「国」とは、外国又は地域をいい、外国の海外の非独立地域又は属国を含む。

第 593A 条 虚偽の戻税請求に対する制裁

(a) 禁止

(1) 総則

いかなる者も、故意又は過失により次の行為を行ってはならない。

(A) 次に掲げる手段により本人若しくはその他の者に対する戻税請求額の支払い若しくは保証を要求、誘導若しくは悪影響を及ぼすこと、又は要求、誘導若しくは悪影響を及ぼすことを企てること

(i) 重大かつ虚偽の書類、書面若しくは口頭の陳述、又はデータ若しくは情報の電子送信、又は行為

(ii) 重大な怠慢行為

(B) その他の者による(A)の違反を幫助又は教唆すること

(2) 例外

事務的誤り又は事実の錯誤は、過失行為が反復的に行われていない限り(1)の違反に該当しない。最初の事務的誤りが電子システムにより無意識に繰り返されたときは、過失行為が反復的に行われたものとみなさない。

(b) 手続き

(1) 制裁金事前通知

(A) 総則

関税庁に(a)の違反を確信する正当な理由があり、手続が正当な権利であると決定した場合、関税庁は、制裁金請求書を発行する意図のある旨の書面による通知書を関係者に対して発行しなければならない。当該通知書は、次の事項を記載しなければならない。

(i) 当該戻税請求を確認する事項

(ii) 戻税請求を要求、誘導若しくは悪影響を及ぼしたこと、又は要求、誘導若しくは悪影響を及ぼすことを企てたこと、又は戻税請求を幫助若しくは獲得したことを詳細に示す事項

(iii) 違反嫌疑を立証するすべての法律及び規則を明示する事項

(iv) 嫌疑された違反を立証するすべての重大な事実を開示する事項

(v) 嫌疑された違反が故意又は過失によるものであるかを示す事項

(vi) 戻税請求によって生じる歳入の実際の損失又は損失のおそれのある見積額を示し、すべての状況を考慮して制裁金額を査定したことを示す事項

(vii) 査定された額の制裁金請求書が発行されるべきでない理由について、口頭及び書面による異議申立てを行う機会が与えられることをその関係者に知らせる事項

(B) 例外

関税庁は、(2)により発行される制裁金請求書の制裁金額が 1,000 ドル以下の場合、制裁金事前通知を発行することができない。この場合、関税庁は、直ちに制裁金請求の手続を取ることができる。

(C) 事前承認

故意による違反嫌疑が生じたという制裁金事前通知書は、関税庁本庁の事前承認なしに発行してはならない。

(2) 制裁金請求書

(1)に規定により発行された通知書に従い関係者が異議申立てを行った場合、関税庁は、当該異議申立てを検討した後に、通知書に記載されている(a)の違反が実際に行われたか否かについて決定する。関税庁は、違反がないと決定したときは、通知書を送付した者に対して、当該決定を書面により直ちに発行する。関税庁は、違反があると決定したときは、当該者に対して、書面による制裁金請求書を発行する。当該制裁金請求書は、(1)(A)(i)から(vii)までに規定される情報のすべての変更を明記する。当該者は、第 618 条の規定により制裁金の免除又は軽減を要求する口頭及び書面の申立を行う機会が与えられる。第 618 条の規定に基づくすべての手続が決着した時、関税庁は、関係者に対し、最終決定及びその決定の基礎となった事実認定並びに法律の結論を明示した書面による声明を提供する。

(c) 制裁金の上限

(1) 故意

(a)の故意による違反には、歳入の実際の損失又は損失のおそれのある額の 3 倍を超えない額の制裁金を科する。

(2) 過失

(A) 総則

(a)の過失による違反には、初犯の場合、歳入の実際の損失又は損失のおそれのある額の 20%を超えない額の制裁金を科する。

(B) 反復的な違反

関税庁は、同一事項に関して、過失による違反が反復的に行われていると判断した場合、2 度目の違反の制裁金額は、歳入の実際の損失又は損失のおそれのある総額の 50%を超えない額とする。以後の過失による反復的な違反に対する制裁金額は、歳入の実際の損失又は損失のおそれのある額を超えない額とする。同一当事者が非反復的な違反を犯した場合は、歳入の実際の損失又は損失のおそれのある額の 20%を超えない額の制裁金を科する。

(3) 事前開示

(A) 総則

(a)の違反が正式な調査される前又はその調査の開始を知ることなく関係者が当該違反を開示した場合、このサブセクションの規定により査定される制裁金は、(B)の規定を条件として、次の額を超えてはならない。

(i) 違反が故意によるときは、請求額の過大な戻税により合衆国が損失又は損失のおそれのある歳入と等しい額

(ii) 違反が過失によるときは、合衆国が損失又は損失のおそれのある歳入の実際の額に対して 1986 年内国歳入法典第 6621 条の規定により適用される一般的利子率に基づき計算された、次の期間の利子と等しい額

(I) 請求額の過大な戻税を行った日から、

(II) 関係者が過大な戻税の額を納付した日までの期間。

(B) 制裁金の制限に影響を与える条件

(c)により査定される制裁金額の(A)における制限は、開示の時又は過大な払戻額の計算について関税庁が通知した後 30 日（若しくは関税庁が定めるより長い期間）以内に、関係者が請求に基づく過大な払戻額を納付した場合に限る。

(C) 立証責任

正式な調査の開始を知らなかったと主張する者は、知らなかったことを立証する責任を負う。

(4) 調査の開始

この条の適用において、違反の正式な調査は、開示する当事者及び開示された情報に関して、関税庁が(a)の違反の原因となった事実及び状況が発覚又は情報を入手した日として書面に記録した日より開始されたものとみなす。

(5) 排他性

この条における制裁金請求は、(a)の戻税に関する違反についての排他的な制裁とする。

(d) 正当な歳入の損失

第 514 条の規定にかかわらず、合衆国が(a)の違反のため正当な関税及び租税の損失を被ったとき、関税庁は、制裁金が査定されているか否かにかかわらず、当該関税及び税金を請求しなければならない。

(e) 戻税遵守管理規定

(1) 総則

関税庁は、請求者及び他の利害関係者が(2)の規定により関税庁より認定を受けた後に参加することのできる戻税に関する管理規定を、戻税貿易業界との協議の後、制定する。戻税遵守管理規定への参加は任意とする。

(2) 認定

当事者は、管理規定により制定された一般要件を充足した後、又は当事者及び関税庁の必要に応じた他の管理規定を取りまとめた後に、戻税遵守管理規定の参加者として認定を受けることができる。認定要件は、当事者の戻税遵守管理規定の規模及び性質並びに請求の量を考慮に入れるものとする。参加者は、認定を受けるため、次のことを実証しなければならない。

- (A) 作成及び提出しなければならない記録の性質並びにそれに関する期間を含む、請求書提出のための法的要件を理解していること
- (B) 請求書の作成並びに必要とされる記録の作成及び提出に携わる従業員に対し、関税庁の要件を説明するための手順が用意されていること
- (C) 請求書の作成する手順、必要とされる記録の作成する手順及び当該記録を関税庁へ提出する手順が用意されていること
- (D) 管理規定に対しての責任者を指定し、当該者の義務に関税庁の払戻要件を習熟し続けることが含まれていること
- (E) 記録の原本又は関税庁が認めた場合は、記録の原本以外の他の記録若しくは記録保管書式に関しての関税庁が承認した記録作成手順があること
- (F) 戻税遵守管理規定若しくは取りまとめられた他の管理規定の要件の不一致又は違反について関税庁に報告するための手順及びそれらの管理規定に関する違反若しくは問題に関して関税庁から通知を受けた時に是正措置を取るための手順があること

(f) 制裁金に代わるもの

(1) 総則

- (A) (e)の規定により戻税遵守管理規定の参加者として認定を受け、
- (B) 管理規定の適切な手順及び要件に一般的に従っている当事者が、(a)に違反した場合、関税庁は、故意又は違反が繰り返し行われなかったときは、制裁金に代わり、違反に関する書面の通知書を当事者宛てに発行する。当事者が違反を繰り返したときは、関税庁が認める是正措置が講じるまでの間、制裁金を課され、及び認定解除の措置が取ることができる。

(2) 通知の内容

(1)の規定により発行される違反通知書は、次の事項を記載する。

- (A) 当事者が(a)に違反した状況
- (B) 違反の性質を説明する事項
- (C) (a)の違反が今後あった場合に、制裁金を科すことを当事者に警告する事項

(3) 通知への反応

当事者は、(1)に規定する通知書の受領後、適当な期間内に違反の再発を防止するために講じた措置に関税庁に通知しなければならない。

(g) 反復的な違反

- (1) (f)(1)に規定する通知書を受領後、同一事項に関して過失による違反を反復的に行った当事者は、次の額の制裁金を科する。

- (A) 2度目の違反
歳入の損失の20%を超えない額
- (B) 3度目の違反
歳入の損失の50%を超えない額
- (C) 4度目以降の違反
歳入の損失の100%を超えない額

- (2) (e)の規定により戻税遵守管理規定の参加者として認定を受けた当事者が、反復的ではない違反を犯した疑いがあるときは、当該当事者は、「警告状」の発行を受けるものとし、それ以後の違反に関しては、(1)で規定する上限の制裁金を支払わなければならない。

(h) 規則

長官は、この条を執行するための規則及びガイドラインを公布する。当該規則において、(g)の適用において、同一事項に関して反復的に行われる過失による違反を、最高3年間は反復的違反として扱うことを明記しなければならない。

(i) 国際貿易裁判所の訴訟手続

法律の他の規定にかかわらず、この条により請求する制裁金を徴収するために合衆国が国際貿易裁判所において開始する訴訟手続は、

- (1) 制裁金額を含め、すべての問題を新たに審理されなければならない。
- (2) 制裁金が故意による場合、合衆国は、明確で説得力のある証拠により嫌疑された違反であることを立証する義務がある。
- (3) 制裁金が過失による場合、合衆国は、違反となった行為又は怠慢を立証する義務があり、違反嫌疑者は、当該行為又は怠慢が過失により生じたものでないことを立証する義務がある。

第 594 条 輸送機関の差押

(a) 総則

- (1) あらゆる船舶、車両若しくは航空機、又は
- (2) 船舶、車両又は航空機の所有者若しくは運航者若しくは船長、機長、車掌、運転手若しくはその他の責任者が、
関税法違反により制裁金の対象になったときは、関係する輸送機関をその制裁金の支払いのために確保しなければならない。当該輸送機関は、関税法の規定により差押、没収及び売却することができる。売却の収益が査定された制裁金及びその財産を差押、維持及び売却に要した費用の合計額を超えるときは、利害関係者のために確保されなければならない。

(b) 例外

- (1) 一般運送業の商取引において、一般運送業者により使用される輸送機関は、次の物品に関して行われた違反については関税法に規定する差押又は没収の対象とならない。
 - (A) 個人の身の回り品
 - (B) 当該輸送機関により正当に輸送される乗客が所有及び携帯している荷物の中にある物品
 - (C) 当該輸送機関の積荷で積荷目録に記載されており、外装又は容器の商標、番号、重量及び数量が積荷目録と一致するもの
ただし、所有者若しくは運航者又は船長、機長、車掌、運転手若しくはその他の責任者が、当該違反に関係する場合、当該違反について知っていた場合又は当該違反を防止若しくは発見することに重大な過失があった場合は、この限りでない。
- (2) (1)又は(c)に規定する場合を除き、所有者が知ることなく、同意することなく、又は故意に無視することなく、犯罪が行われたことを立証された薬物関係の違反に関係する船舶、車両若しくは航空機は、所有者の利益の程度により没収されない。

(c) 輸送機関にある禁制品

輸入規制品が次の状態で発見された場合、又は次の状態にあったことが発覚した場合、当該輸送機関を差押することができ、調査後において没収することができる。

- (1) 一般運送業の商取引において、一般運送業者により使用される輸送機関に積載され、次に該当する1以上の包装物又は容器に収納されている場合
 - (A) 積荷目録（又は船荷証券、航空貨物運送状）に記載のないもの
 - (B) 商標、番号、重量又は数量が積荷目録（又は積荷証券、航空貨物運送状）と一致しないもの
- (2) 当該輸送機関に隠匿されているが、積荷の中にない場合
ただし、所有者、運航者、船長、機長又は積荷目録の正確性を維持若しくは保証することに責任のあるその他の従業員が、当該貨物が積載されていることを知らず、最大の注意を払っても知り得なかったことを立証するときは、この限りではない。

(d) 定義

この条の適用において

- (1) 「所有者又は運航者」とは、次の者を含む。
 - (A) 賃貸借契約又は傭船契約によりその輸送機関を運航する賃借人又は者
 - (B) 法人の役員及び取締役

- (C) 航空会社の空港責任者及びそれに類する地上監督者
 - (D) パートナーシップの1名以上のパートナー
 - (E) 特定の場所において乗客又は積荷の業務に責任のある所有者又は運営者の代表
 - (F) その他関係する責任者
- (2) 「船長」及びパーサー又はその他の者を含む輸送機関の責任者に関する類似の用語は、輸送機関により輸送される積荷の記録の作成に責任ある者をいう。
- (e) 差押に要した諸経費
(c)の規定により差し押さえられ、その後の決定により同サブセクションの違反に該当するが当該船舶を還付する場合、差押及び領置に要した諸経費は一般運送業者が負担する。

第 595 条 搜索及び差押

(a) 令状

- (1) 搜索及び差押を行う権限を有する職員又は者は、
- (A) 関税が未納付又はその他の方法で不法に合衆国に持ち込まれた商品
 - (B) 合衆国関税庁が執行する法律の規定により差押の対象となる財産
 - (C) 故意による第 592 条の違反又は合衆国関税庁が執行する他の法律の違反に関する証拠となる文書、容器、包装若しくはその他の物品
- が住宅、店舗若しくはその他の建物又は場所にあると認める理由があるときは、治安判事、町、郡、州若しくは連邦の判事又は連邦治安判事に申請し、住宅においては日中に、又は店舗若しくはその他の場所においては夜間若しくは日中に立ち入り、令状に記載された商品若しくはその他の物品を搜索又は差押することのできる令状を当該申請に基づき与えられる。
- (2) 没収の対象となる商品又はその他の物品が発見された住居、店舗若しくはその他の建物又は場所が、合衆国と外国の国境上又は国境から 10 フィート以内の場所にあるときは、合衆国内に位置する部分を解体又は撤去することができる。

(b) 他人の所有物件への立ち入り

この法律により搜索及び差押を行う権限を有する者又はその補助者若しくはその者の命令により代行者は、必要と認める場合、公務遂行のためにあらゆる者が所有する住居以外の土地、囲い地及び建物へ立ち入り又は通過することができる。

第 596 条 没収及びその他の制裁

- (a) 第 594 条(b)又は(c)に規定する場合を除き、法律に違反して合衆国に持ち込まれようとしている、持ち込まれた、若しくは持ち込みを企てた物品の輸入、持ち込み、荷卸し、陸揚げ、移動、隠蔽、隠匿若しくはその後の輸送の情報を入手若しくはその他の方法により使用し、幫助し、若しくは容易にした船舶、車両、動物、航空機若しくはその他の物体は、当該物品が当該船舶、車両、動物、航空機若しくはその他の物体又はその他の手段に積載されていたか否かにかかわらず、その用具、装備用具、装備品、装置及び器具とともに差押及び没収することができる。
- (b) 前サブセクションに規定する不法行為を指示した者、当該行為を財政的又はその他の方法で支援した者、又は何らかの方法でその行為に係わった者は、持ち込まれた又は持ち込むことを企てた物品の価格に等しい額の制裁金に処する。
- (c) 法律に違反して合衆国に持ち込まれた又は持ち込むことを企てた商品は、次のように取り扱う。
- (1) 商品が次に該当する場合、差押及び没収しなければならない。
- (A) 盗難、密輸入又は内密に輸入若しくは持ち込まれた場合
 - (B) 規制物資法 (21 U.S.C. 801 et seq.) で定義する規制物資で、適切な法律により輸入されていない場合
 - (C) 1939 年 8 月 9 日の法律第 1 条 (49 U.S.C. App. 781) で定義する禁制品の場合
 - (D) 合衆国法典第 18 編第 841 条(q)に規定するプラスチック爆薬で同編第 18 編第 841 条(p)に規定する探知物質を含まないである場合
- (2) 商品が次に該当する場合、差押及び没収することができる。
- (A) 当該商品の輸入又はエントリーが健康、安全若しくは自然保護についての法律により規制又は禁止され、適切な規定、規則又は法令に従っていない場合
 - (B) 当該商品の輸入又はエントリーが合衆国政府機関のライセンス、許可若しくはその他の認可が必要であり、当該ライセンス、許可若しくは認可が添付されていない場合

- (C) 著作権、商標又は商品名の保護の違反に関係（1946年7月5日の法律第42条、第43条若しくは第45条（15 U.S.C. 1124, 1125 or 1127）、合衆国法典第17編第506条若しくは第509条又は合衆国法典第18編第2318条若しくは第2320条を含むが、これらに限定されない。）する商品又は包装の場合
- (D) 1946年7月5日の法律第43条（15 U.S.C. 1125）を適用する裁判所命令の違反に関係する商品の場合
- (E) 第304条に違反して故意に表示した商品の場合
- (F) 同一の仕出者から同一商品を以前に輸入した時、第304条に違反する表示があることが発覚したという書面による通知を輸入者が受領している商品の場合
- (3) 商品の輸入又はエントリーが数量制限を受け、合衆国政府又は二国間若しくは多角的協定により外国の政府若しくは関係当局が発行するビザ、許可、ライセンス又はその他の類似する書類若しくは証紙を要する場合、当該適切なビザ、ライセンス、許可又は類似する書類若しくは証紙が関税庁に提示されない限り、当該商品は、第499条の規定により留置しなければならない。ただし、商品の輸入又はエントリーに関して提示されたビザ、許可、ライセンス又はその他の類似した書類若しくは証紙が偽造であるときは、当該商品を差押及び没収することができる。
- (4) 分類又は評価に関する法律の規定に違反して輸入又は持ち込まれた商品が合衆国への持込みが許可されないときは、第592条に規定する場合を除き、当該商品を差し押さえてはならない。
- (5) 商品の差押及び没収がこの条により要求又は許可される場合、長官は、次の事項を行うことができる。
 - (A) 第618条の規定により没収を免除する。
 - (B) 商品の輸出を許可する。ただし、当該商品の引き渡し健康、安全若しくは自然保護に対して悪影響を与える場合、又は二国間若しくは多国間の協定若しくは条約に違反する場合は、この限りでない。

第599条 船舶又は積荷に関係してはならない職員

輸入品の関税又はとん税の徴収のため合衆国当局に雇用されている者は、その全部又は一部を問わず、いかなる船舶（ヨット又は他の遊覧船を除く。）を所有してはならず、又は船舶、積荷若しくは船積みに関して所有者の代行者、代理人若しくは荷受人としての行為を行ってはならない。当該者は、販売の目的で合衆国に商品を輸入してはならず、又は当該輸入に直接若しくは間接的に関与してはならない。この条に違反した者は、500ドルの制裁金に処する。

第600条 税関職員によるその他の差押についての関税法の適用

第602条から第619条まで（19 U.S.C. 1602 through 1619）に規定する手続は、関税庁が施行する法律の規定により税関職員が行う財産の差押に適用する。ただし、当該法律に別段の手続を規定している場合は、この限りでない。

第602条 差押；税関職員への報告

法律により差押を行う権限を与えられた職員、代理人又はその他の者が、関税法違反により商品又は手荷物を差し押さえたときは、直ちに違反が行われた区域を管轄する適切な税関職員に当該差押を報告し、差し押さえた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物を当該税関職員に引き渡し、関税法違反に関して報告しなければならない。

第603条 差押；令状及び報告

- (a) 関税法の違反により合衆国に没収されるべき財産並びに第595条の規定により搜索及び差押の対象となっていない財産は、連邦刑事訴訟規則に基づく搜索令状と同一の方法で発行される令状に基づき適切な職員又は者により差し押さえることができる。この権限は、法律により他に規定する差押権限に追加される。
- (b) 関税法違反のために商品の差押を行うとき、又は関税法違反を発見したとき、及び当該差押若しくは発見に関して合衆国検事による訴訟手続を要求するときは、適切な税関職員は、直ちに当該違反が行われた区域又は差押が行われた区域を担当する合衆国検事に報告しなければなら

らない。また、当該報告の中には、当該税関職員が知る限りの事実及び状況の記述、目撃者の名前並びに違反した法律、没収又は有罪とすべき根拠となる法律を含めるものとする。

第 604 条 差押；起訴

合衆国司法長官は、税関職員より受けた報告の事実及びそれに適用すべき法律について直ちに調査しなければならない。当該違反により制裁金、罰則又は没収が適用できる場合、その実行のために合衆国地方裁判所又は国際貿易裁判所における訴訟の開始が必要であると思われるときは、当該制裁金、罰則又は没収を実行させるため、所定の訴訟手続を遅滞なく開始させ、遂行させなければならない。ただし、司法長官は調査の結果、この訴訟手続が持続不可能又は公共の目的において訴訟手続の開始又は遂行を要しないと決定したときは、この限りでない。この場合、司法長官は、前述の事項の指示を得るため、財務長官に報告しなければならない。

第 605 条 差押；管理

関税法又は船舶の航海、登記、登録、免許若しくは入出港に関する法律の規定により差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品及び手荷物は、法律により別段の規定がある場合を除き、法律により処分されるまで差押が行われた区域の適切な税関職員の管理下に置かれ、留置されなければならない。

この処分が行われるまでの間、当該財産は、差押が司法管轄区域内又は関税領域内であるか否かにかかわらず、関連する費用を勘案し、税関職員が最も便利で適切だと考える場所に保管しなければならない。また、財産が差押の行われた司法管轄区域又は関税領域の外部で保管されることにより、当該財産に対する司法権を有する裁判所の司法権に影響は及ぼさない。

第 606 条 差押；鑑定

適切な税関職員は、鑑定の時及び場所における関税法により差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の国内価格を決定する。

第 607 条 差押；価格が 500,000 ドル以下のもの：禁制品；輸送機関

- (a)(1) 差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の価値が 500,000 ドルを超えない場合、
- (2) 差し押さえられた商品が輸入禁制品である場合、
- (3) 差し押さえられた船舶、車両又は航空機が規制物資又は記録化学品の輸入、輸出、輸送又は保管のために使用されていた場合、又は
- (4) 差し押さえられた商品が第 31 編第 5312 条(a)(3)の定義に基づく支払手段である場合、
- 適切な税関職員は、当該物品を差し押さえたこと、没収する意思があること及び売却又は法律によりその他の方法で処分する旨の通知を財務長官が指示する方法により、少なくとも連続 3 週間は告示しなければならない。書面による差押通知書は、適用する手続に関する情報とともに、差し押さえられた商品のすべての利害関係者に送付しなければならない。
- (b) この条において「規制物資」又は「記録化学品」とは、規制物資法第 102 条(21 U.S.C. 802)に定義するものをいう。
- (c) 関税庁長官は、差押に異議のない 100,000 ドル超の価値のある支払手段又は差押の日より 120 日以内に第 613A 条に基づく関税没収資金に供託されなかった売却収益の前年度末現在のドル建て総額の報告書を、各会計年度の 2 月 1 日までに議会に提出しなければならない。

第 608 条 差押；請求；裁判所の宣告

船舶、車両、航空機、商品又は手荷物を返還請求する者は、差押通知が最初に公表された日から 20 日以内に、自己の利害関係について述べた返還請求書を適切な税関職員に提出することができる。当該請求書を提出し、税関職員が認める保証人とともに 5,000 ドル又は請求された財産の価格の 10%のいずれか低い額（ただし、250 ドル以上とする。）の違約金に相当する担保を合衆国に提出した場合、没収の申し渡しがなされたときは裁判を行うための訴訟費用のすべてを債務者が支払うことを条件として、当該税関職員は、当該請求書及び担保を差押物品の複製リスト及び明細書とともに差押を行った区域の合衆国検事に送付しなければならない。また、当該検事は、法律が定める方法で当該商品又は他の財産の没収申し渡しの手続を行わなければならない。

第 609 条 差押；即時没収及び売却

(a) 総則

返還請求書又は担保の提出が前条で規定した 20 日以内に行われなかった場合、適切な税関職員は、当該船舶、車両、商品又は手荷物の没収を公告し、合衆国に放棄された商品を売却すると同様の方法で公売し、又は法律で定めるその他の方法で処分する。売却収益は、第 613 条で定める費用を控除した後、関税没収基金に供託する。

(b) 効力

この条に規定する没収の公告は、合衆国地方裁判所の没収訴訟手続における最終的な没収命令と同様の効力を有する。財産所有権は、没収の原因となった行為の日より先取特権又は抵当権（1920 年船舶の抵当権に関する法律第 30 条サブセクション O（19 U. S. C. App961）又は第 46 編サブセクション O への改正、統合及び制定部分による船舶の第一優先担保を除く。）に関係なく、合衆国に帰属する。合衆国の各州、島の領域、属領及び自治領の当局は、適切な税関職員が没収公告の証明書の写真による申請した場合、当該財産に適用される先取特権又は債務の記録を消去し、合衆国又は合衆国の被譲渡人に対して、必要な財産所有権証明書、登記証明書若しくは類似する文書を発行又は再発行する。

第 610 条 差押；没収訴訟手続

船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が第 607 条の対象とならないときは、適切な税関職員が当該財産の没収申渡しのために適切な訴訟手続を開始するために、差押が行われた区域の合衆国検事に対し、証人の氏名とともに事件の報告書を送付しなければならない。

第 611 条 差押；不法売却

差押が行われた区域において関税法により没収された船舶、車両、航空機、商品若しくは手荷物の売却が、当該区域が属する州の法律により禁止されている場合、又は他の区域においてより有利に売却することができる場合、財務長官は、売却が許される関税領域で売却するために当該船舶、車両、航空機、商品若しくは手荷物の輸送を命じることができる。裁判所は、財務長官の要求に基づき関税法により船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の没収訴訟手続における没収命令で、没収された船舶、車両、航空機、商品又は手荷物をこの条の規定に従って処分するために財務長官に引渡すことを規定することができる。財務長官は、売却収益が売却に要した費用を充当できないと認めた場合、税関職員に滅却を命じることができる。ただし、関税法により没収された商品が、合衆国又は州の法律により使用又は競売が禁止されているときは、財務長官の裁量により滅却又は非禁制品に再製造することができる。その製造された物品は、合衆国のみの利益のために処分されなければならない。

第 612 条 差押；即時売却

(a) 関税法により差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が保管により品質低下、毀損若しくは価格減少が著しく、又は保管費用がそれらの価格を超えらると思われ、当該船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が第 607 条の対象であり、当該船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が担保に基づき引き渡されなかった場合、関税庁は、財務長官が定める規則によりそれらの財産についての公告及び競売するための手続を直ちに開始しなければならない。当該船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が第 607 条の対象とならない場合、関税庁は、合衆国検事に対して差押報告書を送付しなければならない。合衆国検事は、当該船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の即時競売を命じるよう裁判所に申請しなければならない。また、公共的な目的のために競売が必要である場合、裁判所は、即時売却を命じ、売却収益は、没収申渡手続の最終決定を待つため、裁判所に供託しなければならない。当該売却が関税庁により、又は裁判所の命令により行われたかにかかわらず、売却収益は、売却された船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が利害関係者の請求の対象となると同様に、利害関係者の請求の対象とみなされる。

(b) 関税庁は、船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の保管費用がそれらの価格と不均衡と判断した場合、長官が定める規則により当該財産について滅却又はその他の適切な処分を直ちに命じることができる。税関職員は、この条の規定に基づく財産の滅却又はその他の処分に対する責任を負わない。

第 613 条 没収された財産の収益の処分

- (a) (b)に規定する場合を除き、この法律の規定により没収及び売却された船舶、車両、航空機、商品若しくは手荷物の所有権又はそれらの利害関係を請求する者は、当該没収及び売却が関税法に基づくときは財務長官に、又は当該没収及び売却が航海法に基づくときは沿岸警備隊司令官若しくは関税庁長官に対して、売却の日より 3 カ月以内に申請を行い、没収の免除及びその売却の収益又はその収益の権利を有する一部の返還を求めることができる。申請者が没収の公告又は申渡しより以前に差押について知らなかったこと、及び知ることができない状況にあったこと、並びに申請者が故意の過失又は故意によらず没収されたことについて十分な証拠が提出された場合、財務長官、沿岸警備隊司令官又は関税庁長官は、差押及び売却の費用、商品又は手荷物に関税が課せられる場合はその関税、並びに運賃、手数料若しくは共同海損分担金に対する先取特権により支払うべき正当な額を控除した売却収益若しくはその一部を申請者に返還するよう命じることができる。当該免除又は返還の申請が売却後 3 カ月以内に行われなかった場合、又は財務長官、沿岸警備隊司令官若しくは関税庁長官が当該申請を拒否した場合、売却収益は次により処分する。
- (1) 差押、財産の管理、公告及び売却の費用を含め、没収及び売却手続の正当な費用をすべてを支払い、地方裁判所の命令により没収され、その没収費用のための担保が供託されていない場合は、裁判所が査定した費用を支払う。
 - (2) 法律により適切な税関職員に通知された運賃、手数料及び共同海損分担金に対する先取特権に充当する。
 - (3) 残金は、合衆国財務省の一般基金に供託する。
- (b) 商品が第 592 条の規定により没収された場合、同条により最終的に査定された制裁金及びこの条の(a)の(1)若しくは(2)又は第 613A 条(a)の(1)、(3)若しくは(4)で規定する売却費用を超える商品の売却収益は、制裁金の対象者に還付しなければならない。
- (c) 供託の扱い
財産が関税庁が執行及び管理する法律により長官に差し押さえられ、又は第 605 条により他の方法で取得され、及び没収に代わり金銭を供託又は保留する条件で、長官又は長官が指名した者により没収の免除が認められた場合、取得された金額は、没収された品目の売却収益と同様の方法で扱われなければならない。
- (d) 経費
関税庁又は沿岸警備隊が執行する法律により財産を没収するための司法手続又は行政手続においては、関税庁又は沿岸警備隊が差押後、手続開始前又は手続中に負担する没収に関する差押、保管若しくはその他の経費は、裁判所の費用及び連邦裁判所の執行官の経費と同様に取り扱い扱われなければならない。

第 613A 条 関税没収基金

(a) 総則

- (1) 合衆国財務省に「関税没収基金」(以下、この条において「基金」という。)という基金を設置する。当該基金は、合衆国関税庁及び合衆国沿岸警備隊が執行又は管理する法律により行う差押及び没収に関して、割り当てを条件に合衆国関税庁が利用できるものとし、支払い及び返済に充てられる。支払いの対象は、次に掲げるものをいう。
- (A) 没収のための正当な経費(合衆国関税庁が負担する差押に関する調査費用を含む。)又は没収及び売却手続に関するすべての経費。財産の目録作成、保全、保管の維持、財産の公告及び売却、並びに裁判所により没収が決定され、当該費用の担保が提出されていない場合の裁判所が査定する費用が含まれるが、それらに限定されない。
 - (B) 第 619 条の規定に基づく情報提供者への報酬
 - (C) 次の権利を賠償するためのもの
 - (i) 法律により適切な税関職員に提出した運賃、手数料及び共同海損分担金のための先取特権
 - (ii) 没収された財産に対する他の先取特権
 - (D) 免除及び軽減に関して法律が許可する額
 - (E) 第 612 条(b)により処分された財産の利害関係者による、差押の時に適用される額の請求

- (F) 第 616 条(c)又は合衆国法典第 18 編第 981 条の権限により他の連邦機関、州及び地方の法執行機関並びに外国に対して公平に支払う分配金
- (2)(A) 財産の差押又は没収に関する(1)(C)又は(D)に基づく支払いは、差押の時の財産の価格を超えてはならない。
- (B) 財産の差押又は没収に関する(1)(F)に基づく支払いは、処分時の財産の価格を超えてはならない。
- (3) (1)の目的に加えて、基金は、次の目的のために利用する。
- (A) 次に掲げるものの証拠を合衆国関税庁が取得するため
- (i) 規制物資の密輸
- (ii) 規制物資の密輸に関係する恐れのある合衆国法典第 31 編第 51 章の通貨及び外国取引の報告要件の違反
- (B) 合衆国関税庁が法執行のために公務で使用する船舶、車両及び航空機の装備
- (C) 民間人が調査及び秘密調査に関する法執行のために合衆国関税庁と協力する際に負担した経費の長官の裁量に基づく返済
- (D) 第 619 条に規定する報酬金の存在を公表するためのもの
- (E) 州又は地方の法執行機関が公務に使用する船舶、車両及び航空機が、合衆国関税庁と共同で行う取締り及び法執行のために使用される場合、当該輸送機関の法執行のために必要な装備
- (F) 合衆国関税庁と共同で行う法執行のために必要となる州及び地方の取締官の超過勤務手当、旅費、燃料、訓練、準備及びその他の類似する費用の支払い
- (b) 合衆国沿岸警備隊
- 関税庁長官は、(f)(2)に計上された資金で年度 10,000,000 ドルを超える部分は、合衆国沿岸警備隊による差押から得る収益により合衆国沿岸警備隊に利用させる。このサブセクションにより利用できる資金は、次の目的のために使用することができる。
- (1) 合衆国沿岸警備隊が法執行のために公務で使用する船舶、車両及び航空機の装備
- (2) 州又は地方の法執行機関が公務に使用する船舶、車両及び航空機が合衆国沿岸警備隊と共同で行う法執行のために使用される場合は、当該輸送機関の法執行のための装備
- (3) 合衆国沿岸警備隊と共同で行う法執行のために必要となる州及び地方の取締官の超過勤務手当、旅費、燃料、訓練、準備及びその他の類似する費用の支払い
- (4) 沈没させて処分する船舶を処分前に環境に関する法律に適合させるための費用
- (c) 供託
- 合衆国関税庁又は合衆国沿岸警備隊が執行する法律により行われた没収によるすべての没収通貨及び収益金並びに(d)により行われた投資によるすべての収入は、基金に供託しなければならない。
- (d) 投資
- 基金においてこの条の目的のために当面必要とされない額は、合衆国の証券又は合衆国が保証する証券に投資しなければならない。
- (e) 年次報告；監査
- (1) 関税庁長官は、各年度の 2 月 1 日までに次に掲げる詳細な報告書を議会に提出しなければならない。
- (A) 次に掲げる報告書
- (i) 合衆国関税庁又は合衆国沿岸警備隊が執行及び管理する法律により没収された財産に関する資金が前年度に基金に供託されなかったものの概算総額
- (ii) 州又は地方の法執行機関に譲渡されたすべての財産の概算総額
- (B) 次に掲げる報告書
- (i) 前年度当初の基金の残高
- (ii) 前年度の先取特権及び抵当権に関して支払った額並びに州及び地方の法執行機関への分配金
- (iii) 前年度に基金の運用から利益を得た額、証拠として保管されている差押現金の額及び当年度に繰り越された額
- (iv) 1,000,000 ドル以上の価値のある財産に対する被告の衡平法上の権利
- (v) 前年度末の基金の残高

- (C) 前年度に関する次の内容を含む報告書
 - (i) 会計検査院長官の要件に整合的な方法で作成された監査済の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー分析を含む）の完全なセット
 - (ii) 受領又は喪失した歳入の次の事項を示す損益の分析
 - (I) 財産の種類（一般所有物、車両、船舶、航空機、現金及び不動産）
 - (II) 処分の方法（売却、免除、取消し、公的使用、州及び地方機関への分配並びに滅却）
- (2) 基金は、合衆国会計検査院長官が適当と認める条件のもとで、合衆国会計検査院長官による監査を受けなければならない。
- (f) 計上の認可
 - (1) (a)(1)の目的を実行するための必要な額は、基金から計上される。
 - (2)(A) (a)(3)及び(b)で規定する目的を実行するため、毎年度 20,000,000 ドルを超えない額が基金より計上され、(B)を条件として認可される。
 - (B) (A)により計上を認可された額は、次の額を超えない範囲において(a)(3)で規定する目的を実行するために利用される。
 - (i) 1991年度は 14,855,000 ドル
 - (ii) 1992年度は 15,598,000 ドル
 - (3) 各年度末において、基金に残存している支払義務のない額のうち 15,000,000 ドルを超える部分は、合衆国財務省の一般基金に供託しなければならない。

第 614 条 差押財産の還付

この法律の規定により差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物に対する利権の請求権を有する者が、第 606 条の規定により決定された当該船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の価格を支払うことを申し出、実際に当該者がそれらの物に実質的な利権を有すると思われる場合は、関税法に基づくときは財務長官の承認、又は航海法に基づくときは沿岸警備隊司令官若しくは関税庁長官の承認を条件として、適切な税関職員がその申請を受理し、その価格の支払いにより差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物を還付することができる。当該価格は、第 613 条で規定する順序で分配されなければならない。

第 615 条 没収手続の立証責任

輸入品に対する関税又はとん税の徴収に関する法律の規定により差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の没収に関するすべての訴訟(第 592 条に基づく訴訟を除く。)において、当該財産を請求する場合の立証責任は、当該請求者にある。同法律の違反による船舶、車両、航空機、商品又は手荷物の価格の返還を求めるすべての訴訟においては、立証責任は被告人にある。ただし、訴訟事由は、次に掲げる証拠に関する規則に従って裁判所により審判されるよう、訴訟を開始するために最初に示さなければならない。

- (1) 船舶、車両又は航空機に乗り込み、停止を命じ、差押をし、又は逮捕した税関職員の供述若しくは証言は、当該行為が行われた場所に関する一応の証拠とする。
- (2) 商品又は商品の容器に付随若しくは貼付されている外国製であることを表示する記号、ラベル、商標又は印章は、当該商品が外国製であることの一応の証拠とする。
- (3) いかなる種類の船舶も、領海内を出入りする船舶の付近で発見若しくは位置していたことが発覚、並びに当該船舶への接近若しくはその場所から退去、当該船舶への商品、人若しくは文書の引渡し又は受領等、当該船舶との接触、連絡できる方法により当該船舶と接触又は連絡していることを示す状況下で発見若しくはその状況にあったことが発覚した事実は、当該船舶が領海内の不審船舶を訪問したことの一応の証拠とする。

第 616 条 没収財産の譲渡

- (a) 財務長官は、州の法律による没収を選択して、この法律に定める没収手続を取下げることができる。この法律により没収を求める告訴状が提出された場合、司法長官は、州の法律による没収を選択して、その告訴状の却下を求めることができる。
- (b) 没収手続がこの条により取下げ又は却下された場合、
 - (1) 合衆国は、差押財産を州又は地方の適切な担当官に譲渡することができる。

- (2) 取下げ又は却下の通知は、利害関係者全員に対し、行われなければならない。
- (c) 没収財産の処分
- (1) 財務長官は、この条により没収した財産を、次の(A)若しくは(B)又はその双方の規定により利用することができる。
- (A) その財産を公務に供するために保有する。
- (B) その財産を次に掲げる機関に譲渡する。
- (i) 他の連邦機関
- (ii) その財産の差押若しくは没収に直接的若しくは間接的に参加した州又は地方の法執行機関
- (iii) 民間航空パトロール
- (2) 長官は、没収した人的財産又は没収した人的財産若しくは不動産の売却収益を、その財産の差押若しくは没収に直接的又は間接的に参加した外国に譲渡することができる。ただし、当該譲渡には次の事項を条件とする。
- (A) 国務長官が同意していること
- (B) 合衆国と外国との間の国際協定において認められていること
- (C) 相手国が適用可能な場合、1961年外国援助法第490条(b)の規定により認定されていること
- (3) 航空機は、航空捜索隊、レスキュー隊及びその他緊急業務を行う機関の支援のため、並びに連邦機関との覚書きに基づく不法薬物の不正取引監視のために、(1)(B)(iii)の規定により民間航空パトロールに譲渡することができる。ジェット航空機は、(1)(B)(iii)に規定する民間航空パトロールに譲渡することができない。
- (d) この条の規定により譲渡された財産に関する行為が、譲渡後に生じた行為又は怠慢に基づいている場合、合衆国はその行為に対して責任を負わない。

第617条 財務長官による政府請求権の和解

関税法に基づく請求を担当する税関職員、合衆国検事又は特別検察官が当該請求の基礎となる事実、返還の可能性及び和解を実現する条件が示された報告書を提出し、財務省法務総監がその行為を勧告した場合、財務長官は、その報告書に基づき当該請求を和解する権限を有する。

第618条 制裁金の免除又は軽減

この法律の規定により差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品若しくは手荷物に利害関係を有する者又は制裁金若しくは罰則を科された者若しくは科されたと申立てを行った者が、当該船舶、車両、航空機、商品若しくは手荷物の売却前に、関税法に基づくときは財務長官に、又は航海法に基づくときは沿岸警備隊長官若しくは関税庁長官に対して、当該制裁金又は没収の免除又は軽減の申立書を提出したときは、財務長官、沿岸警備隊長又は関税庁長官は、当該科料、制裁金若しくは没収が故意の過失又は請願者による歳入の故意若しくは法律違反の意図がなかったこと、又は当該制裁金、罰則若しくは没収の免除又は軽減を正当化する根拠となる状況を確認できる場合、適当と認める期間若しくは条件において免除又は軽減することができ、又はそれに関する起訴の取下げを命じることができる。財務長官は、事実の確認するため、その申立書に関して証言を行うよう税関職員に要請することができる。ただし、この条は、その申立書の提出前になされた報酬の裁定をいかなる者から奪うものと解釈してはならない。

第619条 情報提供者への報酬

(a) 総則

- (1) 合衆国の雇員又は職員でない者が、
- (A) 関税法又は航海法に基づく差押及び没収の対象となる船舶、車両、航空機、商品又は手荷物を発見及び差押し、かつ、発見及び差押を税関職員に報告したとき、又は
- (B) 合衆国検事、財務長官又は税関職員に、
- (i) 関税収入に関する故意又は
- (ii) 他の者が犯している若しくは企てている又はすでに犯した若しくは企てた関税法又は航海法の違反に関する最初の情報を提供し、
- (2) 当該発見及び差押又は当該情報が、

- (A) 関税ほ脱又は
- (B) 制裁金、罰則又は財産の没収の補填につながる場合、
長官は、当該者に対して補填された純額の 25%を超えない範囲において報酬金を支払うことができる。
- (b) 売却されない没収財産
 - (1) 船舶、車両、航空機、商品又は手荷物が合衆国に没収され、その後、売却に代わり、
 - (A) 関税法又は航海法により減却される場合又は
 - (B) 公務に供するために政府機関に引き渡された場合、及び
 - (2) (a)により報酬を受領する資格を有する者が存在するが、当該没収財産が売却されなかった場合、
長官は、当該没収財産の評価額の 25%を超えない範囲において当該者に報酬金を支払うことができる。
- (c) ドルの制限
この条により者に支払われる額は、いかなる場合においても 250,000 ドルを超えてはならない。
- (d) 支払いの財源
他の法律に規定される場合を除き、この条により支払われる額は、関税歳入の徴収のために利用される充当金から支払われなければならない。
- (e) 保釈保証の取得
この条の適用において、保釈保証により補填された額は、制裁金の補填とみなす。

第 620 条 合衆国職員による金銭の受領

発見及び差押を行った者又は当該情報を提供した者が得るべき金銭の一部を直接的又は間接的に受領、受諾又は約束した合衆国職員は、重罪とし、その判決において 10,000 ドル以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。また、今後、名誉、信頼又は俸給を受ける任務に就く資格を失う。当該金銭の一部又は当該金銭の相当物を合衆国職員又は当該職員が使用するための第三者に支払った者は、当該職員若しくはその職員の法的代理人又は第三者若しくはその者の法的代理人に対して、訴訟を起こす権利を有し、及び支払った金銭又は相当物を回収する権利が与えられなければならない。

第 621 条 訴訟の制限

第 592 条(d)、第 593A 条(d)の規定に基づく関税又は関税法に基づく制裁金若しくは財産の没収を補填するための訴訟は、嫌疑された犯罪が発見された時から 5 年以内に、没収の場合は、所有物が関係する嫌疑された犯罪が発見された時から 2 年以内に提起されない限り、成立しない。ただし、

- (1) 第 592 条又は第 593A 条の違反が嫌疑されている場合の訴訟（同条(d)に基づく正当な関税の返還のための訴訟を含む。）は、違反が嫌疑された日より 5 年以内、又は故意による違反の場合は、故意が発覚した日より 5 年以内に提起されない限り、成立しない。
- (2) 制裁金又は没収の対象となる者が合衆国にいない期間又は財産が隠匿されている期間若しくは存在しない期間は、5 年の制限期間に算入しない。

第 622 条 外国の陸揚証明書

財務長官は、歳入の保護のため又は国際的義務を果たすために必要と認めるときは、合衆国から輸出された商品又は残余貨物に関する陸揚証明書の提出を規則により要求することができる。

第 623 条 担保及びその他の保証

- (a) 担保又はその他の保証が法律により特に要求されていない場合、財務長官は、歳入を保護するため又は財務長官若しくは関税庁が執行権限を有する法律、規則若しくは訓令の執行を確保するために必要と認める担保又はその他の保証を、規則又は特別な訓令により要求し、又は税関職員にその要求する権限を与えることができる。
- (b) 財務長官又は関税庁が執行権限を有する法律、規則又は訓令により担保が要求又は認められている場合、財務長官は、次の事項を行うことができる。

- (1) 他の法律により規定されている場合を除き、当該担保の条件、形式及び担保を関税庁に提出する方法又は認可された電子データ交換システムにより送信する方法を規定すること、並びに損害賠償又は違約金の支払っているか否かにかかわらず、制裁金額を決定すること。ただし、(4)により包括担保の採用が認められている場合、財務長官は、他の法律、規則又は訓令にかかわらず、当該担保についての制裁金額を決定することができる。
- (2) 法律の一般規定にかかわらず、当該担保の保証人の承認について規定すること
- (3) 1年を超えない期間又は財務長官が個々の特殊事情を勘案して長い期間が必要と認めた場合は1年以上の期間において、輸入が同様の場合に補填及び拡充できる条件の期間担保の適用を認めること
- (4) 財務長官又は関税庁が執行権限を有する法律、規則若しくは訓令の複数の規定を遵守させるために必要と認めるときは、個別担保の代わりに包括担保（単一の申請又は期間）の採用を認めること。このサブセクションにより採用される包括担保は、法律、規則又は訓令のすべての規定に関して、それぞれの規定を遵守するために採用された個別担保の場合と同様の効果及び拘束力を有する。
- (c) 財務長官は、担保の条件に違反があった場合、長官が十分と認める当該担保より小さい額若しくは制裁金を支払い、又はその期間若しくは条件により、この条で規定する担保の取消し又は当該担保に反して行われた請求の取消しを認めることができる。財務長官は、一律、合理的及び公平な決定をするために、担保又は当該担保に基づく請求の取消期間及び条件の設定基準を定めるガイドラインを公布する。
- (d) 財務長官又は関税庁が執行権限を持つ法律、規則又は訓令を遵守させるために採用される担保の条件は、当該担保の採用を認可又は要求する法律、規則又は訓令において、当該条件が明記されていないという理由で無効とみなされない。認められた電子データ交換システムにより関税庁に送信された担保は、当該担保が手作業に作成、署名及び提出された場合と同様の効力を有し、当事者に対して拘束力を有する。
- (e) 財務長官は、財務長官又は関税庁が執行権限を有する法律、規則又は訓令により要求又は認められた担保に基づく保証に代わり、規則に定められた額及び条件の合衆国の通貨又は証券の供託を許可する権限を有する。

第 624 条 一般規則

この法律により与えられる特別の権限のほかに関税長官は、この法律の諸規則を遂行するために必要な規定及び規則を定める権限を有する。

第 625 条 解釈的な判定又は決定；公共情報

(a) 公表

財務長官は、この法律に基づく税関業務の処理に関する解釈的な判定（判定状又は内部助言覚書を含む。）又は異議申立ての検討決定がなされた日から 90 日以内に、当該判定又は決定を税関公報において公表し、又は他の方法で閲覧できるようにしなければならない。

(b) 不服申立

ある者は、不利な解釈的な判定及び当該判定の実行のために定められた規則の解釈を改めて検討させるため、関税庁内のより上部機関に再審査してもらうよう不服申立することができる。当該不服申立は、不服申立が行われた日から 60 日以内に、業務上の合理的な申立により検討及び決定されなければならない。長官は、このサブセクションを執行するための規則を公布する。

(c) 修正及び廃止

提出された解釈的な判定又は決定が次に該当する場合、税関公報において公表しなければならない。

(1) 発効してから少なくとも 60 日を経過する以前に提出された解釈的な判定又は決定の修正（事務的誤りの訂正を除く。）又は廃止となっているもの

(2) 関税庁が以前、実質的に同一の業務に与えた処置を修正する効果を有するもの長官は、当該公表の日から 30 日以内において、提出された判定又は決定の正確性について、意見を利害関係者に与えなければならない。長官は、当該意見を検討した後、意見を受けた日から 30 日以内に、最終的な判定又は決定を税関公報において公表しなければならない。最終的な判定又は決定は、当該公表の日から 60 日後より効力を発する。

- (d) 裁判所の決定を制限する関税庁決定の公表
裁判所の決定の適用を制限する提案を行う決定は、最終決定の前に意見する機会を与える旨の通知とともに、税関公報において公表しなければならない。
- (e) 公共情報
長官は、輸入者及び輸出者が関税法及び規則に従うために必要な訓令、要件、方法若しくは助言を含んだ指令、覚書、電子メッセージ及びテレックスを含むすべての情報を、効率的、包括的及び適当な時期の方法により書面又は電子的メディアを通じて、発表することができる。このサブセクションにより発表されるすべての情報は、合衆国法典第 5 編第 552 条で規定する開示免除の対象となるものでなければならない。

第 626 条 (a) 外国政府又は関税同盟が合衆国と締結した国際協定により要求される輸出措置を監督及び取締りを行うため、財務長官は、合衆国大統領及び外国政府又は関税同盟の要求によりその外国政府又は関税同盟が発行した有効な輸出承認書又はその他の文書の提示を要求において明記された製鋼所製品の合衆国輸入の条件として要求することができる。長官は、有効な輸出承認書又はその他の文書が添付されずに申告される当該商品の合衆国への輸入を拒否することのできる条件及び制限を規則により規定することができる。

(b) この条は、1983 年 1 月 1 日以前に財務長官が受領した要求のみに対して、当該協定の継続期間において適用される。

第 627 条 一定の車両等の不正な輸入又は輸出

- (a)(1) 次に掲げるものを故意に輸出入し、又は輸出入を企てた者は、10,000 ドル以下の長官の定める額の制裁金に処する。
- (A) 盗まれた自走式車両、船舶、航空機又はそれらの一部
- (B) 識別番号が除去、抹消、改変又は変更されている自走式車両又はその一部
- (2) このサブセクションの違反において、当該自走式車両、船舶、航空機又はそれらの一部は、差押及び没収する。
- (b) 中古の自走式車両の輸出しようとする者は、当該車両が船舶若しくは航空機に積載されるときはその前に、又は鉄道、道路若しくは自力で輸送されるときはその転送前に、長官が定める規則により当該車両及び車両識別番号を含む当該車両に関する書類を税関職員に提出しなければならない。長官の規則に違反した者は、500 ドル以下の制裁金に処する。
- (c) この条の適用において、
- (1) 「自走式車両」とは、自動車、トラック、トラクター、バス、オートバイ、キャンピングカー、自走式農機具、自走式建設機具、自走式特殊用途機具及びその他陸上走行用（鉄道走行用を除く。）使用又は設計された自走式車両を含む。
- (2) 「航空機」とは、1958 年連邦航空法第 101 条(5)(49 U.S.C. 1301(5)) に規定するものをいう。
- (3) 「中古」とは、衡平法又は法律の権利が製造者、卸売者又は販売者から最終購入者に移転済の自走式車両をいう。
- (4) 「最終購入者」とは、再販売以外の目的で自走式車両を最初に善意取得した者をいい、販売者としての資格で購入する販売者を除く。
- (d) 税関職員は、自動車、水陸両用以外の船舶及び航空機に関して、長官の指示により連邦、州、地方及び外国の法執行機関若しくは政府当局、並びに盗難防止に従事する機関と協力及び情報交換することができる。

第 628 条 情報交換

- (a) 総則
長官は、次の事項を行うために情報の交換が必要であると合理的に考えた場合、外国の税関及び法執行機関と情報又は文書を交換する権限を規則により税関職員に与えることができる。
- (1) 関税庁が執行する法律又は規則の遵守を保証するため
- (2) 合衆国が当事者となる多国間又は二国間協定を執行するため
- (3) 合衆国における調査手続、司法手続、準司法手続を援助するため

- (4) 外国の税関若しくは法執行機関が行う、又は外国における手続の関係で行われる(1)から(4)⁹までに規定する行為のいずれかに相当する行為のため
- (b) 提供された情報の非開示及び使用
- (1) 外国の税関及び法執行機関に提供する情報が、機密事項として扱われ、長官によるそれらの機関への情報提供の根拠となる法執行の目的のみのために使用される保証を長官がそれらの機関から得た場合にのみ、情報を(a)に基づきそれらの機関に提供することができる。
- (2) (1)で規定する保証に違反した外国の税関又は法執行機関に対しては、(a)に基づく情報の提供を行うことができない。
- (c) USMCA 国の政府職員
- (1) 一般
- 長官は、次の場合、USMCA 国の政府職員と情報を交換する権限を税関国境保護局に与えることができる
- (A) USMCA 第 2 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章又は第 7 章の実行のため、情報の交換が必要であると合理的に考える場合
- (B) 長官が、その情報が機密事項として扱われ、政府の目的のみのために使用される保証を当該職員より得る場合
- (2) 定義
- 「USMCA」及び「USMCA 国」とは、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定するものをいう。

第 628A 条 貿易執行に関連する情報の交換

- (a) 一般
- (c) 及び(d)に従うことを条件として、合衆国税関国境保護局長官が、商品が本法第 526 条又は合衆国法典第 17 卷第 602 条、第 1201 条(a)(2) 若しくは第 1201 条(b)(1)に違反して合衆国に輸入されていることを疑う場合において、(b)に記載されている者による商品の検査又は試験が、その商品が同条に違反して輸入されているか否かを決定する上で局長を助けると決定するときは、局長は、局長は、その者が検査及び試験を行うことを許可するため、次のことを行うことができる。
- (1) 商品並びにその包装及びラベルに表示される情報（商品並びにその包装及びラベルの編集されていない画像を含む。）をその者に提供すること
- (2) 適用される保税要件に従うことを条件として、商品の編集されていない見本を提供すること
- (b) 記載されている者
- このサブセクションに記載されている者は、次の者である。
- (1) 第 526 条に違反して輸入された疑いのある商品の場合は、当該商品により模倣又は模倣された疑いのある商標権者
- (2) 合衆国法典第 17 卷第 602 条に違反して輸入された疑いのある商品の場合は、当該商品によって侵害された疑いのある著作権者
- (3) 当該著作権で保護された著作物へのアクセスを効果的に規制する技術的手段を回避することを主たる目的として設計又は製造された疑いのある商品であつて、当該著作物の第 1201 条(a)(2) に違反して輸入されたものについては、当該著作物の著作権者
- (4) 著作物又はその一部の著作権者の権利を有効に保護する技術的手段による保護を回避することを主たる目的として設計又は製造された疑いのある商品であつて、当該商品に違反して輸入されたものものについては、当該著作物の著作権者
- (c) 制限
- (a)は、合衆国税関国境保護局に記録されている商標又は著作権を侵害している疑いのある商品についてのみ適用される。
- (d) 除外
- 局長は、そのような情報、写真又は見本を提供することが、進行中の法執行捜査又は国家安全保障を損なうことになる場合は、(a)に基づいて情報、写真又は見本を、(b)に記載されている者に提供することはできないが。

第 629 条 外国における検査及び事前承認

⁹ 原文どおり。おそらく(3)の誤り。

(a) 総則

条約又は行政協定により権限を与えられた場合、長官は、合衆国に到着する以前又は出発後に人物及び商品を検査する目的で、外国に税関職員を駐在させることができる。

(b) 職務及び義務

(a)により外国に駐在する税関職員は、駐在する国の条約、協定又は法律が認める職務及び義務（検査、搜索、差押及び逮捕を含む。）を果たすことができる。

(c) 遵守

長官は、外国における合衆国関税法の遵守を規則により要求することができる。この場合、商品の輸入又は輸出、虚偽の報告書の提出及び商品の税関管理からの不法な解除に関する合衆国の関税法その他の民法及び刑法が、外国の駐在所が合衆国の関税領域内の通関港における場合と同様の方法で適用される。

(d) 差押

条約、協定又は外国の法律により認可される場合は、合衆国の法律における差押又は没収の対象となる商品を外国において差し押さえることができ、関税法において処理するために、税関管理の下で合衆国の関税領域に輸送することができる。

(e) 合衆国における外国の税関職員の駐在

国務長官は、合衆国から外国に又は外国から合衆国に直接渡航する者及び商品が、商品の輸入又は輸出に関する当該国の関税法及びその他の法律を遵守することを保証するため、当該国の税関職員及び植物防疫職員（同様の特権が当該国より合衆国に与えられることを条件とする。）を合衆国に駐在させることを認可する協定を、財務長官及び農務長官との協議により当該国と締結することができる。このサブセクションにより合衆国に駐在する外国の税関職員及び植物防疫職員は、合衆国が、条約、協定又は法律により当該国で果たす権限を与えられた職務及び義務を遂行し、及び与えられた特権及び免除を享受することができる。

(f) ある一定の法律の適用

(e)により外国の税関職員が合衆国に駐在しているときは、当該国においても同様の規定が合衆国に適用されることを条件として、

(1) 合衆国法典第 18 編第 111 条及び第 1114 条の規定は、当該税関職員がこれらの条で指定されているものとして適用する。

(2) 何らかの問題において、合衆国に駐在する外国の税関職員の前で、策略、計画若しくは方策により重大な事実を情を知り又は故意に偽り、隠匿若しくは隠蔽する者、又は虚偽、架空若しくは故意の供述若しくは表示をする者、又は虚偽、架空若しくは故意の供述若しくは申告であることを知りつつ虚偽の書類若しくは文書を作成又は使用する者は、10,000 ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。

(g) この編の第 1401 条に基づき、税関職員の義務の遂行を指定された者は、当該義務の遂行において指定された者が行なった行為に関して、税関職員と同様な特権及び免除を受けるものとする。

第 630 条 請求を処理する権限

(a) 一般

合衆国法典第 28 編第 171 章により処理することのできない請求に関して、1 件が 50,000 ドル以下のときは、関税庁が雇用し、職務の範囲内で行動している調査官又は取締官（合衆国法典第 28 編 2680 条(h)の定義に基づく者。）の原因による私的財産の損害又は損失の賠償請求について、長官が処理することができる。

(b) 制限

長官は、次の請求について(a)に基づく請求の支払いを行うことができない。

(1) 商業財産に関するもの

(2) 発生後 1 年以上経過してから長官に提出されたもの

(3) 合衆国政府の職員又は雇員が提出した請求で、職務の範囲内で生じたもの

(c) 最終決定

請求者が請求の完全な賠償としての決定額を受諾した場合に限り、この条により請求額を支払うことができる。

第 631 条 民間徴収機関の利用

(a) 総則

長官は、法律の他の規定にかかわらず、長官が適当と認める条件及び状況において、関税法により生じた負債及び合衆国政府に支払い義務のある負債を回収するため、1以上の者と徴収事務に関する契約を締結し、それに関する責務を負うものとする。ただし、適用可能な保証担保に基づくすべての請求を含め、負債を徴収するための行政上の努力をすべて尽くした後のみに実施される。

(b) 契約の要件

(a)により締結される契約は、次の事項を規定する。

(1) 財務長官は、論争を解決する権限、請求を和解する権限、徴収行為を終結させる権限及び民事訴訟を提訴する事柄を司法長官に付託する権限は、保有し続ける。

(2) その者は、次の規定の対象となる。

(A) 合衆国法典第 5 編第 552a 条(m)の規定

(B) 合衆国政府及び州政府の債務徴収業務に関する法律及び規則

(c) 費用の支払い

債務者は、この条に基づく徴収に関連するすべての費用を査定され、支払うものとする。合衆国法典第 31 編第 3302 条(b)の規定に関わらず、当該徴収は、債務徴収業務の費用の支払いに用いるものとする。

第VI節 雑則

第 641 条 通関業者

(a) 定義

この条の適用において、

(1) 「通関業者」とは、(b)に基づき長官が通関業者の免許を与えた者をいう。

(2) 「税関業務」とは、商品の申告及び許可、商品の分類及び評価、関税庁が商品の輸入に対する査定又は徴収した関税、租税及びその他手数料の支払い、又はその払戻し、割戻し若しくはそれらの還付に関して関税庁が行う処理に関する活動をいう。当該業務には、作成者により署名又は提出されるか否かにかかわらず、その活動の促進のため関税庁に提出することを目的とする書式の文書又は用紙を作成すること及び文書、インボイス、証書又はその一部の電子送信すること、又はこの作成に関する活動が含まれるが、税関への送信のために受領したデータの単なる電子送信は含まない。

(3) 「長官」とは、財務長官をいう。

(b) 通関業者の免許

(1) 総則

(2)又は(3)に基づき長官が発行した有効な通関業者の免許を有しない者は、税関業務（自己のために行う場合を除く。）を行うことができない。

(2) 個人に対する免許

長官は、その者が合衆国市民である場合のみ、通関業者の免許を交付することができる。

長官は、その免許を交付する前に申請者が善良な性格及び税関業務の遂行に際して他者に価値ある業務を提供する資格を有していることについて、必要と認める事実の証明を申請者に要求することができる。長官は、申請者の資格を評価する際、関税法及び関連法令、規則、手続、簿記、会計、その他適切な事柄すべてに関する申請者の知識を判定するため、試験を実施することができる。

(3) 法人等に対する免許

法人若しくは団体の少なくとも 1 名の役員又は組合の 1 名のメンバーが、(2)により有効な通関業者の免許を保有しているときは、長官は、合衆国の各州の法律により組織された又は存在する法人、団体又は組合に対して、通関業者の免許を交付することができる。

(4) 義務

通関業者は、自らが行う税関業務に対して責任ある監督及び管理を行わなければならない。

(5) 免許の失効

(3)により法人、団体又は組合として許可されている通関業者は、法人若しくは団体の役員

又は組合のメンバーの中に(2)により有効な免許を与えられた者が少なくとも1名いなければならない条件が満たされない状態が120日以上続いたときは、その通関業者にこの条(6)の規定を含む。)に基づく他の制裁が課される他、法律の執行により免許の取消処分となる。

(6) 禁止行為

このサブセクションにより交付された有効な通関業者の免許を保有することなく、自己のため以外の目的で意図的に税関業務を行った者は、この条の他の規定の各違反と同様に各行為に対して、10,000ドル以下の制裁金を合衆国に支払わなければならない。この制裁金は、(d)(2)(A)で規定される制裁金と同様の方法及び同様の手続により査定されなければならない。

(c) 通関業者の許可

(1) 一般

(b)により通関業者の免許を与えられた者に、長官が定める規則により次のうち一方又はその両方の発行されなければならない。

(A) 長官が規則により定める税関業務を行うための全国的許可書

(B) 当該者が税関業務を行う各税関管区についての許可書。(2)に規定する場合を除き、当該者の税関業務を責任をもって監督及び管理するため、(b)(2)により免許をうけている者を少なくとも1名は正式に雇用しなければならない。

(2) 除外規定

(b)により通関業者の免許を与えられた者が、次に掲げる事項を長官が認めるよう証明することができる場合、長官は、(1)(B)の要件を適用除外することができる。

(A) 通関業者が税関管区に所在する地方において、(b)(2)により免許を与えられた者を少なくとも1名は正式に雇用していること

(B) 当該者が当該管区で行う税関業務に対して、当該管区において雇用された者が責任のある監督及び管理を行うため、十分な手続がその社内存在すること

(3) 許可書の失効

(1)により許可書を与えられた通関業者が(b)(2)により免許を与えられた少なくとも1名を、許可書が発行された管区内又は地方内((2)が適用される場合。)において雇用する条件を連続180日間満たしていない場合、その通関業者に対してこの条((d)を含む。)に基づく他の制裁が課せられる他、許可書を法律の執行により取消す。

(4) 副代理人の任命

(c)(1)の規定にかかわらず、第411条(a)(2)(B)に基づく全国税関電算化計画の構成要素が、第413条(b)(2)の規定が財務長官により実行された場合、免許を与えられた通関業者は、法律又は規則によって電子送信することを許可された情報の提出に関する活動について、税関管区の許可書を有する他の通関業者を当該管区において副代理人として自己に代わり活動するよう選任することができる。このパラグラフの規定により副代理人を選任する免許を有する通関業者は、保証により生ずるいかなるすべての義務、並びにいかなるすべての関税、租税及び手数料、法律により課されるその他のいかなる責任も引き続き負うものとし、それらの責任を副代理人に委任することはできない。

(d) 懲戒手続

(1) 一般規則

長官は、通関業者について次の事項が証明されたときは、(B)(iii)で規定する違反を除き、いかなる場合において制裁金を科すことができ、又は通関業者の免許若しくは許可書の取消し又は停止を行うことができる。

(A) この条に基づく免許若しくは許可書の申請書又は関税庁に提出する報告書において、重大な事実に関し、その時点及びその作成の状況から虚偽若しくは誤解させる記述をした場合又は結果的にそうなった場合、又は申請書若しくは報告書において、記述を要する重大な事実を記述しなかった場合

(B) (b)により免許の申請書が提出された後に、長官が次の事項を発見し、重罪又は軽罪として有罪の判決を受けた場合

(i) 商品の輸入又は輸出に関わること

(ii) 税関業務の実行によって生じたこと

(iii) 窃盗、詐取、強盗、強奪、偽造、模造、故意的隠匿、横領、故意的改造又は資金着服に関わること

- (C) 関税庁が施行する法律の条項又はその条項に基づく規定若しくは規則に違反した場合
- (D) 関税庁が施行する法律の条項又はその条項に基づく規定若しくは規則の第三者による違反に勧告、命令、誘発、斡旋又は情を知って幫助若しくは教唆した場合
- (E) 長官から書面による雇用承認を受けることなく、情を知って重罪者を雇用した場合又は継続して雇用した場合
- (F) 税関業務において偽りを行う意図をもって、顧客若しくは見込み客を何らかの方法で故意及び情を知って欺き、誤解させ、又は脅迫した場合

(2) 手続

(A) 制裁金

(B)に基づく措置が取られなかった場合、適切な税関職員は、この条の1又は複数の違反について総額30,000ドル以下の制裁金が科されるべき理由を示す書面による通知を当該通関業者へ送達しなければならない。当該通知は、当該通関業者に対する主張又は告訴を示し、及び通知の日より30日以内に当該主張又は告訴に対して書面により反論する権利が当該通関業者にある旨を説明しなければならない。税関職員は、制裁金を科す前に、通告又は告訴及び通関業者による期限内の反応について検討し、書面による決定を出すものとする。この条により制裁金が科された通関業者は、第618条により制裁金の免除又は軽減を要求する合理的な機会を与えられなければならない。適切な税関職員は、第618条により手続を終結させた後、最終決定及び認定された事実並びに決定の根拠となった法律の結論を明らかにした書面による報告書を通関業者に提示しなければならない。

(B) 取消し又は停止

関税庁は、正当かつ十分な理由があるときは、通関業者に対し、この条により与えられた免許又は許可書が取消し又は停止されない理由を書面により示すように求める通知を送達することができる。当該通知は、告訴の根拠を具体的に示す記述の形式を取らなければならない。反論が提出されない場合、又は関税庁が取消し若しくは停止が依然として正当であると判断した場合、関税庁は、30日以内又は当該通関業者が期限延長を要望し、その要望について適当な理由を示したときにはその日以降に、合衆国法典第5編第3105条により任命された審問官として勤める行政法判事の前で審問されることをその通関業者に対して書面により通知しなければならない。通関業者がこの審問を放棄した場合、又は当該通関業者若しくは指名された代理人が、指定された時間及び場所に現れない場合、審問官は、当事者が提出した記録に基づき認定及び勧告を行うものとする。審問において、通関業者は、弁護士に代理させることができ、告発及びそれに対する反論の証拠を含めたすべての訴訟手続は、宣誓のもとに行われるものとし、その両者には反対尋問の権利が与えられなければならない。審問の記録の謄本が作成され、その写しが関税庁及び通関業者に提供されなければならない。その後、両者には、審問後に訴訟事件摘要書を提出する合理的な機会を与えられなければならない。審問の判定がなされた後、審問官は、審問の記録を事実認定及び勧告とともに長官の決定を受けるため送達しなければならない。長官は、記録のみに基づき書面による決定を公布し、事実認定及び決定の理由を示すものとする。当該決定においては、理由の提示を求める通知の中で示された罰則又は30,000ドル以下の制裁金を含めこのサブセクションにより規定されるそれよりも軽い罰則を課することができる。

(3) 解決及び和解

長官は、このサブセクションにより開始された懲戒手続を双方が同意した条件に従い解決及び和解することができる。解決及び和解には、提案された停止又は取消しの措置の制裁金への軽減が含まれるが、それに限定されるわけではない。

(4) 措置の制限

第621条の規定にかかわらず、違反があったとされる日より5年以内に書面による通知の送達が適切な方法で行われない限り、このサブセクション又は(b)(6)に基づく手続は、開始することができない。ただし、申し立てられた違反が不正手段により行われた場合は、制限となる5年の期間は、申し立てられている違反が発覚した時より始まるものとする。

(e) 司法審査

(1) 総則

通関業者、申請人又は直接影響を受ける他の者は、決定又は命令が出されてから60日以内

に国際貿易裁判所において決定又は命令の全部若しくは一部を修正又は破棄する請願書を提出することによって、(b)又は(c)に基づく免許若しくは許可書発行の拒否又は取消し、又は(d)(2)(B)に基づく免許若しくは許可書の取消し若しくは停止又はそれに代わる制裁金についての長官の決定に対し、提訴することができる。その申立書の写は、裁判所職員によって、長官又は長官が指定した者に送付されなければならない。(d)(2)(B)に基づく免許又は許可書の取消し若しくは停止又はそれに代わる制裁金を科する場合は、長官は、申立書の受領後、控訴された決定又は命令が記載されている記録を合衆国法典第 28 編第 2635 条(d)の規定により法廷に提出しなければならない。

(2) 異議の検討

裁判所は、停止又は取消しの手続において審問官の前に異議が提起されず、又は異議が提起できなかった正当な理由がない場合、長官の決定若しくは命令に対する異議又は証拠若しくは証言の採用に対する異議を検討しないものとする。

(3) 認定の確定

事実に関する長官の認定が実質的証拠によって裏付けられているときは、確定的なものとする。

(4) 追加証拠

当事者が追加証拠を提出するための許可申請を裁判所に対して行い、及び裁判所が当該追加証拠が重大であることを認め、並びに審問官の前で行われた手続において当該証拠を提出しなかったことに正当な理由があると認めた場合、裁判所は、当該追加証拠が審問官の前で採用されること、並びに裁判所が適当と認める方法、期間及び条件により提出されるよう命令することができる。長官は、提出された追加証拠に基づき事実認定を修正することができる。長官は、新たな又は修正された事実認定を裁判所に提出し、当該新たな又は修正された事実認定は、実質的な証拠の裏付けにより確定をしなければならない。当初の決定又は命令を修正又は破棄する勧告を行う場合は、事実認定の提出に際し、当該勧告とともに提出する。

(5) 手続の効果

このサブセクションに基づく手続の開始は、免許又は許可書が拒否される場合を除き、裁判所による特段の命令がないときは、長官の決定を猶予するものとする。

(6) 提訴の不履行

この条で規定する期限内に提訴がされないときは、長官による決定は、最終的及び確定的なものとなる。(d)(2)(B)により制裁金が科される場合、最終決定が行われてから 60 日以内に制裁金が支払われないときは、当該免許は、関税庁に支払われるまで自動的に停止される。

(f) 長官による規則

長官は、輸入者及び合衆国の歳入を保護するため、又はこの条の規定を行使するために、通関業者への免許授与又は許可書の発行、通関業者による帳簿、出納簿、記録及び文書並びに書状の保管、正式に認められた関税庁職員又は雇員に対する通関業者の税関業務関連情報の提供に関する規定及び規則を含む、長官が必要と認める通関業者の税関業務に関する規定及び規則を定めることができる。長官は、通関業者が税関業務の実施において、第三者に対する責任を制限することを禁止することができる。このサブセクション又はこの法律の記録保管に関する他の規定の適用において、通関業者が保持することが要求されるすべてのデータは、マイクロフィルム、光ディスク、磁気テープ、ディスク若しくはドラム、ビデオファイル又はその他の電動メディアにおいて保管することができる。長官が定める規則に従い、データのそれらの記憶媒体への転換は、関連する税関電送後いつでも行うことができ、当該データは、通関業務体系に応じて集約的に保持することができる。

(g) 通関業者による 3 年ごとの報告

(1) 総則

(b)により免許を与えられた者は、1985 年 2 月 1 日及びその後の 3 年ごとの 2 月 1 日に、次の事項に関する報告書を財務長官に提出しなければならない。

(A) 当該者が通関業者としての業務に積極的に従事しているか否か

(B) 当該業務がだれの名前及びどこで処理されているか

(2) 停止及び取消し

(b)により免許を与えられた者が報告すべき年の 3 月 1 日までに要求されている報告書を提

出しなかった場合は、次の手続を条件として、免許を停止し、及びその後には免許が取消することができる。

- (A) 長官は、報告すべき年の3月31日までに免許の停止の書面による通知する。
- (B) 免許を与えられている者が長官の通知を受領後60日以内に要求されている報告書を提出したときは、免許を回復する。
- (C) 要求されている報告書が60日以内に提出されないときは、免許を取消す。ただし、新規の免許を申請することを妨げない。

(h) 手数料及び料金

長官は、この条の規定の行使において関税庁が負う費用を賄うため、適切な手数料及び料金を定めることができる。その中には、(b)により発行される免許の手数料及び長官又は長官の指示により行われるテストの料金が含まれるが、それに限定されるわけではない。ただし、個人の監査又は個人の懲戒訴訟手続のために支払う費用には課してはならない。

第643条 税関再組織法の適用

この法律により財務長官に与えられた又は課せられた権利、特典、権限及び義務は、1927年3月3日の税関再組織法第3条(a)の規定に従わなければならない。

第644条 連邦航空法及び第33編第1518条(d)の適用

- (a) 税関行政に関する法律及び規則並びに船舶の入出港手続に関する法律及び規則を、民間航空に適用する規則を定める1958年連邦航空法第1109条(19 U.S.C. 1509)の財務長官に与えられた権限は、この法律若しくは1935年密輸防止法又はこの法律により公布された規則のすべての規定と同様の方法で適用することにまで及ぶものとする。
- (b) 合衆国法典第33編第1518条(d)の適用において、「財務長官により執行される関税法」とは、この法律及び合衆国法典第19編に分類される法律の他の規定をいう。

第645条 輸送及び資産

(a) 外国における輸送

公務の執行のため外国に滞在中若しくは外国に出張中に死亡した税関職員及び雇員の遺体を、埋葬のために本国の以前の家に輸送する費用及びその埋葬のために必要な通常経費は、公務中又は在宅中の如何を問わず、財務長官の文書による命令に基づき支払うことができる。このサブセクションにより認可された費用は、関税収入の徴収のための充当金から支払われなければならない。

(b) [1923年5月4日の法律の改正規定]

(c) 外国船舶による輸送

1928年商船法第601条又は他の法律の規定にかかわらず、関税局又は関税庁の職員若しくは雇員が外国籍船舶に支払った旅費又は輸送費で、法律によって定められた制限内のものは、当該外国籍船舶による輸送が歳入を保護するために必要であると財務長官が会計検査院長官に証明した場合は、保証されなければならない。

第646条 税関職員による監督

この法律において、いかなる行為又はいかなる物体を、税関職員の監督のもとで実施すること又は維持することが要求される場合、その監督は、直接的及び持続的又は臨時的確認により実施することができ、又は財務長官が規則により要求して、若しくは個々のケースにおいて規則が存在しないときは、税関長が指示して実施することができる。

第646A条 盗難車の輸出に関する無作為の税関検査

関税庁長官は、盗難車か否かを判断するために、輸出される自動車及び自動車が入っているおそれのある船積されるコンテナの無作為検査を実施するよう税関職員に指示するものとする。

第646B条 輸出報告要件

関税庁長官は、個人的使用のため輸出される自動車を含め、中古自動車を航空機又は船舶によって輸出するいかなる者又は団体に対して、輸出の少なくとも72時間前までに、当該自動車の車

両登録番号及びその自動車の所有権の証拠を、関税庁に提供するように要求するものとする。関税庁長官は、輸出を予定されている中古車を無作為に選択する特別な基準を、盗難車が輸出されるリスクに合わせて定めるものとする。その基準に従って選択された車両登録番号を、全国犯罪情報センターの情報と照合させ、その自動車が盗難を報告されている自動車であるか否かを判断するものとする。連邦捜査局長官の要請があるときは、関税庁長官は、この条により確認したすべての車両登録番号を連邦捜査局長官に通報するものとする。

第 648 条 関税のために受領する支払保証のない小切手、合衆国紙幣及び全国銀行券

税関職員は、財務長官が定める期間内並びに規定及び規則により輸入品に対する関税の支払いとして、支払保証のない小切手、合衆国紙幣、全国銀行業協会の通用銀行券を受領することができる。ただし、受領された小切手に対する支払いがなされないときは、当該小切手を提出した者は、引き続き関税の支払義務を負い、当該小切手が提出されなかった場合と同様に法律上の制裁金及び追加金を支払う義務を負う。

第 649 条 税関アタッシュエの名称変更

今後、税関アタッシュエは、「財務アタッシュエ」と呼ばれるものとする。

第 650 条 (19 U.S.C. 1650) 関税庁部長の任命

[第 650 条 (19 U.S.C. 1650) は、現在 19 U.S.C. 2072 の一部になっている。]

第 651 条 廃止

(a) 個別廃止法令

次に掲げる法律及び法律の一部は、(c)に規定する制限により廃止する。

- (1) 1922 年の関税法。ただし、第 304 条、第 482 条（それぞれ輸入商品の標記及び保証送状に関するもの）の廃止は、この法律の施行後 60 日後に効力を発する。
- (2) 1884 年 6 月 26 日成立の「合衆国商船によるある種の積荷の移動及び合衆国外国貿易の振興その他に関する法律」（ある種の船舶に対する供給に関するもの）と題する法律第 16 条
- (3) 1928 年 4 月 2 日成立の「税関職員に宣誓を管理する権限を与える両院決議」と題する両院決議
- (4) 改正法令第 2804 条（葉巻の輸入梱包の制限に関するもの）

(b) 一般廃止

この法律の規定に矛盾する一切の法律及び法律の部分は、この条によって廃止される。

(c) 廃止又は改正法律の下の権利義務

この法律に含まれる現行法の廃止、改正、再立法は、当該廃止、改正又は再立法に先立つ民事又は刑事の事件において、行われた行動、獲得又は既得の権利、若しくは命ぜられた処置に影響を与えるものではない。これらの法律に基づく一切の義務は継続し、これらの廃止、改正、再立法がなされなかったと同様に執行することができる。この法律に含まれ、又はこの法律によって改正され、若しくは廃止された法文に基づいて犯された罪及び刑罰の一切はこの法律が成立しなかったと同様に、又は同一の効果をもって訴追され執行されるものとする。この法律に含まれ、又はこの法律によって改正され、若しくは廃止された民事訴訟及びその手続き、違反の告訴又は刑罰若しくは差押の回復の適用を受けるところの現在、訴追中の一切の行為は、この法律の効力発生前に生じた原因、又はなされ、犯された行為に対する民事、刑事を問わず、その訴訟、手続き、訴追に影響するというだけで、改正、廃止等によっては影響されない。この法律が成立しなかった時期と同じく、同一の効力をもって開始することができる。

(d) 影響を受けない法律

次に掲げる法律の条項は、この法律のいかなる規定によっても改正され、又は廃止されるものと解釈されてはならない。

- (1) 1915 年 3 月 4 日付法律第 171 章により改正された 1913 年 10 月 3 日成立の「関税引下げに関する法律及び政府歳入に関する規定並びにその他の規則」に関する法律第 IV 条 J 1、2 及び 3（外国籍船舶による輸入制限又は隣接国の通過に関するもの）
- (2) 1913 年 10 月 3 日成立の法律第 16 編第 IV 条 N 2（変性のみのためのアルコールの製造に関するもの）

- (3) 1890 年年 6 月 10 日成立の「歳入徴収に関する法律の簡易化法」第 30 条（関税事務を担当する司法長官補について規定したもの）
- (4) 1925 年 3 月 3 日成立の「関税法令又は国民禁酒法違反及びその他の規定により合衆国に没収された船舶若しくは車両の使用若しくは処分に関する法律」
- (5) 1921 年ダンピング防止法

第 652 条 規定の分離性

この法律の規定又はいかなる者若しくは事件に対するこの法律の規定の適用が無効となった場合、この法律の他の部分並びにその他の者若しくは事件に対する適用は、それによって影響されない。

第 653 条 発効期日

他に規定がない場合に限りこの法律は、成立の日の翌日に効力を発生する。

第 654 条 略称

この法律は、「1930 年関税法」として引用することができる。

第 VII 編 相殺関税及びアンチダンピング関税

サブタイトル A 相殺関税の賦課

- 第 701 条 賦課される相殺関税
- 第 702 条 相殺関税調査を開始するための手続
- 第 703 条 仮決定
- 第 704 条 調査の終結又は中断
- 第 705 条 最終決定
- 第 706 条 関税の査定
- 第 707 条 推定相殺関税の供託と相殺関税賦課命令に基づく最終査定関税との差額の取扱
- 第 708 条 輸出入銀行の融資の取消の効果
- 第 709 条 相殺関税の条件付支払い

サブタイトル B アンチダンピング関税の賦課

- 第 731 条 賦課されるアンチダンピング関税
- 第 732 条 アンチダンピング関税調査を開始するための手続
- 第 733 条 仮決定
- 第 734 条 調査の終結又は中断
- 第 735 条 最終決定
- 第 736 条 関税の査定
- 第 737 条 推定アンチダンピング関税の供託とアンチダンピング関税賦課命令に基づく最終査定関税との差額の取扱
- 第 738 条 アンチダンピング関税の条件付支払い
- 第 739 条 短いライフサイクルの商品の範囲の確立

サブタイトル C 再審査：協定に関するその他の措置

第 1 章 関税額及び数量制限協定以外の協定についての再審査

- 第 751 条 決定の行政再審査
- 第 752 条 第 751 条(b)及び第 751 条(c)の再審査のための特別規則
- 第 753 条 特定の第 303 条相殺関税命令及び調査のための損害調査に関する特別規則
- 第 754 条 継続的ダンピング及び補助金の相殺

第 2 章 数量制限合意に関する協議及び決定

- 第 761 条 定義；特別規定
- 第 762 条 決定の義務

サブタイトル D 総則規定

- 第 771 条 定義；特別規定
- 第 771A 条 アップストリーム補助金

- 第 771B 条 ある種の加工農産品についての相殺可能補助金の算定
- 第 772 条 輸出価格及び構成輸出価格
- 第 773 条 正常価額
- 第 773A 条 通貨の換算
- 第 774 条 公聴会
- 第 775 条 手続の中で発見される相殺可能な補助金慣行
- 第 776 条 入手可能な事実に基づく決定
- 第 777 条 情報の利用権
- 第 777A 条 サンプリング及び平均化；加重平均ダンピング・マージン及び相殺可能な補助金率
- 第 778 条 過不足支払いに対する利息
- 第 779 条 戻税の取扱
- 第 780 条 ダウンストリーム製品の監視
- 第 781 条 アンチダンピング関税又は相殺関税命令の迂回の防止
- 第 782 条 調査及び行政再審査の規範
- 第 783 条 第三国からの不当廉売提訴
- サブタイトル A 相殺関税の賦課
- 第 701 条 賦課される相殺関税

(a) 総則

- (1) 一国の政府又は一国の地域の公共機関が、合衆国に輸入され又は輸入のために販売され（若しくは販売されると見込まれる）商品の製造、生産又は輸出に関して、直接又は間接に相殺可能な補助金を交付していると行政当局が決定し、かつ、
- (2) 補助金協定国から輸入される商品の場合には、委員会が、当該商品の輸入により又は当該商品の輸入のための販売（若しくは販売の見込み）を理由として、
 - (A) 合衆国内の産業が
 - (i) 実質的な損害を受け、若しくは、
 - (ii) 実質的な損害を受けるおそれがあり、又は
 - (B) 合衆国内の産業の確立が実質的に遅延されると決定する場合は、当該商品に対し、その他の賦課される関税に加えて、正味の相殺可能な補助金の額に等しい相殺関税を課されるものとする。このサブセクション及び第 705 条(b)(1)の適用において、商品の販売には、当該商品の販売と同等である当該商品のリース契約の締結を含む。

(b) 補助金協定国

この編の適用において、「補助金協定国」とは、次のものをいう。

- (1) WTO加盟国
- (2) 補助金協定に基づく義務と実質的に同等の義務を合衆国に対して果たしていると大統領が決定した国
- (3) 大統領が、次の条件を満足すると決定する国
 - (A) 合衆国との間に有効な協定があり、それが、
 - (i) ウルグアイラウンド協定法の発効の日には有効であったものであり、かつ、
 - (ii) 合衆国へ輸入される製品について無条件最恵国待遇を要求するものであり、かつ、
 - (B) (A)に規定する協定が、次のことを明確に許容していないこと
 - (i) ウルグアイラウンド協定法第 2 条(1)に定義する 1947 年のガット又は 1994 年のガットにより要求若しくは許容される措置又は議会から要求される措置。又は
 - (ii) 詐欺的又は不公正な慣行を防止するために設けられた、輸入に対する無差別的な禁止又は制限。

(c) 実質的損害の決定に対する資格のない輸入に関係する相殺関税調査

補助金協定国でない国から輸入される製品又は商品の場合には、

- (1) 第 703 条(a)、第 704 条又は第 705 条(b)に基づく委員会の決定は、要求されない。
- (2) 第 704 条(c)又は第 704 条(1)に基づき調査を停止することはできない。
- (3) 第 703 条(e)又は第 705 条(a)(2)に基づく、危機的事態の存在についての決定は行われない。
- (4) 第 706 条(c)の規定は、適用しない。
- (5) パラグラフ(1)若しくは(3)の決定に対する言及又は第 704 条(c)若しくは第 704 条(1)に基づく調査の停止は無視される。

(6) 第 751 条(c)の規定は、適用しない。

(d) 国際企業連合の取扱

このサブタイトルの適用において、対象製品の生産に従事する国際企業連合の構成員（又はその他の関係者）が、当該企業連合における参加を助け、許し、又はその他の方法で可能にするために、それぞれの母国における生産活動を通じてそれぞれの母国から相殺可能補助金の交付を受ける場合、行政当局は、当該製品の相殺関税の決定において、当該国際企業連合に直接相殺可能補助金が交付されたときと同様に、当該相殺可能補助金のすべてを合算しなければならない。

(e) アップストリーム補助金

行政当局が、第 771A 条(a)(1)¹⁰に定義するアップストリーム補助金が現在支給又は給付されていると判断又は推測するに足りる合理的な根拠を有する場合、行政当局は、アップストリーム補助金が、実際に支給又は給付されているかいないかを調査するものとし、されているときは、第 771A 条(a)(3)に定めるように、アップストリーム補助金額を含めるものとする。

第 702 条 相殺関税調査を開始するための手続

(a) 行政当局による調査開始

相殺関税調査は、行政当局が利用しうる情報から、第 701 条(a)に基づく関税の賦課に必要な要素が存在するか否かという問題について正式の調査をすることが正当であると認めた時には、常に開始されなければならない。

(b) 提訴による調査開始

(1) 提訴の要件

相殺関税手続は、第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者が、産業を代表して、行政当局に対して、第 701 条(a)に基づき課せられる関税の賦課に必要な事項を申立てた提訴状をそれらの申立てを支持するものであって提訴者が合理的に利用しうる情報を添付して提出したときには常に、開始されなければならない。この提訴状は、行政当局及び委員会が許可する時点で、かつ、許可する条件において、これを修正することができる。

(2) 委員会への同時提出

提訴者は、提訴状を行政当局に提出する日と同じ日に委員会にその写しを提出しなければならない。

(3) 公的な輸出信用に関する国際合意の侵害に基づく提訴

(1)に基づき提起された提訴の唯一の根拠が、公的な輸出信用に関する国際合意の侵害である場合、行政当局は、直ちに財務長官に対し、通報するものとし、財務長官は、行政当局と協議して、行政当局が(c)に基づく調査を開始する日の 5 日後までに、当該侵害の存在及び額の見積もりを決定し、連邦官報で公表しなければならない。

(4) 提訴に関する措置

(A) 政府の通知

(1)に基づき提起された提訴の受理に当たり、行政当局は、

(i) 提訴で指名されている各輸出国政府に対し、提訴状の公開版を当該国の適当な代表に送付することにより、通知する。及び

(ii) 提訴で指名されている各輸出国政府のうち、補助金協定国であるものに対し、提訴に関する協議の機会を与える。

(B) 連絡の受付

行政当局が調査を開始するかしないかを決定するまでは、(A)(ii)及び(c)(4)(D)に規定する場合及び提訴についての行政当局の検討のステータスに関する照会である場合を除き、行政当局は、第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者以外の者からの自発的な口頭又は書面による連絡を受理してはならない。

(C) 特定の情報の非開示

(1)に基づき提訴が受理される前に審査及びコメントのために提出された提訴状の案について、行政当局又は委員会は情報を開示してはならない。

¹⁰ 訳注：(e)中、「第 771A 条(a)(1)」とあるのは、「第 771A 条(a)」の、「第 771A 条(a)(3)」とあるのは、「第 771A 条(c)」の誤りと思われる。

(c) 提訴の決定

(1) 総則

(A) 最初の決定の期限

(B)に規定する場合を除き、(b)に基づき提訴が申請された日から 20 日以内に、行政当局は、

(i) 提訴により提供された証拠の正確性及び正当性について、行政当局にとって容易に入手可能な情報源に基づいて審査した後、提訴状が第 701 条(a)に基づき関税を賦課するために必要な要素を申し立てているか及び当該申立てを支持する提訴者が合理的に入手可能な情報を含んでいるか否かを決定する。

(ii) 当該提訴が産業により、又は産業を代表して申請されたものか否かを決定する。

(B) 期限の延長

行政当局は、(D)に規定する意見調査又はその他の方法により産業の支持に関する決定を行う必要がある場合、例外的な状況なときは、(A)中「20 日」を「最大 40 日」と読み替えて適用することができる。

(C) 撤回された命令と同じ商品を含む提訴の場合の期限

次の措置の対象であった商品に関する提訴がこの条に基づき申請されたときは、行政当局及び委員会は、最大限実施可能な限り、この条に基づき開始された提訴に関する調査を迅速化する。

(i) 提訴を申請した日前 24 月以内に、第 751 条(d)に基づき撤回された相殺関税命令。

(ii) 停止された調査であって、提訴を申請した日前 24 月以内に、第 751 条(d)に基づき取り止められたもの。

(2) 肯定的決定

(1)(A)の(i)及び(ii)に基づく決定が肯定的である場合には、行政当局は、対象商品に関して相殺可能な補助金が提供されているか否かを決定するために調査を開始しなければならない。

(3) 否定的決定

(1)(A)の(i)及び(ii)に基づく決定が否定的である場合、行政当局は、提訴を却下し、手続を取止め、及び提訴者に対して決定の理由を書面にて通知しなければならない。

(4) 産業の支持の決定

(A) 総則

このサブセクションの適用において、次の場合、行政当局は、提訴が産業により、又は産業を代表して申請されたものであると決定する。

(i) 提訴を支持する国内生産者及び労働者が、国内同種製品の全生産の 25%以上を占め、かつ、

(ii) 提訴を支持する国内生産者及び労働者が、提訴への支持又は反対のいずれかを表明している産業の一部により生産する国内同種製品の全生産の 50%超を占める場合。

(B) 無視される特定のポジション

(i) 外国の生産者と関係を有する生産者

(A)に基づく産業の支持の決定において、行政当局は、提訴に反対する国内生産者が第 771 条(4)(B) (ii)に定義する関係を外国の生産者との間に有する場合、その生産者としての利益が相殺関税の賦課により好ましくない影響を受けることを当該国内生産者が示さない限り、そのポジションを無視しなければならない。

(ii) 輸入者である生産者

行政当局は、対象商品の輸入者である国内同種製品の国内生産者のポジションを無視することができる。

(C) 地域的産業のための特別な規則

提訴において、産業が地域的産業であることを申し立てている場合、行政当局は、当該地域の生産に基づいて(A)を適用することにより、提訴が産業により又は産業を代表して申請されたものであるか否かを決定しなければならない。

(D) 産業の意見調査

提訴が国内同種製品の全生産の 50%超を占める国内生産者又は労働者の支持を確保していない場合には、行政当局は、

(i) (A)に基づき要求される提訴に対する支持の有無を決定するために、産業の意見調査を

行うか又はその他の情報に依拠する、又は
(ii) 産業内の生産者の数が多い場合、行政当局は、生産者の意見調査のために、統計的に妥当なサンプリング手法を使用することにより、提訴に対する産業の支持を決定することができる。

(E) 利害関係者の意見

行政当局が調査開始に関して決定を行う前に、調査が開始されたときには第 771 条(9)に基づく利害関係者の資格を有することとなる者は、産業による支持の問題に関して意見又は情報を提出することができる。行政当局が調査開始に関して決定を行った後は、産業による支持に関する決定を再検討してはならない。

(5) 国内生産者又は労働者の定義

このサブセクションの適用において、「国内生産者又は労働者」とは、(b)(1)に基づき提訴を申請する資格のある利害関係者をいう。

(d) 委員会への決定の通知

行政当局は次のことを行わなければならない。

(1) 行政当局が(a)又は(c)に基づいて行った決定を、ただちに委員会に通知すること。

(2) 決定が肯定的なものである場合、当該情報を提供した当事者の同意がある場合又は保護命令に基づく場合を除いて、行政当局によって秘密扱いが与えられていた情報の漏洩を防止するために行政当局及び委員会が設定しうる手続に基づいて、調査中の事項に関連しているとされる情報を委員会が利用しうるようにすること。

(e) 危機的状況に関する情報

このサブタイトルに基づく調査開始後のいかなるときでも、行政当局が申し立てられた相殺可能補助金が補助金協定に合致しないことを疑うに足りる合理的根拠があると認めた場合、関税庁長官に対し、対象商品の輸入について、より詳しい情報を収集するように要請することができる。当該要請を受理した場合、関税庁長官は、対象商品の輸入に関する数量及び金額についての情報を最終決定が第 705 条(a)に基づいて行われ、調査が終結し、又は行政当局が当該要請を撤回するまで、行政当局が指示する頻度で (少なくとも 30 日に一回)、行政当局に提出しなければならない。

第 703 条 仮決定

(a) 委員会による損害の合理的な徴候の決定

(1) 総則

第 702 条(c)(3)に基づき行政当局が提訴を却下する場合を除き、委員会は、決定を行う時点で入手可能な情報に基づき、対象商品の輸入を理由として

(A) 合衆国内の産業が、

(i) 実質的に損害を受けていること、若しくは

(ii) 実質的に損害のおそれがあること、又は

(B) 合衆国における産業の確立が実質的に遅延されていること

及び対象商品の輸入が無視できないものであることについて、合理的な徴候が存在するかどうかをパラグラフ(2)に定める期間内に、決定しなければならない。委員会が対象商品の輸入が無視できるものであると決定し、又はこのパラグラフに基づき否定的な決定を行う場合には、調査を取り止めなければならない。

(2) 委員会の決定のための期限

委員会は、(1)の決定を次の期限内に行わなければならない。

(A) 第 702 条(b)に基づき申請された提訴の場合、

(i) 提訴が受理された日の後 45 日以内、又は

(ii) 第 702 条(c)(1)(B)に基づき期限が延長されたときは、委員会が調査開始の通知を行政当局から受けた日の後 25 日以内

(B) 第 702 条(a)に基づき調査が開始された場合には、委員会が、同条に基づき調査が開始された旨の通知を行政当局から受けた日の後 45 日以内。

(b)(1) 行政当局による仮決定

第 702 条(c)に基づいて行政当局が調査を開始した日又は第 702 条(a)に基づいて調査が開始

された日の後 65 日以内¹¹であって、(a)に基づく委員会による肯定的決定前ではない時点で、行政当局は、決定の時点で利用しうる情報に基づいて、調査対象産品に関して相殺可能な補助金が支給されていると信じ、又は疑うための合理的な根拠が存在するか否かについての決定を行わなければならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、提訴が第 702 条(b)(3)にのみかかわる場合、行政当局は、関係する相殺可能補助金の性質を勘案し、迅速に、かつ、(c)の規定が適用される場合を除き、第 702 条(c)の規定に基づく調査が開始されてから 65 日以内に(1)で要求される決定を行わなければならない。

(3) 情報検証の放棄に基づく仮決定

行政当局は、調査の開始後 55 日以内に、調査開始後の最初の 50 日以内に受理した問題に関する情報を審査のために指名した職員に審査させなければならない。決定の合理的根拠となり得る十分な情報が利用可能であると思料される時は、秘密扱いでない利用可能なすべての情報及び第 777 条に従って公開されるその他すべての情報を提訴者及び利害関係者及び公開を要求する手続の当事者に対し公開しなければならない。当該情報の公開をうけた提訴者及び第 777 条(9)(C)、(D)、(E)又は(F)に定める利害関係者である各関係者は、当該公開の後 3 日（土曜日、日曜日及び法定休日を除く。）以内に行政当局に対し、当該機関の受理した情報の検証を放棄する旨の書面による取消不能の通知及びその時点で当該機関の入手しうる情報に基づいて決定されることを望む旨の同意書を提出することができる。情報の公開を受けた提訴者及び第 777 条(9)(C)、(D)、(E)又は(F)に定める利害関係者である各関係者から時宜を得た権利放棄及び同意を受理し、かつ、仮決定の合理的根拠となり得る十分な情報が当該時点でとなる利用可能であると行政当局が認めるときは、仮決定は調査開始後の最初の 50 日に得られた資料をもとにして迅速におこなわなければならない。

(4) デ・ミニミスな相殺可能な補助金

(A) 総則

このサブセクションの決定を行う際には、行政当局は、デ・ミニミスな相殺可能な補助金をすべて無視するものとする。前文の目的上、行政当局が、正味の相殺可能な補助金の合計が対象商品に対して従価 1%未満又はこれに同等な従量率未満であると決定する場合には、相殺可能な補助金はデ・ミニミスである。

(B) 開発途上国のための例外

第 771 条(36)に基づき通商代表が開発途上国として指定する補助金協定国（(C)が適用される国を除く。）から輸入される対象商品の場合には、相殺可能な補助金は、行政当局が、正味の相殺可能な補助金の合計が対象商品に対して従価 2%未満又はこれに同等な従量率未満であると決定する場合には、相殺可能な補助金はデ・ミニミスである。

(C) 特定のその他の開発途上国

(i) 第 771 条(36)に基づき通商代表が決定する最貧国又は

(ii) 補助金協定第 27.11 条にいう輸出補助金を迅速に除去した国であると通商代表が行政当局に通知した開発途上国である補助金協定国から輸入される商品である場合、「2%」を「3%」に読み替えて(B)を適用する。

(D) (C)の適用の制限

(i) 総則

(C)(i)の国の場合、(C)の規定は、WTO協定が効力を発する日から 8 年後の日以降は適用しない。

(ii) (C)(ii)の国のための特別規則

(C)(ii)の国の場合、(C)の規定は、次のいずれか早い方の日以降は適用しない。

(I) WTO協定が効力を発する日から 8 年後の日

(II) 当該国が輸出補助金を提供していると通商代表が行政当局に通知する日

(5) 第 8 条違反の通知

調査の対象である補助金のみが、行政当局が補助金協定第 8 条違反の通知を通商代表から受けた補助金である場合には、パラグラフ(1)中、「65 日」を「60 日」と読み替えて適用する。

¹¹ 訳注：原文テキストの注では、「第 702 条(a)に基づいて調査が開始された日の後 65 日以内」は、「第 702 条(a)に基づいて提訴が受理された日の後 85 日以内」とすべきとしているが、産業の支持の調査のため、提訴開始決定を延期できる規定が（第 702 条(c)(1)(B)）が新設されたことからすると、テキストの改正は適当なものと思われる。

(c) 異常に複雑な事案における期間の延長

(1) 総則

(A) 提訴者が、この条(b)に基づいて決定が行わなければならない期間についての延長の要請を適時に行った場合、又は

(B) 行政当局が、関係当事者は協力的であると判断し、かつ次のことを認めた場合

(i) 次の理由によって、当該事案が異常に複雑であること

(I) 申立てられた相殺可能な補助金慣行の数及び複雑さ

(II) 提起された争点の新規性

(III) 個々の相殺可能な補助金が個々の製造者、生産者及び輸出者により活用されている範囲を決定する必要性、又は

(IV) その活動が調査されなければならない会社の数、及び

(ii) 仮決定をするために追加時間が必要であること

以上の場合には、行政当局は、第 702 条(c)に基づいて委員会が調査を開始した又は第 702 条(a)に基づいて調査が開始された日の後 130 日目まで、(b)に基づく、仮決定を行うことを延期することができる。

(2) 延期の通知

行政当局は、(1)に基づいて仮決定の延期をしようとする場合には、他の場合であれば(b)に基づいて仮決定が要求される日の 20 日以上前に、当該調査の当事者に通知しなければならない。通知書には延期の理由に関する説明が含まれなければならない。延期の通知は、官報で公表しなければならない。

(d) 行政当局による決定の効果

(b)に基づく行政当局の仮決定が肯定的なものである場合には、行政当局は、次のことを行わなければならない。

(1)(A)(i) 個別に調査を行った各輸出者又は生産者に対して推定された個々の相殺可能な補助金率を決定し、また、第 705 条(c)(5)に従って、個々に調査を行っていないすべての輸出者又は生産者及び第 751 条(a)(2)(B)の意味の新規の輸出者又は生産者に対して推定された「その他すべて」用の率を決定すること。又は

(ii) 第 777A 条(e)(2)(B)が適用される場合には、すべての輸出者又は生産者に適用可能な国別の補助金率の単一の推定値を決定すること。

(B) 対象商品の個々の申告に対して、個々の相殺可能な補助金率の推定値、「その他すべて」用の率又は国別の補助金率の単一の推定値のうち、適用可能なものの額の、行政当局が適当と認める現金預託、担保又はその他の保証を提供することを命令すること。

(2) 当該調査の対象となっている商品であって、次のいずれか遅い時以降の消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされたものの申告手続に関する清算の停止を命ずること。

(A) 決定の通知が官報で告示される日

(B) 調査開始決定の通知が官報で告示される日の 60 日後

(3) 当該情報を提供した当事者の同意がある場合又は保護命令に基づく場合を除いて、行政当局によって秘密扱いが与えられていた情報の漏洩を防止するために行政当局及び委員会が設定しうる手続に基づいて、当該決定の根拠となり、委員会がその損害決定に関連していると考える一切の情報を委員会が利用しうるようにすること。

(1)及び(2)に基づく行政当局の指示は、4月を超えて有効であってはならない。

(e) 緊急事態

(1) 総則

提訴者が、その最初の提訴において、又は行政当局による最終決定の日の 20 日以上前の時点における修正によって、緊急事態を申立てた場合には、行政当局は、その時点において利用しうる情報に基づいて、次のことを信じ、又は疑うための合理的な根拠が存在するか否かを速やかに決定しなければならない。

(A) 申し立てられた相殺可能な補助金が補助金協定に整合していない、及び

(B) 相対的に短期間の内に大量の対象商品の輸入があった。

(2) 清算の停止

(1)に基づく行政当局の決定が肯定的なものである場合には、(d)(1)に基づいて命令された清算の停止は、次のいずれか遅い日以後に、消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされ

た商品の未清算申告に適用されなければならない、あるいはまた清算の停止の告示が既に公表されている場合には、上述のとおり適用されるように修正されなければならない。

- (A) 清算の停止が最初に命令された日の 90 日前の日
 - (B) 調査開始決定の通知が官報で告示される日
- (f) 決定の通知

委員会又は行政当局がこの条に基づき決定を行うときには、常に、委員会又は行政当局（場合に応じ）は、提訴者及びその他の調査関係者並びに委員会又は行政当局（いずれか適当な方）に対し、当該決定を通知しなければならない。行政当局は、当該通知の中に、当該決定の基礎とした事実及び結論を含めなければならない。サブセクション(a)(2)に基づき決定を行うことが要求される日の後 5 日以内に、委員会は、その決定の基礎とした事実及び結論を行政当局に対して送付しなければならない。

- (g) アップストーム補助金を伴う場合の決定の期間

- (1) 総則

行政当局が、第 703 条(b)に基づく仮決定に先立ってアップストーム補助金が交付されていることを信じ、又は推測するに足りる合理的根拠がある旨の結論を下した場合で、アップストーム補助金に関して義務づけられた決定を行うべき期間の延長が必要であると当該行政当局が判断したときは、仮決定を行うべき期間は、第 702 条(b)に基づく提訴状の提出又は第 702 条(a)に基づく調査の開始から 250 日まで（第 703 条(c)に基づき以上に複雑な事態と認められた事案については 310 日まで）延長することができる。）

- (2) 例外

行政当局が、第 703 条(b)に基づく仮決定を行った後にアップストーム補助金が交付されていることを信じ、又は推測するに足りる合理的根拠がある旨の結論を下した場合は、次の規定に従う。

- (A) 仮決定が否定的なものであったときは、場合に応じて適切であるように、第 705 条(a)(1)に基づき 165 日まで、又は第 705 条(a)(2)に基づいて 225 日まで最終決定を行わなければならない期間を延長する。
- (B) 仮決定が肯定的なものであったときは、アップストーム補助金に関する決定は、
 - (i) 第 751 条に基づく最終的な相殺関税命令の最初の年次審査の結論を行うときまで行うことを要しない、若しくは、提訴者の選択により行うことを要しない、又は、
 - (ii) 調査においてこれを行う。最終決定の期限は、それが適切な場合第 705 条(a)(2)に基づいて 165 日まで延長する。ただし、仮決定において命令された精算の停止は当該決定の公示の日から 120 日目に終了し、第 706 条(a)に基づく相殺関税命令の公示がある日まで再開されない。

このサブセクションに基づく最終決定の期間延長は、行政当局がアップストーム補助金に関して義務づけられた決定を行うために必要があると認める場合に限り、これを行うことができる。

第 704 条 調査の終結又は中断

- (a) 提訴の取下げに基づく調査の終結

- (1) 総則

- (A) 提訴の撤回

(2)及び(3)に規定する場合を除き、このサブタイトルに基づく調査は、提訴者の提訴の撤回に基づいて又は調査が第 702 条(a)に基づいて開始されたものであるときは、行政当局により、当該調査のすべての当事者への通告の後に、行政当局又は委員会により終結させることができる。

- (B) 提訴の再申請

(A)に基づく提訴の撤回の後 3 月以内に、撤回された提訴の対象商品及び別の国からの対象商品の双方に対して関税の賦課を求める新たな提訴が申請される場合、行政当局及び委員会は、撤回された提訴に伴い実施された調査において収集整理された記録を新たな提訴に伴い開始される調査において使用することができる。このサブパラグラフは提訴が最初に撤回された場合にのみ適用する。

- (2) 数量制限の合意に関する特別規則

- (A) 総則

行政当局が合意に基づく調査の終結が公共の利益にかなうと認めない限り、(B)及び(C)の規定に従い、行政当局は補助金慣行が存在すると申し立てられている国の政府との間で調査対象である商品の合衆国への輸入量を制限する旨の何らかの了解又は合意を受諾することにより、(1)に基づいて調査を終結することはできない。

(B) 公共の利益の要素

公共の利益に関して、(A)に基づく決定をする場合、行政当局は、次のことを考慮に入れなければならない。

- (i) 消費者価格及び商品の入手可能性に関する相対的影響を基準として、相殺関税の賦課よりも当該合意が合衆国の消費者により重大な悪影響をもたらすか。
 - (ii) 合衆国の国際経済上の利益に対する相対的影響
 - (iii) 同種の産品を生産する国内産業の競争力に対する相対的影響（当該産業における雇用及び投資を含む）

(C) 事前協議

公共の利益に関して(A)に基づく決定をする前に、可能な限り、次の者と協議しなければならない。

- (i) 潜在的に影響を受ける消費産業
 - (ii) 同種産品を生産する国内産業において潜在的に影響を受ける生産者及び労働者（調査に関係しない生産者及び労働者を含む）

(3) 委員会による終結に関する制限

委員会は、第 703 条(b)に基づいて仮決定が行政当局によって行われる前に、(1)に基づいて調査を終結することはできない。

- (b) 相殺可能な補助金を完全に排除し、若しくは相殺する合意又は相殺可能な補助金を受けている商品の輸出を中止する合意

行政当局は、相殺可能な補助金慣行が存在すると申し立てられている国の政府、又は調査対象産品の輸入の実質的にすべてを占めている輸出者が、次のいずれかに合意する場合には、調査を中断することができる。

- (1) 当該調査が中断された日の後 6 ヶ月以内に、合衆国に対して直接又は間接に輸出される商品に関して、相殺可能な補助金を完全に排除するか、若しくは正味の相殺可能な補助金の価額を完全に相殺すること
- (2) 当該調査が中断された日の後 6 ヶ月以内に、合衆国に対してその商品の輸出を中止すること。

(c) 有害な効果を除外する合意

(1) 総則

行政当局が、ある事案において異常な事態が存在すると認めた場合には、(b)に規定する政府又は輸出者との合意が調査対象産品の合衆国の輸出に関する有害な効果を完全に除去するものであれば、行政当局は当該合意の受諾に基づいて調査を中断することができる。

(2) 追加要件

調査対象産品の合衆国への輸入量を制限するための外国政府による合意の場合を除いて、行政当局は、次の場合でなければこのサブセクションに基づいて合意を受諾することはできない。

- (A) 当該商品の輸入による国内産品の価格水準の抑制又は切下げが防止される場合であり、かつ

- (B) 正味の相殺可能な補助金の少なくとも 85%が相殺される場合、

(3) 数量制限の合意

行政当局は、調査の対象となっている商品の合衆国への輸入量を制限するために、このサブセクションに基づいて外国政府との合意を受諾することができるが、輸出者とこの様な合意を受諾することはできない。

(4) 異常な事態

(A) 異常な事態

このサブセクションの適用において、「異常な事態」とは次の事態をいう。

- (i) 調査の中断が国内産業にとって調査の継続よりは有益となるであろう事態であり、かつ
- (ii) 調査が複雑である事態

(B) 複雑

このパラグラフの適用において、「複雑」とは次のことをいう。

- (i) 多くの数の申立てられた相殺可能な補助金慣行が存在し、かつその慣行がこみいつていること。
- (ii) 提起された争点が新規であること、又は
- (iii) 含まれる輸出者の数が多いこと。

(d) 追加規定及び条件

(1) 公共の利益及び監視

行政当局は、次の場合でなければ(b)又は(c)に基づき合意を受諾してはならない。

- (A) 調査の中断が公共の利益に合致することを満たしている場合であり、かつ
- (B) 合衆国による合意の効果的な監視が可能である場合

実行可能な場合、行政当局は、当該協定の対象になり得た輸出者に対し、協定を受諾しない理由を提供し、可能な限り、これに対する意見を提出する機会を与えなければならない。(c)に基づく数量制限の合意に関し、(A)を適用する場合、行政当局は(a)(2)(C)(i)に定める適切な消費産業、生産者及び労働者と協議した後、必要又は適切と認める要素に加え、中断及び合意の提案に対して適用する(a)(2)(B)(i)、(ii)及び(iii)に定める要素を考慮しなければならない。

(2) 合衆国に対する商品の輸出が暫定期間中に増加しないこと

行政機関は、相殺可能補助金の除去若しくは相殺又は輸出の停止のために設けられた期間に合衆国に輸出された当該合意に含まれる商品の数量が行政当局によって決定された最も最近の代表的期間に合衆国に輸出された当該商品の数量を超えないことを保証する手段を当該合意が規定していない限り、この条の(b)に基づく合意を受諾することができない。

(3) エントリー又は倉出しを管理する規則。

(b)又は(c)に基づいて締結される合意を実施するために、行政当局には、当該合意に含まれる商品の消費のためのエントリー又は倉庫からの倉出しを管理する規則を設ける権限が与えられる。

(e) 調査手続の中断

調査が(b)又は(c)に基づいて中断される前に行政当局は、次のことを行わなければならない。

- (1) 行政当局が調査を中断する日の30日以上前に、提訴者に対して、調査を中断する意思を通知し、それに関して提訴者と協議し、また当該調査のその他の当事者と委員会に通知すること。
- (2) 通知の時点において、提案された合意の写しを、どのように合意が実行され施行されるか(外国政府に要求される行為を含む)についての、またどのように合意が(b)及び(d)又は(c)又は(d)の要件に適合するかについての説明書を付して、提訴者に提供すること、及び
- (3) 調査中断の告示が(f)(1)(A)に基づいて公表される日の前に、当該調査のすべての当事者に対して記録のために意見及び情報の提出を許可すること。

(f) 調査中断の効果

(1) 総則

行政当局が(b)又は(c)に規定する合意の受諾に基づいて調査を中断することを決定した場合、

- (A) 行政当局は調査を中断し、調査の中断の告示を公表しなければならず、また調査対象産品に関する第703条(b)に基づく肯定的仮決定が当該調査において前もって行われていない場合、これも行わなければならない。
- (B) 委員会は当該商品に関して行っているいかなる調査も中断しなければならない、
- (C) 調査の中断は、その告示が公表された日に効力を生ずる。

(2) 申告手続の清算

(A) 輸出の停止；正味の相殺可能な補助金の完全な除去

行政当局によって受諾された合意が(b)に規定する合意である場合、

- (i) (1)(A)に基づいて要求される肯定的仮定的にもかかわらず、調査対象産品の申告手続の清算は第703条(d)(2)に基づいて停止されてはならない。
- (ii) 当該商品の申告手続の清算が当該商品に関する同一の事件において前もって出された肯定的仮決定に従って停止されていた場合、その清算停止は終了しなければならない。かつ
- (iii) 行政当局は、第703条(d)(1)(B)に基づいて供託されていた現金預託を返還し、担保又はその他の保証を解除しなければならない。

(B) その他の合意

行政当局によって受諾された合意が(c)に規定する合意である場合、調査対象製品の申告手続の清算は、第 703 条(d)(2)に基づいて停止されなければならない、あるいはまた、当該商品の申告手続の清算が同一の事件において前もって出された肯定的仮決定に従って停止されていた場合、その清算停止は、(h)(3)に従って、有効に継続されなければならないが、第 703 条(d)(1)(B)に基づいて要求される担保は当該合意の効果を反映するようにこれを調整することができる。

(3) 調査が継続される場合

(g)に基づいて、行政当局及び委員会が(b)又は(c)に基づいて合意が受諾されている調査を継続する場合であって、

(A) 第 705 条に基づく行政当局又は委員会による最終決定が否定的なものである場合、当該合意はいかなる効力又は効果も有せず、調査は終結されなければならない。

(B) 第 705 条に基づく行政当局及び委員会による最終決定が肯定的なものである場合、当該合意は有効に存続するが、行政当局は、次の場合である限り、相殺関税賦課命令を出してはならない。

(i) 当該合意が有効に存続し、

(ii) 当該合意が(b)及び(d)又は(c)及び(d)の要件に適合し続けており、かつ

(iii) 当該合意の当事者は、合意の文言に従って、合意に基づく義務を履行している場合。

(g) 要請に基づく調査の継続

行政当局が調査の中断の告示を公表した日の後 20 日以内に次に掲げる者から調査継続の要請を受けた場合、行政当局及び委員会は、調査を継続しなければならない。

(1) 相殺可能な補助金慣行が存在していると申立てられた国の政府

(2) 当該調査の当事者であって、第 771 条(9)(C)、(D)又は(E)に規定する利害関係を有する当事者

(h) 中断に関する再審査

(1) 総則

(c)に基づく調査の中断後 20 日以内に調査の当事者でありかつ第 771 条(9)(C)、(D)又は(E) (D)に規定する利害関係者は委員会に申立てを行い、また行政当局に対して通知をすることによって、中断についての再審査を要求することができる。

(2) 委員会の調査

(1)に基づく再審査の申立書の受領に基づいて、委員会は、申立書が提出された日の後 75 日以内に調査対象製品の輸入による有害な効果が当該合意によって完全に除去されるか否かを決定しなければならない。このサブセクションに基づく委員会の決定が否定的なものである場合、第 703 条(b)に基づく肯定的仮決定がこの委員会による決定の告示が公表された日に行われたものと、みなして、同日に調査を再開しなければならない。

(3) 再審査の期間中継続される清算の停止

調査対象製品の申告手続の清算停止は、調査の中断の告示が官報に公表された日の翌日、又は、調査中断に関して(1)に基づいて再審査の申立書が提出された場合であって、(2)に基づく委員会の決定が肯定的なものである場合、委員会によるこの肯定的決定の告示が公表された日の翌日からそれぞれ開始される 20 日の期間の終了時に、終結されなければならない。(2)に基づく委員会の決定が肯定的なものである場合行政当局は次のことを行わなければならない。

(A) 第 703 条(d)(1)に基づく清算の停止を終了させること

(B) 第 703 条(d)(1)に基づいて要求される担保若しくはその他の保証を解除し、又は現金預託を返還すること。

(i) 合意違反

(1) 総則

行政当局は(b)又は(c)に基づいて受諾された合意が違反されつつあり若しくは既に違反されており、又はもはや前各サブセクションの要件 ((c)(1)に基づく損害除去の要件を除く) 及び(d)の要件に合致しないと決定した場合、その決定の公表の日、行政当局は次のことを行わなければならない。

(A) 次に掲げる日のいずれか遅い方の日以後に行われた当該商品の未精算の申告手続につい

て第 703 条(d)(1)に基づく清算の停止を行うこと。

- (i) 清算停止の告示の公表の日の 90 日前の日
 - (ii) 当該商品の合衆国への販売又は輸出が合意に違反した日、又は、もはや(b)及び(d)若しくは(c)及び(d)の要件に合致しない合意に基づく商品が消費のために最初に申告され、若しくは倉庫から倉出しされた日
- (B) 調査が完了していない場合、第 703 条(b)(1)に基づく肯定の日に行われたものとみなして調査を再開すること。
- (C) 調査が(g)に基づいて完了した場合、清算が停止された商品の申告に関して効力を有する、第 706 条(a)(1)に基づく相殺関税賦課命令を発すること。
- (D) 違反が国際的であると認められる場合、関税庁長官へ通知すること。関税庁長官は、(2)に基づき適切な措置を取らなければならない。
- (E) 提訴者、調査の当事者であり、又はかつてそうであった利害関係を有する当事者及び委員会に、このパラグラフに基づく行政当局の措置を通知すること。
- (2) 制裁金によって処罰される国際的違反
 - 行政当局によって(b)又は(c)に基づいて受諾された合意に故意に違反する者は、この法の第 592 条(a)の詐欺的違反に課せられる処罰と同じ額において、同じ方法で、かつ同じ手続によって課される制裁金を受けなければならない。
- (j) 合意を考慮しない決定
 - 行政当局が、(i)(1)に基づいて調査の中断を終了し、又は(g)に基づいて調査を継続している場合において、第 705 条に基づく最終決定を行い又は第 751 条に基づく再審査を行う際には、委員会及び行政当局は、(b)又は(c)に基づく合意の効果を斟酌することなく、調査対象製品のすべてを考察しなければならない。
- (k) 行政当局によって開始された調査の終結
 - 行政当局は、調査の当事者全員に終結の通知を行ったうえで第 702 条(a)に基づいて行政当局が開始した調査を終結させることができる。
 - (1) 地域産業調査のための特別規則
 - (1) 停止協定
 - 委員会が第 771 条(4)(C)に基づき地域産業の決定を行う場合、行政当局は、当該地域における当該商品の販売のための実質的にすべての輸出を占める対象商品の輸出者に対し、(b)又は(c)に規定する協定を締結する機会を与えなければならない。
 - (2) 停止協定のための要件
 - (1)に規定する協定は、(b)又は(c)に基づくその他の協定に対してこの条に基づき課されるすべての要件に従わなければならない。ただし、委員会が(1)に規定する地域産業の決定を第 703 条(a)の仮の肯定的決定ではなく、第 705 条(b)の最終の肯定的決定において行う場合、(1)に規定する協定を第 706 条に基づき相殺関税命令が発せられた後 60 日以内に受諾することができる。
 - (3) 相殺関税命令に関する停止協定の効果
 - (1)に規定する協定が相殺関税命令が公示された後に受諾される場合、行政当局は、命令を取消し、第 703 条(d)(1)(B)に基づき預託されたすべての現金預託を還付し、並びにすべての担保及びその他の保証を解除し、命令が有効であった期間に行われた対象商品の申告を相殺関税とは無関係に清算しなければならないことを税関に命令しなければならない。

第 705 条 最終決定

(a) 行政当局による最終決定

(1) 総則

第 703 条(b)に基づく仮決定の日の後 75 日以内に行政当局は、相殺可能な補助金が当該商品に関して支給されているかないかについての最終決定を行わなければならない。ただし、このサブパラグラフに基づく調査が、同一の又は他の国からの、同種・同類の商品について開始されているときは、行政当局は、提訴者の要求があるときは、このサブパラグラフに基づく最終決定の日をサブパラグラフ B に基づく調査における最終決定の日まで延期する。

(2) 緊急事態決定

行政当局の最終決定が肯定的なものである場合、緊急事態の存在が第 703 条(e)に基づいて

申立てられている調査においては、当該決定は、次のことの有無に関する認定を含んだものでなければならない。

(A) 相殺可能な補助金が補助金協定に違反していること。

(B) 比較的短期に関連する商品の大量の輸入が行われたこと。

第 703 条(e)(1)に基づく仮決定が否定的である場合も、当該認定は肯定的なものとするができる。

(3) デ・ミニミスな相殺可能な補助金

このサブセクションの決定を行うに当たり、行政当局は、第 703 条(b)(4)に定義するデ・ミニミスな相殺可能な補助金をすべて無視しなければならない。

(b) 委員会による最終決定

(1) 総則

委員会は、次のことの有無についての最終決定を行わなければならない。

(a)に基づいて行政当局が肯定的決定を行った商品の輸入又は輸入に係る商品の販売（若しくは販売の可能性）によって、

(A) 合衆国産業が、

(i) 実質的に損害を被っていること、若しくは

(ii) 実質的に損害を受けるおそれがあること、又は

(B) 合衆国における産業の確立が実質的に妨げられていること

委員会が、対象商品の輸入が無視できるものと決定する場合は、調査を取り止めなければならない。

(2) 行政当局による肯定的仮決定に続く損害決定のための期間

行政当局による第 703 条(b)に基づく仮決定が肯定的なものである場合、委員会は、次に掲げる日のいずれか遅い方の日までに(1)によって要求される決定を行わなければならない。

(A) 行政当局が第 703 条(b)に基づいて肯定的仮決定を行った日の後 120 日目の日

(B) 行政当局が(a)に基づいて肯定的最終決定を行った日の後 45 日目の日

(3) 行政当局による否定的仮決定に続く損害決定のための期間

行政当局による第 703 条(b)に基づく仮決定が否定的なものである場合、このサブセクションに基づく委員会による最終決定は、当該肯定的最終決定の日の後 75 日以内に行わなければならない。

(4) 一定の追加認定

(A) 遡及適用のための委員会の標準

(i) 総則

(a)(2)に基づく行政当局の決定が肯定的である場合、委員会の最終決定は、(a)(2)に基づく肯定的決定の対象となる輸入が第 706 条に基づき発せられる相殺関税命令の修復効果を著しく無効にする見込みがあるか否かの決定を含まなければならない。

(ii) 検討すべき要素

(i)の規定の評価を行う際には、委員会は、関係すると考えられるその他の要素の中でも、特に、次の要素を検討しなければならない。

(I) 輸入の時期及び数量

(II) 輸入品在庫の急激な増加

(III) 相殺関税命令の修復効果を著しく無効にすることを示すその他の事態

(B) 委員会の最終決定が、実質的損害は存在しないが実質的損害のおそれは、存在するとする場合、委員会の決定は行政当局が(a)に基づく肯定的決定を行った商品の申告手続の生産停止がなければ認められたか否かについての認定を含んだものでなければならない。

(c) 最終決定の効果

(1) 行政当局による肯定的決定の効果

(a)に基づく行政当局の決定が肯定的なものである場合、

(A) 行政当局は、当該情報を提供した当事者の同意がある場合又は保護命令に基づく場合を除いて、行政当局によって秘密扱いが与えられている情報の漏洩を防止するために行政当局及び委員会が設定できる手続のもとに、当該決定の根拠となり、委員会がその決定に関連していると考えられる一切の情報を委員会が利用できるようにしなければならない。

(B)(i) 行政当局は、

- (I) 個別に調査を行った各輸出者又は生産者に対して推定された個々の相殺可能な補助金率を決定し、かつ、(5)に従って、個々に調査を行っていないすべての輸出者又は生産者及び第751条(a)(2)(B)に規定する新規の輸出者又は生産者に対して推定された「その他すべて」用の率を決定しなければならない、又は
- (II) 第777A条(e)(2)(B)が適用される場合、すべての輸出者又は生産者に適用可能な国別の補助金率の単一の推定値を決定しなければならない。
- (ii) 対象商品の個々の申告に対して、個々の相殺可能な補助金率の推定値、その他すべて用の率又は国別の補助金率の単一の推定値のうち、適用可能なものの額の、行政当局が適当と認める現金預託、担保又はその他の保証を提供することを命令しなければならない。
- (C) 第703条(b)に基づく行政当局による仮決定が否定的なものである場合、行政当局に第703条(d)(2)に基づく清算の停止を命じなければならない。
- (2) 命令の発出；否定的決定の効果
- (a)(1)及び(b)に基づく行政当局及び委員会の決定が肯定的なものである場合、行政当局は第706条(a)に基づいて相殺関税賦課命令を発しなければならない。これらの決定のいずれかが否定的なものである場合、当該調査は、当該否定的決定の告示の公表によって終結されなければならない。行政当局は、次のことを行わなければならない。
- (A) 第703条(d)(1)に基づく清算の停止を終了すること、
- (B) 第703条(d)(1)(B)に基づいて要求された担保又はその他の保証を解除し、現金預託を返還すること。
- (3) (a)(2)及び(b)(4)(A)に基づく否定的決定の効果
- 行政当局又は委員会のそれぞれ(a)(2)及び(b)(4)(A)に基づく決定が否定的なものである場合、行政当局は、次のことを行わなければならない。
- (A) (4)又は第703条(e)(2)に基づいて要求される清算の遡及的停止を終了すること。
- (B) 第703条(e)(2)に基づいて清算が遡及して停止された商品の申告手続に関して、第703条(d)(1)(B)に基づいて要求された担保又はその他の保証を解除し、現金預託を返還すること。
- (4) (a)(2)に基づく肯定的決定の効果
- (a)(2)に基づく行政当局の決定が肯定的なものである場合、行政機関は、次のことを行わなければならない。
- (A) 第703条(b)及び第703条(e)(1)に基づく行政当局の決定がいずれも肯定的なものであった場合、第703条(e)(2)に基づいてすでに命令された清算の遡及停止及び現金預託、担保その他の保証の供託を継続すること。
- (B) 第703条(b)に基づく行政当局の決定が肯定的であったが、第703条(e)(1)に基づく仮決定が否定的なものであった場合、第703条(d)に基づいてすでに命令された清算の停止及び担保に関する要件を精算の停止が最初に命令された日の90日前の日以後に消費のために申告された、又は倉庫から倉出しされた商品の未精算申告に適用するように修正すること
- (C) 第703条(b)に基づく行政当局の決定が否定的なものであった場合、第703条(c)(1)(B)に基づいて命令された清算の停止及び担保に関する要件を精算の停止が最初に命令された日の90日前の日以後に消費のために申告された、又は倉庫から倉出しされた商品の未精算申告に適用すること
- (5) その他すべて用率及び国別補助金率の決定方法
- (A) 「その他すべて」用率
- (i) 総則
- このサブセクション及び第703条(d)の適用において、「その他すべて」用率は、個別に調査を行った各輸出者又は生産者のうち、相殺可能な補助金率がゼロ及びデ・ミニミスなものを除いたものに対して確定された個々の相殺可能な補助金率の加重平均に等しい額及び主として第776条に基づき決定される何らかの率とする。
- (ii) 例外
- 個別に調査を行った各輸出者又は生産者に対して確定した相殺可能な補助金率がゼロ又はデ・ミニミスな率であるか又は主として第776条に基づき決定されるものである場合、行政当局は、個別に調査を受けていない輸出者又は生産者に対する「その他すべて」用率を確定するために、個別に調査を受けた輸出者又は生産者に対して決定された相殺可能な補助金率の加重平均の平均を含め、何らかの合理的な手法を使用することができ

る。

(B) 国別補助金率

行政当局が第 777A 条(e)(2)(B)に基づき審査を制限する場合、行政当局は、すべての輸出者又は生産者に適用可能な国別の補助金率の単一の率を計算することができる。第 703 条(d)(1)(A)(ii)又はこのサブセクションの(1)(B)(i)(II)に基づき決定された国別率の推定値は、相殺可能と決定された補助金の使用に関する産業全体のデータに基づくものとする。

(d) 決定の告示の公表

行政当局又は委員会は、この条に基づいて決定を行った場合、常に、提訴者、当該調査のその他の当事者、及び他方の機関に、当該決定並びに決定の根拠となっている事実及び法律上の結論を通知しなければならない、また官報にその決定の告示を公表しなければならない。

(e) 行政上の誤りの修正

行政当局は、このサブセクションに基づき、最終決定後における合理的期間内に、当該最終決定における行政上の誤りについて修正するための手続を定めなければならない。この手続は、利害関係者にそのような誤りについての意見を提出する機会を与えるものである。このサブセクションにおいて「行政上の誤り」には、加算、減算又はその他の計算上の誤り、不正確な複写又は複製の結果による誤記及び行政当局が単純なものとするものを含む。

第 706 条 関税の査定

(a) 相殺関税賦課命令の公布

第 705 条(b)に基づく肯定的決定が委員会によって通知された後 7 日以内に、行政当局は次の内容の相殺関税賦課命令を公布しなければならない。この命令は、

- (1) 行政当局が査定の根拠となりうる満足な情報を受け取った日の後 6 ヶ月以内であって、かついかなる場合にも、その会計年度内に当該商品が消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた当該製造者又は輸出者の会計年度末の後 12 ヶ月以内に、存在すると決定され又は推定された正味の相殺可能な補助金の価額に等しい相殺関税を査定することを、税関職員に指示するものであり、
- (2) 当該命令の対象産品についての行政当局が必要と認める程度の詳細さでの記述を含むものであり、かつ、
- (3) 当該商品についての通常の推定関税が供託されるのと同時に、当該商品の申告手続の清算まで推定相殺関税の供託を要求するものでなければならない。

(b) 関税の賦課

(1) 総則

委員会が、第 705 条(b)に基づく最終決定において、実質的損害、又は第 703 条(d)(1)に基づく清算の停止がなければ実質的損害の認定に至ったであろう実質的損害のおそれを認定した場合、相殺関税賦課命令の対象とされている商品についての、第 703 条(d)(1)に基づく清算の停止が行われている申告には、第 701 条(a)に基づく相殺関税が賦課されなければならない。

(2) 特別規定

委員会が、第 705 条(b)に基づく最終決定において、(1)に規定する実質的損害のおそれを除く実質的損害のおそれ、又は合衆国における産業の確立の実質的妨げを認定した場合、相殺関税賦課命令の対象となっている商品であって第 705 条(b)に基づく委員会の肯定的決定の告示が公表された日以後に消費のために申告され、又は倉庫から引出されたものは、第 701 条(a)に基づく相殺関税が賦課されなければならない、かつ、行政当局は、同日前に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の申告手続に関する相殺関税の支払いを担保するための担保又はその他の保証を解除し、かつ、そのために行われた現金預託を返還しなければならない。

(c) 地域産業のための特別規則

(1) 総則

第 771 条(4)(C)に基づき委員会が地域産業の決定を行うこのサブタイトルに基づく調査においては、行政当局は、最大限可能な限り、調査の期間中に当該地域における販売のために対象商品を輸出した特定の輸出者又は生産者の対象商品に対してのみ関税を課すことを命令しなければならない。

(2) 新たな輸出者及び生産者のための例外

相殺関税命令の公示の後、行政当局が新たな輸出者又は生産者が当該地域における販売のために対象商品を輸出していると認定する場合、行政当局は、第 751 条(a)(2)(B)の規定に合致する新たな輸出者又は生産者の対象商品に対して関税を課すことを命令しなければならない。

第 707 条 推定相殺関税の供託と相殺関税賦課命令に基づく最終査定関税との差額の取扱

(a) 第 703 条(d)(1)(B)に基づく推定相殺関税の供託

第 703 条(d)(1)(B)に基づいて推定相殺関税に対する担保として要求された現金預託の額又は担保若しくはその他の保証の価額が、第 706 条に基づいて出された相殺関税賦課命令に基づいて決定された相殺関税の価額と異なる場合、第 705 条(b)に基づく委員会の肯定的決定の告示が公表される前に消費のための申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の申告についての差額は、次のとおり処理されなければならない。

- (1) 現金預託、担保又はその他の保証が当該命令に基づく関税より低額である範囲で、当該差額は無視される。
- (2) 現金預託、担保又はその他の保証が当該命令に基づく関税より高額である範囲で、当該差額は返還又は解除される。

(b) 第 706 条(a)(3)に基づく推定相殺関税の供託。

第 706 条(a)(3)に基づいて供託された推定相殺関税の価額が第 706 条に基づいて発せられた相殺関税賦課命令に基づいて決定された相殺関税の価額と異なる場合、第 705 条(b)に基づく委員会の肯定的決定の告示が公表された後に消費のために申告され、又は倉庫から引出された商品の申告についての差額は、次のとおり処理されなければならない。

- (1) 第 706 条(a)(3)に基づく供託が、当該命令に基づいて決定された関税より低額である範囲で、当該差額は徴収される。
- (2) 第 706 条(a)(3)に基づく供託が、当該命令に基づいて決定された関税より高額である範囲で、当該差額は返還される。

このいずれについても、第 778 条に規定する利息を付さなければならない。

第 708 条 輸出入銀行の融資の取消の効果

この編のいかなる規定も第 706 条又は第 703 条(d)(1)(B)に基づく取消による税の査定が起こる場合に、財務長官が 1978 年改正輸出入銀行法第 1912 条に基づき合衆国の販売者に相当する保証、保険及び融資を供与することを輸出入銀行に認めることができないことを除き、同法第 1912 条の規定に代わるものと解釈してはならない。

第 709 条 相殺関税の条件付支払い

(a) 総則

相殺関税賦課命令の公布の日以後に当該命令の対象となっている商品の消費のためのすべての申告手続又は倉庫からの倉出しに関して、税関職員は、当該等級又は種類の商品を自ら又は自らの勘定で輸入した者が、(b)の要件に準拠し、かつ委員会によって決定された価額の推定相殺関税を、適切な税関職員に供託しない場合、この者に対して当該等級又は種類の商品を引き渡すことはできない。

(b) 輸入者の要件

このサブセクションの要件に適合するためには、次のことが行われなければならない。

- (1) この編に基づいて賦課されるべき相殺関税を確認するために行政当局が必要と認める情報を提供し、又は提供する手配をすること、
- (2) 行政当局が規則によって要求する商品の販売に関する記録を保持し、かつ税関職員に提供すること。
- (3) 当該商品に対してこのサブタイトルに基づいて賦課された相殺関税の金額を税関職員に納付し、又は要求に基づいて納付することに同意すること。

サブタイトル B アンチダンピング関税の賦課

第 731 条 賦課されるアンチダンピング関税の賦課

- (1) 行政当局が、ある等級又は種類の外国製品が公正価額以下で合衆国において販売されてい

- るか、又は販売される可能性がある」と決定した場合であって、かつ、
- (2) 委員会が、当該商品の輸入によって、又は輸入に係る当該商品の販売（若しくは、販売の可能性）によって、
- (A) 合衆国産業が、
- (i) 実質的に損害を受けているか、若しくは
- (ii) 実質的に損害を受けるおそれがあるか、又は
- (B) 合衆国における産業の確立が実質的に遅延されていると決定した場合、
- 当該商品に対して他に賦課される何らかの関税に加えて、当該商品の正常価格が輸出価格（又は構成輸出価格）を超過する価額に等しい額のアンチダンピング関税が賦課されなければならない。この条及び第 735 条(b)(1)の適用において外国製品の販売について規定しているものには、商品の販売に相当するリース契約の締結を含む。

第 732 条 アンチダンピング関税調査を開始するための手続

(a) 行政当局による調査開始

(1) 総則

アンチダンピング関税の調査は、行政当局が利用しうる情報から、第 731 条に基づく関税の賦課に必要な要素が存在するか否かという問題について正式の調査を行うことが正当である認められた時には常に、開始されなければならない。

(2) 執拗なダンピングを含む事件

(A) 監視

次の場合、行政当局は、1 年を超えない期間を対象として追加的な供給国からの同一の分類又は種類の商品の輸入に関する追加的な監視制度を設けることができる。

(i) 当該分類又は種類の商品に関して 1 件を超えるアンチ・ダンピング命令が発効している場合

(ii) 行政当局の判断において、1 件以上の追加的な供給国からの異常な形態の執拗で有害なダンピングの存在を信ずべき、又は推測すべき理由がある場合

(iii) 行政当局の判断において、この異常な形態のダンピングが国内産業に対して商業上重大な影響をもたらしている場合

(B) (A)に定める監視期間中において行政当局がこのサブセクションに基づき追加的な供給国に関する正式調査を開始するに足りる十分な情報があると決定する場合、当該当局は当該調査を速やかに開始しなければならない。

(C) 定義

このパラグラフの適用において、「追加的な供給国」とは(A)の対象とする分類又は種類の商品の輸入に関して、現在いかなるアンチ・ダンピング調査も手続中ではなく、かつ、現在いかなるアンチ・ダンピング命令も発効していない国をいう。

(D) 迅速な措置

行政当局及び委員会は、(B)に基づき開始された正式調査の結果として構じるこのサブタイトルに基づき手続を可能な限り迅速に進めなければならない。

(b) 提訴による調査開始

(1) 提訴の要件

アンチ・ダンピング手続は、第 771 条(9)(C)、(D)又は(E)に規定する利害関係者が、産業を代表して、行政当局に対して、第 731 条によって課せられる関税の賦課に必要な要素を申立てた提訴状を、それらの申立てを支持するものであって提訴者が合理的に入手しうる情報を添付して提出した時には常に、開始されなければならない。この提訴状は、行政当局及び委員会が許可する時点で、かつ許可する条件において、これを修正することができる。

(2) 委員会への同時提出

提訴者は、提訴状を行政当局へ提出する日と同じ日に委員会へその写しを提出しなければならない。

(3) 提訴に関する措置

(A) 政府の通知

(1)に基づき申請された提訴の受理に当たり、行政当局は、提訴で指名されている各輸出国政府に対し、提訴状の公開版を当該国の適当な代表に送付することにより、通知する。

(B) 連絡の受付

行政当局が調査を開始するか否かを決定するまでは、(c)(4)(D)に規定する場合及び提訴についての行政当局の検討のステータスに関する照会である場合を除き、行政当局は、第 771 条(9)の(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者以外の者からの自発的な口頭又は書面による連絡を受理してはならない。

(C) 特定の情報の非開示

(1)に基づき提訴が申請される前に審査及びコメントのために提出された提訴状の案については、行政当局又は委員会は情報を開示してはならない。

(c) 提訴の決定

(1) 総則

(A) 最初の決定の期限

(B)に規定する場合を除き、(b)に基づき提訴が申請された日から 20 日以内に、行政当局は、

(i) 提訴により提供された証拠の正確性及び妥当性について、行政当局にとって容易に入手可能な情報源に基づいて審査した後、提訴状が、第 731 条に基づき関税を賦課するために必要な要素を申し立てているか及び当該申立てを支持する提訴者が合理的に入手可能な情報を含んでいるか否かを決定する。及び

(ii) 当該提訴が産業により又は産業を代表して申請されたものか否かを決定する。

(B) 期限の延長

行政当局は、(4)(D)に基づき意見調査又はその他の方法により産業の支持に関する決定を行う必要があるときは随時、例外的な状況においては、(A)中「20 日」を「最大 40 日」と読み替えて適用することができる。

(C) 提訴が撤回された命令と同じ商品を含む場合の期限

次の措置の対象であった商品に関する提訴がこのこの条に基づき申請された場合は、行政当局及び委員会は、最大限実施可能な限り、この条に基づき開始された提訴に関する調査を迅速化する。

(i) 提訴を申請した日の直前 24 月以内に、第 751 条(d)に基づき撤回されたアンチダンピング関税命令。

(ii) 停止された調査であって、提訴を申請した日の直前 24 月以内に、第 751 条(d)に基づき取り止められたもの。

(2) 肯定的決定

(1)(A)の(i)及び(ii)に基づく決定が肯定的である場合、行政当局は、対象商品が合衆国内で公正価額未満で販売され又は販売されようとしているか否かを決定するために調査を開始しなければならない。

(3) 否定的決定

(1)(A)の(i)及び(ii)に基づく決定が否定的である場合、行政当局は、提訴を却下し、手続きを取り止め、提訴者に対して決定の理由を書面にて通知しなければならない。

(4) 産業の支持の決定

(A) 総則

このサブセクションの適用において、次の場合、行政当局は、提訴が産業により又は産業を代表して申請されたものであると決定する。

(i) 提訴を支持する国内生産者及び労働者が、国内同種製品の全生産の 25%以上を占め、かつ、

(ii) 提訴を支持する国内生産者及び労働者が、提訴への支持又は反対を表明している産業の一部により生産される国内同種製品の全生産の 50%超を占める場合。

(B) 無視される特定のポジション

(i) 外国の生産者と関係を有する生産者

(A)に基づき産業の支持を決定するに当たり、行政当局は、提訴に反対する国内生産者が第 771 条(4)(B)(ii)に定義する関係を外国の生産者との間に有する場合、その生産者としての利益がアンチダンピング関税の賦課により好ましくない影響を受けるであろうことを当該国内生産者が示さない限り、そのポジションを無視しなければならない。

(ii) 輸入者である生産者

行政当局は、対象商品の輸入者である国内同種製品の国内生産者のポジションを無視することができる。

(C) 地域的産業のための特別な規則

提訴において、産業が地域的産業であることを申し立てている場合、行政当局は、当該地域の生産に基づいて(A)を適用することにより、提訴が産業により又は産業を代表して申請されたものであるか否かを決定しなければならない。

(D) 産業の意見調査

提訴が国内同種製品の全生産の50%超を占める国内生産者又は労働者の支持を確保していない場合、行政当局は、

(i) (A)に基づき要求される提訴に対する支持の有無を決定するために、産業の意見調査を行うか又はその他の情報に依拠する、又は

(ii) 産業内の生産者の数が多い場合、行政当局は、生産者の意見調査のために、統計的に妥当なサンプリング手法を使用することにより、提訴に対する産業の支持を決定することができる。

(E) 利害関係者の意見

行政当局が調査開始に関して決定を行う前に、調査が開始されたときには第771条(9)に基づく利害関係者の資格を有することとなる者は、産業による支持の問題に関して意見又は情報を提出することができる。行政当局が調査開始に関して決定を行った後は、産業による支持に関する決定を再検討してはならない。

(5) 国内生産者又は労働者の定義

このサブセクションの適用において、「国内生産者又は労働者」とは、(b)(1)に基づき提訴を申請する資格のある利害関係者をいう。

(d) 委員会への決定の通知

行政当局は次のことを行わなければならない。

(1) 行政当局が(a)又は(c)に基づいて行う決定を直ちに委員会に通知すること、及び

(2) 決定が肯定的なものである場合、当該情報を提供した当事者の同意がある場合又は保護命令に基づく場合を除いて行政当局によって秘密扱いが与えられていた情報の漏洩を防止するためには行政当局又は委員会が設定しうる手続に基づいて調査中の事項に関連しているとされる情報を委員会が利用しうるようにすること。

(e) 緊急事態に関する情報

このサブタイトルに基づく調査開始後のいかなるときでも、行政当局が次のような事項を疑うに足りる合理的根拠があると認めた場合、関税庁長官に対し、対象製品の輸入について、より詳しい情報を収集するように要請することができる。当該要請を受理した場合、関税庁長官は、対象製品の輸入に関する数量及び金額についての情報を最終決定が第735条(a)に基づいて行われ、調査が終結し、又は行政当局が当該要請を撤回するまで、行政当局が指示する頻度で(少なくとも30日に一回)、行政当局に提出しなければならない。

(1) 合衆国又は他の地域において、対象製品のダンピングの経緯がある。又は

(2) 商品を輸入していた、又は取引している者が、公正価額以下で調査対象商品を輸出者が販売していたかを知っていたか、若しくは知っていたであろうという事実。

第733条 仮決定

(a) 委員会による損害の合理的な徴候の決定

(1) 総則

第732条(c)(3)に基づき行政当局が提訴を却下する場合を除き、委員会は、決定を行う時点で入手可能な情報に基づき、対象商品の輸入を理由として、

(A) 合衆国内の産業が、

(i) 実質的に損害を受けていること、若しくは、

(ii) 実質的に損害のおそれがあること、又は

(B) 合衆国における産業の確立が実質的に遅延されていること

について、並びに、対象商品の輸入が無視できないものであることについて、合理的な徴候が存在するかないかを(2)に定める期間内に、決定しなければならない。委員会が対象商品の輸入が無視できるものであると決定し、又はこのパラグラフに基づき否定的な決定を行う場合、調査を取り止めなければならない。

(2) 委員会の決定のための期限

委員会は、(1)の決定を次の期限内に行わなければならない。

- (A) 第 732 条(b)に基づき申請された提訴の場合、
 - (i) 提訴が受理された日の後 45 日以内に、又は
 - (ii) 第 732 条(c)(1)(B)に基づき期限が延長されたときは、委員会が調査開始の通知を行政当局から受けた日の後 25 日以内に、及び
 - (B) 第 732 条(a)に基づき調査が開始された場合、委員会が、同条に基づき調査が開始された旨の通知を行政当局から受けた日の後 45 日以内に。
- (b) 行政当局による仮決定
- (1) アンチダンピング関税の調査期間
 - (A) 総則
 - (B)に規定する場合を除き、行政当局が第 732 条(c)に基づいて調査を開始した日の後 140 日以内であって、(a)に基づく委員会の肯定的決定以前ではない時点で、行政当局は、決定の時点における利用しうる情報に基づいて、当該商品が公正価額以下で販売されており、又は販売される可能性があるとし、又は疑うための合理的な証拠が存在するか否かについての決定を行わなければならない。
 - (B) ライフサイクルの短い商品が含まれている場合
 - 第 732 条(b)に基づいて提訴がなされた場合又は、第 732 条(a)に基づいて調査が開始された場合、第 739 条(a)に基づいて設定される製品の範疇に含まれるライフサイクルの短い商品に関し、(A)は、次のように読み替えて適用する。
 - (i) 調査対象商品の相当部分が、2 回目の違反者である製造者によるものである場合
「140 日」を「100 日」に
 - (ii) 調査対象商品の相当部分が、違反の常習者である製造者によるものである場合
「140 日」を「80 日」に
 - (C) 違反者の定義
 - (B)の適用において、
 - (i) 「2 回目の違反者」とは、次のようなライフサイクルの短い商品の製造者として、2 回の肯定的ダンピング認定を受けた（第 739 条での意味における）者をいう。
 - (I) 当該決定の両方において特定され、及び
 - (II) (B)において、製品の範疇に含まれている。
 - (ii) 「違反の常習者」とは、次のようなライフサイクルの短い商品の製造者として、3 回以上の肯定的ダンピング認定を受けた（第 739 条での意味における）者をいう。
 - (I) 当該決定のそれぞれにおいて特定され、及び
 - (II) (B)において、製品の範疇に含まれている。
- (2) 検証の放棄に基づく仮決定
 - 行政当局は、調査の開始後 75 日以内に、調査開始後の最初の 60 日以内に受理した問題に関する情報を審査のために指名した職員に審査させなければならない。決定の合理的根拠となり得る十分な情報が利用可能であると思料されるときは、秘密扱いでない利用可能なすべての情報及び第 777 条に従って公開されるその他のすべての情報を提訴者及び利害関係者、更に公開を要求する手続の当事者に対し公開しなければならない。当該情報の公開をうけた提訴者及び第 777 条(9)(C)、(D)、(E)又は(F)に定める利害関係者である各関係者は、当該公開の後 3 日（土曜日、日曜日又は法定休日を除く。）以内に行政当局に対し、当該機関の受理した情報の検証を放棄する旨の書面による取消不能の通知及びその時点で当該機関の入手しうる情報に基づいて決定されることを望む旨の同意書を提出することができる。情報の公開をうけた提訴者及び第 777 条(9)(C)、(D)、(E)又は(F)に定める利害関係者である各関係者から時宜を得た権利放棄及び同意を受理し、かつ仮決定の合理的根拠となり得る十分な情報が当該時点で利用可能であると行政当局が認めるときは、仮決定は調査開始後の最初の 60 日に得られた資料をもとに、調査開始後 90 日以内に行わなければならない。
- (3) デ・ミニミス・ダンピング・マージン
 - このサブセクションの決定を行う場合、行政当局は、デ・ミニミスな加重平均ダンピング・マージンのすべてを無視しなければならない。この規定の適用において、加重平均ダンピング・マージンが対象商品の従価 2%未満又は同等の従量率未満であると行政当局が決定する場合、当該加重平均ダンピング・マージンはデ・ミニミスである。

(c) 異常に複雑な事案における期間の延長

(1) 総則

(A) 提訴者が、(b)(1)に基づいて決定がおこなわなければならない期間についての延長の要請を適時に行った場合、又は

(B) 行政当局が、関係当事者は協力的であると判断し、かつ次のことを認めた場合

(i) 次の理由によって、当該事案が異常に複雑であること

(I) 調査される取引又は検討される調整の数及び複雑さ

(II) 提起された争点の新規性

(III) その活動が調査されなければならない会社の数、及び

(ii) 仮決定をするためには追加時間が必要であること

以上の場合、行政当局は、第 732 条(c)に基づいて行政当局が調査を開始した日又は第 732 条(a)に基づいて調査が開始された日の後 190 日目まで、この条第(b)(1)に基づく、仮決定を行うことを延期することができる。この条に基づく決定の延期は(b)(1)(B)が適用される調査における決定の期日については、提訴者が行政当局へ延長の同意についての書面の通知を提出した場合を除き、適用しない。

(2) 延期の通知

行政当局は、(1)に基づいて仮決定を延期しようとする場合、他の場合に(b)(1)に基づいて仮決定が要求される日の 20 日以上前に、当該調査の当事者に通知しなければならない。通知書には延期の理由に関する説明が含まれなければならない。延期の通知は、官報で公表しなければならない。

(d) 行政当局による決定の効果

(b)に基づく行政当局の仮決定が肯定的なものである場合、行政当局は、次のことを行わなければならない。

(1)(A)(i) 個別に調査を行った各輸出者及び生産者に対する加重平均ダンピング・マージンの推定値を決定すること。

(ii) 第 735 条(c)(5)に従って、個別に調査を行っていない輸出者及び生産者のすべてに対する「その他すべて」用の率の推定値を決定すること。

(B) 対象商品の個々の申告に対し、加重平均ダンピング・マージン推定値又は「その他すべて」用推定値のどちらか適用可能な方に基づく額の、行政当局が適当と認める現金預託、担保、その他の保証の提供を命じること。

(2) 当該調査の対象となっている商品であって、次のいずれか遅い時日以降に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされたものの一切の申告手続に関する清算の停止を命ずること。

(A) 決定の通知が官報で告示される日又は

(B) 調査開始決定の通知が官報で告示される日の 60 日後

(3) 当該情報を提供した当事者の同意がある場合又は保護命令に基づく場合を除いて、行政当局によって秘密扱いが与えられていた情報の漏洩を防止するために行政当局及び委員会が設定しうる手続に基づいて、当該決定の根拠となり、委員会がその損害決定に関連していると考える一切の情報を委員会が利用しうるようにすること。

(1)及び(2)に基づく行政当局の指示は、4月を超えて有効であってはならない。ただし、対象商品の輸出者の重要な割合を代表する輸出者の要請に基づき、行政当局が当該4月を6月以内に延長する場合を除く。

(e) 緊急事態の決定

(1) 総則

提訴者が、その最初の提訴において、又は行政当局による最終決定の日の 20 日以上前の時点における修正によって、緊急事態を申立てた場合、行政当局は、このサブタイトルに基づく調査開始後であれば随時その時点において利用しうる情報に基づいて、次のことを信じ、又は疑うための合理的な根拠が存在するか否かを速やかに決定しなければならない。

(A)(i) 合衆国又はその他の地域において、対象商品の不当廉売及び不当廉売輸入を理由とする実質的損害の歴史があり、又は

(ii) 輸出者が対象商品を公正価額未満で販売していること及び当該販売を理由とする実質的損害があり得ることを当該商品を輸入する者又はその輸入に責任を有する者が知っていた、若しくは、知り得ていた、かつ、

(B) 相対的に短期間の内に大量の対象商品の輸入があった。

(2) 清算の停止

(1)に基づく行政当局の決定が肯定的なものである場合、(d)(1)に基づいて命令された清算の停止は、次のいずれか遅い日以後に、消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の未清算申告に適用されなければならない、あるいはまた清算の停止の告示が既に公表されている場合、上述のとおり適用されるように修正されなければならない。

(A) 清算の停止が最初に命令された日の 90 日前の日

(B) 調査開始決定の通知が官報で告示される日

(f) 決定の通知

委員会又は行政当局がこの条に基づき決定を行うときには、常に、委員会又は行政当局（場合に応じ）は、提訴者及びその他の調査関係者並びに委員会又は行政当局（いずれか適当な方）に対し、当該決定を通知しなければならない。行政当局は、当該通知の中に、当該決定の基礎とした事実及び結論を含めなければならない。(a)(2)に基づき決定を行うことが要求される日の後 5 日以内に、委員会は、その決定の基礎とした事実及び結論を行政当局に対して送付しなければならない。

第 734 条 調査の終結又は中断

(a) 提訴の取下げに基づく調査の終結

(1) 総則

(A) 提訴の撤回

(2)及び(3)に規定する場合を除き、このサブタイトルに基づく調査は、提訴者の提訴の撤回に基づいて又は調査が第 732 条(a)に基づいて開始されたものであるときは、行政当局により、当該調査のすべての当事者への通告の後に、行政当局又は委員会により終結させることができる。

(B) 提訴の再申請

(A)に基づく提訴の撤回の後 3 月以内に、撤回された提訴対象製品及び別の国からの対象商品の双方に対して関税の賦課を求める新たな提訴が申請される場合、行政当局及び委員会は、撤回された提訴に伴い実施された調査において収集整理された記録を新たな提訴に伴い開始される調査において使用することができる。このサブパラグラフは提訴が最初に撤回された場合にのみ適用する。

(2) 数量制限の合意に関する特別規則

(A) 総則

行政当局が合意に基づく調査の終結が公共の利益にかなうと認めない限り、(B)及び(C)の規定に従い、行政当局は補助金慣行が存在すると申し立てられている国の政府との間で調査対象である商品の合衆国への輸入量を制限する旨の何らかの了解又は合意を受諾することにより、(1)に基づいて調査を終結することはできない。

(B) 公共の利益の要因

公共の利益に関して(A)に基づく決定をする前に、可能な限り、次の者と協議しなければならない。

(i) 消費者価格及び商品の入手可能性に関する相対的影響を基準として、アンチダンピング関税の賦課よりも当該合意が合衆国の消費者により重大な悪影響をもたらすか。

(ii) 合衆国の国際経済上の利益に対する相対的影響

(iii) 同種の製品を生産する国内産業の競争力に対する相対的影響（当該産業における雇用及び投資を含む）

(C) 事前協議

公共の利益に関して(A)に基づく決定をする前に実際のな程度まで、次の者と協議しなければならない。

(i) 潜在的に影響を受ける消費産業

(ii) 同種製品を生産する国内産業において潜在的に影響を受ける生産者及び労働者（調査に関係しない生産者及び労働者を含む）

(3) 委員会による終結に関する制限

委員会は、第 733 条(b)に基づいて仮決定が行政当局によって行われる前に、(1)に基づいて

調査を終結することはできない。

- (b) 公正価額以下での販売を完全に除去する合意又は商品の輸出を中止する合意
行政当局は、調査対象製品の輸入の実質的にすべてを占めている輸出者が、次のことに同意する場合、調査を中断することができる。
 - (1) 当該調査が中断された日の後 6 ヶ月以内に、合衆国に対して当該商品の輸出を中止すること、又は
 - (2) 合意の対象となっている商品の正常価格が当該商品の輸出価格（又は構成輸出価格）を超過する価額を完全に除去するために輸出者の価格を改定すること。
- (c) 有害な効果を除去する合意
 - (1) 総則
行政当局が、ある事案において異常な事態が存在すると認めた場合、調査対象製品の合衆国への輸入の実質的にすべてを占めている輸出者との、価格を改定するための合意が、当該商品の合衆国への輸出に関する有害な効果を完全に除去するものであり、かつ次に掲げる場合であれば、行政当局は、当該合意の受諾に基づいて調査を中断することができる。
 - (A) 当該商品の輸入による国内製品の価格水準の抑制又は切下げが防止される場合であり、かつ
 - (B) 各輸出者の各申告手続について、推定正常価格が輸出価格（又は構成輸出価格）を超過する価額が、調査の過程において調査された輸出者についてのすべての公正価額以下での申告について、推定正常価格が輸出価格（又は構成輸出価格）を超過した額の加重平均価額の 15% を超えない場合
 - (2) 異常な事態
 - (A) 異常な事態
このサブセクションの適用において、「異常な事態」とは次の事態をいう。
 - (i) 調査の中断が、国内産業にとって調査の継続よりは有益となるであろう事態であり、かつ
 - (ii) 調査が複雑である事態
 - (B) 複雑
このパラグラフの適用において、「複雑」とは次のことをいう。
 - (i) 多くの数の調査される取引又は検討される調整が存在すること。
 - (ii) 提起された争点が新規であること、又は
 - (iii) 含まれる企業の数が多いこと。
 - (d) 追加規定及び条件
行政当局は、次の場合でなければ(b)又は(c)に基づき合意を受諾してはならない。
 - (1) 調査の中断が公共の利益に合致することを満たしている場合であり、かつ
 - (2) 合衆国による合意の効果的な監視が可能である場合実行可能な場合、行政当局は、当該協定の対象になり得た輸出者に対し、協定を受諾しない理由を提供し、可能な限り、これに対する意見を提出する機会を与えなければならない。
 - (e) 調査手続の中断
調査が(b)又は(c)に基づいて中断される前に行政当局は、次のことを行わなければならない。
 - (1) 行政当局が調査を中断する日の 30 日以上前に、提訴者に対して、調査を中断する意思を通知し、それに関して提訴者と協議し、また当該調査のその他の当事者と委員会に通知すること。
 - (2) 通知の時点において、提案された合意の写しを、どのように合意が実行され施行されるかについての、またどのように合意が(b)及び(d)又は(c)及び(d)の要件に適合するかについての説明書を付して、提訴者に提供すること、及び
 - (3) 調査中断の告示が、(f)(1)(A)に基づいて公表される日の前に、第 771 条(9)に定めるすべての利害関係者に対して記録のために意見及び情報の提出を許可すること。
 - (f) 調査中断の効果
 - (1) 総則
行政当局が(b)又は(c)に規定する合意の受諾に基づいて調査を中断することを決定した場合、
 - (A) 行政当局は調査を中断し、調査の中断の告示を公表しなければならないが、また調査対象製品に関する第 733 条(b)に基づいて肯定的仮決定が当該調査において前もって行われていない場合、これも行わなければならない。

- (B) 委員会は当該商品に関して行っているいかなる調査も中断しなければならない、
- (C) 調査の中断は、その告示が公表された日に効力を生じる。
- (2) 申告手続の清算
 - (A) 輸出の停止；ダンピング・マージンの完全な除去
行政当局によって受諾された合意が(b)に規定する合意である場合、
 - (i) (1)(A)に基づいて要求される肯定的仮決定にもかかわらず、調査対象製品の申告手続の清算は、第 733 条(d)(1)に基づいて停止されてはならない。
 - (ii) 当該商品の申告手続の清算が当該商品における同一の事件において前もって出された肯定的仮決定に従って停止されていた場合、その清算停止は終了しなければならない。
 - (iii) 行政当局は、第 733 条(d)(2)に基づいて供託されていた現金預託を返還し、担保又はその他の保証を解除しなければならない。
 - (B) その他の合意
行政当局によって受諾された合意が(c)に規定する合意である場合、調査対象製品の申告手続の清算は、第 733 条(d)(1)に基づいて停止されなければならないが、あるいはまた、当該商品の申告手続の清算が同一の事件において前もって出された肯定的仮決定に従って停止されていた場合、その清算停止は、(h)(3)に従って、有効に継続されなければならないが、第 733 条(d)(2)に基づいて要求される担保は当該合意の効果を反映するようにこれを調整することができる。
- (3) 調査が継続される場合
 - (g)に基づいて、行政当局及び委員会が、(b)又は(c)に基づいて合意が受諾されている調整を継続する場合であって、
 - (A) 第 735 条に基づく行政当局又は委員会による最終決定が否定的なものである場合、当該合意はいかなる効力又は効果も有せず、調査は終結されなければならない。
 - (B) 第 735 条に基づく行政当局及び委員会による最終決定が肯定的なものである場合、当該合意は有効に存続するが、行政当局は、次の場合である限り、アンチダンピング関税賦課命令を出してはならない。
 - (i) 当該合意が有効に存続し、
 - (ii) 当該合意が(b)及び(d)又は(c)及び(d)の要件に適合し続けており、かつ、
 - (iii) 当該合意の当事者は、合意の文書に従って、合意に基づく義務を履行している場合。
 - (g) 要請に基づく調査の継続
行政当局が調査の中断の告示を公表した日の後 20 日以内に次に掲げる者から調査継続の要請を受けた場合、行政当局及び委員会は、調査を継続しなければならない。
 - (1) 調査対象製品の合衆国への輸出のかなりの割合を占めている輸出者。
 - (2) 当該調査の当事者であって、第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係を有する当事者。
- (h) 中断に関する再審査
 - (1) 総則
(c)に基づく調査の中断後 20 日以内に調査の当事者であり、かつ、第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者は委員会に申立てを行い、また行政当局に対して通知をすることによって、中断についての再審査を要求することができる。
 - (2) 委員会の調査
(1)に基づく再審査の申立書の受領に基づいて、委員会は、申立書が提出された日の後 75 日以内に調査対象製品の輸入による有害な効果が当該合意によって完全に除去されるか否かを決定しなければならない。このサブセクションに基づく委員会の決定が否定的なものである場合、第 733 条(b)に基づく肯定的仮決定がこの委員会による決定の告示が公表された日に行われたものとみなして、同日に調査を再開しなければならない。
- (3) 再審査の期間中継続される清算の停止
調査対象製品の申告手続の清算停止は、調査の中断の告示が官報に公表された日の翌日又は調査中断に関して(1)に基づいて再審査の申立書が提出された場合であって、(2)に基づく委員会の決定が肯定的なものである場合、委員会によるこの肯定的決定の告示が公表された日の翌日からそれぞれ開始される 20 日の期間の終了時に終結されなければならない。(2)に基づく委員会の決定が肯定的なものである場合、行政当局は、次のことを行わなければならない。

- (A) 第 733 条(d)(1)に基づく清算の停止を終了させること。
- (B) 第 733 条(d)(2)に基づいて要求される担保又はその他の保証を解除し、また現金預託を返還すること。
- (i) 合意違反
 - (1) 総則

行政当局が、(b)又は(c)に基づいて受諾された合意が違反されつつあり若しくは既に違反されており、又はもはや前各サブセクションの要件 ((c)(1)に基づく損害除去の要件を除く) 及びこの条(d)の要件に合致しないと決定した場合、その決定の公表の日に、行政当局は次のことを行わなければならない。

 - (A) 次に掲げる日のいずれか遅い方の日以後に行われた当該商品の未清算の申告手続について第 733 条(d)(1)に基づく清算の停止を行うこと。
 - (i) 清算停止の告示の公表の日の 90 日前にあたる日
 - (ii) 当該商品の合衆国への販売又は輸出が合意に違反した日又はもはや(b)及び(d)若しくは(c)及び(d)の要件に合致しない合意に基づく商品が消費のために最初に申告され、又は倉庫から倉出しされた日
 - (B) 調査が完了していない場合、行政当局の肯定的仮決定が、このパラグラフに基づく決定の日に行われたものとみなして、調査を再開すること。
 - (C) 調査が(g)に基づいて完了した場合、清算が停止された商品の申告に関して効力を有する第 736 条(a)に基づくアンチダンピング関税賦課命令を発すること、及び
 - (D) 違反が国際的であると認められる場合、関税庁長官へ通知すること。関税庁長官は、(2)に基づき適切な措置を取らなければならない。
 - (E) 提訴者、調査の当事者であり、又はかつてそうであった利害関係を有する当事者及び委員会に、このパラグラフに基づく行政当局の措置を通知すること。
 - (2) 制裁金によって処罰される国際的違反

行政当局によって(b)又は(c)に基づいて受諾された合意に故意に違反する者は、第 592 条(a)の詐欺的違反に課せられる処罰と同額において同じ方法で、かつ、同じ手続によって課される制裁金を受けなければならない。
- (j) 合意を考慮しない決定

行政当局が、(i)(1)に基づいて調査の中断を終了し、又は(g)に基づいて調査を継続している場合において、第 735 条に基づく最終決定を行い又は第 751 条に基づく再審査を行う際には、委員会及び行政当局は、(b)又は(c)に基づく合意の効果を斟酌することなく、調査対象製品のすべてを考察しなければならない。
- (k) 行政当局によって開始された調査の終結

行政当局は、調査の当事者全員に終結の通知を行ったうえで第 732 条(a)に基づいて行政当局が開始した調査を終結させることができる。
- (l) 非市場経済国のための特別規則
 - (1) 総則

行政当局は、次のことを決定した場合に限り、非市場経済国との合衆国への商品の輸入量を制限する合意を受諾して、このサブタイトルに基づく調査を停止することができる。

 - (A) 当該合意が、(d)の要件に合致し、
 - (B) 調査の対象となった商品の輸入により国産品の価格水準の停滞又は切下げられることを抑止する。
 - (2) 合意の不履行

行政当局が、このサブセクションに基づき受諾した合意がもはや国産品の価格水準の停滞又は切下げを抑止しないと決定する場合、(i)の規定が適用される。
- (m) 地域産業調査のための特別規則
 - (1) 停止協定

委員会が第 771 条(4)(C)に基づき地域産業の決定を行う場合、行政当局は、当該地域における当該商品の販売のための実質的にすべての輸出を占める対象商品の輸出者に対し、(b)、(c)又は(1)に規定する協定を締結する機会を与えなければならない。
 - (2) 停止協定のための要件
 - (1)に規定する協定は、(b)、(c)又は(1)に基づきその他の協定に対してこの条に基づき課され

るすべての要件に従わなければならない。ただし、委員会が(1)に規定する地域産業の決定を第 733 条(a)の仮の肯定的決定ではなく、第 735 条(b)の最終の肯定的決定において行う場合、(1)に規定する協定を第 736 条に基づきアンチダンピング関税命令が発せられた後 60 日以内に受諾することができる。

(3) アンチダンピング関税命令に関する停止協定の効果

(1)に規定する協定がアンチダンピング関税命令が公示された後に受諾される場合、行政当局は、命令を取消し、第 703 条(d)(1)(B)に基づき預託されたすべての現金預託を還付し、並びにすべての担保及びその他の保証を解除し、命令が有効であった期間に行われた対象商品の申告をアンチダンピング関税とは無関係に清算しなければならないことを税関に命令しなければならない。

第 735 条 最終決定

(a) 行政当局による最終決定

(1) 総則

第 733 条(b)に基づく仮決定の日の後 75 日以内に行政当局は、調査対象産品が合衆国において公正価額以下で販売されているか、又は販売されるおそれがあるかないかについての最終決定を行わなければならない。

(2) 決定のための期間の延長

(1)に基づく最終決定を行うための期間の延長の要請が書面で次に掲げる者によってなされた場合、行政当局が第 733 条(b)に基づく仮決定の告示を公表した日の後 135 日目まで、当該最終決定を行うことを延期することができる。

(A) 第 733 条(b)に基づく行政当局による仮決定が肯定的なものであった手続においては、調査対象産品の輸出の相当部分を占める輸出者、又は

(B) 第 733 条(b)に基づく行政当局による仮決定が否定的なものであった手続においては、提訴者。

(3) 緊急事態の決定

行政当局の最終決定が肯定的なものである場合、当該決定は、緊急事態の存在が第 733 条(e)に基づいて申し立てられている調査においては、次のことの有無に関する認定をも含んだものでなければならない。

(A)(i) 調査対象産品の合衆国又は他の地域におけるダンピングの歴史及びダンピングによる実質的損害が存在すること、又は

(ii) 当該産品を自ら、又は自らの勘定で輸入した者が、調査対象産品を輸出者は公正価額以下で販売していたこと及び当該販売を理由とする実質的損害があるであろうことを知っていたか又は知っているはずであったということ、及び

(B) 比較的短期間に対象産品の大量の輸入が行われたこと。

(4) デ・ミニミス・ダンピング・マージン

このサブセクションの決定を行う際には、行政当局は、第 733 条(b)(3)に定義するデ・ミニミスな加重平均ダンピング・マージンのすべてを無視しなければならない。

(b) 委員会による最終決定

(1) 総則

委員会は、次のことの有無についての最終決定を行わなければならない。

(a)(1)に基づいて行政当局が肯定的決定を行った産品の輸入又は輸入のための販売（若しくは販売の可能性）によって、

(A) 合衆国産業が、

(i) 実質的に損害を被っていること、若しくは

(ii) 実質的に損害を受けるおそれがあること、又は

(B) 合衆国における産業の確立が実質的に妨げられていること

委員会が、対象産品の輸入が無視できるものと決定する場合、調査を取り止めなければならない。

(2) 行政当局による肯定的仮決定に続く損害決定のための期間

行政当局による第 733 条(b)に基づく仮決定が肯定的なものである場合、委員会は、次に掲げる日のいずれか遅い方の日までに、(1)によって要求される決定を行わなければならない。

- (A) 行政当局が第 733 条(b)に基づいて肯定的仮決定を行った日の後 120 日目、又は
 - (B) 行政当局が(a)に基づいて肯定的最終決定を行った日の後 45 日目。
 - (3) 行政当局による否定的仮決定に続く損害決定のための期間
行政当局による第 733 条(b)に基づく仮決定が否定的なものであって、(a)に基づくその最終決定が肯定的なものである場合、このサブセクションに基づく委員会による最終決定は、当該肯定的最終決定の日の後 75 日以内に行わなければならない。
 - (4) 一定の追加決定
 - (A) 遡及適用のための委員会の標準
 - (i) 総則
 - (a)(3)に基づく行政当局の決定が肯定的である場合、委員会の最終決定は、(a)(3)に基づく肯定的決定の対象となる輸入が第 736 条に基づき発せられるアンチダンピング関税命令の修復効果を著しく無効にする見込みがあるか否かの決定を含めなければならない。
 - (ii) 検討すべき要素
 - (i)に規定する評価を行う際には、委員会は、関係すると考えられるその他の要素の中でも特に次の要素を検討しなければならない。
 - (I) 輸入の時期及び数量
 - (II) 輸入品在庫の急激な増加
 - (III) アンチダンピング関税命令の修復効果を著しく無効にすることを示すその他の事態
 - (B) 委員会の最終決定が、実質的損害はまったく存在しないが実質的損害のおそれは存在するとする場合、委員会の決定は、行政当局が(a)に基づく肯定的決定を行った商品の輸入による実質的損害が、当該商品の申告手続の清算停止がなければ、認められたであろうかにかに關する認定をも含んだものでなければならない。
- (c) 最終決定の効果
 - (1) 行政当局による肯定的決定の効果
 - (a)に基づく行政当局の決定が肯定的なものである場合、
 - (A) 行政当局は、当該情報を提供した当事者の同意がある場合又は保護命令に基づく場合を除いて、行政当局によって秘密扱いが与えられている情報の漏洩を防止するために行政当局及び委員会が設定できる手続のもとに、当該決定の根拠となり、委員会がその決定に関連していると考える一切の情報を委員会が利用できるようにしなければならない。
 - (B)(i) 行政当局は、
 - (I) 個別に調査を行った各輸出者及び生産者に対する加重平均ダンピング・マージンの推定値を決定しなければならない。
 - (II) (5)に従って、個別に調査を行っていない輸出者及び生産者のすべてに対する「その他すべて」用の率の推定値を決定しなければならない。
 - (ii) 行政当局は、対象商品の個々の申告に対し、加重平均ダンピング・マージン推定値又は「その他すべて」用税率推定値のいずれか適用可能な方に基づく額の、行政当局が適当と認める現金預託、担保又はその他の保証の提供を命じなければならない。
 - (C) 第 733 条(b)に基づく行政当局による仮決定が否定的なものであった場合、行政当局は第 733 条(d)(2)に基づく清算の停止を命じなければならない。
- (2) 命令の発出；否定的決定の効果
 - (a)(1)及び(b)(1)に基づく行政当局及び委員会の決定が肯定的なものである場合、行政当局は第 736 条(a)に基づきアンチダンピング関税賦課命令を発しなければならない。これらの決定のいずれかが否定的なものである場合は、当該調査は、当該否定的決定の告示の公表によって終結されなければならない。行政当局は、次のことを行わなければならない。
 - (A) 第 733 条(d)(2)に基づく清算の停止を終了すること、及び
 - (B) 第 733 条(d)(1)(B)に基づいて要求された担保又はその他の保証を解除し、現金預託を返還すること。
- (3) (a)(2)及び(b)(4)(A)に基づく否定的決定の効果
行政当局又は委員会のそれぞれ(a)(2)及び(b)(4)(A)に基づく決定が否定的なものである場合、行政当局は、次のことを行わなければならない。
 - (A) (4)又は第 733 条(e)(2)に基づいて要求される清算の遡及的停止を終了すること
 - (B) 第 733 条(e)(2)に基づいて清算が遡及して停止された商品の申告手続に関して、第 733 条

- (d)(1)(B)に基づいて要求された担保又はその他の保証を解除し、現金預託を返還すること。
- (4) (a)(3)に基づく肯定的決定の効果
- (a)(3)に基づく行政当局の決定が肯定的なものであるときは、行政機関は、次のことを行わなければならない。
- (A) 第 733 条(b)及び第 733 条(e)(1)に基づく行政当局の決定がいずれも肯定的なものであった場合、第 733 条(e)(2)に基づいてすでに命令された清算の遡及停止及び現金預託、担保その他の保証の供託を継続すること
- (B) 第 733 条(b)に基づく行政当局の決定が肯定的であったが、第 733 条(e)(1)に基づく仮決定が否定的なものであった場合、第 733 条(d)に基づいてすでに命令された清算の停止及び担保に関する要件を精算の停止が最初に命令された日の 90 日前の日以後に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の未精算申告に適用するように修正すること
- (C) 第 733 条(b)に基づく行政当局の決定が否定的なものであった場合、第 703 条(c)(1)(B)に基づいて命令された清算の停止及び担保に関する要件を精算の停止が最初に命令された日の 90 日前の日以後に消費のために申告された、又は倉庫から倉出しされた商品の未精算申告に適用すること
- (5) 推定「その他すべて」用税率の決定方法
- (A) 総則
- このサブセクション及び第 733 条(d)の適用において、「その他すべて」用税率推定値は、ゼロ及びデ・ミニミスのマージン並びに完全に第 776 条に基づき決定されたマージンを除き、個別に調査を行った輸出者及び生産者に対する加重平均ダンピング・マージン推定値の加重平均に等しい額としなければならない。
- (B) 例外
- 個別に調査を行ったすべての輸出者及び生産者に対する加重平均ダンピング・マージン推定値がゼロ又はデ・ミニミス・マージンである場合又は完全に第 776 条に基づき決定されたものである場合、行政当局は、個別に調査を行っていない輸出者及び生産者のすべてに対する「その他すべて」用税率推定値を確定するために、個別に調査を行った輸出者及び生産者に対する加重平均ダンピング・マージン推定値の平均を用いることを含め、何らかの合理的な方法を使用することができる。
- (d) 決定の告示の公表
- 行政当局又は委員会は、この条に基づいて決定を行った場合常に、提訴者、当該調査のその他の当事者、及び他の機関に、当該決定並びに決定の根拠となっている事実及び法律上の結論を通知しなければならない。かつ、官報にその決定の告示を公表しなければならない。
- (e) 行政上の誤りの修正
- 行政当局は、このサブセクションに基づき、最終決定後における合理的期間内に、当該最終決定における行政上の誤りについて修正するための手続を定めなければならない。この手続は、利害関係者にそのような誤りについての意見を提出する機会を与えるものである。このサブセクションにおいて「行政上の誤り」には、加算、減算又はその他の計算上の誤り、不正確な複写又は複製の結果による誤記及び行政当局が単純なものと認めるものを含む。

第 736 条 関税の査定

(a) アンチダンピング関税賦課命令の公布

第 735 条(b)に基づく肯定的決定が委員会によって通知された後 7 日以内に、行政当局は、次の内容のアンチダンピング関税賦課命令を公布しなければならない。この命令は、

- (1) 行政当局が、査定の根拠となりうる満足な情報を受け取った日の後 6 ヶ月以内であって、かついかなる場合にも、次に掲げる期間内に当該商品の正常価格が当該商品の輸出価格（又は構成輸出価格）を超過する価額に等しいアンチダンピング関税を査定することを税関職員に指示するものであり、
- (A) その会計年度内に当該商品が消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた、当該製造者又は輸出者の会計年度末の後 12 ヶ月、又は
- (B) 合衆国への輸入前には販売が行われなかった商品の場合、その会計年度内に当該商品が当該商品が当該商品の輸出者ではない者に合衆国内で販売された、当該製造者又は輸出者の会計年度末の後 12 ヶ月

- (2) 当該命令が適用される商品の等級又は種類についての行政当局が必要と考える程度の詳細さでの記述を含むものであり、かつ、
- (3) 当該商品についての通常の推定関税が供託されるのと同時に、当該商品の申告手続の清算まで推定アンチダンピング関税の供託を要求するものでなければならない。

(b) 関税の賦課

(1) 総則

委員会が、第 735 条(b)に基づく最終決定において、実質的損害、又は第 733 条(d)(2)に基づく清算の停止がなければ実質的損害の認定に至ったであろう実質的損害のおそれを認定した場合、対象産品についての、第 733 条(d)(2)に基づく清算の停止がなされている申告には、第 731 条に基づくアンチダンピング関税が賦課されなければならない。

(2) 特別規定

委員会が、第 735 条(b)に基づく最終決定において、(1)に規定する実質的損害のおそれを除く実質的損害のおそれ、又は合衆国における産業の確立の実質的妨げを認定した場合、対象産品であって第 735 条(b)に基づく委員会の肯定的決定の告示が公表された日以後に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされたものは、第 731 条に基づくアンチダンピング関税が賦課されなければならない。かつ、行政当局は、同日前に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の申告手続に関するアンチダンピング関税の支払いを担保するための担保又はその他の保証を解除し、かつ、そのために行われた現金預託を返還しなければならない。

(c) 関税の早期決定まで推定関税に代わる担保

(1) 推定関税供託の免除のための条件

行政当局は、次のような場合、(a)に基づく命令の公布日後の 90 日以内の間、(a)(3)に基づいて要求される推定アンチダンピング関税の供託に代わる担保又はその他の保証の供託を許可することができる。

- (A) 当該調査が次の事項により、異常に複雑ではなく、
 - (i) 調査の対象となっている取引又は考慮の対象となっている調整の数及び繁雑さ、
 - (ii) 直面している問題の珍しい事項、又は、
 - (iii) 調査しなければならない企業の数
- (B) 当該調査の最終決定が、第 735 条(a)(2)(A)に基づいて延期されておらず、
- (C) 行政当局が要求する形式において、かつ要求する期間内に、製造者、生産者、輸出者によって提供された情報に基づいて、次の決定の公表日以後及び第 735 条(b)に基づく委員会の肯定的な最終決定以前に、消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた上記製造者、生産者、輸出者のすべての商品について、正常価格及び輸出価格（又は構成輸出価格）を(a)に基づく命令の公布日後の 90 日以内に決定することができる場合であり、
 - (i) 第 733 条(b)に基づき、行政当局によって行われた肯定的仮決定、又は
 - (ii) 第 733 条(b)に基づく決定が否定的なものである場合、第 735 条(a)に基づく行政当局による肯定的最終決定
- (D) (C)に規定する者が、(a)に基づくアンチダンピング関税賦課命令額の総計よりも、正常価格の輸出価格（又は構成輸出価格）に対する超過分の総計が極めて少ないという信頼できる証拠を提出し、かつ、
- (E) 通常の商業的数量、商取引及び販売数量における、正常価格及び輸出価格（又は構成輸出価格）に関する資料が、比較しうる妥当なものとして十分である場合。

(2) 通知、公聴会

行政当局が、(1)に基づいて推定アンチダンピング関税の供託に代わる担保又はその他の保証の供託を許可した場合、行政当局は、次のことを行わなければならない。

- (A) 官報にその措置の告示を公表すること。
- (B) 利害関係者の要請に基づいて、当該商品の正常価格及び輸出価格（又は構成輸出価格）を決定する前に、第 744 条に従った公聴会を開くこと。

(3) アンチダンピング関税の根拠となる決定

行政当局は官報に、正常価格及び輸出価格（又は構成輸出価格）の決定の結果に関する告示を公表しなければならない。またこの決定が、このサブセクションに基づく告示が適用される商品の申告についてのアンチダンピング関税の査定のための根拠とされなければならない。

また推定アンチダンピング関税の供託のための、及び(1)に規定する製造者、生産業者、又は輸出者の(a)に基づいて出された命令が適用される商品の将来の申告手続のための根拠とされなければならない。

(4) 商業上の秘密情報：書面による意見

(1)に基づいて推定アンチダンピング関税の供託に代わる担保又はその他の保証の供託を許可するかしないか決定する前に、行政当局は、

- (A) 第 777 条(c)に従って保護命令により商業上の秘密情報を第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者が、(1)に基づいて行政当局へ提出することを可能にする
- (B) すべての利害関係者に(1)に基づいて推定アンチダンピング関税の供託に代わる担保又はその他の保証の供託を許可するかしないかの書面による意見を提出させる。

(d) 地域産業のための特別規則

(1) 総則

第 771 条(4)(C)に基づき委員会が地域産業の決定を行うこのサブタイトルに基づく調査においては、行政当局は、最大限可能な限り、調査の期間中に当該地域における販売のために対象商品を輸出した特定の輸出者又は生産者の対象商品に対してのみ関税を課すことを命令しなければならない。

(2) 新規輸出者及び生産者のための例外

アンチダンピング関税命令の公示の後、行政当局が新たな輸出者又は生産者が当該地域における販売のために対象商品を輸出していると認定する場合、行政当局は、第 751 条(a)(2)(B)の規定に合致する新規の輸出者又は生産者の対象商品に対して関税を課すことを命令しなければならない。

第 737 条 推定アンチダンピング関税の供託とアンチダンピング関税賦課命令に基づく最終査定関税との差額の取扱

(a) 第 733 条(d)(1)(B)に基づく推定アンチダンピング関税の供託

第 733 条(d)(1)(B)に基づいて推定アンチダンピング関税に対する担保として徴収された現金預託の額又は要求された担保その他の保証の額が、第 736 条に基づいて公布されたアンチダンピング関税賦課命令に基づいて決定されたアンチダンピング関税の価額と異なる場合、第 735 条(b)に基づく委員会の肯定的決定の告示が公表される前に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の申告についての差額は、次のとおりに処理されなければならない。

- (1) 徴収された現金預託、担保又はその他の保証が、当該命令に基づく関税より低額である範囲で当該差額は無視される。
- (2) 現金預託、担保又はその他の保証が、当該命令に基づく関税より高額である範囲で、当該差額は返還又は解除される。

(b) 第 736 条(a)(3)に基づく推定アンチダンピング関税の供託。

第 736 条(a)(3)に基づいて供託された推定アンチダンピング関税の価額が第 736 条に基づいて公布されたアンチダンピング関税賦課命令に基づいて決定されたアンチダンピング関税の価額と異なる場合、第 735 条(b)に基づく委員会の肯定的決定の告示が公表された後に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品の申告についての差額は、次のとおりに処理されなければならない。

- (1) 第 736 条(a)(3)に基づく供託が、当該命令に基づいて決定された関税より低額である範囲で、当該差額は徴収される。
- (2) 第 736 条(a)(3)に基づく供託が、当該命令に基づいて決定された関税より高額である範囲で、当該差額は返還される。

このいずれについても、第 778 条に規定する利息を付さなければならない。

第 738 条 アンチダンピング関税の条件付支払い

(a) 総則

アンチダンピング関税賦課命令の公布の日以後に当該命令の対象となっている商品の消費のためのすべての申告手続又は倉庫からの倉出しに関して、税関職員は、当該等級又は種類の商品を自ら又は自らの勘定で輸入した者が、(b)の要件に準拠し、かつ委員会によって決定された価額の推定アンチダンピング関税を、適切な税関職員に供託しない場合、この者に対して当該

等級又は種類の商品を引き渡すことはできない。

(b) 輸入者の要件

このサブセクションの要件に適合するためには、次のことが行われなければならない。

- (1) 適切な税関職員に対して、その者によって又はその者の勘定で輸入された商品の輸出価格（又は構成輸出価格）を決定するために行政当局が必要と考える情報及びこの編に基づいて賦課されるべきアンチダンピング関税を確かめるために行政当局が必要と考えるその他の情報を提供し、又は提供する手配をすること、
- (2) 行政当局が規則によって要求する商品の販売に関する記録を保持し、かつ税関職員に提供すること。
- (3) 税関職員の面前で宣誓して、自分は輸出者ではないということを陳述し、あるいはまた、この者が輸出者である場合エントリーの時に、その時点で構成輸出価格額を知っていれば、税関職員に対して宣誓してこれを申告し、あるいはまた、その時点で宣誓して届出る。判明していない場合、当該価額を知らなければ、合衆国内で当該商品が販売され又は販売の合意の対象とされた後 30 日以内に、これを申告すること、
- (4) 当該商品に対して第 731 条に基づいて賦課されたアンチダンピング関税の価額を税関職員に支払い、又は要求に基づいて支払うことに同意すること。

第 739 条 短いライフサイクルの商品の範囲の確立

(a) 商品の範囲の確立

(1) 提訴

(A) 総則

適格の国内産業は、商品が 2 回以上肯定的なダンピングの決定をされた後、随時、短いライフサイクルの商品の範囲の確立を委員会に申し立てることができる。

(B) 趣旨

(A) に基づく申立ては、

- (i) 短いライフサイクルの商品が肯定的ダンピング決定の対象である商品であることを確認し、
- (ii) 提訴者が、肯定的ダンピング決定の対象である商品と同一の商品区分に含めることを要求する短いライフサイクルの商品を特定し、
- (iii) 提訴者が、特に肯定的ダンピング決定の対象である商品と同一の商品区分に含めないことを要求する何らかの短いライフサイクルの商品を特定し、
- (iv) (ii) 及び (iii) に基づき特定した、含め又は含めないことの理由を提出し、
- (v) 当該商品を合衆国関税率表上の用語により特定する。

(2) 提訴の十分性の決定

(1) に基づき提訴を受理と同時に、委員会は、

- (A) 行政当局に対し、提訴が基礎とする、肯定的ダンピング決定の迅速な確認を要請し、
- (B) 確認の受領と同時に、確認された肯定的ダンピング決定に含まれる商品が短いライフサイクルの商品であるかないか、及び提訴者が適格な国内産業であるかないかを決定する。

(3) 公告：公聴会

(2)(B) に基づき決定が肯定的な場合、委員会は、

- (A) 官報に提訴が受理された旨を公告し、
- (B) 要請された商品の範囲の確立に関する見解を提出する機会（利害関係者が要求した場合は、公聴会を含む。）を与える。

(4) 決定

(A) 総則

(1) の規定に基づき、提訴が受理された日から 90 日以内に、委員会は、当該提訴がこの条の適用において肯定的ダンピング決定に含まれる短いライフサイクルの商品と特定した商品の区分の範囲を決定する。

(B) 提訴の要求によらない変更

(i) 総則

委員会は、自らの発意により、随時、(A) に基づき確立された商品の種類の範囲を変更する決定をすることができる。

(ii) 公告：公聴会

(i)に基づく決定は、委員会が次のことを行った場合にのみ行うことができる。

(I) 官報に提案された変更を公告する。

(II) 利害関係者に当該決定で影響を受ける商品の種類の分類についての公聴会の機会を与え、書面による意見を提出する期限を設定する。

(C) 決定の基礎

(A)及び(B)に基づく決定を行うにあたり、委員会は類似した過程で製造され、類似した状況にあり、かつ、類似した用途の類似した短いライフサイクルの商品が各商品区分に含まれるようにしなければならない。

(b) 定義

この条の適用において、

(1) 適格な国内産業

「適格な国内産業」とは、次のいずれかに該当する、短いライフサイクルの商品を生産又は供給する合衆国の生産者若しくは供給者又は合衆国の産業を代表する認証若しくは承認された労働組合若しくは労働者の団体をいう。

(A) 2回以上肯定的ダンピング決定の対象となった商品と同種又は直接競合する

(B) この条に基づき確立された商品監視区分の商品に包含されると思われる商品と十分に類似している。

(2) 肯定的ダンピング決定

「肯定的ダンピング決定」とは、次のいずれかをいう。

(A) この条に基づく提訴の受理の8年前の期間内に、第736条に基づき、従価で15%以上の推定アンチダンピング関税の供託を求めることになる第735条(a)の規定に基づき行われた行政当局による肯定的最終決定

(B) 肯定的仮決定であって、

(i) この条に基づく提訴の受理の8年前の期間内に、第733条(b)の規定に基づき行政当局により行われ、第734条に基づき調査が停止されたために第735条の規定に基づく最終決定が調査において行われなかったもので、かつ、

(ii) 商品の正常価格が、輸出価格（又は構成輸出価格）を上回る率が従価で15%以上であるとの推定平均値の決定を含むもの

(3) 肯定的ダンピング決定の拘束

(A) 総則

ある生産者の短いライフサイクルの商品は、行政当局が次のことを行った場合にのみ、肯定的ダンピング決定に拘束されるものとして取り扱われる。

(i) 当該生産者の当該商品の正常価格が、輸出価格（又は構成輸出価格）を上回る額の個別に決定がされ、かつ、

(ii) 肯定的ダンピング決定又は肯定的ダンピング決定の結果として発出されるダンピング関税賦課命令の中でその率を当該生産者を名称により特定すること

(B) 例外

短いライフサイクルの商品は、次の場合、肯定的ダンピング決定に拘束されるものとして取り扱われない。

(i) 当該生産者の当該商品は、行政当局が（(A)(i)(I)に定める個別の決定に代えて）指定した商品のグループの一部であり、当該商品のグループの正常価格が、当該商品のグループの輸出価格（又は構成輸出価格）を上回ると決定した決定がされ、かつ、

(ii) 当該生産者の当該商品は、肯定的ダンピング決定又は肯定的ダンピング決定の結果として発出されるダンピング関税賦課命令の中でその率を当該生産者を名称により特定されていない。

(4) 短いライフサイクルの商品

「短いライフサイクルの商品」とは、委員会が当該商品の商業化の後、技術進歩により4年以内に流行遅れとなると見込まれると決定する製品をいう。このパラグラフの適用において「流行遅れ」とは、技術の現状にもはやそぐわないことをいう。

(c) 経過規定

(1) この条並びに第733条(b)(1)(B)及び(C)の適用において、1980年12月31日後、1988年包括貿易競争力法の制定の前に行われた(b)(2)(A)に規定する肯定的ダンピング決定及び1984年

12月31日後、1988年包括貿易競争力法の制定の前に行われた(b)(2)(B)に規定する肯定的ダンピング決定は、当該同一の生産者の短いライフサイクルの商品の個々の区分に関して、最後の当該肯定的ダンピング決定の日に行われた一の肯定的ダンピング決定として扱う。

(2) 次の肯定的ダンピング決定は、この条並びに第733条(b)(1)(B)及び(C)の適用において考慮しない。

- (A) 1981年1月1日前に行われた(b)(2)(A)に規定する肯定的ダンピング決定
- (B) 1985年1月1日以前に行われた(b)(2)(A)に規定する肯定的ダンピング決定

サブタイトルC 再審査：協定に関するその他の措置

第1章 関税額及び数量制限協定以外の協定についての再審査

第751条 決定の行政再審査

(a) 税額の定期的再審査

(1) 総則

この法のこの編又は第303条に基づく相殺関税命令、この編に基づくアンチダンピング関税命令若しくは1921年ダンピング防止法に基づく決定又は調査の停止に関する通知の公示の日の1周年の日から始まる12月の期間毎に最低1回、行政当局は、再審査の要請が受理された場合、当該再審査の通知の官報公示の後、

- (A) 相殺可能な正味の補助金の額を再審査し、決定し、
- (B) アンチダンピング関税の額を再審査し、(2)に従って決定し、及び
- (C) 調査を停止する理由となった協定の現在のステータス及び遵守状況を再審査し、当該協定に含まれている相殺可能な正味の補助金の額又はダンピング・マージンを再審査しなければならない。

当該再審査の結果を、課すべき関税、預託すべき関税推定額又は再開されるべき調査の通知と共に、官報に公示しなければならない。

(2) アンチダンピング関税の決定

(A) 総則

(1)(B)の適用において、行政当局は、

- (i) 対象商品の個々の申告の正常価額及び輸出価格（又は構成輸出価格）及び
- (ii) 当該個々の申告に対するダンピング・マージンを決定しなければならない。

(B) 新たな輸出者及び生産者に対するアンチダンピング関税又は相殺関税の決定

(i) 総則

行政当局が、対象商品の輸出者又は生産者から要請を受け、その要請が、

- (I) 当該輸出者又は生産者が、アンチダンピング関税命令又は相殺関税命令の対象である商品を合衆国に輸出していない（又は地域産業の場合、当該地域における販売のために対象商品を輸出していない）こと、及び
- (II) 当該輸出者又は生産者が対象商品を合衆国に輸出した（又は地域産業の場合、当該地域における販売のために対象商品を輸出した）輸出者又は生産者と（第771条・の意味において）関係を有していないこと

を立証するものである場合、行政当局は、当該輸出者又は生産者のための個別の加重平均ダンピング・マージン又は個別の相殺関税率（場合に応じ）を定めるために、この編に基づく再審査を実施しなければならない。

(ii) (i)の規定に基づく再審査の期間

行政当局は、再審査についての要請が6か月について行われた場合、次のいずれかの時点以降に始まる暦月に(i)の規定に基づく再審査を開始しなければならない。

- (I) 再審査を行う相殺関税命令又はアンチダンピング関税命令の日から始まる6月の期間の終期
- (II) その後のいずれかの6月の期間の終期

(iii) 担保又は保証の提供

行政当局は、このサブパラグラフに基づく再審査の開始時に、税関に対し、輸入者の

選択に応じて、再審査の終了時までの間、対象商品の個々の申告に対し現金預託をする代わりに担保又は保証の提供を認めるべきであることを指示しなければならない。

(iv) 期限

行政当局は、このサブパラグラフに基づき実施する再審査において、再審査の開始後 180 日以内に仮決定を行い、仮決定の発出後 90 日以内に最終決定を行わなければならない。ただし、事例が特別に複雑であると行政当局が結論を下す場合、180 日の期間を 300 日に延長し、90 日の期間を 150 日に延長することができる。

(C) 決定の結果

このパラグラフに基づく決定は、当該決定の対象となる商品の申告に対する相殺関税又はアンチダンピング関税の課税及び推定税額の預託のための基礎となるものとする。

(3) 期限

(A) 仮決定及び最終決定

行政当局は、命令、決定又は(1)の再審査が要請されている停止協定の 1 周年の日が含まれる月の最終日の後 245 日以内に(1)の(A)、(B)又は(C)に基づく仮決定を行い、仮決定の公示の日の後 120 日以内に(1)の最終決定を行わなければならない。当該期限内に再審査を完了することが実施不可能な場合、行政当局は、245 日の期間を 365 日に延長し、120 日の期間を 180 日に延長することができる。行政当局は、仮決定の公示の日の後 300 日以内に最終決定を行うことができない場合、仮決定を行う期限を延長することなく、最終決定の期限を延長することができる。

(B) 申告の清算

行政当局が(1)に基づく再審査に従って申告の清算を命じる場合、当該清算は迅速に、最大限可能な限り、税関への通達が行われた後 90 日以内に行われなければならない。当該 90 日以内に清算が行われなかった場合、財務長官は、影響を受けた者の要請に基づき、これに対する説明を行わなければならない。

(C) 第 516A 条に基づく再審査の中止の効果

(1)に基づく最終決定が第 516A 条に基づく再審査に付され、決定の対象となる申告の清算が第 516A 条(c)(2)に基づき命じられ又は第 516A 条(g)(5)(C)に基づき停止される場合、行政当局は、第 516A 条の再審査の最終的処理の後 10 日以内に、官報による公示のために最終的処理を送付し、かつ、当該再審査に基づく申告の清算に関して税関に指示を発出しなければならない。当該場合、(B)に規定する 90 日の期間は行政当局が当該指示を出した日から始まるものとする。

(4) アンチダンピング関税の吸収

第 736 条(a)に基づくアンチダンピング関税命令の公示の 2 年又は 4 年後に開始されるこのサブセクションの再審査の間、対象商品が命令の対象となる外国の生産者又は輸出者と関係を有する輸入者を通じて合衆国内において販売されている場合、行政当局は、要請があれば、当該外国の生産者又は輸出者によってアンチダンピング関税が吸収されたか否かを決定しなければならない。行政当局は、委員会がサブセクション(c)の再審査の実施の際に検討するために、当該関税吸収についての決定を委員会に通知しなければならない。

(b) 状況の変更に基づく再審査

(1) 総則

行政当局又は委員会が、

(A) この編若しくは 1921 年ダンピング防止法に基づくアンチダンピング関税又はこの編若しくは第 303 条に基づく相殺関税命令の結論をもたらした最終の肯定的決定、

(B) 第 704 条又は第 734 条に基づく停止協定、又は

(C) 第 704 条(g)又は第 734 条(g)に従って継続された調査により導かれた最終の肯定的決定に関する情報を受けた場合又は再審査の利害関係者から上記の事項に関する要請を受けた場合であって、当該情報又は要請が当該決定又は協定の再審査を保証するために十分な状況の変更を示しているときは、行政当局又は委員会(場合に応じ)は、官報に再審査の告示を公示した後、当該決定又は協定の再審査を実施する。

(2) 委員会の再審査

このサブセクションの再審査を実施するに当たり、委員会は、

(A) 相殺関税命令又はアンチダンピング関税命令若しくは決定の場合、当該命令又は決定の

撤回が実質的損害の継続又は再発生につながる見込みがあるか否かを決定しなければならない、

(B) 第 704 条(h)(2)又は第 734 条(h)(2)に従った決定の場合、停止協定が対象商品の輸入の損害発生効果を完全に除去し続けるか否かを決定しなければならない、

(C) 第 704 条(g)又は第 734 条(g)に従って継続された調査により導かれた肯定的決定の場合、停止された調査の取り止めが実質的損害の継続又は再発生につながる見込みがあるか否かを決定しなければならない。

(3) 説得の負担

このサブセクションに基づき委員会が実施する再審査の間、

(A) (1)(A)の命令又は決定の撤回を要望する者は、当該撤回を保証するために十分な状況の変化が存在するか否かについて、説得の負担を負わなければならない。

(B) 停止された調査又は停止協定の取り止めを要望する者は、当該取り止めを保証するために十分な状況の変化が存在するか否かについて、説得の負担を負わなければならない。

(4) 再審査の期間の制限

よい理由が提示されない場合、当該決定又は停止の公告の日の後 24 か月以内には、

(A) 委員会は、第 705 条(b)又は第 735 条(b)の決定を再審査し、第 704 条又は第 734 条に基づき停止された調査を再審査してはならない。

(B) 行政当局は、第 705 条(a)又は第 735 条(a)の決定を再審査し、第 704 条又は第 734 条に基づき停止された調査を再審査してはならない。

(c) 5年後の再審査

(1) 総則

(b)の規定にかかわらず、かつ、(6)に基づき定義された過渡的命令の場合を除き、

(A) (a)(1)に規定する相殺関税命令（(B)が適用されるもの及び第 303 条に基づき委員会の肯定的決定なしに出されたものを除く。）、アンチダンピング関税命令又は調査の停止の通知

(B) 相殺関税命令に関する第 753 条の損害の決定の通知、又は

(C) この条に基づく命令又は停止協定の継続の決定

の公示の日から 5 年後に、行政当局又は委員会は、第 752 条に従って、相殺関税若しくはアンチダンピング関税の命令の撤回又は第 704 条若しくは第 734 条に基づき停止された調査の取り止めがダンピング若しくは相殺可能な補助金の継続又は実質的損害の継続につながる見込みがあるかないかを決定するために、再審査を実施しなければならない。

(2) 再審査開始の通知

(1)の 5 周年の日の 30 日前までに、行政当局は、官報にこの編の再審査開始の通知を公示し、利害関係者に対して次の情報を提出するよう要請しなければならない。

(A) 行政当局又は委員会により要請される情報を提供することにより、再審査に喜んで参加する旨を表明した書面

(B) 当該命令の撤回又は停止された調査の取り止めにより予想される効果を説明する書面

(C) 行政当局又は委員会が指定することのできる、その他の情報又は産業のデータ。

(3) 開始通知に対する反応

(A) 反応なし

このサブセクションの開始通知に対していずれの利害関係者も反応をしない場合、行政当局は、再審査開始後 90 日以内に、当該通知に関する命令を撤回し、又は停止された調査を取り止める最終決定を行わなければならない。このパラグラフの適用において、利害関係者とは、第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する者をいう。

(B) 不十分な反応

開始通知に対する利害関係者の反応が不十分なものである場合、行政当局は再審査開始後 120 日以内に、委員会は同開始後 150 日以内に、更に追加的調査を行うことなく、入手可能な事実に基づき、第 776 条に従って最終決定を行うことができる。

(4) 特定の利害関係者の参加の義務免除

(A) 総則

第 771 条(9)(A)又は(B)の利害関係者は、このサブセクションの行政当局による再審査に参加せずに、このサブセクションに基づく委員会の再審査のみに参加するかしないかを選択することができる。

(B) 義務免除の効果

このパラグラフに基づいて利害関係者が参加の義務免除を行使する再審査においては、行政当局は、命令の撤回又は調査の取り止めが、当該利害関係者に関しては、ダンピング又は相殺可能な補助金（場合に応じ）の継続又は再発生につながる見込みがあると結論しなければならない。

(5) 再審査の実施

(A) 再審査の終了についての期限

(3)に従って終了しない場合又は(4)が適用される場合、行政当局は、このサブセクションに基づき再審査が開始される日の後 240 日以内に、第 752 条(b)又は(c)に基づき最終決定を行わなければならない。行政当局が最終決定を行う場合、委員会は、このサブセクションに基づき再審査が開始される日の後 360 日以内に、第 752 条(a)に従って、最終決定を行う。

(B) 期限の延長

行政当局又は委員会（場合に応じ）は、このサブセクションに基づくそれぞれの決定を行うための期限を、行政当局又は委員会（場合に応じ）が再審査が特別に複雑であると決定する場合、90 日以内の範囲で延長することができる。行政当局が最終決定の期限を延長したものの、委員会は最終決定の期限を延長しない再審査においては、委員会の最終決定は、行政当局の最終決定の公示の日の後 120 日以内に行われなければならない。

(C) 特別に複雑な場合

このサブセクションの適用において、行政当局又は委員会（場合に応じ）は、次の場合、再審査を特別に複雑なものとして処理することができる。

- (i) 問題点が多い。
- (ii) 検討すべき問題が複雑。
- (iii) 関係する企業の数が多い。
- (iv) 命令又は停止された調査が(D)に規定するグループ分けされたものである。
- (v) それが過渡的命令の再審査である場合。

(D) グループ分けされた再審査

委員会は、行政当局と協議した上で、グループ分けが適当であり、事務的効率を推進すると思われる場合、命令又は停止された調査を再審査のためにグループ分けすることができる。命令又は停止された調査が再審査のためにグループ分けされた場合、委員会は、(B)に従って、行政当局がグループ内の最後の命令又は協定についての最終決定を公示した日の後 120 日以内に、このサブセクションの最終決定を行わなければならない。

(6) 特別の過渡的規定

(A) 過渡的命令の再審査の日程

(i) 開始

行政当局は、過渡的命令の再審査を当該命令の発出の日の後、42 番目の暦月に着手しなければならない。すべての過渡的命令の再審査は、当該命令の発出の日の後 5 年以内に開始しなければならない。

(ii) 終了

過渡的命令の再審査は、再審査の開始後 18 月以内に終了しなければならない。すべての過渡的命令の再審査は、当該命令の発出の日から 5 周年後の 18 月以内に終了しなければならない。

(iii) その後の再審査

(i)及び(ii)の規定に基づき定められた期限は、「当該命令の発出の日」を「当該命令を継続する決定の日」と読み替えて、過渡的命令の 5 年経過後の再審査のすべてに対して適用する。

(iv) 撤回及び取り止め

合衆国に関して WTO 協定が効力を有することとなった日の 5 年後の日より前に、このサブセクションに基づき過渡的命令を撤回してはならない。

(B) 過渡的再審査の順序

行政当局は、委員会と協議の上、事務的効率を促進するために適当と考えられるような過渡的命令の再審査の順序を決定しなければならない。

(C) 過渡的命令の定義

この条の目的上、「過渡的命令」とは、

- (i) この編又は第 303 条に基づく相殺関税命令
- (ii) この編に基づくアンチダンピング関税命令又は 1921 年ダンピング防止法に基づく決定、又は
- (iii) 第 704 条又は第 734 条に基づく調査の停止のうち、WTO協定が合衆国に対して効力を有することとなった日に効力を有しているものをいう。

(D) 過渡的命令の発出日

このサブセクションの適用において過渡的命令は、当該命令が行政当局及び委員会の双方により実施された調査に基づくものである場合、合衆国に対してWTO協定が効力を有することとなった日に発出されたものとみなす。

(7) 計算からの除外

(A) 総則

(B)の規定に従い、(1)に基づく5年間の期間及び(6)に基づく期間の計算から、国際緊急経済力法又はその他の法律に基づき、対象貨物の原産地である国に対する合衆国による制裁として対象貨物の輸入が禁止されていた期間を除外するものとする。

(B) 除外の適用

(A)の規定は、WTO加盟国でない国を原産地とする対象貨物についてのみ適用する。

(d) 命令又は決定の撤回及び停止された協定の取り止め

(1) 総則

行政当局は、(a)又は(b)の再審査の後、相殺関税命令又はアンチダンピング関税命令若しくは決定の全体又は一部を撤回することができる。行政当局は、受け取られた相殺可能な補助金を相殺することを特別に目的とした、対象商品の合衆国向け輸出に課される輸出税、関税又はその他の課徴金を根拠として、相殺関税命令又は停止された調査の取り止めの全体又は一部を撤回してはならない。

(2) 5年後の再審査

(c)に基づき実施する再審査の場合、行政当局は、次の場合でない限り、相殺関税命令又はアンチダンピング関税命令若しくは決定を撤回し、停止された協定を取り止めなければならない。

(A) ダンピング又は相殺可能な補助金（場合に応じ）が、継続又は再発する見込みがあると行政当局が決定し、かつ、

(B) 第 752 条(a)に規定するように実質的損害が継続又は再発する見込みがあると委員会が決定する

(3) 撤回又は取り止めの適用

この条に基づき命令若しくは決定を撤回し、又は停止された協定を取り止める決定は、行政当局により決定される日以後に消費のために申告され又は倉庫から倉出しされる対象商品の未清算の申告に対して適用する。

(e) 公聴会

行政当局又は委員会がこの条に基づく再審査を実施する場合、随時、利害関係者の要請に基づき、第 774 条(b)に従い、当該再審査に関する公聴会を開催しなければならない。

(f) 停止のための根拠が消滅したことの決定

(b)(2)(B)の委員会の決定が否定的である場合、委員会の当該決定の日以後、停止協定は受諾されていないものとして取り扱わなければならない。当該日より前に消費のために申告され又は倉庫から倉出しされる商品に対しては、その後に発出されるいかなる命令によっても課税されないことを除き、行政当局及び委員会は、第 704 条(i)又は第 734 条(i)に基づき、当該日をもって当該停止協定の違反があった場合であるかのように手続を行わなければならない。

(g) 補助金執行手続の結果を実施するための再審査

(1) 補助金協定第 8 条の違反

(A) 行政当局が補助金協定第 8 条違反の通知を通商代表から受け、

(B) 行政当局が、既存の相殺関税命令又は停止された調査の対象である商品が補助金協定第 8 条違反と決定された補助金又は補助金計画により利益を受けていると信じる理由を有し、

(C) (a)(1)に基づく再審査が行われていない場合、

行政当局は、当該対象商品が補助金協定第8条違反と決定された補助金又は補助金計画により利益を受けているか否かを決定するために、当該命令又は停止された調査の再審査を実施しなければならない。行政当局が当該対象商品は当該補助金又は補助金計画により利益を受けていると決定する場合、行政当局は、預託されるべき推定税額に対する適当な調整を行い又は停止協定の条件に対して適当な改正を行うこととしなければならない。

(2) 補助金の撤回又は相殺措置の賦課

通商代表が、行政当局に対し、補助金協定第4条又は第7条に基づき、

(A)(i) 合衆国が相殺措置を賦課したこと、かつ、

(ii) 当該相殺措置は、相殺関税命令の対象である商品の輸入の合衆国内における効果に基づくものであること、又は

(B) 相殺関税命令の対象である商品に関する相殺可能な補助金をWTO加盟国が撤回したこと

を通知した場合、行政当局は、預託されるべき推定税額を調整すべきか否か又は当該命令を撤廃すべきか否かを決定するために再審査を実施しなければならない。

(3) 再審査の迅速化

行政当局は、このサブセクションに基づく再審査を迅速に実施し、再審査の結果を官報で公示しなければならない。

(h) 行政上の誤りの修正

行政当局は、この条に基づき、最終決定の発出後における合理的期間内に、当該最終決定における行政上の誤りについて修正するための手続を定めなければならない。この手続は、利害関係者にそのような誤りについての意見を提出する機会を与えるものである。この項において「行政上の誤り」には、加算、減算又はその他の計算上の誤り、不正確な複写又は複製の結果による誤記及び行政当局が単純なものと認めるものを含む。

第752条 第751条(b)及び第751条(c)の再審査のための特別規則

(a) 実質的損害の継続又は再発の見込みの決定

(1) 総則

第751条(b)又は(c)に基づき実施される再審査において、委員会は、命令の撤回又は停止された調査の取り止めが、合理的に予想できる期間内に実質的損害の継続又は再発につながる見込みがあるか否かについて決定しなければならない。委員会は、命令が撤回され又は停止された調査が取り止められた場合における当該産業に対する対象商品の輸入の数量、価格効果及び産業への影響の見込みについて検討しなければならない。委員会は、次のことを考慮しなければならない。

(A) 命令の発出又は停止協定の受諾より前の対象商品の輸入の数量、価格効果及び産業への影響を含め、過去の損害の決定

(B) 当該産業の状態についての何らかの改善が、命令又は停止協定に関係しているか否か

(C) 当該命令が撤回され又は停止協定が取り止められた場合、当該産業が実質的損害に容易に陥るものか否か

(D) 第751条(c)に基づくアンチダンピング関税手続の際には、第751条(a)(4)に基づく関税吸収に関する行政当局の決定。

(2) 数量

命令を撤回し、又は停止協定を取り止めた場合の対象商品の輸入の数量の見込みを評価する際には、委員会は、命令を撤回し、又は停止協定を取り止めた場合の対象商品の輸入の数量の見込みが、絶対的な観点から又は合衆国における生産若しくは消費との比較の観点からのどちらかの観点から、重大か否かを検討しなければならない。その際には、委員会は、次の各項を含め、すべての関係する経済的要素を検討しなければならない。

(A) 輸出国における生産能力の増加の見込み又は既存の使用されていない生産能力

(B) 対象商品の既存の在庫又は当該在庫の増加の見込み

(C) 合衆国以外の国における当該商品に対する既存の輸入障壁

(D) 当該対象商品を生産することのできる外国の生産施設が現在他製品の生産に使用されている場合、製品シフトの可能性

(3) 価格

命令を撤回し、又は停止協定を取り止めた場合の対象商品の輸入の価格効果の見込みを評価するには、委員会は、次のことを検討しなければならない。

(A) 国内同種製品との比較の上で対象商品の輸入が重大な低価格販売をされる見込みがあるか否か

(B) 対象商品の輸入が、さもなくば国内同種製品の価格に対して重大な引下げ効果又は抑制効果を有するような価格で合衆国に入る見込みがあるか否か。

(4) 当該産業に対する影響

命令を撤回し、又は停止協定を取り止めた場合の対象商品の輸入の影響を評価するには、委員会は、合衆国内の当該産業の状態に関係を有すると見込まれるすべての関係する経済的要素を検討しなければならない。当該要素には、次のことを含むが、これに限らない。

(A) 生産量、販売、市場占有率、利益、生産性、投資収益及び稼働率の減少の見込み

(B) キャッシュ・フロー、在庫、雇用、給与、成長、増資能力及び投資に対する否定的な効果の見込み

(C) 国内同種製品の派生商品又は改良版を開発する努力を含め、当該産業の既存の開発及び生産に関する努力に対する否定的な効果の見込み

委員会は、ビジネス・サイクルの背景の中で、このパラグラフに規定するすべての関係する経済的要素及び影響を受ける当該産業に特有の競争条件について評価しなければならない。

(5) 決定の基礎

このサブセクションに基づき委員会が検討することを要請されているいずれかの要素の有無は、命令が撤回され又は停止された調査が取り止められた場合に、合理的に予想できる期間内に実質的損害の継続又は再発につながる見込みがあるか否かについての委員会の決定に関して、必ずしも決定的な指針を与えるものではない。当該決定を行う際には、委員会は、撤回又は取り止めの効果が目前のものとなる見込みがないこと、しかしながら、当該効果がより長期の期間にわたってのみ現れるかも知れないことについて検討しなければならない。

(6) ダumping・マージン及び正味の相殺可能な補助金の大きさ；相殺可能な補助金の性質

第 751 条(b)又は(c)に基づき決定を行う際、委員会は、ダumping・マージン及び正味の相殺可能な補助金の大きさを検討することができる。相殺可能な補助金に関与する場合、委員会は、相殺可能な補助金の性質に関する情報及び当該補助金が補助金協定第 3 条又は第 6.1 条にいう補助金であるか否かを検討しなければならない。

(7) 累積

このサブセクションの適用において、委員会は、当該対象商品の輸入が相互に及び国内同種製品と合衆国市場において競争している場合、第 751 条(b)又は(c)に基づく再審査が同一の日に開始されたすべての国からの対象商品の輸入の数量及び効果を累積して評価することができる。委員会は、対象商品の輸入が国内産業に対して何ら識別可能な好ましからざる影響を与えていない見込みであると決定する場合、当該商品の輸入の数量及び効果を累積して評価してはならない。

(8) 地域産業に対する特別規則

地域産業に関する第 751 条(b)又は(c)に基づく再審査の際には、委員会は、この編に基づく当初の調査の際に定義された地域産業、第 771 条(4)(c)の基準を満たす別の地域又は合衆国全体のうちのいずれかを基礎として決定を行うことができる。地域産業分析が再審査における決定のために適当であるか否かを決定する際には、委員会は、命令が撤回され又は停止された協定が取り止められた場合に第 771 条(4)(c)の基準が満足される見込みがあるか否かを検討しなければならない。

(b) 相殺可能な補助金の継続又は再発の見込みについての決定

(1) 総則

第 751 条に基づく再審査の際には、行政当局は、相殺関税命令の撤回又は第 704 条に基づき停止された調査の取り止めが相殺可能な補助金の継続又は再発につながる見込みがあるか否かについて決定しなければならない。行政当局は、

(A) 調査及びその後の再審査において決定された正味の相殺可能な補助金の額、及び

(B) 正味の相殺可能な補助金額に影響する見込みがあるような形で、(A)に規定する正味の相殺可能な補助金の原因となっている計画の変更が起こったか否かを検討する。

(2) その他の要素の検討

よい理由が示される場合、行政当局は、

(A) この編に基づくその他の調査又は再審査において、相殺可能な補助金を提供していると決定された計画を検討しなければならない。ただし、当該計画が、次の場合に限る。

(i) 第 751 条(c)に基づく再審査の対象となる輸出者又は生産者により利用されることが潜在的に可能であり、かつ、

(ii) 相殺関税命令の発出又は停止協定の受諾の時点において存在しない。

(B) 相殺可能な補助金を提供していると新たに申し立てられた計画を検討しなければならない。ただし、行政当局が、当該計画に関し及び再審査の対象となる輸出者又は生産者に関し、肯定的な相殺関税決定を行う場合に限る。

(3) 正味の相殺可能な補助金

行政当局は、委員会に対し、命令が撤回された場合又は停止された調査が取り止められた場合に実現すると見込まれる正味の相殺可能な補助金の額を提供しなければならない。行政当局は、通常、第 705 条又は第 751 条(a)若しくは(b)(1)に基づき決定される正味の相殺可能な補助金から選択しなければならない。

(4) 特別規則

(A) ゼロ税率及びデ・ミニミス税率の取扱

ゼロ又はデ・ミニミスである(1)(A)に規定する正味の相殺可能な補助金は、それ自体では行政当局に対し、相殺関税命令の撤回又は停止された調査の取り止めが相殺可能な補助金の継続又は再発生につながる見込みがないであろうと結論することを要求するものではない。

(B) デ・ミニミス基準の適用

このパラグラフの適用において、行政当局は、第 751 条(a)及び(b)(1)に基づき実施される再審査に適用可能なデ・ミニミス基準を適用しなければならない。

(c) ダンプINGの継続又は再発生の見込みの決定

(1) 総則

第 751 条(c)に基づき実施された再審査の際には、行政当局は、第 734 条に基づくアンチダンプING関税命令の撤回又は停止された調査の取り止めが対象商品の公正価額未満の販売の継続又は再発生につながる見込みがないか否かを決定しなければならない。行政当局は、次のことを検討しなければならない。

(A) 当該調査及びその後の再審査において決定された加重平均ダンプING・マージン及び

(B) アンチダンプING関税命令の発出又は停止協定の受諾の前及び後の期間における対象商品の輸入量

(2) その他の要素の検討

よい理由が示される場合、行政当局は、関係すると考えられるその他の価格、費用、市場又は経済的要素を検討しなければならない。

(3) ダンプING・マージンの大きさ

行政当局は、委員会に対し、命令が撤回され又は停止された調査が取り止められた場合に実現する見込みのあるダンプING・マージンの大きさを提供しなければならない。行政当局は、通常、第 735 条又は第 751 条の(a)若しくは(b)(1)に基づき決定されたマージンを選択する。

(4) 特別規則

(A) ゼロ・マージン又はデ・ミニミス・マージンの取扱

ゼロ又はデ・ミニミスである(1)(A)のダンプING・マージンは、それ自体では行政当局に対し、アンチダンプING関税命令の撤回又は停止された調査の取り止めが対象商品の公正価額未満の販売の継続又は再発生につながる見込みがないであろうと決定することを要求するものではない。

(B) デ・ミニミス基準の適用

このパラグラフの適用において、行政当局は、第 751 条(a)及び(b)に基づき実施される再審査に適用可能なデ・ミニミス基準を適用しなければならない。

第 753 条 特定の第 303 条又は第 701 条(c)相殺関税命令及び調査のための損害調査に関する特別規則

(a) 総則

- (1) 要請に基づく委員会の調査
 - (2) に規定する相殺関税命令であって
 - (A) 補助金協定国の産品である商品に適用され、かつ、
 - (B) (i) 当該国が補助金協定国となる日に有効であり、又は、
 - (ii) (i)の日以降の日に、第 516A 条に基づき行われた措置の中で法廷の命令に基づき発せられたものである場合、

委員会は、当該命令に関する損害調査の第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者からの要請に基づき、調査を開始し、命令が撤回されたときには、合衆国内の産業が対象商品の輸入を理由として実質的な損害を受ける見込みがあるか否かを決定しなければならない。
 - (2) 相殺関税命令の説明

このパラグラフに規定する相殺関税命令は、第 303 条又は第 701 条(c)に基づき発せられる命令であって、当該命令の発出の時点において、実質的損害の肯定的決定の要件が適用されないものをいう。
 - (3) 調査要請の要件

このサブセクションに基づく調査要請は、次により提出する。

 - (A) (1)(B)(i)の命令の場合にあつては、(1)(A)に規定する国が補助金協定国になる日の後 6 月以内。
 - (B) (1)(B)(ii)の命令の場合にあつては、命令の発出後 6 月以内。
 - (4) 清算の停止

次の日以降に申告される対象商品については、(A)又は(B)（どちらか適用可能な方）に規定する日に有効な現金預託率で清算を停止しなければならない。

 - (A) (1)(B)(i)の命令の場合にあつては、(1)(A)に規定する国が補助金協定国になる日
 - (B) (1)(B)(ii)の命令の場合にあつては、命令発出の日
- (b) 調査の手続及び予定
- (1) 委員会の手続
 - (A) 総則

この条に別に規定する場合を除き、サブタイトル A に基づく調査における証拠及び手続に関するこの編の手続は、この条に基づき委員会が実施する調査に適用する。
 - (B) 委員会の決定の時期

(C)に定める場合を除き、委員会は、(A)に基づく決定を可能な限りこの条の調査開始の日後 1 年以内に発出するものとする。
 - (C) 事務的柔軟性を許すための特別規則

合衆国について WTO 協定が効力を発することとなる日後 1 年以内に受理されるこの条の調査要請の場合にあつては、委員会は、行政当局と協議の上、当該日から 4 年以内に開始される同様の調査において行われる決定を結果としてもたらすこととなるような態様で調査を開始することができる。
 - (2) 正味の相殺可能な補助金；補助金の性質
 - (A) 正味の相殺可能な補助金

行政当局は、調査の対象である命令が撤回された場合、優勢となる見込まれる正味の相殺可能な補助金（の情報）を委員会に提供しなければならない。行政当局は、通常、第 705 条又は第 751 条(a)若しくは(b)(1)に基づき決定された正味の相殺可能な補助金を選択しなければならない。行政当局が、この条に基づき決定を行うに当たり、正味の相殺可能な補助金の大きさを検討する場合、委員会は、行政当局が提供する正味の相殺可能な補助金を使用しなければならない。
 - (B) 補助金の性質

行政当局は、補助金の性質及び相殺可能な補助金が補助金協定第 3 条又は第 6.1 条の補助金であるか否かについて、委員会に通報しなければならない。委員会は、この条に基づき決定を行うに当たり、これを考慮しなければならない。
 - (3) 委員会決定の効果
 - (A) 肯定的決定

(a)(1)に基づき委員会が肯定的決定を行った旨の通知を委員会から受けた場合、

- (i) 行政当局は、(a)(4)に基づき要求される清算停止を取り止める命令を発出しなければならない。かつ、
- (ii) 第 751 条(d)に基づき全面的又は部分的に撤回されない限り、当該相殺関税命令は効力を有する。

第 751 条(d)の適用において、この条に規定する相殺関税命令は、この条に基づき委員会決定の公示の日に発出されたものとみなす。

(B) 否定的決定

(i) 総則

(a)(1)に基づき否定的決定を行った旨の通知を委員会から受けた場合、行政当局は、当該相殺関税命令を撤回し、(a)(4)に基づき清算が停止されていた期間内に徴収された推定相殺関税のすべてを利子とともに還付しなければならない。

(ii) 否定的決定に対する制限

命令の撤回は対象商品の輸入を理由とする産業に対する実質的損害をもたらす見込みがないとする委員会の決定は、受領された相殺可能な補助金（の効果）を相殺するために特に意図された対象商品の合衆国への輸出に対して課される輸出税、関税その他の課徴金に、全面的にも部分的にも基づくものであってはならない。

(4) 損害調査に対する要請のない相殺関税命令

(a)に規定する相殺関税命令に関し、調査の要請が(a)(3)に基づき要求される期限内に行われなかった場合、委員会は、行政当局に対し、(a)に基づき否定的決定が行われ、(3)(B)の規定は当該命令に適用されない旨を通知しなければならない。

(c) 継続中及び停止された調査

ある国が補助金協定国になる日において、進行中又は第 303 条又は第 701 条(c)に基づき停止された相殺関税調査であって、当該国の産品である商品に適用され、調査開始の時点において実質的損害の肯定的決定の要件が適用されないものがある場合、委員会は、

- (1) 進行中の調査であるときには、行政当局による肯定的最終決定（もしあれば）の日の後 75 日以内に、第 705 条(b)に基づく最終決定を行わなければならない。
- (2) 第 704 条(i)(1)(B)が適用される停止された調査のときには、第 704 条(i)に基づく調査の再開の通知を行政当局から受領した後 120 日以内又は行政当局による肯定的最終決定（もしあれば）の日の後 45 日以内のどちらか遅い方までに、第 705 条(b)に基づく最終決定を行わなければならない。
- (3) 第 704 条(i)(1)(C)が適用される停止された調査のときには、同条に基づき発せられた相殺関税命令を
 - (A) (a)(3)の目的のために(a)(1)(B)(ii)に基づき発せられた命令であり、かつ、
 - (B) (a)(4)の目的のために(a)(1)(B)(i)に基づき発せられた命令とみなす。

(d) 官報による公示

行政当局又は委員会（場合に応じ）は、この条に基づき行われたすべての調査開始の通知及びすべての決定又は撤回を官報に公告しなければならない。

(e) 第 751 条(c)に基づく同時並行的迅速再審査の要請

(1) 総則

(A) 再審査の要請

第 751 条(c)(6)(A)にかかわらず、かつ、(B)に規定する場合を除き、同じ又は同等の対象商品に関係する命令である場合、利害関係者は、(a)に基づく調査の要請と同時に、第 751 条(c)に基づき命令の再審査を要請することができる。当該要請の受領により、行政当局は、委員会と協議の上、第 751 条(c)に基づき命令の再審査を開始しなければならない。委員会は、当該再審査をこの条に基づく調査と結合させなければならない。

(B) 例外

行政当局が、この条の調査を要請する利害関係者が関係を有する者又は第 771 条(4)(B)の意味の輸入者であると決定する場合、行政当局は、同じ又は同等の対象商品に関係する第 751 条(c)に基づく命令の再審査を開始する要請を忌避することができる。

(2) 累積

第 751 条(c)に基づく再審査が(1)に基づき開始される場合、当該再審査はこの条の調査と同

一の日に開始されたものとして取り扱わなければならない。また、委員会は、第 771 条(7)(G)に従って、調査が同一の日に開始されたものとして取り扱われるすべての国からの対象商品の輸入の数量及び効果を累積的に評価することができる。

(3) 委員会決定の時期及び手続

委員会は、この条に基づき実施する調査における決定をこのサブセクションに基づき開始された第 751 条(c)に基づく再審査において行われる委員会の決定を同じ日に行うものとする。委員会は、その他の面では、第 751 条(c)に定める手続及び基準を当該第 751 条(c)の再審査に対して適用しなければならない。

第 754 条 継続的ダンピング及び補助金の相殺

(a) 総則

相殺関税命令、アンチダンピング命令又は 1921 年アンチダンピング法に基づく認定により課せられた関税は、この条に基づき、年間ベースで影響を受けた国内生産者において、適任支出のために配分されるものとする。当該配分を継続的ダンピング及び補助金の相殺という。

(b) 定義

この条において、

(1) 影響を受けた国内生産者

「影響を受けた国内生産者」とは、製造業者、生産者、農民、農業労働者又は労働者の代表者（これらの者の団体を含む。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

(A) アンチダンピング命令、1921 年アンチダンピング法に基づく認定又は相殺関税命令が発効することに関して提訴者又は提訴を支持した利害関係者。

(B) 操業を継続している者

命令又は認定の対象となる物品の生産を中止し、又は調査に反対した会社と関係のある会社又は企業に支配されている会社、企業又は個人は、影響を受けた国内生産者とはならないものとする。

(2) 長官

「長官」とは、関税庁長官をいう。

(3) 委員会

「委員会」とは、合衆国国際貿易委員会をいう。

(4) 適任支出

「適任支出」とは、アンチダンピング認定若しくは命令、又は相殺関税命令の発出後に発生した次に該当する支出をいう。

(A) 生産設備

(B) 設備

(C) 研究開発

(D) 人的訓練

(E) 技術の取得

(F) 雇用者のために使用者が支出する健康保険

(G) 雇用者のために使用者が支出する年金給付

(H) 環境設備、訓練又は技術

(I) 原材料の調達

☞ 生産を維持するために必要な運転資本その他の資金

(5) 関係のある

会社、企業又は個人は、次の場合に他の会社、企業又は個人と関係があるものとする。

(A) 他の会社、企業又は個人に直接又は間接に支配されている会社、企業又は個人

(B) 第三者が直接又は間接に双方の会社、企業又は個人を支配している場合

(C) 双方の会社、企業又は個人が第三者を支配し、この関係が関係のない当事者と異なった行動を取らせると信じる理由がある場合

このパラグラフにおいて、ある者が他の者を法律上又は事実上他の者を拘束し又は指図する地位にある場合は、その者は他の者を直接又は間接に支配しているものとみなす。

(c) 配分手続

長官は、この条により要求される継続的ダンピング及び補助金の相殺の配分手続を定めなけ

ればならない。当該配分は、会計年度の最初の日から 60 日以内に前会計年度において査定された関税について行うものとする。

(d) 査定されたアンチダンピング関税及び相殺関税の配分の適格者

(1) 影響を受けた国内生産者の一覧

委員会は、1999 年 1 月 1 日に効力を有している命令又は認定についてはこの条が効力を発した日から 60 日以内に、その後の場合は、アンチダンピング命令若しくは相殺関税命令又は認定の発出から 60 日以内に、長官に対して提訴者及び各命令及び認定に関する者の一覧並びに手紙又は質問状への回答を通じて提訴を支持することを表明した者の一覧を送付しなければならない。損害の決定を要しない場合又は委員会の記録で提訴を支持した者の特定ができない場合は、委員会は行政当局と提訴者及び第 751 条に基づき行政当局によって行われる行政見直しの過程で現れた国内関係者の身元の決定のために協議しなければならない。

(2) 一覧の公表。確認

長官は、継続的ダンピング及び補助金の相殺の配分の 30 日以上前に官報に、配分の意図及び(1)に基づき委員会から入手した一覧を元に配分の潜在的資格のある影響を受けた国内生産者の一覧を公告しなければならない。長官は各潜在的資格のある影響を受けた国内生産者に次の事項の確認を求めなければならない。

(A) 配分の受領を希望する生産者であるか

(B) 影響を受けた国内生産者として配分の受領の資格のある生産者であるか

(C) 生産者によって、命令又は認定の発出以後に支出された適任支出がそれ以前に行われたものでないか

(3) 資金の配分

長官は、前会計年度において収納した査定された関税からの資金（資金に生じた利子を含む。）を(2)に規定する確認をもとに影響を受けた国内生産者に配分しなければならない。この配分は、新規及び継続する適任支出に比例配分される。

(e) 特別勘定

(1) 設立

この条の効力発生の日から 14 日以内に、(d)(1)に基づき通報のあったアンチダンピング命令若しくは認定又は相殺関税命令について、及び当該効力発生の日以後に発出されたアンチダンピング命令若しくは認定又は相殺関税命令については発出の日から 14 日以内に、長官は、合衆国財務省にこれらの各命令及び認定に関する特別勘定を設立しなければならない。

(2) 資金への供託

長官は、特別勘定が設立されることに関係するアンチダンピング命令若しくは認定又は相殺関税命令に基づきこの条の効力発生の日以後に査定されたすべてのアンチダンピング関税及び相殺関税（これらの関税に生じた利子を含む。）を特別勘定に供託しなければならない。

(3) 配分の時期及び方法

(c)及び(d)に規定する要求に従い、長官は、規則により特別勘定に属する資金の配分の時期及び方法を定めなければならない。

(4) 終了

特別勘定は、次に規定するとき以後に終了する。

(A) 当該勘定に関する命令又は認定が終了する。

(B) 当該命令又は認定に関係するエントリーがすべて精算され、関税が徴収される。

(C) 長官が公告を行い(c)に基づく配分を受ける最後の機会を与える。

(D) (C)に基づく公告の日から 90 日が経過する。

(C)に規定する公告から 90 日以内に請求されない額は、財務省の一般資金に供託される。

第 2 章 数量制限合意に関する協議及び決定

第 761 条 定義；特別規定

(a) 相殺可能な補助金に関する協定

行政当局が第 704 条(a)(2)又は(c)(3)に基づく数量制限協定を受諾した後 90 日以内に、大統領は、次の目的のために当該協定の当事者である政府と協議しなければならない。

(1) 相殺可能な補助金の完全な排除

- (2) 当該商品の合衆国への輸出による有害な効果が完全に排除される水準までの正味の相殺可能な補助金額の削減
- (b) 協議に基づく協定の修正
行政当局は、大統領の指示に従い、(a)に基づいて行われた協議の結果を受けて数量制限に関する協定を修正しなければならない。
- (3) 第 704 条(c)(3)に基づく協定に関する特別規則
この章の規定は、第 704 条(c)(3)に基づく数量制限協定が第 704 条(f)に基づいて効力及び効果を停止し、又は 704 条(i)に基づいて違反が発見された時点で当該適用に関する適用を停止する。

第 762 条 決定の義務

- (a) 総則
第 704 条(a)(2)又は（当該調査の中断が継続しているときは）第 704 条(c)(3)に基づく数量制限協定に終了期限があるときは、その期限日の前に
- (1) 行政当局は、大統領の指示に従い、当該協定の対象となっている商品に関して相殺可能な補助金が支給されているかいないか、及び支給されている場合は正味の相殺可能補助金額を決定する手続を開始しなければならない。
- (2) (1)に基づいて行政当局が手続を開始するときは、委員会は当該協定の対象となっている商品の輸入が協定の終了に伴って国内産業に実質的損害をもたらす、若しくは実質的損害をもたらすおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に妨げるか否かの決定を行わなければならない。
- (b) 決定
(a)に基づき行政当局及び委員会に義務づけられた決定は、行政当局及び委員会がそれぞれ規則により定める手続に従うものとし、当該決定は第 516A 条に定める司法審査の適用において第 705 条に基づいて行う最終決定とみなす。両者の決定がいずれも肯定的であるときは、行政当局は次の措置を講じなければならない。
- (1) 当該協定が終了する日以後にエントリーする商品に対して効力を有する第 706 条に基づく相殺関税命令を発すること
- (2) 当該命令を官報に公告した日以後に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされる対象製品の申告手続に関して精算停止を命令すること
- (c) 公聴会
(b)に基づき命令することを義務づけられた決定手続は、行政当局及び委員会は、利害関係者による要請があれば、関連する問題について第 774 条に従い公聴会を開催しなければならないと規定するものとする。

サブタイトルD 総則規定

第 771 条 定義；特別規定

この編の適用において、

- (1) 行政当局
「行政当局」とは、商務長官又はこの編に基づく行政当局の義務を履行する責任を法によって委譲されたその他の合衆国の官吏をいう。
- (2) 委員会
「委員会」とは、合衆国国際貿易委員会をいう。
- (3) 国
「国」とは、外国、政治的下部組織、属領又は外国の占有地をいい、また、アンチ・ダンピング手続の適用における場合を除き、合衆国外での関税同盟へ向けての 2 以上の外国、政治的下部組織、属領又は国の占有地の連合を含むことができる。
- (4) 産業
(A) 総則
「産業」とは、国内同種製品の生産者の総体又は国内同種製品の生産量の合計が当該製品の国内生産全体の主要な部分を占める生産者の集合をいう。
- (B) 関係者

(i) 国内同種製品の生産者と対象商品の輸出者若しくは輸入者が関係者である場合又は国内同種製品の生産者が対象商品の輸入者である場合、生産者は、適当な状況に基づき、当該産業から除外される。

(ii) (i)の規定の適用において、生産者及び輸出者又は輸入者は、次の場合、関係者とみなす。

(I) 直接又は間接に輸出者又は輸入者を生産者が支配する場合

(II) 生産者を直接又は間接に輸出者又は輸入者が支配する場合

(III) 第三者が直接又は間接に生産者及び輸出者又は輸入者を支配する場合

(IV) 生産者及び輸出者又は輸入者が直接又は間接に第三者を支配し、当該関係により当該生産者が関係のない生産者とは異なる行動をとる原因となっている場合

このサブパラグラフの適用において、ある者が他者に対する制限又は指示を法的に又は業務上行使する位置にある場合、その者は直接又は間接に当該他の者を支配するものとみなされなければならない。

(C) 地域産業

適切な状況において、合衆国はある特定の商品の市場として2又はそれ以上の市場に分割することができ、各市場の生産者は次に場合別個の産業であるものとして取り扱うことができる。

(i) 当該市場における生産者が、問題となっている類似の商品の生産の全て又はほとんどを当該市場において販売し、かつ、

(ii) 当該市場における需要は、合衆国の他の地域に所在する、問題となっている類似の商品の生産者によっては満たされない場合

当該適切な状況においては、この様な分離された市場へのダンピングされた輸入又は相殺可能な補助金を受けた輸入の集中が存在する場合であって、かつ、ダンピングされた輸入又は相殺可能な補助金を受けた輸入によって、当該市場における生産の全て又はほとんどの生産者が実質的損害を受け、若しくは実質的損害を受けるおそれがある場合又は産業の確立が実質的に妨げられている場合、全体としての国内産業又は類似の商品の総生産がその製品の国内総生産の主要な割合を構成している生産者が損害を受けていないときでも、実質的損害を受け、若しくは実質的損害を受けるおそれがある場合又は産業の確立が実質的に妨げられている産業に関して存在すると認定することができる。「地域産業」とは、このサブパラグラフに基づき分割された産業として取り扱われる地域の中の国内生産者をいう。

(D) 製品の分野

ダンピングされた輸入又は相殺可能な補助金を受けた輸入の影響は、利用できる資料から、生産工程又は生産者の利益に基づいて国内同種の製品の合衆国における生産を他の製品の合衆国における生産と区別することが可能な場合は、当該同種の製品の合衆国の生産に関連して評価する。国産の同種の製品の国内生産がこの基準による別個の同一性を有していない場合、ダンピングされた輸入又は相殺可能な補助金を受けた輸入の影響は、必要な情報を入手することができる最小範囲の製品（同種の製品を含む。）の生産についてを検討することによって評価する。

(E) 農産物を加工生産する産業

(i) 総則

(v)に定める他、原料農産物から生産された加工農産物を含む調査において、当該原料農産物の生産者又は栽培者は、次の場合、当該加工物を生産する産業の一部とみなすことができる。

(I) 当該加工農産物が、当該原料農産物から生産における一連の工程で生産される場合、かつ、

(II) 原料農産物の生産者又は栽培者と当該加工農産物の生産者との間に関係する経済的要素（委員会の裁量により、価格、付加価値、その他の経済的相互関係を含むことができるものとし、当該経済的要素が法的相互関係に基づくものであるかないかを問わない）において経済利益の実質的一致がある。

(ii) 生産

このサブパラグラフの適用において、加工農産物は次の場合に当該原料農産物から生

産における一連の工程で生産されるものとする。

- (I) 当該原料農産物が、実質的に又は完全に、当該加工農産品の生産に向けられ、かつ、
- (II) 当該加工農産物が、実質的に又は完全に、当該原料品から生産されること

(iii) 関係する経済的要因

(i)(II)の適用において、当該他の要素を経済利益の一致の問題において関係するものとするに加えて、委員会は、

- (I) 価格を考慮する場合、原料農産品の価格と加工農産品の価格との間の相互関係を考慮する
- (II) 付加価値を考慮する場合、原料農産品の価値が加工農産品の価値の実質的な比率で構成要素となっているかいないかを考慮する

(iv) 原料農産品

このサブパラグラフの適用において、原料農産品とは、農業産品及び水産産品をいう。

(v) このサブパラグラフの終了

このサブパラグラフは、合衆国通商代表が行政当局及び委員会に対し、このサブパラグラフの適用が合衆国の国際的義務に反すると通知した場合、その効力を終了する。

(5) 相殺可能な補助金

(A) 総則

(5B)に規定する場合を除き、相殺可能な補助金とは、パラグラフ(5A)に規定する特定性を有し、かつ、このパラグラフに規定する補助金をいう。

(B) 補助金があるとされる場合

当局が、ある者に対して次の行為を行い、何らかの利益がそれによって与えられる場合、このパラグラフにおいて、補助金があるとされる。

(i) 財政的寄与を提供する。

(ii) 1994年のガット第16条に規定する何らかの形式の所得又は価格支持を提供する。

(iii) 財政的寄与を提供するために資金調達機関に支払いを行い又は財政的寄与を行うために民間機関に信託し若しくは指示する。

このパラグラフ、パラグラフ(5A)及び(5B)の適用において、「当局」とは、一国の政府又は一国の領域内の公的機関をいう。

(C) その他の要素

補助金が存在するか否かの決定は、補助金の受け手が公的企業であるか民間企業か、また、補助金が商品の加工、生産又は輸出に直接に提供されているか又は間接に提供されているかには無関係に行うものとする。行政当局は、このパラグラフに基づき補助金が存在するか否かを決定するに当たり、補助金の効果を検討することは要求されない。

(D) 財政的寄与

「財政的寄与」とは、次をいう。

(i) 贈与、貸付け及び資本投入等の資金の直接移転又は債務保証等の資金若しくは負債の潜在的直接移転、

(ii) 税額控除又は課税所得控除の許容等の得べかりし又は徴収しない財政収入

(iii) 一般的社会資本以外の産品又はサービスの提供

(iv) 産品の購入

(E) 与えられる利益

次の例を含め、受け手に対する利益がある場合、通常、利益が与えられるものとして取り扱う。

(i) 資本の投入の場合、資本の投入が行われる国における、危険資本の規定に関する慣行を含め、投資決定が民間投資家の投資慣行とは整合しないとき。

(ii) 貸付けの場合、貸付けの受け手が貸付けに対して支払う額と当該受け手が同等の商業貸付けを市場で実際に獲得する際に支払うであろう額の間には差があるとき。

(iii) 貸付け保証の場合、保証手数料の差異を調整した後に、受け手が保証付貸付けに支払う額と当局の保証なしに同等の商業貸付けに対して支払うであろう額の間には差があるとき。

(iv) 産品又はサービスの提供の場合、当該産品又はサービスが適当な対価未満で提供される時及び産品の購入の場合、当該産品が適当な対価を超えて購入される時。

(iv)の適用において、対価の適切性は、調査又は再審査の対象となる国において、提供される当該産品若しくはサービス又は購入される産品の一般的な市場条件との関係で決定しなければならない。一般的な市場条件には、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送及びその他の購入又は販売の条件を含む。

(F) 所有権の変更

外国企業又は外国企業の生産用資産の所有権の変更は、それ自体では、例え所有権の変更が関係のない者の間の取引により達成されたものであっても、過去に当該企業が受けた相殺可能な補助金がもはや相殺可能ではないと行政当局が決定することを要求するものではない。

(5A) 特定性

(A) (B)に規定する輸出補助金である場合、(C)に規定する輸入代替補助金である場合又は(D)に従って特定性があると決定される場合、補助金は特定性を有するものとする。

(B) 輸出補助金

輸出補助金とは、法的に又は事実上、単独の条件として又は2以上の条件の一つとして、輸出実績に連係した補助金である。

(C) 輸入代替補助金

輸入代替補助金とは、単独の条件として又は2以上の条件の一つとして、輸入品の代わりに国内品を使用することに連係した補助金である。

(D) 国内補助金

補助金（(B)又は(C)以外のもの）が、法的に又は事実上、補助金を提供する当局の管轄内の企業に対して特定性がある補助金であるか否かの決定に当たっては、次のガイドラインを適用するものとする。

(i) 補助金を提供する当局又は当局が運用において従う法令が、補助金に対するアクセスを一企業に制限している場合、当該補助金は法律上特定性があるものとする。

(ii) 補助金を提供する当局又は当局が運用において従う法令が、補助金を受ける資格及び補助金の額を統制する目標的な基準又は条件を確立している場合、当該補助金は、法律上、次のときには特定性がないものとする。

(I) 資格性が自動的なもの、

(II) 資格性のための基準又は条件が厳格に遵守されており、かつ、

(III) 当該基準又は条件が関係法令、規則その他の公的文書に明瞭に規定され、検証することが可能であるもの。

このサブセクションの適用において、「目標的な基準又は条件」とは、中立的なものであって、一の企業を他に対して優遇しない基準又は条件をいう。

(iii) 事実上、補助金が個別具体的であろうと信じる理由がある場合、次の要素のうち一以上が存在するときは、当該補助金は特定性を有する。

(I) 補助金の実際の受け手が、企業ベースで考えるか否かにかかわらず、数において制限されている。

(II) 一企業が補助金の優勢な使用者である。

(III) 一企業が不釣り合いに大きな額の補助金を受けている。

(IV) 補助金を与えるか否かの決定において補助金を提供する当局が裁量を行使する態様が一企業を他に対して優遇するものであることを示している。

(I)、(II)、(III)及び(IV)の要素を評価する場合、行政当局は、補助金を提供する当局の管轄内における経済活動の多様性の程度を及び補助金制度が運用されてきた期間の長さを考慮するものとする。

(iv) 補助金が、補助金を提供する当局の管轄内の指定された地理的領域内に所在する企業に制限されているときは、当該補助金は特定性を有する。

(5B) 相殺可能ではない補助金のカテゴリー

(A) 総則

パラグラフ(5)及び(5A)の規定にかかわらず、補助金協定国から輸入される商品の場合、行政当局が、サブタイトルAの調査又はサブタイトルCの再審査において、当該補助金は(B)、(C)又は(D)（場合に応じ）に規定する基準のすべてに適合し、サブパラグラフ(E)(i)の規定が適用されると決定するときは、補助金は相殺可能ではないものとして取り扱うも

のとする。

(B) 研究補助金

(i) 総則

民間航空機の製造、生産又は輸出に対して提供される補助金を除き、ある者により行われる研究又はある者との契約に基づき高等教育機関若しくは研究機関が実施する研究のための補助金は、当該補助金が産業上の研究の費用の75%以下又は競争前の段階の開発活動の費用の50%以下であり、かつ、補助金が次に限定されている場合、相殺可能ではない補助金として取り扱うものとする。

(I) 専ら当該研究活動のために雇用される研究者、技術者その他補助的な要員に関する費用

(II) 専ら当該研究活動のために永続的に使用される（商業的な原則に基づいて処分される場合を除く。）器具、装置、土地及び建物に関する費用

(III) 専ら当該研究活動のために使用されるコンサルタントの役務及びこれと同等の約務（既成の研究、技術上の知識及び特許を含む。）に関する費用

(IV) 当該研究活動の結果として直接生ずる追加的な間接費

(V) その他当該研究活動の結果として直接生ずる運営費（例えば、材料、需品に関する費用）

(ii) 定義

このサブパラグラフの適用において、

(I) 産業上の研究

「産業上の研究」とは、新たな産品、工程若しくは役務の相当な改善に有用となり得る新たな知識の発見を目的とする計画的な研究又は詳細な調査をいう。

(II) 競争前の段階の開発活動

「競争前の段階の開発活動」とは、産業上の研究の成果を、新たに修正された又は改善された産品、工程又は役務のための計画、青写真又は企画に具体化すること（販売を目的とするかを問わない。）をいい、商業的に使用することができない第一段階の原型を作ることを含む。この用語は、更に、代替りの産品、工程又は役務の構想及び企画並びに事業の第一段階の実施又は実験的な実施を含む（これらの事業が工業への適用又は商業上の活用のために転用又は利用することができない場合に限る。）。既存の産品、生産ライン、製造工程、役務その他進行中の作業の日常的又は定期的な変更は、改善をもたらす得るものであっても、「競争前の段階の開発活動」には含まない。

(iii) 計算規則

(I) 総則

産業上の研究と競争前の段階の開発活動の両者にまたがる研究開発活動の場合、相殺可能でない補助金の許容される水準は、(i)の(I)、(II)、(III)、(IV)、(IV)及び(V)に定められた費用の62.5%を超えないものでなければならない。

(II) 費用の総額

上記(i)に規定する相殺可能でない補助金の許容される水準は、特定の計画の期間にわたり負担する費用の総額に基づくものでなければならない。

(C) 不利な立場にある地域への補助金

(i) 総則

地域開発の一般的な枠組みに従って、一国内の不利な地域に所在する者に対して提供される補助金は、資格のある地域内において（(5A)の意味の範囲で）個別具体的なものではなく、かつ、次の条件を満たす場合、相殺可能ではない補助金として取り扱わなければならない。

(I) 一国の領域内で不利として特定された個々の地域が、明確に指定された地理的な連続性を有する一地域でなければならないが、かつ、他の地域と区別することができる経済的及び行政的な同一性を有していなければならないこと。

(II) 個々の地域の困難が一時的な状況により生じているものではないことを示す中立的かつ客観的な基準に基づいて不利な立場にあるものとみなされるものであること。この基準については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

- (III) (II)の基準は、経済発展を評価する指標を含むこと。
- (IV) 地域開発の一般的枠組みの中で提供される計画には、補助金を受ける計画に対して与えられる支援の額に対する上限を含む。当該上限は、支援を受ける地域の開発の程度に応じて差異を設け、また、投資又は雇用創出に関する費用に着目して設定する。この上限の範囲内において、補助金については、(5A)(D)に規定する特定企業による補助金の支配的な利用又は特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の提供を回避するため、十分幅広く、かつ、均衡のとれた額で分配する。
- (ii) 経済発展を評価する指標
- (i)の適用において、経済発展を評価する指標は次の一以上の要素に基づくものでなければならない。
- (I) 調査又は再審査対象国の平均の85%を超えない一人当たり所得、家計部門の一人当たり所得又は一人当たり国民総生産。
- (II) 調査又は再審査対象国の平均失業率の最低110%である失業率。
- 経済発展を評価する指標は、3年間にわたるものとするが、複合的なものとし、及びこの条文に定める要素以外のものを含むことができる。
- (iii) 定義
- このサブパラグラフの適用において、
- (I) 地域開発の一般的な枠組み
- 「地域開発の一般的な枠組み」とは、地域的な補助金制度が国内に一貫し、かつ、一般的に適用される地域開発に関する政策の一部であること及び地域開発のための補助金が当該地域の開発に影響を及ぼさず又は実質的な影響を及ぼさない地理的に孤立した場所に交付されるものではないことをいう。
- (II) 中立的かつ客観的な基準
- 「中立的かつ客観的な基準」とは、地域開発に関する政策の枠組みにおいて、地域的な不均衡を除去し、又は軽減するために適当な程度を超えて特定の地域を有利に取り扱うことのない基準をいう。
- (D) 既存の施設を新たな環境基準に適合させるための補助金
- (i) 総則
- 法令又は規則に基づき課され、補助金の受け手に対するより一層大きな制約及び財政的な負担をもたらす新たな環境基準に既存の施設を適合させることを促進するために提供される補助金は、当該補助金が次の条件を満たす場合、相殺可能ではない補助金として取り扱わなければならない。
- (I) 補助金が繰り返されることのない一回限りの措置であること。
- (II) 補助金の額が適合するための費用の20%以下に限定されていること。
- (III) 補助金が当該補助金を受けた投資に係る施設の更新又は操業に関する費用（受け手がすべてを負担しなければならないもの）を補助するものではないこと。
- (IV) 補助金が、受け手企業が計画する有害なもの及び汚染の削減に直接の関連を有し並びに当該削減の計画と均衡のとれたものであり、かつ、製造の過程において節約することができる費用を負担するものではないこと。
- (V) 補助金が、新たな設備又は生産工程を採用することができるすべての者すべての企業にとって利用可能なものであること。
- (ii) 既存の施設
- このサブパラグラフの適用において、「既存の施設」とは、新たな環境上の要件が課されたときに少なくとも2年間使用されている施設をいう。
- (E) 通知された補助金計画
- (i) 総則
- 補助金が、補助金協定の第8.3条に従って通知された計画に基づいて提供される場合、当該補助金は相殺可能ではない補助金として取り扱うものとし、この編に基づく調査又は再審査の対象とはしないものとする。
- (ii) 例外
- (i)の規定にかかわらず、次の場合、補助金は相殺可能な補助金として取り扱うものとする。

- (I) 通商代表が行政当局に対し、当該補助金又は補助金提供の基礎となる計画は、補助金協定の第 8.2 条の条件及び基準を満足していないことが補助金協定第 8.4 条又は第 8.5 条に従って決定された旨を通知し、かつ、
- (II) パラグラフ (5A) の意味で当該補助金が個別具体的である場合。
- (F) 農産品に対する特定の補助金
補助金協定附属書 1 に掲げられた産品に対して提供され、かつ、行政当局が同協定附属書 2 の規定に完全に合致すると決定する国内支持措置は、相殺可能ではない補助金をして取り扱うものとする。行政当局の要請に基づき、通商代表は、附属書 2 の解釈及び適用に関する助言を行うものとする。
- (G) 暫定的適用
- (i) (B)、(C)、(D) 及び (E) は、WTO 協定が効力を発生した後 66 月後の月の最初の日以降は、当該サブパラグラフの規定がウルグアイラウンド協定法第 282 条に基づき延長されない限り、適用しない。
- (ii) (F) は、1995 年 1 月 1 日から始まる 9 年の期間の終了と共に、WTO 加盟国からの輸入品に対しては適用しない。通商代表は、農業に関する協定第 1 条(i)に基づき、各 WTO 加盟国に対する正確な終了日を決定し、当該日を行政当局に対して通知しなければならない。
- (6) 正味の相殺可能な補助金
正味の相殺可能な補助金を決定するためには、行政当局は、総相殺可能な補助金から次の価額を控除することができる。
- (A) 相殺可能な補助金の利益を受ける資格を得るため、又は受け取るために支払われた申請費用、供託、その他類似の支払い
- (B) 相殺可能な補助金の受領の遅延が政府の命令に基づく場合、その遅延受領から生ずる相殺可能な補助金の価値の損失額
- (C) 受領した相殺可能な補助金を相殺することを特に意図した合衆国への商品の輸出に課される輸出税、関税又はその他の賦課金
- (7) 実質的な損害
- (A) 総則
「実質的な損害」とは取るに足りない、実質的ではない又は重要ではないものではない損害をいう。
- (B) 数量及び結果としての影響
第 703 条(a)、第 705 条(b)、第 733 条(a)及び第 735 条(b)に基づく決定を行う際には、委員会は各々の事案について次の要素を考慮しなければならない。
- (i)(I) 調査対象産品の輸入数量
- (II) 合衆国における同種の産品の価格に対する当該商品の輸入効果、及び
- (III) 合衆国における生産工程の前後関係だけではなく、同種の産品の国内生産者に対する当該商品の輸入の影響、及び
- (ii) 輸入により実質的な損害が存在しているかに関する決定についての他の経済的要因。
第 705 条(d)又は第 735 条(d)に基づいて要請された通知において、場合によっては、委員会は上記(i)に基づいて考慮された要因の各々についてその分析結果を説明し、(ii)に基づいて考慮された要因を立証し、かつ、決定に関するすべてについて説明を行わなければならない。
- (C) 関係する要因の評価
- (B)の適用において、
- (i) 数量
商品の輸入数量を評価するに際して、委員会は当該商品の輸入数量、又はその数量の増加が、絶対数において、又は合衆国における生産若しくは消費に比較して、重大であるか否かを考慮しなければならない。
- (ii) 価格
このような商品の輸入価格に対する効果を評価する際に委員会は、次のことの有無を考慮しなければならない。
- (I) 合衆国の同種の産品の価格に比較して、当該輸入商品による重大な安売り価格が存

在すること、及び

(II) このような商品の輸入の効果が重大な程度において価格を下落させ、又はさもなければ生じたであろう価格上昇を重大な程度において妨げること。

(iii) 影響を受けた国内産業に対する影響

(B)(i)(III)に基づいて考慮される要因を検討するにあたり、委員会は合衆国産業の状態に関係するすべての関連した経済要因を評価しなければならない。これには次のものを含むがこれに限らない。

(I) 生産、販売、市場占有率、利益、生産性、投資収益及び生産能力利用における現実及び潜在的な衰退

(II) 国内価格に影響を与える要因

(III) キャッシュフロー、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力及び投資に対する現実及び潜在的な否定的効果、及び

(IV) 派生的又はより進んだ国内の同種製品の開発努力を含む国内産業の既存の開発生産努力に関する現実及び潜在的な否定的効果。

(V) サブタイトルBに基づく手続においては、ダンピング・マージンの大きさ

委員会は、影響を受ける当該産業にとっての固有のビジネスサイクル及び競争状態を考慮して、すべての経済的要因を検討しなければならない。

(iv) 内製用の生産

国内生産者が重大な生産量の国内同種製品を下流の製品の製造のために内部で転換し、重大な生産量の国内同種製品を売買市場において販売する場合であって、委員会が、

(I) 下流製品の製造のために内部で転換する目的で生産される当該国内同種製品が当該国内同種製品の売買市場に入っていない、

(II) 当該国内同種製品が当該下流製品の製造に当たり、支配的な原材料である、かつ、

(III) 当該売買市場で販売される当該国内同種製品の生産が、一般的には、当該下流製品の製造に使用されていない

と決定する場合、委員会は、(iii)に規定する市場占有率及び財務実績に影響する要素を決定するに当たり、一義的には、当該国内同種製品の売買市場に焦点を置かなければならない。

(D) 農産品についての特別規定

(i) 委員会は、一般市場価格が最低支持価格以上であるという理由のみで、農産品の合衆国の生産者に対する実質的損害又は実質的損害のおそれが存在しないと決定してはならない。

(ii) 農産品に関する場合、委員会は政府歳入又は価格維持計画に対する負担の増大を考慮しなければならない。

(E) 特別規定

このパラグラフの適用において、

(i) 相殺可能な補助金の性質

実質的損害のおそれの存在について決定する際には、委員会は、外国が与えている相殺可能な補助金の性質（特に、相殺可能な補助金が補助金協定の第3条又は第6.1条に規定する補助金か否か）及び当該相殺可能な補助金により引き起こされる見込みのある効果に関して行政当局が提供する情報を検討しなければならない。

(ii) 決定の基準

(C)及び(D)の規定に基づき委員会が評価することを要求されているいずれかの要素の存在又は欠如は、必ずしも当該決定のための決定的な基準とはならない。

(F) 実質的損害のおそれ

(i) 総則

合衆国内の産業に対し、対象商品の輸入（又は輸入のための販売）を理由とする実質的損害のおそれがあるか否かを決定するに当たっては、委員会は、その他の関係する経済的な要素の中、特に、次のものを検討しなければならない。

(I) 相殺可能な補助金に関係する場合、補助金の性質（特に相殺可能な補助金が補助金協定第3条又は第6.1条に規定する補助金か否か）についての行政当局からの情報及び当該対象商品の輸入が増加する見込みであるか否か。

- (II) 当該対象商品の合衆国への輸入が実質的に増加する見込みであることを示す、輸出国における使用されていない既存の生産能力又は生産能力の急迫した実質的増加。追加的な輸出を吸収するその他の輸出市場の可能性を考慮する。
 - (III) 実質的な輸入量の増加の見込みを示す対象商品の輸入の数量又は浸透度の重大な伸び率
 - (IV) 当該対象商品の輸入が、国内価格に対し重大な引下げ若しくは抑制効果を有する見込みのある価格で流入しているか及び追加的な輸入に対する需要を増加させる見込みがあるか否か。
 - (V) 当該対象商品の在庫。
 - (VI) 当該外国における生産施設であって、当該対象商品の製造に使用することが可能なものが、最近の時点において、その他の製品の製造に使用されている場合、製品シフトの可能性。
 - (VII) 未加工の農産品 ((4)(E)(iv)の意味の範囲で) 及び当該未加工の農産品から加工製造される何らかの製品の双方の輸入が関係するこの編に基づく調査において、当該未加工の農産品又は加工後の農産品のどちらか (両方ではなく) に関して、第 705 条(b)(1)又は第 735 条(b)(1)に基づき委員会が肯定的決定を行った場合、製品シフトを理由とする将来の輸入増加の見込み。
 - (VIII) 国内同種製品の派生品又はより進んだ版を開発する努力を含め、当該国内産業の開発及び製造における既存の努力に対する現実的及び潜在的な否定的効果
 - (IX) 対象商品の輸入 (又は輸入のための販売) を理由とする実質的損害の見込みの可能性を示すその他の何らかの実証可能な好ましからざる傾向 (その時点で実際に輸入があるか否かを問わない。)
- (ii) 決定の基礎
- 委員会は、更なるダンピング輸入又は補助金付輸入が急迫しているか否か及びこの編に基づき命令を発出せず又は停止協定を受諾しない場合輸入を理由とする実質的損害が発生するか否かを決定するに当たっては、(i)に規定する要素を全体として検討しなければならない。(i)の規定に基づき委員会が検討することを要求されているいずれかの要素の存在又は欠如は、必ずしも当該決定のための決定的な基準とはならない。当該決定は、単なる推測又は仮定に基づいて行ってはならない。
- (iii) 第三国市場におけるダンピングの効果
- (I) 総則
- サブタイトルBに基づく調査において、委員会は、(調査の対象である者と同一の者により生産又は輸出された同一の種類又はクラスの製品に対し他のWTO加盟国のダンピングの認定又はダンピング防止措置により証明することにより) 外国市場におけるダンピングが国内産業に対する実質的損害のおそれを示唆するかしないかを考慮する。この調査において、委員会は、外国生産者、輸出者又は合衆国の輸入者にこの問題についての情報を求めなければならない。
- (II) WTO加盟国の市場
- このクローズにおいて、「WTO加盟国の市場」とは、個々のWTO加盟国の市場をいう。
- (III) ユーロッパ共同体
- このクローズにおいて、ヨーロッパ共同体は一の外国とみなす。
- (G) 実質的損害の決定のための累積
- (i) 総則
- (C)(i)及び(ii)の規定の適用において、並びに(ii)の規定に従い、委員会は、
- (I) 同一の日に第 702 条(b)又は第 732 条(b)に基づく提訴が申請された、
 - (II) 同一の日に第 702 条(a)又は第 732 条(a)に基づく調査が開始された、又は
 - (III) 同一の日に第 702 条(b)又は第 732 条(b)に基づく提訴が申請され、かつ、同一の日に第 702 条(a)又は第 732 条(a)に基づく調査が開始された、
- すべての国からの対象商品が合衆国市場において相互に、及び国内同種製品と競合する場合、これらの輸入の数量及び効果を累積的に評価しなければならない。
- (ii) 例外

次の場合、委員会は、(i)の輸入の数量及び効果を累積的に評価してはならない。

(I) 行政当局が否定的な仮決定を行った場合。ただし、当該輸入に関して委員会の最終決定の前に肯定的な最終決定を行った場合はこの限りではない。

(II) 調査が取り止められた国からの輸入。

(III) カリブ海復興法の受益国に関して決定を行う目的のためには、同法で指定した受益国からの輸入。ただし、当該国からの対象商品の輸入の数量及び効果が、(i)の規定の許容する範囲で、関する受益国として指定された他の国からの対象商品の輸入と共に累積的に評価することができる場合を除く。

(IV) 1987年1月1日前に発効した、自由貿易地域樹立のための合衆国との協定に参加している国からの輸入。ただし、委員会が、当該国からの輸入を理由として、国内産業に対する実質的損害がある又は実質的損害のおそれがあると決定する場合を除く。

(iii) 最終決定における記録

(i)の規定に基づき輸入の数量及び効果を累積的に評価する最終決定を行う際には、委員会は、最終決定を行う最初の調査における記録に基づいて、その決定を行う。ただし、行政当局がその後に終了することとなる調査において最終決定を発出するときには、委員会が、関係者に対し、当該その後の調査の中で行政当局の最終決定の意義に関する意見を提出することを許容し、かつ、当該意見及び行政当局の最終決定を当該調査の記録に盛り込まなければならない場合を除く。

(iv) 地域産業の決定

地域産業が関係し、委員会がこのサブパラグラフに基づき輸入の数量及び効果を累積的に評価しなければならないと決定する調査においては、当該評価は、委員会が決定する地域（又は複数の地域）への輸入の数量及び効果に基づいて行わなければならない。

(iii)の規定は、当該調査に適用する。

(H) 実質的損害のおそれを決定するための累積

実施可能な範囲で、かつ、(G) (ii)に従って、(F)(i)(III)及び(IV)の規定の適用において、委員会は、

(i) 同一の日に第702条(b)又は第732条(b)に基づく提訴が申請された、

(ii) 同一の日に第702条(a)又は第732条(a)に基づく調査が開始された、又は

(iii) 同一の日に第702条(b)又は第732条(b)に基づく提訴が申請され、かつ、同一の日に第702条(a)又は第732条(a)に基づく調査が開始された

すべての国からの対象商品が合衆国市場において相互に、かつ、国内同種製品と競合する場合、これらの輸入の数量及び効果を累積的に評価しなければならない。

(I) 提訴後の情報の検討

委員会は、サブタイトルA又はBの調査において、提訴申請以降の対象商品の輸入の数量、価格効果又は影響の何らかの変化が当該調査が未決であることに関係するかを検討し、そのような場合、実質的損害、実質的損害のおそれ又は合衆国における産業の確立の実質的遅延の決定を行うに当たり、提訴申請後の期間のデータに対する加重を減じることができる。

(8) 補助金協定及び農業に関する協定

(A) 補助金協定

「補助金協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条(d)(12)に規定する補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(B) 農業に関する協定

「農業に関する協定」とは、ウルグアイラウンド協定法第101条(d)(2)に規定する農業に関する協定をいう。

(9) 利害関係者

「利害関係者」とは、次の者をいう。

(A) この編に基づく調査対象商品の外国の製造者、生産者、輸出者若しくは合衆国の輸入者又は構成員の過半数が当該商品の生産者、輸出者若しくは輸入者である貿易業者の団体若しくは業界団体

(B) 当該商品が生産、製造又は輸出された国の政府

(C) 国内の同種製品の合衆国における製造者、生産者又は卸売業者

- (D) 合衆国において類似の商品の製造、生産又は卸売に従事している産業を代表する認証若しくは承認された労働組合又は労働者の団体
- (E) 構成員の過半数が合衆国において国内の同種産品を製造、生産又は卸売をしている貿易業者の団体又は業界団体
- (F) 構成員の過半数が、国内の同種産品に関して、(C)、(D)又は(E)に規定する利害関係者で構成されている団体、
- (G) この編に基づく、加工農産品の生産に従事している産業を含む調査において、次の者のいずれかの代表である連合又は貿易業者の団体
 - (i) 加工者
 - (ii) 加工者及び生産者
 - (iii) 加工者及び栽培者

合衆国通商代表が、このサブセクションの適用は合衆国の国際上の義務に反するものであることを行政当局及び委員会に対して通告したときは、このサブパラグラフは適用しない。

(10) 国内の同種産品

「国内の同種産品」とは、この編に基づく調査対象品目と類似しているか、又は類似しているものがない場合、当該品目と特徴及び使用において最も似ている産品をいう。

(11) 同数に分かれた委員会による肯定的決定

委員会による決定（第 751 条に基づく決定を含む。）に関して票決する委員が当該決定は肯定的なものであるべきか否定的なものであるべきについて同数に分かれた場合、委員会は肯定的決定を行ったものとみなす。このパラグラフの適用においては、委員会での争点が当該商品の輸入によって

- (A) 合衆国における産業に対する実質的損害
- (B) 合衆国における産業に対する実質的損害のおそれの、又は
- (C) 合衆国における産業の確立の実質的な妨げが存在するか否かを決定することである場合には、いずれかの争点に関する肯定的投票は当該決定が肯定的なものであるべきであるという投票として取り扱われなければならない。

(12) 製造国又は生産国への商品の帰属

サブタイトルAの適用において、商品が製造若しくは生産された国から直接に輸入されたか否かを考慮することなく、また製造若しくは生産された国から輸出された時と同じ状態で輸入されたか又は再製造又はその他の理由によって変更が加えられた状態で輸入されたのかを考慮することなく、製造又は生産された国の産品として取り扱う。

(14) 販売され、又は販売が行われていない場合、申し込みの行われた販売

「販売され、又は販売が行われていない場合、申し込みの行われた販売」という用語に、購入者による当該商品の処分又は使用についての制限が当該商品の市場価額に影響を与えることと認定された場合に、そのための調査が当該商品が販売され、又は販売の申し込みが行われた価格を算定する際に行われなければならない場合を除いてこれらの制限を考慮することなく、

- (A) 取引数量におけるすべての購入者に対して、又は
- (B) 通常の商取引において当該商品の市場価額を正當に反映する価格での卸売における 1 名以上の選択された購入者に対して販売され又は販売が行われていない場合、販売の申し込みが行われることをいう。

(15) 通常の商取引

「通常の商取引」とは、対象産品の輸出前の合理的な期間に、同一の等級又は種類の商品に関して検討中の当該取引において正常であった条件及び慣行をいう。行政当局は、次の販売及び取引を通常の商取引以外のものとみなさなければならない。

- (A) 第 773 条(b)(1)に基づき無視された販売
- (B) 第 773 条(f)(2)に基づき無視された取引

(16) 外国同種産品

「外国同種産品」とは、この編のサブタイトルBの目的のための決定がそれに関連して満足に行われうるところの次の区分の最初にある産品をいう。

- (A) 調査対象産品及びその産品と物理的特徴において同一であり、かつその産品と同一の国において同一の者によって生産されたその他の産品。

- (B) 次の商品
- (i) 対象商品と同一の国においてかつ同一の者によって生産されたもの
 - (ii) 構成材料においてまた使用される目的において対象商品と類似したもの、及び
 - (iii) 商業価値において対象商品におおよそ等しいもの
- (C) 次の商品
- (i) 対象商品と同一の国においてかつ同一の者によって生産され、かつまた同一の一般等級若しくは種類に属するもの
 - (ii) 使用される目的において対象商品と類似したもの、及び
 - (iii) 行政当局が調査対象商品と合理的に比較できると判定したもの。
- (17) 通常取引数量
- 「通常取引数量」とは、対象商品が、検討中の当該市場において異なった数量に対して異なった価格で販売されているいかなる場合においても、当該商品が当該市場において、これ以外の数量に対する価格において販売された総量よりも多量なある総量をもった、ある数量に対する価格において販売された場合のその数量をいう。
- (18) 非市場経済国
- (A) 総則
- 「非市場経済国」とは、行政当局が費用又は価格構造において市場原理が働いていないため、当該国における商品の販売が商品の公正価格を反映していないと決定する外国をいう。
- (B) 考慮の要素
- (A)に基づく決定において、行政当局は次のことを考慮しなければならない。
 - (i) 当該外国の通貨の他の国の通貨との交換性の程度
 - (ii) 労働者と使用者側との間の自由な交渉によって決定される当該外国における賃金水準の程度
 - (iii) 他の国の企業との合弁その他の投資が当該外国において認められる程度
 - (iv) 生産手段の政府による所有及び統制の程度
 - (v) 資源の分配、価格及び開発企業の生産高の決定に関する政府規制の程度
 - (vi) その他適当と認めるその他の要素
- (C) 決定の効果
- (i) ある外国が非市場経済国であるとする行政当局の決定は、行政当局によって取り消されるまで効力を有する。
 - (ii) 行政当局は、随時ある外国に関して(A)に基づく決定を行うことができる。
- (D) 争点とならない決定
- 法の他の規定にかかわらず、行政当局が行った(A)に基づく決定は、サブタイトルBに基づく調査において司法審査の対象とならない。
- (E) 情報の収集
- 行政当局の要請があった場合、関税庁長官は行政当局に対し関税庁長官が受理又は入手した非市場経済国の産品に関係する手続に関係があると考えらるすべての公開又は機密の情報の写しを送付しなければならない。行政当局はこの条に基づいて入手した機密情報を第777条に基づく開示から守らなければならない。
- (19) 販売と同等なリース
- この編の適用において、販売と同等なリースか否かを決定するにあたり、行政当局は次の点について考慮する。
- (A) 当該リースの期間
 - (B) 産業における商業的慣行
 - (C) 取引状況
 - (D) リース対象産品が借入人又は輸入者の運用に集積されるか否か、
 - (E) 重要な期間中に、リースが継続又は更新される可能性が実際に存在するか否か、
 - (F) リース取引が、アンチダンピング関税又は相殺関税を回避するものであるか否かを含む他の関連要因
- (20) 政府輸入に対する適用
- (A) 総則

このパラグラフに別に規定する場合を除き、合衆国政府の省又は機関により、又はその使用のために輸入された商品（合衆国関税率表第 98 類に規定する商品を含む。）は、この編又は第 303 条の規定に基づく相殺関税又はアンチダンピング関税の対象となる。

(B) 例外

国防総省により、又はその使用のために輸入された商品は、次の場合この編又は第 303 条の規定に基づく相殺関税又はアンチダンピング関税の対象とならない。

- (i) 当該商品が、国防総省により、又はその使用のために次の国から取得され、
 - (I) 国防総省との間に 1988 年 1 月 1 日現在効力を有する合意取極があり、かつ、これと同等（更新したものを含む）又はこれに替わる取極が継続している。かつ、
 - (II) 当該取極の条件に従い、輸入の時点において効力を有している。かつ、
- (ii) 当該商品が実質的に非軍事用でないとき

(21) 合衆国カナダ協定

「合衆国カナダ協定」とは、合衆国カナダ自由貿易協定をいう。

(22) USMCA.

「USMCA」とは、合衆国メキシコカナダ協定実施法第 3 条に規定するものをいう。

(23) エントリー

「エントリー」には、行政当局が適当な状況であると認める状況では、第 401 条(s)に定める事後適合手続において行われる事後適合エントリーを含む。アンチダンピング関税及び相殺関税手続における当該手続の対象となる商品の申告についての輸入者の責任は関連する事後適合申告に伴うものとする。この編の施行のための事後適合エントリーの精算の停止は、関連する個別のエントリーの精算の停止と同等なものとする。ただし当該目的のための事後適合エントリーの精算の停止は他の目的のための精算を排除しない。

(24) 無視できる輸入

(A) 総則

(i) 3%未満

(ii) 及び(iv)に規定する場合を除き、委員会により確認された国内同種産品に対応する商品のある国からの輸入は、当該輸入が次の事項に先立つ最近の 12 月における合衆国への当該商品の輸入の全数量の 3%未満である場合、「無視できる」ものとする。

(I) 第 702 条(b)又は第 732 条(b)に基づく提訴の申請

(II) 第 702 条又は第 732 条に基づき調査が開始された場合、調査の開始。

(ii) 例外

(i)の規定に基づき無視できる輸入は、(i)に規定するすべての国であって、同一の日に調査が開始されたものからの当該商品の輸入数量の合計が(i)に基づき適用可能な 12 月の期間における合衆国への当該商品の輸入の全数量の 7%を超える場合、無視してはならない。

(iii) 合計数量の決定

(ii) 及び(iv)の規定に基づき合計数量を決定する際には、委員会は、(7)(G) (ii)に基づき特定されるいずれかの国からの輸入は検討してはならない。

(iv) おそれの分析の際の無視の可能性

(i) 及び(ii)の規定にかかわらず、委員会が(i)に規定する国からの輸入が当該商品の合衆国への輸入の全数量の 3%を超える割合を占める急迫した可能性があるとして決定する場合又は(ii)に規定するすべての国からの輸入の合計数量が合衆国への当該商品の全輸入数量の 7%を超える急迫した可能性があるとして決定する場合、委員会は、輸入を無視できるものとして取り扱ってはならない。委員会は、当該輸入を実質的損害のおそれを決定する目的のためにのみ考慮するものとする。

(B) 相殺関税調査における特定の国の無視の可能性

第 701 条に基づく調査の場合、(A)(i)の「3%」を「4%」に読み替え、(A)(ii)の「7%」を「9%」に読み替えて、開発途上国からの対象商品の輸入に(A)を適用する。

(C) 輸入数量の計算

(A) 及び(B)の目的のために輸入数量を計算する際には、委員会は、入手可能な統計に基づき、合理的な推定を行うことができる。

(D) 地域産業

(4)(C)に基づき委員会が地域産業の決定を行う調査においては、(A)及び(B)に基づく委員会の審査は、合衆国へ輸入される対象商品の全数量の代わりに、当該地域市場における販売のために輸出される対象商品の数量を基礎としなければならない。

(25) 対象商品

「対象商品」とは、この編若しくは第 303 条に基づく調査、再審査、停止協定、命令、又は 1921 年ダンピング防止法に基づく決定の対象範囲内である級又は種類の商品をいう。

(26) 第 303 条

「第 303 条」及び「303」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第Ⅱ編の発効の日前に効力を有するこの法の第 303 条をいう。

(27) 停止協定

「停止協定」とは、第 704 条(b)、第 704 条(c)、第 734 条(b)、第 734 条(c)又は第 734 条(1)に規定する協定をいう。

(28) 輸出者又は生産者

「輸出者又は生産者」とは、対象商品の輸出者、対象商品の生産者又は適当な場合その両方をいう。第 773 条の適用において、「輸出者又は生産者」とは、対象商品の生産及び販売に関連するコスト、費用及び利益のためにもたらされ、実現したすべての額を正確に計算するために必要な範囲で、対象商品の輸出者及び同一対象商品の生産者の双方を含む。

(29) WTO協定

「WTO協定」とは、ウルグアイ・ラウンド協定法第 2 条(9)に定義する協定をいう。

(30) WTO加盟国

「WTO加盟国」とは、合衆国がWTO協定を適用する国又は(WTO協定の第 12 条の意味での)独立の関税地域をいう。

(31) 1994 年のガット

「1994 年のガット」とは、WTO協定に附属する関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(32) 通商代表

「通商代表」とは、合衆国通商代表をいう。

(33) 関係を有する者

次の者は「関係を有する」又は「関係を有する者」とみなされる。:

- (A) 家族の構成員(兄弟及び姉妹(両親とも同一か片親のみが同一かを問わない)、配偶者、直系尊属並びに直系卑属孫を含む。)
- (B) 一の組織の職員又は役員と当該組織
- (C) 共同経営者
- (D) 雇用者と被雇用者
- (E) いずれかの組織の議決権を伴う社外株式の 5%以上を直接又は間接に所有し、管理し、又は議決権と共に所持する者と当該組織
- (F) 直接又は間接に、いずれかの者を管理し、いずれかの者に管理され又はいずれかの者と同一の管理の下にある 2 以上の者
- (G) 他の者を管理する者と当該他の者

このパラグラフの適用において、ある者が法律上又は事実上他のものの拘束し、又は指図する地位にある場合、当該者は他の者を支配しているとみなす。

(34) 不当廉売された；不当廉売

「不当廉売された」及び「不当廉売」とは、公正価額未満での商品の販売又は販売の見込みをいう。

(35) ダンピング・マージン；加重平均ダンピング・マージン

(A) ダンピング・マージン

「ダンピング・マージン」とは、正常価額が対象商品の輸出価格又は構成輸出価格を上回る額をいう。

(B) 加重平均ダンピング・マージン

「加重平均ダンピング・マージン」とは、個別の輸出者又は生産者について決定されたダンピング・マージンの合計を当該輸出者又は生産者の輸出価格及び構成輸出価格の合計で除算することにより決定される率をいう。

(C) ダンピングのマージンの大きさ

委員会により使用されるダンピングのマージンの大きさは、次のとおりとする。

- (i) 調査 ((7)(G)(i)に基づき委員会が輸入の数量及び価格効果を累積的に評価するすべての調査を含む。)において、第 733 条(a)に基づき仮決定を行う際には、行政当局が調査開始の通知で公開したダンピング・マージンとする。
- (ii) 第 735 条(b)に基づき最終決定を行う場合、委員会の行政記録を締め切る前に行政当局が最も最近公開したダンピング・マージンとする。
- (iii) 第 751 条(b)(2)に基づく再審査においては、もし、あれば、第 752 条(c)(3)に基づき行政当局が決定したダンピング・マージンのうち、最近のもの又は第 733 条(b)若しくは第 735 条(a)に基づき行政当局が決定したもののうち、最近のものとする。
- (iv) 第 751 条(c)に基づく再審査においては、行政当局が第 752 条(c)(3)に基づき決定したダンピング・マージンとする。

(36) 開発途上国及び後発開発途上国

(A) 開発途上国

「開発途上国」とは、通商代表が開発途上国として指定した国をいう。

(B) 後発開発途上国

「後発開発途上国」とは、通商代表が、

- (i) 補助金協定附属書VIIパラグラフ(a)に規定する後発開発途上国であると決定する国、又は

- (ii) 補助金協定附属書VIIに規定するその他の国と決定する国。ただし、世界銀行による最新データに基づき年間一人当たり国民総生産が 1,000 ドル未満の国に限る。

(C) 表の公開

通商代表は、官報で、次の表を公開し、必要に応じ更改しなければならない。

- (i) 補助金協定の第 27.11 条の意味の中で輸出補助金を迅速に除去した開発途上国、
- (ii) 通商代表が後発開発途上国又は開発途上国と決定した国。

(D) 検討する要素

(A)に基づきある国が開発途上国であるか否かを決定する際には、通商代表は、当該国における経済開発の水準（その評価に当たっては、当該国の一人当たり国民総生産の審査を含めるものとする。）を含め、経済、貿易及びその他通商代表が適当と考える要素並びに世界貿易における当該国のシェアを検討しなければならない。

(E) 指定の制限

このパラグラフに基づく開発途上国又は後発開発途上国の決定は、この編の目的のためだけに限るものとし、その他の法に関する開発途上国又は後発開発途上国としての地位に関する決定に影響しない。

第 771A 条 アップストリーム補助金

(a) 定義

「アップストリーム補助金」の用語は、輸出補助金以外の次に該当する相殺可能な補助金をいう。

- (1) 相殺関税手続の対象である商品の製造又は生産に使用される産品（以下、この条において「投入産品」という。）に関して、当局（第 771 条(5)に定義するものをいう。）が支払い、又は与えるもの。

- (2) 行政当局の判断において、商品に競争上の利益を与える補助金

- (3) 商品の製造又は生産費用に重大な影響を与える補助金

このサブセクションの適用において、合衆国外で一の関税同盟を構成する二以上の外国、政治的下部機構、属領又は属国からなる連合は、当該補助金が当該関税同盟によって与えられているときは、これを一の国とみなす。

(b) 競争上の利益の決定

(1) 総則

(2)に規定する場合を除き、行政当局は、(a)(1)に定める当該目的の投入産品の価格が、相殺関税手続の対象産品の製造者又は生産者が、対等な立場の他の販売者から当該投入産品を別に購入する場合に支払う価格を下回るときは、競争上の利益が与えられたと決定しなければならない。

(2) 調整

行政当局が、上記手続において、(1)に基づく比較に使用する投入産品に対して、相殺可能な補助金が支給又は給付されていると決定した場合、行政当局は、(A)適当な場合、当該手続の対象産品の製造者又は生産者が、別に購入する場合に支払う価格に対して補助金の効果を反映するように調整を加え、又は(B)当該価格に代え、別の供給源からの価格を選択することができる。

(c) 相殺可能な補助金額の算入

行政当局が相殺関税手続の過程において対象産品に関してアップストリーム補助金が支給若しくは給付され、又はこれまで支給若しくは給付されていたと決定する場合、行政当局は、(1)(B)に規定する競争上の利益に相当する金額を、当該商品に賦課する相殺関税の額に含めることができる。ただしいかなる場合においても、当該額は、アップストリーム産品について決定された補助金を超えないものとする。

第 771B 条 ある種の加工農産品についての相殺可能補助金の算定

原料農産品から製造される農産品の事案において、次の該当する場合、当該産品の供給者又は加工者について与えられる相殺可能補助金は、当該加工産品の製造、生産又は輸出に関して与えられたものとみなす。

- (1) 前段階の産品に関する需要が実質的に後段階の産品に関する需要に従属し、かつ、
- (2) 加工作業がわずかな付加価値のみを原料農産品に与える場合

第 772 条 輸出価格及び構成輸出価格

(a) 輸出価格

「輸出価格」とは、合衆国外の対象商品の生産者又は輸出者により、関係を有していない合衆国内の購買者又は合衆国への輸出のために関係を有していない購買者に対し、輸入の日より前に最初に対象商品が販売（又は販売が合意）された価格であって、(c)に基づき調整したものをいう。

(b) 構成輸出価格

「構成輸出価格」とは、対象商品の生産者若しくは輸出者により、若しくは、対象商品の生産者若しくは輸出者の代わりに、又は、生産者若しくは輸出者との関係を有する売手により、生産者又は輸出者との関係を有していない買手に対して、合衆国内で輸入の日より前又は後に最初に対象商品が販売（又は販売が合意）された価格であって、(c)及び(d)に基づき調整されたものをいう。

(c) 輸出価格及び構成輸出価格の調整

輸出価格及び構成輸出価格を確定するために使われる価格は、次の調整を行う。

(1) 加算

- (A) すべての容器及び包装の費用並びに対象商品を合衆国への輸送ができる状態にすることに伴うその他のすべてのコスト、手数料、費用が含まれていない場合、これを加算する。
- (B) 合衆国への対象商品の輸出を理由として、払戻され又は徴収されない輸出国の輸入関税の額を加算する。
- (C) 輸出補助金を相殺するためにサブタイトルAに基づき対象商品に賦課される相殺関税の額を加算する。

(2) 減算

- (A) (1)(C)に規定する場合を除き、対象商品を輸出国内の元々の発送地から合衆国内の配送地へ移動することに伴うすべてのコスト、手数料、費用及び合衆国の輸入関税が含まれている場合、これを減算する。
- (B) 第 771 条(6)の輸出税、輸出関税その他の手数料を除き、対象商品の合衆国への輸出に対して輸出国が賦課するすべての輸出税、輸出関税その他の手数料が含まれている場合、減算する。

(d) 構成輸出価格の追加的調整

この条の適用において、構成輸出価格を確定するために使われる価格は、次のものも減算する。

- (1) 生産者若しくは輸出者若しくは関係を有する合衆国内の売手により、又は、これらの者の

ために、対象商品（又は付加価額が付けられた対象商品）の販売に対して一般的に課される次の費用の額

- (A) 合衆国内で対象商品を販売するための手数料
- (B) 当該販売に伴う、販売に直接に関係する信用費用、保証費用、事後保障費用等の費用
- (C) 売手が買い手の代わりに支払う販売費用
- (D) (A)、(B)又は(C)に基づき減算されない販売費用

(2) (e)に規定する状況の場合を除き、更なる製造又は組み立ての費用（追加的な原材料及び労働を含む）。

(3) (1)及び(2)に規定する費用に配分される利益。

(e) 輸入後に付加価値が付けられる商品のための特別規則

対象商品が輸出者又は生産者と関係を有する者により輸入され、当該関係を有する者により合衆国内で付加された価値が対象商品の価額を実質的に超える場合、行政当局は、比較のための合理的な基礎を提供するために十分な量の販売があり、行政当局が当該販売の使用が適当であると決定するときは、次の価格のいずれかにより、当該対象商品の構成輸出価額を決定しなければならない。

(1) 当該輸出者又は生産者から関係を有していない者への同一の対象商品の価格

(2) 当該輸出者又は生産者から関係を有していない者へのその他の対象商品の価格

(1)又は(2)の比較の合理的な基礎を提供する十分な量の販売がない場合又は行政当局がこれらの価格のいずれも適当でないと決定する場合、構成輸出価格をその他の合理的な基礎により決定することができる。

(f) 利益の決定のための特別規則

(1) 総則

(d)(3)の適用において、利益は、実利益の合計に適用可能な率を乗じることにより決定するものとする。

(2) 定義

このサブセクションの適用において、

(A) 適用可能な率

「適用可能な率」とは、合衆国費用の合計を費用の合計により除算することにより決定される率をいう。

(B) 合衆国費用の合計

「合衆国費用の合計」とは、(d)(1)及び(2)に規定する費用の合計をいう。

(C) 費用の合計

「費用の合計」とは、次のカテゴリーの最初に適合するものに規定するすべての費用であって、外国の生産者又は外国の輸出者により又はその代わりに課されるもの及び当該生産者又は輸出者と関係を有する合衆国の売り手により又はその代わりに課されるものをいう。

(i) 合衆国で販売される対象商品及び輸出国で販売される外国同種産品に課される費用で、行政当局が、正常価額及び構成輸出価格の確定の目的のために当該費用を要求するもの。

(ii) 合衆国及び輸出国で販売されるもっとも狭いカテゴリーの商品（対象商品を含む。）に課される費用。

(iii) すべての国で販売される最も狭いカテゴリーの商品（対象商品を含む。）に課される費用。

(D) 実利益の合計

「実利益の合計」とは、(C)に基づき費用の合計を決定するため、商品と同じものの販売に関し、(C)に規定する外国の生産者、輸出者又は関係を有する者が取得する利益の合計をいう。

第 773 条 正常価額

(a) 決定

この編において対象商品が公正価額未満で販売され又は販売される見込みがあるか否かを決定する場合、輸出価格、構成輸出価格及び正常価額の間で公正な比較を行うものとする。輸出価格又は構成輸出価格との公正な比較を達成するために、正常価額は、次により決定するもの

とする。

(1) 正常価額の決定

(A) 総則

対象商品の正常価額は、第 772 条(a)又は(b)に基づき輸出価格又は構成輸出価格を決定するために使用される販売の時点に合理的に対応する時点における (B) に規定する価格とする。

(B) 価格

(A) に規定する価格は、

(i) 外国同種産品が、通常の商業量で、通常の商取引において、かつ、可能な限り、輸出価格又は構成輸出価格と同一の取引の段階において、輸出国において消費のために最初に販売（又は販売がない場合は、販売の申し出）された価格、又は

(ii) (C) が適用される場合、外国同種産品が、輸出国又は合衆国以外の国で消費のために上記と同様に販売（又は販売の申し出）が行われた価格。ただし、次の場合に限る。

(I) 当該価格が代表的であり、

(II) 当該輸出者又は生産者により、当該その他の国で販売された外国同種産品の合計数量（数量が適当でない場合、価額）が、合衆国において又は合衆国への輸出のために販売された合計数量（又は価額）の 5% 以上であり、かつ、

(III) 行政当局が、当該その他の国における特定の市場環境が輸出価格又は構成輸出価格との適切な比較を妨害しているとの決定を行わない

(C) 第三国での販売

このサブパラグラフは、次のいずれかの場合に適用する。

(i) (B) (i) に規定する外国同種産品の輸出国における消費のための販売（又は販売の申し出）がない場合。

(ii) 輸出国で販売された外国同種産品の合計数量（数量が適当でない場合、価額）が、合衆国への対象商品の販売との適正な比較を行うには不十分であると行政当局が決定する場合。

(iii) 輸出国における特定の市場環境が輸出価格又は構成輸出価格との適切な比較を許していない場合。

(ii) の適用において、輸出国で販売される外国同種産品の合計数量（数量が適当でない場合、価額）は、当該数量（又は価額）が対象商品の合衆国への販売合計数量（又は価額）の 5% 未満である場合、通常、不十分であると判断されるものとする。

(2) 架空の市場

仮装された販売又は販売のための申し出及び架空の市場を確立するための販売又は販売のための申し出は、正常価額の決定に際して考慮に入れてはならない。アンチダンピング関税命令の発出後、輸出国において異なる形式の外国同種産品の販売（販売がない場合、販売の申し出）が行われ、これにより価格面の異なる動きが発生する場合、行政当局は、当該価格面の動きにより正常価額が対象商品の輸出価格（又は構成輸出価格）を上回ることとなる数量を減少させる見込みであるときは、この動きを外国同種産品のための架空の市場の確立についての証拠と判断することができる。

(3) 中間国からの輸出

対象商品が中間国から合衆国へ輸出される場合、正常価額は、当該中間国において決定するものとする。ただし、次の場合、正常価額を対象商品の原産国で決定することができる。

(A) 生産者が販売の時点で対象商品は輸出のために仕向けられていることを知っていた場合。

(B) 対象商品が中間国を通じて単に積み替えられた場合。

(C) 外国同種産品の中間国における販売が(1)(C)の条件を満足しない場合。

(D) 外国同種産品が中間国において生産されていない場合。

(4) 構成価額の使用

行政当局が、対象商品の正常価額を(1)(B)(i)に基づき決定できないと決定する場合、(1)(B)(ii)の規定にかかわらず、対象商品の正常価額は、(e)に基づき決定される当該商品の構成価額とすることができる。

(5) 間接的販売又は販売の申し出

関係を有する者を通じて外国同種製品の販売（販売がない場合、販売の申し出）が行われる場合、当該関係を有する者による販売（又は販売の申し出）が行われた価格を正常価額の決定において使用することができる。

(6) 調整

(1)(B)の価格は、

- (A) すべての容器及び包装の費用並びに対象商品を合衆国への輸送ができる状態にすることに伴うその他のすべてのコスト、手数料、費用等を加算し、
- (B) 次を減算する。
- (i) (1)(B)の価格に含まれている場合、すべての容器及び包装の費用並びに外国同種製品を買い手の配送地点への輸送待ちの状態にすることに伴うその他のすべてのコスト、手数料、費用。
- (ii) (1)(B)の価格に含まれているもので、外国同種製品を輸出国内の元々の発送地から合衆国内の配送地へ移動することに伴うすべてのコスト、手数料及び費用。
- (iii) 外国同種製品又はそのコンポーネントに直接に賦課される税であって、対象商品について払い戻されたもの又は徴収されなかったもの。ただし、当該税が外国同種製品の価格に加えられているか又は含まれている範囲に限る。
- (C) 全面的又は部分的に次の事実等に起因する、輸出価格又は構成輸出価格と(1)(B)の価格の差異（又はその欠如）の額により、加算又は減算する。ただし、この条のその他の規定により許容される差異以外のものに限る。
- (i) 対象商品が合衆国へ販売され又は販売を合意された数量が、外国同種製品が販売され又は販売を合意され又は販売を申し出られた数量よりも、多い又は少ないという事実。
- (ii) 第 771 条⑥(B)又は(C)に規定する商品が正常価額の決定の際に使用されるという事実。
- (iii) その他販売状況の差異。

(7) 追加調整

(A) 取引の段階

(1)(B)の価格は、輸出価格又は構成輸出価格と正常価額の間取引の段階の差異に全面的又は部分的に起因する、輸出価格又は構成輸出価格と(1)(B)の価格の差異（又はその欠如）に対して妥当な許容を認めるために、加算又は減算する。ただし、この条のその他の規定に基づき許容される差異以外のものに限り、取引の段階の差異が次に該当する場合に限る。

(i) 異なる販売活動の実績を含む場合。

(ii) 正常価額が決定される国における取引の段階の異なる販売間の一貫した価格差の類型に基づき、価格の比較可能性に影響すると実証される場合。

第 1 文に規定する場合の調整の額は、正常価額が決定される国における二つの取引の段階の間の価格差に基づくものとする。

(B) 構成輸出価格オフセット

構成輸出価格の取引の段階より進んだ流通段階の取引の段階により正常価額が確定されるものの、入手可能なデータが(A)(ii)に基づき取引の段階の調整を決定するための適当な基礎を提供しない場合、正常価額は、外国同種製品の販売に対して正常価額を決定した国において負担される間接的販売費用の額を減算する。ただし、第 772 条(d)(1)(D)に基づき減算される当該費用の額以内とする。

(8) 構成価額に対する調整

(e)に基づき決定される構成価額は、このサブセクションに従って適宜調整することができる。

(b) 生産費用未満の販売

(1) 決定；無視される販売

正常価額の決定のための検討対象である外国同種製品が当該製品の生産費用未満の価格で販売されていると信じ又は疑う合理的な根拠を有する場合、行政当局は、当該販売が実際に生産費用未満の価格で行われているか否かを決定しなければならない。行政当局が、生産費用未満の販売は、

(A) 長い期間にわたって、実質的な数量で行われ、かつ、

(B) 合理的な期間内にすべてのコストの回収を可能にする価格による

と決定する場合、当該販売は正常価額の決定において無視することができる。当該販売が無視される場合はいつも、正常価額は、通常の商取引での外国同種製品のその他の販売に基づかなければならない。当該通常の商取引でのその他の販売がない場合、正常価額は、当該商品の構成価額に基づかなければならない。

(2) 定義及び特別規則

このサブセクションの適用において、

(A) 信じ又は疑う合理的な根拠

次の場合、外国同種製品が当該製品の生産費用未満の価格で販売されていると信じ又は疑う合理的な根拠がある。

(i) 第 732 条に基づき開始される調査又は第 751 条に基づき実施される再審査において、第 771 条(9)の(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)の利害関係者が、確認した価格又は構成価格若しくは構成費用に基づき、正常価額の決定のための検討対象である外国同種製品が当該製品の生産費用未満の価格で販売されたとの情報を提供する場合。

(ii) 個別の輸出者に関する第 751 条に基づき実施する再審査であって、行政当局が、(1)にしたがって、当該調査において（再審査が終了している場合、最後に終了した再審査において）当該輸出者の販売の一部又は全部を無視した場合。

(B) 長い期間

「長い期間」とは、通常 1 年とし、6 月未満となることはない。

(C) 実質的数量

次の場合、実質的数量による生産費用未満の価格での販売が行われたものとする。

(i) 当該販売の数量が正常価額の決定のための検討対象となる販売の数量の 20%以上である場合。

(ii) 正常価額の決定のための検討対象となる販売の単価当たりの加重平均が当該販売の単位当たりの生産費用の加重平均未満である場合。

(D) 費用の回収

販売の時点において単位当たりの生産費用未満である価格が調査又は再審査の期間の単位当たりの生産費用を超えている場合、当該価格は、合理的な期間内の費用の回収に備えるものと判断するものとする。

(3) 生産費用の計算

このサブタイトルの適用において、生産費用は、次の合計に等しい額とする。

(A) 外国同種製品を通常の業務運営手法に基づき生産することのできる通常の期間内の、原材料、組み立て又は外国同種製品の生産に用いられるその他のすべての処理の費用

(B) 当該輸出者による外国同種製品の生産及び販売に関する実際のデータに基づく販売費用及び一般管理費用の額

(C) すべての容器及び包装の費用並びに外国同種製品を輸送ができる状態にすることに伴うその他のすべてのコスト、手数料、費用等を加算し、

(A)の適用において、正常価額が輸出国以外の国での消費のために販売された外国同種製品の価格に基づく場合、当該原材料又はその処理に対して課されている輸出国の内国税で、輸出に当たって還付され又は戻税の対象となるものには関係なく、原材料のコストが決定されるものとする。

(c) 非市場経済国

(1) 総則

行政当局は、次の場合、対象商品の正常価額を当該商品の生産に利用される生産要素の価額に基づいて決定し、これに一般的費用及び利益に容器、包装その他の費用を加えたものの額を加算するものとする。(2)に規定する場合を除き、生産要素の評価は、行政当局が適当と認める市場経済国における当該要素の価額に関する最良の入手可能な情報に基づくものとする。

(A) 対象商品が非市場経済国から輸出され、かつ、

(B) 行政当局が、入手可能な情報では(a)に基づき決定されるべき対象商品の正常価額が決められないと決定する場合、

(2) 例外

入手可能な情報が(1)に基づいて対象商品の正常価額を決定するために、不十分であると行

政当局が決定する場合、行政当局は、

- (A) 対象商品と比較可能な商品であり、かつ
- (B) 当該非市場経済国と同等の経済開発水準にある1以上の市場経済国において生産される商品

が、合衆国を含むその他の国で販売される際の価格に基づいて、正常価額を決定しなければならない。

(3) 生産要素

(1)の適用において、商品の生産に利用される生産要素は次のものを含むものとするが、これに限らない。

- (A) 必要な労働時間
- (B) 使用される原材料の数量
- (C) 消費されるエネルギーその他の水光熱費の額
- (D) 償却等の代表的な資本費用

(4) 生産要素の評価

行政当局は、(1)の生産要素の評価に当たり、可能な限り、次に該当する1以上の市場経済国の生産要素の価格又は費用を利用しなければならない。

- (A) 当該非市場経済国と同等の経済開発水準にある国であり、かつ、
- (B) 同等の商品の重要な生産国

(d) 特定の多国籍企業のための特別規則

この編の調査の過程において、行政当局が、

- (1) 合衆国へ輸出される対象商品が、調査対象国とは別の国に所在する、外国同種製品の生産のためのその他の生産施設も直接又は間接に所有し、又は管理する人又は企業により、直接又は間接に所有され又は管理される施設で生産されており、
- (2) (a)(1)(C)が適用され、かつ、
- (3) 輸出国以外の1以上の施設で生産される外国同種製品の正常価額が輸出国に所在する施設で生産される外国同種製品の正常価額より高い

との決定を行う場合、行政当局は、輸出国以外の1以上の施設から実質的量で販売される外国同種製品の正常価額を参照した上で、対象商品の正常価額を決定しなければならない。行政当局は、このパラグラフに基づく決定を行う場合、輸出国以外の施設の外国同種製品の生産費用（税、労働、原材料及び一般管理の費用を含む）と輸出国の施設の外国同種製品の生産費用の差が十分に実証されるときは、当該差異を調整しなければならない。このサブセクションの適用において、輸出国以外の国で生産される外国同種製品の正常価額を決定する際には、行政当局は、輸出国からの輸出の時点の価格を決定し、すべての容器及び包装の費用並びに対象商品を合衆国への輸送ができる状態にすることに伴うその他のすべてのコスト、手数料、費用についての(a)に基づき要求される調整を、輸出国における当該費用を斟酌した上で、行わなければならない。

(e) 構成価額

この編の適用において、輸入商品の構成価額は、次の合計に等しい額とする。

- (1) 当該商品の生産に用いられるすべての種類の原材料及び組み立て並びにその他の処理の費用で、通常の業務運営の過程で商品を製造するために通常必要な期間内のもの、
- (2)(A) 外国同種製品を通常の業務運営の過程で当該外国内での消費のために生産し、販売するために、調査又は再審査の対象である特定の輸出者又は生産者が負担し得た販売費用、一般管理費用及び利益の実際の額、
- (B) (A)の額に関する実際のデータが入手不可能な場合、
 - (i) 対象商品と同じ一般的なカテゴリーの製品である商品を当該外国での消費のために生産し、販売するために、調査又は再審査の対象である特定の輸出者又は生産者が負担し得た販売費用、一般管理費用及び利益の実際の額、
 - (ii) 外国同種製品を通常の商取引において当該外国内での消費のために生産し、販売するために、調査又は再審査の対象である輸出者又は生産者（上記(i)の輸出者又は生産者以外の者）が負担し得た販売費用、一般管理費用及び利益の実際の額の加重平均、又は
 - (iii) その他の合理的な方法に基づく販売費用、一般管理費用及び利益の額。ただし、利益として許される額は、対象商品と同じ一般的なカテゴリーの製品である商品を当該外

- 国での消費のために生産し、販売するために、通常輸出者又は生産者（上記(i)の輸出者又は生産者以外の者）が設定する額を超えてはならない。及び
- (3) すべての（その性状にかかわらず）容器及び包装の費用並びに対象商品を合衆国への輸送ができる状態にすることに伴うその他のすべてのコスト、手数料、費用
- (1)の適用において、原材料のコストは、当該原材料から生産される対象商品の輸出に伴って還付され、払い戻される、当該原材料又はその使用に対して課される輸出国の内国税には関係なく決定するものとする。
- (f) 生産費用の計算及び構成価額の計算のための特別規則
- (b)及び(e)の適用において、
- (1) 費用
- (A) 総則
- 費用は、通常、対象商品の輸出者又は生産者の記録に基づいて計算する。ただし、当該記録が、輸出国（又は適当な場合、生産国）で一般的に認められている会計原則に従って行われており、対象商品の生産及び販売に関する費用を合理的に反映するものでなければならぬ。行政当局は、費用の適正な配分に関するすべての入手可能な証拠を検討する。輸出者又は生産者により、特に、無形固定資産及び有形固定資産の適当な償却期間の設定並びに資本支出、その他の開発費についての引当金の設定について、伝統的な配分方法が使用されている場合、時機を失することなく証拠が提供されるのであれば、これを含めるものとする。
- (B) 経常外費用
- 現在若しくは将来又はその両方における生産に資する経常外費用についても、適宜、費用の調整を行うものとする。
- (C) 立ち上がり段階の費用
- (i) 総則
- 調査又は再審査の対象となる期間内に負担する費用が立ち上がり段階の操業により影響される事態においては、適宜、費用の調整を行うものとする。
- (ii) 立ち上がり段階の操業
- 次の場合にのみ、立ち上がり段階の操業についての調整を行う。
- (I) 生産者が新しい生産施設を使用している場合又は実質的に追加的な投資が必要な新製品を生産している場合。
- (II) 商業生産の初期段階に関する技術的要素により生産水準が制限されている場合。
- (II)の適用において、商業生産の立ち上がり段階は、立ち上がり初期期間の終了と同時に終了する。生産水準が制限されているかないかの決定に当たっては、行政当局は、需要、季節、ビジネス・サイクル等の処理される生産量に影響し得る、立ち上がり段階の操業には関係のない要素を検討しなければならない。
- (iii) 立ち上がり段階の操業のための調整
- 立ち上がり段階の操業のための調整は、初期期間内に負担する単位生産費用を初期期間の終了時点での商品の単位生産費用に置き換えることにより行う。初期期間が調査又は再審査の期間以上に継続する場合、行政当局は、調査又は再審査の終了時期を遅延させることなく、合理的に入手し、分析し、検証することができる最新の生産費用のデータを使用しなければならない。このサブパラグラフの適用において、初期期間は、関係する商品、生産者又は企業に特徴的な商業生産水準が達成された時点で終了するものとする。
- (2) 無視される取引
- 関係を有する者の間の直接又は間接の取引は、検討が必要とされている価額の要素についての場合で、その要素を代表する額が検討対象である市場の検討対象である商品の販売に通常反映される額を正当に反映するものではないときには、無視することができる。前文に基づき取引が無視され、検討すべき取引がない場合、当該額の決定は、取引が関係を有していない者の間で発生したときに予想される額についての入手可能な情報に基づかなければならない。
- (3) 主要な投入についての規則
- 関係を有する者の間の取引であって、同者のうちの一人が商品の主要な投入原料の生産に

関係する場合であって、当該投入原料の価額を代表する額が当該投入原料の生産費用より小さいと信じ又は疑う合理的な理由を有する場合、行政当局は、当該主要な投入原料の価額を当該生産費用に関する入手可能な情報に基づいて決定することができる。ただし、その額が(2)に基づき決定されるであろう、当該投入原料の価額より大きい場合に限る。

第 773A 条 通貨の換算

(a) 総則

この編のアンチダンピング手続において、行政当局は、対象商品の販売の時点で有効な換算率を用いて、外国通貨を合衆国ドルに換算しなければならない。ただし、先物相場における通貨取引が検討対象である輸出価格に直接に連携している場合は、外国通貨を換算するためには、先物販売合意で指定された換算率を使用しなければならない。換算率の一時的な変動は無視する。

(b) 外国通貨の持続的な変化

サブタイトルBの調査において、合衆国ドルに対する外国通貨の価値が持続的に変化している場合、行政当局は、輸出者が当該持続的な変化を反映させるためにその輸出価格を調整するため最低 60 日の猶予を与えなければならない。

第 774 条 公聴会

(a) 調査公聴会

(1) 総則

(2)に規定する場合を除き、行政当局及び委員会は、それぞれ、第 705 条又は第 735 条に基づく最終決定を行う前に調査の過程において、調査の当事者の要請に基づいて、公聴会を開催しなければならない。

(2) 例外

同一の国からの同一の商品に関してサブタイトルA及びサブタイトルBに基づく調査が相互に 6 か月以内に開始されている場合（ただしいずれか一方の最終決定が行われる前において）一方の調査の過程において委員会が開催する公聴会は、両方の公聴会について(1)を満足させるものとみなす。ただし、委員会が特別な事情により双方の調査の過程においてそれぞれ公聴会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。このパラグラフに基づき公聴会の開催が行われない調査において、委員会は、当事者が適切と認める追加の意見書の提出を認めるものとする。

(b) 手続

この編に基づいて要求され又は認められる公聴会は、官報に告示が公表された後に行わなければならない。また公聴会の記録の謄本を作成し公衆の利用に供さなければならない。公衆会は合衆国法典第 5 編第 5 章サブチャプターIIの規定又は同編第 702 条に従うことを要しない。

第 775 条 手続の中で発見される相殺可能な補助金慣行

この編に基づく手続の中で、行政当局が相殺関税提訴の中で申し立てられた事項には含まれてはいないが、相殺可能な補助金と思われる慣行を発見する場合又は行政当局が通商代表からある補助金若しくは補助金計画が補助金協定第 8 条違反であるとの通知を受けた場合、行政当局は、

(1) 当該慣行、補助金又は補助金計画が当該手続の対象である商品に関して相殺可能であると思われるときには、当該慣行、補助金又は補助金計画を当該手続の中に含めることとする。

又は

(2) 当該慣行、補助金又は補助金計画がその他の商品に関して相殺可能であると思われるときには、当該慣行、補助金又は補助金計画に関する情報（秘密情報以外のもの）を第 777 条(a)(1)に基づき維持される資料室に送付する。

第 776 条 入手可能な事実に基づく決定

(a) 総則

次の場合、行政当局及び委員会は、第 782 条(d)に従い、この編に基づき適用可能な決定を行うに当たって、その他の手段により入手可能な事実を使用することができる。

(1) 記録中に必要な情報が入手可能でないか、又は

- (2) 利害関係者又はその他の者が
 - (A) この編に基づき行政当局又は委員会が要求した情報を保持し、
 - (B) 第 782 条(c)(1)及び(e)に従って、当該情報の提出期限までに又は要求された形式及び方法で提出することができず、
 - (C) この編の手續を著しく妨害し、若しくは
 - (D) 当該情報を提供したものの、第 782 条に規定する検証を行うことができない
- (b) 好ましくない推理
行政当局又は委員会（場合に応じ）からの情報提供要請に対し可能な限り適応するために行動しないことにより利害関係者が協力することができないと行政当局又は委員会が決定する場合、行政当局又は委員会（場合に応じ）は、この編に基づき適用可能な決定を行うために、その他の手段により入手可能な事実を選択するに当たり、当該関係者の利益に対し好ましくない推理を使用することができる。当該好ましくない推理とは、次のものから引き出された情報に対する依拠を含む。
 - (1) 提訴
 - (2) この編に基づく当該調査における最終決定
 - (3) 過去のいずれかの第 751 条の再審査又は第 753 条の決定
 - (4) 記録に入れられたその他の情報
- (c) 二次情報の確認
調査又は再審査の進行中に得られた情報ではなく、二次情報に依拠しようとする場合、行政当局又は委員会（場合に応じ）は、実行可能な限り、合理的に自己裁量的である独立した情報源からの情報を確認しなければならない。

第 777 条 情報の利用権

- (a) 一般に利用しうるようになされた情報
 - (1) 公開情報機能
外国の補助金慣行及び相殺関税措置に関する資料館を設立するものとする。この資料館における資料の謄本は、その謄本を作成するための費用を支払って公衆が入手しうるようにななければならない。
 - (2) 調査の進展についての通知
行政当局及び委員会は、要求に基づいて随時、調査の当事者に当該調査の進展を通知しなければならない。
 - (3) 他方当事者不在の会議
行政当局及び委員会は、次に掲げる者の間で行われた他方当事者不在の会議で当該手續に関する情報が提供され、又は当該情報について討議されたときは、会議の記録を保持しなければならない。
 - (A) 利害関係者又は調査に関係ある事実についての情報を提供するその他の者
 - (B) 当該調査に関連して、当該決定を行うことの責任を有する者又はその者に最終的勧告を行うことの責任を有する者他方当事者不在の会議の記録には会議に出席した者の身分、会議の日時、場所及び討議又は提出された事項の要約が含まれなければならない。他方当事者不在の会議の記録は当該手續記録に含まれなければならない。
 - (4) 要約；非秘密情報
行政当局及び委員会は、次のものを公開しなければならない。
 - (A) 特定の者の活動を想起することが不可能な形式で、又は特定の者の活動であると確認するために用いられることが不可能な形式で公開される場合の、手續の過程で受領された情報
 - (B) 提出した者によって秘密として指定されていない、ある手續に関連して提出された情報
- (b) 秘密情報
 - (1) 秘密性の保持
 - (A) 総則
(a)(4)(A)及び(c)に規定する場合を除き、情報の提供者が秘密と指定して行政当局又は委員会に提供した情報は、情報提供者の同意なしには他の者に開示してはならない。ただし、

次の場合を除く。

- (i) 行政当局又は委員会の担当官又は職員であつて、情報が提供された調査の実施又は同じ対象商品に関するこの編に基づく再審査に直接に関係する者に対する開示
- (ii) この編に基づく詐欺行為の調査の実施に直接に関係する関税庁の担当官又は職員に対する開示

(B) 追加の要求

行政当局及び委員会は、秘密としての取扱を要求する情報に対して、次のものを添付するよう要求しなければならない。

(i) 次のいずれか。

- (I) 秘密として提供された情報の内容についての合理的な理解を許容する程度に十分に詳細な秘密でない要約
- (II) 要約することが不可能とすることを支持する理由書を添付した要約不可能とする書面

(ii) 次のいずれか。

- (I) (c)に従つて、行政当局又は委員会が行政保護命令に基づき秘密として提供された情報を開示することを認める書面
- (II) 企業秘密情報は、行政保護命令に基づき開示してはならないものであるとする、行政当局又は委員会に対する書面

(2) 不当な指定

行政当局又は委員会が当該情報の性質及び範囲又は一般からの入手可能性に基づいて情報の秘密扱いの指定が不当であると認めた場合、当該情報を提供した者に通知して、指定の理由の説明を要求しなければならない。この者が行政当局又は委員会にその指定が正当であることを説得できず、又はその指定を撤回しない場合、行政当局又は委員会（場合により）は、当該情報を提出した当事者にこれを返却しなければならない。行政当局又は委員会が情報提出者にこれを返却したときは、その者は、返却された資料に関する別の資料をその後提出することができる。ただし、当該資料提出のために定められた期限内に提出される場合に限る。

(3) 第 751 条再審査

(1)の規定にかかわらず、第 751 条(b)又は第 751 条(c)に基づく再審査に関連して行政当局又は委員会に提出された情報で、情報提出者から秘密として指定されたものは、再審査の結果が、第 751 条(d)に基づき、命令又は決定の撤回（又は停止された調査の取り止め）にいたる場合、当該情報が元々提出された官庁にあっては、同じ対象商品を取り扱う提訴に基づく調査で、当該撤回又は取り止めの後 2 年以内に開始されたものにおいて、使用することができる。

(c) 保護命令に基づく一定の秘密情報の限定的公開

(1) 行政当局又は委員会による公開

(A) 総則

要求する情報を一般的な形で記載し、かつその要求の理由を示した申請書の受理に基づいて（要求された情報の受理前又は受理後において）、行政当局及び委員会は、調査の過程において、提出され、又は入手したすべての業務上の秘密情報（守秘特権付情報、機密扱い情報及び開示から除外する明白で強制的必要のある種類の情報を除く。）を、調査の過程で提出された時期にかかわらず、提出された (B) に規定する保護命令に基づいて当該調査の当事者である利害関係者が入手できるようにしなければならない。第 705 条(b)又は第 735 条(b)に基づく決定を必要とする調査において得られた消費者の名称は、第 706 条(a)若しくは第 736 条(a)に基づく命令が公告され、又は当該調査が終了若しくは停止するまで、保護命令に基づき行政当局により開示されてはならない。委員会は、保護命令に基づく消費者の名称の開示をいかなる調査においても、第 774 条に基づく公聴会以前で、合理的な期間延期することができる。

(B) 保護命令

それに基づいて情報が閲覧に供せられる保護命令には行政当局又は委員会が規則によって適当と認める要件が含まなければならない。行政当局及び委員会は、行政当局及び委員会が適当と認める制裁（これらの機関での弁護士活動の資格の剥奪を含む）を規則によって定めなければならない。

(C) 決定の時間制限

行政当局及び委員会は、事情に応じ、次のいずれの期間内、このパラグラフに基づく情報の入手を可能とさせるか決定しなければならない。

(i) 当該情報を入手後 14 日（第 703 条(a)又は第 733 条(a)に基づく手続に関して提出されたものは 7 日）以内

(ii) 次のいずれかの場合は、当該情報を入手後 30 日（第 703 条(a)又は第 733 条(a)に基づく手続に関して提出されたものは 10 日）以内

(I) 当該情報を提供した者がその公開に異議を申し立てた場合

(II) 当該情報が、異常に膨大又は複雑な場合

(D) 決定後の有効性

(C)に基づく決定が肯定的であった場合、

(i) 行政当局及び委員会に決定の日より前に提出された業務上の秘密は保護命令の条件に従い、当該決定の日に入手可能とされなければならない。

(ii) 行政当局及び委員会に決定の日後前に提出された業務上の秘密は、(d)に基づき送達される。

(E) 開示の不履行

行政当局へ情報を提供した者が、行政当局が(B)に規定する保護命令により提供することを決定した業務上の秘密情報の開示を拒む場合、行政当局は当該情報及びその秘密でない要約を、当該情報及び要約を提供した者へ返却し、これらを考慮しないものとする。

(2) 裁判所命令に基づく公開

行政当局が(1)に基づく情報の要求を拒絶した場合、行政当局又は委員会に対して当該情報を利用しうるようにすることを指示する命令を合衆国関税裁判所¹²に申請することができる。当該調査のすべての当事者への通知及び記録に残される審理の機会を与えた後に裁判所は、適当と認める条件に基づいて、行政当局又は委員会に対して前段において記述した要求された情報のすべて又は一部を保護命令に基づいて利用しうるようにすることを指示し、かつこの命令の違反に対する制裁を定めた命令であって調査を停止又は中断する効果を有しないものを発することができる。ただし、裁判所が裁判所の訴訟手続に適用される基準に基づいてこの様な命令が正当であることを認め、かつ次のことを認めた場合に限り。

(A) 行政当局又は委員会が(b)(1)に基づく情報の利用権を拒否したこと、

(B) 自らのために当該情報を要求した者が当該情報が取得され又は明らかにその調査の当事者であるところの利害関係者であること。及び

(C) 当該要求に係る情報を提出した当事者が審理に先立って、この条に基づいてなされた要求に関する通知を受け、かつ出廷して審理を受ける権利に関する通知を受けていること。

(d) 送達

調査の過程において、書面による情報（業務上の秘密情報を含む。）を行政当局又は委員会へ提出した関係者は、当該情報が保護命令の対象となっている場合、同時に、調査における当事者であるすべての利害関係者へ送達しなければならない。行政当局又は委員会は、送達の証明が添付されていない当該情報を受理しないものとする。業務上の秘密情報は調査における当事者である利害関係者で保護命令の対象となっている者にのみ送達しなければならない。ただし、その秘密でない要約は調査における当事者である他のすべての利害関係者に送達しなければならない。

(f) 合衆国カナダ協定又は USMCA に基づき発せられた保護命令に基づく秘密情報の開示

(1) 保護命令の発給

(A) 総則

この編に基づく決定についての再審査が、合衆国カナダ協定第 1904 条若しくは USMAC 第 10.12 条に基づき二国間小委員会に対し又は合衆国カナダ協定付属書 1904.13 若しくは USMAC 第 10 章に基づき特別審査委員会に対し、要求された場合、行政当局又は委員会は、適当なときは、(2)に規定する保護命令により認められた者が、問題の調査の過程で作成された行政記録中のすべての秘密事項を入手可能とすることができる。行政当局又は委員会は、問題の調査の行政記録中のある文書又は文書の一部を特権であると主張し、二国間小

¹² 訳注：「合衆国関税裁判所」は「合衆国国際貿易裁判所」に改正すべきもの

委員会又は特別審査委員会が文書又はその一部の秘密取調べ又は限定的な開示が合衆国の法律に基づき要請されていると認定した場合、行政当局又は委員会は、適当なときは、当該文書又はその一部のアクセスを当該小委員会又は委員会が情報の請求に関し、特定した認められた者に限定することができ、当該者に(2)に規定する保護命令に基づきアクセスを得ることを求めることができる。

(B) 認められた者

このサブパラグラフにおいて「認められた者」とは次の者をいう。

- (i) 事案により、二国間小委員会又は特別審査委員会の委員、適当な職員及びその事務局長
- (ii) 小委員会又は委員会手続における当事者の弁護人及び雇用者並びに当該弁護人の命令及び支配に服する者
- (iii) 行政当局又は委員会により開示が USMAC 第 19 章に基づく特別審査委員会の開催又は当該協定に関し、通商代表に対する勧告の作成に必要であるとして、指名された合衆国政府の職員及び雇員。
- (iv) (第 516A 条(f)(9)に定義する)自由貿易地域の他の政府の職員及び雇員であつて、開示が USMAC 第 19 章に基づく特別審査委員会の開催に関係する決定を行うために、必要であるとして、当該国の認められた機関により指名された者

(C) 再審査

保護命令に基づく、資料の開示又は非開示に関する行政当局又は委員会により行われた決定は司法審査の対象とはならず、合衆国のいかなる法廷も、職務執行令状その他の形式で、当該決定の法律問題又は事実問題の再審査を行う権限又は管轄権を有しない。

(2) 保護命令の内容

このサブセクションに基づき発給される保護命令は、行政当局又は委員会が規則により、適当であるとして、定めることのできる様式により、かつ、必要な事項を含まなければならない。行政当局又は委員会は、このパラグラフに基づく規則が、二国間小委員会（特別審査委員会を含む。）の手続における協力のための機会を、二国間小委員会による再審査に服さない行政当局又は委員会の決定の司法審査のための可能であるもの同等に、与えるように明白に定めることを確保する。

(3) 禁止される行為

何人も、このサブセクションに基づき発給される保護命令の条項を侵害し、侵害をあり、若しくは情を知って侵害を構成する情報を入手し、又は衆国カナダ協定第 1904 条若しくは USMAC 第 10.12 条に基づく二国間小委員会若しくは特別審査委員会による再審査における秘密事項の保持についての（第 516A 条(f)(9)に定義する）自由貿易地域の認められた機関との間の合意の条項を侵害し、侵害をあり、若しくは情を知って侵害を構成する情報を入手することは不法行為とする。

(4) 保護命令の侵害に対する制裁

合衆国メキシコカナダ協定実施法第 412 条(b)に基づき二国間小委員会若しくは特別審査委員会の判事に指名された者を除き、適当な、通知及び合衆国法典第 5 編第 554 条に従って聴聞についての機会が与えられた後、行政当局又は委員会により、パラグラフ(3)によって禁止される行為を犯したと認定された者は、合衆国に対する制裁金のに処されるとともに、その他の行政当局又は委員会が適当と認める行政制裁（行政当局又は委員会へ出頭する業務からの排除を含むがこれに限定されない。）に処される。制裁金の額は各侵害につき 10,000 ドルを超えないものとする。連続するそれぞれの日の侵害は個別の侵害を構成するものとする。当該制裁金の額その他の制裁は、（第 516A 条(f)(9)に定義する）自由貿易地域の認められた機関に属する者による合意の侵害、侵害のあり、若しくは当該情報が侵害により開示されたことを知っての情報の入手により行政当局が課すときを除き、行政当局又は委員会の書面による通知により課される。

(5) 制裁の再審査

(4)に基づき、制裁された者は、合衆国国際貿易裁判所に制裁を命じる命令の日から 30 日以内に不服申立てを行い、同時に当該申立ての写を書留郵便で行政当局又は委員会（の適当な方）へ送付することにより、当該制裁の再審査を受けることができる。行政当局又は委員会は、ただちに、当該裁判所へ、認定された合衆国法典第 28 編第 2112 条に規定する当該侵害

に認定又は当該課された制裁に関する認証された記録を提出する。行政当局又は委員会の当該認定及び命令は、法廷により、当該認定及び命令が合衆国法典第5編第706条(2)に規定する十分な証拠により裏付けられていないと認定された場合に限り破棄される。

(6) 制裁の執行

行政制裁を課す命令が最終的、かつ不服申立ての出来ないものになり、又は合衆国国際貿易裁判所の行政当局又は委員会を支持する最終判決が発効した後に、ある者が、制裁金の査定額を支払わず、又はその他の行政制裁に従わない場合、当該制裁を執行するための決定を当該法廷に申し立てることができる。当該決定において、制裁を課す最終命令の合法性及び妥当性は再審査の対象とはならない。

(7) 証拠及び記録の提出

(A) 情報入手の授権

聴聞を実施し、このサブセクションに基づく他の機能及び義務を遂行するため、行政当局若しくは委員会又はこれらの正当に認められた職員は、

(i) いかなる個人、パートナーシップ、会社、協会、団体その他の者の保管する適切な文書又は記録を閲覧し複写する権利をもつものとする。

(ii) 証人を喚問し、証拠を採用し及び宣誓を執行する。

(iii) 個人又は団体に適切な文書、帳簿又は記録の提出を求めることができる。

委員会の委員及び行政当局によりそのために指名された者は召還令状に署名することができ、行政当局及び委員会の委員及び職員は、適当であると、行政当局又は委員会から認められた場合、宣誓及び確約を執行し、証人を尋問し、証拠を採用し、並びに証拠を受理することができる。

(B) 証人及び証拠

(A)に基づき、喚問されることが認められた証人の出席及び命令された文書の証拠の提出は、合衆国のいかなる場所からでも聴聞のために指定された場所で認められる。(A)に基づく召還令状の違反の場合、いかなる合衆国の裁判所又は属領裁判所に証人の出頭及び証言並びに証拠の提出を求める命令を申請することができる。当該法廷は、当該審理の遂行する管轄権の範囲内でいかなる個人、パートナーシップ、会社、協会、団体その他の者へ発せられた召還令状の命令不遵守又は服従の拒否の場合でそのように命令し、若しくは証拠をえることが問題の事項に関係するとき、当該個人又は団体に、行政当局又は委員会に出頭し、又は文書の証拠を提出する命令を発することができる。当該法廷命令の服従の不履行は当該法廷により法廷侮辱罪として処罰されることができる。

(C) 職務執行令状

(B)に規定するすべての法廷は、このサブセクションの規定又はこれに基づく行政当局及び委員会の命令の遵守を命じる職務執行令状を発する管轄権を有する。

(D) 宣誓証言

このサブセクションに基づく他の機能及び義務を遂行するため、行政当局及び委員会は、証言を宣誓証言として行うように命令することができる。当該宣誓証言は行政当局及び委員会の認め、宣誓を執行する権限を有する者の前で行う。当該証言は、宣誓した者により、又はその指示のもとに書面化され、宣誓のもと署名されなければならない。いかなる個人、パートナーシップ、会社、協会、団体その他の者も、このパラグラフが規定するよう行政当局及び委員会の前で証人が証言又は文書の証拠の提出を強制されるのと同じ方法で証言若しくは宣誓又は文書の証拠の提出を強制されることができる。

(E) 証人の日当及び旅費

行政当局及び委員会に召還された者は、合衆国の法廷での証人に支給されるものと同額の日当及び旅費を支給される。

(g) 保護命令の侵害及び制裁に関する情報

行政当局及び委員会は、書状、非難の私信、和解協定及び調査に関して作成された文書及びファイル並びに(c)又は(d)に基づき発せられた保護命令の侵害又は侵害の可能性を含む行為の開示を行わないことができ、当該情報は合衆国法典第5編第552条(b)(3)に規定する情報として取り扱われる。

(h) 消費者及び産業上の使用者のための意見提出の機会

行政当局及び委員会は、対象商品の産業上の使用者に対し、また、商品が小売水準で販売さ

れるときは、代表的な消費者団体に対し、ダンピング又は相殺可能な補助金に関して行政当局に、ダンピング又は補助金付輸入を理由とする実質的損害に関して委員会に、関連情報を提供するための機会を提供しなければならない。

(i) 決定の公開；最終決定の要件

(1) 総則

行政当局が第 702 条若しくは第 732 条に基づき調査を開始するか否かを決定する場合又は行政当局若しくは委員会が第 703 条若しくは第 733 条の仮決定、第 705 条若しくは第 735 条の最終決定、第 751 条の再審査の仮決定若しくは最終決定、この編に基づく調査を停止する決定若しくは第 753 条の決定を行う場合は、随時、行政当局又は委員会（場合に応じ）は、決定を裏付ける事実及び結論を公開し、官報により決定を公示しなければならない。

(2) 告示又は決定の内容

(1)に基づき公開される告示又は決定には、次のうち、適用可能なものを含むものとする。

(A) 行政当局の決定の場合、

(i) 対象商品の輸出者又は生産者の氏名（氏名の公表が現実的でない場合、対象商品の合衆国への輸出国）

(ii) 税関適用において、対象商品を特定するために十分な対象商品の商品説明

(iii) (I) サブタイトル A 若しくは第 753 条の調査又は相殺関税命令の再審査における最終決定の場合、相殺可能な補助金として確定された額及びその額を確定する上で使用した方法についての十分な説明

(II) サブタイトル B の調査又はアンチダンピング関税命令の再審査の場合、確定された加重平均ダンピング・マージン及びそのマージンを確定する上で使用した方法についての十分な説明

(IV) 決定の主要な理由

(B) 委員会の決定の場合、

(i) 損害決定に関する検討

(ii) 決定の主要な理由

(3) 追加的な最終決定の要件

(2)に規定する要件に加え、

(A) 行政当局は、(1)の最終決定には、当該決定に関するダンピング若しくは相殺可能な補助金の確定又は調査の停止に関する調査又は再審査（場合に応じ）の参加者である利害関係者が行った関連の議論にも言及した、決定の基礎についての説明を含めなければならない。

(B) 委員会は、損害に関する最終決定の中に、対象製品の輸入の数量、価格効果、産業に対する影響に関する調査又は再審査（場合に応じ）の参加者である利害関係者が行った関連の議論にも言及した、決定の基礎についての説明を含めなければならない。

第 777A 条 サンプルング及び平均化；加重平均ダンピング・マージン及び相殺可能な補助金率

(a) 総則

第 772 条に基づき輸出価格（若しくは構成輸出価格）又は第 773 条に基づき正常価額を決定し、第 751 条に基づき再審査を実施するために、行政当局は、

(1) 対象商品の販売数量が相当数あり又は製品の種類数が相当数ある場合、平均化及び統計的に妥当なサンプルングを使用することができる。

(2) 当該商品の価格又は数量に関連して重要でない調整は考慮に入れられないようにすることができる。

(b) 平均及びサンプルの選択

平均及び統計的に妥当なサンプルを選択する権限は、行政当局のみが有するものとする。行政当局は、この条に基づき、使用されるべき輸出者若しくは生産者又は製品のタイプについて、輸出者及び生産者と最大限可能な限り協議しなければならない。

(c) ダンピング・マージンの決定

(1) 総則

第 733 条(d)、第 735 条(c)又は第 751 条(a)に基づき加重平均ダンピング・マージンを決定するに当たり、行政当局は、知りえた対象商品の輸出者及び生産者の個々について、個別の加

加重平均ダンピング・マージンを決定しなければならない。

(2) 例外

調査又は再審査に係る輸出者又は生産者の数が非常に多いため、(1)に基づき個別の加重平均ダンピング・マージンを決定することが現実的でない場合、行政当局は、その審査を

(A) 選択の時点において、行政当局が入手可能な情報に基づき、十分に妥当である輸出者、生産者又は製品のタイプのサンプル、又は

(B) 合理的な審査が可能な輸出国からの対象商品の最大数量を占める輸出者又は生産者に絞ることにより、合理的な数の輸出者又は生産者に対する加重平均ダンピング・マージンを決定することができる。

(d) 公正価額未満の決定

(1) 調査

(A) 総則

サブタイトルBに基づく調査においては、行政当局は、次により、対象商品が合衆国において公正価額未満で販売されているか否かを決定しなければならない。

(i) 同等の商品についての正常価額の加重平均と輸出価格（及び構成輸出価格）の加重平均の比較

(ii) 同等の商品についての個々の取引の正常価額と個々の取引における輸出価格（及び構成輸出価格）の比較

(B) 例外

行政当局は、次の場合、正常価額の加重平均と同等の商品についての個々の取引における輸出価格（及び構成輸出価格）の比較により、対象商品が合衆国において公正価額未満で販売されているか否かの決定をすることができる。

(i) 買い手、地域又は時期により相当に異なる、同等の対象商品についての輸出価格（及び構成輸出価格）のパターンがあり、かつ、

(ii) 行政当局が、(1)(A)(i)又は(ii)に規定する手法を用いて、当該差異を考慮に入れることができない理由を説明する場合。

(2) 第 751 条の再審査において、個々の取引における輸出価格（及び構成輸出価格）を外国同種商品の販売の加重平均と比較するときには、行政当局は、その価格の平均化を、個々の輸出販売の暦月に最も近接して対応する暦月を超えない期間に止めるものとする。

(e) 相殺可能な補助金率の決定

(1) 総則

第 703 条(d)、第 705 条(c)又は第 751 条(a)に基づき相殺可能な補助金率を決定する際には、行政当局は、対象商品の知り得た輸出者又は生産者に対する個別の相殺可能な補助金率を決定しなければならない。

(2) 例外

行政当局が、調査又は再審査に係る輸出者又は生産者の数が多いことを理由として、(1)に基づき個別の相殺可能な補助金率を決定することは現実的でない場合、行政当局は、

(A) 審査を次の輸出者又は生産者に制限することにより、合理的な数の輸出者又は生産者に対する個別の相殺可能な補助金率を決定することができる。

(i) 選択の時点で行政当局が入手することのできる情報に基づき、統計的に妥当と行政当局が決定する輸出者又は生産者のサンプル。若しくは、

(ii) 行政当局が合理的に審査することができると決定する輸出国からの対象商品の最大数量を占める輸出者又は生産者。又は

(B) すべての輸出者又は生産者に適用される単一の国別補助金率を決定することができる。

(A)に基づき決定された個別の相殺可能な補助金率は、第 705 条(c)(5)に基づき「その他すべて」用率を決定するために使用するものとする。

第 778 条 過不足支払いに対する利息

(a) 総則

次に掲げる日以後に消費のために申告され、又は倉庫から倉出しされた商品に関して供託された価額の過不足に対しては、利息が支払われなければならない。

- (1) この編又は第 303 条に基づく相殺関税命令又はアンチダンピング命令の公示の日
 - (2) 1921 年アンチダンピング法に基づく認定の日
- (b) 利率
- (a)に基づいて支払うべき利息の利率は、いかなる期間についても、当該期間について、1954 年内国歳入法典第 6621 条に基づいて設定された利率とする。

第 779 条 戻税の取扱

関税の払戻しに関する法律の適用において、この編に基づく相殺関税又はアンチダンピング関税は、通常の間税として取り扱わないものとする。

第 780 条 ダウンストリーム製品の監視

(a) 監視を求める申立て

(1) 総則

構成部品又はダウンストリーム製品と同種の製品の国内生産者は、行政当局に対し、(b)に基づき監視されるダウンストリーム製品の指定を申し立てることができる。当該申立ては次の事項を特定する。

(A) 当該ダウンストリーム製品

(B) 当該ダウンストリーム製品に組み込まれた構成要素

(C) アンチダンピング関税又は相殺関税の導入が、構成部品の輸出の迂回として当該ダウンストリーム製品の生産及び合衆国への輸出の増加を増加していることを疑う理由

(2) 申立てに関連する決定

(1)に基づいて提出された申立ての受理後 14 日以内に、行政当局は、次の決定を行わなければならない。

(A) ダウンストリーム製品の合衆国への輸入が、当該構成部品に関する間接的迂回の結果として増加していることの合理的見込みがあるかないか

(B)(i) 当該構成部品がすでに (1984 年通商関税法第 804 条に定義する) 二国間協定の実施を助けるために監視の対象となっているかないか。

(ii) 当該構成部品に関連し、かつ、当該構成部品が生産された国と同一の外国で生産された商品が、第 704 条若しくは第 734 条の規定に基づき停止された調査又はこの編若しくは第 303 条の規定に基づき発せられたアンチダンピング関税又は相殺関税命令に意味のある数量が対象となっているかないか。

(iii) 構成要素の生産者又は輸出者により生産又は輸出された商品で、当該商品と種類及び用途が類似するものが、少なくとも 2 回、第 704 条若しくは第 734 条の規定に基づき停止された調査又はこの編若しくは第 303 条の規定に基づき発せられたアンチダンピング関税又は相殺関税命令に意味のある数量で対象となっているかないか。

(3) 考慮する要素

(2)(A)の決定を行うに当たり、行政当局は、適当な場合、次の事項を考慮することができる。

(A) 当該構成要素の価格がダウンストリーム製品の価格との関係

(B) 当該構成要素が、組み込まれたダウンストリーム製品で実質的变化した程度

(C) 構成要素の生産者とダウンストリーム製品の生産者との関係

(4) 決定の公告

行政当局は、(2)に基づき行われた個別の決定を官報に公告しなければならない。(2)(A)に基づき行われた決定及び(2)(B)の各サブパラグラフに基づき行われたいずれかの決定が肯定的な場合、当該決定及び申立ての写を委員会に送付しなければならない。

(5) 司法審査の対象とならない決定

この法の他の規定にかかわらず、行政当局が(2)に基づき行った決定は、司法審査の対象とはならない。

(b) 委員会による監視

(1) 総則

申立てに関し、(a)(2)(A)に基づき行われた決定及び(a)(2)(B)の各号に基づき行われた決定が肯定的な場合、委員会はただちに、(a)(2)(A)に基づき行われた決定の対象であるダウンストリーム製品の貿易の監視を開始しなければならない。委員会が監視されているダウンストリー

ム製品の輸入が前四半期より5%以上増加していると認めた場合、委員会は、当該生産分野における全般的な経済状態の観点から、増加を分析する。

(2) 報告

委員会は、行政当局に対し、当該監視及び(1)に基づき行った分析に関して四半期毎の報告を行政当局へ行わなければならない。委員会は、当該報告が一般に入手可能としなければならない。

(c) 監視報告に基づく措置

行政当局は、(b)(2)に基づき委員会から送付された報告に含まれる情報を再検討し、次のことを行う。

(1) ダウンストリーム製品に関して、第702条(a)又は第732条(a)に基づく決定の中で当該情報を考慮する。

(2) 当該情報が、合衆国への輸入が増加していないこと及び構成部品に関して迂回の合理的見込みがないかことを示している場合、委員会に監視の中止を要請する。

(d) 定義

この条の適用において、

(1) 「構成部品」とは、輸入された製品であって次に該当するものをいう。

(A) (a)に基づく申立てが行われた日の前5年間に於いて次のいずれかの対象となったもの

(i) 従価15%以上の推定アンチダンピング関税又は相殺関税の供託を要求する、この編若しくは第303条の規定に基づき発せられたアンチダンピング関税又は相殺関税命令

(ii) 推定正味の相殺可能補助金額が、従価15%以上である、又は正常価格が、輸出価格（若しくは構成輸出価格）を上回る率の推定平均率が、従価15%以上である旨の決定を含む、行政当局によって行われた第703条(b)、第733条(b)(1)若しくは第303条の規定に基づく肯定的仮決定の後の、第704条、第734条若しくは第303条の規定に基づき発効した協定

(B) その固有の性質により、日常的に大部分がダウンストリーム製品の構成要素、組立部品又は材料として使用されるもの

(2) 「ダウンストリーム製品」とは、つぎに該当する製品をいう。

(A) 合衆国へ輸入されたものであり、かつ、

(B) 構成部品を組み込んであるもの

第781条 アンチダンピング関税又は相殺関税命令の迂回の防止

(a) 合衆国で完成又は組み立てられた商品

(1) 総則

行政当局は、次の場合、(e)に基づき委員会が提供する助言を考慮に入れた後、当該命令又は決定が有効である間であれば随時、当該命令又は決定の対象範囲の中に、合衆国での当該商品の完成又は組み立てに使用される(B)に規定する部品又はコンポーネントを含めることができる。

(A) 合衆国で販売されている商品が次のいずれかの対象となる商品と同類のものであり、

(i) 第736条に基づき発せられたアンチダンピング関税命令

(ii) 1921年ダンピング防止法に基づき発せられた決定

(iii) 第706条又は第303条に基づき発せられた相殺関税命令

(B) 合衆国で販売されるそのような商品が当該命令又は決定が適用される外国で生産された部品又はコンポーネントから合衆国で完成され又は組み立てられており、

(C) 合衆国での組み立て又は完成の工程が軽微なもの又は重大でないものであり、かつ、

(D) (B)に規定する部品又はコンポーネントの価額が当該商品の総価額の重要な部分である場合、

(2) 工程が軽微なもの又は重大でないものかどうかの決定

(1)(C)の組み立て又は完成の工程が軽微なもの又は重大でないものかどうかの決定に当たっては、行政当局は、

(A) 合衆国における投資の水準

(B) 合衆国における研究開発の水準

(C) 合衆国における製造工程の性質

- (D) 合衆国における製造施設の範囲
 - (E) 合衆国において行われた工程の価額が合衆国で販売される商品の価額の小さな割合であるか否か、
- を考慮に入れなければならない。

(3) 検討すべき要素

部品又はコンポーネントを(1)の相殺関税命令、アンチダンピング関税命令又は決定に含めるか否かを決定するに当たっては、行政当局は次のような要素を考慮に入れなければならない。

- (A) 貿易パターン（供給パターンを含む。）。
- (B) 部品又はコンポーネントの製造者又は輸出者が、(1)に規定する命令又は決定が適用される外国で製造された部品又はコンポーネントから合衆国で販売される商品を組み立て又は完成させる者と関係しているか否か。及び
- (C) 当該命令又は決定の発出に至った調査を開始した後に、当該外国で製造される部品又はコンポーネントの合衆国への輸入が増加したか否か。

(b) その他の外国で完成又は組み立てられる商品

(1) 総則

行政当局は、次の場合、(e)に基づき委員会が提供する助言を考慮に入れた後、当該命令又は決定が有効である間、随時、当該命令又は決定の対象範囲の中に、当該輸入商品を含めることができる。

- (A) 合衆国に輸入される商品が次のいずれかの対象である外国で製造された商品と同類のものであり、
 - (i) 第 736 条に基づき発せられたアンチダンピング関税命令
 - (ii) 1921 年ダンピング防止法に基づき発せられた決定
 - (iii) 第 706 条又は第 303 条に基づき発せられた相殺関税命令
- (B) 合衆国への輸入の前に、当該輸入商品が次のいずれかの商品から別の外国で完成され又は組み立てられ、
 - (i) 当該命令若しくは決定の対象となる商品、又は
 - (ii) 当該命令若しくは決定が適用される外国で製造された商品
- (C) (B)に規定する外国での組み立て又は完成の工程が軽微なものであるか又は重大ではないものであり、
- (D) アンチダンピング関税命令の適用される外国で製造される商品の価額が合衆国へ輸出される商品の全価額の重要な割合であり、
- (E) 当該命令又は決定の回避を防止するために、このパラグラフに基づく措置が適当であると行政当局が決定する場合、

(2) 工程が軽微なもの又は重大でないものかどうかの決定

(1)(C)の組み立て又は完成の工程が軽微なもの又は重大でないものかどうかの決定に当たっては、行政当局は、

- (A) 当該外国における投資の水準
 - (B) 当該外国における研究開発の水準
 - (C) 当該外国における製造工程の性質
 - (D) 当該外国における製造施設の範囲
 - (E) 当該外国において行われた工程の価額が合衆国へ輸入される商品の価額の小さな割合であるか否か、
- を考慮に入れなければならない。

(3) 検討すべき要素

外国で組み立てられ、又は完成された商品を(1)の相殺関税命令、アンチダンピング関税命令又は決定に含めるか否かを決定するに当たっては、行政当局は次のような要素を考慮しなければならない。

- (A) 貿易パターン（供給パターンを含む。）。
- (B) (1)(B)に規定する商品の製造者又は輸出者が、(1)(B)に規定する商品を合衆国にその後輸入される商品を組み立て又は完成させるために当該外国で使用する者と関係しているか否か。

- (C) 当該命令又は決定の発出に至った調査を開始した後に、(1)(B)に規定する商品の当該外国への輸入が増加したか否か。
- (c) 商品のささいな変更
- (1) 総則
- 次に掲げる調査又は命令の対象である商品の等級又は種類には、同一の関税分類であるかにかかわらず、形状又は外観がささいな点で変更された物品（ささいな加工処理をした原料農産品を含む。）を含むものとする。
- (A) この編に基づく調査
- (B) 第 736 条に基づき発せられたアンチダンピング関税命令
- (C) 1921 年ダンピング防止法に基づき発せられた認定
- (D) 第 706 条又は第 303 条に基づき発せられた相殺関税命令
- (2) 例外
- 行政当局が、変更された商品を、調査、命令又は認定の対象範囲に含めることが必要でないと決定した場合、パラグラフ(1)は、当該変更された商品については適用しない。
- (d) 後発開発商品
- (1) 総則
- この編又は第 303 条に基づき調査が開始された後に開発された商品（以下このパラグラフにおいて「後発開発商品」という。）が、当該調査の結果として、この編若しくは第 303 条の規定に基づき発せられたアンチダンピング関税又は相殺関税命令の対象範囲に含まれているかいないかの決定において、行政当局は、次のことを考慮しなければならない。
- (A) 後発開発商品が、当初の命令の対象産品（以下このパラグラフにおいて「先発商品」という。）と同じ一般的物理的特性を有しているかいないか。
- (B) 後発開発商品の最終購入者の期待が先発商品に対するものと同一であるかないか
- (C) 先発商品と後発開発商品の最終用途が同一であるかないか
- (D) 後発開発商品が先発商品と同じ取引経路で販売されているかいないか
- (E) 後発開発商品が先発商品と類似した方法で宣伝及び陳列されているかいないか
- 行政当局は、このサブパラグラフに基づく決定を行うにあたり、サブセクション(e)に規定する委員会の助言を考慮しなければならない。
- (2) 命令からの除外
- 行政当局は次のいずれかの理由にのみ基づいて後発開発商品を命令から除外してはならない。
- (i) 当該商品が、提訴又は以前に行政当局が手続中に行った公告において特定した関税分類とは異なる関税分類に分類されていること
- (ii) 当該商品が、購入者にとって追加的機能（その機能が当該商品の主要な用途を構成するものであり、かつ、当該追加機能の費用が当該商品の総生産費の重要な割合以上を占めているものを除く。）を有していること
- (e) 委員会の助言
- (1) 提案された行為の委員会への通知
- 委員会が、肯定的損害決定を行ったアンチダンピング関税又は相殺関税命令又は認定に関して、次の決定を行う前に、行政当局は、当該アンチダンピング関税又は相殺関税命令又は認定についての包含案を委員会に通知しなければならない。
- (A) 合衆国で完成又は組み立てられた商品に関してサブパラグラフ(a)に基づく決定（ささいな完成又は組立を除く。）
- (B) 外国で完成又は組み立てられた商品に関してサブパラグラフ(b)に基づく決定
- (C) 著しい技術上の進歩若しくは先発商品の著しい変更を含む後発開発商品に関してサブパラグラフ(d)に基づく決定
- 法律の他の規定にかかわらず、ある商品がこのパラグラフに基づく通知を必要とする種類のものであるかないかについての行政当局の決定は司法審査の対象とはならない。
- (2) 協議の要請
- (1)に基づく通知の受理後、委員会は当該商品の包含案に関して行政当局に協議を要請することができ、行政当局は委員会と協議を行わなければならない、当該協議は、要請の日から 15 日以内に完了しなければならない。

(3) 委員会の助言

(2)に基づく協議の後、委員会が、包含案により、損害要件について重大な問題が発生すると信じる場合、包含が命令又は認定の基礎となった委員会の肯定的決定と矛盾するかしないかについて、行政当局へ書面による助言を行うことができる。委員会が当該書面による助言を行うと決定した場合、委員会は、ただちに行政当局へその意図を通知し、かつ、(1)に基づく通知の日から 60 日以内に当該助言を行わなければならない。外国で生産された部品又はコンポーネントから合衆国で完成又は組み立てられた商品についての委員会の助言を明確にするため、委員会は、当該部品又はコンポーネントの全体の包含が、その以前の肯定的決定と矛盾しないか否かを検討するものとする。

(f) 行政当局の決定についての期限

行政当局は、最大限実行可能な限り、この条に基づく相殺関税又は不当廉売防止の迂回に関する調査の開始の日から 300 日以内にこの条に基づく決定を行わなければならない。

第 782 条 調査及び行政再審査の規範

(a) 相殺関税又はアンチダンピング関税の調査及び再審査における自発的反応の取扱

行政当局が第 777A 条(c)(2)又は第 777A 条(e)（どちらでも適用可能な方）に基づき調査の対象となる輸出者又は生産者の数を制限し、又は、国別の単一税率を決定したサビタイトル A 若しくは B の調査又は第 751 条の再審査においては、行政当局は、次に該当する場合、当該条文に基づく個別の審査のために当初選ばれなかった輸出者又は生産者が、審査のために選ばれた輸出者又は生産者に対して要求される情報を行政当局に提出したときは、個別の相殺可能な補助金率又は個別の加重平均ダンピングマージンを確定する。

(1) 指定された日までに次の情報がしかるべく提出され、

(A) 審査のために当初選ばれた輸出者又は生産者についてのもの、又は

(B) 行政当局が国別の単一税率を決定した相殺関税の場合、当該政府についてのもの、

かつ、

(2) 当該情報を提出した輸出者又は生産者の数があまり多くなく、当該輸出者又は生産者の個別の審査が不当な負担となり、タイムリーな調査終了を阻害しない場合。

(b) 提出資料の認証

この編の手續に関連して提訴者又はその他の利害関係者の代わりに行政当局又は委員会に対して事実関係の情報を提出しようとする者は、当該情報がその者の知り得る限りにおいて正確、かつ、完全であることを認証しなければならない。

(c) 要件の充足についての困難

(1) 利害関係者からの通報

行政当局又は委員会からの要求を受けた後直ちに、行政当局又は委員会（場合に応じ）に対し、要求された形式及び方法で要求された情報を提出することができない旨を十分な説明と共に利害関係者が通報し、情報提出を行うことが可能な別の形式について示唆した場合、行政当局又は委員会（場合に応じ）は、要求した形式及び方法で当該情報を提出するための利害関係者の能力を検討し、当該関係者に対して不合理な負担を課すことを避けるために必要な限りにおいて、当該要求を修正することができる。

(2) 利害関係者に対する援助

行政当局及び委員会は利害関係者、特に小規模企業がこの編に基づく調査及び再審査に関連して行政当局又は委員会から要求される情報を提供するに当たり経験する困難を考慮しなければならない。当該情報の提供に当たり現実的な援助を利害関係者に与えなければならない。

(d) 不備な提出資料

行政当局又は委員会がこの編に基づく情報要求に対する反応が要求に合致せず、行政当局又は委員会（場合に応じ）が直ちに情報を提供した者に対して不備の性質を通知しなければならない。実行可能な限り、この編の調査又は再審査の終了のために確定された期限の内は当該不備を修復又は説明する機会を与えなければならない。その者が当該不備への反応として追加情報を提出し、かつ、

(1) 行政当局又は委員会（場合に応じ）が当該反応は不十分であると決定し、又は

(2) 適用される期限内に当該反応が提出されない

場合、行政当局又は委員会（場合に応じ）は、(e)に従い、当初及び追加の反応の全て又は一部

を無視することができる。

(e) 特定の情報の使用

第 703 条、第 705 条、第 733 条、第 735 条、第 751 条又は第 753 条の決定を下すに当たっては、行政当局及び委員会は、次の場合、利害関係者から提出され、決定のために必要ではあるが、行政当局又は委員会が確定した適用可能な要件のすべてを満たしてはいない情報を検討することを忌避してはならない。

- (1) 当該情報とその提出期限までに提出され、
- (2) 当該情報が検証可能であり、
- (3) 適用可能な決定に達するための信頼すべき基礎とはなり得ない程には不十分ではなく、
- (4) 利害関係者がその能力の限り情報の提供及び当該情報に関し行政当局又は委員会が確定した要件の充足のために行動したことを示し、かつ、
- (5) 当該情報は不当な困難もなく使用できる。

(f) 提出資料の不受理

行政当局又は委員会が、この編の調査又は再審査において提出された何らかの情報を記録として受理することを忌避するときは、行政当局又は委員会は、実行可能な限りにおいて、情報を提供した者に対して当該情報を受理しない理由の説明を書面により行う。

(g) 情報に関する一般のコメント

この編の一連の手続の中で、期限内に行政当局又は委員会に提出された情報は、行政当局又は委員会が定める合理的な期間の間、当該手続のその他の関係者からのコメントの対象になるものとする。行政当局及び委員会は、第 705 条、第 735 条、第 751 条又は第 753 条の最終決定を行う前に、情報を収集することを停止し、行政当局又は委員会（場合に応じ）が得た情報のうち、関係者がそれまでコメントする機会がなかったものに対してコメントする最終の機会を与えなければならない。新たな事実関係の情報を含むコメントは無視されるものとする。

(h) 関心の欠如による調査の取り止め又は命令の撤回

行政当局は、

- (1) 第 706 条又は第 736 条の命令の公布の前に、国内同種製品の生産の実質的にすべてを占める生産者が命令の発出に対して関心の欠如を表明したと行政当局が決定する場合、国内産同種製品に関するサブタイトル A 又は B の調査を取り止めることができ、及び
- (2) 国内同種製品の生産の実質的にすべてを占める生産者が命令又は調査の中止に対して関心の欠如を表明したと行政当局が決定する場合、国内産同種製品に関する第 706 条若しくは第 736 条に基づき発せられた命令を撤回し、又は国内産同種製品に関する第 704 条若しくは第 734 条に基づき中止された調査を取り止めることができる。

(i) 検証

行政当局は、次の行為を行う上で依拠したすべての情報を検証しなければならない。

- (1) 調査における最終決定
- (2) 第 751 条(d)の撤回
- (3) 次の場合、第 751 条(a)に基づく再審査における最終決定
 - (A) 第 771 条(9)(C)、(D)、(E)、(F)又は(G)に規定する利害関係者が検証を適時に要請し、かつ、
 - (B) 検証のための正当な理由が示されれば、この条文が適用されるべきでないときを除き、同一の命令、決定又は通知に係る直前 2 回の再審査及び決定において、このサブパラグラフに基づく検証が行われていなかった場合。

第 783 条 第三国からの不当廉売提訴

(a) 提訴の提出

WTO加盟国政府は、次の決定を行うために調査を行うことを要求する提訴を通商代表に提出することができる。

- (1) 別の国からの輸入品が合衆国内で公正価格未満で販売されているか否か。
- (2) 提訴国の産業が当該輸入品を理由として実質的な損害を受けているか否か。

(b) 開始

通商代表は、行政当局及び委員会と協議し、WTOの物品の貿易に関する理事会の承認を得た上で、(a)の調査を開始するか否かを決定しなければならない。

(c) 決定

この条の調査を開始するに当たっては、通商代表は、この編の他の規定にかかわらず、通商代表の規定する実質的及び手続的な要件にしたがって、次の決定を行うことを要求しなければならない。

- (1) 行政当局は、対象となる商品の合衆国への輸入品が公正価格未満で販売されているか否かを決定しなければならない。
- (2) 委員会は、提訴国における産業が対象となる商品の合衆国への輸入により実質的に損害を受けているか否かを決定しなければならない。

(d) 公開のコメント

公開のコメントのための機会を次の適当な方法により与えなければならない。

- (1) (b)に基づき要求される決定の際には、通商代表が当該機会を与える。
- (2) (c)に基づき要求される決定の際には、行政当局及び委員会が当該機会を与える。

(e) 命令の発出

行政当局が(c)(1)に基づき肯定的決定を行い、かつ、委員会が(c)(2)に基づき肯定的決定を行う場合、行政当局は、第 736 条に従ってアンチダンピング関税命令を発出しなければならないが、第 736 条に基づき要求されるその他の措置を執らなければならない。

(f) 決定の再審査

第 516A 条又は第 751 条の再審査のために、(e)の命令が発出される場合、この条に基づく行政当局及び委員会の最終決定を第 735 条に基づき行われた最終決定として取り扱わなければならない。

(g) 情報に対するアクセス

第 777 条は、通商代表が行政当局及び委員会と協議の上で定める範囲において、この条に基づく調査に適用する。

第VIII編 一定のたばこの輸入に適用可能な要件

第 801 条 定義

この編において、

(1) 長官

「長官」とは別段の指示がない限り、財務長官をいう。

(2) 最小包装

「最小包装」とは、最も内側のセロハン又はその他の透明な包装及びラベルの内側の耐久性のある包装をいう。警告その他の表示は、当該最小包装に直接印刷され、かつ、ステッカー又はその他これに類するものに印刷されていないときに限り、「耐久性のある表示がされた」とみなす。

第 802 条 定義

(a) 通則

(b)に規定する場合を除き、たばこは次のいずれをも満たす場合に限り合衆国へ輸入することができる。

- (1) これらのたばこの原製造者が、連邦たばこ表示及び広告法第 7 条(15 U. S. C. 1335a)に規定する当該たばこの製造において添加した成分の一覧を、時期を逸せず厚生長官に提出し、又は提供することを確約している。
- (2) 連邦たばこ表示及び広告法第 4 条(15 U. S. C. 1333)に規定する正確な警告表示を規定するおりの様式で次のいずれにも耐久性のある表示がされていること
 - (A) 当該たばこのすべての最小包装
 - (B) 当該たばこが販売に供され、又はその他の場合で消費者に配送されたときの包み、箱、又は容器
- (3) 当該たばこの製造者又は輸入者が、連邦たばこ表示及び広告法第 4 条(c)(15 U. S. C. 1333(c))に基づく連邦取引委員会が認可したローテーション計画を遵守すること
- (4) 当該たばこに当該たばこについての合衆国に登録された商標が付されている場合、当該たばこの合衆国に登録された商標の所有者（又は当該所有者のために行動することを認められ

た者)が当該たばこの合衆国への輸入を承認していること。

(5) 輸入者がエントリーの時点で(c)に規定する証明のすべてを提出していること。

(b) 除外

次のいずれかの条件を満たすたばこは(a)に規定する要件を満たすことを要しない。

(1) 個人的使用に供するたばこ

合衆国関税率表第98類第4節に基づき関税及び消費税の免除を受けることのできる個人的使用の数量で合衆国へ輸入されるたばこ

(2) 試験用に合衆国へ輸入されるたばこ

試験用のみを目的に合衆国へ輸入されるたばこ、当該目的に適する数量のもの。ただし、偽証について制裁が科される条件のもとで、輸入者が、たばこのエントリーの時に、荷受人(又は当該荷受人から委任された者)が署名した荷受人が、たばこの製造者、連邦若しくは州政府の公務員若しくは大学であるか又は真に研究を行うことを確約して、かつ、当該たばこを試験用にのみ使用し、合衆国の国内消費に販売しないことを長官が求めによりこれらの事実を示すことの誓約を提出した場合に限る。

(3) 非商業的使用、再輸出又は再包装を目的とするたばこ

次のいずれのも該当するたばこ

(A) 当該たばこの合衆国に登録された商標の所有者(又は当該所有者のために行動することを認められた者)が当該たばこの合衆国への輸入を承認していること。

(B) 輸入者が製造者又は輸出倉庫(又は当該製造者又は輸出倉庫から委任された者)が偽証について制裁が科される条件のもとで、署名した、当該たばこに関して、配送されるたばこが(A)に規定する条件のもとで当該たばこの取引につき、当該取引のすべての段階で(a)の(1)、(2)及び(3)並びに適用される範囲で1986年内国歳入法典第5764条(a)(1)(B)及び(C)を満足するときまで当該たばこを国内市場で取引しない旨を確約する誓約を提出していること

この条において、商標が合衆国特許商標庁に、1946年7月5日の法律(一般に1946年商標法として知られる。)第1編の規定に基づき登録され、当該商標の登録証明書の写しが財務長官に受理された場合、商標が合衆国に登録されたものとする。財務長官は、受理された商標の現在の一覧を利害関係者が入手可能とするものとする。

(c) たばこの輸入に必要な税関への証明

(a)(5)を遵守するためにたばこの輸入者がエントリーの時点で提出しなければならない署名は次のとおりとする。

(1) 当該たばこの製造者又はその委任を受けた者の署名した、当該たばこについて、当該生産者が厚生長官に対し、連邦たばこ表示及び広告法第7条(15 U. S. C. 1335a)に基づき必要な成分報告情報の時期を得た提出を行っており、かつ、提出を継続する旨の偽証罪の制裁のもとで宣誓した証明

(2) 当該輸入者又はその委任を受けた者の署名した、次のことについて偽証罪の制裁のもとで宣誓した証明

(A) 連邦たばこ表示及び広告法第4条(15 U. S. C. 1333)に規定する正確な警告表示を規定するとおりの様式で次のいずれにも耐久性のある表示がされている

(i) 当該たばこのすべての最小包装

(ii) 当該たばこが販売に供され、又はその他の場合で消費者に配送されたときの包み、箱、又は容器

(B) 合衆国に輸入されるたばこについて、輸入者が、連邦たばこ表示及び広告法第4条(c)(15 U. S. C. 1333(c))に基づく連邦取引委員会が認可したローテーション計画を遵守し、かつ、遵守を続けること

(3)(A) 当該たばこに当該たばこについての合衆国に登録された商標が付されている場合、当該たばこの合衆国に登録された商標の所有者(又は当該所有者のために行動することを認められた者)が当該たばこの合衆国への輸入を承認していることについての偽証罪の制裁のもとで宣誓して商標の所有者(又は当該所有者のために行動することを認められた者)が署名した証明

(B) 輸入者又はその委任を受けた者の署名した、(A)に規定する事項について偽証罪の制裁のもとで宣誓した証明は、効力を有する間、厳正なものであり、取り消せないものとする。

長官は、たばこの合衆国へのエントリー前に、長官に対し、偽証罪の制裁のもとで署名された書面により、電子提出に含まれるすべての情報の正確性及び完全性を立証した者がにつき、この条に基づく証明の電子的に提出することを要請した場合、この条に基づく証明の電子的に提出することを規則により規定することができる。

第 803 条 執行

(a) 制裁金

第 802 条の規定に違反した者は、税及び法律に規定するその他の制裁の他に、各違反について 1,000 ドル又は当該違反の対象のたばこにつき 1986 年内国歳入法典第 52 章の規定により課せられる税の 5 倍をいずれか大きい額の制裁金を課する。

(b) 没収

第 802 条の規定に違反し、又はその要件に合致しない合衆国に輸入され、又は輸入しようとしたたばこ製品、たばこまき紙又はたばこ用パイプは、合衆国に没収されるものとする。法律の他の規定にかかわらず、この編に基づき没収されたたばこは滅却されるものとする。

第 VIII 編 針葉樹材

第 801 条 略称、目次。

(a) 略称

この編は、「2008 年針葉樹木材法」として引用することができる。

(B) 目次

この編の目次は次のとおりとする。

第 VIII 編 針葉樹材

第 801 条 略称、目次

第 802 条 定義

第 803 条 針葉樹材輸入申告制度の創設

第 804 条 針葉樹材輸入申告制度の対象範囲

第 805 条 輸出手数料の決定及び公表

第 806 条 調整

第 807 条 検証

第 808 条 罰則

第 809 条 レポート

第 802 条 定義。

この編において、

(1) 適当な議会委員会

「適当な議会委員会」とは、上院財政委員会及び下院歳入委員会をいう。

(2) 輸出国

輸出国とは、合衆国へ、針葉樹材又は針葉樹材製品を輸出する国(その国の政治的区分を含む)をいう。

(3) 合衆国関税法

「合衆国関税法」とは、合衆国税関国境保護局が執行又は管理する法令をいう。

(4) 輸出手数料

「輸出手数料」とは、第 804(a)に規定する針葉樹木材又は針葉樹木材製品を輸出する国と合衆国との間で締結された国際協定に基づき当該国が徴収する税金、手数料その他の手数料をいう。

(5) 輸出価格

(A) 一般

「輸出価格」という用語は、次のいずれかをいう。

(i) 針葉樹木材及び一次加工のみが行われた針葉樹木材製品にあつては、輸出前に最後の一次加工が行われた施設における FOB と算定される値。

(ii) (I) (II)に掲げる針葉樹材又は軟材製品にあつては、当該原木又は製品が最後に一次加工を受けた施設における FOB として算定される価額。

(II) このサブクローズに規定する針葉樹材木材又は針葉樹材木材製品とは、木材又は輸出

- する前に次のいずれにも該当する製造者が最後に製造した製品をいう。
- (aa) 輸出国から与えられた伐採権を持たない
 - (bb) 立木を輸出国から直接調達していない
 - (cc) 輸出国から直接に立ち木を取得した者又は伐採権を有する者との関係がない。
- (iii) (I) (II)に規定する針葉樹の木材又は針葉樹の木材製品にあつては、輸出前に製品が最後に加工された施設における FOB と定められる値。
- (II) このサブクローズに規定する針葉樹材木材又は針葉樹材木材製品とは、木材又は製品であつて、輸出される前に次のいずれかに該当する製造者製造者が最後に再製造したものをいう。
- (aa) 輸出国によって与えられた伐採権を持つ
 - (bb) 輸出国から立木直接入手した
 - (cc) 輸出国から直接に立木を取得した者又は伐採権を有する者との関係がある。
- (B) 関係者
このパラグラフの適用において、次の場合、ある人は他の者と関係があるとする。
- (i) その者が 1986 年内国歳入法典第 152 条(a)にいう他人と関係を有する場合
 - (ii) その者が、同法典第 267 条(b)にいう他人と関係を有する場合。ただし、「5%」を「50%」に読み替えるものとする。
 - (iii) その者及び当該他の者は、同法典第 1563 条 (a) に定義する法人の管理者の一員である。5%」を「80%」に読み替えるものとする。
 - (iv) その者が当該他の者の役員又は取締役である
 - (v) その者が当該他の者の使用者であること。
- (C) 伐採権
このパラグラフの適用において、「伐採権」とは、輸出国により付与された公有地から木材を伐採する権利をいう。
- (D) FOB が決定できない場合の輸出価格
- (i) 一般
 - (A) の (i)、(ii)又は(iii)に規定する針葉樹木材又は針葉樹木材製品のうち FOB 価格が算定できないものについては、輸出価格は、当該輸出国において独立企業間取引により販売された同一の木材又は製品について、当該輸出木材又は製品とほぼ同時期の市場価格とする。市場価格は、次に掲げる優先順位により定めるものとする。
 - (I) 輸出された材木または製品と実質的に同じ取引レベルであるが数量が異なる材木または製品の市場価格。
 - (II) 輸出された材木や製品とは取引のレベルが異なるが、数量が類似している材木や製品の市場価格。
 - (III) 輸出された材木または製品とは異なる取引レベルで、かつ異なる数量で販売された材木または製品の市場価格。
 - (ii) 取引の水準
 - (i) の適用において、「取引の水準」は、連邦規則集(2008年1月1日現在)第 19 卷第 351. 412 条(c)に定める方法と同一の方法により決定する。
- (6) F. O. B.
「F. O. B.」とは、購入者が支払うべき全ての費用からなる価格をいい、これには、発送のための輸送機関への商品の積み込みにかかる費用も含まれるが、実際の送料及び輸出費用は含まれない。
- (7) HTS
「HTS」とは 2008 年 1 月 1 日に効力を有する合衆国関税率表(19U. S. C. 第 1202 条)をいう。
- (8) 者
「者」には、個人、パートナーシップ、企業、協会、組織、企業信託、政府機関又は合衆国の管轄権の対象となるその他の団体が含まれます。
- (9) 合衆国
「合衆国」とは、HTS 注 2 に定義する合衆国の関税領域をいう。

(a) 計画の策定

(1) 一般

大統領は、第 804 条(a)に規定する針葉樹木材及び針葉樹木材製品の輸入に関し、輸入者申告制度を設け、維持しなければならない。輸入者申告制度は、第 804 条(a)に規定する針葉樹木材及び針葉樹木材製品の輸入者に対し、(b)に基づいて必要とされる情報を提供し、かつ、(c)に必要とされる情報を宣言することを要求し、かつ、当該情報がインポートサマリー書類に添付されることを要求する。

(2) 電子記録

(2) 電子記録-大統領は、(b)に基づいて要求される輸入者情報及び(c)に基づいて要求される宣言を含む電子記録を作成しなければならない。

(b) 要求される情報

大統領は、第 804 条(a)に規定する針葉樹木材及び針葉樹木材製品を輸入しようとする者に対し、次の情報の提出を求めるものとする。

(1) 針葉樹木材及び針葉樹木材製品の個別の船積みごとの輸出単価。

(2) (b)(1)に規定する輸出価格に第 805 条に従って商務省国際貿易次官が決定し公表した百分率を適用して計算された針葉樹木材又は針葉樹木材製品の各出荷に適用される推定輸出価格（ある場合）。

(c) 輸入者の宣言

第 804 条(a)に規定する針葉樹木材及び針葉樹木材製品を輸入しようとする者は、大統領が定める手続に従い、次の事項を宣言しなければならない。

(1) その者が、輸出者に適切な文書を求めること及び第 805 条(b)に従って商務省の国際貿易担当次官が公表した決定について協議することを含め、適切な調査を行ったこと

(2) その人の知識と信念を最大限に活用して

(A) (b)(1)に従って提供される輸出価格が第 802 条 (5) に規定する定義に従って決定されること；

(B) (b)(1)に従って提供される輸出価格が、輸出許可書に記載されている輸出価格（ある場合）と一致していること

(C) 輸出者は、次に従って支払うべきすべての輸出代金を支払ったか、または支払うことを約束した。

(i) 輸出国と合衆国との間で締結された国際協定に基づいて算定される数量、輸出価格及び輸出手数料率（存在する場合）に従って算定される

(ii) 第 805 条(b)に従って国際貿易担当次官が公表した輸出手数料の決定と整合的である。

第 804 条 針葉樹材輸入者宣言制度の対象範囲。

(a) 制度に含まれる製品

次の製品は、第 803 条に基づいて設定される輸入者宣言制度の対象となる。

(1) 一般

HTS の第 4407. 10. 00 号、第 4409. 10. 10 号、第 4409. 10. 20 号又は第 4409. 10. 90 号に分類されるすべての針葉樹木材及び針葉樹木材製品(次の針葉樹木材、床材及び壁材を含む。)

(A) 針葉樹の木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

(B) 針葉樹の壁材(さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したもの（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)

(C) その他の針葉樹の木材(さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したもの（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)

(D) 針葉樹の床材(さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したもの（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)

- (E) 針葉樹のドリル材、ノッチ材、アングル材。
- (2) さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工した産品
HTS の第 4409. 10. 05 号に分類される、その端又は側縁に沿ってさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工したもの。
- (3) その他の木材製品
(b)又は(c) に別段の定めがある場合を除き、HTS の第 4418. 90. 46. 95 号、第 4421. 90. 70. 40 号又は第 4421. 90. 97. 40 号に分類される側桁、ラジアスカットボックススプリングフレーム部品、フェンスピケット、トラス部品、パレット部品、ドアおよび窓枠部品である針葉樹木材製品
- (b) 制度除外される製品
次の製品は、第 803 条に基づいて設定される輸入者宣言制度から除外される。
- (1) トラス及びトラスキット (HTS の第 4418. 90 号に適切に分類されるものに限る。)
- (2) I 形ジョイスト梁。
- (3) 組み立てられたボックススプリングフレーム。
- (4) パレット及びパレットキット (HTS の第 4415. 20 号に適切に分類されるものに限る。)
- (5) ガレージドア。
- (6) HTS の第 4421. 90. 97. 40 号に分類される端部接着木材。
- (7) 完成品であるドアフレーム
- (8) 完全なウィンドウフレーム。
- (9) 家具。
- (10) 一時的に合衆国に持ち込まれた物品であって、HTS の第 98 類第 8 節の規定に基づいて関税が免除されるもの。
- (11) 身の回り品。
- (c) 特定の製品の例外
次の針葉樹木材製品は、第 803 条に基づいて設定される輸入者宣言制度から除外される。
- (1) 横梁ばり(ランナー用パレット部品)で
(A) フォークリフトのブレードを適切に収容するために、側面に少なくとも 2 つのノッチを持ち、中心から等距離に配置されており
(B) HTS の第 4421. 90. 97. 40 号に分類される。
- (2) 箱ばね枠
(A) 一般
次に該当する箱ばね枠キット
(i) 次のものを含むキットであること
(I) 木製サイドレール 2 本;
(II) 木製端部(または上部)レール 2 本;および
(III) 様々な数の木製スラット
(ii) サイドレールと端部レールの両端が放射状になっている。
- (B) 包装:
(A) に規定するキットは、個別に包装されなければならない、また、通関書類に記載された箱ばね枠を製造するために必要な正確な数の木製部品を含み、それ以上の処理を必要としなものである。パッケージに含まれるいかなる構成要素も、実際の厚さが 1 インチ、長さが 83 インチを超えてはならない。
- (3) 円形箱ばね枠構成部品
円形箱ばね枠構成部品で、実際の厚みが 1 インチ以下、長さが 83 インチ以下のもの。基板の両端に円形カットがあり、1 つのコーナーを完全に丸めるように実質的にカットされている場合で、追加加工なしで組み立てができるもの。
- (4) 棒杭
更なる加工を必要とせず、HTS の 4421. 90. 70 号に適切に分類される棒杭であって、実際の厚さが 1 インチ以下、幅が 8 インチ以下及び長さが 6 フィート以下であり、かつ、棒杭として明確に識別されるフィニアル又は装飾的なカッティングを有するもの。くの字型の柵にあつては、木板の角を切断し、二等辺三角形の形状で、辺が四分の三インチ以上の木片を除去したもの。
- (5) 合衆国原産木材

合衆国を原産とする木材で、ささない加工用に他の国に輸出され、合衆国に輸入されるもので次のいずれにも該当するもの

- (A) 他の国で行われている処理は、窯での乾燥、平滑なサイズの板を作るための平削り及び研磨に限られている
- (B) 輸入者は、その材木が合衆国で生産されたものであることを輸入時に合衆国税関国境保護局に証明する。

(6) 針葉樹木材

合衆国で生産された針葉樹木材又は針葉樹木材製品のうち、輸入業者、輸出業者、外国加工業者または合衆国原産の生産者が、合衆国税関および国境保護局に対し、輸入され、合衆国で生産されたものとして記録された針葉樹木材が合衆国で最初に生産されたものであることを証明した場合。

(7) 住宅用ホームパッケージ又はキット

(A) 一般

輸入者が次の要件を満たしていることを宣言した場合は、HTS の分類にかかわらず、1つの家庭住宅用ホームパッケージ又はキットに含まれる針葉樹木材又は針葉樹木材製品。

(i) パッケージ又はキットは、指定された計画、設計又は青写真に沿って製造された少なくとも 700 平方フィートの家を生産するのに必要な計画、設計又は青写真に指定された数の木片の完全な包装を構成する。

(ii) パッケージ又はキットには次のものが含まれます。

(I) 必要なすべての内部および外部のドアと窓、釘、ねじ、接着剤、床下、外装、梁、支柱、およびコネクタ;および

(II) 購入契約に含まれている場合は、平面図、設計図、または青写真に指定されているデッキ、トリム、乾式壁、屋根板。

(iii) 輸入に先立って、パッケージ又はキットは、特定のホーム・デザイン、プラン、または青写真を参照する有効な購入契約に従って完全なホーム・パッケージまたはキットを販売する合衆国の小売業者に販売され、契約は輸入業者と関係のない顧客によって署名される。

(iv) パッケージ又はキットの一部として申告される針葉樹木材製品は、一の申告であっても複数の日に複数の申告であっても、合衆国税関・国境保護局の輸入通関手続に合致する住宅設計、設計又は設計図によって指定された単一家屋の建設のみに使用されるものとする。

(B) 家庭用パッケージ及びキットに必要な追加書類

(A) (i) から (iv) までに記載された製品の各申告について、次の書類が輸入者によって保管され、合衆国税関及び国境保護局の要請に応じて利用可能とされなければならない。

(i) 合衆国の税関申告書に適合する適切な住宅設計、設計、または設計図のコピー。

(ii) 輸入者と提携していない顧客によって署名されたホームキットまたはパッケージの小売業者からの購入契約。

(iii) 合衆国に輸入されるパッケージまたはキットに含まれるすべての部品のうち、当該製品の輸入対象となるホームデザイン、プラン、または青写真に適合するものの一覧。

(iv) 単一の契約に複数の申告が含まれる場合は、個々の出荷に含まれるすべての品目の識別 (iii) に基づくリストが必要である。

(d) 対象産品

製品が輸入者輸入者宣言制度の対象となるかどうかを判断するために、大統領は、この条に規定する製品の定義に従うものとする。

第 805 条 輸出課徴金の決定及び公表。

(a) 決定

商務省の国際貿易担当次官は、輸出国が、合衆国との間で締結された国際協定の遵守を確保するために、第 804 条(a)に規定する針葉樹木材又は針葉樹木材製品の輸出者から徴収する輸出課徴金(輸出価格のパーセンテージとして表される)を毎月決定する。

(b) 公表

国際貿易担当次官は、(a)に基づいて行われた決定を直ちに商務省国際貿易管理局のウェブサイトその他の方法で国際貿易担当次官が適切と認めるものに公表するものとする。

第 806 条 調整

財務長官は、第 804 条(a)に規定する針葉樹木材又は針葉樹木材製品の輸出国と合衆国との間で締

結された国際協定の適切な実施及び運用を確保するため、調整を行うものとする。財務長官は、次に掲げる事項について調整を行うものとする。

- (1) 合衆国の輸入者が第 803 条(b)(1)に従って宣言した輸出価格であって、輸出国によって合衆国に報告された輸出価格がある場合は、その輸出価格。
- (2) 合衆国の輸入者が第 803 条(b)(1)に従って宣言した輸出価格であって、修正後の輸出価格が輸出国によって合衆国に報告されたもの（ある場合）。

第 807 条 検証

(a) 一般

財務長官は、第 803 条(c)に従って合衆国輸入者が行った申告を定期的に検証しなければならない。これには、次のことを行うか否かを決定することが含まれる。

- (1) 合衆国の輸入者が第 803 条(b)(1)に従って宣言する輸出価格は、輸出国が発行した輸出許可書に記載されている輸出価格（もしあれば）と同じである；および
- (2) 第 803 条(b)(2)に従って合衆国輸入者が申告した推定輸出手数料は、第 805 条(b)に従って国際貿易次官が公表した決定と矛盾しない。

(b) 書類と記録の検証

(1) 一般

第 803 条に基づいて要求される輸入者申告プログラムに関する記録は、この法律の第 5 編に基づいて維持及び作成することが要求される記録として取り扱われる。

(2) 記録の審査

財務長官は、第 803 条(c)に従って行われた宣言が真実かつ正確であることを確認するために必要であると長官が決定したときは、第 509 条に基づいて、当該措置をとり、当該記録を審査する権限を有する。

第 808 条 制裁

(a) 一般

何人も、この編の違反を知らずながら針葉樹木材又は針葉樹木材製品を合衆国に輸入することは違法である。

(b) 制裁金

(a)に規定する違法行為を行った者は、知ることができた違反行為につき 1 万ドルを超えない民事罰を科される。

(c) その他の罰則

(b)に定める罰則に加えて、この編の違反であって、合衆国の他の関税法に違反するものは、差押および没収を含め、第 804 条(a)に記載されている針葉樹木材および針葉樹木材製品の輸入に関して当該関税法または合衆国法典第 18 編に基づいて課される可能性のある制裁金及び刑事罰の対象となる。

(d) 刑罰を科すに当たって考慮すべき要因

この条に基づいて査定されるべき制裁金の額を決定するに当たっては、その者によるこの編の過去の違反歴、その者の刑罰を支払う能力、違反の重大性、及び公正さが必要とするその他の事項を考慮しなければならない。

(e) 通知

この条の規定に違反した者に対しては、当該違反に関して口頭及び書面による通知及び陳述の機会が与えられない限り、本条に基づく刑罰を科すことはできない。

(f) 除外

次の場合は、この編の如何なる規定にも拘らず、かつ、限定されず、輸入者は、第 803 条(c)に違反したとは認定されない。

- (1) 当該輸入者が当該宣言に関し第 803 条(c)(1)に従って適切な照会を行ったこと；
- (2) 輸入者は、第 807 条(b)に従って維持管理される、宣言を実証する記録を作成する及び
- (3) 当該申告をした事実が虚偽であることを知っていたことを示す実質的な証拠がないこと。

第 809 条 報告

(a) 半期報告書

この編の発効日から 180 日以内に、その後 180 日ごとに、大統領は該当する議会委員会に次の事項の報告書を提出しなければならない。

- (1) 第 806 条に基づく調整及び第 807 条に基づく検証の記述；

- (2) 第 806 条に基づく調整及び第 807 条に基づく検証の対象となる合衆国輸入者が選択する方法の特定;
 - (3) 第 808 条に基づいて課される制裁金の特定;
 - (4) この編の不遵守パターンの特定
 - (5) この編のび施行において生じた問題又は障害の特定。
- (b) 補助金報告書
商務長官は、この編の発効日から 180 日以内に、その後 180 日ごとに、輸出国から提供される針葉樹木材及び針葉樹木材製品に対する補助金（立木補助金を含む）に関する報告書を、該当する議会委員会に提出しなければならない。
- (c) 合衆国会計検査院報告書
合衆国会計検査院長は、以下の報告書を適切な議会委員会に提出するものとする。
- (1) この編の制定日後 18 月以内に、第 806 条に基づく調整及び第 807 条に基づく検証の有効性に関する報告書
 - (2) 合衆国に針葉樹木材又は針葉樹木材製品を輸出する国が、当該国と合衆国との間で締結された国際協定を遵守しているかどうかについての報告書

1930 年 6 月 17 日午後 12 時 59 分成立